法務年鑑

令和４年

法　　務　　省

法 務 省 機 構 図

（令和４年12月31日現在）

〔備考　令和４年１月１日現在の機構図は、巻末見返しを参照〕

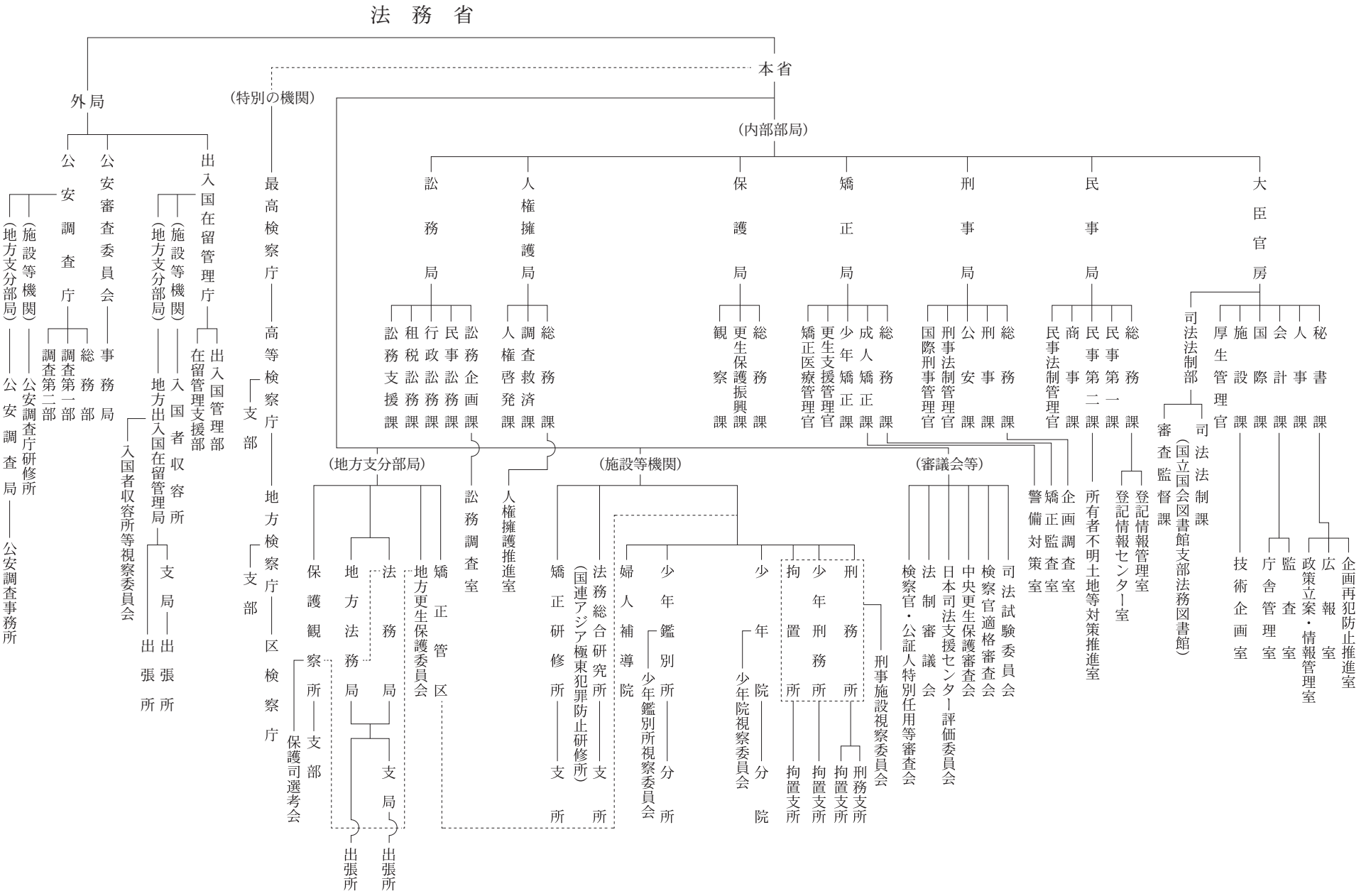

法務年鑑

令和４年

法　　務　　省

はしがき

1　この年鑑は、令和４年（令和４年１月１日から12月31日までの間）における、法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・特別の機関・外局）の業務運営状況を概観したものである。

2　この年鑑は、各部局、施設等機関及び外局が取りまとめた内容を司法法制部において編集したものであって、第１部「総説」では、法務省全体としての重点施策、組織、定員及び予算について概説し、第２部「業務の概況」では、各部門別に重要施策、その他の業務の概況を説明し、「付録」として、予算・決算、公布法務省主管法律一覧、その他の関係資料を掲載した。

3　編さんに当たり、関係各部門の御協力に対して、深く謝意を表する次第である。

令和５年11月

法務省大臣官房司法法制部

凡　　例

統計数字の末尾で四捨五入したものは、その計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

目　　次

法務省機構図（令和４年12月31日）　……　巻頭見返し

第１部　総　　説

第１　重点施策　……　3
第２　組　　織　……　20
　１　組織の変動　……　20
　２　組織の概況　……　20
第３　定　　員　……　33
第４　予　　算　……　34

第２部　業務の概況

本　　省

第１　内　部　部　局　……　37
　Ⅰ　大　臣　官　房　……　37
　　秘　　書　　課　……　37
　　〈業務の実施状況〉
　　１　行政改革関係　……　37
　　２　国の機関等の移転　……　39
　　３　個人情報保護関係　……　40
　　４　情報公開関係　……　42
　　５　国会関係　……　42
　　６　省庁横断的な重要施策関係　……　45
　　７　式典　……　47
　　８　公文書の接受等　……　47
　　〔広　報　室〕１　広報関係事務　……　47
　　２　報道関係事務　……　52
　　３　各種行事の実施状況　……　52
　　４　行政相談　……　54
　　５　防災・国民保護業務　……　54
　　〔政策立案・情報管理室〕１　行政情報化推進関係　……　54
　　２　情報システム関係　……　55

3　情報セキュリティ対策の強化 …… 56
4　政策評価関係 …… 56
5　証拠に基づく政策立案の推進 …… 57
6　男女共同参画関係 …… 57
7　青少年育成関係 …… 58
人　事　課 …… 59
1　定員関係 …… 59
2　叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数 …… 59
3　懲戒処分件数 …… 60
4　職員の兼業 …… 61
会　計　課 …… 62
1　令和５年度予算編成 …… 62
2　令和５年度法務省予算の概要 …… 62
3　令和４年度決算の概要 …… 65
4　適切な予算執行等の確保 …… 68
国　際　課 …… 70
〈重要施策の概要〉
1　国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）及びその成果の具体化 …… 70
2　国際仲裁 …… 71
〈業務の実施状況〉
1　国際人権関係 …… 71
2　国際犯罪関係 …… 71
3　法制度整備支援の推進に向けた取組 …… 72
4　二国間等協力・連携関係 …… 72
5　来省外国政府・国際機関職員等の受入れ …… 72
6　大臣等の海外出張 …… 73
施　設　課 …… 74
1　重要施策の概要 …… 74
2　年間業務の概要 …… 75
3　令和３年度法務省所管国有財産の概況 …… 77
厚生管理官 …… 79
〈業務の実施状況〉
1　職員の福利厚生等関係 …… 79
2　財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係 …… 79
3　災害補償関係 …… 79

4　共済組合関係 …… 79
司法法制部 …… 81
〈重要施策の概要〉
1　法教育 …… 81
2　法曹養成 …… 81
司法法制課　1　司法制度等に関する企画及び立案等 …… 82
2　法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進 …… 86
3　法制審議会に関する事項 …… 89
4　国立国会図書館支部法務図書館に関する事項 …… 89
5　法務に関する統計事務 …… 89
6　法務に関する統計資料の編さん及び刊行 …… 89
7　総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務 …… 90
審査監督課　1　外国法事務弁護士に関する事務等 …… 91
2　債権管理回収業の監督に関する事務 …… 95
3　認証ＡＤＲ制度に関する事務 …… 98
参事官 …… 100
〔法務図書館〕　1　沿革 …… 100
2　図書資料の収集 …… 101
3　管理業務 …… 102
4　図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング …… 102
5　図書情報検索システム …… 102
6　調査検索業務 …… 102
7　国立国会図書館中央館との連絡業務 …… 103
8　法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営 …… 104
Ⅱ　民事局 …… 106
〈重要施策の概要〉
1　法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度 …… 106
2　地図整備の推進 …… 106
3　戸籍事務へのマイナンバー制度導入 …… 107
4　無戸籍者の解消に向けた取組 …… 107
5　氏名の振り仮名の法制化の検討 …… 108

6　法人設立手続のオンライン・ワンストップ化 …… 108
7　新型コロナウイルス感染症の影響下における株主総会実務の支援 …… 108
8　所有者不明土地問題への取組 …… 109
9　実質的支配者リスト制度の創設 …… 110
10　民事訴訟手続のデジタル化 …… 111
11　民事訴訟手続以外の民事裁判手続のデジタル化 …… 111
12　船荷証券の電子化 …… 111
〈会同〉
中央会同 …… 112
〈法令立案関係〉 …… 113
〈大臣表彰〉
1　優良戸籍従事職員の表彰 …… 115
2　司法書士の表彰 …… 115
3　土地家屋調査士の表彰 …… 115
総務課　登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施 …… 115
民事第一課　1　電子情報処理組織による戸籍事務の処理 …… 115
2　後見登記に関する事項 …… 115
3　国籍事務に関する事項 …… 115
民事第二課　1　不動産登記に関する事項 …… 117
2　司法書士及び土地家屋調査士に関する事項 … 117
商事課　1　商業・法人登記に関する事項 …… 121
2　商事に関する事項 …… 121
3　債権譲渡登記関係 …… 122
4　動産譲渡登記関係 …… 122
5　供託事務関係 …… 122
6　遺言書保管関係 …… 122
7　非訟事件等に関する事項 …… 122
民事法制管理官・参事官 …… 122
1　民法・商法関係 …… 123
2　民事手続法関係 …… 124
Ⅲ　刑事局 …… 126
〈重要施策の概要〉
立法作業の促進

拘禁刑の創設等及び侮辱罪の法定刑引上げ … 126
〈主な会同〉 …… 128
〈主な審議法案〉 …… 129
総　務　課　1　組織関係 …… 132
2　検務事務関係 …… 133
3　検察庁に関する国家賠償請求事件関係 …… 133
4　検察審査会関係 …… 133
刑　事　課 …… 134
1　一般刑事事件 …… 135
2　公務員関係事件 …… 135
3　選挙関係事件 …… 135
4　財政経済関係事件 …… 135
5　交通関係事件 …… 135
6　少年事件 …… 135
公　安　課　1　公安事件 …… 136
2　労働事件 …… 136
3　外事関係事件 …… 137
4　風紀関係事件 …… 137
5　麻薬・覚醒剤関係事件 …… 138
6　暴力関係事件 …… 139
刑事法制管理官　1　拘禁刑の創設等 …… 139
2　侮辱罪の法定刑の引上げ …… 140
3　立法作業の経緯 …… 141
国際刑事管理官　国際犯罪関係 …… 141
Ⅳ　矯　正　局 …… 142
〈重要施策の概要〉
1　再犯防止施策の推進 …… 142
2　保安警備体制の充実・強化等 …… 143
3　矯正医療の充実強化 …… 143
4　採用広報活動の充実 …… 143
5　女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍推進 …… 143
6　組織運営体制の改善 …… 144
7　ＰＦＩ手法を活用した刑務所の整備・運営 … 144
8　公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託の実施 …… 145
9　若年受刑者に対するユニット処遇の実施 …… 145

10　改正少年法等の施行に伴う少年院の体制
整備 …… 145
11　職員不祥事防止について …… 146
〈会同・協議会〉 …… 146
総　務　課　1　職員定員 …… 147
2　施設整備 …… 148
3　刑務共済組合の業務 …… 148
4　矯正施設の監査 …… 149
5　不服申立件数 …… 150
成人矯正課　1　刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）
における保安及び処遇 …… 151
2　矯正施設の収容人員 …… 152
3　処遇調査・集団編成 …… 152
4　刑事施設における教育活動 …… 153
5　刑務作業の運営状況 …… 156
6　職業訓練の実施状況 …… 157
7　就労支援 …… 157
8　国際受刑者移送制度 …… 158
少年矯正課　1　少年施設（少年院・少年鑑別所）における
保安及び収容状況 …… 158
2　少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域
援助充実施策 …… 159
3　少年院における矯正教育及び社会復帰支援
充実施策 …… 161
4　少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携
強化 …… 162
矯正医療管理官　1　保健医療 …… 163
2　給養 …… 164
更生支援管理官　1　再犯防止の現状 …… 164
2　再犯防止施策 …… 165
参　事　官〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉
1　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する
法律、少年院法、少年鑑別所法及び国際受刑者
移送法の改正 …… 167
2　婦人補導院法の廃止 …… 167
3　省令案の作成及び改正 …… 167
Ⅴ　保　護　局 …… 169

〈重要施策の概要〉
1　保護観察の充実強化 …… 169
2　生活環境の調整の充実強化 …… 169
3　自立更生促進センター及び就業支援センターの運営 …… 169
4　薬物事犯者に対する処遇の充実強化 …… 170
5　性犯罪者に対する処遇の充実強化 …… 170
6　就労支援の推進 …… 170
7　住居確保支援の推進 …… 171
8　高齢者・障害のある者等への支援の充実 …… 171
9　地方公共団体をはじめとする地域の関係機関と連携した取組の推進 …… 172
10　保護司の安定的確保について …… 172
〈会同〉 …… 172
総務課　1　地方更生保護委員会及び保護観察所の管理 … 173
2　法令の改正等 …… 173
3　保護司・更生保護法人役員等の表彰 …… 174
4　常時恩赦 …… 174
5　恩赦出願期間短縮 …… 174
6　医療観察 …… 174
7　犯罪被害者等施策 …… 176
8　更生保護の国際発信 …… 176
更生保護振興課　1　令和４年度保護司等中央研修会 …… 176
2　地方別保護司代表者協議会 …… 177
3　第59回“日本更生保護女性の集い” …… 177
4　令和４年度更生保護女性会員中央研修 …… 177
5　第63回ＢＢＳ会員中央研修会 …… 177
6　更生保護女性会・ＢＢＳ会新会員研修 …… 177
7　“社会を明るくする運動” …… 178
8　保護区数及び保護司定数 …… 179
9　更生保護事業を営む者 …… 181
10　刑務所出所者等に対する就労支援施策 …… 182
観察課　1　仮釈放・仮退院 …… 183
2　保護観察 …… 185
3　審査請求事件の処理 …… 188
Ⅵ　人権擁護局 …… 190
〈重要施策の概要〉

1　人権啓発活動の推進 …… 190
2　人権救済活動の充実 …… 190
総　務　課　1　人権擁護委員及びその組織 …… 190
2　人権擁護委員の活動状況 …… 191
3　人権擁護委員の表彰 …… 192
4　人権擁護委員に対する研修 …… 192
5　「人権擁護功労賞」表彰 …… 193
調査救済課　1　人権侵犯事件の新規救済手続開始状況 …… 193
2　人権侵犯事件の処理状況 …… 194
3　人権相談 …… 194
4　人権相談等の広報 …… 195
人権啓発課　1　第74回人権週間 …… 200
2　北朝鮮人権侵害問題啓発週間 …… 200
3　全国中学生人権作文コンテスト …… 200
4　人権教室 …… 200
5　人権の花運動 …… 201
6　人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会 …… 201
7　人権啓発資料法務大臣表彰 …… 201
8　啓発・広報活動 …… 201
Ⅶ　訟　務　局 …… 204
〈重要施策の概要〉
1　訟務事務処理体制の充実強化 …… 204
2　予防司法機能の充実強化 …… 204
〈会同等〉 …… 205
訟務企画課　1　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第７条第１項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号） …… 205
2　訟務事務担当職員の養成 …… 205
3　訟務の概況の編集・発行 …… 205
4　訟務月報の編集・発行 …… 205
民事訟務課　1　新たに提起された事件 …… 205
2　判決・決定等があった事件 …… 208
行政訟務課　1　新たに提起された事件 …… 244
2　判決・決定等があった事件 …… 246
租税訟務課　1　新たに提起された事件 …… 282
2　判決・決定等があった事件 …… 283

訟務支援課 …… 291
参事官　重要事件の処理及び指導 …… 291
第2 審議会等 …… 292
Ⅰ 司法試験委員会 …… 292
司法試験 …… 292
司法試験予備試験 …… 292
Ⅱ 検察官適格審査会 …… 293
Ⅲ 中央更生保護審査会 …… 293
Ⅳ 日本司法支援センター評価委員会 …… 294
Ⅴ 法制審議会 …… 295
1 諮問事項 …… 295
2 答申 …… 299
3 審議状況 …… 299
Ⅵ 検察官・公証人特別任用等審査会 …… 301
第3 施設等機関 …… 302
Ⅰ 刑務所等 …… 302
1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数 …… 302
2 刑務所の名称 …… 302
3 少年刑務所の名称 …… 304
4 拘置所の名称 …… 304
Ⅱ 少年院及び少年鑑別所 …… 305
1 少年院及び少年鑑別所の数 …… 305
2 少年院の名称 …… 305
3 少年鑑別所の名称 …… 306
Ⅲ 婦人補導院 …… 308
1 婦人補導院の数 …… 308
2 婦人補導院の名称 …… 308
Ⅳ 法務総合研究所 …… 308
〈重要施策の概要〉 …… 308
〈刊行物〉
1 定期刊行物 …… 310
2 不定期刊行物 …… 310
〈業務の実施状況〉
総務企画部 1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催 …… 311
2 法科大学院派遣前研修の実施 …… 311
研究部 1 非行少年と生育環境に関する研究 …… 311
2 女性と犯罪に関する研究 …… 311

研修第一部　1　研究 …… 311
2　研修 …… 311
研修第二部　1　中央研修 …… 312
2　地方研修 …… 315
研修第三部　1　中央研修 …… 316
2　地方研修 …… 317
国際連合研修協力部　1　国際研修等 …… 317
2　出席した国際会議等 …… 319
3　その他の活動 …… 319
国際協力部　1　研修、共同研究及びセミナー …… 320
2　連絡会・研究会・シンポジウム等 …… 321
Ⅴ　矯正研修所 …… 323
1　令和４年の研修実施状況 …… 323
2　令和４年に実施した研修の特色 …… 326
3　令和４年に実施した協議会及び事務打合せ会 …… 326
第４　地方支分部局 …… 327
Ⅰ　矯正管区 …… 327
矯正管区の名称及び管轄区域 …… 327
Ⅱ　地方更生保護委員会 …… 328
1　地方更生保護委員会の概況 …… 328
2　地方更生保護委員会の名称及び管轄区域 …… 328
3　地方更生保護委員会事件取扱状況 …… 329
Ⅲ　法務局及び地方法務局 …… 331
1　法務局・地方法務局の管轄区域 …… 331
2　法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数 …… 334
3　戸籍事件表（一） …… 338
4　戸籍事件表（二）年別比較表 …… 344
5　供託金年計表（令和４年度） …… 346
6　供託有価証券年計表（令和４年度） …… 348
7　供託振替国債年計表（令和４年度） …… 350
Ⅳ　保護観察所 …… 352
1　保護観察所の概況 …… 352
2　保護観察所の名称及び管轄区域 …… 352
3　駐在官事務所の名称 …… 353
4　保護観察所事件取扱状況 …… 354

〔保護司選考会〕 …… 359

特別の機関

検　察　庁 …… 363
検察庁の組織及び職員 …… 363
1　検察庁の組織 …… 363
2　検察官定員沿革 …… 370
3　検察庁の定員 …… 373
4　検察官の俸給 …… 374

外　局

Ⅰ　出入国在留管理庁 …… 377
〈業務の実施状況〉
1　出入国在留管理庁におけるウクライナ避難民への対応 …… 377
2　出入国在留管理庁の組織・業務改革に向けた取組 …… 378
3　出入国在留管理行政における新型コロナウイルス感染症への対応 …… 380
4　観光立国の実現に向けた取組 …… 382
5　厳格な出入国審査等の水際対策の実施 …… 382
6　在留資格手続のオンライン化 …… 382
7　技能実習制度・特定技能制度 …… 383
8　外国人との共生社会の実現に向けた取組 …… 386
9　不法滞在・偽装滞在者への対策等 …… 389
10　難民の適正かつ迅速な保護の推進 …… 390
〈会同〉 …… 392
〈出入国在留管理庁統計表〉
1　分野別　特定技能１号在留外国人数 …… 393
⑴　主な国籍・地域別 …… 393
⑵　国籍・地域別割合 …… 394
2　出入国者数 …… 394
3　在留審査業務処理件数 …… 395
4　外国人の上陸についての口頭審理件数 …… 395

5　外国人の上陸に関する異議の申出と法務
大臣等の裁決の状況 …… 395
6　違反審査件数 …… 395
7　外国人の退去強制についての口頭審理件数 … 396
8　外国人の退去強制に関する異議の申出と
法務大臣等の裁決の状況 …… 396
9　収容令書の発付状況 …… 396
10　退去強制令書の発付状況 …… 397
11　出国命令書の交付 …… 397
12　違反調査適条別・端緒別立件数 …… 398
13　違反調査の処理状況 …… 399
14　不法就労事件の退去強制手続状況 …… 399
15　収容状況 …… 400
16　送還状況 …… 401
17　被収容者の新規仮放免件数 …… 401
18　難民認定申請及び処理数の推移 …… 401
19　在留外国人数の推移 …… 402
20　主要都道府県別、国籍・地域別在留
外国人数 …… 402
〈施設等機関〉
入国者収容所の名称及び所在地 …… 402
〈地方支分部局〉
1　地方出入国在留管理局・支局所在地 …… 403
2　地方出入国在留管理局・支局出張所所在地 … 404
3　出入国港指定一覧表 …… 406
Ⅱ　公安審査委員会 …… 408
〈業務の実施状況〉 …… 408
Ⅲ　公安調査庁 …… 408
〈重要施策の概要〉
1　我が国及び国民の安全に影響を与える事象
についての情報収集・分析機能の強化 …… 408
2　オウム真理教対策の推進 …… 409

付　　録

1　会　　計 …… 413
(1)　予　　算 …… 413

ア　一般会計
(ア)　法務省所管　令和５年度政府職員予算定員及び俸給額表 …… 413
(イ)　法務省主管　令和５年度歳入予算額表 …… 433
(ウ)　法務省所管　令和５年度歳出予算項目別表 …… 434
イ　東日本大震災復興特別会計
(ア)　令和５年度政府職員予算定員及び俸給額表 …… 445
(イ)　令和５年度歳入予算額表 …… 445
(ウ)　令和５年度歳出予算額科目別表 …… 446
(2)　決　　算 …… 447
令和４年度法務省主管一般会計歳入決算報告書 …… 447
令和４年度復興庁その他の各省各庁所管（法務省）
東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書 …… 448
2　令和４年公布法務省主管法律一覧 …… 449
3　令和４年公布法務省主管政令一覧 …… 450
4　令和４年公布法務省令等一覧 …… 452
5　令和４年主要訓令等一覧 …… 461
6　令和４年主要通達等一覧 …… 464
7　令和４年法務省主要行事等一覧 …… 477
8　令和４年法務省主要人事一覧 …… 481
9　第208回通常国会提出法律案審議経過一覧 …… 491
10　第210回臨時国会提出法律案審議経過一覧 …… 495
11　年　　表 …… 497

法務省機構図（令和４年１月１日現在） ……巻末見返し

第 1 部

総　　説

第1　重点施策
第2　組織
第3　定員
第4　予算

第１部　総　　説

第１　重点施策

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えられるが、国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいうべき法秩序が磐石であって、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要である。令和４年の法務行政においては、次に掲げる事項に施策の重点が置かれた。

１　法秩序の維持機能の充実強化

検察庁においては、例年多発する各種事件を適正迅速に捜査・処理し、その公訴維持に万全を期して、事案の真相究明と適正な刑罰権の実現に努め、もって犯罪の未然防止及び法秩序維持の機能を果たしてきたところである。

令和４年においても、高齢者を狙った特殊詐欺事犯、児童虐待に係る事犯、サイバー犯罪、大麻等の薬物事犯や暴力団等の犯罪組織が関与する事犯の多発や犯罪の国際化に伴う諸外国との捜査共助等を要する事犯の増加といった犯罪情勢に対し、関係諸機関との密接な連絡・協調を保ちつつ、それぞれ適正妥当な捜査処理、公訴の提起及び維持を行った。

２　基本法令の改正作業の推進

法務省では、例年、各部局が中心となり、内外の諸情勢の新しい変化に対応した基本法令（民法、商法、刑法その他の実体法及び民事訴訟法、刑事訴訟法その他の手続法並びに司法制度に関する諸法令）の制定及び改正の要否について調査研究を進め、特段の立法措置を要すると判断される事項については、それぞれ要綱案、法令案等を作成し、あるいは、法制審議会に諮問を発し、その審議結果を踏まえて具体的な法令案等を作成するなどの作業を推進している。

民事関係においては、令和元年６月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（親子法制）部会が設置され、民法の懲戒権や嫡出推定制度に関する規定等の見直しについての調査審議を経て、令和４年２月、「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申がされた。この答申に基づき、「民法等の一部を改正する法律案」を立案し、第210回国会（令和４年臨時国会）に提出した。この法律案は、同年12月10日に可決され、「民法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第102号）が成立し、同月16日に公布された。この法律のうち、懲戒権に関する規定等の見直しに関する規定は、公布日に施行され、嫡出推定制度等の規定の見直しに関する規定は、公布後１年６月以内に施行されることとなる。

また、令和２年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会が設置され、民事訴訟制度の見直しについての調査審議が進められ、令

和４年１月、「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年２月、法務大臣に答申がされた。この答申に基づき、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を立案し、第208回国会（令和４年通常国会）に提出した。その後、同年５月、同国会において、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第48号）が成立し、同月25日に公布された。この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布から４年以内の政令で定める日とされている。

さらに、令和４年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会が設置され、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続等の民事訴訟手続以外の民事裁判手続につき、申立書等のオンライン提出、事件記録の電子化、情報通信技術を活用した期日の実現等に向けた法制度の見直しについての調査審議が進められている。

刑事関係としては、罪を犯した者について、施設内・社会内処遇の充実化を図るとともに、近時の人の名誉を害する行為の実情等に鑑み、侮辱罪について、当罰性の高い悪質な侮辱行為への厳正な対処等を可能とするため、令和４年３月８日、「刑法等の一部を改正する法律案」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」を第208回国会に提出した。これらの法律案は、同年６月13日に成立して同月17日に公布され（令和４年法律第67号及び第68号）、一部の規定（侮辱罪の法定刑引上げ）は、同年７月７日から施行された。

３　総合法律支援の充実強化

社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展し、社会経済の構造改革が進み、事前規制型社会から事後監視型社会に転換していく中で、法的紛争解決に対する国民のニーズはより一層高まり、司法の役割の重要性も一段と高まっている。

そうした中、司法制度改革審議会意見書において、①民事法律扶助の拡充、②司法の利用相談窓口・情報提供の充実・強化、③被疑者・被告人の公的弁護制度の整備、④法律相談活動等の充実等の提言が盛り込まれた。

こうした状況を踏まえ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その施策を策定・実施することを国の責務とし、その中核となる法人である日本司法支援センター（通称法テラス、以下「法テラス」という。）を設立すること等を定める「総合法律支援法」が平成16年の通常国会において可決・成立し、同法に基づき、平成18年４月10日に法テラスが設立され、同年10月２日から業務を開始した。

なお、法テラスは、政府全額出資により設立され、独立行政法人に準じた公的な法人として、運営費交付金等の国費により、その運営がなされている。本部（東京（中野坂上））及びコールセンター（仙台）のほか、全国103か所に事務所を設置してお

り、理事長１名、理事４名、監事２名の役員のほか、職員数約1,000名の組織である。（令和５年３月末時点）

法テラスの業務及びこれまでの各業務の実績、業務の実績評価の状況等は、以下のとおりである。

⑴　情報提供業務

利用者からの問合せ内容に応じて法的問題の解決に役立つ法制度や相談機関等に関する情報を提供する業務であり、仙台市内に設置されているコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）のオペレーターや各地の地方事務所の情報提供専門職員（消費生活相談資格者等）等が、ＦＡＱ（「よくある質問と答え」）や関係機関・団体の情報を集約したデータベースに基づいて行っている。

また、東日本大震災の発生を受け、平成23年11月に開設した「震災　法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）では、同震災の被災者に法的問題の解決に役立つ法制度等についての情報提供を行っていた（「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）は令和３年３月31日で失効）ほか、平成28年５月からは熊本地震（同年４月発生）の被災者、平成30年７月からは平成30年７月豪雨の被災者にも対応した。さらに、令和元年10月からは、上記フリーダイヤルを「被災者専用フリーダイヤル（令和３年４月１日より「法テラス災害ダイヤル」へ名称変更）」として、令和元年台風第19号及び令和２年７月豪雨の被災者にも対応した。

令和４年度の情報提供件数については、コールセンターの「法テラス・サポートダイヤル」対応件数（電話・電子メールでの対応）が約39万9,800件、地方事務所対応件数（令和４年度は電話での対応が主）が約22万6,100件、全体で約62万5,900件であり、コールセンターの利用件数は、令和４年度までの累計で約561万3,000件となっている。

また、ホームページにＦＡＱや関係機関・団体のデータを公開するとともに、電子メールによる情報提供サービスも行っているため、利用者からの問合せは24時間可能となっている（令和４年度の電子メールによる情報提供件数は約７万1,300件）。

さらに、質の高い情報提供を目指すため、平成24年度からは、コールセンターに法律アドバイザーとして弁護士を常駐させ、ＦＡＱでは対応困難な問合せがあった場合にオペレーターの回答を補助させている。

これらに加え、外国人に対する情報提供として、平成25年度から、通訳サービス業者を介して多言語での情報提供を行う「多言語情報提供サービス」を開始し、令和５年３月末時点で、10言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語）に対応しているほか、令和２年７月からは、外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）内に国際室を設置し、同センター内に同居する関係機関と連携しながら、

外国人に特化した情報提供を実施している。

⑵　民事法律扶助業務

民事法律扶助事業は、従前、財団法人法律扶助協会が担っていた事業であり、法テラスは、平成18年10月の業務開始と同時に同事業を承継した。民事法律扶助には、①弁護士等による無料法律相談を提供する「法律相談援助」、②民事裁判等手続における代理人の報酬・費用等を立て替える「代理援助」、③民事裁判等手続に必要な書類の作成費用等を立て替える「書類作成援助」の３類型があり、援助対象者は、原則として、一定の基準を満たす資力の乏しい者とされている。

法テラスが業務を開始した平成18年度以降、民事法律扶助の援助件数は、おおむね増加傾向が続き、今後も、民事法律扶助業務には、社会の最終的なセーフティネットとしての重要な役割が期待される。なお、令和４年度における援助件数は、法律相談援助が約30万9,800件、代理援助が約10万1,600件、書類作成援助が約3,300件であった。

さらに、法的支援を必要とする者の多様化に、より適切に対応するため、「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年５月27日成立、以下「改正総合法律支援法」という。）が平成30年１月24日から全面施行され、既に先行して施行・実施されていた大規模災害の被災者に加え、認知機能が十分でない高齢者等に対する法的援助制度（特定援助対象者法律相談援助）及びＤＶ等の被害者に対する法的援助制度（後述⑸ウ　ＤＶ等被害者法律相談援助）が法テラスの新たな業務として開始されている。

法テラスでは、民事法律扶助業務を適切に遂行するため、契約弁護士・司法書士を確保して援助体制を整える一方、立替金債権の管理・回収の強化や、援助審査の合理化等にも取り組んでいる。

⑶　国選弁護等関連業務

国選弁護等関連業務は、①弁護士との間で国選弁護人契約及び国選付添人契約を締結する業務、②裁判所からの要請に応じ、個別事件についての国選弁護人等候補を指名・通知する業務、③国選弁護人等に支払うべき報酬・費用を算定し、支払う業務を主としている。

国選弁護人契約の締結業務については、令和４年度末時点の契約弁護士数が全国で約３万2,000名、令和４年度の国選弁護事件の受理件数は、被疑者国選弁護事件が約７万3,800件、被告人国選弁護事件が約４万4,000件であった。

国選弁護人に対する報酬の算定・支払業務は、業務開始後の運用状況を踏まえ、平成19年４月に国選弁護人契約約款を一部変更して以降、これまで、同年11月、平成20年９月、平成21年５月、平成22年４月、平成23年４月、平成26年４月、平成28年７月、平成30年４月及び令和元年10月の10回にわたり、基礎報酬及び加算報酬等を変更してきた。

また、平成19年11月から、国選付添人の選任等に関する事務（平成26年６月に

対象事件拡大）についても法テラスの業務となっており、令和４年度においては、国選付添事件受理件数は約3,000件であった。

⑷　常勤弁護士の配置と司法過疎対策業務

令和４年度末時点で、全国の法テラス地方事務所・支部に併設された法律事務所及び司法過疎地域事務所等に、合計204名の常勤弁護士が配置されている。常勤弁護士は、民事法律扶助や国選弁護等の制度を利用した法律事務を取り扱っているほか、全国34か所の司法過疎地域事務所勤務の常勤弁護士は、有償で一般事件全般を受任している。

⑸　犯罪被害者支援業務

ア　犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援業務については、コールセンターに「犯罪被害者支援ダイヤル」という専用の電話番号を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者を配置し、二次被害を与えないよう、被害者の心情に配慮しながら、丁寧に対応できる体制で臨んでおり、令和４年４月からは、フリーダイヤルを導入した。

令和４年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数は約２万900件であった。

イ　犯罪被害者支援精通弁護士紹介業務

令和４年度末時点で、精通弁護士（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士）約3,900名を登録し、被害者やその御家族の必要に応じて紹介している。令和４年度の精通弁護士紹介件数は約1,500件であった。

ウ　ＤＶ等被害者法律相談援助

平成30年１月からＤＶ、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方を対象とした法律相談を実施している。令和４年度末時点のＤＶ等被害者援助弁護士数は約2,300名、令和４年度の援助件数は約1,300件であった。

エ　被害者国選弁護関連業務

平成20年12月から国選被害者参加弁護士の選定等に関する事務も法テラスの業務となっており、令和４年度は約5,800名の国選被害者参加弁護士の候補となる契約弁護士を確保し、約690件の国選被害者参加弁護士選定請求があった。

オ　被害者参加旅費等支給業務

平成25年12月から、公判期日等に出席した被害者参加人に対し、旅費等を支給する被害者参加旅費等支給制度が開始され、法テラスにおいて旅費等の支給業務を行っている。令和４年度に支給した旅費等の件数は約2,900件である。

⑹　東日本大震災法律援助事業等

法テラスは、東日本大震災の発生直後から、被災者に対する法的支援として、関係士業による電話相談、フリーダイヤルによる相談窓口の設置、合計７か所の被災地出張所の設置のほか、民事法律扶助の積極的活用を実施してきた。

そして、平成24年度からは、いわゆる議員立法により成立した震災特例法に基

づき、新たに東日本大震災法律援助事業が法テラスの業務とされた。震災特例法の有効期限は、当初、平成27年３月31日までの３年間とされていたが、その後、２度にわたる議員立法（有効期限の延長）による延長を経て、令和３年３月31日をもって失効した（同年４月１日以降は、新規案件は対象となっておらず、失効前からの継続案件など、経過措置による一定の案件のみについて援助を実施）。

東日本大震災法律援助事業は、東日本大震災の被災者を対象に、資力の有無にかかわらず、①無料法律相談（震災法律相談援助）、②代理人費用等の立替え（震災代理援助）、③民事裁判等手続に提出する書類作成費用等の立替え（震災書類作成援助）を実施するものであり、令和４年度は、②震災代理援助が約500件であった。

⑺　司法アクセス拡充のための体制整備

司法アクセスを拡充する体制を整備するため、第５期中期目標（中期目標期間令和４年度から令和７年度まで）においては、本部及び各地方事務所が、地域の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る法テラス内外の資源を的確に把握した上で、関係機関連絡協議会や地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化に加え、指定相談場所の指定、巡回・出張相談の活用、司法ソーシャルワークの実施などを推進する予定である。

⑻　関係機関との連携関係構築

法テラスでは、本部が主催する関係機関連絡協議会や各地方事務所が主催する地方協議会等を含め、様々な機会を捉えて、関係機関等との連携構築やその強化に努めた。

⑼　広報周知活動

法テラス本部において、インターネット等の様々な媒体を利用した広報活動に取り組んでいるほか、地方事務所においても、地域のイベント等を利用した独自の広報活動を行い、平成26年度以降、「法テラス」の名称認知度は50％を超えている。他方、法テラスのサービスを必要とする方々の利用を促進するためには、業務内容を知ってもらう必要があり、平成27年度以降は、業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動に努めており、インターネット等に加え、YouTube動画を作成して公開するなどして、業務内容の周知を図っている。

令和４年度に実施した法テラスの認知度に関する調査では、名称認知度が57.4％、業務認知度は16.0％となった。

⑽　「特定非常災害の指定」がなされた場合の総合法律支援法による無料法律相談の実施

法テラスは、近年多発する大規模な自然災害の被災者の法的ニーズに対応するため、平成28年７月からは、改正総合法律支援法に基づき、政令で指定する大規模災害の被災者に対して法律援助を実施している（現在まで、平成28年熊本地震、

平成30年７月豪雨、令和元年台風第19号及び令和２年７月豪雨の４件について実施。）。

⑾　霊感商法等への対応

法テラスでは、旧統一教会問題等に係る被害救済を図るため、令和４年11月、弁護士・心理専門職等を配置した対応部署を新設するとともに、総合的対応窓口である「霊感商法等対応ダイヤル」を新設するなどした。

⑿　評価委員会の業務実績評価等の状況

総合法律支援法に基づき、裁判官１名以上を含む10名の評価委員によって構成され、各事業年度及び中期目標期間における法テラスの業務実績の評価等を行う「日本司法支援センター評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が、法務省内に設置されている。法テラスの第１期中期目標期間（平成18年度から平成21年度まで）は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うための体制整備・推進に重点が置かれ、第２期中期目標期間（平成22年度から平成25年度まで）は、人的・物的体制を適正規模に維持しつつ、各種業務について更なる円滑な遂行及び不断の改善を図ることに重点が置かれ、第３期中期目標期間（平成26年度から平成29年度まで）については、高齢者・障害者に対する支援の充実等に重点が置かれ、第４期中期目標期間（平成30年度から令和３年度まで）については、平成30年１月24日に施行された特定援助対象者法律相談援助及びＤＶ等被害者法律相談援助の適切な実施等、法的援助を要する者の多様化に適切に対応すること等に重点が置かれた。評価委員会による中期目標期間業務実績評価では、第１期・第２期・第３期・第４期とも「中期目標はおおむね達成された」と評価された。

第５期中期目標期間（令和４年度から令和７年度まで）については、司法アクセスへのニーズの多様化を踏まえ適切な法的支援を提供すること、社会のデジタル化の動きに対応した法的支援を提供すること等に重点が置かれた。

４　国際仲裁の活性化

国際仲裁とは、国際商取引をめぐる紛争について、当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る手続である。

国際仲裁は、訴訟に比べて、外国での執行が容易であること、非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を選ぶことができることなど、様々なメリットがあり、国際商取引における紛争解決のグローバル・スタンダードとなっているが、我が国における国際仲裁の利用は、我が国の経済規模に照らすと、諸外国に比して少ないのが現状である。日本企業の海外進出を後押しすることや、海外からの投資を促すことなど、日本経済の更なる成長のためには、クロスボーダー取引から生ずる法的紛争が、我が国においてグローバル・スタンダードな手続によって解決できる仕組みが整っていることが重要である。

政府は、平成29年９月、内閣官房副長官補を議長とし、法務省及び経済産業省を事務局とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、平成30年

４月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめた。その中では、人材育成、広報・意識啓発、施設整備等の基盤整備を官民が連携して進めるとともに、最新の国際基準に見合った法制度の整備も検討すべきことが指摘されている。

法務省では、令和元年度から５年間、一般社団法人日本国際紛争解決センター（ＪＩＤＲＣ）に委託し、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等を実施している。本業務において、国内外の企業等に対する広報・意識啓発や仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、仲裁専用施設の整備等の各施策を包括的に行いながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査分析している。その一環として、国内外の企業等に対する周知・啓発セミナーや若手弁護士・学生等に対する研修、国際仲裁専用施設の整備等を実施している。

また、関連法制の整備として、令和３年10月、法制審議会において最新の国際水準に対応した仲裁法改正の要綱が取りまとめられたことを受けて、国会への法案提出の準備を進めている。

５　登記事務処理体制の充実強化

登記制度は、国民の権利保全に資するとともに、国民の経済活動の円滑な運営に不可欠な基盤であり、登記事務を適正・迅速に処理して国民の期待に応えることは、法務局に課せられた重大な使命である。経済の発展に伴い、登記の事務量が増大するとともに、地図整備などの表示に関する登記の充実を始めとして、登記行政の充実・高度化に対する国民の期待がますます高まる一方で、高度情報化社会への登記行政の対応も急務となっていた。

そこで、昭和63年から、順次、登記事務のコンピュータ化を図り、不動産登記については、平成20年３月に全国全ての不動産についてコンピュータ化を完了し、商業・法人登記については、平成19年５月に全国全ての会社・法人についてコンピュータ化が完了した。これにより、現在では全国全ての登記所において、オンラインによる登記申請及び登記事項証明書等の請求が可能となり、インターネットを介して登記情報を確認するサービス（登記情報提供サービス）も利用可能となった。

また、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を行い、これらの情報の効率的な情報の維持・管理・提供を通して行政サービスの向上を図るため、平成23年７月までに全ての登記所へ地図情報システムを導入した。平成25年６月からは、全ての登記所でオンラインによる地図・図面証明書の交付請求をすることができるようになり、また、登記情報提供サービスにより地図・図面情報を確認することができるようになった。

６　所有者不明土地問題への取組

⑴　近年、相続登記がされないことなどが原因で、不動産登記を見ても、所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地が増加しており、公共事業・災害復旧の遅延や不動産取引の阻害などの大きな要因となっている。そこで、相続登記の促進のための各種広報活動に加えて、全国の登記所において、平成29年

５月29日から「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、その後も利用可能な手続の範囲を拡大させてきた。

⑵　平成30年11月に、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、公共事業等の実施主体からの求めに応じて、登記官が所有権の登記名義人の法定相続人を探索し、その結果を登記所に備え付けることで、事業実施主体が公共事業等の遂行に活用できるようにする仕組みが設けられるとともに、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとして、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例が設けられた。

⑶　「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が段階的に施行され、令和元年11月に、登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与するなど、表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設けるとともに、探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記法の特例が設けられ、令和２年11月には、登記官が探索を行ってもなお表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所を特定することができなかった土地について、利害関係人の申立てにより、裁判所が特定不能土地等管理者等による管理を命ずる処分をすることができる制度が設けられた。

⑷　令和３年４月21日に「民法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第24号。以下「一部改正法」という。）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和３年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）が成立し、同月28日に公布された。両法律により、所有者不明土地について、相続登記や住所等の変更登記の申請義務化等の不動産登記法の見直しや相続等により土地所有権を取得した者が一定の要件でその所有権を国庫に帰属させることができる制度（以下「相続土地国庫帰属制度」という。）の創設といった「発生予防」と、財産管理制度・共有制度等の見直しといった「利用の円滑化」の両面から総合的かつ本格的な対策が行われることになった。

令和３年12月17日に、一部改正法及び相続土地国庫帰属法の施行期日を定める政令（令和３年政令第332号、第333号）が制定され、①一部改正法のうち後記③及び④以外の改正規定については令和５年４月１日に、②相続土地国庫帰属法については同年４月27日に、③一部改正法による不動産登記法の改正のうち相続登記の申請の義務化等に関する規定については令和６年４月１日にそれぞれ施行することとされた。また、④一部改正法による不動産登記法の改正のうち住所等の変更登記の申請義務化といった他の公的機関とのシステム連携等を前提にした施策等に関する規定については、改正法の公布の日から５年以内に施行することとされており、今後、政令で具体的な施行日が定められる予定である。

一部改正法のうち不動産登記法の改正については、令和４年９月29日に令和５年４月１日施行の改正事項に関する不動産登記令等の一部を改正する政令（令和

４年政令第315号）が公布され、相続土地国庫帰属制度については、同年９月29日に帰属のための土地の要件や負担金額を定めた政令が公布された。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和４年５月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）において、「今後、令和５年以降の施行に向けて、新制度の内容や遺産分割の重要性、令和４年度から拡充された相続登記の免税措置等について国民に十分かつ丁寧な周知を図る」と掲げられており、新しい制度の円滑な実施に向けて、法務省及び法務局では、不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」を活用しつつ、ホームページや動画、マンガ、説明会等による幅広い広報周知活動を行っている。

また、法務省に設置された「共有私道の保存・管理等に関する事例研究会」においては、共有私道の補修工事等を円滑に実施するため、民法等において同意を得ることが求められる共有者の範囲の明確化を図るべく、平成30年１月に、「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書」（以下「ガイドライン」という。）を取りまとめていた。

一部改正法により、ガイドラインの前提とされていたルールが大きく改正されたことを踏まえて、上記研究会が再開され、令和４年６月７日、改正民法で導入された新制度が具体的な事案でどのように適用されるかを示した改訂ガイドラインが公表された。

７　実質的支配者リスト制度の創設

公的機関において法人の実質的支配者情報を把握することについては、法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の勧告や金融機関からの要望等、国内外の要請が高まっている。

このような要請に応えるものとして、法人設立時の実質的支配者情報については、平成30年11月30日から、公証人が定款認証を行う際に嘱託人に法人の実質的支配者となるべき者を申告させる取組が行われており、同取組は国際的にも評価を得ているところであるが、法人設立後の継続的な実質的支配者の把握が更なる課題となっていた。

設立後の法人の基礎的な情報は、商業登記所に登記されており、当該業務を担う登記官は、商業・法人登記の分野において高度な専門性を有しているところ、法人の実質的支配者情報の把握促進のために効果的な役割を果たし得ると考えられる。

そこで、商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進について、研究を行い、今後の新たな取組につなげるため、令和２年４月24日、「商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会」を設置し、この研究会の有識者による「議論の取りまとめ」を、同年７月16日、法務省のホームページに公表した。

この「議論の取りまとめ」では、商業登記所が、株式会社等の申出により、その

実質的支配者リストの写しを発行する制度を創設することなどが提言されたところ、これを踏まえて、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」（令和３年法務省告示第187号）が令和３年９月17日に公布され、令和４年１月31日から全国の商業登記所において、実質的支配者リスト制度に係る事務の取扱いが開始された。

８　矯正施設における再犯防止施策の推進

矯正施設においては、再犯・再非行防止を実現するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法及び少年鑑別所法、さらには、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月犯罪対策閣僚会議決定）、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）及び「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年７月犯罪対策閣僚会議決定）といった政府の決定による再犯防止対策に加え、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）を受けて決定した「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）に基づき、各種施策を推進してきたところである。令和元年12月には「再犯防止推進計画加速化プラン」が策定され、満期釈放者対策を始めとした息の長い支援の充実に向けた取組の一層の推進が図られている。

令和４年は、対象者の特性に応じた処遇の充実・強化を図るとともに、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保に向け、就労支援及び福祉的支援を着実に推進するための取組を行った。

対象者の特性に応じた処遇としては、刑事施設における特別改善指導及び一般改善指導の適切な実施を図りつつ、特に薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導については、そのプログラムの効果検証結果等を踏まえ、指導の一層の充実に向けた取組を推進した。高齢又は障害により自立が困難な者については、円滑な社会復帰を図るため、関係機関との連携を更に強化するとともに、指導及び支援の強化を行った。

また、出所後の就労を見据えた効果的な就労支援を実現するため、雇用ニーズを踏まえた各種職業訓練を実施するとともに、全国８矯正管区に設置されている矯正就労支援情報センター室において、各地域の雇用情勢等に応じた、きめ細かな就労支援体制等の充実を図っている。また事業主等に対する広報活動を全国的に展開し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業主の新規開拓に取り組んでいる。

少年院においては、知的障害、発達上の課題等を有する在院者に対する各種指導の効果的な実施等、在院者の特性に応じた矯正教育の充実強化を図るとともに、円滑な社会復帰のため、就労・修学支援及び福祉的支援の充実・強化を行っている。

少年鑑別所においては、少年院、保護観察所及び児童福祉機関等と連携し、少年保護手続を縦貫した鑑別の実施体制を強化している。また、地域の非行及び犯罪の防止に資する技術的助言等を行う地域援助業務を推進するため、関係機関との関係

構築を進めるとともに、地域援助に係る体制整備等の充実を図っている。

9　更生保護における再犯防止対策の推進

更生保護においては、再犯・再非行の防止や刑務所出所者等の円滑な社会復帰の促進を図るため、平成20年６月に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）等の更生保護関係法令を始め、「再犯防止に向けた総合対策」、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」等の政府が策定した再犯防止対策に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム、刑務所出所者等に対する就労支援対策、自立更生促進センター及び就業支援センターの設置・運営、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援等、各種施策を推進してきた。

さらに、「再犯の防止等の推進に関する法律」及び同法を受けて策定された「再犯防止推進計画（第一次）」に基づき、刑務所出所者等の就労・住居の確保、高齢者や障害のある者、薬物依存を有する者への支援、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化、保護司活動の基盤整備、地方公共団体との連携強化等に重点的に取り組んでいる。加えて、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月犯罪対策閣僚会議決定）が策定され、満期釈放者対策を始めとした息の長い支援の充実に向けた取組の一層の推進が図られている。

特に、上記加速化プランに基づく満期釈放者対策として、令和３年３月に「満期釈放者対策ガイドライン」を定め、刑事施設入所時から釈放後の更生緊急保護の実施までの取組における一連の手続を効果的に進めるための指針を示した。このうち、更生保護官署では、仮釈放後の保護観察期間の確保等を意識した生活環境の調整の早期開始や、地方更生保護委員会が行う調査・調整の拡充のほか、釈放後の更生緊急保護において、関係機関等と連携した継続的な支援の積極的な実施があり、保護観察所22庁（令和４年４月現在）において社会復帰対策班を設置し、その実施を推進している。

また、就労支援については、矯正施設在所中から就労先の開拓・確保等を民間の就労支援事業者に委託して実施する「更生保護就労支援事業」について、令和４年度は対象地域を２か所増やし、25か所において実施することとし、刑務所出所者等の特性に応じた寄り添い型の就労支援事業の拡充を図った。

住居確保支援については、満期釈放者を含む更生保護施設退所者等に対する息の長い支援を実施するため、令和３年10月から全国の８更生保護施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問等による支援を継続的に実施する訪問支援モデル事業を開始した。

高齢者・障害のある者等の支援については、地域生活定着促進事業として都道府県が設置した地域生活定着支援センターと連携した矯正施設入所中からの特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援の確保に取り組んだほか、令和４年度は、同事業の一環として同センターが実施する「被疑者等支援業務」に

おいて弁護士との連携が促進され、保護観察所においても検察庁及び同センターと連携し、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」の取組を推進している。

さらに、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化を図るため、保護観察所において、再犯リスクの程度の評価や処遇方針の決定に資する情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールであるＣＦＰ（Case Formulation in Probation/Parole）を令和３年１月から導入し、アセスメントに基づく保護観察処遇の充実を図っている。

また、少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）による改正後の少年法が令和４年４月から施行され、犯罪をした18歳及び19歳の者については「特定少年」として、民法上は成年として位置付けられ社会的責任を有する立場になった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であることなどを踏まえた新たな枠組みの保護処分の下で、個々の特性に応じた処遇を実施している。加えて、令和４年10月から、保護観察所３庁（旭川、さいたま及び福井）で、地域の関係機関、民間協力者等による支援ネットワークを構築するとともに、それぞれが行う立ち直りに向けた支援活動の後方支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を民間事業者に委託し、実施している。

保護司については、負担低減や充実した保護司活動の実施に資するため、令和３年から全国の保護司会へタブレット端末等を順次配備するとともに、保護司専用ホームページ「Ｈ＠（はあと）」の運用を開始して、その機能拡充を図っている。また、民間企業等に対して保護司制度等を紹介する保護司セミナーの開催を支援し、保護司の安定的確保のための取組を進めている。

10　人権擁護活動の推進

法務省の人権擁護機関では、従来から人権問題の解決に向け積極的に取り組んできたところであるが、いじめ、児童虐待、女性に対する暴力を始め、様々な態様の人権侵犯事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあるといわざるを得ない。そのため、人権とは何かということを、今一度国民一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められている。

そのためには、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を行っていく必要があることから、令和４年度の啓発活動重点目標を「『誰か』のこと　じゃない。」と定め、各種人権啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図った。

また、今日においても、差別や虐待、いじめなどの人権侵害が数多く発生しているほか、高度情報化社会の進展などの急速な社会の変化に伴い、インターネット上のプライバシー侵害や名誉毀損等の人権問題も生じていることから、全国の法務局・地方法務局に、人権問題全般についての相談窓口以外に、「子どもの人権110番」

（フリーダイヤル）や「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル）といった専用相談電話を設置しているほか、法務省ホームページ上にインターネットによる人権相談受付窓口を開設したり、料金受取人払の便箋兼封筒である「子どもの人権ＳＯＳミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布したりするほか、全国８つの法務局においてＳＮＳを活用した人権相談を実施するなど、人権相談の体制強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、差別や虐待などの人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として所要の調査を行い、迅速かつ適切な措置を講じることにより、その実効的な救済に努めている。

11　訟務事務処理体制の充実強化

近年における訟務事件は、量的な面において依然として高い水準を維持しているばかりでなく、質的な面においても、ますます複雑・困難化してきており、各種専門分野における最先端の知識・技術に関する事項、あるいは条約ないし諸外国の法制度に関する事項が問題になるなど、従来の判例・学説のみでは対処できない新たな問題点を含む訴訟が、全国各地の裁判所に提起され、かつ、大型化・集団化する傾向にある。令和４年に判決の言渡しがあった重大判決を見ると、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機とした国家賠償請求訴訟、旧優生保護法に基づく不妊手術を受けたという本人又はその配偶者である者らからの国家賠償請求訴訟等、社会の注目を集めた事件の判決が言い渡されている。このような判決の結果は、国の行政に大きな影響を与えるものであり、国の施策に対する裁判の重みは、一段と増し、訟務の役割がますます重要になっている。法務省では、これまでも、訟務担当の官房審議官の新設及び訟務担当の官房参事官の増設、訟務従事職員に対する研修体制の強化など、組織の充実と職員の能力向上に努めてきたところであるが、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法的機能を始めとする訟務機能を更に充実・強化するため、平成27年４月に、14年ぶりに訟務局を復活させた。国又は行政庁を当事者等とする訴訟の当事者の一方である訟務組織は迅速な裁判を実現することが今まで以上に要請されており、昨年に引き続き、各種事件関係打合せ会の開催、関係行政庁との連係の緊密化及びＯＡ機器の充実や訟務部局間のネットワークの整備による情報技術の活用を図ることにより、訴訟の迅速化の実現に努めているところである。また、行政機関が現実に抱えている将来争訟に発展するおそれのある法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止して国民の権利・利益に資するべく、平成27年４月から予防司法支援制度を立ち上げ、より一層予防司法機能を強化しているところ、平成29年４月からは法務局・地方法務局でも展開し、予防司法機能の全国規模での充実を図っている。さらに、国益に関わる国際的な法律問題についても、国内訴訟における法解釈や主張立証の知見等を活用して、関係省庁に対する法的側面からの支援を行っている。

12　円滑かつ厳格な出入国審査等の実施

出入国在留管理行政においては、国際交流や経済の発展のために、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという「円滑化」と「厳格化」の双方の施策を的確に遂行していく必要がある。

平成28年３月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）を踏まえ、出入国在留管理庁では、テロ対策等の水際対策を強化しつつ、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。

テロ対策等の水際対策については、指紋等の個人識別情報、ＩＣＰＯ紛失・盗難旅券情報、事前旅客情報（ＡＰＩ）及び乗客予約記録（ＰＮＲ）等を活用した厳格な出入国審査の実施に加え、平成28年10月から上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

出入国審査手続については、迅速化・円滑化の推進のため、令和３年12月から、新規入国する外国人に対して上陸申請時に提出を求めている外国人入国記録の電子的な提出を可能とした。

また、厳格な入国管理と円滑な入国審査の高度な次元での両立のためには、情報を活用し慎重審査の対象とすべき者を特定することが重要であるため、専門部署が中核となって、情報の収集及び分析の強化を図っている。

13　不法滞在者対策の推進

出入国在留管理行政において、不法滞在者の取締りは重要な施策の一つである。平成16年から始まった「不法滞在者５年半減計画」に基づき、摘発方面隊による摘発の強化、出国命令制度による不法滞在者の出頭促進、警察等の関係機関との連携強化等の各種施策を積極的に実施した結果、同計画開始当時、約25万人存在していた不法滞在者は、平成21年１月には約13万人まで減少し、その後も不法滞在者の一層の縮減に努め、不法滞在者は着実に減少した。

その後、平成27年以降、不法滞在者は増加傾向がみられており、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る水際対策が解除され、外国人入国者数の増加が見込まれる今後の推移を注視する必要がある。

また、偽造在留カードなど、偽変造文書等を行使するなどして、身分や活動目的を偽って在留する「偽装滞在者」の存在は、決して看過することができない我が国の出入国在留管理行政の根幹に関わるものであることから、これら偽装滞在者対策を推進するため、情報の収集・分析に基づく摘発等の効果的な取締りが重要となっている。

令和４年については、不法滞在者対策を強化するため、新型コロナウイルス感染症の影響により低調に推移していた不法滞在者等の摘発を促進させており、前年を大幅に上回る実績を得たことから、今後も関係機関と緊密に協力・連携した上、より一層効果的な取締りを推進していく。

14　共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備

平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定した。その後、総合的対応策は、毎年改訂を重ねながら内容の充実が図られており、外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして、我が国に定着しつつあるが、短期的な課題への対応にとどまっていた。また、外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要があった。

そこで、関係閣僚会議において、総合的対応策を改訂していくという短期的な課題への対応にとどまらず、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、令和３年１月29日、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が同年11月29日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

令和４年６月14日、関係閣僚会議において、当該意見書を踏まえ、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン及び取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。

15　国際協力の充実

法務省は、これまで、国連と協力して、刑事司法に関する国際研修・研究・調査を行うとともに、政府開発援助の枠組みの下、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）と協力して、基本法令の起草、法曹等の人材育成等を柱とする法制度整備支援を行い、刑事・民事の両分野にわたり、主にアジア地域の開発途上国を対象とした法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立に寄与してきた。これらの国際協力は、各国の健全な発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、投資環境の整備等の観点から国益にも合致し、我が国の国際社会における地位向上にも資する重要な国際貢献となっている。我が国に対する支援要請は、ますます増加する状況にあり、法務省としても、我が国との密接な関係を有するアジア地域を中心としつつ、国際社会に寄与するこれら国際協力業務を一層積極的に推進していく必要がある。

このような中、平成20年６月に開催された「Ｇ８司法・内務大臣会議」における「キャパシティ・ビルディング支援に関するＧ８司法・内務閣僚宣言」のほか、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年５月改訂）や平成27年２月に閣議決定された開発協力大綱、令和４年６月に閣議決定された「経

済財政運営と改革の基本方針2022（いわゆる骨太の方針）」等の政府方針において、自由・民主主義・基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国における法の支配の定着及びグッドガバナンスの確立並びに日本企業の海外進出に必要な投資環境整備等の観点から、基本法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、ガバナンスの強化等の法制度整備支援を進めることが確認されている。

これらの動きも踏まえ、法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施する国際研修の充実・強化を図るとともに、平成19年度以降、毎年、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーを開催するなど、アジア・アフリカ等諸国の開発途上国の刑事司法改善のための人材育成に努めてきた。このほか、世界の関係機関や専門家から、刑事司法分野における国連の重要施策に関する情報を収集するなどしている。

また、法制度整備支援について、外務省、ＪＩＣＡ、最高裁判所、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター、法律学者等と協力し、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシア等アジアの開発途上国に対する基本法令の起草、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動に取り組んできた。最近では、法務総合研究所が、ラオス国立司法研修所、カンボジア王立司法学院、ウズベキスタン法施行アカデミー（旧・最高検察庁アカデミー）との間で、それぞれ協力関係強化を目的とする協力覚書を交換し、また、ウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターと法務総合研究所国際協力部との間で、年次協力プログラムを締結しており、これらの覚書及びプログラムに基づく活動としてセミナー等を開催している。

令和５年は、日ＡＳＥＡＮ友好協力50周年の節目に当たり、また、我が国がＧ７議長国を務めるため、同年７月には、日ＡＳＥＡＮ特別法務大臣会合を開催して、長年にわたる法制度整備支援に基づく協力関係を一層飛躍させるとともに、Ｇ７司法大臣会合を開催して、Ｇ７で法務・司法分野における様々な課題の解決に向けた協力関係を強化する予定である。さらに、これら会合に合わせて、ＡＳＥＡＮとＧ７双方の法務大臣等が一堂に会する「ＡＳＥＡＮ・Ｇ７法務大臣特別対話」も開催し、アジア唯一のＧ７メンバーであり、各国と強固な信頼関係を築いてきた日本が双方の架け橋となって、相互理解と今後の継続的対話を促進し、普遍的価値の共有に向けてリーダーシップを発揮するべく取り組んでいく。

第２　組　　織

１　組織の変動

⑴　少年院及び地方更生保護委員会の所掌事務変更

（以上、少年法等の一部を改正する法律関係）

⑵　民事局参事官（充て職）１人の時限延長（令和６年度末まで）

⑶　刑事局参事官１人の設置（令和９年度末までの時限）

⑷　矯正局参事官１人の設置

⑸　保護局総務課及び同局更生保護振興課の所掌事務変更

⑹　出入国在留管理庁公文書監理官（充て職）１人の設置

⑺　出入国在留管理庁出入国管理部審判課及び同部警備課の所掌事務変更

（以上、法務省組織令の一部を改正する政令関係）

⑻　区検察庁（館林、清水、三島、湯浅、児島、宗像、甘木、うきは、御船、棚倉、田島、長井、本別、遠軽、標津、土庄）の所在地の変更

（以上、最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令関係）

⑼　矯正局の所掌事務変更

（以上、国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令関係）

⑽　刑事局公安課企画官１人の廃止

⑾　矯正局総務課矯正調査官１人の廃止

⑿　保護局更生保護振興課民間活動支援企画官１人の設置

⒀　出入国在留管理庁総務課出入国在留監査指導室の設置

⒁　出入国在留管理庁出入国管理部警備課警備調整官１人の廃止

（以上、法務省組織規則の一部を改正する省令関係）

⒂　横浜刑務所分類審議室の設置

⒃　喜連川社会復帰促進センター処遇部及び分類教育部の設置並びに同センター矯正処遇部の廃止

⒄　黒羽刑務所の廃止

⒅　滋賀刑務所の廃止

（以上、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令関係）

⒆　帯広少年院の廃止

（以上、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令関係）

⒇　大阪矯正管区第一部次長１人の設置

（以上、矯正管区組織規則の一部を改正する省令関係）

２　組織の概況

令和４年12月31日現在における本省及び外局の内部組織、審議会等、施設等機関、

特別の機関、地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は、次のとおりである（巻頭見返し掲載の機構図を参照）。

本　省

（内部部局）

――大　臣　官　房――

秘　書　課　機密　公印の保管　公文書類の接受、発送、編集、保存　法令案その他の公文書類の審査　情報の公開　個人情報の保護　機構　所掌事務の総合調整　国会との連絡　皇統譜副本の保管　事務能率の増進　官報掲載　儀式（人事課の所掌に属するものを除く。）

企画再犯防止推進室　重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整　法務省設置法第３条第１項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整　調査及び研究　再犯の防止等の推進に係るものの企画及び立案に関する総合調整

広　報　室　広報　基本法制に関する国民の理解増進　防災に関する連絡調整　国民の保護のための措置に関する連絡調整　報道機関等との連絡調整

政策立案・情報管理室　政策の評価　証拠に基づく政策立案の推進　情報システムの整備及び管理　行政情報化　情報通信（ＬＡＮ、ＷＡＮ）

企画調査官　秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

人　事　課　定員、任免、試験、給与、懲戒、服務、人事評価、人事記録、表彰、栄典、女性職員活躍・ワークライフバランス推進、高齢対策、公証人・人権擁護委員・保護司・日本司法支援センター及び外国人技能実習機構の役員の身分、司法試験委員会、検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務

試験管理官　人事課の所掌事務のうち法務省の職員の試験の実施並びに司法試験委員会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務に関する重要事項

企画調査官　人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

会　計　課　法務省の所掌に係る経費、収入の予算、決算及び会計　法務省所管の物品の管理　本省で使用する自動車の管理

監　査　室　法務省の所掌に係る会計の監査

庁舎管理室　庁内の管理

企画調査官　会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

国　際　課　法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する総合調整　基本的かつ総

合的な政策の企画及び立案　国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整　国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査

施　設　課　法務省の所掌事務に関する施設の整備　法務省所管の国有財産の管理・処分　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理・処分のうち法務省の所掌に係るもの　法務省の職員に貸与する宿舎に関する事項　外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項

技術企画室　施設の整備に関する事務のうち建設計画、設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画、立案、調整及び指導並びに積算及び工務検査　外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整

企画調査官　施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

厚生管理官　職員の福利厚生及び能率増進、恩給、災害補償に関する事務　共済組合に関する事務

司法法制部

【司法法制課】　司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案　内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん　法制審議会の庶務　国立国会図書館支部法務図書館　法務省の所掌事務に関する統計　日本司法支援センター評価委員会の庶務　日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関することを除く。）　総合法律支援　法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

企画調査官　司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

資料企画調整官　内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん、国立国会図書館支部法務図書館、法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【審査監督課】　弁護士法第５条の資格認定　外国法事務弁護士　債権管理回収業の監督　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証

――民　事　局――

【総務課】　民事法制に関する企画及び立案（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。）　民事局の所掌事務に関する総合調整　公証　検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の庶務　法務局及び地方法務局の組織及び運営

登記情報管理室　法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理に必要なものの調査、計画及び調整

登記情報センター室　登記に関する情報システムの運用及び管理

民事調査官　総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【民事第一課】 国籍　戸籍　後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に定める登記　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第４項に規定する財産の管理及び処分　住民基本台帳法第９条第２項の規定による通知及び同法第３章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記　司法書士及び土地家屋調査士

所有者不明土地等対策推進室　不動産登記に関する事務のうち所有者不明土地等対策に係るものの企画、立案及び調整

地図企画官　不動産登記に関する事務のうち地図及び筆界の特定その他の特定事項に係るもの並びに司法書士及び土地家屋調査士に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【商事課】 商業登記　商事　法人登記　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める登記　供託　非訟事件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事務の調整

―― 刑　事　局 ――

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整　検察庁の組織及び運営　犯罪捜査の科学的研究　情報システムの整備その他の検察事務の能率化　刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務　司法警察職員の教養訓練　裁判員制度の啓発及び広報　法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

企画調査室　検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本的方針に係るものの調査及び企画

刑事調査官　総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【刑事課】 一般刑事事件、環境関係事件、選挙関係事件、交通関係事件、財政経済関係事件及び少年に係る刑事事件の検察に関すること並びに犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件、労働関係事件、風紀関係事件、薬物関係事件、暴力団に係る刑事事件及び外国人に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

【国際刑事管理官】 犯罪人の引渡し　刑事に関する国際間の共助　刑事に関する国際間の協力　刑事に関する条約その他の国際約束の実施　犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整

―― 矯　正　局 ――

【総務課】 矯正に関する法令案の作成　矯正局の所掌事務に関する総合調整　刑事施設・少年院及び少年鑑別所視察委員会　矯正施設の組織及び運営　矯正管区の組織及び運営　刑務共済組合　矯正局の所掌事務に係る国際協力

矯正監査室　矯正施設の実地監査　被収容者の不服及び苦情の処理
情報通信企画官　矯正の情報システムの整備及び管理に係るものの企画及び調査　矯正通信に関する事務のうち技術的事項に係るものの企画及び調整
矯正調査官　総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【成人矯正課】 刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、保護及び釈放　刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、厚生その他その処遇　刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金　国際受刑者移送　犯罪人の指紋その他その個人識別
警備対策室　刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安　刑務所等被収容者の移送　刑務所等の職員の非常訓練　刑務官の点検及び礼式
企画官　成人矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律、警備その他少年院等の保安　少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放　少年院等被収容者の矯正教育、厚生その他その処遇　少年院等被収容者に係る職業能力習得報奨金及び手当金　少年院等の職員の非常訓練
企画官　少年矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【更生支援管理官】 再犯の防止等に関する施策に関する基本的な方針の企画及び立案　再犯の防止等に関する施策に関する地方公共団体及び再犯の防止等に関する活動を行う各種団体との連絡調整

【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤
矯正医療企画官　矯正医療管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案の補助

―― 保　護　局 ――

【総務課】 更生保護に関する法令案の作成　保護局の所掌事務に関する総合調整　恩赦　国際受刑者移送法第25条第２項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除　中央更生保護審査会の庶務　地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営　心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）
恩赦管理官　恩赦等に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事務
精神保健観察企画官　心神喪失者等医療観察制度（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）に関する事項に係るものの企画及び調整

【更生保護振興課】 保護司に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）　更生保護事業の助長及び監督　民間における犯罪予防活動の促進　更生保護に関する各種団体との連絡調整　犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究
民間活動支援企画官　保護司に関する事務(大臣官房の所掌に属するものを除く。)及び更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

保護調査官　更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【観察課】　仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院　保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整　刑法第25条の２第１項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整　更生保護法第88条に規定する刑の執行を停止されている者に対する措置　地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

処遇企画官　保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

―― 人 権 擁 護 局 ――

【総務課】　人権擁護に関する企画及び立案　人権擁護局の所掌事務に関する総合調整　人権擁護委員の事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

人権擁護推進室　人権擁護に関する基本的な事項に係る企画及び立案並びに調整

【調査救済課】　人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防　人権相談

【人権啓発課】　人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長

―― 訟　務　局 ――

【訟務企画課】　国の利害に関係のある争訟に関する基本的事項に係る企画及び立案　訟務局の所掌事務の総合調整

訟務調査室　国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案

訟務判例研究官　特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う事務

訟務広報官　国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整

【民事訟務課】　民事に関する争訟（他課の所掌に属するものを除く。）

民事訟務対策官　民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の追行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整

【行政訟務課】　行政に関する争訟　民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの

【租税訟務課】　租税の賦課処分及び徴収に関する争訟

【訟務支援課】　国の利害に関係のある争訟に関する一般的な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うことによる関係機関に対する支援

政策立案総括審議官　大臣官房に政策立案総括審議官１人が置かれ、法務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務の総括整理

公文書監理官　大臣官房に公文書監理官１人が置かれ、法務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務の総括整理

サイバーセキュリティ・情報化審議官　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官１人が置かれ、法務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務の総括整理

審議官　大臣官房に審議官６人（うち２人は充て職）が置かれ、法務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務の総括整理

（注）審議官は、出入国在留管理庁にも２人置かれている。

参事官　大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局、訟務局にそれぞれ参事官が若干人置かれ、主としてそれぞれの部局の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案

（注）　参事官は、出入国在留管理庁（２人）及び公安調査庁（１人）にも置かれている。

（審議会等）

司法試験委員会　司法試験及び司法試験予備試験に関する事項の管理

検察官適格審査会　検察庁法第23条第３項に規定する検察官の適格性に関する審査

中央更生保護審査会　法務大臣に対する特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出　地方更生保護委員会の決定に対する審査及び裁決

日本司法支援センター評価委員会　日本司法支援センターの業務の実績に関する評価その他総合法律支援法によりその権限に属させられた事項の処理

法制審議会　法務大臣の諮問に応じて行う民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議　電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第５条第２項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

検察官・公証人特別任用等審査会　検察庁法第18条第２項に規定する副検事の選考及び同条第３項に規定する検察官特別考試の実施、公証人法第13条ノ２に規定する選考の実施並びに同法第15条第２項及び第81条第１項に規定する議決

検察官特別任用分科会　副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項の処理

公証人分科会　公証人の選考の実施（公証人法第13条ノ２に規定する選考をいう。）並びに同法第15条第２項及び第81条第１項に規定する議決に関する事項の処理

（施設等機関）

刑　務　所 ── 支所　主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年刑務所 ── 支所　主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇（ただし、少年及び26歳未満の成人を主に対象とする。）

拘　置　所 ── 支所　主に被勾留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少　年　院 ── 分院　主に保護処分の執行を受ける者及び少年院において懲役及び禁錮の刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育

少年鑑別所 ── 分所　主に鑑別対象者の鑑別、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等の収容及びこれらの者に対する必要な観護処遇並びに非行及び犯罪の防止に関する援助

婦人補導院 ──　売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者に対する必要な補導

法務総合研究所 ── 支所　法務に関する調査及び研究　当省の職員（矯正の事務に従事する職員並びに出入国在留管理庁及び公安調査庁の職員を除く。）に対する職務上必要な研修　「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（昭和36年条約第４号）に基づき、国際連合と協力して行う研修、研究及び調査　外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

（参考）

「国連アジア極東犯罪防止研修所」

上記協定に基づき設立された研修機関。国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関として、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法制度の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修、研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記協定及びその後に交わされた交換公文によって定められており、法務総合研究所がその事務を担当している。

矯正研修所 ── 支所　矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修

（地方支分部局）

矯正管区　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会　刑法第28条の行政官庁としての仮釈放の許可又はその処分の取消し　刑法第30条の行政官庁としての仮出場の許可　少年院からの仮退院又は退院の許可　少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請又は仮退院を許す処分の取消し　少年法第52条第１項又は同条第１項及び同条第２項の規定により言い渡された刑について、その執行を受け終わったものとする処分　刑法第25条の２第２項及び第27条の３第２項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第４条第２項において準用する場合を含む。）の行政官庁としての保護観察の仮解除又はその処分の取消し　婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し　保護観察所の事務の監督

登記　戸籍　国籍　供託　公証　司法書士及び土地家屋調査士の事務　遺言書保管　人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防　人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長　人権擁護委員の事務　人権相談　国の利害に関する争訟

保護観察所 ── 支部　保護観察の実施　犯罪の予防を図るための世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進　心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等の実施

保護司選考会　保護司法の規定に基づき、各保護観察所に置かれており、保護観察所の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見を述べる。

特別の機関

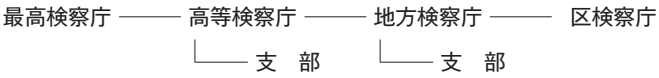

検察庁法第４条、第６条に基づく、検察官の行う事務の総括

外　局

出入国在留管理庁

（内部部局）

総務課　機密　公印の保管　公文書類の接受、発送、編集及び保存　法令案その他の公文書類の審査及び進達　情報の公開　個人情報の保護　機構及び定員総合調整（政策課の所掌に属するものを除く。）　行政の考査　広報　事務能率の増進　表彰及び儀式　任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練　職務上必要な研修　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査　行政財産及び物品の管理　庁内の管理　施設の整備　宿舎　衛生、医療その他の福利厚生　入国者収容所の組織及び運営　地方出入国在留管理局の組織及び運営　外国人技能実習機構の組織及び運営　地方公共団体の職員その他の関係者に対する必要な研修

出入国在留監査指導室　職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察　入国者収容所等視察委員会

情報システム管理室　情報システムの整備及び管理　住民基本台帳法第30条の50の規定による通知

政策課　所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案　出入国在留管理基本計画の策定　所掌事務に関する法令案の作成　特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針の策定

外国人施策推進室　法務省設置法第28条第１項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整

政策調整官　政策課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

出入国管理部

出入国管理課　外国人の上陸の許可（審判課の所掌に属するものを除く。）　外国人の再入国の許可　日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認　出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第６章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任　短期滞在の在留資格に係る外国人の在留の許可　在留許可等（審判課の所掌に属するものを除く。）

難民認定室　一時庇護のための上陸の許可　入管法第61条の２の２第１項及び第２項の規定による在留の許可、同条第５項の規定による許可の取消し並びに同法第61条の２の４第１項の規定による仮滞在の許可（審判課の所掌に属するものを除く。）　難民旅行証明書　難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。）

審判課　入管法第45条第１項及び第55条の２第２項の規定による審査　収容令書

及び退去強制令書の発付　被収容者の仮放免　入管法第55条の３第１項の規定による出国命令　外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出（総務課の所掌事務に属するものを除く。）　入管法第50条第１項の規定による在留の許可　難民の認定をしない処分についての審査請求に係る在留許可等　難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての審査請求　通報者に対する報償金の交付

警備課　入管法第２条第14号に規定する違反調査　収容令書及び退去強制令書の執行　入国者収容所、収容場その他の施設の警備及び被収容者の処遇　入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用　入国警備官の点検礼式及び非常訓練

在留管理支援部

在留管理課　外国人の在留の許可（出入国管理部の所掌に属するものを除く。）　在留資格認定証明書の交付　登録支援機関の登録

在留管理業務室　外国人の中長期の在留の管理（総務課の所掌に属するものを除く。）

在留審査調整官　在留管理課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

在留支援課　在留支援（本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援をいう。）に関する事項の企画及び立案調整並びに推進　地方公共団体及び民間の団体が行う在留支援の支援（総務課の所掌事務に属するものを除く。）

情報分析官　所掌事務に係る情報の収集整理及び分析並びに統計

公文書監理官　公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護

（施設等機関）

入国者収容所　本邦からの退去を強制させる者の収容及び送還

（地方支分部局）

地方出入国在留管理局
- **支　局** ―― **出張所**
- **出張所**

日本人の出帰国及び外国人の出入国の管理　本邦における外国人の在留管理　難民の認定

公安審査委員会　破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定

公安調査庁

（内部部局）

総　務　部

総務課　機密　公印の保管　公文書類の接受、発送、編集及び保存　公安調査庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計監査　行政財産及び物品の管理　所掌事務に関する総合調整　所掌事務に関する統計　情報システムの整備及び管理　公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営

審理室　公文書類の審査及び進達　情報公開　個人情報の保護　所掌事務に関する法令案の作成　破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分の請求及び調査結果の提供　破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による国会への報告

涉外広報調整官　涉外及び広報

公文書監理官　公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護

人事課　機構及び定員　任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練　衛生、医療その他の福利厚生　行政の考査

調査第一部

第一課　第一部の所掌事務に関する総合調整　第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析　無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分　第一部の所掌に係る事項に関する関係機関との情報及び資料の交換の総括

第二課　第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手続において必要な証拠の準備、国内資料の収集、整理及び保管

公安調査管理官　第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

調査第二部

第一課　第二部の所掌事務に関する総合調整　第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析

国際調査企画官　特定事項に係るものの企画及び調整

第二課　国外資料の収集、整理及び保管　第二部の所掌に係る事項に関する国外との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の総括

国際破壊活動対策室　第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手続において必要な証拠の準備

公安調査管理官　第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

（施設等機関）

公安調査庁研修所　公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

（地方支分部局）

公安調査局・公安調査事務所　破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査　無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分

第３　定　　員

令和４年度末における法務省の各組織の定員は、次のとおりである。

（令和４年度末）

区分		定員	
内部部局	大臣官房	事務次官１人及び秘書官１人を含む。 うち、62人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、６人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。	396人
	民事局		99人
	刑事局		68人
	矯正局		86人
	保護局		50人
	人権擁護局		28人
	訟務局		90人
	小計		817人
施設等機関	法務総合研究所		84人
	矯正研修所		85人
	刑務所、少年刑務所及び拘置所	うち、24人は、支所の定員とする。	19,692人
	少年院		2,367人
	少年鑑別所		1,144人
	婦人補導院		2人
	小計		23,374人
地方支分部局	法務局及び地方法務局		8,918人
	矯正管区		308人
	地方更生保護委員会		316人
	保護観察所		1,512人
	小計		11,054人
検察庁			11,863人
合計			**47,108人**

出入国在留管理庁（外局）

区分		定員	
内部部局		長官１人、次長１人、審議官２人及び参事官２人を含む。	139人
	出入国管理部		58人
	在留管理支援部		94人
	小計		291人
施設等機関	入国者収容所		252人
地方支分部局	地方出入国在留管理局		5,638人
合計			**6,181人**

公安審査委員会（外局）

区分		定員	
内部部局	事務局		4人

公安調査庁（外局）

区分		定員	
内部部局	総務部	長官１人及び次長１人を含む。	81人
	調査第一部		128人
	調査第二部		170人
	小計		379人
施設等機関	公安調査庁研修所		8人
地方支分部局	公安調査局		1,353人
合計			**1,740人**

法務省合計		**55,033人**

第４　予　　算

令和４年度における法務省所管等の歳出予算額は、次のとおりである。

一般会計では、当初予算額が、 8,067億8,337万３千円であったところ、令和４年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を実施するために必要な経費等が盛り込まれた補正予算（第２号）により、刑事手続・民事裁判手続のデジタル化及び法務行政のデジタル化の推進に必要な経費として79億6,631万２千円、公安調査庁の情報収集・分析体制の強化及び先端技術を活用した捜査・公判体制等の強化に必要な経費として15億8,575万４千円、総合法律支援の利便性向上に向けた法テラスの体制強化及び再犯防止等の各種施策を推進するための体制強化に必要な経費として35億7,492万円、法務省施設の防災・減災対策の強化、矯正施設の保安警備体制の強化及び老朽化した更生保護施設の整備の推進に必要な経費として186億5,794万８千円、出入国在留管理庁の体制強化に必要な経費として７億4,485万９千円、原油価格高騰に伴う電気料等の増額に対応する経費として28億9,503万５千円、人件費の不足見込分として18億5,881万６千円の総額372億8,364万４千円が追加計上された。

他方、既定経費の不用分として、 45億5,569万１千円が減額されたため、補正後予算額は8,395億1,132万６千円となった。さらに、前年度からの繰越額520億4,172万２千円、ウクライナ避難民の受入支援事業に伴い生じた政府開発援助難民等救援業務委託費の予算の不足を補うための予備費使用額19億4,241万８千円を加えると、歳出予算現額は8,934億9,546万６千円となっている。

東日本大震災復興特別会計では、当初予算額が１億7,167万６千円であったところ、補正予算（特第２号）により、人件費の不足見込分として55千円追加計上された。

他方、既定経費の不用分として、 1,336万１千円が減額され、補正後予算額及び歳出予算現額は１億5,837万円となっている。なお、東日本大震災復興特別会計は、復興庁所管であり、同庁に一括計上されている。

法務省所管等の歳出予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、補正後予算額として8,396億6,969万６千円、歳出予算現額として8,936億5,383万６千円となっている。

第 2 部

業務の概況

第１　内　部　部　局
第２　審　議　会　等
第３　施　設　等　機　関
第４　地 方 支 分 部 局

第１　内部部局

Ⅰ　大臣官房

法務省設置法第３条、第４条　法務省組織令第２条、第３条、第10条～第21条　法務省組織規則第１条～第６条

秘書課

法務省組織令第13条、第14条　法務省組織規則第１条

〈業務の実施状況〉

１　行政改革関係

平成19年４月１日に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、法務省においては、地方移譲の検討事項として法務局・地方法務局（以下「法務局等」という。）の登記事務等が掲げられた。その後の検討の結果、第２次勧告において、法務局等は、国の機関として残すものと整理されたものの、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施は、市場化テストについて官民競争入札等監理委員会の検討に委ねることとされた。

このほか、第２次勧告では、地方自治体の事務を国の法令で規制する義務付け・枠付けに係る法制的な仕組みの見直しが盛り込まれており、法務省では刑事局、保護局及び人権擁護局の所管法令が見直しの対象とされた。

平成21年11月17日、閣議決定により地域主権戦略会議が内閣府に設置され、法務省においては、出先機関改革において法務局等が議論の対象とされた。その後、平成22年６月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、各府省において自ら出先機関の事務・権限の仕分け（以下「自己仕分け」という。）が行われた。

その後、内閣総理大臣からの再検討指示を経て、平成22年11月29日の地域主権戦略会議において、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとする「出先機関改革の基本方向」が示され、同年12月28日、「アクション・プラン」が閣議決定された。

法務省の自己仕分けにおいて「Ａ－ａ」と仕分けた事務のうち、地方側から申出があった「人権啓発活動地方委託事業のうち、非ネットワーク事業」のみ、事務・権限の移譲に向けた工程案を作成した。

その後、平成23年12月26日の地域主権戦略会議においては、それまでの地域主権戦略会議等の議論を踏まえ、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域的実施体制の枠組み（方向性）」が承認された。

平成24年11月15日には、地域主権戦略会議等の議論を経て「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定された。さらに、同年11月30日には、「地域主権戦略大綱」に基づく取組成果を踏まえ、今後おおむね２、３年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を内容とする「地域主権推進大綱」が閣議決定された。

平成25年３月８日には、閣議決定により地方分権改革推進本部が設置され、また、同年４月５日には、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）により地方分権改革有識者会議の開催が決定された。同会議における議論等を踏まえ、平成22年の自己仕分けにおいて仕分けた事業について改めて事務・権限等の移譲に関する検討をし、平成25年９月13日に開催された第３回地方分権改革推進本部において、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定され、法務省においては、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）が、移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限とされた。その後の検討・議論の結果を踏まえて同年12月20日に閣議決定された「見直し方針」に移譲する方策の検討を進める事業として同事業が盛り込まれたことから、これを受けて委託要綱を改正し、地方公共団体における同事業実施の自由度を上げることで対応した。

平成26年から、それまでの委員会勧告方式に替えて、内閣府地方分権改革推進室において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集する「提案募集方式」が導入され、例年、提案された事項に係る対応方針が年末に閣議決定されている。

当省に対してなされた提案に係る現況は以下のとおりである。

⑴　令和３年までの提案事項

「令和元年の地方からの提案等に対する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」にあっては、許認可事務における登記事項証明書の添付省略が、「令和２年の地方からの提案等に対する対応方針（令和２年12月18日閣議決定）」にあっては、不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際における電子での評価額情報の利用が、「令和３年の地方からの提案募集に対する対応方針（令和３年12月21日閣議決定）」にあっては、管理不全空家所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大、出入国在留管理庁から市町村に対する国民健康保険被保険者資格を喪失した外国人に係る通知、職業能力開発校における留学生の受入及び修了後の在留資格変更を可能とすること、市区町村による住宅用家屋証明発行事務の負担軽減、指定給水装置工事事業者の指定の申請等における法人登記事項証明書の添付省略が、それぞれ措置状況に係るフォローアップの対象とされており、検討が進められている。

⑵　令和４年の提案事項

令和４年の提案募集では、①二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可等に係る都道府県知事への権限移譲、②戸籍関係帳簿類の電子データによる保存が可能であることの明確化、③戸籍届書記載事項における世帯主氏名の削除、④自治体職員が常駐しない場合における戸籍業務委託に係る事例の周知、⑤住民票への旧氏記載時における添付書類の見直し、⑥固定資産評価額及び建築年月日に係る法務局から都道府県への通知、⑦森林所有者等確認のためのオンラインによる税務通知情報の提供、⑧土地所有者探索事務等のための住民基本台帳ネットワークの利用範囲拡大、⑨産業廃棄物処理業許可等申請における法人登記

事項証明書の添付省略、⑩市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること、⑪一部事務組合等による所有権移転時等の登記手続に必要な添付書類等の明確化、⑫戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大について提案があり、①から⑨までの９件の提案について措置等を行うことが「令和４年の地方からの提案募集に対する対応方針（令和４年12月20日閣議決定）」に盛り込まれた。

２　国の機関等の移転

第４次全国総合開発計画において、東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進するため、①「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」こととされ、また、②「遷都問題については、（中略）東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

⑴　国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、平成５年６月24日開催の国の機関等移転推進連絡会議における移転計画に基づき移転が実施されており、その進捗状況を踏まえ、平成13年６月28日開催の同連絡会議において抜本的な見直しが行われるとともに、平成14年１月10日開催の同連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえた見直しが行われた。

なお、上記移転計画に基づく法務省関係機関（法務総合研究所（研究部）、東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会）は全て移転を完了している。

⑵　国会等の移転

首都機能移転問題については、平成４年12月、「国会等の移転に関する法律」（平成４年法律第109号）が制定され、同法に基づいて国会等移転調査会が設置された。

同調査会は、平成７年12月13日に「国会等移転調査会報告」を取りまとめた後、平成８年６月に「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」（平成８年法律第106号）が成立したことにより廃止され、新たに同法に基づいて国会等移転審議会が設置（平成８年６月26日）された。

同審議会において、調査対象地域として選定された北東地域、東海地域及び三重・畿央地域について、現地調査や、科学的見地からの比較検討等が行われ、調査の取りまとめ結果に基づき、平成11年12月20日、移転先候補地について「栃木・福島地域」及び「岐阜・愛知地域」を選定するなどの答申が内閣総理大臣へ提出された。

今後は、移転先地の決定等について、国会において審議が行われることとなっており、平成15年６月に設置された「国会等移転に関する政党間両院協議会」において検討が進められているところである。

3　個人情報保護関係

(1)　行政機関の個人情報保護

平成17年４月１日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が施行されたことを踏まえ、「法務省保有個人情報保護管理規程」（平成17年３月16日大臣訓令。以下「旧規程」という。）を制定した。

その後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）が一部施行されたことに伴い、旧規程に個人番号及び特定個人情報の適切な管理に関する定めを加え、「法務省保有個人情報等保護管理規程」（平成27年10月23日大臣訓令）を制定し、同規程に基づき、法務省における保有個人情報の適正な管理のための所要の措置を講じている。

その後、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が個人情報保護法に統合されたことに伴い、個人情報保護に係る各種訓令、通達等を改正等している。

また、個人情報保護窓口を設置し、個人情報保護法の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る業務等を行っており、令和３年度における処理状況については次の表のとおりである。

区　　分	本　省	委任機関
開示請求受付件数	778	602
開示請求取り下げ件数	27	18
開示決定等件数	745	506
うち、全部開示決定件数	717	161
うち、部分開示決定件数	12	238
うち、不開示決定件数	16	107
訂正請求受付件数	3	3
訂正決定等件数	3	3
うち、訂正決定件数	0	0
うち、不訂正決定件数	3	3
利用停止請求件数	1	0
利用停止決定等件数	1	0
うち、利用停止決定件数	0	0
うち、不利用停止決定件数	1	0
審査請求件数	47	－
裁決・決定件数	24	－
訴訟件数	0	0

（注） 出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、個人情報保護法第126条の規定に基づき、法務大臣の権限が委任された官署をいう。

⑵ 所管事業者等の個人情報保護

平成17年４月１日に個人情報保護法が全面施行され、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月２日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成16年10月29日に「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」（法務省告示第531号。以下「旧ガイドライン」という。）を制定した。

旧ガイドラインは、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成20年７月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成21年９月30日法務省告示第453号。平成21年11月１日施行）へ改定後、消費者庁が公表する標準的なガイドラインの改定を踏まえ、見直しを行い、平成27年３月24日法務省告示第178号により全部改正した。

また、個人情報保護法の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組を推進するため、平成17年８月17日に「認定個人情報保護団体の認定に関する指針」（法務省告示第413号）を制定した。

そして、平成27年９月３日に個人情報保護法が改正（以下「改正個人情報保護法」という。）され、平成29年５月30日から全面施行されたことにより、個人情報取扱事業者に対する主務大臣（法務省においては法務大臣）の監督権限が個人情報保護委員会に一元化された。

ただし、債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業を行う個人情報取扱事業者に対する監督権限については、同法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に基づき、個人情報保護委員会から法務大臣に委任されている（なお、改正個人情報保護法の施行により、前記ガイドライン及び指針は廃止。）。

⑶ 行政機関等匿名加工情報の提供

「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられ、同法律を踏まえた行政機関個人情報保護法等の改正がなされた。

その後、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和

３年法律第37号）により、個人情報保護法が改正されたことに伴い、行政機関非識別加工情報は廃止され、新たに行政機関等匿名加工情報が規定された。

そして、個人情報保護委員会において「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和４年２月個人情報保護委員会事務局）等が定められ、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務は、同事務対応ガイド等に基づき取り扱うこととされた。

4　情報公開関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求に係る業務等を行っており、令和３年度における処理状況については次の表のとおりである。

区　　分	本　省	委任機関
開示請求受付件数	856	112,367
他機関からの移送受付件数	7	1
開示請求取下げ件数	60	150
他機関への移送件数	1	1
開示決定等件数	811	110,693
うち、全部開示決定件数	246	970
うち、部分開示決定件数	488	109,008
うち、不開示決定件数	77	715
開示決定等の期限延長件数(10条２項)	235	966
開示決定等の期限特例延長件数(11条)	27	269
審査請求件数	115	－
審査請求取下げ件数	5	－
裁決・決定件数	73	－
訴訟件数	1	－

（注）　出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、情報公開法第17条の規定に基づき、法務大臣の権限を委任された官署をいう。

5　国会関係

⑴　第208回国会

ア　召集・会期

第208回国会（常会）は、１月17日に召集され、会期は、６月15日までの150日間であった。

イ　審議概況

㋐　代表質問

１月17日、衆参両院の本会議において、施政方針演説等の政府４演説が行われ、１月19日及び20日に衆議院で、１月20日及び21日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

⑴　予算

１月17日に「令和４年度総予算３案」が、５月25日に「令和４年度補正予算２案」が提出された。

令和４年度総予算３案については、１月21日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、２月21日に衆議院予算委員会で、２月22日に同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、１月21日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、３月22日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

令和４年度補正予算２案については、５月25日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、５月27日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、５月25日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、５月31日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

⑵　法律案等

内閣提出法律案は、新規提出61件（うち、法務省所管５件）であり、その全てが成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出61件（うち、法務省所管４件）、継続８件であり、そのうち、15件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出35件（うち、法務省所管３件）であり、そのうち、２件が成立した。

条約は、新規提出７件の全てが承認された。

⑶　質問主意書

第208回国会において提出された計240件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、階猛衆議院議員（立憲）の「国家賠償法に基づく求償権行使の事例に関する質問主意書」等27件であった。

ウ　成立した法務省主管法律案（付録491ページ参照）

⑴　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

（令和４年２月１日提出　４月15日成立　４月22日公布法律第30号）

⑵　裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

（令和４年２月１日提出　４月15日成立　４月22日公布法律第31号）

⑶　民事訴訟法等の一部を改正する法律案

（令和４年３月８日提出　５月18日成立　５月25日公布法律第48号）

⑷　刑法等の一部を改正する法律案

（令和４年３月８日提出　６月13日成立　６月17日公布法律第67号）

⑸　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

案

（令和４年３月８日提出　６月13日成立　６月17日公布法律第68号）

⑵　第209回国会

ア　召集・会期

第209回国会（臨時会）は、７月10日に行われた第26回参議院議員通常選挙を受けて、８月３日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、８月５日までの３日間とする旨議決された。

イ　審議状況

第209回国会中、新規に提出された法律案及び条約はなかった。

ウ　質問主意書

第209回国会において提出された計66件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、櫻井周衆議院議員（立憲）の「投資という名目での詐欺に関する質問主意書」等９件であった。

⑶　第210回国会

ア　召集・会期

第210回国会（臨時会）は、 10月３日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、12月10日までの69日間とする旨議決された。

イ　審議概況

㋐　代表質問

10月３日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の所信表明演説等が行われ、10月５日及び６日に衆議院で、同６日及び７日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

㋑　予算

11月21日、「令和４年度第２次補正予算２案」が提出された。

令和４年度第２次補正予算案については、11月22日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、11月29日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月22日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、12月２日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

㋒　法律案等

内閣提出法律案は、新規提出22件（うち、法務省所管３件）であり、そのうち、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案を含め21件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出18件（うち、法務省所管０件）、継続42件（うち、法務省所管３件）であり、そのうち、６件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出７件（うち、法務省所管０件）であったが、成立した法律案はなかった。

条約は、新規提出１件が承認された。

㈡　質問主意書

第210回国会において提出された計150件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、前川清成衆議院議員（維新）の「旧統一教会等による霊感商法や過大な寄附に関する質問主意書」等35件であった。

ウ　成立した法務省主管法律案（付録495ページ参照）

㈠　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

（令和４年10月７日提出　11月18日成立　11月28日公布法律第90号）

㈡　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（令和４年10月７日提出　11月18日成立　11月28日公布法律第91号）

㈢　民法等の一部を改正する法律案

（令和４年10月14日提出　12月10日成立　12月16日公布法律第102号）

６　省庁横断的な重要施策関係

⑴　閣議請議

官房秘書課で取り扱った閣議請議総件数は86件であり、この内訳は、法律案８件、政令16件、質問主意書に対する答弁書54件、その他８件であった。

⑵　犯罪被害者等施策関係

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年４月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行された。

同法に基づき、これまで４回にわたり「犯罪被害者等基本計画」が策定され、その下で、一定の犯罪について、被害者が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、被告人に対する質問等を行うことができる被害者参加制度を導入するなど、各種の取組が進められてきた。

直近では、令和３年３月30日、計画期間を同年４月１日から令和８年３月31日までの５か年とする「第４次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、法務省関連の主な施策として、日本司法支援センターの法律相談援助等の利用促進、被害児童からの事情聴取における配慮（代表者聴取の実施）、犯罪被害者等による心情伝達制度へのアクセスの向上、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等が盛り込まれており、これらの施策の着実な推進に努めている。

⑶　規制改革等の推進関係

平成25年１月に設置された「規制改革会議（現在の規制改革推進会議）」は、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べること等を主要な任務としており、毎年、「規制改革に関する答申」を内閣総理大臣に提出している。

令和４年の答申を踏まえ、対象となった規制改革事項の着実な実現を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められ、令和４年６月７日に閣議決定された。同計画において実施事項とされた「法人設立手続の迅速化・負担軽減」、「海外人

材の活躍に資する制度見直し」、「養育費の確保に向けた取組」、「行政の手続におけるキャッシュレス化の推進」などは、時期を定めた取組が進められている。

⑷　東日本大震災関連施策関係

被災地の復興に当たっては、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき、平成23年７月29日に復興に係る基本的考え方や実施する施策等が盛り込まれた「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定された。

平成24年２月10日には復興庁が発足し、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するための取組が進められている。

上記基本方針に盛り込まれた法務省関連施策としては、「土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正」、「震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）への対処」、「被災地における再犯防止に向けた取組」、「心理的支援を必要とする被収容少年等に対する、少年鑑別所の心理技官による心理的支援の実施」、「日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業」等があり、施策ごとに工程表を作成の上、取組を進めている。

⑸　再犯防止施策関係

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行された。

政府は、同法の施行を受け、平成29年12月、平成30年度から令和４年度までの５年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画では、５つの基本方針の下、７つの重点課題に対応する115の具体的施策を掲げている。加えて、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定され、再犯防止推進計画に基づき実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき３つの課題（①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、③民間協力者の活動の促進）に対応した各種取組を加速化させることとされた。

法務省においては、地方公共団体による再犯の防止等の取組の基盤となるネットワーク構築を支援するため、地方公共団体の担当者を対象に、「全国会議」及び全国を６つのブロックに分けた「ブロック協議会」を開催し、これまでの取組で蓄積された成果や課題を共有するとともに、取組を進める上での課題等に関する協議等を行った。

また、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績のあった個人や団体について内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、平成30年度から新たに再犯防止活動を表彰の対象とし、令和４年には、再犯防止活動について合計８の団体及び個人を表彰した。

さらに、再犯防止推進法において、政府が講じた再犯防止施策について、国会

への年次報告が求められていることを受け、平成30年度から再犯防止推進計画に盛り込まれた115の施策の進捗状況等をまとめた「再犯防止推進白書」を作成しており、令和４年度も、同年12月に閣議決定の上、国会報告を行った。

なお、現行の再犯防止推進計画は、令和４年度をもって計画期間を終えることから、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」において、令和４年２月から11月まで、計８回にわたる議論等を経て、「第二次再犯防止推進計画」の案を取りまとめた。今後は、令和４年度中に同計画を閣議決定するための調整が進められることとなる。

(6) その他

各府省から法務省に対する照会、依頼、協議等に対応した。主要なものとしては、障害者施策関係、知的財産戦略推進関係及び対日直接投資関係に係る省内各部局との連絡調整等がある。

7 式 典

令和４年の叙勲（中・小綬章等、危険業務従事者）及び褒章については、人数規模等からみて、新型コロナウイルスの感染防止の徹底が図れないことから、法務省における伝達式及び天皇陛下への拝謁については中止となった。

8 公文書の接受等

（令和４年）

件　　名	件　数　等
1　公文書類の接受件数	189,000件
2　公文書類の発送件数	240,641件
3　官報掲載件数	8,298件
4　独立行政法人国立公文書館へ移管した行政文書等	428冊

広報室

法務省組織令第14条　法務省組織規則第１条

1 広報関係事務

(1) 重点広報事項

広報月	重　点　広　報　事　項
随　時	○令和４年度人権啓発活動重点目標 「『誰か』のこと　じゃない。」 一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種の人権啓発活動を展開する。具体的には、強調事項として以下の人権課

	題17項目を掲げ、これらを主な事項として人権啓発活動を実施する。 （強調事項） ・女性の人権を守ろう ・子どもの人権を守ろう ・高齢者の人権を守ろう ・障害を理由とする偏見や差別をなくそう ・部落差別（同和問題）を解消しよう ・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう ・外国人の人権を尊重しよう ・感染症に関連する偏見や差別をなくそう ・ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう ・刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう ・犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう ・インターネット上の人権侵害をなくそう ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう ・ホームレスに対する偏見や差別をなくそう ・性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう ・人身取引をなくそう ・震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
随　時	○再犯防止対策の推進について 平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく施策の周知を図る。
随　時	○日本司法支援センターの周知について 総合法律支援制度並びに日本司法支援センターの業務内容及び利用方法等についての周知を図る。
随　時	○裁判員制度の広報啓発について 制度の円滑な実施のため、制度の内容・意義等を周知するとともに、制度に対する国民の不安を解消し、参加意識の醸成を図る。
随　時	○登記のオンライン申請等の利用促進について オンラインを利用した登記申請や証明書等の交付請求の利用促進を図るため、オンラインを利用した場合のメリットや利用方法について周知を図る。
随　時	○相続登記の申請義務化について 令和６年４月１日から始まる相続登記の申請の義務化に向けて、相続登記の意義や必要性について、幅広く国民への周知を図る。
随　時	○相続土地国庫帰属制度について 令和５年４月27日から始まる相続土地国庫帰属制度について、土地の管理・処分の選択肢として、国民への周知を図る。

随　時	○筆界特定制度について 　筆界特定制度の概要等について周知を図る。
随　時	○国籍選択制度の周知 　外国国籍を有する日本国民に対し、国籍選択制度について幅広く周知を図る。
随　時	○戸籍法の一部改正について 　戸籍法の一部改正により、第三者が戸籍証明書等の交付請求ができる場合を制限し、また、戸籍の届出等の際に本人確認が必要となったことについて広く国民に周知を図る。
随　時	○無戸籍の方を戸籍に記載するための手続について 　無戸籍者及びその母親等に対し、戸籍に記載するための手続があること及び法務局にその相談窓口があることについて周知を図る。 　また、無戸籍者及びその母親等に対して、令和４年12月16日に公布された「民法等の一部を改正する法律」に基づく嫡出否認の手続等について周知を図る。
随　時	○民法（親子法制）等の一部改正について 　民法（親子法制）等の一部改正により、児童虐待防止の観点から懲戒権に関する規定が見直されるとともに、無戸籍問題の解消の観点から嫡出推定制度が見直されたことについて、広く国民に周知を図る。
随　時	○戸籍法の一部改正について 　戸籍法の一部改正により、戸籍に関する情報がマイナンバー法に基づく情報連携の対象となること、戸籍証明書等の交付請求がいずれの市町村長に対してもすることができるようになることなどについて周知を図る。
随　時	○民間紛争解決手続の業務の認証制度の周知について 　認証制度を普及定着させるため、制度の概要等について広く国民に周知を図る。
随　時	○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の推進 　この運動が目指すこと （目標１）犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと （目標２）犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること 　この運動において力を入れて取り組むこと 　犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

	⑴　犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組 ⑵　犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組 ⑶　保護司、更生保護女性会会員、ＢＢＳ会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組 ⑷　民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組 ⑸　犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組
随　時	○法制度整備支援の広報啓発について 法制度整備支援の内容・意義について周知を図る。
随　時	○法務行政における国際協力の推進　～国連アジア極東犯罪防止研修所の活動～ 国連アジア極東犯罪防止研修所が実施している国際研修・セミナー、他国の機関との共同研究、国連の犯罪防止・刑事司法プログラムへの貢献等について、その意義及び現状を広く国民に周知する。
随　時	○法教育の普及・推進 法教育教材の作成や、関係省庁、地方公共団体等との連携などを通じて、学校教育をはじめとする様々な場面において、法教育の普及・推進を図る。
随　時	○国際仲裁の活性化について 国際商取引における紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁について、我が国における活性化に向け、国内外の企業等に対し、広報・意識啓発の取組を実施する。
随　時	○経済安全保障の確保に向けた周知について 我が国における経済安全保障の確保に向け、技術流出等の事例や、経済安全保障関連動向について周知する。
随　時	○サイバーセキュリティの確保に向けた周知について サイバー空間における安全の確保に向け、サイバー攻撃や、攻撃主体などサイバー空間における脅威動向について周知する。
随　時	○いわゆる「オウム真理教」の危険性について いわゆるオウム真理教（団体）に対する国民の不安感の解消等に向け、団体の活動実態や、団体に対する規制措置の実施状況について周知する。
1　月	○人権シンポジウム「災害と人権に関するシンポジウム～子どもたちの心

	の復興～」（オンライン配信　１月15日） ○第72回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議（オンライン配信　１月24日）
３　月	○再犯防止広報・啓発動画「広がっています。＃再犯防止～みんなで描く、誰ひとり取り残さない社会～」（オンライン配信　３月19日）
５　月	○「法整備支援連携企画　法整備支援へのいざない」 関係諸機関との連携を図りつつ、主に若い世代に法整備支援に関する基本的知識と国際協力へのキャリアパスを考察する機会を提供する（来場・オンライン併用開催　５月28日）。
６　月	○人権擁護委員制度の周知について 「人権擁護委員の日」（６月１日）を中心とした行事を通じて、人権擁護委員の制度や活動についての周知を図る。 ○共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間（６月） 政府全体として実施する「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせ、共生社会の実現に向けた外国人雇用推進に係る啓発活動及び外国人の入国在留手続や労働関係等に係る情報の提供を実施。 ○法整備支援連絡会 法制度整備支援活動についてその現状の周知と情報交換を図る（来場・オンライン併用開催　６月25日）。
７　月	○再犯防止啓発月間（７月） 国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めることを目的とした、広報・啓発活動を実施。 ○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（７月） 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的とした、広報・啓発活動を実施。 ○人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」（オンライン配信　７月30日）
８　月	○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 こどもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、８月26日から９月１日までの７日間、全国一斉強化週間を実施。
10　月	○公証制度の意義・役割について 公証週間（10月１日～７日）の時期に併せて、予防司法を目的とする我が国の公証制度を広く国民に周知し、もって私的法律関係の安定を図る。 ○「法の日」週間 「法の日」週間（10月１日から１週間）に際して、法を尊重する思想

	の普及等を図る（裁判員制度が開始されたことから、当分の間、裁判員制度の内容・意義等について周知するとともに、制度に対する国民の不安解消に力を入れる。）。 ○法の日フェスタ in 赤れんが～法を身近に感じてみよう～ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、参加人数の上限を設け、赤れんが棟における法務省の業務説明、法務史料展示室見学、サンクン広場における記念撮影を行った。
11　月	○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、11月18日から24日までの７日間、全国一斉強化週間を実施。
12　月	○ＡＤＲ週間（ＡＤＲの日） 本週間（12月１日～７日）に際して、認証事業者や関係団体等と連携し、ＡＤＲ・ＯＤＲを国民に身近な紛争解決手段とするため集中的な広報活動等を展開した。 ○人権週間 「人権週間」（12月４日～10日）を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図る。 ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深める。 政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（イイノホール　12月10日）

⑵　広報誌の発行

平成15年１月に創刊した国民向け広報誌「法務省だより あかれんが」について、４回（第75号～第78号）刊行した。

2　報道関係事務

法務大臣記者会見、各局部課等による記者発表、報道機関からの各種取材申込み等に対応した。

3　各種行事の実施状況

⑴　憲法週間

５月３日の憲法記念日を中心に、同月１日から７日までの１週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（26回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

⑵　“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（第72回）

７月１日から31日まで、「①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと」「②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行

をしないように、その立ち直りを支えること」を目標として、犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、「犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組」「犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組」「保護司、更生保護女性会会員、ＢＢＳ会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組」「民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組」「犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組」を全国的に実施した。

また、コロナ禍に対応して、ツイッターやインスタグラムといったＳＮＳなどのデジタルツールを活用するとともに、「吉本興業」と連携したイベントの開催や動画の作成など、幅広い層に向けた広報活動を積極的に展開した。

⑶　「法の日」週間（第63回）

10月１日の「法の日」から７日までの１週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（146回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

なお、中央行事として、参加人数の上限を設け、赤れんが棟における法務省の業務説明、法務史料展示室見学、サンクン広場における記念撮影を行った。

⑷　ＡＤＲ週間（ＡＤＲの日）

令和４年３月に策定した「ＯＤＲの推進に関する基本的方針～ＯＤＲを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」に基づき、認証紛争解決事業者や関係団体等と連携し、ＡＤＲ・ＯＤＲを国民に身近な紛争解決手段とするため集中的な広報活動等を展開することを目的として12月１日から７日までを「ＡＤＲ週間」とし、初日である同月１日を「ＡＤＲの日」として設定した。

また、 12月１日に、ＡＤＲ・ＯＤＲの国民への浸透をテーマとしたオンライン・フォーラムを実施し、認証紛争解決事業者や関係機関等を招いてパネルディスカッションを実施した。

⑸　人権週間（第74回）

12月４日から10日までの第74回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴え掛けるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

⑹　北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日から16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、拉致問題対策本部と法務省は、共催で政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（12月10日）を開催した。また、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネット広告等を実施した。

4　行政相談

直接国民からファクシミリ・電話・メールにより寄せられる御意見や御提案に対応した。

5　防災・国民保護業務

防災業務では、中央防災会議、各災害対策関係省庁連絡会議等の防災に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整等を行うとともに、災害発生時における初動対応訓練を企画・実施した。また、令和４年８月３日からの大雨等の自然災害について、被害状況を迅速に把握するとともに、必要な対策等を講じた。

国民保護業務では、政府が主催する国民保護法に基づく緊急対処事態関係省庁連携訓練に参加するとともに必要な事務の連絡調整を行った。

政策立案・情報管理室

法務省組織令第14条　法務省組織規則第１条

1　行政情報化推進関係

令和３年９月１日に発足したデジタル庁の下、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和４年４月20日デジタル社会推進会議幹事会決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）等が改定された。

このような流れを受けて、法務省においては、令和４年９月30日、「法務省デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「法務省中長期計画」という。）を策定した。法務省中長期計画は、法務省におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた具体的な方策について、重点事項を中心に、中長期的な実施計画を示し、国民の安全・安心な生活に必要不可欠な法務行政のデジタル化を迅速かつ強力に推進するために策定したものである。また、令和４年においては、ＩＴの利活用による国民の利便性の向上と効率的なデジタル・ガバメントの実現等を図るための各種取組を行ったほか、行政情報化施策に関し、各部局及び関係各府省等との総合調整等を行った。

なお、令和４年中における主な活動は、次のとおりである。

⑴　デジタル社会推進会議等への対応

⑵　情報システム関係予算に関する取りまとめ等

⑶　情報システムの調達に対する助言

⑷　行政情報化に関する各種調査等の取りまとめ

⑸　デジタル庁主催の情報システム統一研修への参加（延べ2,087人）

2　情報システム関係

⑴　法務省統合情報基盤

「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年５月30日閣議決定）等で掲げられた政府目標である情報システムの統廃合及び運用コストの圧縮等を達成しつつ、災害対策や情報セキュリティ対策の向上を図るため、広域ネットワークである法務省情報ネットワークと出入国管理ネットワークを統合した「統合ＷＡＮ」と、法務省の本省部局等が所管する一部の省内ＬＡＮシステムを統合した「基盤システム」からなる安全で効果的な法務省統合情報基盤を整備し、令和元年度から順次運用を開始している。

法務省統合情報基盤を構成する要素の一つである「基盤システム」は、法務本省等職員の情報の共有や流通の迅速化及び事務のペーパーレス化を実現しているほか、政府共通ネットワーク接続及びインターネット接続を実施している。主な機能は、電子メール、電子掲示板、共有ファイル管理、会議室予約及びスケジュール管理等のグループウェア機能、インターネット閲覧のための仮想ブラウザ機能等があり、令和２年７月から本格運用をしている。

また、テレワークを実現するために整備した法務省独自の外部接続環境提供サービス機能（法務省ＲＶＰＮ）については、令和２年７月から本格運用を開始し、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク勤務実施のニーズの増加に対応するため、段階的に増強を行い、令和３年10月以降は、法務本省の全職員を含む基盤システム利用者3,000人が同機能を利用してテレワークを実施できるようになっている。

さらに、法務本省の全職員に対し隔地者間のコミュニケーション機能を提供するウェブ会議環境を整備し、令和４年12月から、本格運用をしている。

もう一つの要素である「統合ＷＡＮ」は、出入国在留管理庁が所管する出入国管理システム専用の広域ネットワークと従来からある法務省専用ネットワークとを統合、再構築したものであり、法務本省と所管各庁及びその出先機関を接続する法務省専用のネットワークサービスを提供しており、令和元年８月から本格運用をしている。

⑵　政府共通ネットワーク（政府共通ＮＷ）接続

政府共通ＮＷは、府省庁間のＬＡＮシステムを結ぶ府省庁間広域ネットワーク（ＷＡＮ）であり、「行政情報化推進基本計画」（平成６年12月25日閣議決定）に基づいて、「霞が関ＷＡＮ」という呼称で整備され、平成９年１月から運用が開始され、法務省は、同年６月から接続しており、平成25年１月から「政府共通ＮＷ」にネットワーク移行及び改称がされ、その接続を継続しているものである。

政府共通ＮＷは、電子メールや電子文書交換システム、電子掲示板等による府省庁間の情報共有の推進を図るための総合的な事務ネットワークである。近時で

は、人事・給与関係業務情報システムや官庁会計システム、政府共通プラットフォーム上のサービスである一元的な文書管理システムなどの府省共通システムの利用に係る通信の転送を行うほか、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）や司法情報通信システムとの相互接続も行うなど、政府全体の重要な共通基盤ネットワークとなっている。

３　情報セキュリティ対策の強化

法務省における情報セキュリティ対策は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠した、「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」、「法務省情報セキュリティ対策基準」及び実施要領（以下、これらを総称して「法務省ポリシー等」という。）に従い実施しているところである。

また、法務省ポリシー等に基づき、「令和４年度法務省対策推進計画」（以下「対策推進計画」という。）を定め、同計画にのっとって、情報セキュリティ対策に関する取組を実施している。

令和４年中における主な取組として、法務省業務継続計画（首都直下地震編）では、非常時優先業務等を定めるとともに、それら業務の継続又は早期再開若しくは実施のための方法を記しているところ、その実現は、それら業務を支える情報システムの運用継続が前提となるものであり、情報システムの運用継続性の強化や適切に維持管理していくために必要な事項を具体化するべく「法務省における情報システム運用継続計画」を策定した。さらに、情報セキュリティマネジメントの実効性確保のための取組として、法務省ポリシー等に基づく教育、自己点検及び法務省内の内部部局に対する情報セキュリティ監査を実施した。

また、法務省ポリシー等及び対策推進計画に基づき、サイバー攻撃等に対する対応を強化するため、サイバー攻撃監視体制の運営を継続するとともに、情報セキュリティインシデントに備えた訓練や研修を実施し、サイバー攻撃等への対応能力の向上に努めた。さらに、令和３年７月６日に決定された「政府機関におけるデジタル改革に必要なＩＴ・セキュリティ知識を有する人材の確保・育成総合強化方針」に基づき策定した「法務省におけるデジタル人材確保・育成計画」に基づき、デジタル人材の確保・育成を継続的に進めている。

４　政策評価関係

中央省庁等改革基本法第４条第６号及び第29条各号において、各府省は政策評価機能の充実強化を図ることとされている。

政策評価とは、国の行政機関がその所掌する政策に関して自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、これを政策の企画立案に反映させることにより、①国民に対する説明責任を徹底し、②国民本位で効率的な質の高い行政を実現し、③国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的とするものである。

法務省においては、平成13年１月に大臣官房秘書課政策評価企画室を設置し、総務省が示した「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年１月15日政策評価各府省連絡会議了承）を受けて、「法務省政策評価実施要領」等を策定して、同年４月１日から政策評価を実施してきたところ、平成14年４月１日の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の施行後は、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、同法第６条及び第７条に基づいて策定した「法務省政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「法務省事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に従って、政策評価を実施している（基本計画及び実施計画、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況、その他必要と認める事項について法務省ホームページにおいて公表している。）。

また、政策評価の実施に当たっては、必要に応じ、学識経験者、民間等の第三者等の知見の活用を図るものとされているところ、法務省では、その政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、「政策評価懇談会」（座長：篠塚力弁護士）を開催している。令和４年においては、第66回ないし第68回の計３回にわたり、政策評価懇談会を開催し、令和３年度法務省事後評価実施結果報告書（案）や、令和４年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）等について意見を聴取した。

５　証拠に基づく政策立案の推進

近時、我が国の経済社会構造が急速に変化するなか、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policy making（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）以下「ＥＢＰＭ」という。）を推進する必要があるとされている。平成29年５月に統計改革推進会議で決定された「統計改革推進会議最終取りまとめ」及び平成29年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」では、各府省のＥＢＰＭ推進の要となる機能を整備することとされたため、法務省では、平成30年４月に政策立案総括審議官を新設し、法務省におけるＥＢＰＭの推進に取り組んでいる。

６　男女共同参画関係

平成６年７月、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され、平成13年１月、中央省庁等改革に伴い、同審議会を発展的に継承し、内閣府に、内閣官房長官を議長、内閣総理大臣が指定する国務大臣（法務大臣を含む。）等を議員とする男女共同参画会議が設置された。

法務省においては、上記会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」等の専門調査会における審議等への対応を行っている。

また、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成12年12月に第１次男女共同参画基本計画が、平成17年12月には、第２次男女共同参画基本計画が、平成22年12月には、第３次男女共同参画基本計画が、平成27年12月には、第４次男女共同参画基本計画がそれぞれ閣議決定された。さらに、令和２年12月には、令和７年度末までを見通した施策の方向及び具体的な取組を定めた第５次男女共同参画基本計画が閣議決定された。

また、令和４年６月には、すべての女性が輝く社会づくり本部等において、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、あらゆる分野における女性の活躍及び女性活躍のための基盤整備について、政府が一丸となり重点的に取り組むべき具体策を打ち出した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」が決定された。

なお、法務省における女性職員の採用・拡大の推進に関しては、第５次男女共同参画基本計画の策定を受けて、「採用昇任等基本方針」（平成26年６月24日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホウムプラン－プラスＯＮＥ－）～ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の実践を目指して～」（平成28年３月31日法務大臣・公安審査委員会委員長・公安調査庁長官決定、令和３年４月１日改正）を策定し、令和７年度までの目標を設定している。

７　青少年育成関係

ニートやひきこもり等に着目し、様々な困難に直面している子ども・若者育成支援のための施策を推進するため、平成22年４月に「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行された。

同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部の検討を経て、平成22年７月に「子ども・若者ビジョン」が、平成28年２月に「子供・若者育成支援推進大綱」が決定され、５年後の見直しを経て、令和３年４月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が決定された。

同大綱における法務省関連施策には、非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等があり、同施策等の着実な推進に努めている。

人事課

法務省組織令第13条、第15条　法務省組織規則第２条

1　定員関係

令和４年度予算の成立に伴い、法務省の各組織の定員について増減員が行われ、その結果、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和４年政令第92号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（令和４年法務省令第21号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（令和４年法務省人定訓第１号大臣訓令）が施行され、次の表のとおり、令和４年度末定員が定められた。

組織別	定員令第１条定員		
	令和３年度末定員	増△減	令和４年度末定員
本省内部部局	797	20	817
法務総合研究所	84		84
矯正研修所	85		85
刑務所、少年刑務所及び拘置所	19,678	14	19,692
少年院	2,386	△ 19	2,367
少年鑑別所	1,153	△ 9	1,144
婦人補導院	2		2
法務局及び地方法務局	8,906	12	8,918
矯正管区	295	13	308
地方更生保護委員会	315	1	316
保護観察所	1,524	△ 12	1,512
検察庁	11,859	4	11,863
出入国在留管理庁	6,020	161	6,181
公安審査委員会	4		4
公安調査庁	1,697	43	1,740
計	**54,805**	**228**	**55,033**

2　叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数

(1)　叙位・叙勲取扱件数

（令和４年）

区分	生存者	死亡者
叙位	－	339
叙勲	686（143）	129

（注）（　）内は高齢者叙勲取扱件数で外数

(2) 褒章取扱件数

（令和４年）

区　分	件　数
緑綬褒章	－
黄綬褒章	30
藍綬褒章	317（1）
紺綬褒章	8
計	**355（1）**

（注）（　）内は遺族追賞取扱件数で外数

(3) 表彰取扱件数

（令和４年）

区　分	件　数
表彰規程第２条第１号（危険を顧みず職責を果たした者）表彰者	－
表彰規程第２条第２号（能率増進）表彰者	－
表彰規程第２条第３号（永年勤続）定期表彰者	1,423
表彰規程第２条第３号（永年勤続）臨時表彰者	81
表彰規程第２条第４号（模範業績又は善行）表彰者	4
計	**1,508**

3　懲戒処分件数

（令和４年）

種別	本省		法務		検察		矯正		保護	
	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任
懲戒免職	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
停職	－	－	2	－	3	－	6	－	2	－
減給	－	－	2	－	－	－	15	－	－	－
戒告	1	－	－	－	2	－	4	－	1	－
計	**1**	**－**	**4**	**－**	**6**	**－**	**25**	**－**	**3**	**－**

4　職員の兼業

令和４年中における職員の兼業について、国家公務員法第103条関係の承認は39件、同法第104条関係の許可は174件、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に係る承認は48件である。

会計課

法務省組織令第13条、第16条　法務省組織規則第３条

１　令和５年度予算編成

令和５年度予算編成に当たっては、「令和５年度予算編成の基本方針」（令和４年12月２日閣議決定）に基づき、令和４年度第２次補正予算と一体として、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、ＤＸ等の成長分野への大胆な投資、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を目指すこととした。

令和５年度予算については、この基本方針に基づき、「政府案」として閣議決定（令和４年12月23日）された。

２　令和５年度法務省予算の概要

令和５年度の法務省の予算は、「令和５年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和４年７月29日閣議了解）において、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとされたことを受け、「共生社会の実現」、「困難を抱える方々への取組の推進」、「時代に即した法務・司法制度の実現」及び「国際化・国際貢献の推進」の各施策を中心に必要な経費を要求した。

その結果、経費関係について、一般会計では、外国人材の受入れ促進及びそれに伴う在留外国人の更なる増加への的確な対応と在留管理等の実施に必要な経費、民事法律扶助事業、国選弁護等関連業務等の総合法律支援の充実強化に必要な経費、司法分野における刑事・民事手続等のデジタル化の推進に必要な経費、「司法外交」の推進に向けた法令外国語訳の推進を含む各種施策の充実化並びに訴訟に発展するおそれのある政策・事象及び国益に関する国際的な法的紛争への支援の推進に必要な経費等が計上されたものの、令和４年度当初予算比で158億1,603万１千円の減額となった。

東日本大震災復興特別会計については、登記事務処理の適正・迅速な実施に必要な経費が計上された。

定員関係については、こども家庭庁など組織の新設を始め、重点的に体制を整備する必要があったことから、法務省においては、定員合理化により1,074人が減員となったが、出入国在留管理庁及び公安調査庁を中心に、 1,292人の増員が認められた。

これにより、令和５年度当初予算は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、7,881億3,839万９千円（前年度比159億1,181万円減）となった。その概要は、次の表のとおりである。

（単位：千円）

区　　分	令和４年度 当初予算額 A	令和５年度 当初予算額 B	対前年度 増△減額	
			B－A	増減率(%)
	(803,878,533)	(788,062,502)	(△ 15,816,031)	(△ 2.0)
一般会計	743,785,213	725,004,143	△ 18,781,070	△ 2.5
人件費	519,661,506	512,691,974	△ 6,969,532	△ 1.3
	(284,217,027)	(275,370,528)	(△ 8,846,499)	(△ 3.1)
物件費	224,123,707	212,312,169	△ 11,811,538	△ 5.3
	(259,944,362)	(256,470,814)	(△ 3,473,548)	(△ 1.3)
除く施設費	199,851,042	193,412,455	△ 6,438,587	△ 3.2
施設費	24,272,665	18,899,714	△ 5,372,951	△ 22.1
東日本大震災復興特別会計	171,676	75,897	△ 95,779	△ 55.8
人件費	86,633	53,445	△ 33,188	△ 38.3
物件費	85,043	22,452	△ 62,591	△ 73.6
	(804,050,209)	(788,138,399)	(△ 15,911,810)	(△ 2.0)
合計	743,956,889	725,080,040	△ 18,876,849	△ 2.5
人件費	519,748,139	512,745,419	△ 7,002,720	△ 1.3
	(284,302,070)	(275,392,980)	(△ 8,909,090)	(△ 3.1)
物件費	224,208,750	212,334,621	△ 11,874,129	△ 5.3
	(260,029,405)	(256,493,266)	(△ 3,536,139)	(△ 1.4)
除く施設費	199,936,085	193,434,907	△ 6,501,178	△ 3.3
施設費	24,272,665	18,899,714	△ 5,372,951	△ 22.1

（注１）　令和４年度の上段（ ）書きは、政府情報システム経費（デジタル庁一括計上分）60,093,320千円を含めたものである。
（注２）　令和５年度の上段（ ）書きは、政府情報システム経費（デジタル庁一括計上分）63,058,359千円を含めたものである。
（注３）　本表のほか、国際観光旅客税財源充当事業（観光庁一括計上分）令和４年度予算額2,904,840千円、令和５年度予算額3,647,920千円が措置されている。
（注４）　東日本大震災復興特別会計については、復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

次に、増員等の組織別内訳は、次の表のとおりである。

（単位：人）

組織等	令和４年度末定員	新規増員	定員合理化等	その他	純増減	令和５年度末定員
【一般会計】						
法務本省	824	13			13	837
法務総合研究所	84					84
検察庁	11,863	238	△ 235	△ 1	2	11,865
最高検察庁	111					111
高等検察庁	638					638
地方検察庁	11,114	238	△ 235	△ 1	2	11,116
矯正官署	23,598	473	△ 468	△ 8	△ 3	23,595
矯正管区	308			6	6	314
矯正研修所	85			2	2	87
刑事施設	19,692	411	△ 389	36	58	19,750
少年院	2,367	46	△ 54	△ 53	△ 61	2,306
少年鑑別所	1,144	16	△ 25	1	△ 8	1,136
婦人補導院	2					2
更生保護官署	1,828	38	△ 37		1	1,829
地方更生保護委員会	316	5			5	321
保護観察所	1,512	33	△ 37		△ 4	1,508
法務局	8,904	200	△ 176	△ 2	22	8,926
出入国在留管理庁	6,181	269	△ 125	△ 11	133	6,314
公安審査委員会	4					4
公安調査庁	1,740	61	△ 33		28	1,768
小計	55,026	1,292	△1,074	△ 22	196	55,222
【東日本大震災復興特別会計】						
法務局	14			△ 5	△ 5	9
小計	14			△ 5	△ 5	9
合計	**55,040**	**1,292**	**△1,074**	**△ 27**	**191**	**55,231**

（注） 法務本省には、特別職８人を含む。

3　令和４年度決算の概要

(1)　一般会計

歳入予算額は、　92,782,357,000円

であり、

収納済歳入額は、　117,916,777,016円

である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、　25,134,420,016円

の増加となっている。

その要因は、

（目）罰金及科料が　2,796,881,970円

減少したものの、

（目）返納金が　21,488,048,082円

（目）手数料が　6,933,058,450円

増加したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額	743,785,213,000円
予算補正追加額	29,225,765,000円
予算補正修正減少額	4,555,691,000円
予算移替増加額	69,932,547,681円
予算移替減少額	0円
前年度繰越額	52,041,721,954円
予備費使用額	1,942,418,000円
計	892,371,974,635円

であり、

支出済歳出額は、　824,995,401,668円

である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、　67,376,572,967円

の差額を生ずる。

上記金額のうち、翌年度へ繰り越した額は、　46,619,203,793円

であり、不用となった額は、　20,757,369,174円

である。

ア　翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

㋐　法務本省	28,764,611,671円
㋑　法務総合研究所	41,414,560円
㋒　検察庁	2,531,408,590円
㋓　矯正官署	4,925,953,911円
㋔　更生保護官署	151,862,755円

(カ) 法務局　8,460,329,850円
(キ) 出入国在留管理庁　1,156,943,506円
(ク) 公安調査庁　586,678,950円

イ　不用額の内訳は、次のとおりである。
(ア) 法務本省
定年退職者数及び自己都合等退職者の平均支給額が予定を下回ったこと等から、退職手当を要することが少なかったこと等により
6,606,646,872円
(イ) 法務総合研究所
出張回数が予定を下回ったこと等から、職員旅費を要することが少なかったこと等により
305,218,728円
(ウ) 検察庁
職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により
1,882,386,894円
(エ) 矯正官署
超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により
5,934,538,502円
(オ) 更生保護官署
委託事務費及び宿泊費が予定を下回ったこと等から、更生保護委託費を要することが少なかったこと等により
1,227,347,671円
(カ) 法務局
地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったことから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を要することが少なかったこと等により
3,270,919,593円
(キ) 出入国在留管理庁
事業内容の見直しによる事業計画の変更をしたこと、一部事業を実施しなかったこと等から、出入国管理業務庁費を要することが少なかったこと等により
1,371,747,691円
(ク) 公安調査庁
職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により

156,293,728円

(ｹ) その他の組織 2,269,495円

計 20,757,369,174円

(2) 東日本大震災復興特別会計

歳入予算額は、 270,173,000円

であり、

収納済歳入額は、 270,157,890円

である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、 15,110円

の減少であった。

その要因は、

（目）労働保険料被保険者負担金が 37,378円

減少したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額 0円

予算補正追加額 0円

予算補正修正減少額 0円

予算移替増加額 158,370,000円

予算移替減少額 0円

前年度繰越額 0円

予備費使用額 0円

計 158,370,000円

であり、

支出済歳出額は、 95,616,976円

である。

翌年度へ繰り越した額は、 0円

であり、不用となった額は、 62,753,024円

である。

不用額の内訳は、次のとおりである。

ア 法務局

事業内容の見直しによる事業計画の変更をしたこと等から、登記業務庁費を要することが少なかったこと等により

62,341,091円

イ その他の組織 411,933円

計 62,753,024円

4　適切な予算執行等の確保

(1)　行政事業レビューの実施

行政事業レビューは、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年４月５日閣議決定）に基づき、各府省に設置された官房長を統括責任者とする「行政事業レビュー推進チーム」において、予算要求段階から事業の実態を把握し、外部有識者の知見も活用しながら事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求及び予算執行に反映する取組である。

令和４年度においては、令和４年４月15日に「令和４年度法務省行政事業レビュー行動計画」を策定し、法務省の全事業を73事業に整理した上で、「法務省行政事業レビュー推進チーム」による点検を行い、それらの結果を令和５年度予算概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、約３億6,400万円の削減となっている。

なお、公開プロセスの取りまとめ結果は、次のとおりである。

法務省行政事業レビュー（公開プロセス）取りまとめ結果

事業名	評価結果	取りまとめコメント
各種犯罪への対応	事業内容の一部改善	・サイバー犯罪に対応できる人材育成のため、採用、研修、キャリアパスについての一貫した制度設計を見直すべき。 ・研修について、客観的な指標により、獲得した能力水準を評価するよう努めるとともに、国家資格・民間資格などの活用を検討すべき。 ・専門性を有する人材の内部育成、外部登用のバランスを明確にすべき。
人権擁護委員活動の実施	事業内容の一部改善	・啓発、人権活動、広報、研修の全てにＩＣＴを戦略的にとり入れる検討をすべき。 ・「人権思想の普及高揚を図る」という活動内容に対応したアウトカム指標としては、より客観的な指標で評価すべき。 ・広報活動におけるプッシュ型のメディア活用について検討すべき。 ・ＩＣＴの知見といった専門性を含めた委員の資格や選任基準などを見直すべき。 ・ＮＰＯ等との積極的な意見交換をすべき。

⑵　調達改善の取組について

調達改善の取組については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年４月５日行政改革推進本部決定）において、各府省庁がＰＤＣＡサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととされたことなどを受け、法務省においても、調達改善計画を策定し、同計画に沿った調達を推進している。

令和４年度においては、令和４年３月30日に「令和４年度法務省調達改善計画」を策定し、電力調達・ガス調達の改善、一者応札の解消及び共同調達の有効活用について重点的に取り組むこととしているほか、調達事務のデジタル化の推進等に取り組むこととし、その達成状況等について、同年11月30日に上半期における自己評価を実施した。なお、令和４年度終了後においても、自己評価を行うこととしている。

国際課

法務省組織令第13条、第17条

法務省においては、法の支配等の基本的価値を国際的に浸透させ、国連で採択された「ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の達成に貢献することで国際社会における我が国のプレゼンスを高めることを目的として、日本型司法制度の強みを我が国の重要なソフトパワーとして位置付け、法務・司法分野における国内外の施策を総合的・戦略的に推進する「司法外交」を進めている（具体的な施策は以下に記載のとおり。）。

〈重要施策の概要〉

1　国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）及びその成果の具体化

コングレスは、５年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議であり、世界各国から法務大臣、検事総長等ハイレベルの各国政府代表等が参加する。

我が国は、1970年（昭和45年）に欧州以外の国として初めて京都で第４回コングレスを開催しており、令和３年３月に再び京都で第14回コングレス（通称「京都コングレス」）をホスト国として開催した。

京都コングレスは、来場参加とオンライン参加を組み合わせた「ハイブリッド方式」により、いずれも過去最多となる152の加盟国から5,000人を超える参加登録があり、90か国の閣僚級がステートメントを実施した。

また、京都コングレスの成果文書として、「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言（「京都宣言」）」が全会一致で採択された。法務省は、国際社会における法の支配の確立を目指す「司法外交」の取組として、以下の三つを柱とした取組を積極的に展開し、京都宣言の実施にリーダーシップを発揮している。

第一の取組は、次世代を担う若者のエンパワーメントを目的とする、法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催であり、令和３年10月に第１回、令和４年12月に第２回を開催した。

第二の取組は、再犯防止に関する国連準則の策定の主導であり、令和４年４月に策定に向けた専門家会合が開催された。また、令和４年５月の国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）において我が国提出の決議案が採択され、政府間会合に向け、準備を進めている。

第三の取組は、アジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有プラットフォームであるアジア太平洋刑事司法フォーラムの定期開催であり、国連薬物・犯罪事務所と共催の上、令和４年２月に第１回を開催した。

2　国際仲裁

法務省では、一般社団法人日本国際紛争解決センター（ＪＩＤＲＣ）に調査委託して、ＪＩＤＲＣにおいて、国内外の企業等に対する広報・意識啓発、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、仲裁専用施設の整備等の各施策を包括的に行いながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査分析している。具体的には、広報・意識啓発として、各業界団体向けセミナー、名古屋地方裁判所及び横浜地方裁判所の裁判官向けの講演会、在タイ及びその周辺国の日系企業等向けウェビナー、在ベトナム日系企業向けウェビナー等を実施した。また、人材育成として、司法修習生に対する選択型実務修習としての国際仲裁プログラム、日本国際紛争解決センター（ＪＩＤＲＣ）及び日本仲裁人協会（ＪＡＡ）がＡＤＲ資格認定・研修機関である英国仲裁人協会（ＣＩＡｒｂ）と連携して実施する初級と中級の資格認定講座に先立つプレコース等を実施した。

〈業務の実施状況〉

1　国際人権関係

国連の人権諸条約において、締約国は、条約の実施状況に関する報告（政府報告）が義務付けられている。政府報告に対しては、条約に基づき設置された委員会による審査が行われ、委員会は、政府報告審査の結果を総括所見として公表している。

我が国が締結している人権諸条約について、令和４年８月に障害者の権利に関する条約の政府報告審査が、同年10月に市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の政府報告審査がそれぞれ実施され、法務省においては、外務省を始めとする関係省庁と連携し、政府報告審査の対応等を行った。

2　国際犯罪関係

⑴　テロ対策・テロ資金対策

マネー・ローンダリング、テロ資金対策における国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みとして設立された「ＦＡＴＦ（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）」においては、平成24年に出されたＦＡＴＦ第４次勧告の履行状況等について、対日審査が実施されており、令和元年10月から11月にかけて審査団によるオンサイト審査が実施された。法務省においては、相互審査報告書の採択に関する対応を財務省を始めとする関係省庁と連携して行っている。

なお、第210回臨時国会において、ＦＡＴＦ勧告対応法案が成立し、令和４年12月６日の公布閣議後、同月９日、官報で公布された。

⑵　国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）

コミッションは、国連経済社会理事会の下、日本を含む40か国により構成され、毎年会合を開催して犯罪防止・刑事司法分野の政策決定を行っている。

法務省においては、日本政府代表団の一員として、コミッションに出席してそ

の議論に参画するほか、外務省等と協力して、適切な決議の採択に向けて積極的に関与している。令和４年に開催された第31会期中において、法務事務次官が、司法外交の取組の一環として我が国が展開しているフォーラム等について紹介し、京都コングレス開催後もその成果の具体化にリーダーシップを発揮している旨のビデオステートメントを実施した。また、我が国から、再犯防止に係る決議案及び京都コングレスのフォローアップに係る決議案を提出し、全会一致で採択された。さらに、京都コングレスのフォローアップに係る議長特別イベントも開催され、法務副大臣が、「京都宣言」において国際社会が一致して法の支配の重要性を共有し、協力を確認したことは極めて大きな成果であり、昨今その重要性が一層高まっている旨のビデオステートメントを実施したほか、パネルディスカッションにおいて「京都宣言」を実現するための取組を進めることが確認された。

３　法制度整備支援の推進に向けた取組

法制度整備支援の更なる推進に向けた基本的かつ総合的な政策の企画や立案、裁判所等の関係機関や省内関係局部課等との連絡調整や総合的な調整業務を行っている。

平成30年度以降、法務省、外務省及び独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）との間で法制度整備支援の戦略的な推進に向けた協議の場を継続的に開催しているところ、令和４年においては、日ＡＳＥＡＮ友好協力50周年に向けた取組や今後の支援策等について協議を行った。

４　二国間等協力・連携関係

他国政府との協力・連携を強化するため、協力覚書（ＭＯＣ：Memorandum Of Cooperation）の交換や東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）等との連携強化に向けた協議を積極的に行うこととしており、相手国の担当省庁の所掌業務や関心事項等を踏まえ、関係局部課の協力を得つつ、必要な検討を行っている。

令和３年末時点で７カ国と法務省を主体とする包括的な協力のためのＭＯＣを交換しているところ、令和４年においても、複数国との間でＭＯＣ交換に向けた協議を実施した。

５　来省外国政府・国際機関職員等の受入れ

外国政府及び国際機関等の要人が、表敬訪問、意見交換等のため来省しており、令和４年に来省した主な外国要人は、駐日米国大使、駐日トルコ大使、駐日ウクライナ大使、駐日フランス大使、駐日オーストラリア大使、駐日ポーランド大使、国連薬物・犯罪事務所事務局長、ベトナム労働・傷病兵・社会問題大臣、駐日英国大使、ウズベキスタン汚職対策庁長官、ウズベキスタン雇用・労働関係大臣、国際刑事裁判所所長、ウズベキスタン司法大臣、国連難民高等弁務官、欧州評議会事務局長、駐日オーストラリア臨時代理大使、韓国大法院量刑委員会委員長、ウズベキスタン外務大臣であった。

6　大臣等の海外出張

令和４年における法務大臣の海外出張については、タイ及びベトナム訪問、法務副大臣の海外出張は、ポーランド訪問、マレーシア及びラオス訪問、ドイツ訪問、法務大臣政務官の海外出張は、カンボジア訪問であった。

施設課

法務省組織令第13条、第18条　法務省組織規則第４条

1　重要施策の概要

法務省施設は、国民の安全・安心な生活を実現するための各種法務省施策の実施基盤であることなどから、以下の項目を重要施策とした。

⑴　矯正施設の環境整備を始めとする治安の物的基盤の強化

ア　平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されているなど、矯正施設は法務省が実施する各種の再犯防止施策の基盤であることから、かねてより取り組んできた施設・設備の耐震性能確保及び老朽化対策に加えて、出所後の再犯防止に資する様々な機能等を包括的に盛り込んだ施設整備を引き続き推進する必要がある。

また、刑事施設においては、かつて収容人員が定員を上回る過剰収容状態であったことから、収容棟の整備を優先的に実施せざるを得なかった結果、一部の施設では、処遇管理棟等の老朽化した建物に不備が生じている状態にあるため、令和４年においては、大阪医療刑務所ほか９施設の整備を進め、不備の解消を図っている。

イ　犯罪等への的確な対処を実現するための機能確保

犯罪の凶悪化、組織化、国際化等に伴う事件の複雑化・困難化、更には、法改正への対応や新たな取組等、検察の業務運営に必要な検察庁施設の整備を図る必要がある。

また、出入国在留管理を充実・強化するための地方出入国在留管理局施設の整備や経済取引の重要なインフラである登記業務を支えるための法務局及び地方法務局施設の整備も必要である。

⑵　防災・減災能力の強化等

法務省所管の施設の総数は、令和４年４月１日現在794施設であるが、その半数近くに当たる348施設が現行の耐震基準制定前（昭和56年以前）に建てられたものであり、老朽化が著しい上、防災設備等の機能不備も多数あり、災害等に対する備えが不十分な状況にあることから、耐震性能の確保や老朽化の解消が急務となっている。

なお、令和４年６月７日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（「骨太の方針2022」）においても、防災・減災、国土強靱化の取組を進めるとともに、災害時に避難拠点等となる公共施設について、防災機能強化を進めることとされたことなどを踏まえ、避難拠点等となり得る矯正施設等を含め、老朽化した施設の整備を計画的に推進する必要がある。

さらに、法務省職員に貸与する省庁別の公務員宿舎は、1,071棟（12,767戸）あり、そのうち468棟（3,821戸）が、建築後一定の年数を経過した老朽宿舎であり、建替え、耐震改修又は長寿命化改修による早期整備が必要となっている。

これら施設の整備・改善は、職員の執務環境改善・事務能率向上の観点からも急務であり、次の基本方針により鋭意整備を進めているところである。

（基本方針）

耐震性能が確保されていない施設の建替え・耐震改修等とともに、インフラ長寿命化基本計画に基づき、平成27年１月に策定した「法務省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和３年３月改定）」にのっとり、施設の長寿命化に向け、適切な修繕・予防保全を行い、効率的・効果的な法務省施設の防災・減災対策を推進する。

２　年間業務の概要

⑴　施設費予算に関する事項

令和４年度一般会計法務省施設費については、老朽化した法務省施設の建替えのほか、防災・減災、国土強靱化対策として、 242億7,266万５千円が認められた。

なお、予算措置状況の内訳については、以下のとおりである。

ア　法務総合庁舎

松江法務総合庁舎ほか４施設の新営等工事

（計13億3,564万８千円）

イ　検察庁

八丈島区検察庁ほか１施設の新営工事

（計３億8,993万６千円）

ウ　法務局

奈良地方法務局橿原出張所（仮称）ほか１施設の新営工事

（計５億2,105万１千円）

エ　刑務所

大阪医療刑務所ほか６施設の新営工事

（計161億39万５千円）

オ　拘置（支）所

大阪拘置所ほか２施設の新営工事

（計14億5,652万７千円）

カ　各所営繕

法務省施設の改修、修繕工事

（計20億695万１千円）

⑵　宿舎の整備に関する事項

法務省における老朽宿舎につき、財政当局と折衝しながら、建替えによる新規建設を迅速かつ計画的に進めている。

⑶　工事契約等に関する事項

ア　入札・契約の適正化の促進、入札結果の迅速な公表等、透明性と公正性の確保に努めている。

イ　平成27年１月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、適切な競争参加資格の設定等、発注関係事務の適切な実施に努めている。

ウ　品質確保の促進等を図るため、総合評価落札方式は、施工体制について評価を行う施工体制確認型を行っている。

　また、いわゆるダンピング受注を防止するため、低入札価格調査を適切に実施し、一定基準値を下回った場合には、特に重点的な調査を行っている。

エ　刑務所出所者等を雇用する協力雇用主への支援の一環として、一部の工事の競争入札における総合評価落札方式による評価において、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対するポイント加算を行っている。

オ　女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、価格以外の要素を評価する調達を行うときは、法令に基づく認定を受けたワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとされたことを受け、入札参加希望者のうち、技術的能力等が一定の水準を満たした者のみに入札参加等を認める段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス推進企業を評価する項目を取り入れている。

カ　「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年11月８日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式による評価において、賃上げ実施企業に対するポイント加算を行っている。

(4)　工事の設計及び監督に関する事項

設計に当たっては、機能性の確保はもちろんのこと、地域の活性化や景観形成に貢献するように配慮し、広島拘置所、岡崎拘置支所、熊本刑務所（車庫・鍛錬場）、東京拘置所（車庫等棟）、神奈川少年更生支援センター（仮称）、女子中間ケアセンター（仮称）等の実施設計を行っている。また、工事においては、品質の確保、安全管理、工程管理の指導を行い、工事が円滑に進捗するよう調整している。大阪拘置所、大阪医療刑務所、新潟刑務所、福岡刑務所、熊本刑務所、高松刑務所、長野刑務所、松江刑務所、小倉拘置支所、小田原法務総合庁舎増築、熊野法務総合庁舎増築、東京拘置所旧庁舎保存改修、静岡刑務所改修、石巻拘置支所改修、沼津法務総合庁舎等の工事を実施しており、そのうち、熊本刑務所（庁舎収容棟）、福岡刑務所（職業訓練棟）、小田原法務総合庁舎増築、小倉拘置支所、静岡刑務所改修、石巻拘置支所改修等が完了している。

施設課発注の工事の監督については、当課職員が総括監督員として、監督業務を行っている。

(5)　積算業務に関する事項

大阪拘置所新営第３期工事等について、積算関係基準及び施工条件に基づき、

適正な工事及び業務の積算業務を実施した。

⑹　設計及び工事の技術に関する事項

ア　大阪拘置所新営第３期工事等の工事及び業務に係る技術審査事務を実施した。

イ　施設整備の品質を確保するため、矯正施設の建築設計基準及び設計標準等、技術基準類の制定及び更新を行っている。

⑺　国際協力に関する事項

矯正建築分野でのアジア諸国の技術力向上を目的とした「アジア矯正建築会議（ＡＣＣＦＡ）」のタイ王国での第９回会議開催に向け、ＡＣＣＦＡの理事国として調整を進めている。

⑻　工務検査に関する事項

工事及び業務における品質確保のため、工事成績評定及び業務成績評定の取りまとめを行っている。

また、工事中に発生した事故について、原因を分析して対策を講じ、再発防止に努めている。

３　令和３年度法務省所管国有財産の概況

⑴　国有財産の現在額

法務省所管の国有財産（全て一般会計）の総額は、１兆4,204億7,540万円（令和４年３月31日現在）となっており、そのうち行政財産は、１兆4,105億2,748万円（99.30％）、普通財産は99億4,791万円（0.70％）となっている。

なお、これを国全体から見ると、その総額126兆5,485億円の約1.12％、行政財産26兆967億円の約5.41％を占めている。

（注）　国全体の国有財産の総額は、国有財産法第33条第２項の規定に基づき財務大臣が調製した令和３年度国有財産増減及び現在額総計算書による。法務省所管の国有財産の総額を組織別及び分類別に見ると別表のとおりである。

⑵　国有財産の増減額

令和３年度中の法務省所管の国有財産の総増加額は381億5,782万円、総減少額は621億6,638万円で、240億856万円の純減となっている。

別表

法務省所管組織別国有財産現在額

（令和４年３月31日現在）

組織別	土地		立木竹	建物		工作物	船舶		地上権等		計	
	数量（㎡）	価格（千円）	価格（千円）	数量（延べ㎡）	価格（千円）	価格（千円）	数量（隻）	価格（千円）	数量（㎡）	価格（千円）	価格（千円）	割合（%）
＜行政財産＞												
法務本省	68,777	292,504,929	63,706	216,812	9,830,169	2,219,347	－	－	－	－	304,618,153	21.6
検察庁	749,128	96,299,033	336,277	852,583	62,845,239	13,936,982	－	－	－	－	173,417,533	12.3
法務局	694,948	80,311,693	379,392	834,983	44,599,383	6,224,020	－	－	－	－	131,514,489	9.3
矯正官署	36,555,795	408,543,365	2,296,026	4,261,205	265,033,571	85,125,810	5	32,591	52	6	761,031,370	54.0
更生保護官署	9,350	853,393	2,787	4,909	250,868	39,363	－	－	－	－	1,146,412	0.1
出入国在留管理庁	187,432	16,549,617	125,152	163,523	19,601,432	2,355,871	－	－	－	－	38,632,075	2.7
公安調査庁	1,595	157,297	－	907	8,612	1,543	－	－	－	－	167,453	0.0
行政財産計	38,267,029	895,219,330	3,203,342	6,334,924	402,169,277	109,902,939	5	32,591	52	6	1,410,527,488	100.0
＜普通財産＞												
普通財産計	1,576	9,947,917	－	66	1	－	－	－	－	－	9,947,917	
法務省総計	**38,268,605**	**905,167,248**	**3,203,342**	**6,334,990**	**402,169,277**	**109,902,939**	**5**	**32,591**	**52**	**6**	**1,420,475,406**	

（注）１　法務本省には、法務総合研究所を含む。
２　検察庁には、法務総合研究所支所を含む。
３　矯正官署には、矯正研修所を含む。
４　該当係数がない場合は「-」で表示している。数量及び金額の表示は、端数及び千円未満を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

厚生管理官

法務省組織令第13条、第19条

〈業務の実施状況〉

1　職員の福利厚生等関係

法務省職員の安全確保及び健康の保持増進に関する事務、児童手当に関する事務並びに雇用保険及び社会保険に関する連絡事務を行っている。

2　財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係

法務省における勤労者財産形成貯蓄等に関する事務を行っている。

3　災害補償関係

令和４年中の認定件数は、445件（公務災害337件、通勤災害108件）である。

4　共済組合関係

法務省共済組合（以下「組合」という。）は、本部及び55支部で構成され、令和４年末における組合員は36,710人、被扶養者は26,351人である。

組合の事業の概要は、次のとおりである。

⑴　短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業及び災害に関する給付事業であり、保健給付、休業給付等の法定給付のほかに組合独自の附加給付を行っている。

⑵　長期給付事業

組合員の退職、障害及び死亡に関する給付事業であり、老齢給付（老齢厚生年金）、障害給付（障害厚生年金・障害手当金）及び遺族給付（遺族厚生年金）を行っている。

⑶　福祉事業

組合は、福祉事業として保健、医療、貯金、貸付、物資及び財形持家融資の各事業を行っている。

ア　保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を目的とした、特定健康診査・特定保健指導、一般定期健康診断助成、人間ドック受診助成等の健康支援事業及び宿泊助成等の福利厚生サービスの提供を目的とした余暇支援事業を実施している。

イ　医療事業

組合員の病気やけがの治療及び健康管理を目的として、本省及び検察庁（大阪、高松支部）の全国３か所に直営診療所を設置している。

ウ　貯金事業

団体傷害保険、団体定期保険、団体医療保険、団体年金保険等の事業を行っている。

エ　貸付事業

組合員の臨時の支出、物資購入、教育、結婚、医療、葬祭、災害及び住宅の

購入等に要する費用の貸付けを行っている。

オ　物資事業

物資供給事業として、売店及び食堂等の業者への経営委託事業等を行っている。

カ　財形持家融資事業

財形貯蓄を行っている組合員に対し、持家の取得等に必要な資金を融資する事業を行っている。

司法法制部

法務省組織令第12条、第13条、第20条、第21条

司法法制部には、司法法制課及び審査監督課の２課並びに参事官が置かれており、その所掌事務は、①司法制度に関する企画及び立案、②司法試験制度に関する企画及び立案、③内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令外国語訳の推進、④法制審議会の庶務、⑤国立国会図書館支部法務図書館、⑥法務省の所掌事務に関する統計、⑦日本司法支援センター評価委員会の庶務、⑧日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関することを除く。）、⑨総合法律支援、⑩法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成、⑪弁護士法第５条の認定、⑫外国法事務弁護士、⑬債権管理回収業の監督、⑭裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務である。

〈重要施策の概要〉

１　法教育

司法制度改革審議会意見において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたことなどを受け、法務省は、平成17年に有識者による法教育推進協議会を立ち上げるなど、法教育の推進に取り組んでいる。令和２年度からの新たな学習指導要領の順次実施（「公共」新設を含む高等学校の新学習指導要領については令和４年度から年次進行で実施。）や、令和４年４月の成年年齢及び裁判員対象年齢の引下げなど、近年の社会環境の変化から、学校現場等における法教育の必要性が一層高まっている状況にある。当部では、法教育教材の作成や教員向け法教育セミナーの実施など、学校現場において充実した法教育が行われるための支援等を行っている。

２　法曹養成

平成13年の司法制度改革により、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度が創設された。司法法制部では、この新たな法曹養成制度の下、より多くの質の高い法曹が輩出され、社会の様々な分野に法的サービスが拡充されるよう、法曹養成制度全体の在り方、法曹人口の在り方及び法曹の活動領域の拡大について、文部科学省を始めとする関係機関と連携しながら、必要な施策を講じている。

なお、令和元年６月に成立し、令和４年10月に全面施行となった「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第44号。以下「連携法等一部改正法」という。）により、法科大学院を設置する大学と当該大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度が創設され、新たな５年一貫教育制度（いわゆる「３＋２」）が制度化されるとともに、一定の要件の下で、法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能とされるなど、法科大学院教育の充実や、法曹資格を取得するまでの時

間的・経済的負担の大幅な軽減が図られることとなった。令和２年４月からは連携法曹基礎課程（法曹コース）の運用が開始され、令和５年司法試験からは法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能となるところ、司法法制部では、この新たな法曹養成制度の着実な実施に向け、関係機関と連携しながら、必要な取組を進めている。

司法法制課

法務省組織令第13条、第20条　法務省組織規則第６条

１　司法制度等に関する企画及び立案等

司法制度等に関する企画及び立案、法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関する事務をつかさどっている。

⑴　法律案の立案

ア　第208回国会（常会）において成立した法律

・　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和４年法律第30号）

判事補の員数を40人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人、それぞれ減少するもの

・　裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（令和４年法律第31号）

裁判官が同一の子について育児休業をすることができる回数（当該子の出生の日から裁判官が産後の休業をすることができる期間を考慮して最高裁判所規則で定める期間内に、裁判官（当該期間内に当該子の出産により産後の休業をした裁判官を除く。）が当該子についてした最初の育児休業及び２回目の育児休業に係るものを除く。）を、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、２回以内とするもの

イ　第210回国会（臨時会）において成立した法律

・　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和４年法律第90号）

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するもの

・　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和４年法律第91号）

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するもの

⑵　司法制度に関する調査研究について

上記⑴の立案に伴う調査研究のほか、裁判所・裁判官制度、裁判官・検察官の処遇の改善、司法試験制度、法曹養成制度、弁護士制度等について、調査研究を行っている。

⑶　法曹人口、法曹養成制度について

ア　法曹人口については、司法制度改革推進計画（平成14年３月19日閣議決定）において、当時1,000人程度であった司法試験の合格者数を、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされたが、この目

標は、平成22年以降も達成されず、平成25年７月16日、法曹養成制度検討会議取りまとめ及びこれを是認した法曹養成制度関係閣僚会議決定（以下「閣僚会議決定」という。）において、上記目標は現実性を欠くとして事実上撤回されるとともに、あるべき法曹人口につき提言すべく検討を進めるとされた。

これを受け、閣僚会議である法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の下、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、法曹人口の在り方の検討が進められ、平成27年６月30日、推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」を取りまとめるとともに、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）を決定した。

推進会議決定では、法曹人口の在り方につき、司法試験合格者数でいえば、現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、 1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきであるとされるとともに、法務省において、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分に応えることのできる法曹の輩出規模につき引き続き検証を行うこととされた。法務省では、推進会議決定に基づき、必要なデータ集積を進めているところである。

イ　法曹養成制度については、平成14年の臨時国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）が成立した。その概要は以下のとおりである。

⑺　学校教育法上の専門職大学院の一つとして法科大学院を定義した上、法科大学院を新たな法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習と有機的連携の確保を図ること（連携法）。

⑴　司法試験については、法科大学院を修了した者に受験資格を認め、試験の方法や試験科目等を改めること（司法試験法）。

⑼　司法修習生の修習については、その期間を１年６月から１年に短縮すること（裁判所法）。

また、閣僚会議決定において、司法試験につき、受験回数制限を緩和すること及び短答式科目を憲法、民法及び刑法に限定することとされたことを踏まえ、司法試験法の一部を改正する法律（平成26年法律第52号）が第186回通常国会において可決・成立した。これにより、平成27年の司法試験から、受験回数制限が緩和され、法科大学院課程の修了の日又は予備試験の合格発表の日後の最初の４月１日から５年以内は毎回受験できるようになり、短答

式試験の試験科目も憲法、民法及び刑法に限定された。

ウ　さらに、令和元年６月には以下の内容を含む連携法等一部改正法が成立した。

⑺　法科大学院教育の充実のための諸規定の新設（段階的・体系的教育の実施、法科大学院において涵養すべき学識等の明確化、成績評価等の公表義務付け等）の新設

⑴　（法科大学院教育との接続・連携が図られた法学部課程である）「法曹コース」設置のための法曹養成連携協定制度の創設

⑼　大学院への飛び入学資格の拡大

この改正法により、学部３年（早期卒業制度等を活用）と法科大学院２年（既修者コース）の５年コース（いわゆる「３＋２」）が、新たに法曹養成ルートとして制度化されることとなった。

また、司法試験合格までの予測可能性を確保するため、法科大学院について新たに定員管理の仕組みが導入され、法科大学院の入学定員総数は、当面、2,253人（平成31年度４月期に募集を継続した入学定員の総数）を上回らないこととされた。

エ　前記法科大学院改革を踏まえて、連携法等一部改正法により、司法試験制度についても所要の見直しを行った。概要は以下のとおりである。

⑺　司法試験受験資格の見直し（令和４年10月１日から施行（令和５年の司法試験から導入））

司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院修了者及び予備試験合格者に加えて、新たに、①法科大学院の課程に在学する者であって、②所定の単位を取得しており、かつ、１年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加した。

この新たな在学中受験資格については、同資格により最初に司法試験を受けた日の属する年から受験可能期間（５年間）が起算されることになる。

⑴　司法修習生の採用要件の見直し（施行期日は同上）

在学中受験資格により司法試験を受けた者については、司法修習生の採用要件として、司法試験の合格に加えて、法科大学院課程を修了することを必要とした。

⑼　予備試験の試験科目の見直し（令和３年12月１日から施行（令和４年の予備試験から導入））。

今般の法科大学院改革により、法科大学院の教育課程において司法試験論文式試験の選択科目に相当する科目の履修が義務付けられることを踏まえて、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入する一方、一般教養科目を廃止することとした。

オ　法科大学院は、最も多い時期で74校が開設されていたが、令和４年12月時点で、36校が既に廃止され、３校が学生の募集を停止している。

カ　連携法において、国の責務として、法科大学院における法曹である教員の確保等のために必要な施策を講ずることと定められたことを受け、平成15年の通常国会において、裁判官及び検察官等が法科大学院における教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項などについて定めた法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）が成立し、法務省においても、検察官教員を法科大学院に派遣してきたところであるが、法科大学院の組織見直しの一環として、平成26年４月、「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について」（法曹養成制度改革推進会議決定）が決定され、平成27年度から検察官教員の派遣の見直しが実施されている。この見直し方策については、推進会議決定において、平成28年度以降も継続的に実施することとされた。

なお、令和４年度は、21名の検察官が26校の法科大学院に派遣されている。

キ　司法修習生に対する経済的支援については、平成16年度の裁判所法改正により、それまでの給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が希望者に対して修習資金を貸与する制度（貸与制）が導入され、平成23年11月から司法修習を開始した新第65期司法修習生から適用された。

その後、推進会議決定において、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討することとされたほか、平成28年６月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材の確保の充実・強化…を推進する」ことがうたわれたことを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、平成29年４月、修習給付金制度の創設等を内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）が成立した。この修習給付金制度は、同年11月に司法修習を開始した第71期司法修習生から適用されている。

(4)　法教育

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、自由で公正な社会を支える担い手を育成するために不可欠なものである。

法教育に関しては、平成15年に法曹関係者、教育関係者等の有識者を構成員とする法教育研究会を、平成17年に法教育研究会の後継として法教育推進協議会を発足させ、同協議会において、法教育の普及・推進のため、学校における学習指導要領を踏まえた法教育の実践の在り方、法曹関係者と教育関係者による連携・協働の在り方等について協議を行っている。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小・中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、同教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ホームページで公開したり、教育向け法教育セミナーを企画・実

施するなどしている。

さらに、学校等に法教育に関する情報を提供することによって法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布するとともに、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童生徒及び一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育の授業を実施したり、法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」を利用したツイッター等による広報活動を行うなどしている。

加えて、令和４年４月の成年年齢引下げを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向け法教育リーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に配布したほか、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画等を法務省ホームページに公開するなどしている。

２　法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進

⑴　法令の収集・整備

ア　法令整備基本データの作成

慶応３年（1867年）以来現在までに制定された法令（法律、政令、府省令、法規性のある告示等）について、その制定、改廃沿革等の法令整備基本データを作成し、法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

イ　法令に関する照会に対する回答

本省内部部局、検察庁、法務局等のみならず、他府省、地方公共団体又は民間からの法令に関する照会（公布年月日・番号、一部改正法令の有無、それらの内容又は現在における効力の有無等）に対し、法令整備基本データ及び法令全書等により慎重に調査した上、回答を行っている。

ウ　法令整備基本データの活用

法令の改廃沿革等の検索・閲覧の用に供するため、法令整備基本データをｅ-Ｇｏｖを所管するデジタル庁に提供し、その有効利用を図っている。

⑵　法令集等の編さん・刊行

ア　「現行日本法規」の編さん

現に効力のある法令を体系的に分類、編集した加除式総合法規集である「現行日本法規」の編さんを行っている。現在の編成は本文50編100巻（129冊）、索引３巻、旧法令改廃経過１巻、主要旧法令５巻、参照条文索引３巻及び法定刑一覧１巻の計113巻（142冊）となっている。

令和４年中に発行した追録は、第12792号から第13127号までの336号で、 10万2,476ページである。

また、編さんの過程において、終期の到来等の事由により効力を失っている法令及び現在において実際上その適用される余地がほとんどなく、実効性を喪失していると思われる法令に接したときは、その調査を行って、これを法令集に登載するか否かを決し、更に、その調査結果を法令整備・編さん業務データ

ベースシステムに入力して整備している。

イ　「法務省組織関係法令集」の編さん

法務省の組織に関する現行の法令を収録した上、各法条ごとに、その制定時から現在に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「法務省組織関係法令集」の追録について編さんを行った。

ウ　ｅ－ＬＡＷＳ（法制執務業務支援システム）に掲載する法令データの整備

令和４年４月から、デジタル庁所管のｅ－ＬＡＷＳ（法制執務業務支援システム）に掲載する法令データの整備を法務省が行っており、各府省庁や法令の専門業者の協力を得て、法律は、公布後速やかに（原則として、公布と同日を目指し、国会修正等があった場合も、できる限り速やかに）ｅ－ＬＡＷＳに掲載している。

⑶　日本法令の外国語訳の推進

法令外国語訳推進に関する業務については、経済界をはじめ、国内外からの強い要望を受けて、「我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、（中略）法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」として、内閣官房の司法制度改革推進本部において進められてきた。

平成18年12月に開催された法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）の決定により、平成21年度からは、法務省がこれを承継し、「法令用語日英標準対訳辞書」（法令の翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書。以下「標準対訳辞書」という。）の充実・改訂及び機能的なホームページの設置・維持の作業を担うとともに、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項について専門的検討を行うための「日本法令外国語訳推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催することとされた。令和４年においても、推進会議を開催し、関係府省庁における翻訳成果や有識者・利用者の意見等を踏まえた標準対訳辞書の改訂作業を実施した。

また、令和元年７月の関係省庁連絡会議において、我が国の法令外国語訳整備プロジェクトの重点的課題や優先順位等についてユーザー本位の観点で検討するとともに、政府の戦略的な方針策定や着実な実施に当たって司令塔としての役割を担う「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」（以下「官民戦略会議」という。）を設置することが承認された。

令和４年においては、４月に開催された官民戦略会議で、民間構成員から、重点要望事項として、 2025年度までに新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すこと、及び機械翻訳（ＡＩ翻訳）（以下「ＡＩ翻訳」という。）の本格的導入に向けた取組の推進及び検査体制の強化についての要望があり、関係府省庁と協力の上、英訳法令等の迅速な公開に努めてきたほか、ＡＩ翻訳の導入に向けた調査研究の実施等、同要望に沿った取組を実施した。

なお、ＡＩ翻訳については、令和４年に実施した調査研究の結果を踏まえ、令和５年４月からＡＩを活用した法令翻訳システムの設計・開発に着手し、同年12月から法務省内で試行的に導入し、令和６年４月から政府全体に本格導入する予定である。

また、平成21年４月から運用を開始した「日本法令外国語訳データベースシステム」（以下「ＪＬＴ」という。）については、令和３年度中にシステムリプレイスメントを実施し、令和４年４月に、検索機能の充実やユーザーインターフェイスの改善が実現された新たなＪＬＴを公開した。令和４年12月31日現在、英訳法令859本を公開中であり、翻訳整備計画に基づく英訳法令、その他日本法令に関する情報を広く国際的に発信している。

⑷　法務に関する資料の整備

国際化社会の一層の進展に伴い、これに適切に対応する法制度を検討するためには、外国法令に関する資料の整備が法務行政の運営上欠くことのできない重要な業務となっている。令和４年に整備した外国法令に関する資料は、

・　法務資料468号「ドイツ民法典第４編（親族法）」である。

なお、令和４年は、令和３年に引き続き、

・　ドイツ家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律

について、法務資料の発行を前提とした翻訳の準備を進めた。

また、現行韓国六法（追録）について、本省内部部局、所管各庁に随時配布・整備した。

そのほか、他の官庁から執務上参考となる資料を受け入れ、本省内部部局に配布するほか、法務図書館に引き継いで職員の利用に供しており、令和４年に受け入れた資料は、「司法研究報告書」、「司法研修所論集」、「司法修習ハンドブック」である。

⑸　資料の編さん・刊行

令和４年は、次の資料を編さん・刊行し、本省内部部局及び所管各庁等に配布した。

標　　題	刊行年月	ページ数	規 格
司法法制部季報（第159号）	4．2	34	Ａ４
司法法制部季報（第160号）	4．6	38	Ａ４
司法法制部季報（第161号）	4.10	83	Ａ４
法務年鑑（令和３年）	4.12	515	Ａ５

ア　「司法法制部季報」は、年３回（２月、６月、10月）発行している機関誌で、司法法制部が所掌する事務のトピックや執務上参考となる情報等を取りまとめたものであり、令和４年は、第159号から第161号を発行した。

イ　「法務年鑑（令和３年）」は、令和３年１月１日から令和３年12月31日まで

の１年間における法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。

収録内容は、第１部「総説」では、法務省全体としてどのようなところに重点を置いて業務が運営されたのか、組織の変動や所管事務、定員及び予算の規模はどのようなものであったのかを概説し、第２部「業務の概況」では、各部門別に重要施策や業務実施状況等について、説明の参考となる図表を用いて前年との比較を示すなどしてわかりやすく説明している。また、「付録」として、令和３年１月１日から令和３年12月31日までの間に公布（又は発出）された法務省主管の法律、政令、省令及び訓令・通達のほか、主要な行事、主要な人事等を掲載しており、法務省の１年の動きをこの年鑑から見て取ることができる。

この年鑑は、法務省の業務運営状況を積極的に発信するとともに、法務省の施策について国民の理解を得る目的から、法務省ホームページに掲載しており、いつでも閲覧することができるようになっている。

⑹　判例集等の編さん・刊行

各種判例集等について、次のとおり刊行し、本省内部部局及び検察庁、法務局等に配布した。

資　料　名	発　行　巻　号　数	発行回数
最高裁判所判例集	75巻５～９号、76巻１～４号、75巻索引	10
高等裁判所刑事裁判速報集	令和３年版	1

3　法制審議会に関する事項（295～301ページ参照）

4　国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（100～105ページ参照）

5　法務に関する統計事務

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）３月31日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づく各種業務統計の公表に努めた。

また、総務省政策統括官（統計制度担当）主管の統計の整備、改善等に関する関係各府省等との会議に出席した。

6　法務に関する統計資料の編さん及び刊行

令和４年中に刊行した統計資料は、次の表のとおりである。

資　料　名	収録期間	刊行年月	ページ数	規格	年・月刊の別
令和３年 民事・訟務・人権統計年報	3．1～ 4．3	4．9	289	Ａ４	年刊
令和３年 検察統計年報	3．1～ 3.12	4．8	552	Ａ４	年刊
令和３年 矯正統計年報	3．1～ 3.12	4．7	644	Ａ４	年刊
令和３年 保護統計年報	3．1～ 3.12	4．7	255	Ａ４	年刊

7　総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務

総合法律支援に関する事務を所掌する司法法制部司法法制課では、主な事務として、①日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の業績評価に関する事務を行う「日本司法支援センター評価委員会」の庶務、②法テラス関連予算の要求、③国選弁護人等の報酬基準の変更等、各種大臣認可事項に関する事務、④法テラスの組織及び業務運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策の企画・立案、⑤これらに関する関係機関等との協議・連絡調整等を行っており、令和４年は、特に、下記の事務を行った。

⑴　日本司法支援センター評価委員会に関する事項（294ページ参照）

⑵　各種大臣認可に関する事項等

令和４年は、以下の法令等の策定・改正作業を行った。

ア　令和４年３月24日法務大臣認可

・　日本司法支援センター業務方法書の変更

相談場所に赴くことが困難な方を対象とした平常時における電話・オンライン法律相談の導入及び「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」制度の導入

イ　令和４年４月１日公布・施行

・　総合法律支援法施行規則

独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂に伴うもの

⑶　「霊感商法等対応ダイヤル」の新設等について

法テラスでは、旧統一教会問題等に係る被害救済を図るため、令和４年11月、弁護士・心理専門職等を配置した対応部署を新設するとともに、総合的対応窓口である「霊感商法等対応ダイヤル」を新設することとし、司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整、必要な予算の確保等の事務を行った。

⑷　法テラスにおける新型コロナウイルス感染症対応

令和２年１月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来「対面」で行っていた法律相談援助や関係機関等に対する業務説明等の実施が相当制限された。このような状況においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う社会的・経済的混乱を背景に増加する破産、労働、ＤＶ等事案などの法的問題に対応し、感染拡大の防止を図りつつ法的支援を実施するため、令和２年５月、業務方法書を改正して新たに電話・オンラインによる法律相談援助を可能とした上、関係機関等に対する業務説明等についても、オンラインを利用するなどして連携強化に努めたほか、ホームページやテレビ・新聞等を利用して新型コロナウイルス感染症に関する支援情報等の発信等を行った。

審査監督課

法務省組織令第13条、第21条

1　外国法事務弁護士に関する事務等

(1)　外国法事務弁護士となる資格の承認に関する審査事務

外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「承認・指定申請等の手引」に基づき、承認・指定申請手続の円滑化及び承認までの期間の短縮化に努めている。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和４年末までの承認及び登録に関する状況は次の表のとおりである。

なお、登録者総数1,200人のうち、制度が発足してから令和４年末までに登録を取り消した者の総数は751人、令和４年中に登録を取り消した者は28人（原資格国別では、アメリカ合衆国15人、オーストラリア２人、カナダ１人、中国２人、連合王国８人）であり、同年末の登録者数は449人である。

原資格国	承認		登録	
	令和４年	総数	令和４年	総数
アイルランド	－	1	－	1
アメリカ合衆国	8	649	10	635
（アラスカ州）	－	(1)	－	(1)
（アリゾナ州）	－	(1)	－	(1)
（イリノイ州）	－	(21)	－	(21)
（オハイオ州）	(1)	(5)	(1)	(4)
（オレゴン州）	－	(3)	－	(3)
（カリフォルニア州）	(1)	(149)	(1)	(147)
（コネティカット州）	－	(2)	－	(2)
（コロラド州）	－	(1)	－	(1)
（コロンビア特別区）	－	(51)	－	(49)
（ジョージア州）	－	(7)	－	(7)
（テキサス州）	－	(7)	－	(7)
（テネシー州）	－	(1)	－	(1)
（ニュージャージー州）	－	(5)	－	(5)
（ニューヨーク州）	(5)	(322)	(7)	(317)
（ネバダ州）	－	(1)	－	(1)
（ノースカロライナ州）	－	(2)	－	(2)
（ハワイ州）	－	(29)	－	(29)
（バージニア州）	－	(13)	－	(13)

（フロリダ州）	－	(4)	－	(3)
（ペンシルベニア州）	－	(2)	－	(2)
（マサチューセッツ州）	－	(4)	－	(4)
（ミネソタ州）	－	(1)	－	(1)
（ミズーリ州）	－	(1)	－	(1)
（メリーランド州）	(1)	(5)	－	(4)
（ユタ州）	－	(1)	(1)	(1)
（ルイジアナ州）	－	(2)	－	(2)
（ワシントン州）	－	(7)	－	(5)
（カリフォルニア州+ハワイ州）（注）	－	(1)	－	(1)
イタリア共和国	－	2	－	2
インド	2	12	2	12
オーストリア共和国	1	1	1	1
オーストラリア	5	81	5	80
（クインズランド州）	(1)	(9)	(1)	(9)
（西オーストラリア州）	－	(9)	－	(9)
（ニューサウスウェールズ州）	(3)	(43)	(3)	(42)
（ビクトリア州）	(1)	(17)	(1)	(17)
（首都特別地域）	－	(3)	－	(3)
オランダ王国	－	7	－	7
カナダ	－	14	－	14
（オンタリオ州）	－	(7)	－	(7)
（ブリティシュコロンビア州）	－	(7)	－	(7)
サウジアラビア王国	－	1	－	1
シンガポール共和国	－	7	－	7
スイス連邦	1	3	1	3
スペイン	－	1	－	1
スリランカ民主社会主義共和国	－	1	1	1
大韓民国	－	5	－	5
台湾	1	7	1	6
中国	－	75	－	74
ドイツ連邦共和国	－	25	－	25
ニュージーランド	－	7	－	7
ネパール連邦民主共和国	－	1	－	1
パラグアイ共和国	－	1	－	1
ブラジル連邦共和国	－	8	－	8

フィリピン共和国	－	6	－	6
フランス共和国	－	12	－	12
ベルギー王国	－	1	－	1
香港	1	11	1	11
連合王国	5	281	3	276
ロシア連邦	－	2	1	2
計	**24人**	**1,222人**	**26人**	**1,200人**

（注）カリフォルニア州とハワイ州を原資格国として承認した者。

⑵　特定外国法の指定に関する審査事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から特定外国法の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士の登録に指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和４年末までの特定外国法の指定及び付記に関する状況は次の表のとおりである。

指定法	指定		付記	
	令和４年	総数	令和４年	総数
アイルランド	－	1	－	1
アメリカ合衆国各州	1	204	2	200
オーストラリア各州	－	11	－	11
カナダ各州	－	2	－	2
ニュージーランド	－	2	－	2
香港	－	30	－	29
連合王国	2	52	2	48
ロシア連邦	－	1	－	1
計	**3件**	**303件**	**4件**	**294件**

⑶　承認・指定を受けた者の２年ごとの報告等に関する事務

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者については、承認を受けた日から２年ごとに、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類並びに業務及び財産の状況に関する申告書等を、特定外国の外国弁護士となる資格を有することによって指定を受けた者は、指定を受けた日から２年ごとに、その指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を、それぞれ法務大臣に提出しなければならない。

令和４年中、承認に係る２年ごとの報告を215件、指定に係る２年ごとの報告を36件受理した。

⑷　相談

上記⑴及び⑵の外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の申請手続等に関する相談を受けるとともに、先例のないキルギス共和国を資格取得国とする外国弁護士等から相談を受けた。

⑸　外国の法制度等の調査

外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の審査に当たり、当該国における弁護士の資格付与及び懲戒・監督制度のほか、諸外国の弁護士法制その他の法制度等に関する調査を行った。

⑹　国際機関等への対応

各国における外国弁護士の受入れについては、世界貿易機関（ＷＴＯ）等で協議、検討されている。

ＷＴＯ交渉のみならず、二国間及び多国間交渉において、特にサービス貿易の分野における対応に当たっては、外国弁護士受入制度（外国法事務弁護士制度）に関する国際的な議論の動向を注視しつつ我が国の立場や意見を述べるとともに、交渉等での各国からの意見・要望に対しても、関係機関との協議・検討の上、対応した。

⑺　外国法事務弁護士制度の見直し

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和２年法律第33号）が、令和２年５月29日に公布された。同法律による主な改正内容は、①外国法事務弁護士等が手続を代理できる国際仲裁事件の範囲を拡大するとともに、国際調停事件の手続の代理をすることができるようにすること、②外国法事務弁護士となるための要件における職務経験について、同経験として算入できる我が国における労務提供期間の上限を１年から２年に拡大すること、③弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度を創設することから成るものであり、①及び②については同年８月29日に施行され、③については令和４年11月１日に施行された。なお、同法律により、法律の題名が「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」から「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改められ、同日から施行された。

⑻　弁護士資格認定に関する事務

平成16年４月１日に改正弁護士法が施行され、司法修習を終えていなくても弁護士となる資格の特例の対象が広げられ、①司法修習生となる資格を得た後に、簡易裁判所判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、弁護士法第５条第１号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して５年以上になる者、②司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第５条第２号に列挙された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して７年以上になる者、③検察庁法第18条第３項に規定する考試を経て任命された検事（いわゆる特任検事）の職に在った期間が通算して５年以

上となる者等については、法務省令で定める法人が実施する研修であって、法務大臣の指定するものの課程を修了して同大臣の認定を受ければ、弁護士となる資格を有することとなった。

弁護士となる資格の認定等に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「認定申請の手引」に基づき、認定申請手続の円滑化に努めている。また、法務大臣が指定する研修の受講を求められた方に対し、受講準備に資する情報の提供等を目的として事前説明会を実施するなどの対応を行った。

令和４年度研修に係る申請者は11人で、そのうち10人について認定した（１人は申請を取り下げた）。

認定者の内訳は、以下のとおり。

企業法務経験者	６人
公務員経験者	２人
特任検事経験者	１人
裁判所事務官等及び企業法務等経験者	１人

２　債権管理回収業の監督に関する事務

金融機関の有する貸付債権等（特定金銭債権）の処理という喫緊の政策課題を実現するため、弁護士法の特例として法務大臣の許可した債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行いその業務の適正な運営の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とした債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「法」という。）が平成10年10月16日に公布され、同法施行令（平成11年政令第14号）及び同法施行規則（平成11年法務省令第４号）とともに平成11年２月１日に施行された。

また、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等に鑑み、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、併せて債権回収会社の業務に関する規制を緩和することを内容とした同法の一部を改正する法律（平成13年法律第56号）が成立し、平成13年６月20日に公布され、同法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第255号）及び同法施行規則の一部を改正する省令（平成13年法務省令第64号）とともに同年９月１日に施行された。

⑴　債権管理回収業の許可に関する事務

債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければならない。

債権管理回収業の許可申請があったときは、法に定められた一定の許可基準を満たしていない場合を除いて、許可をしなければならないとされている。

許可をしようとするときは、役員等が許可基準を満たしているかどうかなどについて、警察庁長官の意見を聴くものとされており、弁護士である取締役につい

ても、原則として、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされている。

令和４年12月末時点の営業会社数は77社であり、過去５年間の営業許可に関する状況は、次の表のとおりである。

年　次	申請件数	処分の内容		その他
		許　可	不許可	（取下げ等）
平成30年	1	1	－	－
令和元年	－	－	－	－
２年	1	1	－	－
３年	1	1	－	－
４年	1	1	－	－

⑵　債権管理回収業の認可に関する事務

債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割は、いずれも法務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割の認可申請があったときは、営業の許可の基準を満たしていない場合を除いて、認可しなければならないとされている。

過去５年間の認可申請に関する状況は、次のとおりである。

なお、これまでの間、債権管理回収業の譲渡及び譲受けの認可申請はない。

債権回収会社の合併及び分割

年　次	申請件数	処分の内容		その他
		認　可	不認可	（取下げ等）
平成30年	－	－	－	－
令和元年	－	－	－	－
２年	－	－	－	－
３年	－	－	－	－
４年	－	－	－	－

⑶　兼業の承認に関する事務

債権回収会社は、債権管理回収業及び特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって債権管理回収業に該当しないもの並びにこれらに付随する業務であって政令で定めるもの以外の業務を営むことができないが、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められる業務（以下「兼業」という。）について、法務大臣の承認を受けたときは、当該業務を営むことができるとされている。

令和４年12月末時点で営業中の会社（77社）のうち、兼業承認を受けている会社数は67社であり、過去５年間の兼業承認に関する状況は、次の表のとおりである。

年　次	申請件数	処分の内容		その他
		承　認	不承認	（取下げ等）
平成30年	21	15	－	2
令和元年	18	21	－	－
2年	9	11	－	－
3年	12	11	－	－
4年	11	12	－	－

(4)　立入検査

立入検査は、債権回収会社の営業所等における実地の検査を通じて、その債権管理回収業務の実態を把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導・監督を行うことによって、その業務の適正な運営を確保することを目的とするものである。

立入検査には、全ての債権回収会社を対象として計画的に実施する定期検査と、特定の債権回収会社が違法又は不当な業務を行っているなどの疑いがあると認められた場合や業務改善命令を発した後に当該業務の改善状況を確認する場合などに必要に応じて実施する特別検査がある。

過去５年間の定期検査及び特別検査に関する状況(件数)は、次の表のとおりである。

年　次	定期検査	特別検査
平成30年	34	2
令和元年	30	1
2年	11	－
3年	20	－
4年	27	－

(5)　行政処分

立入検査の結果等により、債権回収会社の業務に関して一定の違法又は不当な事項等が判明した場合には、当該債権回収会社に対し、業務改善命令、業務停止命令（全部又は一部）、許可の取消しをすることができるとされている。

過去５年間の業務改善命令、業務停止命令及び許可の取消しに関する状況は、次の表のとおりである。

年　次	業務改善命令	業務停止命令	許可の取消し
平成30年	－	－	－
令和元年	－	－	－
2年	－	－	－
3年	－	－	－
4年	1	1	－

⑹　相談・苦情等

債権回収会社や債権管理回収業の営業の許可を受けようとする者等から、許可申請手続、取扱債権の範囲及び兼業承認申請手続等に関する問合せや相談を多数受けている。また、債権回収会社による債務の弁済請求を受けた債務者等から、債権回収会社の業務に関する苦情も受け付けており、債権回収会社の業務が適正に行われていない疑いがある場合には立入検査等を実施することとしている。

3　認証ＡＤＲ制度に関する事務

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号。以下「ＡＤＲ法」という。）は、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）（注）を国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢とし、その拡充・活性化を図るため、司法制度改革の一環として、平成16年に成立し、平成19年４月１日から施行された。

ＡＤＲ法の施行に伴い開始された認証紛争解決手続の制度（以下「認証ＡＤＲ制度」という。）は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続及びその他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象として、その業務の適正性を法務大臣が認証するもので、司法法制部審査監督課において担当している。

（注）ＡＤＲ：Alternative Dispute Resolution

⑴　認証の審査に関する事務

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる（ＡＤＲ法第５条）。

認証の申請がされたときは、申請に係る民間紛争解決手続の業務がＡＤＲ法に定められた一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するかどうかについて審査を行っている。

過去５年間の民間紛争解決手続の業務の認証に関する状況は、次の表のとおりであり、令和４年においては、新たに６事業者を認証し、ＡＤＲ法が施行されてから令和４年12月末までの認証紛争解決事業者数の累計は178事業者に達し、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となった。

年　次	申請件数	処分の内容	
		認　証	不認証
平成30年	6	6	－
令和元年	5	7	－
２年	4	1	－
３年	2	4	－
４年	7	6	－
累　計	**182**	**178**	**－**

⑵　変更の認証の審査に関する事務

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないとされている。令和４年においては、１件の変更の認証処分を行った。

⑶　監督に関する事務

認証後の事業者の実態を法務大臣が的確に把握し、業務の適正な運営を確保することを目的として、認証紛争解決事業者には、事業年度ごとに、認証紛争解決手続の業務実態等を記載した事業報告書を提出すること及び認証を受けた内容に変更（役員等の変更等）が生じたときに、随時その変更内容を届け出ることが法律上義務付けられている。

また、認証紛争解決手続の業務の適正な運営の確保に必要な限度において、認証紛争解決事業者に対し報告を求め、又は認証紛争解決事業者の事務所の立入検査等を行うことができるとされている。

過去５年間の監督に関する事務の状況は、次の表のとおりである。

年　次	事業報告書	変更届出書	立入検査
平成30年	149	172	－
令和元年	155	263	－
２年	158	224	－
３年	160	256	－
４年	165	244	－

⑷　広　報

認証ＡＤＲ制度を国民に広く周知するため、各種広報活動を行った。

ア　インターネット広告の実施

トラブルに悩んでいる方が大手検索サイトで解決方法等を検索した際、検索結果画面に本制度の紹介文とリンク先が掲載されるリスティング広告等を実施した（掲載期間：Yahoo!JAPAN 及び Google において令和４年９月から約３か月間）。

イ　パンフレット・ガイドブックの作成

本制度についての説明等を記載したパンフレット、各認証紛争解決事業者の専門性・特殊性や利点等を整理したガイドブックを作成し、都道府県庁、市区町村役場、都道府県警察本部（各警察署を含む。）、地方裁判所、法務局、公証人役場、法テラス及び消費生活センター等の相談機関等に配布した。

ウ　ＡＤＲ週間（ＡＤＲの日）の設定等

認証紛争解決事業者や関係団体等と連携し、ＡＤＲ・ＯＤＲを国民に身近な紛争解決手段とするため集中的な広報活動等を展開することを目的として、12月１日から同月７日までを「ＡＤＲ週間」とし、初日である同月１日を「ＡＤＲの日」として設定した。

また、令和４年12月１日に、ＡＤＲ・ＯＤＲの国民への浸透をテーマとしたオンライン・フォーラムを実施し、認証紛争解決事業者や関係機関等を招いてパネルディスカッションを実施した。

⑸　ＯＤＲの推進に関する基本方針の策定等

「成長戦略フォローアップ（令和２年７月17日閣議決定）」を受けて令和２年10月に設置した「ＯＤＲ推進検討会」における議論を踏まえ、令和４年３月にＯＤＲ推進に向けた基本的考え方や具体策等について取りまとめた「ＯＤＲの推進に関する基本方針～ＯＤＲを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」（以下「基本方針」という。）を策定した。

この基本方針に基づき、同年８月に設置した「ＯＤＲ推進会議」及びそのワーキンググループにおける意見を踏まえ、基本方針に掲げられたＯＤＲ推進のための具体策を実施するため、前記⑷ウのＡＤＲ週間（ＡＤＲの日）の設定等必要な取組を順次進めている。

参事官

法務省組織令第12条

裁判所職員定員法の一部を改正する法律、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律その他司法制度等に関する重要な事項についての企画及び立案を行った。

また、法曹養成制度、司法試験制度、裁判所・裁判官制度、検察官制度、裁判官・検察官の給与制度、弁護士制度、外国弁護士受入制度、サービサー制度等に関する重要な事項について調査研究を行った。

この他、司法法制部における重要な施策及び経常事務の遂行に専門的見地から参画したほか、当部所管の法令の解釈等について官公署等からの照会に対し意見を述べた。

法務図書館

（国立国会図書館支部法務図書館）

組織上は、大臣官房司法法制部司法法制課の所掌事務の一部を成しているが、便宜上、これを「法務図書館」としてここに一括して記述する。

法務省組織令第20条第５号　国立国会図書館法（昭和23年法律第５号）第３条、第20条　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）

１　沿　革

法務省における図書の収集・管理業務は、その淵源を尋ねると、明治５年７月の司法省明法寮司籍課の設置に遡る。その後、約半世紀を経て、大正15年４月、時の司法大臣江木翼は、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養

成するため、司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進め、昭和３年９月に至り、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置、鉄筋コンクリート造り３階建ての庁舎を新築し、明治４年司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、ここに本格的な図書館としての態勢が整えられた。これが当館の創始に当たる。

昭和23年２月、司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は、同庁資料統計局資料課の所管に属することになったが、同年８月、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館の支部図書館となり、これを機会に「法務図書館」と名称が改められた。

その後の機構改革により、昭和24年６月以降法務府法制意見第四局資料課、昭和27年８月以降法務大臣官房調査課、昭和33年５月以降法務大臣官房司法法制調査部調査統計課、平成13年１月以降法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。なお、図書館施設は、平成６年８月、法務省赤れんが棟の復原改修に伴い、同棟２階及び１階に移転した。

２　図書資料の収集

(1)　図書資料数

令和４年12月末現在における収蔵図書資料数は320,859冊で、同年中における受入数は、1,027冊である。収蔵図書資料数の内訳は、次の表のとおりである。

区　　分	和漢図書資料		欧文図書資料		合　　計	
法律関係	117,190冊	56.4%	100,563冊	89.1%	217,753冊	67.9%
法律関係以外	90,743	43.6	12,363	10.9	103,106	32.1
計	**207,933**	**100.0**	**112,926**	**100.0**	**320,859**	**100.0**

(2)　図書資料受入数

区　　分		和漢図書資料				欧文図書資料					合計
		購入	受贈	製本	計	購入	受贈	国際交換	製本	計	
図書	令和２年	396	212	474	1,082	49	11	－	83	143	1,225
	３年	518	173	451	1,142	42	5	－	90	137	1,279
	４年	**429**	**147**	**346**	**922**	**39**	**23**	**－**	**43**	**105**	**1,027**
雑誌（定期刊行物）	令和２年	61	211	－	272	31	5	5	－	41	313
	３年	61	58	－	119	31	5	5	－	41	160
	４年	**60**	**192**	**－**	**252**	**29**	**4**	**5**	**－**	**38**	**290**

（注）１　図書については冊数、雑誌については種類によった。
　　２　雑誌を製本したものは、図書扱いとし、図書の製本欄に含めた。

(3) 図書資料分類別受入数

区　　分	和漢図書資料		欧文図書資料		合　　計	
法律関係	728冊	79.0%	105冊	100.0%	833冊	81.1%
法律関係以外	194	21.0	0	0.0	194	18.9
計	**922**	**100.0**	**105**	**100.0**	**1,027**	**100.0**

3　管理業務

(1) 入館者

年　　次	総　　数		法務省職員		そ の 他	
令和２年	12,245人	100.0%	11,572人	94.5%	673人	5.5%
３年	10,965	100.0	10,487	95.6	478	4.4
４年	**11,852**	**100.0**	**11,376**	**96.0**	**476**	**4.0**

(2) 貸　出

区　　分	総　　数		和漢図書		和漢雑誌		欧文図書		欧文雑誌	
	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数
令和４年総数	3,905	12,021	3,112	9,585	753	2,322	34	99	6	15
１か月平均	325	1,002	259	799	63	194	3	8	0	1
１日平均	16.1	49.7	12.9	39.6	3.1	9.6	0.1	0.4	0.0	0.1

（注）１日平均数は、総数を242（開館日数）で除したものである。

4　図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング

法務図書館では、図書館及び展示業務に精通した司書、学芸員等の外部の専門能力を活用し、利用者に対するより迅速かつ高度なサービスの提供を目的として、平成21年４月から、図書館業務及び法務史料展示室業務の一部を民間事業者へ委託している。職員の関与する業務は、予算管理、選書、展示企画などの管理部門に限り、図書館窓口、調査検索（レファレンス）、展示案内等、施設利用者に直接関与する部分の多くを委託事業者が担当している。

5　図書情報検索システム

法務図書館では、図書及び法律文献が検索できる「図書情報検索システム」を運用している。同システムは、法務省ＮＷを介して、法務省職員等の卓上パソコンから利用可能なほか、保有するデータの中から一般公開に適するものを抽出してインターネットに公開している。

なお、同システムが保有する図書情報は、令和４年12月末現在、約20万件がデータベース化されている。

6　調査検索業務

前記システムの法律文献情報提供機能は、法務図書館において収集した雑誌及び

記念論文集に掲載された法律関係記事を法律の分野ごとに分類・抽出し、事項分類、キーワード、論題名、執筆者名、雑誌名等からの検索が可能なシステムで、図書資料検索とともに利用者に対する利便性の向上を図っている。

法律文献情報は、令和４年12月末現在、約35万件がデータベース化されている。

7　国立国会図書館中央館との連絡業務

(1)　中央館・支部図書館協議会

ア　令和３年度第２回協議会

令和４年３月14日、ウェブ会議システムにより開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

- ㋐　令和４年度中央館・支部図書館協議会幹事等の選出について
- ㋑　人事報告、会議等の経過及び中央館の動き
- ㋒　国会図書館支部庁費等関係調査の結果について
- ㋓　令和３年度支部図書館・分館へのヒアリングの結果について
- ㋔　「国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則」の一部改正について
- ㋕　「国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則」の改正予定について
- ㋖　令和４年度中央館年度計画について
- ㋗　令和３年度支部図書館年度計画の総括及び令和４年度支部図書館年度計画の策定について
- ㋘　令和３年度行政・司法各部門支部図書館職員研修の終了及び令和４年度同研修の方針について
- ㋙　個人向けデジタル化資料送信サービスの開始について
- ㋚　中央館・支部図書館分散型総合目録データベースシステム等のリニューアルの進め方について
- ㋛　支部図書館の職員への感謝状の贈呈について

イ　令和４年度第１回協議会

令和４年７月22日、ウェブ会議システムにより開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

- ㋐　人事報告、会議等経過及び中央館の動き
- ㋑　支部図書館規則の全面改正について
- ㋒　令和３年度中央館年度計画の総括について
- ㋓　令和３年度支部図書館年度計画の総括及び令和４年度支部図書館年度計画について
- ㋔　国会図書館支部庁費令和５年度予算概算要求について
- ㋕　令和４年度支部図書館・分館へのヒアリングについて
- ㋖　個人向けデジタル化資料送信サービスの開始について

(ｸ) 中央館・支部図書館分散型総合目録データベースシステム等のリニューアルの進捗について

(2) 相互貸借

年　　次	貸出冊数	全貸出冊数中の比率(%)	借受冊数
令和２年	230	2.0	173
３年	203	1.7	176
４年	**246**	**2.0**	**120**

(3) 納　本（国立国会図書館法第24条）

年　　次	種　　類	冊　　数
令和２年	68	665
３年	50	550
４年	**36**	**436**

8　法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営

(1) 常設展示

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、常設展示として「日本の近代化」をテーマに、「司法の近代化」、「建築の近代化」を小テーマとして、主に次のような展示を行っている。

ア　法務史料の展示

法務図書館が所蔵する貴重書を中心として「司法の近代化」を示す明治初期の法典史料（『司法職務定制』、『新律綱領』、『司法省日誌』等）、お雇い外国人に関する史料（『ボアソナード氏の日本帝国刑法草案』等）、明治初期の事件関係史料（板垣退助暗殺未遂事件の一件書類等）等の展示を行っている。

イ　建築史料の展示

「建築の近代化」をテーマに、模型・展示パネル等を利用して、赤れんが棟とその設計者であるドイツの建築家エンデとベックマンの紹介を行い、併せて赤れんが棟に使われている建築技術の展示を行っている。

ウ　法務行政の紹介

法務行政に対する国民の理解を促進するため、展示パネルによる業務の紹介等を行っている。

(2) 特別展示

令和２年10月から、「法曹三者の歴史」をテーマに、明治中期から明治後期にかけての法曹制度にスポットを当て、法曹制度の整備状況や、現行の制度との違い、当時の著名な法曹人について紹介する展示を行っている。

(3) メッセージギャラリー

平成30年７月から、同年が明治元年から起算して満150年という節目の年であ

り、明治以降の歩みを次世代に遺すことなどを目的として政府全体で推進されている「明治150年関連施策」の一環として、司法制度の基盤形成に大きく貢献した先人の紹介や、明治期に編さんされた法典等の貴重書を展示するなどの「明治150年」特集展示を実施している。

⑷　見学者数

令和４年の見学者数は、 7,617人であった（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、団体見学に人数制限を設けた。）。

⑸　その他

法務史料展示室は、法務省ホームページにおいて展示内容に関する情報を提供している。

なお、平成16年４月から「法務史料展示室だより」を作成しており、令和４年においては、第55号及び第56号を発刊した。

Ⅱ　民　事　局

法務省設置法第３条、第４条　法務省組織令第２条、第４条、第12条、第22条～第27条　法務省組織規則第７条、第７条の２

〈重要施策の概要〉

１　法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、平成30年７月に公布された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）に基づき、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。以下この項において同じ。）において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度が令和２年７月10日から運用を開始している。

遺言書保管法においては、遺言書の保管に関する事務は法務大臣の指定する法務局が「遺言書保管所」としてつかさどること、また、遺言書保管所における事務は法務局長又は地方法務局長が指定する「遺言書保管官」が取り扱うこととされ、法務局に保管されている遺言書については家庭裁判所の検認手続を要しないこととされている。

２　地図整備の推進

登記所備付地図の整備については、平成15年６月、内閣の都市再生本部から打ち出された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、平成16年度から必要性及び緊急性の高い都市部の地図混乱地域について登記所備付地図の作成作業を重点的かつ集中的に行ってきたが、平成27年度からは、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、従来の「登記所備付地図作成作業改・新８か年計画」を見直し、①「登記所備付地図作成作業第２次10か年計画」を策定し、全国における地図作成作業を拡充するとともに、②新たに大都市の枢要部や地方の拠点都市を対象とする「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び③東日本大震災の被災県を対象とする「震災復興型登記所備付地図作成作業３か年計画」を策定し、作業面積を拡大して実施している。

なお、震災復興型登記所備付地図作成作業について、被災した自治体では、同作業を実施すべき地区がなお存在するため、平成29年度までとされていた当該計画を平成30年度、令和３年度にそれぞれ３か年延長し、当該作業を引き続き実施していることに加え、平成28年熊本地震からの復興のため、被災地を対象に令和２年度を初年度とする５年間の計画を策定し、作業を実施している。

また、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する筆界特定制度の運用が平成18年１月20日から開始され、順調に利用されている。同制度により、土地の筆界に関する紛争の早期解決が図られ、地図整備に寄与している。

3　戸籍事務へのマイナンバー制度導入

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、各種閣議決定（「日本再興戦略2014」（平成26年６月閣議決定）等）において、マイナンバー制度を活用して戸籍謄本等の添付省略を実現することが求められていた。そこで、平成26年10月に「戸籍制度に関する研究会」、平成27年６月に「戸籍システム検討ワーキンググループ」を民事局内に設置し、戸籍事務へのマイナンバー制度導入について検討を進めた。さらにその検討を踏まえ、平成29年９月に戸籍法制の見直しについて法制審議会に諮問され、同審議会での審議を経て平成31年２月に戸籍法の改正に関する要綱が答申された。この答申に基づき立案した戸籍法の一部を改正する法律案は、令和元年５月に成立し公布された。マイナンバー制度に基づく情報連携に関する規定は、公布の日から５年以内に施行することとされているため、情報システムの構築等について準備を進めている。

4　無戸籍者の解消に向けた取組

従前の民法においては、離婚から300日以内に元夫以外の男性の子を出産した場合には、生まれた子の父は元夫であると推定され、その子は元夫の戸籍に記載されることとなっていた。そのため、元夫にその子の存在を知られたくないなどの理由から、子の母が出生届を提出せず、子が無戸籍となっている場合があり、近年、無戸籍のまま成人となった者が社会生活上、多大な不利益を被っているとして、社会問題化しており、全国の法務局において、無戸籍者の解消に向けた取組を行っているところである。

加えて、民法の嫡出推定制度が無戸籍者を生ずる一因であると指摘されていたことから、令和元年６月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（親子法制）部会が設置され、民法の嫡出推定制度に関する規定等の見直しについての調査審議が進められ、令和４年２月、「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申がされた。この答申に基づき、「民法等の一部を改正する法律案」を立案し、第210回国会（令和４年臨時国会）に提出した。この法律案は、同年12月10日に可決され、「民法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第102号）が成立し、同月16日に公布された。この法律のうち、嫡出推定制度等に関する規定の見直しに関する規定は、公布後１年６月以内に施行することとなっている。

この法律は、離婚後300日以内に生まれた子であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定するとともに、嫡出否認権を子及び母にも認め、嫡出否認の訴えの出訴期間を３年に伸長するなど嫡出推定制度の見直し等を内容とするものであり、無戸籍者問題の抜本的解消を図る上で重要な意義を有するものであることから、十分な周知広報を行うことを含め、その円滑な施行に向けて準備を進めている。

5　氏名の振り仮名の法制化の検討

デジタルガバメント実行計画（令和２年12月25日閣議決定）を受け、令和３年１月以降、一般社団法人金融財政事情研究会が主催する「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会」における検討に構成員として参加し、令和３年９月に、法制化（戸籍法等の改正）が必要であるとの法務大臣の諮問を受けて、法制審議会戸籍法部会が設置された。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定）において、「戸籍法制の見直しに関する法務大臣の諮問に対する法制審議会からの答申が得られ次第速やかに、戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、令和５年（2023年）の通常国会に関連する法案を提出した上で、令和６年度（2024年度）を目途に実現を図る。」とされたことから、法制審議会戸籍法部会において、調査審議が進められている。

6　法人設立手続のオンライン・ワンストップ化

「未来投資戦略2017」（平成29年６月９日閣議決定）を受けて設置された法人設立オンライン・ワンストップ化検討会において、「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が取りまとめられた。同取りまとめを受け、「未来投資戦略2018」（平成30年６月15日閣議決定）において、世界最高水準の起業環境を実現するための取組として、令和元年度中にオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理を実現する等が盛り込まれたところ、令和２年３月17日から運用を開始している。

また、「成長戦略フォローアップ」（令和２年７月17日閣議決定）においても、世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととされたところ、商業登記については、令和３年２月15日から印鑑提出の任意化、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、オンラインによる定款認証及び設立登記の同時申請を対象にした24時間以内処理等の運用が開始されている。

7　新型コロナウイルス感染症の影響下における株主総会実務の支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社の定時株主総会の開催に支障を生じる懸念があったことから、法務省のウェブサイトに「定時株主総会の開催について」と題するページを設け、株主総会の延期等に関する考え方を示すとともに、経済産業省等の関係省庁とも連携し、「株主総会運営に係るＱ＆Ａ」を公表するなどの対応をした。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社の決算・監査業務に遅延が生ずるとの指摘がされたことから、令和２年５月、令和３年１月及び同年12月の３回にわたり、時限措置として、会社法施行規則及び会社計算規則を改正し、いわゆる株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度（株主総会資料の一部をウェブサイトに掲載することにより、株主に対して書面で交付することを要しない

こととする制度）の対象となる資料の範囲を拡大する措置を講じた。これらの時限措置の運用状況等も踏まえて、令和４年12月、株主総会資料の電子提供制度の下で書面交付請求を行った株主に対して交付する書面に記載することを要しない事項を拡大するとともに、いわゆる株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項を拡大する「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和４年法務省令第43号）が公布・施行された。

８　所有者不明土地問題への取組

所有者不明土地問題への対策として平成29年５月から導入された法定相続情報証明制度については、制度開始以降年々利用件数が右肩上がりに伸びており、令和４年度には証明書の発行枚数が170万通を超えるに至り、相続登記の促進に寄与している。

長期相続登記等未了土地の解消事業については、令和４年４月以降、対象土地の選定の要件である所有権登記名義人の死亡後の経過年数を30年から10年に緩和するとともに、国・地方公共団体からの要望だけでなく、新たに公共の利益となる事業を実施する民間事業者からの要望も受け入れの対象に加えるなど、より幅広く、かつ、迅速にニーズに対応できるよう、これまでの実績を踏まえた運用の見直しを行い、新たな運用に基づき施策を実施している。ほかにも、法務局では、表題部所有者不明土地の解消事業について、その運用を見直しつつ、着実に実施しているところである。

令和３年４月21日、①所有者不明土地の「発生の予防」の観点と、②既に発生している所有者不明土地の「利用の円滑化」の観点から、所有者不明土地問題の総合的かつ本格的な対策を行うため、「民法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第24号。以下「一部改正法」という。）及び新法である「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和３年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）が成立し、同月28日に公布された。

まず、一部改正法は、不動産登記法を改正する部分と、民法並びにこれと関連して非訟事件手続法及び家事事件手続法を改正する部分とに分かれている。

このうち、不動産登記法の改正は、基本的には、①の発生予防の観点から改正したものである。具体的内容は、これまで任意とされていた相続登記や住所等の変更登記の申請を義務付けるとともに、その申請義務の実効性を確保するための環境整備策として、相続登記の申請義務を簡易に履行する「相続人申告登記」や、登記官が他の公的機関（住基ネットなど）から情報を取得し、職権で登記を行うことを可能とするなどの制度が創設されることとなった。

令和４年９月29日には、令和５年４月１日施行の改正事項について、不動産登記令等の一部を改正する政令（令和４年政令第315号）が公布された。

令和４年４月１日から令和７年３月31日までは、相続登記が放置されやすい不動産の価額が100万円以下の土地に係る相続登記等の申請について、その登録免許税

の免税措置が講じられることとなった。

民法等の改正は、基本的には、②の利用の円滑化の観点からのものであり、具体的内容は、所有者不明土地（建物）や管理不全土地（建物）に特化した新たな財産管理制度の創設等の財産管理制度の見直しや、ライフラインの設備設置権等の規律の整備等の相隣関係規定の見直し、不明共有者がいる場合に残りの共有者の同意で共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度の創設等の共有制度の見直し、遺産分割が長期未了状態である場合に、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みの創設等の相続制度の見直しなどである。

次に、相続土地国庫帰属法は、①の発生の予防の観点からのものであり、相続等によってやむを得ず土地所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地を国庫に帰属させる制度が創設されたものである。当該制度の具体的な流れとしては、相続等によって土地所有権を取得した者から法務大臣に対する申請がされ、それを受けた法務大臣が、書面審査のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地であるかどうか等について事実の調査を行い、土地の管理官庁の意見聴取等を経て、承認する審査手続となっている。この法務大臣の権限は、その一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができることとされており、今後定める省令において、申請の受付や要件の審査等に係る業務を、法務局又は地方法務局に委任する予定である。

令和４年９月29日には、帰属させることができない土地の要件や、申請者が支払う負担金額等を定めた政令が公布され、土地を国庫に帰属させるための具体的な要件が明らかとなった。

一部改正法については、不動産登記法の改正のうち相続登記の申請の義務化等に関する規定については令和６年４月１日に、不動産登記法の改正のうち住所等の変更登記の申請義務化といった他の公的機関とのシステム連携等を前提にした施策等に関する規定については公布の日から５年以内（今後、政令で具体的な施行日が定められる予定である。）に、これ以外の不動産登記法の改正及び民法の改正については令和５年４月１日に、それぞれ施行されることとなる。

また、相続土地国庫帰属法については同年４月27日に施行されることとなる。

９　実質的支配者リスト制度の創設

公的機関において法人の実質的支配者情報を把握することについては、法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の勧告や金融機関からの要望等、国内外の要請が高まっている。

このような要請に応えるものとして、法人設立時の実質的支配者情報については、平成30年11月30日から、公証人が定款認証を行う際に嘱託人に法人の実質的支配者となるべき者を申告させる取組が行われており、同取組は国際的にも評価を得ているところであるが、法人設立後の継続的な実質的支配者の把握が更なる課題となっ

ていた。

設立後の法人の基礎的な情報は、商業登記所に登記されており、登記官は、商業・法人登記の分野において高度な専門性を有しているところ、法人の実質的支配者情報の把握促進のために効果的な役割を果たし得ると考えられる。

そこで、商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進について、研究を行い、今後の新たな取組につなげるため、令和２年４月24日、「商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会」を設置し、この研究会の有識者による「議論の取りまとめ」を、同年７月16日、法務省のホームページに公表した。

この「議論の取りまとめ」では、商業登記所が、株式会社等の申出により、その実質的支配者リストの写しを発行する制度を創設することなどが提言されているところ、これを踏まえて、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」（令和３年法務省告示第187号）が令和３年９月17日に公布され、商業登記所における新たな取組として「実質的支配者リスト制度」が創設されることとなった（令和４年１月31日施行）。

10　民事訴訟手続のデジタル化

令和４年５月、民事訴訟手続における訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論の期日を実現等するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第48号）が成立し、同月25日に公布された。この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布から４年以内の政令で定める日とされており、施行に向けた環境整備を進めている。

11　民事訴訟手続以外の民事裁判手続のデジタル化

令和４年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会が設置され、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続等の民事訴訟手続以外の民事裁判手続につき、申立書等のオンライン提出、事件記録の電子化、情報通信技術を活用した期日の実現等に向けた法制度の見直しについての審議が進められている。

12　船荷証券の電子化

令和４年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会商法（船荷証券等関係）部会が設置され、商取引において電子的な手段の利用が拡大するなどの社会経済情勢の変化への対応等の観点から、商法の船荷証券に関する規定等の見直しについての審議が進められている。

〈会　　同〉

中央会同

月　日	件　　名	協議事項
1.12･13	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
4.8	法務局職員課長・新任地方法務局総務課長事務打合せ会	人事管理制度及び適正な人事管理運用等について
4.20	法務局総務部長・民事行政部長事務打合せ会	局務運営について
5.26	法務局・地方法務局会計課長会同	法務局及び地方法務局の予算管理について
6.9･10	法務局長・地方法務局長会同	法務局及び地方法務局の管理・運営について
9.26	法務局・地方法務局首席登記官会同	登記に関する諸問題について
9.28･29	法務局総務部長・民事行政部長会同	民事行政の当面する諸課題について
10.18	法務局民事行政調査官・統括監査専門官事務打合せ会	⑴　効率的・効果的な登記に係る手続案内の更なる推進について ⑵　登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の委託業務における適正かつ確実な実施について
10.28	法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	局務運営・人事管理について
11.22	法務局・地方法務局登記情報システム管理官事務打合せ会	登記情報システムの事務効率効果を最大化するために求められる登記情報システム管理官の役割について
12.1･2	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
12.15	法務局・地方法務局供託課長会同	供託事務及び遺言書保管事務における問題点について

〈法令立案関係〉

法　　令　　案　　名	主管官庁	担当課・室
（法　律） 1　民事訴訟法等の一部を改正する法律 （R4年法律48）	法務省	参事官室
2　民法等の一部を改正する法律 （R4年法律102）	法務省	参事官室 民事第一課
（政　令） 1　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令 （R4.1.4政令２）	法務省	民事第二課
2　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 （R4.3.24政令71）	法務省	民事第二課
3　土地区画整理登記令及び不動産登記令の一部を改正する政令 （R4.4.27政令182）	法務省	民事第二課
4　会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する政令 （R4.7.21政令249）	法務省	参事官室 商事課
5　不動産登記令等の一部を改正する政令 （R4.9.29政令315）	法務省	民事第二課
6　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令 （R4.9.29政令316）	法務省	民事第二課
7　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令 （R4.12.23政令395）	法務省	民事第二課
（省　令） 1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項の法務省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令 （R4.1.11法務省令1）	法務省	民事第一課
2　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令の一部を改正する省令 （R4.1.31法務省令2）	法務省	民事第二課
3　後見登記等に関する省令の一部を改正する省令 （R4.1.31法務省令3）	法務省	民事第一課

4　戸籍法施行規則の一部を改正する省令 （R4.3.8法務省令7）	法務省	民事第一課
5　不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令 （R4.3.24法務省令11）	法務省	民事第二課
6　不動産登記規則の一部を改正する省令 （R4.3.24法務省令12）	法務省	民事第二課
7　司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令 （R4.3.29法務省令24）	法務省	民事第二課
8　金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令 （R4.3.29内閣府・法務省令1）	内閣府・法務省	商事課
9　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部を改正する省令 （R4.4.1法務省令25）	法務省	民事第二課
10　供託規則の一部を改正する省令 （R4.4.28法務省令28）	法務省	商事課
11　商業登記規則の一部を改正する省令 （R4.6.2法務省令32）	法務省	商事課
12　前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令 （R4.7.29内閣府・法務省令2）	内閣府・法務省	商事課
13　鉱害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令 （R4.7.29法務省・経済産業省令1）	法務省・経産省	商事課
14　積立式宅地建物販売業者営業保証金規則等の一部を改正する省令 （R4.7.29法務省・国土交通省令1）	法務省・国交省	商事課
15　商業登記規則等の一部を改正する省令 （R4.8.3法務省令34）	法務省	商事課
16　商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令 （R4.8.18法務省令35）	法務省	商事課
17　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部を改正する省令 （R4.11.1法務省令41）	法務省	民事第二課
18　会社法施行規則等の一部を改正する省令 （R4.12.26法務省令43）	法務省	参事官室

〈大臣表彰〉

1　優良戸籍従事職員の表彰

例年全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会において、席上、法務大臣から、優良戸籍従事職員に対し、表彰状が授与されていたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により当該総会が書面開催となったため、多年戸籍事務に従事し、誠実に職務に精励した市区町村職員91名、及び戸籍行政の運営に多大な貢献のあった市区町村長７名に対し、表彰状を送付する対応が採られた。

2　司法書士の表彰

令和４年６月23日、東京都内において、第87回日本司法書士会連合会定時総会が開催され、司法書士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

3　土地家屋調査士の表彰

令和４年６月21日、東京都内において、第79回日本土地家屋調査士会連合会定時総会が開催され、土地家屋調査士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

総務課

法務省組織令第22条、第23条　法務省組織規則第７条

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

令和４年12月31日現在、全国414庁のうち408庁で民間事業者により登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が実施されている。

民事第一課

法務省組織令第22条、第24条

1　電子情報処理組織による戸籍事務の処理

令和２年９月28日をもって、1,896市区町村の全てにおいて戸籍事務のコンピュータ化が完了した。

2　後見登記に関する事項

過去３か年における成年後見に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

成年後見に関する登記事件数

	令和２年	令和３年	**令和４年**
総事件数	161,626件	174,251件	**182,856件**

3　国籍事務に関する事項

⑴　最近３か年に、我が国への帰化を許可された者の数は、別表⑴のとおりである。

令和４年に帰化を許可された者を従前の国籍別でみると、韓国・朝鮮が約38％、中国が約32％、その他が約30％となっている。

⑵　国籍取得届出事務

最近３か年に、届出により日本国籍を取得した者の数は、別表⑵のとおりである。

⑶　国籍離脱事務

最近３か年に、外国の国籍を有する日本国民で日本の国籍を離脱した者の数は、別表⑶のとおりである。

⑷　国籍喪失事務

最近３か年に、自己の志望により外国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失したとして、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、その旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数は、別表⑷のとおりである。

⑸　国籍選択事務

昭和60年１月１日施行の改正国籍法において新設された日本と外国との国籍を併有する重国籍者の国籍の選択について、ホームページ等によりその周知を図っている。

別表⑴

帰化許可者数

	令和２年	令和３年	**令和４年**
総　　数	9,079人	8,167人	**7,059人**
韓国・朝鮮	4,113人	3,564人	**2,663人**
中　　国	2,881人	2,526人	**2,262人**
そ の 他	2,085人	2,077人	**2,134人**

別表⑵

国籍取得者数

令和２年	令和３年	**令和４年**
772人	817人	**861人**

別表⑶

国籍離脱者数

令和２年	令和３年	**令和４年**
705人	805人	**1,376人**

別表⑷

国籍喪失者数

令和２年	令和３年	**令和４年**
891人	1,531人	**3,385人**

民事第二課

法務省組織令第22条、第25条　法務省組織規則第７条の２

１　不動産登記に関する事項

⑴　不動産の表示及び権利に関する登記事件数

過去３年間における不動産の表示に関する登記事件の推移は、別表⑴のとおりである。また、過去３年間における不動産の権利に関する登記事件の推移は、別表⑵のとおりである。

別表⑴

不動産の表示に関する登記事件数

	令和２年	令和３年	**令和４年**
総事件数	3,041,033件	2,881,078件	**2,718,968件**

別表⑵

不動産の権利に関する登記事件数

	令和２年	令和３年	**令和４年**
総事件数	7,574,692件	7,902,616件	**7,825,528件**

⑵　筆界特定制度の運用

過去３か年における筆界特定の申請件数の推移は、次の表のとおりである。

筆界特定の申請件数

	令和２年	令和３年	**令和４年**
申請件数	2,454件	2,275件	**2,106件**

２　司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

⑴　司法書士試験

令和４年度司法書士試験は、令和４年７月３日に全国の各法務局及び横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇地方法務局の所在地15か所において筆記試験を実施し、同年10月24日に全国の各法務局において口述試験を実施した。

合格者については、令和４年11月11日に発表した。出願者数は15,693人、合格者は660人であった。

⑵　土地家屋調査士試験

令和４年度土地家屋調査士試験は、令和４年10月16日に全国の各法務局及び那覇地方法務局の所在地９か所において筆記試験を実施した。出願者数は5,400人であった。

⑶　司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等の付与

司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等は、日本司法書士会連合会

が実施する研修を修了した者に対して法務大臣が考査を実施し、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和４年にこの法務大臣の認定を受けた者は、 420名（同年12月７日認定）であり、令和４年末の司法書士の登録者のうち、認定を受けた者の数は、18,076人となっている。

⑷　土地家屋調査士に対する民間紛争解決手続の代理権等の付与

土地家屋調査士に対する土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の代理権等は、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修において考査が実施され、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和４年にこの法務大臣の認定を受けた者は、 122名（同年３月14日認定）であり、令和４年末の土地家屋調査士の登録者のうち、認定を受けた者の数は、5,557人となっている。

⑸　司法書士（法人）及び土地家屋調査士（法人）の員数

令和４年12月31日現在における司法書士及び司法書士法人の員数は別表⑴のとおりであり、過去５年間の司法書士現員数の比較は別表⑶のとおりである。

また、同日現在における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の員数は別表⑵のとおりであり、過去５年間の土地家屋調査士現員数の比較は別表⑷のとおりである。

別表(1)

司 法 書 士 等 現 員 数 調

（令和４年12月31日現在）

区　分	司法書士登録者数 R4.1～R4.12	司法書士登録取消者数 R4.1～R4.12 ＊処理した件数	司法書士登録者総数	司法書士法人現員数			簡裁訴訟代理権
				R4.1～R4.12に入会した法人	R4.1～R4.12に退会した法人	総　数	R4.12
東　京	175	90	4,544	38	2	303	3,563
横　浜	59	33	1,250	11	0	66	1,052
さいたま	47	24	952	5	0	46	749
千　葉	32	16	773	1	1	37	586
水　戸	9	7	335	1	0	4	231
宇都宮	2	6	232	2	0	7	164
前　橋	3	4	297	0	0	8	239
静　岡	12	14	492	3	0	27	364
甲　府	4	5	128	0	0	3	84
長　野	7	10	366	0	0	5	268
新　潟	7	8	292	1	0	17	206
計	357	217	9,661	62	3	523	7,506
大　阪	73	41	2,476	14	0	140	2,064
京　都	23	9	592	4	2	28	499
神　戸	26	25	1,042	5	1	27	843
奈　良	0	2	210	1	0	5	160
大　津	7	7	235	4	0	14	172
和歌山	5	3	166	0	0	1	117
計	134	87	4,721	28	3	215	3,855
名古屋	34	31	1,311	9	1	77	1,040
津	4	6	239	1	0	5	179
岐　阜	6	11	325	1	0	8	240
福　井	2	2	121	0	0	5	87
金　沢	3	4	198	0	0	3	156
富　山	2	8	145	1	0	3	106
計	51	62	2,339	12	1	101	1,808
広　島	13	14	538	4	0	24	463
山　口	7	9	224	1	0	4	151
岡　山	10	13	372	2	0	18	294
鳥　取	0	2	90	0	0	3	72
松　江	3	5	106	1	0	3	69
計	33	43	1,330	8	0	52	1,049
福　岡	45	24	1,026	6	0	41	876
佐　賀	2	3	125	0	0	10	90
長　崎	1	9	152	0	0	5	108
大　分	11	7	168	0	1	5	113
熊　本	7	15	326	0	0	15	272
鹿児島	8	8	316	1	0	6	256
宮　崎	3	1	162	1	0	4	120
那　覇	5	8	223	1	0	10	165
計	82	75	2,498	9	1	96	2,000
仙　台	15	6	335	4	1	16	268
福　島	9	12	267	0	1	6	178
山　形	2	4	155	0	0	0	103
盛　岡	8	8	137	0	0	8	88
秋　田	6	1	113	0	0	2	82
青　森	2	3	119	0	0	5	79
計	42	34	1,126	4	2	37	798
札　幌	19	16	519	5	2	21	440
函　館	1	1	36	0	0	4	23
旭　川	1	5	70	1	0	2	50
釧　路	4	4	82	0	0	1	49
計	25	26	707	6	2	28	562
高　松	5	6	181	0	0	2	142
徳　島	5	8	138	1	0	5	92
高　知	3	1	115	0	0	5	85
松　山	7	5	238	1	1	7	179
計	20	20	672	2	1	19	498
総計	744	564	23,054	131	13	1,071	18,076

別表(2)

土地家屋調査士等現員数調

（令和４年12月31日現在）

区　分	土地家屋調査士登録者数 R4.1～R4.12	土地家屋調査士登録取消者数 R4.1～R4.12	土地家屋調査士登録者総数	土地家屋調査士法人現員数		
				R4.1～R4.12中に入会した法人	R4.1～R4.12中に退会した法人	総数
東　京	37	62	1,440	11	0	98
横　浜	21	29	807	4	1	33
さいたま	20	30	789	1	0	20
千　葉	12	30	583	2	0	21
水　戸	9	13	378	1	0	8
宇都宮	2	5	264	0	0	2
前　橋	4	8	327	0	0	2
静　岡	15	16	568	0	0	10
甲　府	4	4	150	0	0	2
長　野	4	20	341	2	0	6
新　潟	6	16	302	0	0	6
計	134	233	5,949	21	1	208
大　阪	15	26	970	7	1	38
京　都	3	8	294	0	0	7
神　戸	7	18	660	0	1	13
奈　良	4	9	188	0	0	3
大　津	6	5	203	2	0	8
和歌山	2	2	145	0	0	1
計	37	68	2,460	9	2	70
名古屋	17	32	1,074	4	2	41
津	4	9	258	1	0	6
岐　阜	3	8	369	0	0	7
福　井	0	5	146	0	0	1
金　沢	6	5	166	0	0	1
富　山	5	4	165	0	0	1
計	35	63	2,178	5	2	57
広　島	6	14	422	3	0	18
山　口	4	6	206	0	0	3
岡　山	10	8	257	0	0	5
鳥　取	1	1	67	0	0	0
松　江	2	5	101	0	0	1
計	23	34	1,053	3	0	27
福　岡	19	21	669	2	0	15
佐　賀	2	3	108	0	0	1
長　崎	3	4	191	1	0	6
大　分	1	5	163	0	0	1
熊　本	7	4	272	2	0	10
鹿児島	6	8	304	0	0	2
宮　崎	1	5	176	0	0	4
那　覇	6	5	177	1	0	3
計	45	55	2,060	6	0	42
仙　台	8	9	269	1	0	4
福　島	4	11	249	0	0	2
山　形	3	4	165	0	0	1
盛　岡	3	10	172	1	0	9
秋　田	1	5	111	0	0	1
青　森	3	2	132	0	0	3
計	22	41	1,098	2	0	20
札　幌	10	14	271	1	0	3
函　館	1	6	47	0	0	0
旭　川	3	4	53	0	0	1
釧　路	3	3	77	0	0	0
計	17	27	448	1	0	4
高　松	6	8	195	0	0	0
徳　島	3	8	152	0	0	4
高　知	3	4	112	0	0	1
松　山	6	12	259	0	0	1
計	18	32	718	0	0	6
総計	331	553	15,964	47	5	434

別表(3)

司法書士員数（過去５年間比較）

年　次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成30年	22,652	770	646
令和元年	22,775	735	612
2	22,777	598	597
3	22,874	671	574
4	**23,054**	**744**	**564**

別表(4)

土地家屋調査士員数（過去５年間比較）

年　次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成30年	16,737	375	511
令和元年	16,526	329	539
2	16,390	326	469
3	16,186	353	554
4	**15,964**	**331**	**553**

商事課

法務省組織令第22条、第26条

1　商業・法人登記に関する事項

(1)　商業・法人登記に関する登記事件数

過去３か年の商業・法人に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

商業・法人に関する登記事件数

	令和２年	令和３年	**令和４年**
総事件数	1,547,809件	1,600,214件	**1,540,892件**

(2)　商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度については、平成12年10月１日に創設され、平成17年３月から、全ての商業登記所で電子証明書の発行申請の受付等の事務を取り扱っている。

2　商事に関する事項

(1)　振替機関及び外国口座管理機関の指定等

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）及び一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第１号）等による振替機関及び外国口座管理

機関の指定等を、金融庁及び財務省と共同で行っている。

⑵　電子債権記録機関の指定等

電子記録債権法（平成19年法律第102号）、電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）及び電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第４号）による電子債権記録機関の指定等を、金融庁と共同で行っている。

３　債権譲渡登記関係

債権譲渡に関する登記事件数

過去３か年の債権譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

債権譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	令和２年	令和３年	**令和４年**
登記事件数	23,448件	22,184件	**22,338件**
証明書交付通数	216,828通	212,744通	**202,596通**

４　動産譲渡登記関係

動産譲渡に関する登記事件数

過去３か年の動産譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

動産譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	令和２年	令和３年	**令和４年**
登記事件数	6,170件	5,312件	**5,234件**
証明書交付通数	12,787通	12,322通	**11,224通**

５　供託事務関係

供託規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第３号）が平成18年２月20日から施行され、同日から全国の供託所においてオンラインによる供託手続が可能となった。

６　遺言書保管関係

遺言書保管法が令和２年７月10日から施行され、同日から令和４年12月末までに46,435件の保管の申請を受けている。

７　非訟事件等に関する事項

会社法（平成17年法律第86号）に基づく法務大臣の権限を行う職員の指定事務を担当している。

民事法制管理官・参事官

法務省組織令第12条、第27条

民事法制管理官及び各参事官は、法制審議会の各部会において、それぞれ調査審議に関与し、同部会等の開催に先立ち議案の立案及び細部にわたる基礎的調査、検討を行った。その主な活動は、次のとおりである。

1　民法・商法関係

民法関係では、平成21年10月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成27年２月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年５月、第193回国会（平成29年通常国会）において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年６月２日に公布された。これらの法律は、令和２年４月１日に施行された。

また、平成20年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法成年年齢部会が設置され、成年年齢の引下げについての審議が進められ、同審議会での審議を経て、平成21年10月、最終報告書及び「民法の成年年齢の引下げについての意見」が採択され、法務大臣に答申された。この最終報告書及び意見に基づき、「民法の一部を改正する法律案」を立案し、第196回国会（平成30年常会）に提出した。その後、平成30年６月、同国会において、「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が成立し、同月20日に、公布された。この法律は、令和４年４月１日に施行された。

さらに、令和元年６月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（親子法制）部会が設置され、児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえた民法の懲戒権の規定等の見直しと、無戸籍者問題を解消する観点からの民法の嫡出推定制度等の見直しについての審議が進められてきたところ、令和４年２月に「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法等の一部を改正する法律案」を立案し、第210回国会（令和４年臨時国会）に提出した。その後、この法律案は、同年12月10日に可決され、懲戒権に関する規定の見直しと嫡出推定制度等の既定の見直しを内容とする「民法等の一部を改正する法律」が成立し、同月16日に公布された。この法律のうち、懲戒権に関する規定等の見直しに関する規定は、公布日に施行され、嫡出推定制度等の見直しに関する規定は、公布後１年６月以内に施行されることとなる。

加えて、令和３年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会（家族法制部会）が設置され、民法等のうち父母の離婚後の子の養育の在り方等に関する規定の見直しについての審議が進められてきたところ、令和４年11月15日に中間試案が取りまとめられ、12月６日からパブリックコメントの手続が実施されている。

そして、令和３年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会担保法制部会が設

置され、動産や債権等不動産以外の財産を目的とする担保取引の法律関係の明確化等の観点から、担保法制の見直しに関する審議が進められてきたところ、令和４年12月６日に中間試案が取りまとめられ、引き続き審議が進められている。

商法関係では、平成29年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、会社法等の改正について審議が進められ、平成31年１月、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年２月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第200回国会（令和元年臨時国会）に提出した。これらの法律案は、令和元年12月４日に可決され、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）が成立し、同月11日に公布された。これらの法律は、令和３年３月１日及び令和４年９月１日に施行された。

また、平成16年９月の法務大臣の諮問を受けて設置された、法制審議会信託法部会は、平成18年２月から審議が中断していたが、平成28年６月に審議を再開し、平成30年12月、「公益信託法の見直しに関する要綱案」が決定され、同審議会総会での審議を経て、平成31年２月、法務大臣に答申された。

さらに、令和４年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会商法（船荷証券等関係）部会が設置され、商取引において電子的な手段の利用が拡大するなどの社会経済情勢の変化への対応等の観点から、商法の船荷証券に関する規定等の見直しについての審議が進められている。

２　民事手続法関係

令和２年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会が設置され、民事訴訟制度の見直しについての審議が進められ、令和４年１月、「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年２月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を立案し、第208回国会（令和４年通常国会）に提出した。その後、同年５月、同国会において、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第48号）が成立し、同月25日に公布された。この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布から４年以内の政令で定める日とされている。

また、令和２年９月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会仲裁法制部会が設置され、国際連合国際商取引法委員会（ＵＮＣＩＴＲＡＬ）が策定した国際商事仲裁モデル法の一部改正への対応という観点からの仲裁法の見直しや、調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等についての審議が進められ、令和３年10月には「仲裁法の改正に関する要綱案」が、令和４年２月には「調停による和解合意

に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」が取りまとめられ、いずれも、同審議会総会での審議を経て、法務大臣に答申された。

さらに、令和４年２月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会が設置され、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続等の民事訴訟手続以外の民事裁判手続につき、申立書等のオンライン提出、事件記録の電子化、情報通信技術を活用した期日の実現等に向けた法制度の見直しについての調査審議が進められている。

Ⅲ　刑　事　局

法務省設置法第３条、第４条　法務省組織令第２条、第５条、第12条、第28条～第33条　法務省組織規則第８条、第８条の２

〈重要施策の概要〉

立法作業の促進

拘禁刑の創設等及び侮辱罪の法定刑引上げ

刑法犯の検挙人員のうち５割近くを再犯者が占めている近時の状況に鑑みると、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、罪を犯した者の改善更生及び再犯防止を図ることが重要である。

平成28年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が成立し、再犯防止施策を推進することが求められている。

一方、選挙権年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）附則第11条により、国は、少年法（昭和23年法律第168号）等の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされた。

法務省では、これを受け、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を開催し、その取りまとめ報告書において、少年法の適用対象年齢は、単にこれを維持するか、その上限年齢を引き下げるかという問題にとどまるものではなく、刑事司法全般において、成長過程にある若年者をいかに取り扱うべきかという大きな問題に関わるものであり、若年者一般に対する刑事政策的措置の在り方を視野に入れて検討することも有益であるとした上、自由刑の単一化等の刑事政策的措置が示された。

法務省においては、これらを踏まえつつ検討を行った上、平成29年２月９日、法務大臣から、法制審議会に対し、少年法の適用対象年齢を18歳未満にすること及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方等に関する諮問第103号が発せられた。

法制審議会においては、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設けられ、同部会は、三つの分科会における検討を含め、計58回（うち分科会は計29回）の会議を開催し、調査審議を行った結果、令和２年９月９日、諮問に対する答申案を取りまとめ、法制審議会に報告することを決定した。

その後、同年10月29日に開催された法制審議会第188回会議において、同部会で了承された答申案が全会一致で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

この答申には、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等に関する法整備事項と、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備事項が盛り込まれていたところ、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が令和４年４月１日に施行されることとされていたことから、まず、前者について、所要の立案作業を行い、

令和３年２月19日、「少年法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出し、同年５月21日に同法が成立するに至り、さらに、後者、すなわち、自由刑の単一化、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、刑の全部の執行猶予制度の拡充等について立案作業を進めた。

一方、インターネット上で人の名誉を害する行為は、人の名誉を侵害する程度が大きいなどとして、重大な社会問題となっており、これに対する非難が高まるとともに、こうした行為を抑止すべきとの国民の意識も高まっている。

こうしたことを踏まえると、事実を摘示することなく公然と人の名誉を侵害する行為を処罰する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、当罰性の高い悪質な侮辱行為への厳正な対処を可能とすることが必要であると考えられたことから、令和３年９月16日、法務大臣から、法制審議会に対し、侮辱罪の法定刑を「拘留又は科料」から「１年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることに関する諮問第118号が発せられた。

法制審議会においては、刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会が設けられ、同部会は、２回の会議を開催し、調査審議を行った結果、同年10月６日、侮辱罪の法定刑を改正することが相当であるとの答申案を取りまとめ、法制審議会に報告することを決定した。

その後、同月21日に開催された法制審議会第192回会議において、同部会で了承された答申案が賛成多数で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

法務省においては、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備及び侮辱罪の法定刑の引上げについて、所要の立案作業を行い、令和４年３月８日、「刑法等の一部を改正する法律案」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」を第208回通常国会に提出した。これらの法律案は、同年６月13日に成立して同月17日に公布された（令和４年法律第67号及び第68号）。

〈主な会同〉

月　日	会　同　名	協　議　事　項
2.28	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
3．4	副検事会同	最近における副検事が取り扱った一般刑事事件及び交通事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応
3.24･25	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
5.27	検察庁会計課長会同	予算執行にあたり、担当課長として考慮すべき事項
6.14	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
9．7･8	令和４年度検察官・国税査察官合同中央協議会	直接国税ほ脱事犯の諸問題
9.29	検察長官会同	現下の諸情勢を踏まえ、検察運営上考慮すべき事項
10.26･27	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
11．8･9	令和４年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第１回）	直接国税ほ脱事犯の諸問題
11.21	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
11.24	公判担当検事会同	公判遂行上留意すべき事項とその方策
11.29･30	令和４年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第２回）	査察事件の調査方法及び処理上の諸問題
12．1	検務実務家会同	検務事務処理上の問題点等について
12.13	高等検察庁事務局長協議会	検察運営上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項

〈主な審議法案〉

受理年月日	法　令　案　件	主管省庁	審議担当課
1月5日	所得税法等の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月5日	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月5日	保険業法の一部を改正する法律案	金融庁	刑事法制管理官室
1月5日	保険業法施行令の一部を改正する政令案	金融庁	刑事法制管理官室
1月6日	地方税法等の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
1月6日	関税定率法等の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月6日	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月11日	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
1月11日	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案	復興庁	刑事法制管理官室
1月11日	警察法の一部を改正する法律案	警察庁	総務課
1月13日	情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案	デジタル庁	総務課
1月14日	電波法及び放送法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
1月17日	雇用保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月17日	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
1月18日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
1月18日	博物館法の一部を改正する法律案	文化庁	刑事法制管理官室
1月18日	沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
1月18日	防衛省設置法等の一部を改正する法律案	防衛省	刑事法制管理官室
1月24日	教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
1月27日	津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
1月31日	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月1日	豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月2日	宅地造成等規制法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月2日	自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月2日	国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
2月2日	消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案	消費者庁	刑事課
2月2日	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案	内閣官房	刑事課
2月3日	航空法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室

受理年月日	法　令　案　件	主管省庁	審議担当課
２月３日	児童福祉法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	総務課
２月４日	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
２月４日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
２月９日	公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
２月９日	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
２月９日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
２月10日	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
２月10日	電気通信事業法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
２月16日	道路交通法の一部を改正する法律案	警察庁	刑事課
２月16日	安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
２月16日	民事訴訟法等の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
２月24日	職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令案	内閣官房	総務課
３月３日	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
３月４日	軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
３月７日	旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
３月７日	沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案	内閣府	刑事法制管理官室
３月９日	警察庁組織令の一部を改正する政令案	警察庁	総務課
３月25日	関税暫定措置法の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
３月25日	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
３月30日	宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
４月４日	離島振興法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
４月13日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
４月15日	道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室

受理年月日	法　令　案　件	主管省庁	審議担当課
４月19日	在外教育施設における教育の振興に関する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
７月13日	独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令案及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
７月15日	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び理容の規制等に関する法律施行令案	内閣府	刑事法制管理官室
７月19日	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
７月26日	消防法施行令の一部を改正する政令案	消防庁	総務課
７月28日	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案（仮称）	法務省	刑事法制管理官室
８月25日	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案	内閣府	刑事法制管理官室
９月１日	民法等の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
９月７日	港湾法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
９月13日	民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
９月13日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	総務省	刑事課
９月13日	公職選挙法の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
９月14日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
９月14日	最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
９月15日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	刑事課
９月15日	国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事課
９月15日	国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
９月26日	ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課

受理年月日	法　令　案　件	主管省庁	審議担当課
10月４日	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月６日	建設業法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月７日	令和四年度電気電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
10月７日	フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
10月12日	自衛隊法施行令の一部を改正する政令案	防衛省	刑事法制管理官室
10月17日	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案	消費者庁	刑事法制管理官室
10月19日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月25日	地方交付税法の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
10月27日	農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令案	法務省	刑事法制管理官室
10月28日	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
11月９日	港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
11月10日	消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案	消費者庁	刑事法制管理官室
11月16日	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案	消防庁	総務課
11月29日	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案	消費者庁	刑事課
12月１日	宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案	国土交通省（農林水産省、林野庁）	刑事法制管理官室
12月５日	私立学校法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
12月13日	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	総務省	総務課

総務課

法務省組織令第28条、第29条　法務省組織規則第８条

１　組織関係

（1）　検察庁事務章程の改正

令和４年法務省訓令第１号をもって検察庁事務章程の一部が改正され、同年４月１日から施行された。これは、統括捜査官を10廃止すること、次席捜査官を甲府地方検察庁ほか９庁に各１置くことについて所要の改正を行ったものである。

⑵　統括捜査官の配置に関する規則の改正

令和４年法務省刑総訓第５号をもって統括捜査官の配置に関する規則の一部が改正され、同年４月１日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、甲府地方検察庁ほか９の地方検察庁の統括捜査官を各１廃止することについて所要の改正を行ったものである。

2　検務事務関係

証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）

令和４年３月15日、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）の一部を改正する法律が施行され、改正後の法第３条の規定により、改正後の法第４条の許可を受けた者が所持する場合等を除いて、クロスボウの所持が原則禁止とされたことに伴い、証拠品事務規程について所要の改正を行った。

また、改正後の法第３条に規定するクロスボウの処分については、平成16年５月31日付け法務省刑総第635号刑事局長通達「証拠品事務規程の一部を改正する訓令について」記２、⑵による、法第２条に規定する銃砲（拳銃を除く。）及び刀剣類と同様の取扱いとすることとされた。

3　検察庁に関する国家賠償請求事件関係

令和４年中に訟務局から係属通知があった検察庁に関する国家賠償請求事件は39件であり、請求原因の主なものは、捜査の違法、告訴・告発不受理の違法、公訴提起の違法である。また、同年中に完結した事件は38件（国勝訴34件、国一部敗訴２件、和解等２件）となっている。

4　検察審査会関係

令和４年中における検察審査会関係の活動状況は、次の表のとおりである。

⑴　全国検察審査会における事件の受理・処理状況

区　　分	令和４年
受　　理	**5,432**
旧　　受	1,346
新　　受	4,086
申立てによるもの	4,041
職権によるもの	45
処　　理	**4,405**
起訴相当・不起訴不当	167
不起訴相当	2,555
その他（審査打切り、申立却下、移送）	1,683
未　　済	**1,027**

（注）　最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

(2) 起訴相当・不起訴不当の議決があった事件の事後措置

区分	令和４年
起訴	151
不起訴維持	270
合計	**421**

（注）１　最高裁判所事務総局刑事局の集計による。
２　本表は、起訴相当・不起訴不当事件について検察庁の採った事後措置のうち、令和４年中に各検察審査会から最高裁判所に報告のあったものを計上したものである。

刑事課

法務省組織令第28条、第30条

令和４年中に全国の検察庁において受理した事件の総数（通常受理人員）は741,103人で前年の766,449人と比較して、 25,346人減少している。これを刑法犯、特別法犯（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「道路交通法等違反」という。）を除く。）、道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪種別通常受理人員

罪種	令和３年	**令和４年**	対前年増減
総数	766,449	**741,103**	△25,346
刑法犯	475,797	**465,163**	△10,634
特別法犯	84,482	**80,251**	△ 4,231
道路交通法等違反	206,170	**195,689**	△10,481

（注）　△印は、減少を示す。

令和４年中に全国の検察庁において起訴した被疑者の総数は227,597人で、前年の244,425人と比較して、16,828人減少している。起訴及び不起訴人員を刑法犯、特別法犯及び道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪種別処理人員

罪種	令和３年		**令和４年**		起訴人員の対前年増減
	起訴	不起訴	**起訴**	**不起訴**	
総数	244,425	492,096	**227,597**	**479,092**	△16,828
刑法犯	100,890	350,493	**96,284**	**342,379**	△ 4,606
特別法犯	40,373	42,468	**35,880**	**42,530**	△ 4,493
道路交通法等違反	103,162	99,135	**95,433**	**94,183**	△ 7,729

（注）　△印は、減少を示す。

1　一般刑事事件

刑法犯の主要罪名について、前年と比較して通常受理人員の増減を見ると、減少したものとして、職権濫用1,014人（26.4％減）等が挙げられ、一方、増加したものは、贈収賄283人（112.8％増）等が挙げられる。

2　公務員関係事件

令和４年中における公務員犯罪の通常受理人員は13,339人で、前年の14,137人と比較して798人減少している。これを主な罪名別に見ると、自動車による過失致死傷等の7,844人が最も多く、全体の58.8％を占め、以下、職権濫用の914人（全体の6.9％）、偽造の639人（全体の4.8％）、窃盗の385人（全体の2.9％）の順となっている。

3　選挙関係事件

令和４年は、７月10日に第26回参議院議員通常選挙が行われた。選挙後約６か月時点の選挙違反事件の受理人員は、 136人であり、前回の同選挙（令和元年施行）におけるほぼ同期間の受理人員と比較して６人の減少となっている。違反の内容は、選挙妨害事犯の占める割合が高く、全体の41.2％となっている。

4　財政経済関係事件

⑴　令和４年中における直接国税ほ脱事件の通常受理人員は149人で前年の133人に比較し16人（12.0％）増加している。所得税法違反は24人、法人税法違反は11人、相続税法違反は１人増加している。これらの事件については、内容的に、外国法人を利用するなど犯行の手段・方法が一段と悪質巧妙化の傾向を強めており、調査及び捜査に多大な困難を伴う事件が増加している。

また、令和４年中における消費税法違反事件の通常受理人員は73人となっており、前年の46人に比較し27人（58.7％）増加した。

⑵　金融関係事件について見ると、令和４年中における出資法違反事件の通常受理人員は172人であり、前年に比較して175人減少し、このうち高金利事件（第５条違反）が119人（69.2％）となっている。

5　交通関係事件

令和４年中における自動車による過失致死傷等事件の通常受理人員は283,365人で、全刑法犯の通常受理人員の60.9％を占めており、前年の287,970人と比較して、4,605人（1.6％）減少している。

また、令和４年中における危険運転致死傷事件の通常受理人員は666人で、前年の629人と比較して37人（5.9％）増加している。同罪で公判請求した人員は322人であり、前年の339人と比較して17人（5.0％）減少している。

一方、道路交通法等違反事件の通常受理人員は、 195,689人で、前年の206,170人と比較して10,481人（5.1％）減少している。

6　少年事件

⑴　令和４年の検察庁における少年事件の通常受理人員は41,148人であり、その内訳は、刑法犯が27,671人（全体の67.2％）、特別法犯が4,221人（同10.3％）である。

これを前年と比較すると、総数で811人（2.0％）、刑法犯で481人（1.8％）、特別法犯で406人（10.6％）増加している。

次に、刑法犯の罪種別構成比を見ると、窃盗が34.4％を占め、以下、自動車による過失致死傷等29.4％、暴行・傷害9.4％、横領・背任4.7％となっている。さらに、成人を含めた受理人員中に占める少年の割合をみると、総数においては5.6％、刑法犯全体では5.9％、そのうち、凶悪犯（放火、強制わいせつ・強制性交等、強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷、殺人、強盗、強盗致死傷・強盗・強制性交等）では9.4％、粗暴犯（暴行・傷害、恐喝）では8.8％、窃盗犯では13.1％となっている。

⑵　令和４年中に検察官から家庭裁判所へ送致した少年事件の人員は38,365人である。なお、同年中に家庭裁判所において処分を受けた32,636人について、検察官が刑事処分相当の意見を付したものは4,263人（13.1％）、少年院送致相当の意見を付したものは4,003人（12.3％）、保護観察相当の意見を付したものは9,106人（27.9％）、その他が15,264人（46.8％）となっているのに対し、家庭裁判所の処分は、検察官送致決定が2,444人（7.5％）、少年院送致決定が2,434人（7.5％）、保護観察決定が10,304人（31.6％）、審判不開始・不処分決定が17,042人（52.2％）、その他が412人（1.3％）となっている。

⑶　令和４年に少年法第20条第１項又は第62条第１項の規定により家庭裁判所から検察官に送致された少年事件の処理人員は3,309人である。このうち、起訴人員は、1,437人（処理総数の43.4％）であるが、その内訳は、刑法犯168人（うち、自動車による過失致死傷等58人）、特別法犯1,269人（うち、道路交通法等違反1,251人）である。また、起訴人員中起訴の種類別の内訳は、公判請求195人（起訴人員の13.6％）、略式命令請求1,242人（86.4％）である。

⑷　令和４年中に第一審で有罪の裁判を受けた少年は1,222人であるが、その内訳は、懲役・禁錮の実刑が19人、同執行猶予が63人、罰金が1,140人（うち、99.2％が自動車による過失致死傷等及び道路交通法違反によるもの）である。

公安課

法務省組織令第28条、第31条　法務省組織規則第８条の２

１　公安事件

令和４年における通常受理人員は、 121人であり、前年の通常受理人員に比べ40人減少した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成29年194人、 30年122人、令和元年234人、２年128人、３年161人となっている。

２　労働事件

令和４年における違法争議行為事件の通常受理人員は０人である。近年の通常受理人員数を見ると、平成29年、30年、令和元年及び２年は０人となっており、令和３年は２人となっている。

一方、令和４年における労働関係法令違反事件の通常受理人員は1,957人であり、前年に比べ146人減少した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成29年2,208人、30年2,270人、令和元年1,984人、２年2,055人、３年2,103人となっている。また、令和４年の人員を法令別に見ると、①労働基準法違反430人（前年比43人減）、②労働安全衛生法違反1,024人（前年比182人減）、③じん肺法違反０人（前年比変化なし）、④船員法違反292人（前年比40人増）、⑤鉱山保安法違反０人（前年比１人減）、⑥職業安定法違反183人（前年比49人増）、⑦労働者派遣事業法違反23人（前年比５人減）、⑧雇用保険法違反５人（前年比変化なし）となっている。

3　外事関係事件

外国人関係事犯は、来日外国人による事犯が依然として高水準で推移しているが、令和４年の来日外国人被疑事件の通常受理人員は、13,892人と、前年に比べ1,052人（7.0％）減少している。来日外国人事犯の大半を占める出入国管理及び難民認定法違反を除いたものを見ると、令和４年は9,684人と、前年から608人（5.9％）減少している。また、罪名別で見た場合、刑法犯については、多い方から順に、窃盗罪、傷害罪、詐欺罪、住居侵入罪、過失傷害罪となっており、特に、特別法犯については、出入国管理及び難民認定法違反が全体の約58.4％を占めて最も多く、次いで覚醒剤取締法違反の順となっている。

なお、令和４年中における来日外国人による事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。

来日外国人による事件受理処理人員

（R4年）

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率（％）
総　　数	13,892	5,660	7,661	42.5
刑 法 犯	6,684	2,502	3,686	40.4
特別法犯	7,208	3,158	3,975	44.3

（注）　起訴率＝起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100

4　風紀関係事件

(1)　売春防止法違反事件

売春防止法違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりであり、令和４年の通常受理人員を見ると、令和３年と比較して、総数で109人（19.7％）減少している。

売春防止法違反事件受理処理人員

事犯の態様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率（%）	
	R3	R4	対前年比(%)	R3	R4	R3	R4	R3	R4
総数	**553**	**444**	**△19.7**	**198**	**130**	**307**	**270**	**39.2**	**32.5**
勧誘等（５条）	267	247	△7.5	13	4	221	207	5.6	1.9
周旋等（６条）	192	97	△49.5	122	65	55	26	68.9	71.4
売春をさせる契約（10条）	36	23	△36.1	20	11	16	11	55.6	50.0
場所の提供（11条）	42	68	61.9	27	43	11	23	71.1	65.2
売春をさせる業（12条）	7	3	△57.1	9	4	1	0	90.0	100.0
その他（７～９条, 13条）	9	6	△33.3	7	3	3	3	70.0	50.0

（注） 起訴率＝起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100

⑵ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件の受理・処理状況は次表のとおりである。令和４年の通常受理人員は3,149人であり、令和３年と比較して56人（1.8%）増加している。また、令和４年の処理状況については、起訴人員は1,572人で、令和３年と比較して49人（3.0%）減少し、不起訴人員は683人で、令和３年と比較して６人（0.9%）増加している。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件受理処理人員

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率（%）
令和３年	3,093	1,621	677	70.5
令和４年	**3,149**	**1,572**	**683**	**69.7**

5 麻薬・覚醒剤関係事件

⑴ 麻薬事件

麻薬関係法令（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び刑法の「あへん煙に関する罪」をいう。）違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。令和４年の通常受理人員は、総数において前年に比べ348人（3.7%）減少しており、この内容を法令別に見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は117人（10.2%）増加、あへん法違反は15人（88.2%）減少、大麻取締法違反は450人（5.5%）減少、あへん煙に関する罪は前年同様該当がなかった。

⑵ 覚醒剤事件

覚醒剤取締法違反事件の通常受理人員は、依然として高い水準にあり、令和４年には9,864人（令和３年12,820人、23.1%減少）となっている。

また、令和４年の処理状況を見ると、起訴人員は6,755人で起訴率は70.3%（自

動車による過失致死傷を除く刑法犯の起訴率は36.2%）となっており、厳正な処分がなされている。

麻薬・覚醒剤関係違反事件受理処理人員

法令名	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率（%）	
	R3	R4	対前年比 (%)	R3	R4	R3	R4	R3	R4
麻薬関係総数	**9,381**	**9,033**	**△ 3.7**	**4,402**	**3,976**	**4,181**	**4,340**	**51.3**	**47.8**
麻薬及び向精神薬取締法違反	1,147	1,264	10.2	714	781	445	498	61.6	61.1
あへん法違反	17	2	△88.2	－	－	17	2	－	0
大麻取締法違反	8,217	7,767	△ 5.5	3,688	3,195	3,719	3,840	49.8	45.4
あへん煙に関する罪	－	－	－	－	－	－	－	－	－
覚醒剤取締法違反	**12,820**	**9,864**	**△23.1**	**9,508**	**6,755**	**3,101**	**2,855**	**75.4**	**70.3**

（注） 起訴率＝起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100

(3) 麻薬特例法の適用状況

令和４年における業として行う不法輸入等の罪（第５条）の通常受理人員は25人で、薬物犯罪収益の没収・追徴の言渡し合計額（不真正連帯関係にある重複部分を控除した額）は、約８億7,000万円であった。

6 暴力関係事件

平成４年３月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）が施行され、その後の平成５年５月以降、数次にわたり改正が行われ、暴力団に対する取締りの強化が図られたこともあり、暴力団構成員数は近年減少傾向にあり、令和４年末の構成員数は約11,400人となり、前年末に比べ約900人減少した。また、暴力団準構成員（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）も同じく減少傾向にあり、令和４年末は約11,000人となり前年末に比べ約900人減少した。

このような状況の下、令和４年中の銃器発砲事件は９件発生と、前年に比べ１件（10%）減少し、同事件による死傷者数は６人と前年に比べ１人（20%）増加しており、拳銃の押収丁数については、長期的には減少傾向にあるものの、令和４年は321丁と前年に比べ26丁増加した。このうち暴力団構成員等からのものは、 34丁と前年に比べ３件（9.7%）増加しているところ、平成17年以降、暴力団構成員等以外の者からの拳銃押収丁数が、暴力団構成員等からの押収丁数を上回っている。

刑事法制管理官

法務省組織令第28条、第32条

1 拘禁刑の創設等

我が国の再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は一貫して上昇し続

けており、罪を犯した者の改善更生及び再犯防止を図ることは、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現する上で必要かつ重要であると考えられる中、平成28年12月、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とする「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が成立した。

一方、選挙権年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）附則第11条により、国は、少年法（昭和23年法律第168号）等の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされた。平成27年11月から法務省において開催した「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」では、少年法の適用対象年齢のほか、若年者に対する処遇の在り方等についても検討が加えられ、報告書において、若年者一般に対する刑事政策的措置の在り方を視野に入れて検討することも有益であるとの考え方が示された。

法務省においては、これらを踏まえつつ検討を行った上、平成29年２月９日、法務大臣から、法制審議会に対し、少年法の適用対象年齢を18歳未満にすること及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方等に関する諮問第103号が発せられた。

法制審議会においては、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設けられ、同部会は、三つの分科会における検討を含め、計58回（うち分科会は計29回）の会議を開催し、調査審議を行った結果、令和２年９月９日、諮問に対する答申案を取りまとめ、法制審議会に報告することを決定した。

その後、同年10月29日に開催された法制審議会第188回会議において、同部会で了承された答申案が全会一致で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

答申には、自由刑の単一化、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、刑の全部の執行猶予制度の拡充等の犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備事項等が盛り込まれた。

上記のとおり、法制審議会の答申には、自由刑の単一化が盛り込まれていたが、その新たな刑の名称は示されていなかったところ、法務省において、令和３年９月27日、有識者による「新たな自由刑の名称に関する意見交換会」を開催し、新たな刑の具体的な名称として「拘禁刑」を支持する意見が多数を占め、これに対する異論は見られなかった。

２　侮辱罪の法定刑の引上げ

インターネット上で人の名誉を害する行為は、人の名誉を侵害する程度が大きいなどとして、重大な社会問題となっており、これに対する非難が高まるとともに、こうした行為を抑止すべきとの国民の意識も高まっている。

こうしたことに鑑みると、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、当罰性の高い悪質な侮辱行為への厳正

な対処を可能とすることが必要であると考えられたことから、令和３年９月16日、法務大臣から、法制審議会に対し、侮辱罪の法定刑を「拘留又は科料」から「１年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることに関する諮問第118号が発せられた。

法制審議会においては、刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会が設けられ、同部会は、２回の会議を開催し、調査審議を行った結果、同年10月６日、侮辱罪の法定刑を改正することが相当であるとの答申案を取りまとめた。

その後、同月21日に開催された法制審議会第192回会議において、同部会で了承された答申案が賛成多数で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

３　立法作業の経緯

上記１及び２の答申等を受けて、所要の立案作業を行い、令和４年３月８日、「刑法等の一部を改正する法律案」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」を第208回通常国会に提出した。これらの法律案は、同年６月13日に成立して同月17日に公布され（令和４年法律第67号及び第68号）、一部の規定（侮辱罪の法定刑引上げ）は、同年７月７日から施行された。

これらの法律は、

⑴　拘禁刑の創設
⑵　刑の執行猶予制度の拡充
　①　再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる要件の緩和
　②　刑の執行猶予の猶予期間経過後の刑の執行の仕組みの導入
⑶　刑の執行猶予制度の拡充に伴う保護観察処遇に係る規定の整備等
⑷　受刑者に対する処遇の充実
⑸　被害者等の心情等を踏まえた処遇の実施
⑹　刑執行終了者等に対する援助の充実
⑺　侮辱罪の法定刑を「１年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」へ引上げ

等を内容とするものである。

国際刑事管理官

法務省組織令第28条、第33条

国際犯罪関係

⑴　国際捜査共助関係

我が国が令和４年中に受託した事件は70件ある。

検察庁から嘱託した事件は４件ある。

⑵　逃亡犯罪人引渡関係

我が国が令和４年中に外国からの請求に基づき、犯罪人を引き渡した事例はない。

また、検察庁からの請求に基づき、外国から犯罪人の引渡しを受けた事例はない。

Ⅳ　矯　正　局

法務省設置法第３条、第４条　法務省組織令第２条、第６条、第12条、第34条～第39条　法務省組織規則第９条～第12条

〈重要施策の概要〉

1　再犯防止施策の推進

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）に基づき、平成30年度から令和４年度までの５か年を計画期間とする「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されたところ、再犯防止に向けた総合対策において設定され、同計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その確実な達成を図るとされている数値目標である出所受刑者の２年以内再入率（令和２年出所者）が、15.1％とこれまでで最も低い数値を記録し、令和３年までに16％以下にするとの数値目標を達成した。このように、同再入率が順調に低下する一方で、出所後の職場定着や満期釈放者対策等、再犯防止を推進する上で取り組むべき課題も残されているところ、当該課題解決に向けた取組について、矯正と保護の施策に一貫性や整合性を持たせながら、その充実を図った。

また、再犯防止推進法では、国と地方公共団体の相互連携が規定されており、この連携を推進するために、これまで大阪・東京の二管区に設置されていた更生支援企画課が令和元年度には全ての矯正管区に設置されたほか、令和２年度からは矯正局に更生支援管理官が設置された。これにより、各矯正管区更生支援企画課と緊密に連携しながら、地方公共団体による再犯防止施策が推進されるよう、様々な協力等を実施した。また、令和元年６月には、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、首長主体の会議体である矯正施設所在自治体会議が、90の市町の参加を得て設立（令和４年４月１日現在は、99の市区町村が参加）されるなど、矯正施設のみならず、都道府県・市区町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、地方公共団体による地域における再犯防止施策等を推進するための取組も大きく進展し、地域の特性や課題に応じた安全安心で活力のある地域づくりを進めた。

矯正局においては、矯正施設と地方公共団体等が連携した取組事例を紹介する広報用資料として事例集やパンフレットを作成・冊子化し、各矯正管区を通じて継続的に地方公共団体等に配布しているほか、矯正管区においては地方公共団体が地域の実情に応じた再犯防止の取組を推進する上で必要となる各種統計データや矯正施設の施策等に関する情報提供、助言、協力を行った。各施設においても、自治体が主催する再犯防止に関する協議体やネットワークへの参加、様々な機会を捉えた広報活動を展開するなど矯正施設と地方公共団体の相互理解、連携体制の強化を図った。また、令和３年度から、一部の施設において、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等と意見交換会を実施し、雇用を働き掛ける取組を実施しているところ、令和４年度から全国の施設に拡大し、ソーシャルビジネスとの連携をさらに強化した。

2　保安警備体制の充実・強化等

矯正施設における非常事態に、迅速かつ的確に対処するための常設部隊として、平成31年に法務省矯正局特別機動警備隊（以下「特別機動警備隊」という。）が創設された。

なお、令和４年９月下旬に、静岡県静岡市で生じた台風15号による断水及び土砂災害を受け、特別機動警備隊を派遣し、静岡刑務所、駿府学園及び静岡市と連携して、入浴支援活動や、駿府学園周辺地域の道路等に流出した土砂の撤去作業等を実施した。

3　矯正医療の充実強化

令和４年は、矯正医療の広報及び医師確保のための活動として、大学医学部の学生を対象とした矯正管区長、施設長、矯正医官等による矯正医療の実態等についての講演活動や、民間企業が主催する医学関係リクルートイベントへの参加等をはじめとした対面型の広報活動を再開した。また、前年までに得た非対面型広報活動のノウハウを生かし、オンラインによるリクルートイベントにも参加するなど、積極的な広報活動を展開した。

さらに、広報用ＤＶＤ「矯正医官―法務省の医師という選択―」（平成28年度作成）、「矯正医療―再犯防止を目指して―」（令和元年度作成）の YouTube への掲載、医師の募集等に関するインターネット広告掲載（バナー広告、医師の転職サイト）のほか、矯正局公式ツイッターによる矯正医官の募集、医学総合雑誌への特集記事及び広告の掲載並びにサービスエリアにおけるデジタルサイネージ広告の掲載を行うなど、様々な媒体を活用し、多方面に広報・啓発活動を展開した。

4　採用広報活動の充実

平成30年度に矯正局に設置した「矯正職員の採用・育成等プロジェクトチーム」における矯正職員の採用・育成等ＰＴの活動・検討結果を踏まえ、矯正局、矯正管区、矯正施設及び矯正研修所が一体となって、SNS やデジタルサイネージ等採用対象者が身近に感じる広報媒体を活用した広報や新しい生活様式を取り入れたオンライン説明会等の開催により、矯正職員の魅力を広報した。

また、令和２年６月から運用を開始した「矯正局公式ツイッター」による発信が定着したほか、法務省ＨＰの「法務省矯正職員採用ページ」の職種（刑務官・法務教官・心理技官）ごとのコンテンツを一新し、広報の受け手を意識した採用広報の充実を図った。

今後は、それぞれの取組の効果を検証し、採用広報に係る課題の改善に結び付けていくこととしている。

5　女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍推進

女子刑事施設を取り巻く様々な課題に対し、平成26年１月に策定された「マーガレット・アクション」及び平成28年３月に策定された「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホウムプラン）」（以下「アット・ホウム

プラン」という。）に基づき、過剰収容対策や女性刑務官の育成策等、様々な取組を行ってきた。その結果、過剰収容状態が解消されるとともに、女性刑務官の離職率も改善の兆しが見られるなど、一定の成果が認められた。

しかしながら、女子刑事施設については、高齢や摂食障害等の処遇上特別な配慮を要する受刑者への対策を充実・強化させること、女性刑務官の採用後３年以内の離職率をさらに低くしていくこと等、残された課題もあったことから、令和元年５月、新たな総合対策として「マーガレット・アクション２」を策定した。「マーガレット・アクション２」は、「マーガレット・アクション」の取組期間後も残された課題に改めて取り組むとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）や再犯防止推進法への対応を盛り込むなどして再構成されたものであり、①勤務しやすい職場作り、②若い職員の育成と定着、③有為な人材の確保、④職員相互・地域との連携、⑤再犯防止推進計画の実行、が具体的内容として定められ、その実現に向けた取組を行っている。

また、令和３年４月にアット・ホウムプランが改正され、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホウムプラン－プラスＯＮＥ-）」が策定されたことに伴い、引き続きワークライフバランス推進や女性活躍のための取組を進めることとしている。

６　組織運営体制の改善

効率的な施設運営を図りつつ、実効性のある再犯・再非行防止対策に取り組むため、黒羽刑務所、滋賀刑務所（彦根拘置支所を含む。）及び帯広少年院を廃止したほか、京都刑務所滋賀拘置支所を増設した。

また、矯正局において人事、予算、施設等に係る企画立案・総合調整を行うため、矯正局参事官を増設した。

７　ＰＦＩ手法を活用した刑務所の整備・運営

地域との共生を実現し、国民に理解され、支えられる刑務所を目指すとの方針の下、民間の資金・ノウハウ等を活用したＰＦＩ手法を活用し、刑務所の整備・運営事業を進めている。美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）及び島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）では、施設の設計、建設のほか、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託し、官民協働により施設の運営をＰＦＩ事業として行っている。

これらのＰＦＩ手法を活用した刑務所においては、民間事業者のノウハウの活用と地元自治体等の様々な協力を通じ、特色のある矯正処遇が展開されており、改善更生や受刑者の就労につながることが期待されている。

また、両センターの現行事業期間は残り３年又は４年を切っており、大規模修繕等の事業期間終了に向けて発生する業務の整理を行うとともに、次期事業に向けて準備を進めている。

また、国際法務総合センターについては、施設の維持管理及び運営業務の一部に

ついて民間委託し、平成31年４月からは、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所及び東京婦人補導院の民間委託が開始された。

８　公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託の実施

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間委託については、平成26年度から、大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所の給食業務を、平成29年度から、静岡刑務所及び笠松刑務所の総務業務、警備業務、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務における民間委託を実施している。これらは令和５年度末で現行事業期間が終了するため、次期事業に向けて準備を進めている。

また、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）については、国が建設した刑務所の運営をＰＦＩ事業として行っていたが、令和４年３月末で事業期間が終了し、令和４年４月からは、令和元年７月９日に改定された「公共サービス改革基本方針（閣議決定）」に基づき、総括マネジメント業務、施設維持管理業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務、医療業務及び収容関連サービス業務について民間委託している。

令和４年には、喜連川社会復帰促進センターにおいて、女子受刑者の収容を開始したほか、受刑者向けの各種プログラムに、ＳＤＧｓ達成に向けた取組を取り入れることとした。具体的には、在来種の保全活動、循環型農業による野菜の栽培等の取組を行っており、これらの取組を通じ、受刑者が環境保全を自分事として捉え、身近にできるところから行動する力を身に付けさせることを目指している。

９　若年受刑者に対するユニット処遇の実施

法務大臣による諮問第103号に対する法制審議会の答申を踏まえ、令和４年９月から、おおむね26歳未満の若年受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいない者から対象者を選定し、男子については川越少年刑務所に、女子については美祢社会復帰促進センターに収容し、「若年受刑者ユニット型処遇」の運用を開始している。このユニット型処遇においては、他の受刑者から独立した居室棟、工場において、おおむね30名以下の小集団を編成した上で、少年院の矯正教育の知見等を活用し、職員と対象者との信頼関係に基づく「対話ベース・モデル」の処遇を導入している。

10　改正少年法等の施行に伴う少年院の体制整備

令和４年４月１日に施行された少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）により、民法上の成年である18歳以上の少年について、少年法上は「特定少年」として位置付けられたことを受け、矯正教育の充実を始めとした少年院の処遇体制の整備を図った。特定少年を含む在院者の矯正教育の充実として、新たな特定生活指導として18歳以上の在院者を対象とし、成年としての責任と自覚を喚起すること等を目指す「成年社会参画指導」を加えるとともに、職業指導を大幅に再編し、プログラミング学習等幅広くＩＣＴ技術を学ぶ「ＩＣＴ技術科」、製品の企画から展示・販売までの一連の流れを学ぶ「製品企画科」、建設に関連する幅広い技能の

習得を目指す「総合建設科」等、実践的・社会的な視点を重視した科目を新設した。また、保護観察中の特定少年に対する少年院への収容決定がなされた際に収容される少年院として第５種少年院が設置されたことを受け、第５種少年院の矯正教育課程として、保護観察への円滑な復帰を主な目標とする「保護観察復帰指導課程Ⅰ（Ｐ１）」及び「保護観察復帰指導課程Ⅱ（Ｐ２）」を新設し、少年院と保護観察所が協働して実施する矯正教育として、新たに「保護観察復帰プログラム」を導入した。

11　職員不祥事防止について

令和４年９月２日、特別公務員暴行陵虐事案をじゃっ起した東京拘置所職員に対して、また、令和４年９月16日、不適正処遇（ろう絡）事案をじゃっ起した愛知少年院職員に対して、それぞれ停職の懲戒処分を行った。

愛知少年院については、当局及び名古屋矯正管区による特別監査を実施し、事案の早期発見に至らなかった理由、若年職員に対する指導状況等、施設の管理運営上の問題点を検証し、同種事案の再発防止を図った。

また、名古屋刑務所において、多数の職員の関与が疑われる重大な不適正処遇事案が発覚したことを受け、令和４年12月、事案の全容を解明し、再発防止等を図るためのプロジェクトチームを当局内に設置するとともに「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」を立ち上げ、第１回会議を開催した。

〈会同・協議会〉

月　日	件　名	協　議　事　項
1.11	矯正管区長等協議会	人事異動計画について
5.24	矯正施設予算担当課長等会同	1　会計業務の合理化を推進する具体的な取組について 2　施設整備の現状及び維持管理を踏まえた工事計画等について
5.31	矯正管区長等協議会	1　再犯防止施策を推進し、外との関係・連携を強化するための方策について 2　有為な人材を確保するための採用広報の推進について 3　職員不祥事・各種事故の防止について
6.2	少年院長会同	1　改正少年法下における少年院処遇の充実 2　被害者等の心情等の聴取・伝達制度の在り方 3　組織の活性化と職員の育成
6.22	刑事施設長会同	1　刑法及び刑事収容施設法の改正に伴う各種施策について 2　次期再犯防止推進計画において推進すべき各種施策について 3　組織の活性化と職員の育成
7.14	少年鑑別所長会同	1　改正少年法下における鑑別等の充実 2　地域援助の今後の展開 3　組織の活性化等
7.20	女子刑事施設協議会	1　再犯防止に向けた取組について 2　執務環境の改善について

10.5	少年院処遇問題協議会	1　改正少年法下における矯正教育等の充実 2　在院者の特性に応じた処遇の推進
10.11	矯正管区長等協議会	1　地域再犯防止推進モデル事業に対する矯正施設の関与の現状と今後の課題について 2　地方更生保護委員会等と連携した満期釈放者等の社会復帰対策の推進について 3　職員不祥事を起こさない組織の在り方について
10.13	鑑別・観護処遇・地域援助協議会	1　改正少年法下での鑑別の充実 2　教育機関と連携した地域援助の積極化 3　法務教官の専門性の発揮
11.1	被収容者処遇対策協議会	被収容者処遇の諸問題について
11.21･22	矯正管区第三部長等協議会	1　刑法等の一部を改正する法律の施行に向けて検討すべき事項 2　適切な処遇環境の構築 3　法務教官の専門性の育成と発揮
11.24･25	矯正管区首席管区監査官等協議会	監査業務に関する当面の諸問題
11.30	矯正管区第二部長等協議会	刑法改正による自由刑（懲役及び禁錮）の単一化および刑事施設収容法改正に伴う諸問題について
12.5･6	矯正管区第一部長等協議会	1　明年４月に予定されている人事異動について 2　ワークライフバランス推進のための取組

総務課

法務省組織令第34条、第35条　法務省組織規則第９条

1　職員定員

矯正施設の職員定員は次の表のとおりである。

刑事施設　（令和４年度末）

指定職
1

行政職（一）	行政職（二）	公安職（一）	医療職	計
153	6	18,654	878	19,692

少年院

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
9	6	2,265	87	2,367

少年鑑別所

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
6	0	1,116	22	1,144

婦人補導院

公安職（二）
2

2　施設整備

矯正施設の建物については、順次整備を促進しているものの、現行の耐震基準が定められた昭和56年以前に建設された施設が全体の約４割を占めている実情にあることから、これら施設の建替え及び耐震改修等の実施が喫緊の課題である。

また、平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されたことから、同計画に基づき、耐震性能を確保するとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する必要がある。

これらの課題から、令和４年度においては、令和３年度に引き続き、法務省施設費により、大阪医療刑務所ほか９施設の工事等に係る経費が認められた。

加えて、令和４年度補正予算（第２号）においては、国土強靱化に係る５か年加速化対策として職員宿舎新営工事等のほか、耐震化改修工事及び各所営繕として改修等に係る経費が認められた。

3　刑務共済組合の業務

令和４年度末日の支部数は９、所属所数は285である。また、同日現在における組合員数は24,590人（うち、任意継続組合員数294人）、被扶養者数は29,134人で、組合員１人当たりの被扶養者数は1.18人である。

⑴　長期給付事業

組合員が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、その後の生活の安定に資するため共済年金等の給付を行う事業である。令和４年度における長期給付処理件数は148件であり、その内訳は、老齢厚生年金等107件、遺族厚生年金等22件、障害厚生年金等19件である。

⑵　短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等の際に行う給付事業であり、法律で定められた保健給付、休業給付及び災害給付の法定給付と、これらの給付を補うため、当共済組合が、独自に行う附加給付がある。

なお、令和４年度の決算概要は、次の表のとおりである。

（単位：千円）

損				益						支払準備金	剰余金	
収入				支出					当期利益金		欠損金補てん積立金	積立金
掛金	負担金	その他	計①	法定給付	附加給付	拠出金等	その他	計②	①－②			
7,599,424	7,489,837	1,576,610	16,665,871	8,245,752	31,151	7,977,989	1,393,055	17,647,947	△982,076	1,379,484	792,056	4,307,496

⑶　福祉事業

ア　保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進等を図ることを目的とした事業として、特定健康診査等費用の助成、人間ドック受検費用の助成及び一般福利厚生事業

を行っている。

イ　貯金事業

組合員の財産形成及び生活の安定の一助として、生命保険会社、損害保険会社及び信託銀行と契約し、団体定期保険（グループ保険）、団体傷害保険、団体傷害疾病保険、積立貯金及び団体積立年金保険の各事業を行っている。

ウ　貸付事業

組合員の臨時の支出、結婚、葬祭、教育、医療、災害及び住宅購入等に要する資金の貸付けを行っている。

エ　物資供給事業

委託による職員食堂等の運営を行っている。

4　矯正施設の監査

令和４年度に監査を実施した矯正施設は次のとおりである。

⑴　刑事施設

ア　矯正局による監査実施施設

札幌刑務所、函館少年刑務所、山形刑務所、福島刑務所、栃木刑務所、千葉刑務所、市原刑務所、甲府刑務所、川越少年刑務所、松本少年刑務所、東京拘置所、岡崎医療刑務所、三重刑務所、名古屋拘置所、大阪刑務所、神戸刑務所、和歌山刑務所、京都拘置所、神戸拘置所、鳥取刑務所、松江刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、広島刑務所、高松刑務所、北九州医療刑務所、熊本刑務所、大分刑務所

イ　矯正管区による監査実施施設

旭川刑務所、帯広刑務所、網走刑務所、月形刑務所、青森刑務所、宮城刑務所、秋田刑務所、盛岡少年刑務所、水戸刑務所、喜連川社会復帰促進センター、前橋刑務所、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所、横浜刑務所、新潟刑務所、長野刑務所、静岡刑務所、立川拘置所、富山刑務所、金沢刑務所、福井刑務所、岐阜刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、大阪医療刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、姫路少年刑務所、大阪拘置所、岡山刑務所、山口刑務所、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、広島拘置所、徳島刑務所、松山刑務所、高知刑務所、福岡刑務所、麓刑務所、長崎刑務所、宮崎刑務所、鹿児島刑務所、沖縄刑務所、佐賀少年刑務所、福岡拘置所

⑵　少年施設

ア　矯正局による監査実施施設

盛岡少年院、多摩少年院、愛光女子学園、久里浜少年院、駿府学園、豊ケ岡学園、宮川医療少年院、和泉学園、泉南学寮、奈良少年院、岡山少年院、丸亀少女の家、四国少年院、沖縄少年院、沖縄女子学園、函館少年鑑別支所、釧路少年鑑別支所、盛岡少年鑑別支所、秋田少年鑑別所、福島少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所、甲府少年鑑別所、静岡少年鑑別所、津少年鑑

別所、神戸少年鑑別所、奈良少年鑑別所、和歌山少年鑑別所、岡山少年鑑別所、高松少年鑑別所、那覇少年鑑別所

イ　矯正管区による監査実施施設

北海少年院、紫明女子学院、東北少年院、青葉女子学園、茨城農芸学院、水府学院、喜連川少年院、赤城少年院、榛名女子学園、市原学園、八街少年院、東日本少年矯正医療・教育センター、新潟少年学院、有明高原寮、湖南学院、瀬戸少年院、愛知少年院、京都医療少年院、浪速少年院、交野女子学院、加古川学園、播磨学園、広島少年院、貴船原少女苑、松山学園、筑紫少女苑、福岡少年院、佐世保学園、人吉農芸学院、中津少年学院、大分少年院、札幌少年鑑別所、旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、仙台少年鑑別所、山形少年鑑別支所、水戸少年鑑別所、宇都宮少年鑑別所、前橋少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、新潟少年鑑別所、長野少年鑑別所、金沢少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、富山少年鑑別支所、福井少年鑑別支所、大津少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、松江少年鑑別所、広島少年鑑別所、鳥取少年鑑別支所、山口少年鑑別所、徳島少年鑑別所、松山少年鑑別所、高知少年鑑別所、福岡少年鑑別所、小倉少年鑑別支所、佐賀少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所、大分少年鑑別所、宮崎少年鑑別所、鹿児島少年鑑別所

(3)　婦人補導院

東京婦人補導院（矯正管区による監査を実施した。）

5　不服申立件数

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく刑事施設の被収容者の不服申立制度として、審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出がある。刑事施設の被収容者の不服申立て(訴訟､告訴・告発､人権侵犯申告等を含む。)の総件数は、前年に比べ増加している。

また、少年院法及び少年鑑別所法に基づく少年院在院者及び少年鑑別所在所者の不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出がある。救済の申出の総件数は、前年に比べ減少している。

令和４年の不服申立件数の内訳は、次の表のとおりである。

審査の申請等	訴　　訟	告訴・告発	法務局への人権侵犯申告その他	計
15,278	124	595	904	**16,901**

(注)　審査の申請等とは、刑事施設における審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出（法務大臣に対するもの）の件数並びに少年院及び少年鑑別所における救済の申出の件数の合計である。
　告訴・告発の件数は、矯正局において承知している被収容者が捜査機関宛に発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

成人矯正課

法務省組織令第34条、第36条　法務省組織規則第10条

1　刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）における保安及び処遇

(1)　保安状況

令和４年の保安事故発生件数は、18件（自殺13件、同衆傷害４件、職員傷害１件）である。

依然として、暴力団関係者や高齢者等、処遇に困難を伴う被収容者を多数収容している状況があるところ、全体的に見れば、刑事施設は安定的に運営されているといえ、おおむね保安面の対策が相当程度の効果を収めているものと思われる。

(2)　保安及び処遇対策

令和４年末において、刑事施設全体としての収容人員は、収容定員を下回っている。

被収容者の身柄の確保を最大の責務とする刑事施設の警備体制のより一層の強化を図るため、研修、訓練等を行って職員の職務執行能力の向上を図るとともに、警備システムの新鋭化、最新の警備用機器の整備・開発等を推進している。

なお、令和４年は、おおむね次のような保安及び処遇対策を講じた。

ア　警備用機器の更新整備等

総合警備システム、同システムの改修、非常電鈴装置、居室・居室棟廊下・外塀・工場・運動場監視用テレビカメラ及び、構内多機能無線システム（なお、平成８年度以降、総合警備システムの外塀監視用カメラと特殊自動警報装置の連動化の整備拡充等を図っている。）

イ　警備用備品の整備

防災備品等

ウ　暴力団関係受刑者対策

令和４年においても、暴力団関係受刑者の収容率が依然として高い水準で推移している状況を踏まえ、対立組織に所属する同関係受刑者による施設内での対立抗争等を未然に防止するため、引き続き、関係機関から情報の収集に努めるとともに、必要に応じ分散収容を図った。

また、施設内における粗暴事犯、不正連絡、物品不正所持その他の反則行為を厳正に取り締まり、施設の規律秩序を厳正に確保する一方、同関係受刑者の社会復帰のため、暴力団組織からの離脱指導を強化し、さらに、同関係受刑者の釈放時に多数の出迎えが予想される場合には、所轄警察署、県警本部等との連絡を密にして、厳重な規制を行うとともに、必要に応じ、適当な他施設に緊急移送した上で釈放するなどの措置を講じている。

エ　施設表彰

保安意識と士気の高揚を図るため、次の表のとおり保安表彰を行った。

（令和４年）

大臣表彰	局長表彰	矯正管区長表彰		計
		支所	構外作業場	
17	3	26	0	46

2　矯正施設の収容人員

矯正施設の１日平均収容人員は、平成５年から増加傾向にあったが、平成20年は15年振りに対前年比マイナスとなり、令和４年も引き続き対前年比マイナスとなった。

なお、令和４年12月末日現在における受刑者総数は35,843人であり、前年同日現在に比して2,523人、6.6％の減少となっている。

矯正施設の数及び収容状況

（令和４年12月31日現在）

施設の種類	施設数	収容現員
矯正管区	8	－
矯正研修所（支所を含む。）	8	－
刑務所	59	31,518
刑務支所	8	1,445
拘置所	8	4,173
拘置支所	97	2,284
少年刑務所	6	2,117
少年院	40	1,303
少年院（分院）	6	47
少年鑑別所	44	342
少年鑑別所（分所）	8	5
婦人補導院	1	0
計	293	43,234

（注）　矯正管区及び矯正研修所は被収容者の収容を行わない。

3　処遇調査・集団編成

受刑者等の処遇指標別の施設数は別表のとおりである。

別表　　処遇指標別施設数

（令和４年12月31日現在）

施設数

処遇指標

A指標	犯罪傾向の進んでいない者	36
B指標	犯罪傾向の進んでいる者	37
D指標	拘留受刑者（原則、刑が確定したときに在所する施設で処遇する。）	
Jt指標	少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	6
M指標	精神上の疾病又は障害を有するために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	11
P指標	身体上の疾病又は障害を有するために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	12
W指標	女子	23
F指標	日本人と異なる処遇を必要とする者	21
I指標	禁錮受刑者	13
U指標	おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	2
J指標	少年院への収容を必要としない少年	14
L指標	執行すべき刑期が10年以上である者	25
Yj指標	少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳のもの	14
Y指標	可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Yjに該当しないもの	12

（注）　２以上の処遇指標を指定されている施設もあり、さらにJt指標については少年院に割り当てられているので、総数は刑事施設数とは一致しない。

4　刑事施設における教育活動

(1)　改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的として実施している。全受刑者を対象とした一般改善指導と、薬物依存があったり暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う特別改善指導がある。

一般改善指導としては、例えば、高齢又は障害を有する受刑者の円滑な社会復帰を図るため、平成29年度から社会復帰支援指導プログラムを全国の刑事施設で実施している。実施に当たっては、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいしており、令和４年度の受講開始人員は367名であった。

現在、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の６

類型を指定し、実施している。

これらの特別改善指導のうち、薬物依存離脱指導については、平成29年度から、標準プログラムを複線化し、必修プログラムや専門プログラム、選択プログラムを整備し、対象者の再犯リスク等に応じて各種プログラムを組み合わせて実施できるようにしており、令和４年度の受講開始人員は7,418名であった。また、薬物事犯者の再犯防止のための新たな取組として、令和元年度から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を実施している。

性犯罪再犯防止指導については、令和４年度は20庁で実施し、令和４年度の受講開始人員は553名であった。指導者育成のため毎年指導担当者の集合研修を実施したり定期的に外部の専門家から指導担当者への助言を受けたりしており指導実施体制の充実を図っている。

また、薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導については、プログラムの効果をより一層高めるための方策を検討するため、現在、効果検証を行っており、性犯罪再犯防止指導については、令和２年３月に刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果を公表し、薬物依存離脱指導については、令和４年10月に刑事施設における薬物依存離脱指導の標準プログラムの指導効果に関する分析結果を公表した。また、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図るため、令和２年10月に公表された法律、心理学、医学等の有識者による検討結果をまとめた「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」を踏まえ、保護観察所と連携し、収容中から出所後までの一貫性のある指導が可能となるようプログラムを改訂し、令和４年４月から新たなプログラムを実施している。

その他、被害者の視点を取り入れた教育については、令和２年に開催した「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を踏まえ、標準プログラム改訂に向けて試行を実施した。暴力団離脱指導、交通安全指導及び就労支援指導については、標準的なプログラムが示され、実施指定施設においては、それに基づき、対象受刑者の特性、地域性、活用可能な社会資源等の状況を考慮した実践的なプログラムを策定した上で、具体的な指導を行っており、実施に当たっては、関係機関や民間の専門家等を指導者として招へいするなどして、指導内容の充実に努めている。

⑵　教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小・中学校の教育内容に準じた指導として、補習教科指導を実施しているほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、特別教科指導を実施している。

法務省と文部科学省が連携して、刑事施設内に試験会場を設けて、高等学校卒

業程度認定試験を実施し、指定された４庁の刑事施設においては、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。

松本少年刑務所内には、我が国において唯一、公立中学校の分校が設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望する者を中学３年生に編入し、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行い、本校から卒業証書が交付されている。さらに、盛岡少年刑務所及び松本少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集し、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与される。

⑶　民間の篤志家による教育活動等

被収容者に対する改善指導、教科指導等の各種指導は、単に施設の職員によって行われるだけでなく、篤志面接委員等の民間の篤志家の協力の下に実施されている。また、宗教教誨については、民間の篤志の宗教家である教誨師の協力にすべてを負っている。これら篤志家の活動状況は、別表⑴及び⑵のとおりである。

別表⑴　　篤志面接指導実施状況

（令和４年）

区分	実施回数				委員数	
	集団	個人	計	対前年増△減	人数	対前年増△減
	回	回	回	回	人	人
刑務所・少年刑務所・拘置所	4,680	1,311	5,991	△1,655	1,020	27
少年院	902	2,216	3,118	△392	362	△29
婦人補導院	0	0	0	0	3	0
計	**5,582**	**3,527**	**9,109**	**△2,047**	**1,385**	**△2**

別表⑵　　宗教教誨実施状況

（令和４年）

区分	実施回数				教誨師数	
	集団	個人	計	対前年増△減	人数	対前年増△減
	回	回	回	回	人	人
刑務所・少年刑務所・拘置所	4,617	3,098	7,715	△2,745	1,635	△43
少年院	518	736	1,254	△31	297	△32
婦人補導院	0	0	0	0	1	0
計	**5,135**	**3,834**	**8,969**	**△2,776**	**1,933**	**△75**

5　刑務作業の運営状況

国内の経済状況は、「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられる。」との基調判断がなされているが、令和４年度の解約・減産発生件数は64件、影響人員は588人であり、同感染症の影響により、昨年度と比較すると影響人員は増加している。

このような状況下、刑務作業は、作業量の確保と受刑者の改善更生及び社会復帰のために、有用な作業の導入に向けた受注活動を活発に行うとともに、職業訓練の充実を図り、受刑者の就労に資する取組を行っている。

昭和58年に開始した財団法人矯正協会刑務作業協力事業部（平成25年４月１日公益財団法人へ移行）による原材料提供に係る作業、いわゆる事業部作業は、令和４年度で39年を経過したが、事業部作業の充実を図ることが作業量の確保にもつながることから、受注作業の拡大、消費者ニーズに応じた製品の開発等、事業部作業の運営基盤の強化に取り組んでいる。

刑務所の経費と作業収入

年　度	作業収入費（千円）	収　容　費（千円）
平成22	4,687,029	49,891,312
23	4,490,824	48,018,553
24	4,374,415	47,797,292
25	4,241,199	47,328,617
26	4,139,640	47,345,203
27	4,026,633	47,525,233
28	3,973,512	46,431,566
29	3,899,471	44,771,586
30	3,751,753	43,451,788
令和元	3,525,298	43,330,386
2	2,800,403	44,153,479
3	2,659,307	42,916,227
4	**2,146,075**	**44,639,968**

（注）　収容費は、都道府県警察実費弁償金も含む。

作業製品需要先別調定額

年度	部内自給 A（千円）	官公需 B（千円）	民需 C（千円）	計（千円）	計に対する比率（%）		
					A	B	C
平成22	5,742	1,168,368	3,512,844	4,686,954	0.1	24.9	75.0
23	4,529	1,114,625	3,371,647	4,490,801	0.1	24.8	75.1
24	5,959	1,064,856	3,303,617	4,374,432	0.1	24.4	75.5
25	5,717	1,055,313	3,180,189	4,241,219	0.1	24.9	75.0
26	4,733	899,969	3,234,938	4,139,640	0.1	21.7	78.2
27	3,269	860,052	3,163,242	4,026,563	0.1	21.4	78.5
28	3,324	871,378	3,098,660	3,973,362	0.1	21.9	78.0
29	4,952	907,904	2,986,709	3,899,566	0.1	23.3	76.6
30	4,547	969,452	2,776,676	3,751,675	0.1	25.9	74.0
令和元	4,596	900,917	2,619,785	3,525,298	0.1	25.6	74.3
2	3,732	739,254	2,057,416	2,800,403	0.1	26.4	73.5
3	3,329	691,601	1,962,878	2,657,809	0.1	26.0	73.9
4	**4,730**	**571,998**	**1,567,442**	**2,144,169**	**0.2**	**26.7**	**73.1**

（注） 官公需には、事業部作業を含む。

6 職業訓練の実施状況

受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会復帰に資することを目的として、職業訓練を実施している。

毎年、指導技能等について創意工夫を重ね、一般社会の労働需要及び受刑者の資質に応じた訓練内容の充実を図っている。

令和４年度は、溶接科、フォークリフト運転科、自動車整備科、内装施工科、建築塗装科等の職業訓練を実施し、訓練修了人員は10,165人であった。

なお、ボイラー技士、溶接技能者、自動車整備士、電気工事士、理容師、介護福祉士実務者研修修了者等の免許・資格を延べ6,491名が取得した。

7 就労支援

受刑者の出所時の就労確保に向けて、平成18年度から刑事施設に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、保護観察所及びハローワークと連携して、支援対象者の希望や適性に応じ、計画的に就労支援を行っている。令和４年は、 3,445人に対して就労支援を実施し、延べ1,030人が在所中からの就職内定に結び付いた。

また、平成27年度から、ハローワークの職員が刑事施設に駐在して支援を行う就労支援強化矯正施設の取組も実施されており、令和４年度は35庁において駐在支援が実施された。

さらに、平成28年11月から、東京及び大阪矯正管区において矯正就労支援情報セ

ンター室（通称「コレワーク」）が稼働を開始し、令和２年７月から、全国８矯正管区において運用を開始している。コレワークでは、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、広域的な就労支援等に取り組んでいる。令和４年度は、企業等から2,986件の相談を受け付け、546件の採用内定に結び付いた。

コレワークにおいては、出所者等の雇用に関心を持つ企業等に対する広報活動も積極的に展開しており、令和４年度は、全国で雇用支援セミナーや刑務所スタディツアーを27回実施し、延べ326人が参加した。

８　国際受刑者移送制度

欧州評議会の受刑者移送条約の発効及び国際受刑者移送法等の施行に伴い、平成15年６月に国際受刑者移送制度の運用が開始された。

平成22年８月にはタイとの間で受刑者移送条約が発効し、平成28年２月にはブラジルとの間で、同年８月にはイランとの間で、令和２年８月にはベトナムとの間で、それぞれ受刑者移送条約が発効した。

同制度には、外国で受刑している日本人受刑者を我が国の刑事施設に受け入れて刑の執行を共助する「受入移送」及び我が国で受刑している外国人受刑者をその本国へ移送して刑の執行の共助を嘱託する「送出移送」があるところ、実績は以下のとおり。

⑴　受入移送

制度運用開始後令和４年末までの累計は10人（３か国）である。（直近では平成30年に１人実施）

⑵　送出移送

令和４年は27人（13か国）（令和３年は14人）実施し、制度運用開始後令和４年末までの累計は507人（35か国）である。

少年矯正課

法務省組織令第条34条、第37条　法務省組織規則第11条

１　少年施設（少年院・少年鑑別所）における保安及び収容状況

⑴　収容状況

少年施設における収容状況等については、少年院の一日平均収容人員は対前年110人減の1,283人、少年鑑別所の一日平均収容人員は対前年３人増の304人となっている。

⑵　保安状況

令和４年の保安事故件数は、少年院０件、少年鑑別所０件であった。近年における少年非行の多様化、複雑化の傾向に鑑み、少年施設の警備力を充実・強化するため、施設職員を対象とした保安研修の実施等を通じ、良好な保安状況の維持に努めている。

2　少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域援助充実施策

⑴　鑑別の状況（別表⑴～⑵）

令和４年中に全国の少年鑑別所で受け付けた鑑別対象者は、家庭裁判所からの請求によるものが5,103件、法務省・厚生労働省関係機関からの依頼によるものが3,391件となっている。

なお、少年鑑別所の新収容者のうち、精神障害ありと診断された少年は1,121人（26.4％）であり、その比率は前年（22.2％）より増加傾向にある。

⑵　法務省式ケースアセスメントツールの運用の充実

平成20年度から再犯・再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するために、法務省式ケースアセスメントツール（ＭＪＣＡ）の開発を進め、平成25年８月から全国の少年鑑別所において運用を開始した。

また、平成27年６月から性非行を犯した少年に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（ＭＪＣＡ（Ｓ））の運用を全国の少年鑑別所において開始した。平成30年度から、少年院におけるＭＪＣＡの再評定に係る調査を行い、その結果、再評定時点での再非行可能性を有意に予測していることが分かったことも踏まえ、処遇鑑別の機会に併せて実施することとした。

⑶　法務省式心理テスト維持管理作業

平成27年度から３か年計画で、法務省式人格目録（ＭＪＰＩ）、法務省式態度検査（ＭＪＡＴ）及び法務省式適応資源尺度（ＭＪＡＲ）の改訂作業を進めており、平成29年度においては、システムの改修及び解釈手引の整備等が行われた。平成30年度は、法務省式心理検査を活用した、鑑別対象者の保健医療、福祉、修学就労に資するアセスメントの在り方について検討を行った。この検討に基づいて令和２年度に「社会復帰支援チェックシート」の試行を行い、試行結果を踏まえて令和３年度から本格的な運用を開始した。

⑷　鑑別業務充実化作業

少年鑑別所法下における鑑別、観護処遇及び地域援助について運用の在り方を検討した。

鑑別事例集第50集（アトラス・索引編）の発刊作業を進めたほか、鑑別事例集第51集（特殊詐欺の事例）の編集作業も行った。

⑸　地域援助業務の状況

少年鑑別所においては、平成27年６月に少年鑑別所法が施行され、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務（以下「地域援助」とする。）が本来業務として規定されたことから、更生保護関係機関、学校関係機関、児童福祉機関等の関係機関との連携強化を図り、地域援助業務の充実に努めている。

平成30年度には、暴力行為や性的な問題行動のある児童・生徒に対する専用のワークブックとして平成28年度に作成したものを改訂し、冊子化して各庁に配備した。また、「窃盗、薬物、交友、ルール」の４種類のワークブックを作成して

令和元年度に試行を行い、令和３年度に、所要の修正を加えて配布した。

なお、令和４年中の地域援助実施件数は、14,013件であった。

(6) 在所者に対する学習用教材の作成

在所者に対する学習の支援については、これまで各庁において使用する学習用教材を整備して行ってきたところ、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議）等を踏まえ、平成25年に在所者に対する学習用教材を作成し、平成26年の改訂作業を経て、平成27年から全国の少年鑑別所において活用している。また、平成30年度において、その内容の一部を改訂した。

(7) 少年鑑別所在所者に対する修学支援

少年鑑別所在所者に対する修学支援については、「再犯防止推進計画」において、矯正施設在所者の円滑な学びの継続として重要視されているところ、平成30年度に「修学支援ハンドブック」を作成し、希望する全在所者に配布し、少年鑑別所在所中から継続的な修学支援を実施できる体制整備の強化を図っている。

別表(1)　　少年鑑別所鑑別受付人員年間対比

年次	受付人員			
	家裁関係	法務省関係	一般依頼	計
平成25	12,242	9,096	27,571	48,909
26	11,108	8,812	29,785	49,708
27	10,112	7,097(**)	－(*)	－(*)
28	8,834	6,089(**)	－(*)	－(*)
29	8,083	5,636(**)	－(*)	－(*)
30	7,477	5,409(**)	－(*)	－(*)
令和元	6,425	4,633(**)	－(*)	－(*)
2	5,742	3,845(**)	－(*)	－(*)
3	4,995	3,577(**)	－(*)	－(*)
4	**5,103**	**3,391(**)**	**－(*)**	**－(*)**

(*)　平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、地域社会一般からの依頼による鑑別については、地域援助として分類されることとなったため本表には計上しない。

(**)　平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、法務省関係の受付人員に厚生労働省関係からの依頼を加えて計上している。

別表(2)　　少年鑑別所新収容者の精神状況　　（令和４年）

区　　分	精神障害のない者	精神障害のある者	内訳					不　詳	合　計
			知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	その他の精神障害		
人　　員	2,990	1,121	259	8	33	642	179	139	4,250
百分率(％)	70.4	26.4	6.1	0.2	0.8	15.1	4.2	3.3	－

（注）　不詳は、主として観護措置の取消し又は変更及び他の少年鑑別所への移送等により当該少年鑑別所で精神診断を行わなかったものである。
　また、端数処理上合計が100にならないことがある。

３　少年院における矯正教育及び社会復帰支援充実施策

(1)　処遇プログラム等の充実

在院者の抱える特定の問題性又は事情の改善に資するため、「特定生活指導」として、①被害者の視点を取り入れた教育、②薬物非行防止指導、③性非行防止指導、④暴力防止指導、⑤家族関係指導、⑥交友関係指導を実施してきたところ、令和４年度から新たに、⑦成年社会参画指導を開始した。成年社会参画指導は、成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与等を目的として、成年に達した者について、自らの責任に基づき自律的に社会生活を営むために必要な自覚が欠如し、又は必要な知識及び行動様式が身に付いていない者を対象として実施している。

また、在院者の特性に応じた処遇の充実を図るため、発達上の課題を有する在院者に関し、平成28年度、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定し、平成30年度からは、身体機能の向上に着目した指導を導入した。平成29年度には、女子在院者に対し、女子在院者に特有の課題等に配慮した各種プログラムの試行を開始し、令和４年度からは本格的な運用を開始した。令和２年度には、被虐待経験等を有する在院者に対する処遇の充実に向け、執務参考資料を作成したほか、同処遇を行う職員に対する研修を開始した。令和３年度には、振り込め詐欺等の特殊詐欺に関与した在院者に対する指導の教材を整備したほか、令和４年度には、大麻使用歴を有する在院者に対する指導を充実させるため、職員用の執務参考資料を作成した。

さらに、少年院と保護観察所が協働して実施する矯正教育として、令和４年度から新たに「保護観察復帰プログラム」を導入した。同プログラムは、①動機づけ面接における行動変容の理論を活用したワークブック教材「ＲＩＳＥ（Roadmap to Ideal Self with Engaging)」を用い、保護観察官や保護司の参加も可能とする全10単元の指導と、②在院者、保護観察官、保護司、地域の支援者、法務教官等で構成される２回のミーティングを組み合わせて実施することとしている。

⑵　教科指導の充実

高等学校卒業程度認定試験の受験指導体制を充実させるため、平成27年度から新潟少年学院に受験コースを設け、平成29年度には多摩少年院、平成30年度にはさらに拡大し合計13庁に設置した。

⑶　関係機関との連携

家庭裁判所を始めとする関係諸機関との連携を強化するため、矯正管区主催の少年矯正施設と関係機関との連携会議及び少年院における処遇ケース検討会等を実施した。また、令和３年からは、出院後の帰住先や支援等の確保に困難を伴うことが多い事情に鑑み、保護観察所をはじめとする関係機関との連携を強化することにより、計画的かつ継続的な生活環境の調整を行い、少年院送致後の早期から保護観察期間の満了に至るまでの各段階における継続的かつ重層的な指導及び支援並びにそれらの実施体制の充実強化を図っている。

さらに、第５種少年院在院者については、保護観察所をはじめとする関係機関との連携を強化し、社会内処遇と連続性をもった指導・支援等を効率的に行う必要があることから、令和４年度に、第５種少年院在院者等のケース検討会用端末を整備した。

⑷　社会復帰支援の充実

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい在院者に対して、就労・修学支援のほか、帰住先の確保、医療・福祉機関等との連携による支援を継続的に実施した。特に、修学支援については、平成28年度から修学に対する動機付けを高めるための「修学情報ハンドブック」を全在院者に配布しているほか、平成30年度に改訂を行い、少年鑑別所在所中から修学支援を実施できる体制としたほか、在院者の進学等の希望に合致する高等学校等の情報を当該在院者に提供する体制（通称「修学支援デスク」）を整備するなど、積極的な支援に努めている。また、通信制高等学校への入学希望を示した在院者について、在院中の通信制高等学校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うため、令和３年度から少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関するモデル事業を実施している。

4　少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化

少年院に送致された者に対する保護観察期間の満了に至るまでの継続的な指導・支援等のために、生活環境の調整等の充実強化に取り組んでいるほか、沼田町就業支援センターの処遇の充実・入所者選定に係る連携、少年鑑別所から保護観察所に対する鑑別結果通知書等の写しの送付、少年鑑別所における保護観察対象者の雇用等を実施している。

矯正医療管理官

法務省組織令第34条、第39条　法務省組織規則第12条

1　保健医療

(1)　被収容者の保健衛生及び医療

一般の矯正施設には医官等の医療関係専門職員を配置するとともに、専門的医療を実施する医療刑務所を全国４か所に、第３種少年院を全国２か所に設置し、また、必要に応じ、外部の医療機関において診療を実施するなど、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生及び医療上の措置を実施するよう努めている。

ア　被収容者の死亡数

被収容者の死亡数は、前年対比約20％増の300人となっている。死因は、脳出血、心臓疾患等の循環器系疾患及び悪性新生物が全体の約47％を占めている。被収容者の高齢化、生活習慣病り患者の増加等を踏まえつつ、良好な健康状態を保つよう努めている（別表(1)及び(2)）

別表(1)　　被収容者月別死亡数

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
刑務所	既決	31(24)	34(14)	24 (9)	16(16)	17(19)	17(20)	20(21)	28(19)	13(24)	19(18)	20(13)	33(18)	272(215)
刑務所	未決	4 (3)	2 (4)	1 (3)	3 (7)	0 (2)	3 (1)	3 (2)	2 (2)	2 (4)	2 (4)	2 (2)	4 (2)	28 (36)
少年院		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0 (0)
少年鑑別所		−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	0 (0)
婦人補導院		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0 (0)
計		35(27)	36(18)	25(12)	19(23)	17(21)	20(21)	23(23)	30(21)	15(28)	21(22)	22(15)	37(20)	300(251)

（注）　（ ）内の数字は、令和３年中の数字を示す。

別表(2)　　被収容者死因別死亡数

年次	悪性新生物	循環器系疾患	呼吸器系疾患	消化器系疾患	尿路性器系疾患	その他	計
平成30	91	57	23	20	4	51(1)	256(1)
令和元	75	40	24	17	3	63	228
2	107	43	29	23	10	53(1)	265(1)
3	82	46	26	22	9	66	251
4	**86**	**55**	**49**	**26**	**4**	**80**	**300**

（注）　（ ）内の数字は、少年の死亡数を示し、内数である。

イ　感染症対策

感染症に係る啓もう教育及び健康診断の充実により患者の早期発見に努めるとともに、患者発生時には、病態に応じた適切な治療を行うほか、消毒や隔離等の措置を講じることによって、二次感染の防止に努めている。

(2)　矯正医官修学生

この制度は、矯正施設における医師の充足を図るため、医学を専攻する大学生

で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し修学資金（月額150,000円）を貸与するもので、昭和36年から実施している。令和４年度の矯正医官修学生は、６年生１名及び３年生２名の計３名である。

なお、令和３年12月末日現在、修学資金の貸与を受けた者で、矯正施設に勤務している者は１人である。

⑶ 准看護師の養成

東日本矯正医療センター准看護師養成所

矯正施設における看護職員の充足を図るため、矯正施設に勤務する職員の中から、適当な者を選考して同所に入所させ、准看護師となるのに必要な知識及び技能を習得させることを目的として、昭和41年度から開設している。その修学年限は２年である。

なお、令和４年３月末日現在、同所を卒業した准看護師は1,150人である

2 給 養

令和４年度の食費（１人１日当たり）は、次の表のとおりである。このほか誕生日、祝祭日及び正月には、加給食を別途給与している。また、病者等の副食費については、必要により特別増額を行っている。

被収容者１人１日当たりの食費

（令和４年度）

区　　分	主　食　費	副　食　費	計
	円　銭	円　銭	円 銭
刑務所（成人）	96.83	431.67	528.50
刑務所（少年）	111.12	501.54	612.66
少年院	103.33	513.70	617.03
少年鑑別所	90.94	493.12	584.06

更生支援管理官

法務省組織令第34条、第38条

1 再犯防止の現状

「再犯防止に向けた総合対策」において、令和３年までに出所受刑者の２年以内再入率を16％以下にすることが政府目標として掲げられているところ、令和２年出所者では15.1％と、調査の開始（昭和34年）以降、最も低い数値を記録した。一方、再入者率（新受刑者数に占める再入者数の割合）は、近年58～59％台で推移していたところ、令和３年は57.0％と前年より1.0ポイント減少した。

新受刑者中の再入者数及び再入者率

年　次	新受刑者数		
		再入者数	再入者率
平成30年	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3
2年	16,620	9,640	58.0
3年	16,152	9,203	57.0

出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率

年　次 （出所年）	２年以内 再入者数	２年以内 再入率
平成30年	3,396	16.1
令和元年	3,125	15.7
2年	2,863	15.1

令和２年出所者の２年以内再入率について、主な罪名としては、「覚醒剤取締法違反」（15.5％）、「性犯罪」（5.0％）、「傷害・暴行」（12.3％）、「窃盗」（20.0％）が挙げられている。また特性別では、「高齢（65歳以上）」（20.7％）が全体（15.1％）よりも高くなっている。

主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）
・特性（高齢〔65歳以上〕、女性、少年）別２年以内再入率

	年　次		
罪名・特性	平成30年	令和元年	2
覚醒剤取締法違反	16.0	15.8	15.5
性犯罪	8.4	6.3	5.0
傷害・暴行	16.7	15.3	12.3
窃盗	21.8	21.8	20.0
高齢	20.4	19.9	20.7
女性	11.7	11.3	11.0
少年	9.7	10.1	9.0

2　再犯防止施策

⑴　地方公共団体との連携強化

矯正局から矯正管区を通じ、地方公共団体に対し、矯正局が保有する統計データや警察庁犯罪統計データのほか、地方公共団体の求めに応じて、被収容者支援に必要な個人情報についても適切な取扱いに十分配慮した上で提供を行っている。

⑵　農福連携・居住支援

ア　農福連携

農福連携では、犯罪をした者等の就労先の確保のための施策の一つとして、

障害者雇用における農業と福祉の連携を参考に、法務省及び農林水産省が連携して刑務所出所者等の就農に向けた取組を進めている。刑事施設においては、令和３年度から農福連携関係団体との意見交換会を一部の刑事施設にて実施しており、令和４年度からは全国の刑事施設を対象に実施を拡大している。また、刑事施設の受刑者に対し、就農に向けた支援のため、農福連携関係団体から職員を派遣し、面接や指導を実施する取組を行っている。

イ　居住支援

居住支援では、令和元年に設立された全国居住支援法人協議会に法務省及び関係する民間団体が加わった「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」が設立され、令和２年８月に第１回目の協議会が開催され、令和３年６月に第２回目、令和４年７月に第３回目が開催され、居住支援における官民の動きが活発に見られている。また、矯正管区においては、地域で開催される居住支援法人協議会等に参画し、地方整備局等、地方厚生局及び地方更生保護委員会との連携体制構築に取り組んでいる。

なお、平成30年から令和３年までの刑務所出所時に帰住先のない者の数及び割合は、次の表のとおりである。

刑務所出所時に帰住先のない者の数及びその割合

年　次	刑務所出所者総数	帰住先がない者	
平成30年	21,060	3,628	(17.2)
令和元年	19,993	3,380	(16.9)
2年	18,931	3,266	(17.3)
3年	17,809	2,844	(16.0)

⑶　刑事情報連携データベースシステムの活用推進

検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携する刑事情報連携データベースシステム（ＳＣＲＰ）について、令和４年度においては、令和３年度に引き続き、刑事情報連携データ活用推進検討会における検討を行い、連携データの利活用等をより促進するための方策等について、検討を行った。

⑷　効果検証に基づく施策の推進

効果検証センターにおける効果検証業務について、年間計画の取りまとめや矯正局関係課室と効果検証センター間における連携の充実を図った。

参事官　法務省組織令第12条

〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉

1　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法、少年鑑別所法及び国際受刑者移送法の改正

令和４年６月13日に成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第68号）において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、少年院法（平成26年法律第58号）、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）及び国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）が以下のとおり改正された。

⑴　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

①拘禁刑創設に伴う拘禁刑受刑者等に対する矯正処遇に係る規定の整備、②処遇に当たり被害者等の心情等を考慮すべきことの明確化、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の創設等被害者等の心情等の考慮に係る規定の整備、③受刑者の社会復帰支援を刑事施設の長の責務として明確化するなど社会復帰支援の充実が行われた（①は公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。②及び③は令和５年12月１日から施行。）。

⑵　少年院法

少年院における矯正教育に当たり被害者等の心情等を考慮すべきことの明確化、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の創設等、被害者等の心情等の考慮に係る規定の整備が行われた（令和５年12月１日から施行）。

⑶　少年鑑別所法

20歳以上の受刑者に対しても資質・環境の調査等における鑑別を活用するなどのため、家庭裁判所等の求めによる鑑別等の拡大が行われた（令和５年12月１日から施行）。

⑷　国際受刑者移送法

更生保護法（平成19年法律第88号）の改正に伴う改正等所要の改正が行われた。

2　婦人補導院法の廃止

令和４年５月19日に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和４年法律第52号）において、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）が廃止されることとなった（令和６年４月１日施行）。

3　省令案の作成及び改正

⑴　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正し（令和４年法務省令第15号）、横浜刑務所分類教育部の分類審議室及び教育部への再編、総務部の調査官の新設、喜連川社会復帰促進センター矯正処遇部の処遇部及び分類教育部への再編、更生支援企画官の廃止、総務部経理課の会計課及び用度課への再編、総務

部の調査官の増設、播磨社会復帰促進センター矯正処遇部の処遇部への再編、更生支援企画官の廃止、総務部経理課の会計課及び用度課への再編、札幌刑務所及び宮城刑務所総務部の調査官の新設、東京拘置所処遇部の首席矯正処遇官（特別警備担当）の新設、川越少年刑務所処遇部の次席矯正処遇官の新設、東京拘置所処遇部の次席矯正処遇官の所掌事務の変更、京都刑務所医務部の医療第二課の新設、大阪拘置所医務部の医療第三課の新設、札幌刑務支所医務課の医療課への名称変更及び保健課の新設、統括矯正処遇官の数の変更、黒羽刑務所、滋賀刑務所及び滋賀刑務所彦根拘置支所の廃止並びに京都刑務所滋賀拘置支所の新設を行った。

⑵　少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正し（令和４年法務省令第16号）、北海少年院の首席専門官の増設、統括専門官の数の変更、徳島少年鑑別所の首席専門官の廃止、東京少年鑑別所の地域非行防止調整官の増設、静岡少年鑑別所及び岡山少年鑑別所の地域非行防止調整官の設置並びに帯広少年院の廃止を行った。

⑶　矯正管区組織規則の一部を改正し（令和４年法務省令第17号）、大阪矯正管区第一部に、部次長を新設した。

⑷　刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和４年法務省令第22号）、手当金（死亡手当金及び障害手当金）の額の算出の基礎となる額（支給基礎日額）を3,970円から3,940円に改めた。

⑸　警察拘禁費用償還規則の一部を改正し（令和４年法務省令第23号）、監獄費から都道府県に償還すべき費額を１人１日につき1,780円から1,800円に改めた。

⑹　刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和４年法務省令第36号）、同規則第64条第３号に掲げられている道路交通法の条文を、道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）による改正に合わせて改めた。

Ⅴ 保 護 局

法務省設置法第３条、第４条　法務省組織令第２条、第７条、第12条、第40条～第43条　法務省組織規則第13条～第15条

〈重要施策の概要〉

１　保護観察の充実強化

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対するしょく罪指導の実施、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、担当保護司の複数指名等を実施している。

さらに、保護観察対象者に対し特性に応じた効果的な指導・支援を行うため、アセスメントツール（ＣＦＰ：Case Formulation in Probation ／ Parole）を活用したアセスメントに基づく保護観察を実施しているほか、保護観察対象者の特性をその犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施する類型別処遇を実施している。

２　生活環境の調整の充実強化

平成29年12月15日、再犯防止推進計画（第一次）が閣議決定され、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、適切な帰住先を確保するための取組の充実を図る旨が盛り込まれた。また、令和元年12月23日には、犯罪対策閣僚会議において再犯防止推進計画加速化プランが策定され、生活環境の調整を充実強化させて仮釈放の積極的な運用を図るほか、あわせて満期釈放者に対する受け皿等の確保に努めることとされた。

更生保護官署においては、上記決定等を踏まえ、保護観察所における受刑者等の釈放後の生活環境の調整が一層促進されるよう、地方更生保護委員会において更生保護法第82条第２項及び第３項に基づく調査・調整を積極的に行うなどの取組を進めている。

また、令和２年度には、「満期釈放者対策ガイドライン」を定め、刑事施設入所時から釈放後の更生緊急保護実施までの取組における一連の手続を効果的に進めていくための指針を示している。

３　自立更生促進センター及び就業支援センターの運営

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する自立更生促進センター及び主として農業等の職業訓練を行う就業支援センターを設置・運営している。

自立更生促進センターは、福岡県北九州市の「北九州自立更生促進センター」（平成21年６月開所）及び福島県福島市の「福島自立更生促進センター」（平成22年８月開所）の２か所、就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」（平成19年10月開所）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（平成21年９月開所）の２か所である。

4　薬物事犯者に対する処遇の充実強化

覚醒剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、平成20年６月から、簡易薬物検出検査及び認知行動療法に基づく教育課程を一体のものとして運用する覚せい剤事犯者処遇プログラムを特別遵守事項に定めて実施してきたところ、平成28年６月からは、刑の一部の執行猶予制度の施行に伴い、名称を薬物再乱用防止プログラムに変更し、特別遵守事項に定めて実施する対象を規制薬物等の自己使用事案及び所持事案に拡大した。また、同プログラムの実施対象者以外の者や同プログラムを修了した者であって規制薬物に対する親和性・依存性が認められる者については、自発的意思に基づいて、簡易薬物検出検査を実施している。さらに、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に関して、地域の医療・保健・福祉機関、民間支援団体と保護観察所等の刑事司法機関との有効かつ緊密な連携体制を整備するため、平成27年11月に法務省と厚生労働省との共同で「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、平成28年４月から実施している。

5　性犯罪者に対する処遇の充実強化

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、平成18年から、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施してきたところ、刑事施設及び保護観察所におけるより効果的な性犯罪者処遇プログラムについて検討を行うことを目的として設置された性犯罪者処遇プログラム検討会における議論の結果等を踏まえ、プログラム全体を通して、受講者の動機付けや強み等により着目したものに改訂するなど、その内容の見直しを行い、名称を「性犯罪再犯防止プログラム」に変更し、令和４年４月から、新たな運用を開始している。

6　就労支援の推進

⑴　更生保護就労支援事業等

刑務所出所者等に対する就労支援として、刑務所出所者等総合的就労支援対策に加え、民間事業者に委託することで、矯正施設在所中から就職後の職場定着に至るまで、専門家による継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」を実施している。平成23年度は全国３か所において実施していたところ、平成26年度からは対象地域を９か所に拡大して本格実施を開始し、令和４年度は対象地域25か所（北海道（うち札幌地区）、岩手、宮城、福島、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、福岡、熊本及び沖縄）で実施した。

⑵　刑務所出所者等就労奨励金支給制度

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対し１年間で最大72万円を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入し、さらに、令和４年度からは被雇用者が18歳又は19歳の場合に「就労・職場定着強化加算金」として最大６万円を支給するなど、協力雇用主のもとでの就労の拡大を図っている。

7　住居確保支援の推進

⑴　更生保護事業の適切な運営等について

平成30年から令和元年にかけて、全国103の更生保護施設について常勤補導職員配置基準を１名増やすとともに、更生保護事業を営む者に対する助言、指導及び監督に加え、薬物事犯者等の特定の類型に当たる者を受け入れた場合における委託費の加算措置を通じて、更生保護施設における刑務所出所者等の受入れを促進した。

また、平成29年５月から、更生保護施設を退所するなどして地域にその生活基盤を移行した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し、更生保護施設を設置・運営する者に委託し、継続的に生活相談に応じ、又は生活指導を行うフォローアップ事業を実施している。

また、令和３年10月からは、更生保護施設を退所した者等のうち自発的に更生保護施設に通所しないなど援助希求能力が低く、フォローアップ事業によっては支援の手が届かない者に対し、更生保護施設の職員がその住居等を訪問して継続的な生活相談支援等を行う「訪問支援モデル事業」を実施している。

さらに、更生保護事業（施設整備事業）費補助金の交付を通じて更生保護施設整備計画を推進するとともに、更生保護施設職員研修の実施による施設職員の資質向上を図った。

⑵　ＮＰＯ法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について

更生保護施設における受入れを促進していくことに加え、あらかじめ保護観察所に登録したＮＰＯ法人等が管理する住居を活用し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」を通じて、帰るべき場所のない刑務所出所者等の多様な受入れ先を確保した。

8　高齢者・障害のある者等への支援の充実

高齢者・障害のある者等の支援については、矯正施設入所中からの矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターの連携による特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援に引き続き努めたほか、平成30年から、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」への取組を開始した。令和３年度からは、更生緊急保護の申出をした者に継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うなどの社会復帰支援の充実を図るため、一部の保護観察所に社会復帰対策班を設置した（令和４年４月現在22庁）。また、保護観察所と検察庁が連携し、平成27年度から試行期間を経て実施している「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」の枠組みにおいて、令和３年度からは、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者について、地域生活定着支援センターによる被疑者等支援の取組が開始され、また、令和４年度からは同取組において弁護士との連携が促進されており、これらの取組と連携した支援を実

施している。

9　地方公共団体をはじめとする地域の関係機関と連携した取組の推進

保護観察所において、各種会議等の場を活用し、地方公共団体における更生保護の理解を深めるとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた働き掛けを行っている。また、令和４年10月から、保護観察所３庁（旭川、さいたま及び福井）で、地域の関係機関、民間協力者等による支援ネットワークを構築するとともに、それぞれが行う立ち直りに向けた支援活動の後方支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を民間事業者に委託し、実施している。

10　保護司の安定的確保について

近年、保護司人員が減少傾向にあり、適任者の確保が困難になっている。こうしたことから、令和３年１月、総務大臣から法務大臣に対して、保護司の活動支援及び担い手の確保について、これをより一層推進するための必要な措置を講ずるよう勧告がなされた。

当該勧告を踏まえ、令和３年度に引き続き、保護司のICT化の一層の推進を図るため、全国の保護司会にタブレット端末等を配備するとともに、保護司専用ホームページＨ@に、新しい機能を追加して、保護司活動への支援を進めた。

また、業界団体や民間企業等に対し、更生保護や保護司制度、保護司の現状について紹介し、保護司のなり手確保に理解を求めるため、保護司セミナーを開催するなどして、保護司の安定的確保のための取組を進めた。

〈会　同〉

月　日	件　　名	協　議　会　事　項
4.22	地方更生保護委員会事務局長協議会	令和４年度重点事項に係る管内の取組方針と実効性確保のための計画的な指導について
6.16	地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	１　若手保護司オンラインフォーラム等を踏まえた幅広い世代・分野から多様な人材を確保するための方策について ２　令和４年度更生保護行政の重点事項に基づく更生保護の充実強化に向けたグッドプラクティスについて
6.17	地方更生保護委員会委員長会同	１　保護司制度の将来像及び将来像に向けた中長期的取組について ２　更生保護における地域援助の運用について ３　定年年齢引き上げを踏まえた地方更生保護委員会の人事管理の在り方等について

月　日	件　　名	協　議　会　事　項
10.12･13	地方更生保護委員会委員長会同	1　改正更生保護法等の運用の在り方について 2　改正更生保護法等を踏まえ更生保護が「地域社会に貢献」するための更生保護官署の体制について 3　これからの更生保護事業の在り方について 4　その他当面する諸課題について
11.24･25	地方更生保護委員会事務局長会同	改正更生保護法等を踏まえ更生保護が「地域社会に貢献」するための更生保護官署の体制について
11.2･4･8･21･22	地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官等会同	1　少年処遇の充実について 2　被害者等の思いに応える保護観察処遇の推進について

総務課

法務省組織令第40条、第41条　法務省組織規則第13条

1　地方更生保護委員会及び保護観察所の管理

常時各庁の事務処理状況の把握に努め、職員の配置及び服務、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達を発し、質疑に対する回答を行った。

2　法令の改正等

⑴　令和４年３月25日付け法務省令第18号をもって保護観察所組織規則の一部が改正され、さいたま保護観察所に首席保護観察官が増設され、富山保護観察所に統括社会復帰調整官が増設され、同年４月１日から適用された。

⑵　令和４年２月17日付け法務省令第５号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、更生保護施設に委託する被保護者に新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者が発生した場合の対応に必要な経費を委託事務費に加算して支弁する規定が新設されるとともに、更生保護施設以外の施設についても当該感染症の感染拡大防止のために必要な経費が措置されたことに伴い宿泊費の単価が改められ、令和３年12月20日から適用された。

また、令和４年５月25日付け法務省令第31号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、委託事務費等の単価が改められ、令和４年４月１日から適用された。

⑶　令和４年５月25日に公布された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）によって売春防止法（昭和31年法律第118号）の補導処分に係る規定が廃止されることに伴い、更生保護法における関係規定の整備がなされた。

⑷　令和４年６月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する

法律（令和４年法律第68号）によって、刑法（明治40年法律第45号）等の一部が改正され、①懲役及び禁錮の廃止と拘禁刑の創設、②再度の刑の全部の執行猶予の適用対象の拡大を始めとした刑の執行猶予制度の拡充等がなされたほか、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部が改正され、③再度の保護観察付執行猶予者の処遇に係る特則、④更生保護事業を営む者等が行う専門的な援助の活用に係る規定、⑤心情等の伝達を前提としない被害者等の心情等の聴取に係る規定、⑥勾留中の被疑者に対する生活環境の調整に係る規定、⑦更生保護に関する地域援助に係る規定などが新設された。

また、併せて更生保護事業法（平成７年法律第86号）が改正され、更生保護事業を構成する各事業の内容の明確化を図るとともに、各事業の名称をそれぞれの事業内容にふさわしい名称とする改正がなされた。

3　保護司・更生保護法人役員等の表彰

長年、更生保護事業に従事し、功績のあった保護司・更生保護法人役員・更生保護女性会役員・協力雇用主等に対する表彰として、令和４年は、叙勲221人、藍綬褒章283人、法務大臣表彰1,000人の顕彰が行われた。

4　常時恩赦

令和４年中の常時恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである。

常時恩赦の受理及び処理状況（令和４年）

区分	受理							処理												未処理
	総数	繰越	新受					総数	相当					不相当					その他	
			計	特赦	減刑	刑の執行の免除	復権		計	特赦	減刑	刑の執行の免除	復権	計	特赦	減刑	刑の執行の免除	復権		
総数	66	33	33	5	4	3	21	37	12	－	－	2	10	25	8	8	2	7	-	29
保護観察所	27	8	19	－	－	3	16	15	10	－	－	2	8	5	－	－	1	4	－	12
刑事施設	30	21	9	5	4	-	－	17	－	－	－	－	－	17	8	8	1	－	－	13
検察庁	9	4	5	－	－	－	5	5	2	－	－	－	2	3	-	－	－	3	－	4

5　恩赦出願期間短縮

令和４年における恩赦出願期間短縮願は、受理・処理とともになかった。

6　医療観察

心神喪失者等医療観察法に基づく生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の各処理状況の推移は、次の表のとおりである。

医療観察における処理状況の推移（事件別）（平成25年～令和４年）

事件別	年　次	開始件数	終結件数	年末係属件数
生活環境調査事件	平成25年	396　(8)	387　(8)	71　(2)
	平成26年	367　(11)	368　(13)	70　(-)
	平成27年	339　(13)	351　(10)	58　(3)
	平成28年	362　(11)	353　(13)	67　(1)
	平成29年	388　(21)	372　(20)	83　(2)
	平成30年	308　(15)	335　(13)	56　(4)
	令和元年	299　(8)	294　(11)	61　(1)
	令和２年	336　(11)	321　(12)	76　(-)
	令和３年	315　(8)	311　(4)	80　(4)
	令和４年	291　(8)	325　(12)	46　(-)
生活環境調整事件	平成25年	276	202	742
	平成26年	267	239	770
	平成27年	261	303	728
	平成28年	243	246	725
	平成29年	277	246	756
	平成30年	246	264	738
	令和元年	223	206	755
	令和２年	239	201	793
	令和３年	249	226	816
	令和４年	259	241	834
精神保健観察事件	平成25年	203	197	556
	平成26年	234	200	590
	平成27年	287	210	667
	平成28年	239	220	686
	平成29年	236	257	665
	平成30年	257	266	656
	令和元年	200	235	621
	令和２年	202	247	576
	令和３年	211	231	556
	令和４年	227	199	584

注１　生活環境調査事件の欄の（ ）内は、法第33条第１項の申立て以外の処遇事件に係る件数であり、内数である。
注２　事件移送による開始及び終結を除く。

7　犯罪被害者等施策

⑴　実施状況

令和４年の実施状況は、次のとおりである。

	実　　施　　状　　況
意見等聴取制度	地方更生保護委員会が被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取した件数 310件
心情等伝達制度	保護観察所が被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達した件数 170件
更生保護における被害者等通知制度	地方更生保護委員会が仮釈放等審理について被害者等に通知した件数 3,933件 保護観察所が加害者の保護観察中の処遇状況等を被害者等に通知した件数 6,790件
相談・支援	保護観察所が犯罪被害者等からの相談に応じ関係機関等の紹介等の支援を実施した件数 1,563件

⑵　研修等の実施

ア　令和４年度新任被害者担当官等研修

令和４年４月、法務省において、全国の新任の被害者担当官等に対し、犯罪被害者等施策に関する研修を実施した。

イ　令和４年度被害者担当保護司研修

令和４年10月、法務省において、全国の被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等への配慮の在り方等に関する研修を実施した。

8　更生保護の国際発信

令和４年９月、カナダのオタワ市で開催された第５回世界保護観察会議に職員及び保護司が参加し、日本の更生保護制度におけるボランティアの役割について発表を行うなど、各種国際会議等において、日本の官民協働の更生保護制度や保護司の意義等について海外に向けて発信した。

更生保護振興課

法務省組織令第40条、第42条　法務省組織規則第14条

1　令和４年度保護司等中央研修会

令和４年10月18日（火）、東京・日経ホールにおいて、保護司及び更生保護法人役職員等約230名の参加を得て、保護司等中央研修会と更生保護に功労があった方々

に対する顕彰式典が開催された。

講演の部では、伊東秀彦弁護士から「犯罪被害者の思いに寄り添う支援～犯罪被害者遺族兼弁護士の視点から～」と題して講演いただいた。

2　地方別保護司代表者協議会

地方別保護司代表者協議会は、各地方において保護司の代表者の参集を求め、それぞれの地方において更生保護の活動を推進する上で当面する諸問題について研究協議を行い、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

3　第59回“日本更生保護女性の集い”

令和４年６月20日、法曹会館において、第59回“日本更生保護女性の集い”が開催され、全国から更生保護女性会員約100人が一堂に会した。

式典では、更生保護女性会活動に功績のあった個人及び団体に対する、法務大臣感謝状及び日本更生保護女性連盟会長表彰の授与が行われた。

4　令和４年度更生保護女性会員中央研修

更生保護の意義を確かめ、今後の更生保護女性会活動の一層の充実発展を期すため、全国の地区更生保護女性会長等49名が参集して、令和４年10月19日から同月20日まで、東京都・アルカディア市ヶ谷私学会館において令和４年度更生保護女性会員中央研修が実施された。

「更女活動の更なる推進に向けて」をテーマに、地域活動に必要な知識や技術の習得を目指すための研修を実施すると共に、全国の地域活動の実情について、ワークショップを通じて意見交換を行った。

5　第63回ＢＢＳ会員中央研修会

組織の中心となってその活動を積極的に推進しているＢＢＳ会員に対し、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得させることを目的として、令和４年10月15日から同月16日まで、東京都・国立オリンピック記念青少年センターにおいて、第63回ＢＢＳ会員中央研修会が開催された。全国から54名のＢＢＳ会員が参加し、「持続可能な組織運営とリーダーの役割」をテーマに講演が行われ、「ＢＢＳ運動～基本原則改定に向けて」等をテーマにグループ討議等が行われた。

6　更生保護女性会・ＢＢＳ会新会員研修

平成23年度から導入された、「更生保護女性会・ＢＢＳ会新会員研修」は、地区更生保護女性会又は地区ＢＢＳ会に新たに入会した会員を対象として、更生保護の概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした研修であり、令和４年度は地域の実情にあわせて各保護観察所において実施された。

7 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、法務省が主唱して、毎年７月を強調月間として実施されている。

令和４年に第72回を迎えた本運動は、前年同様、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、多くの人が参集したり対面したりする行事等の実施が困難となったものの、デジタルツールやＳＮＳを活用するなどの工夫により、いわゆる非接触型の活動を中心に、各地で活発な運動が展開された。

なお、第72回運動の実施要綱は次のとおりである。

・　この運動が目指すこと

（目標１）犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

（目標２）犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

・　この運動において力を入れて取り組むこと

⑴　犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組

⑵　犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組

⑶　保護司、更生保護女性会員、ＢＢＳ会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

⑷　民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組

⑸　犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

各地においては、関係機関・団体で構成される推進委員会を設置し、各種行事等を実施しているところ、その実施状況は次のとおりである。

⑴　推進委員会の設置状況

中央に128の関係機関・団体で構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県を単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）とした都道府県推進委員会が、また、市区町村等を単位とした地区推進委員会が設置された。

⑵　行事の実施状況

（中央推進委員会関係）

行　事　名	内　容
全国矯正展	６月４日、同月５日に実施
第72回“社会を明るくする運動”キックオフイベント	７月１日、法務省において、本運動フラッグアーティストの谷村新司氏や、岐阜ダルクの遠山香施設長が出演するキックオフイベントを実施した。
作文コンテスト	全国の小中学生316,323人が参加
保護観察官による更生保護出張講座	全国の福祉関係者等を主な対象として保護観察官による更生保護に関する講座を開催した。

（地方推進委員会関係）

行　事　名	推進委員会	
	回数	参加人員
推進委員会議	2,394	43,124
街頭活動等	26,475	329,326
講演会等	4,102	127,159
非行防止教室等	1,408	111,783
各種行事等	8,194	669,111
ＣＭ動画等放映回数	2,611,583	－
出張講座	87	3,664
合計	2,654,243	1,284,167

８　保護区数及び保護司定数

令和４年末における保護観察所別の保護区数及び保護司定数は、次の表のとおりである。

保護観察所別、保護区数、保護司定数

庁　名	保護区数	保護司定数	庁　名	保護区数	保護司定数
札　幌	31	1,435	大　津	9	498
函　館	8	541	京　都	22	1,232
旭　川	12	724	大　阪	56	3,452
釧　路	16	860	神　戸	34	2,151
計	67	3,560	奈　良	14	578
			和歌山	10	654
青　森	11	630	計	145	8,565
盛　岡	14	667			
仙　台	17	807	鳥　取	8	390
秋　田	12	715	松　江	9	510
山　形	11	666	岡　山	18	1,042
福　島	18	1,010	広　島	23	1,338
計	83	4,495	山　口	13	850
			計	71	4,130
水　戸	19	969			
宇都宮	13	927	徳　島	9	506
前　橋	13	896	高　松	9	590
さいたま	25	1,644	松　山	12	804
千　葉	26	1,418	高　知	15	600
東　京	33	4,375	計	45	2,500
横　浜	45	2,001			
新　潟	21	1,055	福　岡	30	2,157
甲　府	13	490	佐　賀	8	550
長　野	19	1,015	長　崎	11	890
静　岡	28	1,495	熊　本	16	1,043
計	255	16,285	大　分	12	660
			宮　崎	12	605
富　山	11	605	鹿児島	15	910
金　沢	8	552	那　覇	8	615
福　井	10	435	計	112	7,430
岐　阜	21	790			
名古屋	42	2,389	合　計	886	52,500
津	16	764			
計	108	5,535			

9　更生保護事業を営む者

(1)　令和４年末における更生保護事業を営む者の数及び組織の状況は次の表のとおりである。

区　　分	組織態様別団体数			更生保護施設数
	更生保護法人	非更生保護法人	計	
継続保護事業を営む	1	1	2	2
連絡助成事業を営む	15	1	16	…
一時保護事業を営む	1	－	1	…
継続保護事業及び一時保護事業を営む	96	2	98	100
連絡助成事業及び一時保護事業を営む	50	－	50	…
すべてを営む	1	－	1	1
（合計）	**164**	**4**	**168**	**103**

(2)　天皇誕生日に際して、更生保護法人７団体（更生保護法人岩手保護院、更生保護法人有光苑、更生保護法人新興会、更生保護法人少年の家、更生保護法人立正園、更生保護法人西本願寺白光荘及び更生保護法人湧金寮））が、事業奨励のための御下賜金を拝受した。

(3)　令和４年末における更生保護施設の状況は、次の表のとおりである。

地方別分布状況

区　　分	**全国**	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
更生保護施設数	**103**	8	6	35	12	13	8	4	17
収容定員	**2,416**	191	126	870	253	388	173	76	339

(4)　令和４年度の収容保護状況は、次の表のとおりである。

区分	全国
総数　実人員	6,565
延人員	525,233

※実人員は，種別異動を除外している。

(5) 令和４年度更生保護事業関係予算は、次の表のとおりである。

区分	更生保護委託費									
	総額	入所委託						その他施設等 緊急的住居確保分		
		更生保護施設								
		補導委託費（一般分）	補導委託費（加算分）	食事付宿泊費	宿泊費	委託事務費	支援計画書作成費	宿泊費	食事給与費	自立準備支援費
単価（円）	－	148.50	128.70	2,037.43	702.98	6,040.09	8,500	1,968	1,334.30	2,000
金額（千円）	5,341,737	88,846	17,097	868,960	120,766	3,613,725	25,883	168,736	81,989	171,480

区分	更生保護委託費									更生保護事業費補助金
	入所委託 その他施設等 薬物依存対策分				通所委託					
	宿泊費	食事費給与費	自立準備支援費	補導援護費（薬物依存回復訓練分）	補導援護費（職業訓練委託分）	補導援護費（薬物依存回復訓練分）	通所等処遇費（薬物依存回復プログラム）	通所等処遇費（生活相談支援）	通所等処遇費（訪問支援）	
単価（円）	1,968	1,334.30	2,000	1,297	3,064	1,297	1,297	148.50	2,354	－
金額（千円）	51,365	34,825	52,200	16,221	4,780	5,315	8,161	465	10,923	314,953

(6) 更生保護事業に関する全国協議会の開催

令和４年２月24日､同月25日及び同月28日の日程で､標記協議会（経営研究会）が開催された。本研究会は、継続保護事業を営む更生保護法人等を研究員として、今後の更生保護事業の具体的な方向性等について研究協議を行い、もって継続保護事業の発展を図ることを目的としており、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、テレビ会議システムにより実施された。

その他、更生保護施設の依存性薬物からの回復に重点を置いた処遇の状況や課題を共有し、意見交換を行う薬物重点処遇事例研究協議会を開催した。

(7) 更生保護施設職員に対する研修

更生保護施設職員の処遇能力等の向上を図ることを目的として、令和４年においては、新任更生保護施設補導職員研修及び更生保護施設管理研修がそれぞれ実施された。

10 刑務所出所者等に対する就労支援施策

平成18年度から、矯正局及び厚生労働省（労働局、公共職業安定所）と連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。

観察課

法務省組織令第40条、第43条　法務省組織規則第15条

1　仮釈放・仮退院

(1)　生活環境の調整

令和４年中に全国の保護観察所が新たに開始した収容中の者に対する生活環境調整の人員は30,735人で、前年の34,053人と比較して3,318人（9.7％）減少している。これを、本人が収容されている矯正施設の種別に区分して対比すると、次の表のとおりである。

収容中の生活環境調整の開始人員

年　次	総　数	刑務所 少年刑務所 拘置所	少年院	婦人補導院
平成27年	48,852	44,829	4,023	－
28	42,834	38,983	3,851	－
29	41,172	37,878	3,292	2
30	38,510	35,580	3,130	－
令和元年	35,654	32,877	2,777	－
2	33,893	31,340	2,553	－
3	34,053	31,849	2,204	－
4	**30,735**	**28,648**	**2,087**	**－**

(2)　仮釈放

令和４年中に地方更生保護委員会が新たに仮釈放審理を開始した人員は、11,523人で、前年の12,091人と比較して、568人（4.7％）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定をした人員は10,712人で、前年の11,113人と比較して401人（3.6％）減少している。

仮釈放率と仮釈放期間の推移については、次の表のとおりである。

区　分	H29	30	R1	2	3	**4**
仮釈放率（％）	58.0	58.5	58.3	59.2	60.9	**62.1**
仮釈放期間（月）	4.1	4.2	4.2	4.2	4.1	**3.7**

（注）１　「仮釈放率」とは、仮釈放者と満期釈放者の総数に占める仮釈放者数の割合である。
２　「仮釈放期間」とは、全仮釈放者の仮釈放期間の総和を仮釈放者数で除した月数である。
３　「仮釈放期間」については、無期刑仮釈放者を除く。

(3)　少年院からの仮退院

令和４年中に地方更生保護委員会が新たに仮退院審理を開始した人員は1,314人で、前年の1,492人と比較して178人（11.9％）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮退院を許す旨の決定をした人員は1,325人で、前年の1,524人と比較し199人（13.1％）減少している。

なお、短期の矯正教育課程を実施する少年院の在院者については、できるだけ早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、

地方更生保護委員会における仮退院審理の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るように努めている。

(4) 関係施策

ア 更生保護法第36条第１項の規定による調査

更生保護法第36条第１項（法第42条及び売春防止法第25条第４項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「36条調査」という。）とは、地方更生保護委員会が仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するための調査で、委員又は地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官は、本人と面接したり、関係記録・資料等の閲覧、収集、整備、保護観察所と矯正施設の間の連絡、情報交換を緊密に行うことにより、矯正施設被収容者の社会復帰の障害となるような様々な問題の早期かつ的確な把握に努めている。

また、刑事施設における行状等に特段の問題はないと認められるものの、釈放後の帰住予定地が確保されていない受刑者については、刑事施設と協議の上、積極的に36条調査の対象としている。

なお、札幌、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の各刑務所には、地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官が駐在し、36条調査等の実施に当たっている。

イ 更生保護法第82条第３項の規定による調査

刑の一部の執行猶予制度を定めた、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行により、更生保護法の一部が改正され、更生保護法第82条第３項の規定による調査（以下「82条調査」という。）が新設された。地方更生保護委員会は、生活環境の調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し必要な指導及び助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行い、これらの措置をとるに当たって、必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができるようになった。特に、薬物事犯受刑者については、薬物への依存度や関連する精神障害等の特有の問題性に焦点を当てた82条調査を行い、問題性に応じた出所後の生活環境の調整の充実を図るとともに、出所後の保護観察処遇を始め薬物依存からの回復のための地域支援の充実強化を図っている。

ウ 長期刑受刑者の仮釈放審理の充実

長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者は、拘禁期間が長く、社会復帰に困難を伴う者が多いため、仮釈放の審理、決定においては特に慎重な配慮を要することから、仮釈放審理のための調査をできるだけ早期に開始し、複数回の委員面接を実施したり、医師等の専門家の面接を実施す

るほか、検察官の意見を聞くなどして、その審理、決定の適正、充実を図っている。また、これらの者を仮釈放したときは、その円滑な社会復帰に資することを目的として長期刑仮釈放者に対する中間処遇（187～188ページ参照）を実施している。

2　保護観察

(1)　概況

令和４年中に保護観察に付された者の総数は、23,996人で、その種別の構成比は、保護観察処分少年（１号観察）38.0％、少年院仮退院者（２号観察）5.7％、仮釈放者（３号観察）44.3％、保護観察付執行猶予者（４号観察）12.0％であり、婦人補導院仮退院者（５号観察）はなかった。保護観察開始人員の総数の推移は次の表のとおりである。

保護観察種別開始人員歴年比較（平成25年～令和４年）

（単位：人）

年　次	保護観察処分少年	（うち交通短期）	少年院仮退院者	仮釈放者	保護観察付執行猶予者	合　計
平成25年	20,811	(7,327)	3,428	14,623	3,255	42,117
26	19,599	(6,701)	3,122	13,925	3,348	39,995
27	18,202	(6,334)	2,871	13,570	3,460	38,103
28	16,304	(5,981)	2,743	13,260	3,034	35,341
29	14,465	(5,206)	2,469	12,760	2,843	32,538
30	12,945	(4,434)	2,146	12,299	3,455	30,845
令和元年	11,827	(4,026)	2,053	11,640	3,667	29,187
2	10,733	(3,508)	1,692	11,195	3,584	27,204
3	9,932	(3,416)	1,560	10,830	3,301	25,623
4	**9,108**	**1,997**	**1,359**	**10,636**	**2,893**	**23,996**

（注）　婦人補導院仮退院者（５号観察）は、平成26年及び29年にはそれぞれ１人であった。

保護観察開始人員を類型別に見ると、就労困難類型対象者、薬物類型対象者等、問題性が大きいと認められる事案の係属事件数に占める割合は依然として高く（後述「３(2)イ　類型別処遇」参照）、今後とも保護観察及び生活環境の調整の充実、強化を図る必要がある。

(2)　保護観察の充実強化に関する措置

ア　ＣＦＰ（Case Formulation in Probation ／ Parole）

保護観察対象者に対する一層効果的な処遇を実施するため、従前から実施してきた段階別処遇を発展的に解消し、新たに令和３年１月からＣＦＰを活用したアセスメントに基づく保護観察を実施している。

ＣＦＰは、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツールであり、保護観察対象者の特性等の情報に

ついて、再犯に結び付く要因と改善更生を促進する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。

保護観察の実施に当たっては、ＣＦＰを活用するなどして再犯又は再非行のリスク等に関するアセスメントを行い、これを踏まえて保護観察対象者をＳ、ＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃの５つの処遇区分のいずれかに編入し、処遇区分に応じた処遇密度（面接の頻度及び方法、指導監督、補導援護その他の処遇による介入の程度をいう。）により、適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、処遇の実施状況等に即して処遇区分の変更、不良措置、良好措置等の措置を適期適切にとることとしている。

イ　類型別処遇

令和３年１月から、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、新たな「保護観察類型別処遇要領」を定め、同要領に基づき類型別処遇を実施している。

具体的には、昨今の犯罪・非行情勢等も踏まえて「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」、「就学（「中学生」は下位類型）」類型を新設するなど類型の区分を見直したほか、保護観察対象者に対する各類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を新たに定め、本ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用し処遇を行っている。

また、令和４年末現在の類型別処遇における類型認定状況は、交通短期保護観察、10月以内の短期保護観察及び更生指導を除く全係属保護観察対象者中、就労困難類型対象者が15.8％、薬物類型対象者が26.3％（令和３年末はそれぞれ15.9％、 25.4％）などとなっており、問題性が大きいと認められる対象者の占める割合は、前年に引き続き高い割合を示している。

令和４年においては、類型別処遇の充実を図るために、地方更生保護委員会・保護観察所において、処遇協議会・研修会等の開催、各種集団処遇、特定類型該当者の保護者会・引受人会等、多様な活動が実施された。

ウ　短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね６～７月で解除することを目指している。令和４年の保護観察開始人員は829人となっている。

エ　交通短期保護観察

交通短期保護観察は、交通事件を起こした少年のうち、一般非行性がないか又はその深度が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない少年に対して、集団処遇を中心とした処遇を実施し、遵法精神のかん養、安全運転に関する知識の向上及び安全運転態度の形成を図ることを目的とした保護観察であり、令和４年の保護観察開始人員は1,997人となっている。

オ　特定保護観察処分少年

少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）による改正後の少年法が令和４年４月１日から施行され、審判時18歳及び19歳の少年（特定少年）に対する保護処分として、①６月の保護観察、②２年の保護観察及び③少年院送致が設けられた。①及び②の保護処分に付された特定少年の令和４年の保護観察開始人員は3,850人、③の保護処分に付され仮退院となった特定少年の令和４年の保護観察開始人員は18人であった。

６月の保護観察は、不良措置をとることができない枠組みで行う処遇であり、比較的軽微な罪を犯し、その問題性が比較的小さく、遵守事項違反の場合の収容の仕組みがなくても改善更生を図ることができると認められる者が付されることが想定されるものであり、毎月１回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせるなどの処遇（更生指導）を行っている。

カ　社会貢献活動

平成25年６月に公布された「刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）」において、保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27年６月に施行された。平成30年度には、これまでの社会貢献活動の実施状況について検証し、より効果的な運用を図ることを目的として、有識者を構成員とする検討会を設置し、調査・検討を行った。本検討会における検討結果を踏まえ、実施対象者をより幅広く選定することや、一律５回としていた活動の標準回数を３回（上限５回）に変更すること等による新たな運用を令和元年10月から開始している。令和４年度は延べ570人が活動に参加した。

キ　保護観察官等の育成について

平成26年３月「更生保護官署職員育成要綱」が「保護観察官等育成要綱」に改められ、同年４月から実施されている。本要綱は、更生保護の担い手である更生保護官署職員一人一人の実力向上を図るため、保護観察官については、職場における実務訓練（ＯＪＴ）を重点的に実施するとともに、研修等を通じて、保護観察処遇をより効果的に行うために必要な知識、技術等を身に付けさせるものとしている。特に、新任保護観察官に対しては、新規補職から専修科研修を修了する年度末までを育成期間と位置付け、指導的立場の保護観察官（主任保護観察官）の下でＯＪＴを行わせることにより、保護観察官に必要とされる多様な実務経験を積ませている。

ク　長期刑仮釈放者に対する中間処遇

中間処遇制度とは、長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者はその犯した犯罪が重大であるほか、社会から長期間隔離されるなど社会復帰上種々困難な多くの問題を有し、仮釈放後の保護観察の実施についても

特別な配慮が必要であることから、仮釈放当初の１か月程度更生保護施設に居住させ、生活訓練を中心とした特別な処遇を集中的、計画的に実施することなどにより、円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。令和４年12月31日現在、中間処遇を実施する施設として指定されている更生保護施設は、74施設に及んでいる。

なお、中間処遇の実施状況は、次の表のとおりである。

中 間 処 遇 実 施 状 況

年次	実施者数		
	無期刑	有期刑	計
平成29年	9	80	89
30	9	63	72
令和元年	14	49	63
2	10	54	64
3	7	33	40
4	**3**	**29**	**32**

ケ　定期駐在と更生保護施設駐在

保護観察官が、担当する保護区の更生施設や更生保護サポートセンター等に定期的に出向き、そこに半日から１日程度駐在して保護観察対象者との面接、保護観察対象者宅への訪問、保護司との処遇協議、関係機関との連絡等の業務を行う定期駐在は、保護観察官の地域活動として極めて重要な機能を果たしている。

また、更生保護施設においても、保護観察官が定期的に夜間駐在、宿泊駐在をするなどして、被保護者に対する夜間の集会指導、個別の相談助言に当たっている。

コ　関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関（少年鑑別所、少年院、児童相談所、児童自立支援施設等）、教育関係機関（教育委員会、高等学校、中学校、小学校等）又は警察関係機関との連絡協議会が開催され、保護観察所の職員が出席した。

また、薬物依存のある保護観察対象者等に対して、必要な支援を円滑に実施することができるよう、薬物依存からの回復に関係する機関・団体（精神保健福祉センター、保健所、医療機関、地方公共団体主管課、ダルク等の自助グループ等）との連絡協議会を各地で開催している。

３　審査請求事件の処理

令和４年中に新たに受理した不服申立ての件数は10件あり、全て地方更生保護委員会の行った処分等に対する審査請求であり、保護観察所の行った処分等に対しては行われなかった。

なお、審査請求の受理・処理状況は、次の表のとおりである。

審査請求の受理・処理状況

（令和４年）

請求の内容	受理		処理				翌年へ繰越
	前年繰越	本年新受	請求認容	請求棄却	請求却下	請求取下	
仮釈放取消決定処分に対する不服	3	10	－	12	2	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－
特別遵守事項の設定	1	－	－	1	－	－	－

Ⅵ　人権擁護局

法務省設置法第３条、第４条　法務省組織令第２条、第８条、第12条、第44条～第47条　法務省組織規則第16条

〈重要施策の概要〉

１　人権啓発活動の推進

法務省の人権擁護機関は､「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、従来から人権啓発活動を実施しているところである。しかしながら、情報化、国際化及び少子高齢化といった社会の急激な変化の中で、依然として様々な人権課題が生起している状況にある。

「人権の世紀」と言われる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、年齢・性別・国籍等の枠組みを越えた他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を推進することは、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。

令和４年度の啓発活動重点目標を、「『誰か』のこと　じゃない。」と定め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種人権啓発活動を展開した。

また、人権啓発活動をあまねく全国で実施するため、法務局・地方法務局、地方公共団体、人権擁護委員組織体等から構成される「人権啓発活動ネットワーク協議会」を活用している。さらに、啓発すべき人権課題、対象となる年齢層、人権への関心の度合い等に応じた、より啓発効果の高い活動を実施するため、サッカーのＪリーグ等のスポーツ組織や企業等の民間組織との連携や広報媒体及び啓発教材の多様化にも取り組んでいるところである。

２　人権救済活動の充実

人権侵害を受けている被害者の救済は、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。法務省の人権擁護機関は、被害者の実効的な救済を図ることを目指し、人権相談においては、救済すべき事案を見逃すことのないように留意している。

また、人権侵犯事件として立件したものについては、迅速かつ適正な調査を遂げた上、問題の解決に向けた実効的な措置を執り、アフターケアにも努めている。

総務課

法務省組織令第44条、第45条　法務省組織規則第16条

１　人権擁護委員及びその組織

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、それぞれ自己の居住する市町村（特別区を含む。）の区域において、人権思想の普及に努め、国民の基本的人権が侵害されることがないように配意し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、法務局・地方法務局とともに速やかに適切な処置を行うことを重要な使命としている。

人権擁護委員は、全国を314（令和４年１月１日現在）に区分して設けられている人権擁護委員協議会及び全国で50の都道府県人権擁護委員連合会（北海道においては札幌、函館、旭川及び釧路の４連合会）に所属し、都道府県人権擁護委員連合会をもって組織されている全国人権擁護委員連合会は、委員組織体相互間の連絡調整、資料及び情報の収集あるいは研究発表、その他関係機関に対する要望等を行っている。

人権擁護委員数の推移は次の表のとおりである。

人　権　擁　護　委　員　数

年次（年月日）	人権擁護委員数		
	（人）	うち女性委員数（人）	比率（％）
30．1．1	13,957	6,475	46.4
31．1．1	13,965	6,520	46.7
令和 2．1．1	13,960	6,564	47.0
3．1．1	13,991	6,568	46.9
4．1．1	**13,956**	**6,593**	**47.2**

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには、人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備する必要がある。

そこで、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡調整等の業務を行うこととするなど、人権擁護委員組織体の体制の充実・強化を図っている。

２　人権擁護委員の活動状況

⑴　人権相談等

令和４年中に人権擁護委員が取り扱った人権相談件数は73,202件である。これは人権擁護機関が同年中に取り扱った人権相談総件数159,864件の45.8％に当たる。なお、人権相談に対する取組を強化し、人権擁護委員活動の一層の強化を図るため、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して行うなど、相談体制の充実・強化を図っているほか、法務局・地方法務局と共同して人権侵犯事件を取り扱っており、国民の基本的人権の擁護に多大の貢献をしている。

⑵　社会福祉施設における特設相談所の開設

老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設に出向いて特設人権相談所を開設した。

⑶　「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である６月１日を中心として、例年、全国の各市区町村において全国一斉特設人権相談所を開設し、地域住民からの相談に応じているところ、令和４年においては、新型コロナウイルス

感染症の感染状況を踏まえつつ、適切な感染対策を講じた上で同特設人権相談所を開設したほか、人権啓発活動の実施や、マスメディアを活用した人権擁護委員活動の紹介などを実施した。

⑷　全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、８月26日（金）から９月１日（木）までの７日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、こどもをめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。

⑸　全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～同月25日）の11月18日（金）から同月25日（木）までの７日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。

⑹　「子どもの人権ＳＯＳミニレター」の取組

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、身近な人にも相談できずにいるこどもたちの「いじめ」等に関する悩みごとを把握し、こどもの人権問題の解決に当たることを目的として、悩みごとを書いて投函できる「子どもの人権ＳＯＳミニレター」（便箋兼封筒）を全小中学生へ配布、寄せられたレターに対して返信した。

⑺　人権啓発活動

人権擁護委員は、各地域において、住民一人一人の人権意識を高め、人権についての理解を深めてもらうため、小・中学生等を対象に、人権教室や人権の花運動を実施したほか、中学校・高校・大学におけるデートＤＶ講座や地元企業における人権研修等各種人権啓発活動を実施した。

⑻　第70回全国人権擁護委員連合会総会

７月21日及び同月22日、仙台市青葉区の会場及びリモートによるハイブリット方式で開催され、予算、事業（行事）計画等について熱心な討議が行われた。

なお、同総会において、次の宣言が採択された。

・令和４年度・人権擁護活動重点目標「『誰か』のこと　じゃない。」（宣言）

３　人権擁護委員の表彰

長年、人権擁護活動に従事し、功績のあった人権擁護委員に対する表彰として、令和４年は、叙勲12人、褒章17人、法務大臣表彰200人の顕彰が行われた。

４　人権擁護委員に対する研修

人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、例年人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を集合研修方式により実施しているところ、令和４年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大

防止のため、講義を録画したDVDを視聴する講座形式により実施した。

5　「人権擁護功労賞」表彰

人権擁護活動に顕著な功績があった団体等に対する表彰として、法務大臣感謝状が３団体、全国人権擁護委員連合会会長感謝状が６団体に、それぞれ授与された。

調査救済課

法務省組織令第44条、第46条

1　人権侵犯事件の新規救済手続開始状況

法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害の被害の救済に努めている。

(1)　事件数

令和４年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件数は7,859件で、前年に比し、722件減少した。この手続開始件数の開始内訳をみると、人権を侵害された者、あるいはその親族等の関係者から、人権侵犯の事実がある旨及びこれに対し擁護救済を求める旨の口頭又は書面による申出を受けた「申告」が7,398件で、新規手続開始総数の94.1％を占めている。

(2)　事件の傾向

令和４年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件のうち私人間の人権侵犯事件は6,098件で、前年に比し、613件減少し、公務員等による人権侵犯事件は1,761件で、前年に比し、109件減少した。

次に、人権侵犯事件の内訳をみると、私人間の人権侵犯事件では、「住居・生活の安全に関する侵犯」606件、「暴行虐待」1,003件、「強制・強要」803件、「プライバシーに関する侵犯」1,462件、「労働権に対する侵犯」1,138件、「差別待遇」799件などとなっている。

公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件では、「学校におけるいじめ」1,047件、「教育職員によるもの」455件、「警察官によるもの」48件、「刑務職員によるもの」69件、地方公務員等「その他の公務員によるもの」138件などとなっている。

(3)　人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

（平成30年～令和４年）

年　次	私人間の侵犯事件	公務員等による侵犯事件	計	対前年増減比（％）（△は減）		
				私人間	公務員	全　体
平成30年	14,508	4,555	19,063	0.2	△ 9.8	△ 2.4
令和元年	10,937	4,483	15,420	△24.6	△ 1.6	△19.1
2	7,699	1,890	9,589	△29.6	△57.8	△37.8
3	6,711	1,870	8,581	△12.8	△0.01	△10.5
4	**6,098**	**1,761**	**7,859**	**△ 9.1**	**△ 5.8**	**△ 8.4**

(4) 私人間の人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

（令和３年・令和４年）

区　　分	令和３年	**令和４年**	対前年増減比(%)(△は減)
住居・生活の安全に関する侵犯	813	**606**	△25.5
暴 行 虐 待	1,133	**1,003**	△11.5
強 制・強 要	853	**803**	△ 5.9
プライバシーに関する侵犯	1,621	**1,462**	△ 9.8
労働権に対する侵犯	1,318	**1,138**	△13.7
差 別 待 遇	713	**799**	12.1
医 療 関 係	60	**64**	6.7
社会福祉施設関係	58	**74**	27.6
人身の自由関係	21	**31**	47.6

(注)　本表は、私人間の侵犯事件のうち主要事件を掲載した。

(5) 公務員等による人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

（令和３年・令和４年）

区　　分	令和３年	**令和４年**	対前年増減比(%)(△は減)
学校におけるいじめ	1,169	**1,047**	△10.4
教育職員によるもの	452	**455**	0.7
特別公務員によるもの			
警察官によるもの	68	**48**	△29.4
その他の特別公務員によるもの	3	**4**	33.3
刑務職員によるもの	48	**69**	43.8
その他の公務員によるもの	130	**138**	6.2
計	1,870	**1,761**	△ 5.8

(注) 1　「学校におけるいじめ」とは、いじめに対する学校の不適切な対応等をいい、私立学校におけるいじめを含む。
2　「教育職員によるもの」とは、教員による体罰・不適切な指導等をいい、私立学校の教育職員を含む。

2　人権侵犯事件の処理状況

令和４年中に処理した人権侵犯事件数は、7,627件（私人間の人権侵犯事件5,926件、公務員等による人権侵犯事件1,701件）で前年に比し、835件（9.9%）減少した。

主なものを、処理区分別にみると、「援助」が6,415件（84.1%）と最も多く、「要請」が549件（7.2%）、「説示」が62件（0.8%）、「啓発」が41件（0.5%）、「調整」が18件（0.2%）及び「措置猶予」が５件（0.07%）である。

このほか、「侵犯事実不明確」が434件（5.7%）、となっている。

3　人権相談

(1) 人権相談件数

令和４年中に法務局職員及び人権擁護委員が取り扱った人権相談は159,864件である。全国の法務局・地方法務局では、常設人権相談所が開設されており、面接又は電話により相談を受け付けている。電話による相談についてはナビダイヤル化（平成23年４月から）され、全国共通の電話番号となっている。

また、法務局・地方法務局には、専用電話相談窓口として、こどもの人権問題に係る「子どもの人権110番」及び女性の人権問題に係る「女性の人権ホットライン」（ともに平成18年４月からナビダイヤル化、子どもの人権110番については平成19年２月からフリーダイヤル化）がそれぞれ開設されており、令和４年中は「子どもの人権110番」については16,824件、「女性の人権ホットライン」については12,720件の利用があった。全国の小中学生に配布された「子どもの人権ＳＯＳミニレター」（便箋兼封筒）については、令和４年度中に8,147件の利用があった。

さらに、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権問題に関する相談を24時間365日受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」が開設されている。

加えて、若年層におけるコミュニケーション手段が電話やメールからＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）へと移行していることから、ＳＮＳ（ＬＩＮＥ）による人権相談窓口を開設している。

⑵　人権相談を強化するための取組

これらの取組の強化を目的として、以下のとおり各種強化週間を実施した。これらの強化週間中は、平日の相談受付時間を午後７時まで延長し、また、平日には利用が困難な方も相談しやすいよう閉庁日にも開設（午前10時から午後５時まで）して、電話相談に応じた。

ア　全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（８月26日（金）から９月１日（木）までの７日間）

イ　全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月18日（金）から同月24日（木）までの７日間）

⑶　外国人のための人権相談所

全国50の法務局・地方法務局において「外国人のための人権相談所」をそれぞれ開設し、英語・中国語・韓国語・フィリピノ語・ポルトガル語・ベトナム語の６言語による人権相談に応じていたところ、平成31年４月から、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語を追加し、対応言語を10言語に拡大している。また、前記と同様の10言語に対応した専用の電話相談窓口である「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を開設している。

４　人権相談等の広報

⑴　新聞、雑誌

○11月　内閣府広報誌「共同参画」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

⑵　その他

○５月16日～６月17日　インターネットバナー広告
いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

○８月　政府広報オンライン「月間・週間（８月）」
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○８月22日～８月28日　Smart News　バナー広告（政府広報）
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○８月22日～８月28日　政府広報ラジオ番組青木源太・足立梨花　Sunday Collection
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○８月29日～９月４日　Yahoo！バナー広告　（政府広報）
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○８月21日～９月19日　インターネットバナー広告
いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

○11月　政府広報オンライン「月間・週間（11月）」
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

○11月４日　男女共同参画局メルマガ配信
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

○11月２日～12月１日インターネット広告
女性をめぐる様々な人権問題に関する相談窓口

○11月14日～11月20日　Yahoo！バナー広告
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間に関する広報

⑶　ポスター等の作成・配布

○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間ポスター　39,500枚
○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ポスター　20,240枚
○人権相談窓口周知広報用ポスター　16,180枚

「人権侵犯事件」統計資料（令和４年）

件名	総数	旧受	新受 計	新受 申告 職員	新受 申告 委員	新受 人権擁護委員の通報	新受 関係行政機関の通報	新受 情報	新受 移送	処理 計	措置 援助	措置 調整	措置 要請	措置 説示	措置 勧告	措置 通告	措置 告発	措置猶予	不侵犯事実不存在	不侵犯事実明確	打切り	中止	移送	啓発	未済
総合計	8,644	785	7,859	4,882	2,516	1	336	87	37	7,627	6,415	18	549	62	－	－	－	5	6	434	87	10	37	41	1,017
公務員等の職務執行に伴う侵犯事件																									
総計	1,836	75	1,761	989	747	－	2	21	2	1,701	1,564	3	15	12	－	－	－	1	1	102	6	5	2	7	135
特別公務員に関するもの																									
警察官に関するもの	51	3	48	35	12	－	－	1	－	47	40	－	－	－	－	－	－	－	－	7	－	－	－	－	4
その他の特別公務員に関するもの	4	－	4	3	1	－	－	－	－	4	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育職員関係																									
体罰	78	3	75	33	27	－	2	13	－	70	54	－	6	6	－	－	－	-	－	9	－	1	－	－	8
その他	404	24	380	255	118	－	－	7	－	381	337	1	6	6	－	－	－	1	－	32	3	1	－	2	23
学校におけるいじめ	1,065	18	1,047	482	565	－	－	-	－	1,047	1,027	1	3	－	－	－	－	-	－	9	2	3	－	2	18
刑務職員関係	86	17	69	67	2	－	－	-	－	33	9	－	－	－	－	－	－	－	－	24	－	－	－	－	53
その他の公務員に関するもの																									
国家公務員に関するもの	19	2	17	12	3	－	－	－	2	17	9	1	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	2	1	2
地方公務員に関するもの	113	7	106	90	16	－	－	－	－	92	75	-	-	－	－	－	－	－	1	15	1	－	－	1	21
その他	16	1	15	12	3	－	－	－	－	10	9	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1	6
私人間の侵犯事件																									
総計	6,808	710	6,098	3,893	1,769	1	334	66	35	5,926	4,851	15	534	50	－	－	－	4	5	332	81	5	35	34	882
人身売買	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
売春関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童ポルノ	11	－	11	8	3	－	－	－	－	11	11	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
暴行・虐待																									
家族間におけるもの																									
夫の妻に対するもの	354	-	354	163	190	1	－	-	－	354	354	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	-
妻の夫に対するもの	20	－	20	13	7	－	－	－	－	20	19	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
親の子に対するもの	313	7	306	211	95	－	－	-	－	309	307	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	4
子の親に対するもの	62	－	62	28	34	－	－	-	－	61	61	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
その他	90	-	90	45	44	－	－	1	－	90	89	－	－	－	－	－	－	－	1	-	－	－	－	－	-
家族間以外のもの	175	4	171	104	67	－	－	－	－	169	161	－	－	－	－	－	－	－	－	6	1	－	－	1	6
私的制裁	2	－	2	2	-	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
医療関係	64	-	64	50	11	－	－	3	－	60	56	1	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	4
人身の自由関係																									
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係	26	2	24	19	4	－	－	1	－	23	21	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	3
その他	7	－	7	6	1	－	－	－	－	7	6	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
社会福祉施設関係																									
施設職員によるもの	61	2	59	44	11	－	－	4	－	45	39	－	1	1	－	－	－	1	－	4	－	－	－	1	16
その他	17	2	15	12	3	－	－	－	－	15	13	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	2
村八分	7	－	7	5	2	－	－	－	－	5	3	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	2
差別待遇																									
女性	24	－	24	11	11	－	－	2	－	23	20	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	2	1
高齢者	17	－	17	11	6	－	－	－	－	14	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3
障害者	115	8	107	82	24	－	－	1	－	97	82	1	－	1	－	－	－	－	－	12	-	－	－	2	18
同和問題	712	279	433	21	1	－	326	50	35	406	11	－	260	43	－	－	－	－	－	52	-	－	35	5	306

	アイヌの人々	1	－	1	1	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	外国人	51	4	47	28	11	－	7	1	－	47	31	1	1	1	－	－	－	－	－	9	1	－	－	8	4
	疾病患者	52	3	49	42	7	－	－	－	－	49	43	－	－	1	－	－	－	－	－	4	1	－	－	－	3
	刑を終えた人々	5	1	4	3	1	－	－	－	－	5	4	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
	ホームレス	-	－	-	-	－	－	－	－	－	-	－	－	－	－	－	－	－	－	－	-	－	－	－	－	－
	性的指向	3	－	3	3	－	－	－	－	－	3	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	性自認	6	-	6	5	1	－	－	－	－	6	6	－	－	－	－	－	－	－	－	-	－	－	－	-	－
	その他	115	7	108	79	29	－	－	－	－	101	84	3	－	－	－	－	－	－	－	13	－	－	－	3	14
	参政権関係	2	－	2	2	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	プライバシー関係																									
	報道機関	2	－	2	-	2	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	インターネット	1,395	308	1,087	999	86	－	1	1	－	1,078	644	1	237	－	－	－	－	－	－	126	65	5	－	－	317
	私事性的画像記録	205	42	163	156	7	－	－	－	－	77	33	－	35	－	－	－	－	－	－	3	6	－	－	－	128
	相隣関	60	3	57	35	22	－	－	－	－	58	54	1	－	－	－	－	－	1	－	2	－	－	－	2	2
	その他	163	10	153	114	38	－	－	1	－	153	115	1	－	1	－	－	－	1	－	29	4	－	－	4	10
	集会，結社及び表現の自由関係	1	－	1	1	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	信教の自由関係	5	－	5	3	2	－	－	－	－	5	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	教育を受ける権利関係	1	－	1	-	1	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	労働権関係																									
	不当労働行為	6	1	5	1	4	－	－	－	－	6	5	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
	労働基準法違反	35	－	35	18	16	－	－	1	－	35	35	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	1,114	16	1,098	738	360	－	－	－	－	1,093	1,056	1	－	1	－	－	－	－	－	32	3	－	－	5	21
	住居・生活の安全関係																									
	自力執行	2	－	2	-	2	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	相隣関																									
	小公害	87	2	85	40	45	－	－	－	－	87	83	2	－	－	－	－	－	－	－	2	-	－	－	－	-
	その他	284	2	282	117	165	－	－	－	－	281	274	-	－	－	－	－	－	－	－	7	-	－	－	-	3
	公害	4	－	4	3	1	－	－	－	－	3	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
	不動産	72	－	72	48	24	－	－	－	－	72	72	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	161	-	161	82	79	－	－	－	－	158	154	1	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	3
	強制・強要																									
	家族間におけるもの																									
	夫の妻に対するもの	111	－	111	58	53	－	－	－	－	111	111	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	妻の夫に対するもの	15	－	15	7	8	－	－	－	－	15	14	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
	親の子に対するもの	65	－	65	37	28	－	－	－	－	64	64	－	－	－	－	－	－	－	－	-	－	－	－	－	1
	子の親に対するもの	24	－	24	11	13	－	－	－	－	24	23	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
	その他	77	－	77	37	40	－	－	－	－	77	77	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	セクシュアル・ハラスメント	209	2	207	138	69	－	－	-	－	207	202	－	－	-	－	－	－	1	－	4	－	－	－	1	2
	ストーカー	97	－	97	60	37	－	－	－	－	97	97	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ホームレスに対するもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	性的指向に対するもの	-	－	-	－	－	－	－	－	－	-	-	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	性自認に対するもの	-	－	-	-	－	－	－	－	－	-	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対するもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	210	3	207	132	75	－	－	－	－	204	195	2	－	－	－	－	－	－	－	7	-	－	－	－	6
	組織又は多衆の威力関係	2	－	2	1	1	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	交通事故	1	－	1	-	1	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	犯罪被害者	2	－	2	1	1	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	86	2	84	58	26	－	－	－	－	86	82	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	-

人権啓発課

法務省組織令第44条、第47条

1　第74回人権週間

我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年（1949年）以来、毎年12月４日から10日までを「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける大規模な人権啓発活動を展開している。

令和４年の第74回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、啓発活動重点目標である「『誰か』のこと　じゃない。」の下、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

2　北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年６月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」は12月10日から同月16日までの１週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、令和４年は、拉致問題対策本部と法務省の共催で政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（12月10日）を開催したほか、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布し、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネットバナー広告等を実施した。

3　全国中学生人権作文コンテスト

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、昭和56年度から人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動の一環として、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作品を国民に周知することによって広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

上位入賞者の作品については、「作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに日本語版及び英語版を掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

令和４年度は、6,582校の中学校（特別支援学校を含む。）から、768,623人の応募があった。また、令和４年２月には、同コンテストが40回の節目を迎えたことを記念して、高円宮妃殿下のお言葉や、内閣総理大臣賞をはじめ上位４作品の朗読動画、過去の受賞者からのメッセージを掲載した特設サイトを開設した。

4　人権教室

人権教室は、こどもたちがいじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小・中学生等を対象とした人権啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後記５参照）における学校訪問や道徳の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、工夫した

教材を活用することにより、人権尊重思想についてこどもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まりを背景に、企業経営者や従業員を対象とした人権教室（企業啓発）も数多く実施している。

また、スポーツ選手やコーチを講師にするなどして、相手への思いやりの心等の人権を尊重する気持ちを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を実施している。

さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、携帯電話会社と連携した人権教室等も実施している。

令和４年度は、全国で831,383人を対象に広範囲に行われた。

5　人権の花運動

人権の花運動は、花の種子、球根等を、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とした活動であり、地域人権啓発活動活性化事業として、地元の人権擁護委員が中心となって、主に小学生を対象とした人権啓発活動として実施しているものである。また、この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に贈ったり、写生会、鑑賞会を開催したりするなどの一連の機会を捉えて広く人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

令和４年度は、全国の3,764の学校等において421,376人を対象に広範囲に行われた。

6　人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会

中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。

令和４年度は、受講可能期間を令和４年８月２日から同年10月４日までの間として、インターネットを利用したリモート形式により開催し、2,864人が受講した。

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を開催している。

令和４年度は、受講可能期間を令和４年10月５日から同年12月28日までの間として、インターネットを利用したリモート形式により開催し、732名が受講した。

7　人権啓発資料法務大臣表彰

人権尊重思想の普及高揚と基本的人権の擁護の促進を図り、地方公共団体における今後の人権啓発活動をより一層充実させることを目的に、地方公共団体が作成する人権に関する啓発資料について特に優れた作品を選出し、法務大臣表彰を行っている。

令和３年度中に地方公共団体が作成し、応募のあった人権啓発資料の数は、1,002点であった。

8　啓発・広報活動

⑴　人権擁護局の啓発・広報活動

ア　テレビ、ラジオ

○９月４日　政府広報・ラジオ番組「60秒お知らせ」

テーマ　正しく知ろう、ハンセン病問題

イ　新聞

○11月27日～12月11日　地方紙52紙

全国中学生人権作文コンテスト及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する記事及び啓発広告

ウ　インターネット

○８月５日～９月３日　インターネット広告

テーマ　アイヌの人々に関する人権問題

○８月５日～９月10日　インターネット広告

テーマ　ハンセン病問題

○８月21日～９月19日、12月18日～令和５年１月27日　インターネット広告

テーマ　いじめ等のこどもの人権問題

○10月２日～10月31日　インターネット広告

テーマ　インターネット上の人権侵害問題

○11月２日～12月１日　インターネット広告

テーマ　女性の人権ホットライン

○11月17日～12月16日　インターネット広告

テーマ　人権週間・北朝鮮人権侵害問題啓発週間

エ　ポスター等の作成・配布

○第74回人権週間ポスター　37,968枚

○北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター　51,197枚

（交通広告を含む。）

○啓発冊子「人権の擁護」　193,080部

○啓発冊子「人権の擁護（英語版）」　11,085部

⑵　中央委託事業として実施した啓発活動

委託先　　公益財団法人人権教育啓発推進センター

委託内容

ア　人権シンポジウム（オンライン配信）の実施

○１月15日　「災害と人権に関するシンポジウム～子どもたちの心の復興～」

○７月30日　「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」

イ　人権啓発動画の制作

○人権啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」全４編

ウ　新聞広報

○７月26日、27日　読売新聞

My じんけん宣言

○９月11日、９月16日　朝日中高生新聞、読売中高生新聞
人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」

エ　インターネット広報等

○６月17日～７月31日、11月17日～12月10日　インターネット広告
テーマ　「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

○７月15日～７月30日　インターネット広告
人権シンポウム「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」

○８月１日～12月10日　インターネット広告
テーマ　My じんけん宣言

○11月28日～12月11日　インターネット広告
テーマ　インターネット上における誹謗中傷

⑶　地方委託事業として実施した啓発活動

委託先　　都道府県及び政令指定都市

委託内容　講演会の実施、資料の作成・配布、放送番組の提供、スポット広告放送の提供、インターネットバナー広告の掲載、新聞広告の掲載、地域総合情報誌掲載、研修会の実施、地域人権啓発活動活性化事業（人権の花運動、スポーツ組織と連携した人権啓発活動を含む。）の実施、人権啓発ミニフェスティバル事業の実施等

Ⅶ　訟　務　局

法務省設置法第３条、第４条　法務省組織令第２条、第９条、第12条、第48条～第53条　法務省組織規則第17条、第18条

〈重要施策の概要〉

１　訟務事務処理体制の充実強化

訟務事件は、量的に依然として高い水準にあるばかりでなく、質的にも、ますます複雑・困難化し、大型化・集団化する傾向にあり、これらの訴訟の中には、その結果いかんが国の政治、行政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない。このように、国の利害に重大な影響を及ぼす大型事件が増加傾向にあることなどを踏まえ、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法機能を始めとする訟務機能の充実・強化を図るため、平成27年４月、平成13年１月に訟務局が廃止されて以来、14年ぶりに訟務局を復活させた。

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の施行に伴い、当事者の一方である訟務組織にはこれまで以上に迅速な裁判の実現が要請されていることから、訟務事件の適正・円滑な処理のため、本省、法務局及び地方法務局が一体となった組織的な訴訟活動の強化方策を引き続き推進している。また、各種会議等の充実等、組織の充実と職員の能力向上を図るとともに、各種事件関係打合せ会の開催やＯＡ機器の充実、訟務部局間のネットワークの整備等情報技術の活用の促進を図るなど訟務事務処理体制の強化に努めている。

２　予防司法機能の充実強化

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実に抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政機関等からの照会に応じて訟務組織が法律上の意見を述べることは、法律問題の適正な解決に資するものであるとともに、行政と国民との間の紛争を未然に防止し、法律による行政の実現を支援し、紛争を適正に解決する役割を果たし、ひいては国民の権利・利益に資するものとして重要な意味を持つ。

取り分け、今日においては、国の利害に関係のある争訟事案が増加するだけでなく、質的にも一層複雑困難化してきている。

訟務局では、行政の法適合性を高め、予防司法機能の充実や国際的な紛争対応の支援を行うため、平成27年４月から具体的な法的紛争が生じる前であっても各府省庁に法的助言を提供する予防司法支援制度を実施し、平成29年４月からは同制度を全国の法務局・地方法務局に展開し、予防司法機能の充実・強化を図っている。このような法的支援の枠組みについては、平成27年から毎年開催されている内閣官房主催の「国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議」（第８回は令和４年12月23日に開催）においても、その積極的活用を図ることが確認されているところであり、予防司法支援制度のより積極的な活用を図るための体制の

整備に努めている。

〈会同等〉

月　日	会　同　名	協　議　事　項
4.18～19	新任局付・部付協議会	訟務事務処理上の問題点について
10.11	法務局訟務部訟務管理官事務打合せ会	訟務事務処理体制について
10.11～12	法務局訟務部長会同	訟務事務の管理体制について
10.26～27	法務局訟務部付協議会	訟務事務処理上の問題点について

訟務企画課

法務省組織令第48条、第49条　法務省組織規則第17条

1　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第７条第１項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）

令和４年末における標記政令で定める公法人数は、49法人である。

2　訟務事務担当職員の養成

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、訟務事務の適正かつ円滑な処理を図ることにより、訟務事務処理体制の充実に資することを目的として、各種の会議、打合せ、実務訓練等を実施した。

3　訟務の概況の編集・発行

毎年の訟務事件の状況を紹介することを目的とし、訟務事件の概要、主な新受事件及び既済事件、係属事件等を内容として、毎年１回編集・発行している。

令和４年は、令和３年における訟務事件の状況等を内容とした「訟務の概況（令和４年４月）」を発行した。

4　訟務月報の編集・発行

訟務事務担当職員の執務の参考のため、裁判例（判示事項・判決要旨・解説を含む。）等を内容として、毎月１回編集・発行している。

令和４年は、68巻１号から12号を発行した。

民事訟務課

法務省組織令第48条、第50条、法務省組織規則第18条

令和４年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1　新たに提起された事件

⑴　入管関係

国家賠償請求事件（名古屋地裁令和４年（ワ）第891号）

本件は、入管収容施設において死亡した元被収容者の遺族である原告らが、元

被収容者の健康状態が悪化していたのに、同施設が必要な医療措置を講じなかったこと等が違法であると主張して、国に対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（約１億5,600万円）を求めるものである。

⑵　基地関係

ア　横田基地飛行差止等請求事件（東京地裁立川支部令和４年（ワ）第1557号）

本件は、横田基地周辺住民である原告らが、自衛隊機及び米軍機の発する騒音等により、生活妨害及び身体的・精神的被害を受けているとして、国に対し、以下のとおり差止め及び損害賠償を求めるものである。

①　米軍によるオスプレイの離着陸

②　午後７時から翌日午前７時までの間における自衛隊機及び米軍機（オスプレイを除く）の離着陸・エンジンの作動

③　過去及び将来（※）の損害賠償

※　上記①及び②の各行為がなくなり、かつ、「65デシベルを超える一切の航空機騒音が到達しなくなる」日まで

イ　第４次嘉手納基地爆音差止等請求事件（那覇地裁沖縄支部令和４年（ワ）第28号）

本件は、嘉手納基地周辺住民であるX_1（原告）らが、米軍機の発する騒音等により、生活妨害及び身体的・精神的被害を受けているとして、Y（国、被告）に対し、以下のとおり差止め及び損害賠償を求めるものである。

①　米国をして、午後７時から翌日午前７時までの間、一切の航空機の離着陸・エンジンの作動をさせてはならない（主位的請求）

午後10時から翌日午前７時までの間、「１日の一切の航空機騒音がLnight40dBを超えることとなる騒音」をX_1らの居住地域に到達させてはならない（予備的請求）

②　「１日の一切の航空機騒音がLden45dBを超えることとなる騒音」をX_1らの居住地域に到達させてはならない

③　過去の損害賠償

④　将来（※）の損害賠償

※　上記①又は②の「請求の認容判決が確定するまで」

（同種事件）令和４年嘉手納基地爆音に基づく賠償等請求事件（那覇地裁沖縄支部令和４年（ワ）第15号）

⑶　駐留軍用地関係

ア　地方自治法251条の５に基づく違法な国の関与（裁決）の取消請求事件（福岡高裁那覇支部令和４年（行ケ）第２号）

本件は、原告（沖縄県知事）が、地方自治法255条の２第１項１号の規定による沖縄防衛局の審査請求を受けて、国土交通大臣がした沖縄県知事による埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分（以下「本件変更不承認処分」とい

う。）を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）について、①本件裁決は関与権限を濫用したものであること、②国土交通大臣は審査請求人である沖縄防衛局と一体的な関係であり、中立公平性が求められる審査庁たり得ないこと、③沖縄防衛局が「固有の資格」（行政不服審査法７条２項参照）において受けた処分（本件変更不承認処分）についての不適法な審査請求に対する裁決であることから、本件裁決は違法無効であることなどを主張して、地方自治法251条の５に基づき、本件裁決の取消しを求めるものである。

イ　地方自治法251条の５に基づく違法な国の関与（是正の指示）の取消請求事件（福岡高裁那覇支部令和４年（行ケ）第３号）

本件は、原告（沖縄県知事）が、国土交通大臣が地方自治法245条の７第１項に基づいて沖縄県に対してした沖縄防衛局による埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を承認せよとの是正の指示（以下「本件是正の指示」という。）について、①本件是正の指示は、同申請に対する原告の変更不承認処分が国土交通大臣の裁決により取り消されたことで失効し、同申請に対する処分がされていない状態にあることを前提としているところ、当該裁決は、沖縄防衛局が「固有の資格」（行政不服審査法７条２項参照）において受けた処分についての不適法な審査請求に対する裁決であることなどから違法無効であり、当該裁決を前提とした本件是正の指示もまた違法であること、②変更不承認処分における原告の裁量判断は適正であり、本件是正の指示は地方自治法上の要件を満たさず違法であること、③本件是正の指示は関与権限を濫用した違法なものであることなどを主張して、地方自治法251条の５に基づき、本件是正の指示の取消しを求めるものである。

ウ　埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分の取消裁決の取消請求事件（那覇地裁令和４年（行ウ）第18号）

本件は、普天間飛行場代替施設の建設が進められている沖縄県名護市辺野古沿岸域に居住し、又は同地域にて生計を立てていると主張する原告らが、地方自治法255条の２第１項１号の規定による沖縄防衛局の審査請求を受けて、国土交通大臣がした沖縄県知事による埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分（以下「本件変更不承認処分」という。）を取り消す裁決（以下「本件裁決」という。）について、沖縄防衛局の埋立地用途変更・設計概要変更承認申請は公有水面埋立法４条１項１号及び２号の要件を満たしていないことなどから、本件変更不承認処分は適法であるにもかかわらず、同処分を取り消した国土交通大臣の本件裁決は違法であるなどとして、本件裁決の取消しを求めるものである。

エ　埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分の取消裁決の取消請求事件（那覇地裁令和４年（行ウ）第22号）

本件は、原告（沖縄県）が、地方自治法255条の２第１項１号の規定による

沖縄防衛局の審査請求を受けて、国土交通大臣がした沖縄県知事による埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分（以下「本件変更不承認処分」という。）を取り消す裁決（以下「本件裁決」という。）について、①本件変更不承認処分における沖縄県知事の判断に瑕疵（裁量権の範囲の逸脱濫用）はないこと、②国土交通大臣がした本件裁決には重大かつ明白な瑕疵があることから、本件変更不承認処分は適法であるにもかかわらず、同処分を取り消した本件裁決は違法であるなどとして、本件裁決の取消しを求めるものである。

⑷　その他

ア　国家賠償請求事件（死刑執行停止国賠）（東京地裁令和３年（ワ）第34010号）

本件は、死刑が執行された訴外Ａの遺族（子）である原告が、当該死刑執行の当時、訴外Ａは、心神喪失の状態にあったものであり、法務大臣は、①訴外Ａに対する死刑執行を停止する命令を発すべきであったにもかかわらず、これを怠った、又は、②遅くとも当該死刑執行の命令を発するまでの間に、執行停止事由の有無を慎重に調査すべきであったのに、これを怠ったとして、国に対し、国賠法１条１項等に基づき、損害賠償（100万円）を求めるものである。

イ　地位確認等請求事件（長崎地裁令和４年（行ウ）第４号）

本件は、長崎市の職員としての地位を有していたＸ（原告）が、保佐開始の審判を受けたことにより、地方公務員法が規定する職員の欠格事由である「被保佐人」に該当したことを理由として、失職の通知を受けたことから、当該欠格事由は憲法22条１項及び14条１項に反し無効であるとして、Y_2（長崎市、被告）に対し、任用関係上の権利を有する地位にあることの確認等を求めるとともに、Y_1（国、被告）に対し、Ｘが失職するまで本件規定を廃止しなかった国会の立法不作為は違法であるとして、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（110万円）を求めるものである。

２　判決・決定等があった事件

⑴　行政権限不行使関係

ア　石綿工場での作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求上告受理事件（最高裁令和４年（受）第758号、令和４年10月27日第一小法廷決定）

本件は、バス修理工場における作業中に石綿粉じんに曝露したことにより、石綿関連疾患である腹膜中皮腫を発症し、その後死亡した被災者（以下「亡被災者」という。）の相続人であるＸ（原告・被控訴人・相手方）が、亡被災者がバス修理工場で作業に従事していた期間において、Ｙ（国、被告・控訴人・申立人）が労基法（昭和47年法律第57号による改正前のもの。）上の省令制定権限を行使し、罰則をもって、バス修理工場に石綿粉じんの曝露を防止するための局所排気装置の設置を義務付けなかった不作為が違法であるとして、Ｙに対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償を求めたものである。

本件は、Ｙの省令制定権限不行使により、亡被災者が腹膜中皮腫を発症したことによる損害及び同疾患を原因とする死亡に基づく損害を被ったことについては当事者間に争いがなく、本件の争点は、腹膜中皮腫を原因とする死亡に係る損害賠償債務の遅延損害金の起算日が、Ｘが主張する亡被災者の腹膜中皮腫発症日か、Ｙが主張する亡被災者の死亡日かである。

１審判決（札幌地裁令和３年５月31日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を認容した。

亡被災者の腹膜中皮腫による死亡に基づく損害は、腹膜中皮腫を発症したことによる損害が進行・拡大したものということができ、加えて、中皮腫は、一般に予後が悪いとされ、死亡に至る可能性も相当程度高い疾患であることを考え合わせると、亡被災者の腹膜中皮腫の発症に基づく損害と同疾患を原因とする死亡に基づく損害は、別個独立のものではなく、一体のものということができる。したがって、亡被災者が腹膜中皮腫を発症した日時点において、その発症による損害及び同疾患を原因とする死亡による損害の賠償債務は一体として遅滞に陥るというべきであり、本件請求権に係る遅延損害金の起算日は同日であると解すべきである。

２審判決（札幌高裁令和４年１月21日判決）も１審の判断を維持し、Ｙの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Ｙの上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告不受理決定をした。

イ　原状回復等請求上告事件（福島原発事故に伴う国賠訴訟）（最高裁令和３年（受）第342号、令和４年６月17日第二小法廷判決）

本件は、平成23年３月11日に発生した東日本太平洋沖地震及びこれに伴う津波の影響で福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）から放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生したことにより、放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活せざるを得なくなり、又は、退避を余儀なくされたなどと主張するＸ$_1$（原告・控訴人兼被控訴人・被上告人）らが、Ｙ$_1$（国、被告・被控訴人兼控訴人・上告人）に対しては国賠法１条１項及び民法710条に基づき、Ｙ$_2$（Ａ電力株式会社、被告・被控訴人兼控訴人）に対しては民法709条及び710条等に基づき、慰謝料等（約215億6,680万円）を求めたものである。

１審判決（福島地裁平成29年10月10日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘ$_1$らのＹ$_1$に対する請求を一部認容した。

（規制権限不行使について）経済産業大臣は、津波対策に対して技術基準適合命令を発する権限を有していたところ、①Ｙ$_1$は、平成14年７月に政府の特別機関である地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「本件長期評

価」という。）に基づき、直ちにシミュレーションを実施していれば、福島第一発電所敷地南側において最大O．P．（Onahama Peil 小名浜港工事基準面）＋15.7メートルの津波（以下「平成20年試算津波」という。）の到来を予見することができたこと、②平成14年末までに、Y_2に対し、技術基準適合命令を発することによる規制権限を行使していれば、Y_2は非常用電源設備の設置されたタービン建屋等の水密化及び重要機器室の水密化の措置を執っていたであろうと認められ、かような措置を執っていれば、全交流電源喪失による本件事故を回避することができたこと、③本件長期評価に基づく想定津波に対する安全性に関する限り、Y_1は平成14年末から本件事故に至るまで、規制権限を全く行使していなかったことなどに照らせば、Y_1の規制権限不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていたと認められるから、国賠法１条１項の責任を負う。

２審判決（仙台高裁令和２年９月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、１審判決と同様にX_1らのY_1に対する請求を一部認容した。

（予見可能性）本件長期評価は、Y_1が自ら地震に関する調査等のために設置し多数の専門家が参加した機関である地震本部が公表したものであり、相当程度に客観的かつ合理的な根拠を有する科学的知見であることから、遅くとも平成14年末頃までには、福島第一発電所にO．P．＋10メートルを超える津波が到来する可能性について認識し得た。

（結果回避可能性）Y_1の結果回避可能性に係る事実の主張立証責任も、当事者間の衡平の観点から、少なくとも、X_1らが一定程度具体的に特定して結果回避措置について主張立証した場合には、Y_1において、その措置が実施できなかったこと又はその措置を講じていても本件事故が回避不可能であったこと等の結果回避可能性を否定すべき事実を主張立証すべきであり、これらの主張立証を尽くさない場合には、結果回避可能性があったことが事実上推認される。仮に本件において、経済産業大臣から技術基準適合命令が発せられ、Y_2が安全裕度を踏まえて平成20年試算津波から一定の幅を持った範囲の津波を想定して防波堤の設置又はこれに加えて重要機器及びタービン建屋等の水密化措置を講じたとしても、本件事故という結果の回避が不可能であったことについての的確な主張立証はない。したがって、結果回避可能性及び因果関係があることが事実上推認される。

（損害賠償責任の存否）本件における経済産業大臣の技術基準適合命令に係る規制権限の不行使は、遅くとも平成18年末までには、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くに至ったものと認められ、国賠法１条１項の適用上違法となったというべきであり、かつ、この時点においては経済産業大臣の過失も認められ、上記不行使と本件事故との因果関係も認められるから、Y_1は、国賠法１条１項に基づく損害賠償責任を免れない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、２審判決中のＹ1敗訴部分を破棄し、同部分につき１審判決を取り消して、同部分に関するＸ1らの請求を棄却した。

経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一発電所の事故を防ぐための適切な措置を講じていたとしても、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあったから、経済産業大臣が上記規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできず、国が国賠法１条１項に基づく損害賠償責任を負うということはできない。

ウ　損害賠償請求上告事件（福島原発事故に伴う国賠訴訟）（最高裁令和３年（受）第1165号、令和４年６月17日第二小法廷判決）

本件は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波（以下「本件津波」という。）により、福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）から放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生したことにつき、周辺住民であるＸ1（原告・控訴人兼被控訴人・上告人）らが、Ｙ2（Ａ電力株式会社、被告・被控訴人兼控訴人）は、福島第一発電所の敷地高を超える津波の発生を予見しながら同発電所の安全対策を怠り、また、経済産業大臣は、Ｙ2に対して平成24年改正前の電気事業法に基づく規制権限（技術基準適合命令）を行使すべきであったにもかかわらずこれを行使しなかった結果、本件事故が発生したと主張して、Ｙ2に対し、主位的に民法709条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律３条１項に基づき、Ｙ1（国、被告・被控訴人兼控訴人・被上告人）に対し、国賠法１条１項に基づき、精神的な苦痛に対する損害賠償（４億5,300万円）を求めたものである。

１審判決（前橋地裁平成29年３月17日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘ1らのＹ1に対する請求を一部認容した。

（予見可能性について）Ｙ1及びＹ2は、遅くとも、平成14年７月から数か月後の時点において、地震調査研究推進本部が平成14年７月に公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「本件長期評価」という。）に基づき、福島第一発電所の敷地地盤面を優に超える津波の襲来を予見することができた。

（結果回避可能性について）Ｙ1は、遅くとも、平成20年３月にＹ2が提出した報告書において、津波に対する言及がされていないなどのＹ2の対応状況に照らして、Ｙ2による自発的な対応やＹ1による口頭指示によって適切な津波対策が達成されることはおよそ期待困難な状況であったと認識でき、その頃、上記の津波対策を講じさせる規制権限を行使していれば事故は回避できた。

２審判決（東京高裁令和３年１月21日判決）は、要旨以下のとおり判示して、１審判決中のＹ1敗訴部分を取り消し、Ｘ1らのＹ1に対する請求を棄却した。

（予見可能性について）本件長期評価の知見は、三陸沖北部から房総沖の日

本海溝寄りの領域を一つの領域と区分し、同領域で約400年間に３回起こった津波地震と同様の津波地震が上記領域のどこでも発生する可能性があるとするものであるが、その前提とする約400年間に津波地震が３回発生したという点については異論があったほか、上記領域を一つの領域とする点で地震地体構造論に反するものであり、平成14年２月に土木学会原子力土木委員会の津波評価部会が公表し、津波防災対策に係る７省庁手引を補完するものとして位置づけられていた「原子力発電所の津波評価技術」の知見とも整合しないものであったから、本件長期評価の知見から本件津波の発生を予見することができたということはできない。

（結果回避可能性について）本件長期評価の知見に従ってＹ$_2$が行った津波評価に関する試算を前提に、防潮堤等を設置したとしても、同試算された津波と本件津波とはその規模や態様において大きく異なっているから、上記試算に基づいて防潮堤等を設置したとしても本件津波が福島第一発電所内に浸水することを防止することはできなかった。また、本件事故前において執られていた水密化措置は、原子炉施設内の機器室等の入口扉の水密化等局所的・部分的なもので、建屋全体について水密化する技術的知見は存在していなかったし、現実に執られていた局所的・部分的な水密化措置も内部溢水を想定したもので、津波がそのまま原子炉施設に浸水したのに対して原子炉施設の安全機能を保持するだけの水密化技術は確立していなかった。したがって、本件長期評価の知見を前提に水密化措置を講じたとしても本件事故の発生を回避することはできなかった。

以上の諸事情に加え、本件長期評価公表後のＹ$_1$の津波対策に関する対応に問題があったとまで認めることは困難であることを併せ考慮すると、経済産業大臣がＹ$_2$に対して規制権限を行使しなかった（技術基準適合命令を発しなかった）ことが、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものとは認められず、国賠法１条１項の適用上違法であるということはできない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Ｘ$_1$らのＹ$_1$に対する上告を棄却した。

経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一発電所の事故を防ぐための適切な措置を講じていたとしても、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあったから、経済産業大臣が上記規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできず、Ｙ$_1$が国賠法１条１項に基づく損害賠償責任を負うということはできない。

エ　建設作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求事件（札幌地裁平成27年（ワ）第1288号、同平成28年（ワ）第1525号、令和４年４月28日判決）

本件は、主に北海道内において建設作業に従事した際、石綿含有建材による

石綿粉じんに曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した旨を主張する者又はその承継人であるX_1（原告）らが、被災者が石綿関連疾患を発症したのは、Y（国、被告）において規制権限を適切に行使することを怠り、また、被告企業らにおいて十分な警告表示をせずに石綿含有建材を製造販売して流通に置いたためであるなどと主張して、Yに対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償を求めたものである。

なお、X_1を除く原告らとYとの間には、訴訟上の和解が成立したので、Yに対する請求は、X_1の関係のみである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1の請求を棄却した。

本件の被災者が従事した石綿粉じん曝露作業は、屋外建設作業に限られる。Yにおいて、昭和50年10月１日から平成16年９月30日までの期間に、屋外建設作業に従事する者に石綿関連疾患に罹患する危険が生じていることを認識することができたとは認められないため、X_1のYに対する請求は理由がない（確定）。

オ　国家賠償請求事件（御嶽山噴火国賠訴訟）（長野地裁松本支部平成29年（ワ）第22号ほか、令和４年７月13日判決）

本件は、平成26年９月27日に発生した御嶽山の噴火（以下「本件噴火」という。）により死亡した登山者の遺族等であるX_1（原告）らが、気象庁の職員が、本件噴火に先立ち、火山性地震の増加等の前兆現象を観測していたのであるから、噴火警戒レベルをレベル２に引き上げ、噴火警報である火口周辺警報を発表すべき職務上の注意義務を負っていたのにこれを違法に怠り、噴火警戒レベルをレベル２に引き上げず、レベル１に据え置いたことにより、本件噴火によってX_1らの被相続人らが死亡するなどしたとして、国賠法１条１項に基づき損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

（気象庁の職員が本件噴火前に噴火警戒レベルをレベル２に引き上げなかったことは、職務上の義務に反し違法であるか）気象庁の職員は、平成26年９月25日に山体膨張の可能性を示す地殻変動が観測された可能性が指摘された時点において、現に山体膨張の可能性を示す僅かな地殻変動が生じたのかを慎重に検討しなければならず、更なる検討を行っても地殻変動の可能性が否定できない場合には、山体膨張の可能性を示す地殻変動という御嶽山に係る噴火警戒レベルに関する判定基準でレベル２に相当する場合として列挙された事由の一つが生じた可能性があるという限度でこれを考慮した上、総合的に、噴火警戒レベルの引上げ、噴火警報の発表の要否を判断し、山体膨張の可能性を示す僅かな地殻変動の可能性が否定できない場合には、噴火警戒レベル２に引き上げ、噴火警報を発表すべき職務上の注意義務を負っていたが、上記注意義務を尽くさず、漫然と噴火警戒レベル１のまま据え置き、噴火警報を発表しなかった判断は、その過程及び結果について、その許容される限度を逸脱して著しく合理

性に欠けるものとして、国賠法１条１項の適用上違法である。

（気象庁の職員の違法行為と原告らに生じた被害との間に相当因果関係があるか）気象庁の職員が上記注意義務を尽くしていたとしても、噴火警戒レベルの引上げまでに一定程度の時間を要する可能性があり、市町村が立入規制等の措置を講ずるために時間を要することにも照らすと、立入規制等の措置が、被害者ら登山者が本件噴火時に火口周辺に立ち入ることがなかったといえる時点までに確実にされたとまで認めることは困難である。また、本件噴火により死亡したX_1ら被相続人等の本件噴火前の行動は、必ずしも十分に明らかになっているとはいえないことも考慮すると、気象庁の職員が上記注意義務を尽くしていれば、死亡又は負傷の被害が生じなかったと認めることは困難といわざるを得ず、気象庁の職員の違法行為とX_1らに生じた損害との間に相当因果関係があるということはできない（控訴）。

⑵　厚生労働行政関係

ア　損害賠償請求控訴事件（旧優生保護法国賠訴訟）（大阪高裁令和３年（ネ）第228号、令和４年２月22日判決）

本件は、旧優生保護法に基づく不妊手術（以下「優生手術」という。）を受けたという本人又はその配偶者であるX_1（原告・控訴人）らが、①国会議員が旧優生保護法を立法したこと、②国会議員が被害救済立法を行わなかったこと、③厚生労働大臣及び内閣総理大臣が被害救済措置を講じなかったことがいずれも違法であるとして、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（5,500万円）を求めたものである。

１審判決（大阪地裁令和２年11月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

（①について）旧優生保護法４条ないし13条（以下、併せて「本件各規定」という。）は、特定の障害等を有する者に対して、子を産み育てるか否かの意思決定をする自由及び意思に反して身体への侵襲を受けない自由を侵害するとともに、合理的な根拠のない差別的取扱いをするものであるから、明らかに憲法13条、14条１項に違反して違憲である。そうである以上、国会議員による本件各規定の立法行為は、国賠法上違法の評価を受けるというべきである。

（②③について）優生手術の対象となる障害は多種類に及び、その障害の内容・程度も多種多様である上、その状態は必ずしも固定的ではない。優生手術の対象者を救済する立法を実現するに当たっては、当然、障害者の特性や被害実態等にも配慮しながら、実体法及び手続法の観点から幅広く検討する必要がある。そして、平成30年１月に優生手術に関する国家賠償を求める訴訟が提起されたことを契機として、国会内で優生手術の被害救済の在り方に関する議論が加速したが、それ以前には、国会において具体的な議論が行われ、又は、その立法不作為について司法判断が重ねられていたという事情も認められない。

以上によれば、厚生労働大臣が優生手術の被害への対応に言及した平成16年３月当時、X_1らが主張する救済法の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であったということはできない。したがって、この点に関する国会議員の立法不作為は、国賠法上違法の評価を受けるものではないというべきである。そして、内閣は法律案の提出権を有するにとどまる以上、国会議員の立法不作為が国賠法上違法の評価を受けるものではない本件で、厚生労働大臣及び内閣総理大臣による救済措置の不作為について、国賠法上の違法性を認めることもできない。

（除斥期間の適用の可否について）X_1らは、優生手術の実施から20年が経過した後に本件訴訟を提起しているから、その損害賠償請求権は除斥期間の経過により法律上当然に消滅した。本件は、最高裁が除斥期間の適用を制限した事案（最高裁平成10年６月12日第二小法廷判決・民集52巻４号1087ページ（以下「最高裁平成10年判決」という。））、最高裁平成21年４月28日第三小法廷判決・民集63巻４号853ページ（以下「最高裁平成21年判決」という。）と異なり被害者や被害者の相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、民法158条ないし161条所定の時効の停止等といった、その法意に照らして除斥期間の適用を制限すべき根拠となる規定がある事案と評価することはできない。また、障害者一般に対する差別や偏見は、様々な歴史的・社会的要因等が複合的に影響して創出・助長されるものであると考えられる。少なくとも、Ｙが、X_1らが提訴できない状況を意図的・積極的に作り出したとまでは認められない。以上を総合的に勘案すると、本件について、除斥期間の適用を制限するのは相当ではないというべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を一部認容した。

１審判決と同様、国会議員による旧優生保護法の本件各規定に係る立法行為は、国賠法１条１項の規定の適用上、違法の評価を受けるというべきである。そして、X_1らの損害賠償請求権に係る民法724条後段所定の除斥期間の起算点につき、Ｙによる違法な立法行為による権利侵害は、優生保護法の一部を改正する法律（平成８年法律第105号）の施行日前日の平成８年９月25日まで継続したものといえ、本件における「不法行為の時」を、違法な侵害の終期である平成８年９月25日であると判断した上で、X_1らが本件訴訟を提起した時点では、同起算点から20年が経過していたものの、本件においては以下の理由により除斥期間の規定の適用は制限され、その効果は生じないから、X_1らのＹに対する損害賠償請求権は消滅していない。

除斥期間の制度目的・趣旨に鑑みれば、被害者側の固有の事情を考慮して除斥期間の規定の適用を制限するような例外を認めることは、基本的に相当ではないが、除斥期間の規定も例外を一切許容しないものではなく、不法行為の被害者が当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有し

なかった場合（最高裁平成10年判決）や、被害者を殺害した加害者が被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人がその事実を知ることができず、民法915条１項所定のいわゆる熟慮期間が経過しないために相続人が確定しないまま、上記殺害の時から20年が経過した場合（最高裁平成21年判決）など、被害者や被害者の相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の当該違法行為そのものに起因している場合のように、正義・公平の観点から、時効停止の規定の法意（民法158条ないし160条）等に照らして除斥期間の規定の適用が制限されることは、これが認められる場合が相当に例外的であったとしても、法解釈上想定される。

旧優生保護法の本件各規定による人権侵害が強度である上、憲法の趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあったＹが、旧優生保護法の本件各規定に係る立法及びこれに基づく施策によって障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化、更に助長してきたとみられ、これに起因して、X_1らにおいて訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことに照らすと、X_1らについて、除斥期間の規定の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきであり、時効停止の規定の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから６か月を経過するまでの間、除斥期間の規定の適用が制限されるものと解するのが相当である。

X_1らについては、いずれも、優生手術を受けて以降、長らく優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったところ、他の裁判所で同種訴訟が提起されたことを知ることによってそのような状況が解消され、それから６か月以内に本件訴訟を提起したものであるから、上記時効停止の規定の法意に照らし、除斥期間の規定の適用は制限され、その効果は生じない。

したがって、X_1らのＹに対する国賠法１条１項に基づく損害賠償請求権は、除斥期間の経過によって消滅したものとはいえない（国上告受理申立て）。

イ　Ｂ型肝炎訴訟北海道訴訟損害賠償請求事件（札幌地裁平成24年（ワ）第1428号、同第2435号、令和４年３月11日判決）

本件は、Ｂ型肝炎ウイルスの持続感染者であるX_1（原告）らが、予防接種法等に基づきＹ（国、被告）の指導の下で実施された乳幼児期の集団予防接種時における注射器の連続使用により、Ｂ型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎を発症したとして、Ｙに対し、国賠法１条１項に基づき損害賠償を求めたものである。

本件の主な争点は除斥期間の経過の有無であり、肝臓の線維化の程度が進展したＨＢｅ抗原陰性慢性肝炎の除斥期間の起算点は、ＨＢｅ抗原陰性慢性肝炎

の発症時（除斥期間経過）であるか肝臓の線維化の程度が進展した時（除斥期間未経過）であるかが争われた。本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

（除斥期間経過の有無－除斥期間の起算点について）X_1らはＨＢｅ抗原陰性慢性肝炎において、肝臓の線維化の程度が、線維化のない状態から軽度に、軽度から中程度に進展し、①将来の肝発がん率が悪化した、②要治療状態となった、③インターフェロン治療に伴う負担が発生し、質的に異なる損害が発生したと指摘する。しかし、肝臓の線維化自体が肝発がん率の向上の因子となるとか、肝臓の線維化の進展に伴って一般に肝発がん率が上昇するとは考えられない。また、肝臓の線維化がない状態から軽度に進展しても、一般的に治療適応とされるものでなく、治療方法の選択に具体的な影響を及ぼすものではない。さらに、肝臓の線維化が軽度から中程度に進展すると治療の必要性が高い状態となり、核酸アナログ製剤治療の負担を生じる場合が多くなるが、現に生じている負担は、薬を毎日欠かさずに服用する必要が生じていることにとどまっており、治療の前後によって健康被害が増大したとまでは言えず、要治療状態を生じることに伴う負担を重視するのは、相当とは言い難い。よって、X_1らの主張する肝臓の線維化がない状態から軽度に、軽度から中程度に進展することにより、上記①ないし③の事態が生じたとしても、その損害の基礎をなす病態・病期が同一である中で、当該病態・病期から一般的に生じ得る変化が生じたにとどまるものであり、このような変化をもって、法的に異なる評価をすべき質的に異なる新たな損害が生じたというのは困難といわざるを得ない。そうすると、肝臓の線維化が進展した時点を新たな除斥期間の起算点とすることはできないのであり、X_1らの損害賠償請求権は、いずれも除斥期間の経過により消滅したというべきである（控訴）。

ウ　薬害Ｃ型肝炎損害賠償請求事件（名古屋地裁平成30年（ワ）第4319号、令和４年５月27日判決）

本件は、Ｘ（原告）が、Ｘの母親が手術を受けた際に外国人由来の血液を原料とする生理的組織接着剤であるベリプラストＰを使用されたことにより、Ｃ型肝炎ウイルスに感染して慢性肝炎に罹患したなどと主張し、Ｙ（国、被告）がＣ型肝炎ウイルスに感染させる危険性のあったベリプラストＰを輸入承認したこと（以下「本件輸入承認」という。）、本件輸入承認申請をした販売会社をしてベリプラストＰに関する指示・警告を尽くさせなかったこと（権限不行使）について、国賠法１条１項の適用上違法があるとして、Ｙに対し損害賠償（10万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を棄却した。

（本件輸入承認の違法性）厚生大臣（当時）による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具（以下「医薬品等」という。）の輸入承認については、厚生

大臣が特定の医薬品等の輸入承認をした場合において、その時点における医学的、薬学的知見の下で、当該医薬品等がその副作用を考慮してもなお有用性を肯定し得るときは、厚生大臣による医薬品等の輸入承認が国賠法１条１項の適用上違法の評価を受けることはないと解するのが相当である。①ベリプラストＰの有用性について、本件輸入承認までに確認された臨床結果等によれば、特定の診療科にとどまらない多数の症例にわたって有用率の判定割合が概ね90％を超える等、本件輸入承認申請の審査に際しては、ベリプラストＰについて組織の接着・閉鎖等に関して高い有用性があることを前提とすべきである。②安全性について、本件輸入承認時までに実験動物を用いた毒性試験による安全確認がされたほか、実施された各相の臨床試験の全例において副作用の報告はなかったことが認められるところ、臨床試験が相当数実施されていることから、当時の医学的、薬学的知見の下において、副作用の報告がなかったということの信ぴょう性に特段疑義を呈すべき状況があったとはいえない。なお、本件輸入承認から６年後の再審査において、使用実績に対する副作用の発現症例率が僅か0.13％であったことが報告されていることは、上記の臨床試験結果等の信ぴょう性に問題がなかったことを裏付けるものといえる。本件輸入承認申請の審査に際し、ベリプラストＰに有害な副作用があるなどということを前提にすべき状況があったとは言い難い。以上によると、本件輸入承認時点における医学的、薬学的知見の下において、ベリプラストＰの効能、効果又は性能と副作用等とを比較考量してその有用性を肯定することに特段問題があったということはできないから、本件輸入承認について、国賠法１条１項の適用上違法があるということはできない。

（指示・警告に係る権限不行使の違法性）ベリプラストＰの添付文書（以下「本件添付文書」という。）には未知のウイルスへの感染可能性が極めて少ない旨等が記載されているところ、未知のウイルス感染の可能性を完全に否定することはできないとして、観察を十分に行うことを推奨する旨も記載されており、これは、ベリプラストＰの適用が「他に適切な処置方法のない場合」などと相当限られたことと相まって、本件添付文書を参照する医師に対し、感染症への注意を相応に喚起することに資するものといえる。また、本件輸入承認があった昭和63年１月20日からフィブリノゲンＨＴ－ミドリ（以下「別件加熱製剤」という。）について緊急安全性情報が発出された昭和63年６月までの間にベリプラストＰの危険性が高まったとみるべき具体的事情やそうした危険性をＹ（厚生大臣）が認識すべきであったとみるべき具体的事情は認められない上に、製造工程等が相違する別件加熱製剤等とベリプラストＰとのウイルス性肝炎の発症リスクを同視することは困難であるため、別件加熱製剤について緊急安全性情報が発出されたことをもって、これと同様の内容の緊急安全性情報をベリプラストＰについても発出すべき必要性が基礎づけられることにはならな

い。以上によると、Yが本件添付文書の記載を改めさせるなどの行政指導をする必要があったということはできないことなどから、Yのベリプラスト P に関する指示・警告に係る権限不行使の違法性は認められない（控訴）。

⑶ 検察関係

損害賠償請求事件（東住吉事件）（大阪地裁平成28年（ワ）第12395号ほか、令和４年３月15日判決）

本件は、現住建造物等放火、殺人及び詐欺未遂の罪で起訴され、無期懲役の判決が確定した後、再審において、無罪の判決が確定したX（原告）が、警察官による捜査、検察官の捜査及び公判活動等に違法があったと主張し、Y_1（国、被告）及びY_2（大阪府、被告）に対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（約１億4,600万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（検察官による公訴提起の違法性）公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、公訴の提起は違法性を欠くものと解するのが相当である。したがって、公訴の提起後その追行時に公判廷に初めて現れた証拠資料であって、通常の捜査を遂行しても公訴の提起前に収集することができなかったと認められる証拠資料をもって公訴提起の違法性の有無を判断する資料とすることは許されないものというべきである。本件においては、公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料によれば、何者かの故意又は過失による出火が疑われたこと、第三者の行為による出火が考え難かったこと、共犯者とされた訴外AとXの自白が存在し、内容が大筋において一致していたことなどが認められていた。他方、本件再審判決が認定した自然発火の可能性を裏付ける証拠資料は、本件再審請求事件の過程において、相当の時間と費用とをかけて収集されたものと推認することができるから、上記証拠資料は通常の捜査を遂行しても公訴の提起前に収集することができなかったものと認められる。後方視的に見れば、万全な捜査が行われたと評価することはできなかったことを踏まえても、上記証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったものというべきである。よって、検察官による本件公訴の提起が国賠法上違法であるとはいえない。

（検察官が本件確定審公判を維持するために事実及び証拠を隠蔽したか）本件確定審当時に適用されていた平成16年法律第62号による改正前の刑訴法（以下「改正前刑訴法」という。）下における検察官の証拠開示の在り方については、裁判所は、その訴訟上の地位に鑑み、法規の明文ないし訴訟の基本構造に違背しない限り、適切な裁量により公正な訴訟指揮を行い、訴訟の合目的的進行を図るべき権限と職責を有するものであるから、証拠調べの段階に入った後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられ

たい旨の申出がされた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類及び内容、閲覧の時期、程度及び方法、その他諸般の事情を勘案し、その閲覧が被告人の防御のため特に重要であり、かつこれにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認めるときは、その訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ずることができるものと解すべきである。以上を前提に検討すると、本件確定審においては、Xの取調状況報告書について、裁判所から、検察官に対し、証拠開示命令が発せられていなかった。また、本件火災発生直後の訴外Aの消火活動に関する聞込み状況書（以下「本件聞込み状況書」という。）等については、弁護人から裁判所に対し、証拠開示の申出がされていなかった。そうすると、改正前刑訴法に基づく刑事訴訟実務下においては、検察官が、本件確定審において、弁護人の申入れにもかかわらずXの取調状況報告書を開示しなかった行為及び本件聞込み状況書等を証拠請求しなかったことが刑訴法上違法であったとはいえず、したがって、国賠法上違法ということもできない。なお、改正前刑訴法による刑事訴訟実務の下において審理が行われていた本件確定審について、刑訴法１条及び検察庁法４条に基づいて検察官の証拠開示義務を導くことは、改正前刑訴法の解釈上は、困難であるといわざるを得ない（控訴）。

⑷　親族法制関係

ア　損害賠償請求上告・上告受理事件（離婚後単独親権事件）（最高裁令和４年（オ）第400号、同年（受）第497号、令和４年９月28日第三小法廷決定）

本件は、配偶者との間の離婚訴訟において、同配偶者との間に出生した子の親権者と定められなかったX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、裁判上の離婚の場合に裁判所が父母の一方を親権者と定めるとする民法819条２項の規定（以下「本件規定」という。）が、憲法13条、 14条１項若しくは24条２項又は日本が批准した条約に違反することは明白であるから、本件規定を改廃する立法措置を執らない立法不作為に国賠法１条１項の違法があると主張して、同項に基づき、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、損害金（165万円）の支払を求めたものである。

１審判決（東京地裁令和３年２月17日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（憲法13条違反について）親権は飽くまでも子のための利他的な権限であり、その行使をするか否かについての自由がない特殊な法的地位であるといわざるを得ず、憲法が定める他の人権、取り分けいわゆる精神的自由権とは本質を異にするというべきであり、また、子が親から養育を受け、又はこれをすることについてそれぞれ人格的な利益を有するが、この人格的利益が親権の帰属として関連しているからといって、親権が憲法13条で保障されていると解することは甚だ困難である。

（憲法14条１項違反及び憲法24条２項違反について）本件規定の趣旨は、離婚した父母が通常別居し、その関係も必ずしも良好なものではないという実際を前提に、子の監護及び教育に関わる事項について適時に適切な判断をすることを可能とする点にあるといえ、立法目的に合理性が認められる。また、別居後の父母の間で子の監護及び養育に関する事項についての適切な合意が形成されず、子の利益を損なうという事態を回避するため、父母のうち、より適格性がある者を子の利益の観点から裁判所が判断して親権者に指定するという本件規定に立法目的との関係で合理的な関連性が認められる。離婚をする夫婦にいわゆる共同親権を選択することができることとすることが立法政策としてはあり得るが、離婚後の子に対する共同親権を、又は共同親権の選択を認めるか否かについては、国家機関による親子関係への後見的な助力の在り方を含め、これを国会による合理的な裁量権の行使に委ね、その行使を待つ段階にとどまるといわざるを得ない。そのため、本件規定が憲法14条１項に違反することが明白であるとはいえない。また、本件規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして国会の立法裁量を超え、憲法24条２項に違反することが明白であるということはできない。

（自由権規約、児童の権利に関する条約又はハーグ条約違反について）これらは我が国の個々の国民に対し直接具体的な権利を保障するものということはできず、また、特定の親権制度又は後見制度の採用を締約国に義務付けているとまで解することはできないから、本件規定が自由権規約、児童の権利に関する条約及びハーグ条約に違反することが明白であるということはできない。

２審判決（東京高裁令和３年10月28日判決）も１審の判断を維持し、Ｘの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Ｘの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ　損害賠償請求事件（同性婚訴訟）（大阪地裁平成31年（ワ）第1258号、令和４年６月20日判決）

本件は、同性の者との婚姻届を不受理とされたＸ$_1$（原告）らが、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）は、憲法13条、14条１項及び24条に違反するにもかかわらず、国が必要な措置を講じていないことが、国賠法１条１項の適用上違法であると主張し、Ｙ（国、被告）に対し、慰謝料等（600万円）の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Ｘ$_1$らの請求を棄却した。

（本件諸規定が、憲法24条１項又は13条に違反するものであるか）憲法24条１項における「両性の合意」や「夫婦」という文言は、婚姻が男女から成ることを意味するものと解するのが通常の文理解釈であり、憲法24条の文理や制定経緯等に照らすと、同条１項における「婚姻」は、異性間の婚姻のみを指し、

同性間の婚姻を含むものではないと認めるのが相当であり、同項から導かれる婚姻をするについての自由も、異性間についてのみ及ぶものと解されるから、本件諸規定は同項に違反するとは認められない。

また、婚姻をするについての自由は、生来的、自然権的な権利又は利益であるということはできず、異性間の婚姻のみを前提とする婚姻制度しか存在しない現行法の下では、同性間で婚姻をするについての自由は憲法13条で保障されている人格権の一内容であるとはいえないから、本件諸規定が同条に違反するとは認められない。

（本件諸規定が、憲法24条２項に違反するものであるか）婚姻によって享受し得る利益には、当該人的結合関係が公的承認を受け、公証されることにより、社会の中でカップルとして公に認知されて共同生活を営むことができることについての利益（以下「公認に係る利益」という。）も含まれ、このような利益は、婚姻した当事者が将来にわたり安定した共同生活を営むことにつながるもので、人格的尊厳に関わる重要な人格的利益であり、同性カップルに対しても公認に係る利益を実現する必要があるといえるものの、どのような制度が適切であるかについては民主的過程において決められるべきものであることからすると、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかの議論が尽くされていない現段階で、本件諸規定自体が、立法裁量を逸脱するものとして憲法24条２項に直ちに違反するとは認められない。

（本件諸規定が、憲法14条１項に違反するものであるか）憲法24条１項は、異性間の婚姻についてのみ定めたもので、同性間の婚姻を異性間の婚姻と同程度に保障しているとまではいえないことからすると、本件諸規定が異性間の婚姻のみを定めているのは憲法上の秩序に沿ったものである。また、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについてはなお議論の過程にあること、同性カップルと異性カップルの享受し得る利益の差異は相当程度解消ないし緩和されつつあることをも踏まえると、現状の差異が憲法14条１項の許容する立法裁量の範囲を超えたものであるとは直ちに認められず、本件諸規定が同項に違反するとは認められない（控訴）。

ウ　損害賠償請求事件（子の面会交流事件）（東京地裁令和２年（ワ）第28563号、令和４年11月28日判決）

本件は、夫婦の別居により、未成年の子と自由に面会することができなくなった親（以下「別居親」といい、他方の親を「同居親」という。）、祖父母若しくは別居親と自由に面会することができなくなった子であるX_1（原告）らが、親と子、祖父母と孫の面会交流権について具体的に規定を設ける立法措置を執らなかった立法不作為の違法を理由に、国賠法１条１項に基づき、Y（国、被告）に対し、損害賠償（170万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

（立法不作為の国賠法上の違法性について）親と子の面会交流権に関して、実体的・具体的権利義務規定を設ける立法措置がされていない（以下「本件立法不作為」という。）状態について、①X_1らの主張する面会交流権は、その実現に相手方の対応が必要と解されることからすれば、別居親又は子の個人の人格権や幸福追求権として保障されると解することには疑問があり、仮に、この面会交流権が憲法13条により保障される権利であると解したとしても、こうした自由権は私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく、面会交流権を具体的に私人間において保障する法律を国会が立法する義務を負うとは解されず、本件立法不作為は憲法13条に違反しない。②また、同居親と別居親との間において、子との人的な交流について差異が生じるのは、子との同居の有無という社会的事実に起因するのであって、これをもって同居親と別居親との間で法的な差別的取扱いがされているとはいえず、本件立法不作為は憲法14条１項に違反しない。③そして、仮に、親と子の面会交流を親の人格的な権利や利益であるとみるとしても、それが他方で養育を受ける子の利益となることも必要であると考えられる一方、子は発達の途上にあり、単独で面会交流の当否を適切に判断することは困難であると考えられることに照らすと、面会交流を私法上の権利として構成せず、民法766条１項において、子の扶養、監護に第一次的な義務を負う父母（同法818条、820条）の協議により面会交流に必要な事項を定めることとしたことが、直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるということはできないから、国会による現行法の制定が裁量を逸脱しているとはいえず、本件立法不作為は憲法24条２項に違反しない。④さらに、市民的及び政治的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約及びハーグ条約の文理やその内容に照らすと、当該規約等が本件立法不作為を補う立法を行うことを義務付けているにもかかわらず、我が国がこれを怠り、当該規約等に違反しているとはいえない。

加えて、祖父母と孫の面会交流権に関して、実体的・具体的権利義務規定を設ける立法措置がされていない状態についても、上記①ないし④のとおり憲法等に違反するものではないし、現行の法制度が父母のみに親権を付与し、子の監護に関する権利及び義務を有するものとしている点は、子の近接性に照らし、直ちに不合理なものということはできず、面会交流に必要な事項を父母の協議により定めるという規定を置くにとどめたことが、直ちに祖父母と子の個人の尊厳等の要請に照らして合理性を欠く制度であるということはできない（控訴）。

⑸　河川関係

損害賠償請求事件（鬼怒川水害国賠）（水戸地裁平成31年（ワ）第100号、令和４年７月22日判決）

本件は、平成27年９月に発生した鬼怒川の氾濫により被害を受けたX_1（原告）らが、①若宮戸地区について、堤防の役割を果たしていた砂丘を保全するために

当該砂丘を含む区域を河川区域に指定すべきであったにもかかわらずこれを怠り、当該砂丘が掘削された、②同地区について、他の地区に優先して改修整備すべきであった堤防整備を放置した改修計画（以下「本件改修計画」という。）が格別不合理である、③上三坂地区について、現況堤防高の低い箇所があったのに優先的に堤防整備を行うことを計画していなかった本件改修計画が格別不合理であるという河川管理の瑕疵があったと主張して、国賠法２条１項に基づき、Y（国、被告）に対し、損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を一部認容した。

（①について）既存の河川管理施設等の治水安全度が損なわれないようにすることは、河川管理者がその権限を適切に行使することにより達成できるものであり、治水事業そのものではないから、河川管理に瑕疵があるといえるかどうかは、改修計画が格別不合理であるか否かといった基準とは別に、河川管理者に権限が付与されている趣旨・目的に照らし、河川管理者による権限の行使が不適切であり、それにより河川の備えるべき安全性を欠くに至ったか否かという観点から判断されるべきである。

本件砂丘は、若宮戸地区の左岸24.5ないし26キロメートル地点に存在しており、上流側の端である左岸26キロメートル地点付近及び下流側の端である左岸24.6キロメートル付近は、それぞれ上流及び下流の堤防と接していたこと、国土交通省の地形調査において、実態的に堤防のような役割を果たしている地形（自然堤防）として挙げられ、本件砂丘の地盤高を含むことで現況堤防高が計画高水位を上回るとされ、山付堤として堤防の役割を果たすものとして扱われていたことからして、河川区域指定の対象となる「地形上堤防が設置されているのと同一の状況を呈している土地のうち、堤防に隣接する土地」（河川法施行令１条１項１号）であると認められる。Yは、本件砂丘を含む区域を河川区域として指定すべきであったにもかかわらず、これを怠っていたものであり、そのために本件砂丘が掘削され、計画高水位を大きく下回る地盤高となり治水事業の過程における改修、整備の段階に対応した河川が備えるべき安全性を欠いて他人に危害を及ぼす可能性のある状態となったから、若宮戸地区に係る河川の管理については、本件改修計画の格別不合理性（②）について検討するまでもなく、河川管理の瑕疵があった。

（③について）改修中の河川である鬼怒川について、当時の改修段階において求められていた安全性を欠いていたとは認められないことから、本件改修計画が格別不合理であったとまではいうことはできず、本件決壊の発生につき、河川管理の瑕疵があったものとは認められない（双方控訴）。

⑹　基地関係

ア　小松基地戦闘機離着陸差止等請求控訴事件（小松基地５・６次訴訟）（名古屋高裁金沢支部令和２年（ネ）第78号ほか、令和４年３月16日判決）

本件は、小松基地周辺住民であるX_1（原告・控訴人兼被控訴人）らが、Y（国、

被告・被控訴人兼控訴人）に対し、同基地を離着陸する航空機の発する騒音等により、平和的生存権、人格権、環境権が侵害されているとして、Y自ら又は米軍をして、毎日午後０時から同日午後２時まで及び午後６時から翌日午前７時までの間、一切の航空機を離着陸させたり、エンジン作動をさせないこと及びその余の時間帯におけるX_1らの各居住地への70ホンを超える航空機騒音の到達の禁止、並びに過去分及び将来分の損害賠償を求めたものである。

１審判決（金沢地裁令和２年３月12日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（自衛隊機に対する差止めについて）自衛隊機の運航等の差止請求は、必然的に防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更等を求める請求を包含することになるから、民事上の訴えとして不適法であり却下すべきである。

（米軍機に対する差止めについて）米軍機の運航等の差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものというほかないから、理由がなく棄却すべきである。

（本件飛行場に係る設置又は管理の瑕疵の有無について）本件飛行場の供用に伴い発生する騒音は、少なくともW値75以上の区域（告示コンター内）に居住する住民に対し、現実に社会生活上受忍すべき限度を超える被害をもたらしており、同住民らに対する違法な権利侵害ないし法益侵害に当たるものと認められ、本件飛行場は、上記住民らとの関係において、国賠法２条１項にいう「設置又は管理の瑕疵」を有するものというべきである。

（損害賠償額について）慰謝料月額は、W値75地域に居住するX_1らについては4,000円、W値80地域については8,000円、W値85地域については１万1,000円、W値90地域については１万4,000円とするのが相当である。住宅防音工事による慰謝料の減額割合については、１室のみである場合には10％、２室以上ある場合にはこの10％に加え１室ごとに更に５％ずつ（ただし、５室以上の場合や、外郭防音工事又は防音区画改善工事を実施した場合は一律30％）を減額するのが相当である。

（将来分の損害賠償請求について）口頭弁論終結日の翌日以降に生ずべき損害についての損害賠償請求は、その性質に照らし、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を欠くものというべきであるから、不適法であり却下すべきである。

本判決も１審の判断を維持し、X_1らの請求を一部認容した（確定）。

イ　普天間基地騒音損害賠償請求事件（普天間基地５・６次損害賠償）（那覇地裁沖縄支部平成30年（ワ）第201号ほか、令和４年３月10日判決）

本件は、普天間飛行場周辺住民であるX_1（原告）らが、Y（国、被告）に対し、同飛行場に離着陸する米軍機の発する騒音等により精神的被害等を被ったとし

て、Yに対し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（以下「民事特別法」という。）２条に基づき、各提訴日の３年前の応当日から口頭弁論終結の日までの過去分の損害賠償金等の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を一部認容した。

（普天間飛行場の設置又は管理の瑕疵の有無）国測定地点及び県等測定局における航空機騒音の測定結果は、普天間飛行場に係る生活環境整備法所定の第１種区域（以下「本件コンター」という。）の示す航空機騒音の程度と著しく乖離、矛盾していないことから、本件コンターの範囲内の区域においては、本件損害賠償請求対象期間の間、本件コンター指定時におけるW値に相当する程度の航空機騒音が継続して発生しているものと推認するのが相当である。かかる航空機騒音により、X_1らは、本件コンター内に居住する間、生活妨害、睡眠妨害並びにイライラ感、不快感及び航空機事故への不安感といった精神的被害を共通被害として被っており、X_1らが被った法的利益の侵害は社会通念上受忍すべき限度を超えている。したがって、普天間飛行場の供用は、本件コンター内に居住する原告らに対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害に該当し、その設置及び管理に瑕疵がある。

（X_1らの損害額について）基本となる慰謝料額については、本件コンター内のW値75区域に居住する原告らについては１か月当たり4,500円（１日当たり150円）、W値80区域内に居住する原告らについては１か月当たり9,000円（１日当たり300円）とする。また、住宅防音工事の実施による慰謝料の減額割合については、当該工事を施工した室数が１室のみである場合には10％、その室数が２室以上である場合には、２室目以降の１室ごとに更に５％ずつをそれぞれ減額するのが相当であるが、住宅防音工事が５室以上実施されている場合や住宅全体を一つの防音区画とする外郭防音工事及び防音区画改善工事が実施されている場合については減額割合を一律に30％とする（双方控訴）。

⑺　駐留軍用地関係

ア　公有水面埋立承認取消処分取消裁決の取消請求上告事件（最高裁令和４年（行ヒ）第92号、令和４年12月８日第一小法廷判決）

本件は、沖縄県副知事がX（沖縄県、原告・控訴人・上告人）の執行機関として、沖縄防衛局に対してした公有水面埋立法42条１項に基づく承認につき、事後に判明した事情等を理由として平成30年８月31日付けで当該承認を撤回する処分（以下「本件撤回処分」という。）をしたところ、沖縄防衛局から地方自治法255条の２第１項１号の規定（以下「本件規定」という。）に基づく審査請求を受けた国土交通大臣が、平成31年４月５日付けで本件撤回処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をしたことに対して、Xが、行政事

件訴訟法３条３項に基づき、本件裁決の取消しを求めたものである。

１審判決（那覇地裁令和２年11月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの訴えを却下した。

国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるというべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解するのが相当である（最高裁平成14年７月９日第三小法廷判決）。しかしながら、本件訴えは、Ｘが財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求める場合に当たらず、公有水面埋立法の適用の適正ないし一般公益の保護を目的として、Ｘが専ら行政権の主体として提起した訴訟であるというべきであるから、法律上の争訟に当たらない。

また、行政事件訴訟法３条３項の裁決取消訴訟は、違法な裁決により権利利益を侵害された者の主観的な権利利益を保護するための訴訟であるから、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的としてこれを提起する者は、行政事件訴訟法９条にいう「法律上の利益を有する者」に当たらず、原告適格は認められない。本件訴えは、上記のとおり、公有水面埋立法の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とした訴訟であるから、Ｘは、行政事件訴訟法３条３項の取消訴訟を提起する適格を欠く。

したがって、本件訴えは不適法である。

２審判決（福岡高裁那覇支部令和３年12月15日判決）は、原告適格に関する１審判決の判断枠組みを前提として、Ｘの主張する自治権及び公物管理権をもって本件裁決の取消訴訟に係る「法律上の利益」を基礎づけることはできないから、Ｘには、本件裁決の行政事件訴訟法３条３項に基づく取消訴訟についての原告適格は認められないため、本件訴えは不適法であるとして、Ｘの控訴を棄却した。

本判決は、要旨以下のとおり判示し、本件裁決の取消しを求める本件訴えを却下すべきものとした原審の判断を結論において是認できるとして、Ｘの上告を棄却した。

①行政不服審査法上、都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分についての審査請求は、原則として当該都道府県知事に対してすべきこととなるが、その例外として、当該処分が法定受託事務に係るものである場合には、本件規定により、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してすべきものとされていること（その趣旨は、都道府県の法定受託事務に係る処分については、当該事務が「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適

正な処理を特に確保する必要があるもの」という性質を有すること（地方自治法２条９項１号）に鑑み、審査請求を国の行政庁である各大臣に対してすべきものとすることにより、当該事務に係る判断の全国的な統一を図るとともに、より公正な判断がされることに対する処分の相手方の期待を保護することにある。）。

②本件規定による審査請求に対する裁決は、地方自治法245条３号括弧書きの規定により、国と普通地方公共団体との間の紛争処理の対象にはならないものとされていること（その趣旨は、処分の相手方と処分庁との紛争を簡易迅速に解決する審査請求の手続における最終的な判断である裁決について、更に上記紛争処理の対象とすることは、処分の相手方を不安定な状態に置き、当該紛争の迅速な解決が困難となることから、このような事態を防ぐことにあるところ、処分庁の所属する行政主体である都道府県が審査請求に対する裁決を不服として抗告訴訟を提起することを認めた場合には、同様の事態が生ずることになる。）。

③①及び②に加え、法定受託事務に係る都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分についての審査請求に関し、行政不服審査法及び地方自治法に当該都道府県が審査庁の裁決の適法性を争うことができる旨の規定が置かれていないことも併せ考慮すると、これらの法律は、当該処分の相手方の権利利益の簡易迅速かつ実効的な救済を図るとともに、当該事務の適正な処理を確保するため、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県が抗告訴訟により審査庁の裁決の適法性を争うことを認めていないものと解すべきである。

以上から、本件規定による審査請求に対する裁決について、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県は、取消訴訟を提起する適格を有しないと解するのが相当である。

したがって、本件規定による審査請求に対してされた本件裁決について、原処分である本件撤回処分をした執行機関の所属する行政主体であるＸは、取消訴訟を提起することができない。

イ　公有水面埋立承認撤回処分に対する裁決の取消請求事件（那覇地裁平成31年（行ウ）第８号、令和４年４月26日判決）

本件は、沖縄県副知事が沖縄県の執行機関として、沖縄防衛局に対してした公有水面埋立法（以下「埋立法」という。）42条１項に基づく埋立承認処分（以下「本件承認処分」という。）につき、事後に判明した事情等を理由として平成30年８月31日付けで本件承認処分を撤回する処分（以下「本件撤回処分」という。）をしたところ、沖縄防衛局から地方自治法255条の２第１項１号の規定に基づく審査請求を受けた国土交通大臣が、平成31年４月５日付けで本件撤回処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をしたことに対して、普天間飛行場代替施設の建設が進められている沖縄県名護市辺野古崎地区及び

これに隣接する水域の周辺に居住する住民であると主張するX1（原告）らが、本件裁決の取消しを求めたものである。

なお、那覇地方裁判所は、X1ら15名のうち11名の訴えについて、口頭弁論を分離した上で、令和２年４月13日、いずれも原告適格を欠くとして訴えを却下する旨の判決を言い渡し、同判決は確定した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X1らの訴えを却下した。

本件撤回処分は、本件承認処分には原始的な瑕疵がなく、本件承認処分がされた当時においては、それが適法かつ有効なものであったことを前提に、本件承認処分がされた後に新たに生じ又は判明した事由によって、本件承認処分が埋立法４条１項が規定する要件の一部を満たさない事態に至ったことを理由としてされたものであるから、本件承認処分がされた当時においては、同項が規定する要件の全てを満たすものであったことを当然の前提とするものであるということができる。

そうすると、本件承認処分が、本件撤回処分において同項が規定する要件を満たしていないとされた部分以外の同項が規定する要件を満たしていることは、本件撤回処分においても当然の前提とされているものと解すべきである。よって、本件撤回処分において同項が規定する要件を満たしていないとされた埋立法４条１項１号及び２号に規定する各要件（以下、それぞれ「第１号要件」及び「第２号要件」という。）との関係についてのみ、本件撤回処分により、本件承認処分に係る法律関係の変動が生じたものと認められるから、本件撤回処分及びその取消しによって生じ得る本件承認処分に係る法律関係の変動は、第１号要件及び第２号要件が保護していると解される個別的な法律上の利益に係る変動のみであると認められる。

したがって、本件各訴えにおける原告適格を有する者が有すべき「法律上の利益」は、第１号要件及び第２号要件が保護していると解される個別的な法律上の利益である必要があると解するのが相当である。

また、これを前提とすると、審査庁である国土交通大臣は、本件撤回処分を不服としてされた行政不服審査においては、本件撤回処分において本件承認処分が埋立法４条１項が規定する要件のうちそれを満たさない事態に至ったとされる部分である第１号要件及び第２号要件についての当該判断の適否のみを審査すれば足りると認められ、本件撤回処分又はこれを取り消した本件裁決の適法性は、飽くまでも、第１号要件及び第２号要件との適合性のみによって決せられるものであり、本件撤回処分又はこれを取り消した本件裁決の適法性との関係で、同項３号以下の承認要件との適合性を問題とする余地はないと解される。

そして、「国土利用上適正且合理的ナルコト」と規定する埋立法４条１項１号は、「其ノ埋立ガ・・・」と規定する同項２号及び「埋立地ノ用途ガ・・・」

と規定する同項３号に照らすと、基本的には、一般的公益の観点から埋立ての可否を検討すべき旨を定める趣旨の規定であると解され、少なくとも環境の保全に関する個々人の個別的利益を保護する趣旨を含む規定であるとは直ちに解し難い。一方、同項２号は、埋立ての事業そのものによって生ずる可能性のある災害又は公害に起因する健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対し、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

以上から、埋立ての事業そのものによって生ずる可能性のある災害又は公害に起因する健康又は生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、本件撤回処分を取り消した本件裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、本件訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。

本件においては、X_1らが埋立事業によって生ずる可能性のある災害又は公害に起因する健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがある者に該当するとは認められない。

したがって、X_1らは、本件裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に該当せず、本件裁決の取消しを求める原告適格を有すると認められない（X_1ら控訴）。

⑻　諫早関係

諫早福岡高裁確定判決に対する請求異議控訴事件（福岡高裁令和元年（ネ）第663号、令和４年３月25日判決）

本件は、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業を行うＸ（国、原告・控訴人・被上告人兼相手方）が、佐賀地裁平成20年６月27日判決及び福岡高裁平成22年12月６日判決（以下、両判決を併せて「本件確定判決」という。）によって諫早湾に設置された潮受堤防の南北各排水門（以下「本件各排水門」という。）の開放を求める請求権（以下「本件開門請求権」という。）が認容されたY_1（被告・被控訴人・上告人兼申立人）らに対し、前記福岡高裁判決の口頭弁論終結後に、①漁獲量が増加傾向に転じたこと、地元関係者の反対等により対策工事が不可能になったこと、本件各排水門の開門の差止めを命ずる仮処分決定（以下「別件仮処分決定」という。）がされたことなどの事情が新たに生じ、Ｘが本件各排水門を開門しないことにもはや違法性は認められない、②①に加え、本件の解決に向けた交渉におけるY_1らの対応等も考慮すれば、本件確定判決に基づく強制執行は権利濫用に当たる、③国による多額の間接強制金の支払が、上記①及び②を補完する事情となるなどと主張して、本件確定判決の執行力の排除を求めたものである。

１審判決（佐賀地裁平成26年12月12日判決）は要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を一部棄却した。

（本件開門請求権の行使を認めるべき違法性があるかについて）前記福岡高裁判決は、口頭弁論終結時において、本件潮受堤防の締切りは違法であることを認めたものであって、対策工事の実施自体を内容とするものではなく、対策工事の実施を条件とするものでもない。国が異議事由として主張する事実関係のうち、口頭弁論終結後に生じた事実については本件潮受堤防の締切りが違法であるとの評価を妨げる事実が存在するとは認められない。請求異議の訴えにおいて、債務名義が確定判決の場合、異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られ、口頭弁論終結時に存在していた事実を異議事由として主張することは許されない。「防災上やむを得ない場合」とは、本件確定判決が認めた本件各排水門の防災機能を前提として、その機能を果たすためにやむを得ない場合であって、何らかの事由によって対策工事がされていないことを含むものとは解されない。

（別件仮処分決定がされたことが異議事由に該当するかについて）別件仮処分決定は、暫定的なものであるし、国とY$_1$ら以外の者との間に効力を生じるにすぎないから、本件確定判決により確定された国とY$_1$らとの間の権利関係は、別件仮処分決定によって何ら変更されない。

（Y$_1$らが強制執行を行うことが権利濫用又は信義則違反に該当するかについて）確定判決に基づく権利行使であっても、その権利行使が権利の濫用又は信義則違反となる場合には、請求異議の事由となると解され、当事者間の権利関係の性質及び内容、債務名義成立の経緯、執行に至った経緯等の事情を考慮して判断すべきである。Y$_1$らの漁業行使権は生活の基盤に関わる重要な権利であること、本件対策工事が実施されていないのは、本件関係自治体及び本件地元関係者が反対し、別件仮処分決定が出されたためであって、Y$_1$らに帰責事由はないこと、強制執行の申立てがされたが、具体的な執行処分の方法は間接強制の申立てにとどまっていること等の事情を総合すると、本件確定判決に基づく権利行使が権利濫用又は信義則違反となるとは認められない。

２審判決（福岡高裁平成30年７月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、１審判決のX敗訴部分を取り消し、強制執行の不許と停止を認めた。

現行漁業法では、漁業権の存続期間を法定し、共同漁業権については10年を存続期間として定めており、その延長を認めていないところ、これは、漁業権の内容の固定化を防ぎ、海況の変化、技術の進歩に応じて最も合理的な漁業権の内容とし、かつ、漁業権の主体を特定の者に固定させることなく、常に最も高度に漁場を使用する者に免許するようにするために、漁場計画制度を採用し、都道府県知事において、一定の期間ごとに漁業権の内容及びその行使主体を再検討する機会を設けたものと解される。海は、いわゆる公共用物であるところ、漁業法は、都道府県知事が、法定の資格を有する者に限り、物権とみなされる漁業権を付与することとしている。そうすると、漁業権は、物権とみなされる財産権であるが、行政庁の免許という行政行為によって設定される権利といえ、免許されない限り、

権利自体が発生することはない。また、他の多くの財産権と異なり、その存続期間が法定され、期間の経過により免許の効力が失われれば、権利自体も消滅する性質のものと解される。漁業権が存続期間の経過により消滅することは、現行漁業法における漁業権の本質的な内容というべきである。以上のような、現行漁業法の規定の内容、趣旨、漁業権の性質、内容等の事情を総合考慮すれば、漁業協同組合等に対して免許された共同漁業権は、法定の存続期間の経過により消滅すると解すべきであり、当該共同漁業権の消滅後に当該漁業協同組合等に対して新たに免許された共同漁業権は、飽くまでもその免許によって設定された新たな権利であり、当該共同漁業権とは別個の権利であって法的な同一性を有するものではないと解するのが相当である。本件確定判決の口頭弁論終結時点におけるY_1らの本件開門請求権及び漁業行使権が由来する、A漁業協同組合B支所、C漁業協同組合及びD漁業協同組合（以下「本件各組合」という。）に免許された５つの共同漁業権は、いずれも本件確定判決の口頭弁論終結後である免許期間の経過により消滅したものと認められる。そして、漁業行使権は、共同漁業権から派生する権利である以上、共同漁業権の消滅により、これに由来するY_1らが有する漁業行使権もそれぞれ消滅したものであるところ、漁業行使権に基づく開門請求権は、物権的請求権の性格を有するものであるから、その前提となる漁業行使権が消滅すれば、当然に物権的請求権である開門請求権も消滅することとなる。以上によれば、本件確定判決の口頭弁論終結後にY_1らの本件開門請求権が消滅したことが認められ、これが異議事由となることは明らかである。

最高裁判所は、令和元年５月22日付けで上告を棄却する決定をするとともに、上告受理申立て理由の一部につき上告を受理する決定をし、同年７月26日に口頭弁論を開いた。その後、同裁判所の判決（最高裁令和元年９月13日第二小法廷判決）は、要旨以下のとおり判示して、原判決を破棄し、原審に差し戻した。

本件各確定判決が、飽くまでも将来予測に基づくものであり、開門の時期に判決確定の日から３年という猶予期間を設けた上、開門期間を５年間に限って請求を認容するという特殊な主文を採った暫定的な性格を有する債務名義であること、前訴の口頭弁論終結日から既に長期間が経過していることなどを踏まえ、前訴の口頭弁論終結後の事情の変動により、本件各確定判決に基づく強制執行が権利の濫用となるかなど、本件各確定判決についての他の異議の事由の有無について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻す。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、１審判決のX敗訴部分を取り消し、強制執行の不許と停止を認めた。

（権利濫用又は信義則違反について）本件各組合に免許された５つの共同漁業権の対象となる主な魚種全体の漁獲量及び組合員として実際に漁業に当たっている者の一人当たりの漁獲量は、本件各確定判決の口頭弁論終結後、増加傾向にあり、その限度では、本件各確定判決の口頭弁論終結当時より侵害の程度は軽減し、

今後もこのような傾向が見込まれる。また、本件各排水門の適時・適切な閉門操作も、近時の気象状況等を前提にする限り、本件各確定判決の想定よりもより困難な状況にある。水害被害軽減のための対策工事も実現の目途が立たず、これを実施せずに本件各排水門を常時開放した場合、被害がより一層深刻となる可能性がある。さらに、本件各確定判決の口頭弁論終結時と比較して、本件各排水門を常時開放した場合に生じる営農上の支障は大きい。また、国が、別の司法判断により本件各排水門を開放してはならない旨の法的義務を負ったこと、本件確定判決と相容れない他の司法判断も複数されていること、Y_1らが受領した間接強制金が総額12億3,030万円であること等の事情も存在する。このように、本件各確定判決の口頭弁論終結時と比較して、Y_1らが有する漁業行使権に対する影響の程度は軽減する方向となる一方、潮受堤防の締切りの公共性等は増大する方向となった。よって、現時点（本件の口頭弁論終結時である令和３年12月１日）において、Y_1らの救済として作為等の請求までを認めるに足りる違法性があるとはいえない。以上によれば、現時点においては、Y_1らによる本件各確定判決に基づく強制執行は、権利濫用に当たり、又は、信義則に照らし、許されない（上告・上告受理申立て）。

⑼　その他

ア　憲法53条違憲国家賠償請求控訴事件（広島高裁岡山支部令和３年（ネ）第77号、令和４年１月27日判決）

本件は、国会議員であるＸ（原告・控訴人）が、憲法53条後段に基づき、内閣に対して臨時会の召集を要求したところ、内閣が、同要求後98日が経過するまで臨時会を召集しなかったことにつき、内閣は合理的な期間内に臨時会を召集するべき義務があるのにこれを怠った結果、国会議員としての権能を行使することができなかったとして、Ｙ（国、被告・被控訴人）に対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（110万円）を求めたものである。

１審判決（岡山地裁令和３年４月13日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を棄却した。

（内閣による臨時会の召集の決定が憲法53条後段に違反するかの法的判断に裁判所の司法審査権が及ぶかについて）憲法53条後段に基づく内閣の臨時会の召集は、単なる政治的義務ではなく、憲法上明文をもって規定された法的義務であると解される。また、同条後段は、その召集時期について明文上の定めを置いていないものの、内閣は、同条後段に基づく臨時会の召集要求がされた後、召集手続等を行うために通例必要な合理的期間内に臨時会を召集する法的義務があるものと考えられる。そうすると、内閣による同条後段に基づく臨時会の召集の決定の判断には、召集時期に係る判断も含め、高度な政治的判断が介在するものではなく、その判断が政治部門の判断に任され、最終的には国民の政治判断に委ねる事項とは解されないから、同条後段に基づく内閣による臨時会

の召集の決定は、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為として、司法審査の対象外であるということはできない。

（憲法53条後段に基づく臨時会の召集要求があった場合において、内閣は、個々の国会議員に対し、国賠法１条１項適用上の職務上の法的義務として、臨時会の召集を行うことを決定する義務を負うかについて）内閣が、臨時会を召集せず、あるいは不当に臨時会の召集を遅延したとしても、当該召集要求をした国会議員が被る不利益は、臨時会における自由な討論等を通じて「全国民の代表」としての国会議員の役割を果たすことができなくなるというものであり、国会議員個人の権利又は法律上保護される利益が侵害されたものということはできず、内閣が、個々の国会議員に対して負担する職務上の法的義務に違反したものと評価することはできない。また、召集要求をしなかった国会議員もその出席の機会を奪われることになるにもかかわらず、内閣が、召集要求をした個々の国会議員に対してのみ、臨時会を召集すべき義務を負うものと解して、国賠法１条１項に基づく損害賠償を認めるのは相当ではない。よって、憲法53条後段は、飽くまで「いづれかの議院の総議員の４分の１以上の要求」があった場合に、内閣において、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定する憲法上の義務を負わせるにとどまり、国賠法１条１項の適用上、個々の国会議員の法的権利又は法律上保護される利益として、臨時会召集要求権を規定したものとはいえず、内閣が、個々の国会議員に対して、臨時会の召集を決定すべき義務を負うものとは解されない。

本判決は、要旨以下①のとおり判断を付加し、控訴審における当事者の補足的主張に対する判断として②を加えた上で、１審の判断を維持して、Ｘの控訴を棄却した。

①（憲法53条後段の個々の国会議員における私益性の有無について）憲法53条後段に基づく臨時会召集要求権は、実質的に国会と内閣という機関相互間の権限の問題であり、同召集要求に参加した各個別の国会議員は、召集要求自体において、公益を離れ、あるいは公益に解消されない憲法上保障され又は保護されている権利利益（主観的利益である国賠法上保護される権利利益）を有しないというべきであるから、内閣が控訴人との関係で職務上の法的義務違背を生じることもないというべきである。

②（Ｘの国会活動の侵害の有無について）内閣による臨時会の召集要求に対する懈怠によって、国会との機関相互間における権限行使、不行使にとどまらず、Ｘの国賠法上保護される権利利益をも侵害されたときには、Ｘは、国民の権利義務ないし法律関係である国に対する国賠法１条１項に基づく損害賠償請求権を取得し得るところ、上記懈怠が直接侵害したといえるのは、Ｘの国会活動ではなく、本件召集要求（憲法53条後段に基づく臨時会召集要求権）である。臨時会召集要求権が実質的に国会の内閣に対する権限であり、これによって召

集されるべき臨時会において、Xとその余の議員が区別なく活動するのだから、Xの憲法53条後段による臨時会における国会活動が、憲法53条前段による臨時会と同様、格別に保護されるものでないことは明らかであり、本件召集要求に参加したXは、主観的利益である国賠法上保護される権利利益を有しないというべきである。しかも、Xが侵害されたと主張する国会活動は、臨時会が召集されたならばなし得たであろう国会活動を指しているにすぎず、Xが主張する国会活動の内容は、仮定的ないし抽象的な可能性をいうにとどまっているといわざるを得ない。国賠法１条１項は、仮定的ないし抽象的な可能性を保護の対象にするものではないから、内閣が仮定的ないし抽象的な国会活動の可能性を有するにとどまるXとの関係で法的義務違背を生じることもないというべきである（上告・上告受理申立て）。

イ　安保法制違憲国家賠償請求控訴事件（東京高裁令和２年（ネ）第76号、令和４年５月24日判決）

本件は、X_1（原告・控訴人）らが、⑴①内閣が平成26年７月に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行ったこと、②内閣が平成27年５月にいわゆる平和安全法制整備法及び国際平和支援法に係る各法律案の閣議決定及び国会への提出を行い、国会が同年９月に各法律案を可決成立させたこと（以下、⑴に係る各行為を「本件各行為」という。）、⑵①国が駆け付け警護の任務が付与された自衛隊の部隊を南スーダン共和国へ派遣したこと、②国が武器等防護の実施として海上自衛隊護衛艦によるアメリカ合衆国海軍艦船の護衛を行ったこと（以下、⑵に係る各行為を「本件各実施行為」という。）がいずれも憲法に違反して違法であり、X_1らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（１人当たり10万円）を求めたものである。

１審判決（東京地裁令和元年11月７日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

（平和的生存権について）憲法前文は、憲法の基本的精神及び理念を表明したものであって、そこに表明されたものが憲法本文の各規定を解釈する指針となり得ることがあるとしても、それ自体が具体的権利の賦与やその保障を定めたものと解し難く、憲法前文を根拠にして、個々の国民に対して平和的生存権という具体的権利ないし利益が保障されているものと解することはできない。また、憲法９条は、国家の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであり、同条を平和的生存権の根拠とすることはできず、憲法13条によっても、平和の概念が抽象的で、平和的生存権の具体的内容を認め難いことから、平和的生存権が控訴人ら個々人に具体的な権利ないし法的利益として賦与されたとはいえない。

（人格権について）本件各行為は閣議決定及び立法行為であり、それ自体がX_1らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為とは言い難く、また、現時点において我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、X_1らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものとは認め難い。また、X_1らが本件各行為により、戦争に巻き込まれて自分自身の身に危険が及ぶことへの恐怖等を覚えていることが認められるが、本件各行為は、政策決定ないし立法行為そのものであって、我が国の国民一般に及ぶものである。そのため、X_1らの精神的苦痛は、本件各行為を戦争への加担ないしテロ攻撃による被害を導くものとして理解を共通にする国民一般に広く生じ得る恐怖等とみるほかなく、意見表明や政治活動を通じて社会生活で回復されるべき事柄というべきであるから、社会通念上受忍すべき限度を超えたとはいえない。

（憲法改正・決定権について）憲法96条１項が、特定の問題に関する憲法改正の発議の有無につき、個々の国民に対して何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難い。X_1らが主張する精神的苦痛は、自らの信念が国会において尊重されず、強行採決等により蹂躙されたことによるものと解するとして、X_1らと同様の憲法解釈を共有する国民一般において生じ得る公憤ないし義憤とみるほかない。

（本件各実施行為について）本件各実施行為により我が国が他国から武力行使の対象とされているとは認められないから、X_1らについて生命、身体の安全や、平穏な生活を送る利益といったものが侵害されているとはいえない。

本判決も、X_1らが本件各行為及び本件各実施行為により侵害されたと主張する平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権は、いずれもその内実において国民各人の具体的な権利ないし法的利益であるとはいえず、本件各行為及び本件各実施行為によってX_1らの国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害はないから、これらの行為が国賠法１条１項において違法とはいえず、X_1らの請求は理由がないと判断するとして、１審の判断を維持し、X_1らの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

ウ　キャッシュレス・消費者還元事業に係る損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件（大阪高裁令和３年（ネ）第2088号、同第2538号、令和４年６月９日判決）

本件は、消費生活協同組合法に基づいて設立された法人（生協）であるＸ（原告・被控訴人兼附帯控訴人）が、Ｙ（国、被告・控訴人兼附帯被控訴人）の実施する「キャッシュレス・消費者還元事業」に係る補助金の交付事業（以下「本件事業」という。）に関し、加盟店登録の登録申請を行ったところ、①Ｙが、当初、Ｘのような消費生活協同組合についても加盟店として登録する旨の方針を示していたにもかかわらず、本件事業開始の直前に至って上記方針を撤回し、Ｘを加盟店として登録しないものとした行為及び②当初から課税所得要件を満たしても一定の事業規模を理由に加盟店登録を認めない方針であったのであれ

ば加盟店登録要領等にその旨を明示すべきところ、これを明示しなかった行為は、いずれも国賠法上違法であるとして、これらにより、本件事業開始に向けて拠出した費用相当額の損害を被ったとして、Ｙに対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（約2,765万円）を求めたものである。

１審判決（神戸地裁令和３年８月31日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を一部認容した。

（加盟店登録を認めなかったことの違法性について）最高裁昭和56年１月27日民集35巻１号35頁（以下「昭和56年判決」という。）は、地方公共団体が定めた一定内容の継続的な施策が、特定の者に対して上記施策に適合する特定内容の活動をすることを促す個別・具体的な勧告ないし勧誘を伴うものであり、かつ、その特定内容の活動が相当長期間にわたる上記施策の継続を前提として初めてこれに投入する資金又は労力に相応する効果を生じ得る性質のものである場合に形成された信頼に対しては法的な保護が与えられなければならず、かかる信頼を破壊してその者に対し損害を与える行為については違法性が認められるというものである。消費税率の引き上げに伴う施策として全国的に展開される本件事業の加盟店登録要件に関して、Ｙが一般的に公表した加盟店登録要領等によりＸに対し加盟店登録が行われるとの期待ないし信頼を惹起した本件において、昭和56年判決がそのまま妥当するものとは解されないが、他方で、行政主体が行う施策は多種多様であり、私人の経済活動との関わり方も施策ごとに異なるものと考えられるから、法的保護に値すべき私人の信頼は、昭和56年判決における判断枠組みに限って形成され得るものとは解されない。Ｙから本件事業の業務を委託された一般社団法人Ａが作成した加盟店登録要領及び加盟店登録マニュアルの記載は、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、農協・生協等が、登録加盟店となり得る中小事業者に該当するか否かは、専ら課税所得要件によって判定され、これを満たす以上は加盟店登録の対象となることが定められていると理解されるものといえる。そうすると、Ｙが加盟店登録要領等を特設ホームページ等で公表したことは、加盟店登録を受けて本件事業に参加することについての明確な動機づけ行為であるといえ、これによってＸが高度の信頼を形成したものと評価できる。Ｘは、本件事業に適合するようにポイント還元を開始するに当たって、本件事業開始日前に加盟店に登録されるという見通しのもとで、レジシステムの改修、コピカカードの増刷及びチラシ作成などの準備を進めるほかなかったものと認められる。このように、本件事業の開始に向けた準備行為に要した支出は、本件事業への参加ができず無駄になったものと認められ、社会通念上看過し得るものということはできない。加盟店登録要領及び加盟店登録マニュアルの記載は、生協・農協等については課税所得要件を満たす限り加盟店登録の対象となる旨を明確かつ具体的に示すものであり、事業規模によっては、「本事業の目的・趣旨から適切でないと経

済産業省及び補助金事務局が判断する者」という加盟店登録要領の除外規定の適用により、加盟店登録の対象外となることは読み取れない。したがって、Yは、加盟店登録要領を公表した時点では、課税所得要件を満たした全ての農協・生協等の加盟店登録を認める方針であったにもかかわらず、Xの加盟店登録申請後になって、課税所得要件以外の事情も考慮する方針に変更したものと認めるほかない。以上によれば、Xの加盟店登録の対象であるとの信頼については、法的保護に値する利益に当たると認められ、Yが上記方針変更を行ったことは、Xの信頼を不当に破壊するものとして、国賠法上違法となると認められる。

本判決は、本件には昭和56年判決がそのまま妥当するものではない旨の原審の判示部分を削除し、同判決の規範を用いて判断することにして、以下のとおり、上記①の争点に係る国の追加主張に対する判断を付加した上で、原審の判断を維持した。また、控訴審において新たにされた同②の争点に係るYの主張に対する判断を付加した。

（①について）Y及び一般社団法人Aは、加盟店登録審査に関する裁量基準として加盟店登録要領等を作成して公表しているのであり、その裁量権の公平な行使の確保、平等取扱いの原則、相手方の信頼の保護といった要請から、合理的な理由がない限り、当該基準に従って審査をすることが求められる。これに伴い、加盟店登録の申請者においては、加盟店登録要領等に従った取扱いがされるものと予測し、それを信頼して準備行為等を行うのであり、このような申請者の信頼は、法的保護の対象となるというべきである。そして、本件における加盟店登録要領等は、農協・生協等について、課税所得要件を満たせば登録を認めることにしており、事業規模等を理由に対象外とはしない内容であって、これを信頼して準備行為を行ったXの信頼は、法的に保護されるべきものである。

（②について）事業規模判定のための考慮項目等を例示的に掲げ、課税所得要件を満たしても事業規模によっては加盟店登録の対象外となる可能性があることを記載することは可能かつ容易であり、このような記載をすることなく、農協・生協等については課税所得要件を満たせば事業規模を理由に対象外とはならないと誤信させる記載をした行為は、国賠法上違法である（確定）。

エ　マイナンバー（個人番号）利用差止等請求控訴事件（東京高裁令和２年（ネ）第2740号、令和４年８月４日判決）

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づき、個人番号の付番を受けたX1（原告・控訴人）らが、番号利用法及び同法に基づく個人番号の収集、保存、利用及び提供の制度（以下「番号制度」という。）により、憲法13条で保障された自己情報コントロール権としてのプライバシー権等を侵害されたと主張して、Y（国、被告・被控訴人）に対し、個人番号の収集、保存、利用及び提供

の差止め並びにYが保存するX1らの個人番号の削除を求めるとともに、国賠法１条１項に基づき、慰謝料等の支払を求めたものである。

１審判決（新潟地裁令和２年６月11日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X1らの請求を棄却した。

憲法13条の保障する個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解されるが、個人に関する情報について、憲法13条が、その内容や性質、開示の態様等の差異を一切考慮することなく、およそ情報の収集、保存、利用及び提供のあらゆる場面において、当該個人の同意がなければ一切開示又は公表されない自由を当該個人に保障しているとまで解することはできないし、自己の意思に基づかずにあらゆる情報ネットワークシステムに接続されない自由を保障しているとも解し難い。番号利用法で取り扱われる情報については、住基ネット制度と比較すると、より情報量としても多く、より個人の私生活に近い情報が取り扱われるものといえるが、番号制度は、行政運営の効率化、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保並びに国民の負担の軽減及び利便性の向上という正当な行政目的に資するものであり、法令又は条例の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表がされることのないよう、番号利用法において、利用範囲を明示的に限定し、個人情報保護委員会による監督制度を設けるなどの制度上の仕組みを設け、また、外部及び内部からの不正アクセス等を防止し、データマッチング等がされることのないよう、システム技術上の様々な保護措置を採っていることが認められる。したがって、番号利用法及び番号制度は、X1らの、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を制約するものであるとはいえず、直ちに違憲であると認めることはできない。

本判決は、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、１審の判断を維持して、X1らの控訴を棄却した。

（番号利用法19条15号及び17号の違憲性について）番号利用法19条は、特定個人情報の提供を原則として禁止し、同条各号に定める場合にはこれを許容するものとし、同条15号は、具体的な事由を列挙し、それらの事由と同様の公益上の必要性がある場合を政令で定めて、特定個人情報の提供を認めることとするという委任の趣旨が明らかにされ、受任機関に対する指導等が指示されているといえる。

また、同条17号は、同条１号ないし16号に準ずる場合を個人情報保護委員会規則で定めて、特定個人情報の提供を認めることとするという委任の趣旨が明らかにされ、個人情報保護委員会に対する指導等が指示されているといえる。したがって、番号利用法19条15号及び17号は白紙委任とはいえず、憲法41条に違反しない。

（番号利用法19条15号及び17号を受けて制定された政令及び個人情報保護委員会規則は委任の範囲を逸脱するものであるかについて）番号利用法施行令25条及び別表には、特定個人情報の提供が許容される場合が規定されているところ、いずれも番号利用法19条15号で列挙されている事由と同様の公益上の必要があるといえるから、同施行令25条及び別表は、同法19条15号による委任の範囲を逸脱するものではない。また、特定個人情報提供規則で定められた行政書士法における事務所への立入検査等は、監督官庁等における監督等のための検査や調査等の実効性を確保させるため、公益上の必要性が認められるから、番号利用法19条１号ないし16号の各列挙事由に準ずるものと解される。したがって、特定個人情報提供規則は、番号利用法19条17号による委任の範囲を逸脱するものではない（確定）。

オ　地位確認等請求控訴事件、同附帯控訴事件（被保佐人警備員国賠事件）（名古屋高裁令和３年（ネ）第833号、同令和４年（ネ）第182号、令和４年11月15日判決）

本件は、警備会社において警備員として勤務中、保佐開始の審判を受け、警備員の欠格事由であった「被保佐人」（警備業法14条１項及び令和元年法律第74号による改正前の３条１号。以下「本件規定」という。）に該当したため、同警備会社を退職したＸ（原告被控訴人兼附帯控訴人）が、本件規定が憲法に反することが明白であったにもかかわらず、国会がこれを廃止する立法措置を長期間講じなかったため、本件規定によって退職を余儀なくされ、精神的損害を被ったと主張し、Ｙ（国、被告・控訴人兼附帯被控訴人）に対し、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（100万円）を求めたものである。

１審判決（岐阜地裁令和３年10月１日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を一部認容した。

本件規定による制限は、職業選択の自由に対する強力な制限であり、本件規定を含む欠格事由は、警備業務の不適正な実施により他人の権利や自由が侵害されるおそれがあることに鑑み、あらかじめ警備業務の適正な実施を期待できない類型の者を排除し、警備業務の実施の適正を図ることで、国民の生命、身体、財産等に対する危険を防止するという目的によって定められたものであり、社会公共にもたらされる弊害の防止を目的とした消極的、警察的目的の規制措置である。したがって、本件規定を設けた立法府の判断が、その合理的な裁量の範囲内にとどまるというためには、それが重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であって、より緩やかな規制によっては上記の目的を十分に達成できないと認められることを要する。

この点、被保佐人（準禁治産者）に係る欠格事由を設けなかった場合に、違法・不当な警備業務の実施により国民の生命、身体、財産等が害されるおそれがあるというのは、単なる観念上の想定にすぎず、昭和57年の警備業法改正当

時、準禁治産者について欠格事由を設けなければ、警備業務の実施の適正を図り、国民の生命、身体、財産等に対する危険を防止するという立法目的を達成できない状況であったとまでは認められない上、何らかの欠格事由を設けるとしても、現行の警備業法３条７号のような個別的審査規定を設けることで上記立法目的を達成することが可能であった。

以上によれば、本件規定による制限は、本件規定を設けた昭和57年の改正当時から、上記立法目的のために必要かつ合理的な措置であるとはいえず、より緩やかな規制によっては上記立法目的を達成できないとは認められないものであり、本件規定を設けるに当たり、その必要性と合理性に関する立法府の判断が合理的裁量の範囲内にとどまっていたとはいえないことから、憲法22条１項に反する状態であった。また、本件規定は、被保佐人（準禁治産者）である者のみを区別して警備員から排除する規定であるところ、上記のとおり合理性が認められない状況であり、憲法14条１項にも反する状態であった。

平成22年７月に、成年後見制度研究会が発表した研究報告において、各法令の成年被後見人等に関する資格制限について、ノーマライゼーションの理念等に照らしその必要性等を慎重に検討する必要があるとの検討結果が示されており、その頃には、本件規定が被保佐人の職業選択の自由を合理的な理由なく制約していることが、国会にとっても明白であった。したがって、平成22年７月頃から遅くとも本件退職時点までに本件規定を改廃しなかった国会の立法不作為は国賠法１条１項の適用上違法である。

本判決も１審の判断を維持し、Ｙの控訴を棄却し、Ｘの附帯控訴を一部認容した（国上告・上告受理申立て）。

カ　国家賠償請求事件（ＤＮＡ型・指紋等抹消請求訴訟）（名古屋地裁平成30年（ワ）第3020号ほか、令和４年１月18日判決）

本件は、暴行事件につき無罪判決を受けて確定したＸ（原告）が、検察官の公訴提起により精神的苦痛を受けたとして、Ｙ（国、被告）に対し、損害賠償を求めるとともに、捜査の際に取得されたＸの指紋、ＤＮＡ型、顔写真及びＸ所有の携帯電話の各データを無罪判決確定後もＹが保有し続けることはプライバシー権の侵害であると主張して、人格権に基づきその抹消を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を一部認容した。指紋及びＤＮＡ型は、個人の私生活の核心領域に属する情報、思想信条等の内心の深い部分に関わる情報、病歴や犯罪歴等に関する情報といった秘匿性の高い情報とは言い難く、これと同程度に慎重に扱わねばならない情報とまではいえないが、識別性、検索性を備えており、氏名等に比べればより高い秘匿性が認められるべきものであり、みだりに利用されない自由が保障されるものと解され、これらの自由も公共の福祉のために必要があるときは相当な制限を受けることはあ

り得る。また、指紋及びＤＮＡ型の取得は、後に使用することを企図して行われるのであるから、取得が許される場合には同時に使用することも許されるものと解される。もっとも、これらをデータベース化することで半永久的に保管し、使用することが直ちに許されるかは別途考慮する必要がある。データベースは、情報の漏出や誤って用いられるおそれがないとは断言できないものであり、また、継続的に保有されるとした場合に将来どのように使われるか分からないことによる一般的な不安の存在や被侵害意識が惹起され、結果として国民の行動を萎縮させる効果がないともいえないことなどからすれば、何の不利益もないとは言い難いのであって、みだりに使用されない自由に対する侵害があるといわざるを得ない。また、被疑者写真については、容貌・姿態は加齢等によっても変容するものであるから、指紋及びＤＮＡ型といささか性質が異なるが、みだりに撮影されない自由が認められるものであり、データベース化して使用する問題は共通するものであるから、基本的に指紋及びＤＮＡ型と同様に論じることが可能である。本件のように、刑事裁判において、犯罪の証明がなかったことが確定した場合については、継続的保管を認めるに際して、データベース化の拡充の有用性という抽象的な理由では不十分であり、余罪の存在や再犯のおそれ等があるなど、当該被疑者との関係でより具体的な必要性が示されることを要するというべきであって、これが示されなければ、「保管する必要がなくなった」と解するべきであり、この場合には、指紋、ＤＮＡ型及び被疑者写真をみだりに使用されない利益が人格権を基礎に置いているものと解することは可能であるから、訴訟において、人格権に基づく妨害排除請求として抹消を請求できるものと解するのが相当である。Ｘ所有の携帯電話の各データについても、私生活上の営みに関する情報が多数含まれていると考えられることに照らし、同データを取得されない自由を有すると解するのが相当であるが、検察庁が無罪判決確定後も同データを保管し続けていることは、専ら刑事確定訴訟記録法等の定めるところによるものである。この記録の保管は、刑事裁判や捜査の記録を一定期間保管しておくことを目的とするものであると解されるところ、同データを提供したことについてのＸの承諾の範囲を超えて、同データの保管がされているとは言い難い。そうであるとすれば検察庁において同データを保管し続けることにより、Ｘの同データを取得されない自由が違法に侵害されているものとはいえない。したがって、この点の請求には理由がない（国控訴）。

キ　自衛隊南スーダンＰＫＯ派遣差止等請求事件（札幌地裁平成28年（ワ）第2407号、令和４年３月８日判決）

本件は、自衛隊員の親であるＸ（原告）が、Ｙ（国、被告）が国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「ＰＫＯ協力法」という。）６条１項による「南スーダン国際平和協力業務実施計画」に基づいて自衛隊員及び

装備品を南スーダン共和国内等に派遣又は輸送し、同法等に基づく活動（以下「本件活動」という。）を行ったことにより、平和的生存権を侵害され、精神的苦痛を被ったとして、Ｙに対し、①平和的生存権に基づく本件活動の差止め（以下「本件差止請求」という。）及び②国賠法１条１項に基づき損害賠償（20万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を棄却した。

（民事訴訟手続における本件差止請求の適法性について）本件活動は、防衛大臣がＰＫＯ協力法に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせる命令（以下「本件命令」という）。を発し、これに基づいて行われるものであり、派遣要員の撤収（撤退）は、本件命令に基づいて派遣された部隊等の要員が本件実施計画等に定められた任務の終了により行う事実行為であるから、これらの過程において、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することを法律上認められた行為は存在しない。また、ＰＫＯ協力法等の関係諸法令において、防衛大臣が本件命令を発するに当たり、自衛隊の派遣によって性質上必然的に伴う国民の何らかの被害を考慮すべきことを定めた規定は見当たらないから、本件命令やそれに基づく派遣等をもって、それに必然的に伴う何らかの不利益な効果を受忍することを国民に直接義務付けるものとみることもできない。そうすると、本件差止請求の対象とされているものは、「行政庁の処分その他公権力の行使」には当たらず、本件差止請求が公権力の行使の取消変更、又はその発動を不可避的に包含するものとはいえないから、民事上の請求として本件差止請求をすることが不適法であるとはいえない。

（平和的生存権の具体的権利性一般について）憲法前文は憲法の「崇高な理想と目的」を示すものであり、基本的人権は第３章の各規定によって保障する趣旨であると解するのが自然であること、「平和」という概念が多義的に解釈され得るものであり、それを達成し確保するための手段や方法も複雑に変化する国際情勢に応じて多種多様なものがあり得ることに照らすと、憲法前文から直ちに平和的生存権が具体的な権利として保障されているものと解することはできない。また、憲法９条は国の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであって、具体的な国民の権利を直接保障したものと解することはできない。さらに、憲法13条を含む第３章の各規定についても、平和という概念の多義性等に照らすと、同規定から平和的生存権の内容を一義的に導き出すことは困難といわざるを得ない。したがって、平和的生存権が一般的にみて具体的な権利であり、国賠法上も保護された権利ないし利益であるということはできない。

（Ｘが主張する具体的な権利内容について）Ｘが、自らの子を含む自衛隊員の生命侵害それ自体が原告自身の利益を侵害するものであるとの心情を有していても、これによって、当該自衛隊員とは別の人権享有主体であるＸ自身の権

利が侵害されたとみることはできない。また、Xを含む自衛隊員の家族が抱く不安等は、当該自衛隊員の生命身体等に危害が生じ又はその危険があることに由来して生じるものであって、不安等を感じる主体に家族が含まれるとしても、その侵害される権利ないし利益の主体は当該自衛隊員自身である。個人の生命身体等の法益は飽くまで当該個人に帰属し、その法益の侵害に対しては当該個人がその自由な意思に基づいて侵害からの回復ないし侵害の予防を求めて権利を行使するものであるから、その侵害に対して家族が不安を感じたからといって、直ちに当該家族の法的に保護される利益が侵害されたとみることはできない（控訴）。

行政訟務課

法務省組織令第48条、第51条

令和４年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1　新たに提起された事件

⑴　情報公開・個人情報保護関係

行政文書不開示決定処分取消等請求事件（東京地裁令和４年（行ウ）第279号）

本件は、国会議員であるX（原告）が、内閣府日本学術会議事務局長に対し、「平成30年に内閣府と内閣法制局との間で、総理大臣は日本学術会議の会員の推薦に対して任命拒否が可能（総理は推薦のとおりに任命しなければならない法的義務はない）との旨の法解釈を整理する過程において、内閣府より内閣法制局に提出した全ての資料」について、行政文書開示請求をしたところ、同事務局長が、その一部を不開示とする決定をしたことから、当該決定の取消し及び不開示とされた部分の開示決定の義務付けを求めるものである。

⑵　選挙関係

ア　参議院議員通常選挙無効請求事件（東京高裁令和４年（行ケ）第13号ほか）

本件は、令和４年７月10日施行の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙（以下「本件選挙」という。）について、各選挙区の選挙人である原告らが、本件選挙の議員定数配分を定めた公職選挙法の規定は、人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき行われた本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条の規定に基づき、本件選挙を無効とすることを求めるものである。

なお、同種訴訟として、「一人一票実現国民会議」を主導する弁護士グループが全国14の高等裁判所及び高等裁判所支部（計14件、本件を含む。）に一斉提訴したほか、別の弁護士グループも同種訴訟を東京高等裁判所及び広島高等裁判所に提訴している。

イ　受刑者選挙権確認等請求事件（東京地裁令和４年（行ウ）第369号）

本件は、令和３年10月31日施行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに令和４年７月10日施行の参議院議員通常選挙の際に、選挙人名簿に登録されていたものの、服役中であったため、公職選挙法11条１項２号により投票することができなかった原告が、同号は憲法15条１項及び３項、79条２項及び３項、43条１項並びに44条ただし書に違反し、当該憲法違反が明白であるのに、国会が長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったなどと主張して、主位的に次回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに参議院議員通常選挙（以下「次回選挙等」という。）において投票することができる地位にあることの確認、予備的に懲役刑の執行を受けていることをもって次回選挙等において投票をさせないことの違法確認及び国賠法１条１項に基づく損害賠償（３万円）を求めるものである。

⑶　その他

ア　漁獲割当割合と漁獲量決定の取消等請求事件（東京地裁令和４年（行ウ）第45号ほか）

本件は、かつお・まぐろ漁業の許可を受けている漁業者であるX_1（原告）らが、農林水産大臣から受けたくろまぐろ（大型魚）の漁獲割当割合及び年次漁獲割当量（以下「漁獲割当割合等」という。）の各設定処分（以下「本件各処分」という。）について、本件各処分は漁業法17条３項の委任に基づく農林水産省告示が定めた基準に従ってされたものであるところ、上記告示は法の委任の範囲を超える違法なものであるため、本件各処分も違法である等と主張して、本件各処分の取消し及びX_1らが求める漁獲割当割合等の各設定処分をすることの義務付け等を求めるものである。

イ　元首相国葬差止等請求事件（横浜地裁令和４年（行ウ）第48号ほか）

本件は、原告らが、元内閣総理大臣が死亡したことに伴い、令和４年９月27日に行われた国葬儀（以下「本件国葬儀」という。）について、本件国葬儀の実施には法的根拠がないなどとして、①令和４年７月22日に本件国葬儀を行うことを決定した閣議決定に基づく予算執行が無効であること、②本件国葬儀の開催を決定した閣議決定が無効であること及び③本件国葬儀の実施が憲法14条、19条及び20条２項に違反することの確認を求めるとともに、本件国葬儀が手続上も違法であり法的根拠もなく実施されたものであるとして、国賠法１条１項に基づき損害賠償（２円）を求めるものである。

ウ　嘉手納基地及び普天間基地における航空法上の義務付け等請求事件（那覇地裁令和３年（行ウ）第10号）

本件は、米軍嘉手納基地又は米軍普天間基地の周辺に居住する住民である原告らが、航空機騒音による健康被害を始めとした各種被害を理由に、米軍に対して人格権に基づく航空機の離着陸に係る差止請求権を有する地位にあること及び一定の米軍機の飛行騒音に曝露されない権利ないし地位を有すること又は

同騒音に曝露されている状態は違法であること等の確認を求めるとともに、国に対して、国賠法１条１項に基づく損害賠償及び米軍機に対して航空法に基づく「指示」等を行うよう義務付けを求めるものである。

2　判決・決定等があった事件

⑴　情報公開・個人情報保護関係

ア　学校法人Ａへの国有地払下げに係る情報公開等請求上告・上告受理事件（最高裁令和３年（行ツ）第232号、同年（行ヒ）第303号、令和４年２月22日第三小法廷決定）

本件は、Ｘ（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき、近畿財務局長に対し、学校法人Ａへの国有地の貸与、売払いに係る面談・交渉等に関する内容等を記録した行政文書の開示を請求したところ、同局長から、一部不開示決定（以下「本件処分」という。）を受けたため、本件処分が違法であることの確認及び不開示文書を開示することの義務付けを求めたものである。

その後、近畿財務局長が本件処分において不開示とした文書（以下「本件文書」という。）を追加開示したことから、Ｘは、本件文書を故意に隠蔽、隠匿して不開示としていたなどと主張し、国賠法１条１項に基づき慰謝料等（1,100万円）の支払を求める訴えの変更を行った。

１審判決（大阪地裁令和２年６月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの国賠請求につき一部認容した。

本件文書は、財務省による調査の過程において、財務省及び近畿財務局の職員が手控えとして保有し、廃棄されずに残っていることが確認された応接録のほか、財務省及び近畿財務局のサーバ及び職員のコンピュータ上に残された電子ファイルの探索等により確認できた応接録であるところ、前者は、元来、組織的に用いるものとして作成されたものであって、廃棄の経緯等によっては、純粋な職員個人の手控えとして保有されていたものとは認め難く、また、後者は組織的に用いるものとして保有されていたことが認められるから、近畿財務局が、本件処分時に本件文書の少なくとも一部を行政文書として保有していたことは明らかというべきであり、本件処分において本件文書について「文書不存在」を理由として不開示としたことは、情報公開法上、明らかに違法である。また、財務省理財局及び近畿財務局における応接録の廃棄は、国会審議において学校法人Ａの案件についての更なる質問につながり得る材料を極力少なくすることを主たる目的として、組織的に行われたものであり、また、理財局長の国会答弁や財務省理財局の会計検査院への回答と矛盾しないようにするために、応接録についての開示請求に対して、その都度、「文書不存在」を理由に不開示決定がされていた中で、Ｘに対しても、本件処分が行われた。このような学校法人Ａの案件をめぐる問題の事案としての性質や本件処分に至る経緯に加え、

近畿財務局の職員は、保存期間が終了した応接録が必ずしも全て廃棄されず、保存されたままとなっている状況を認識していたことも踏まえると、当該行政機関の長である近畿財務局長が、本件対象文書に該当する行政文書として少なくとも本件文書の一部が存在していることを認識していなかったなどとは到底考えられない。近畿財務局長は、近畿財務局が保有していた行政文書を意図的に存在しないものとして扱い、本件処分を行ったというほかなく、このような近畿財務局長の行為が、国賠法上、故意の違法行為に該当することは明らかというべきである。

２審判決（大阪高裁令和３年７月16日判決）は、控訴審におけるＸの補充主張について、以下のとおり判示したほか、原審の判断を維持し、Ｘの控訴を棄却した。

近畿財務局において学校法人Ａに関する応接録を保管していた職員の数、応接録の廃棄が伝達された日、平成29年２月24日時点における応接録の廃棄状況、文書管理を徹底すべきとの趣旨が伝達された日は、現時点においてはいずれも不明というのであり、その文書管理の実情はずさんであるというほかはない。そして、このようなずさんな文書管理の結果、本件処分により不開示とされた文書の数等が明らかにされないこととなった点に関し、違法に不開示とされた文書の数等は違法性の程度に影響するものとして、Ｘの慰謝料額を算定する際の一事情となるというべきである。しかし、Ｘの請求は人格的利益を侵害されたことを理由とするものであるところ、補正の上で引用した原判決挙示に係る事情のほか、前記事情を斟酌しても、原判決が認定したＸの損害額が少額に過ぎるとはいえない。

最高裁判所は、Ｘの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ　行政文書不開示決定処分取消等請求事件（東京高裁令和３年（行コ）第159号、令和４年４月14日判決）

本件は、学校法人Ａ学園（以下「Ａ学園」という。）が行ったＢ大学獣医学部（以下「本件獣医学部」という。）の設置認可申請に関する行政文書（①本件獣医学部の校舎の平面図、②Ａ学園が建設業者との間で締結した契約書及びそれに関する見積書等、③校舎等の設計図、④Ａ学園が文部科学省からの提出の依頼を受けて任意に提出した議事録）につき、文部科学大臣に開示を求めたＸ（原告・控訴人）が、同大臣から、対象文書の一部に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）５条各号所定の不開示情報が記載されているとして、当該部分を不開示とし、その余を開示する旨の行政文書一部開示決定を受けたため、不開示とした部分（以下「本件不開示部分①」などという。）の取消しを求めるとともに、各不開示部分の開示決定の義務付けを求めたものである。

１審判決（東京地裁令和３年５月18日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの義務付けに係る訴えを却下し、その余の請求を棄却した。

（本件不開示部分①について）本件不開示部分①は、本件獣医学部の校舎の平面図であるところ、これを開示すれば、不審者の侵入とその後の犯罪を容易にする可能性があるなど、公にすることにより、Ａ学園の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められ、情報公開法５条２号イの不開示情報に該当する。

（本件不開示部分②について）本件不開示部分②は、Ａ学園が建設業者との間で締結した契約書及びそれに関する見積書等であるところ、これらの情報が開示された場合には、Ａ学園及び当該建設業者は不利な条件での事業上の競争や価格交渉等を強いられ、Ａ学園や当該建設業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められ、情報公開法５条２号イの不開示情報に該当する。

（本件不開示部分③について）本件不開示部分③は、本件獣医学部を設置するための審査の過程で入手した校舎等の設計図であるところ、公にすることにより、部外者の不法侵入の犯罪を誘発するおそれがあり、また、建設業者の権利、競争上の地位その他の正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められ、情報公開法５条２号イの不開示情報に該当するほか、これが公開された場合には、今後、学校の設置や学部の新設に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、情報公開法５条６号柱書きの不開示情報に該当する。

（本件不開示部分④について）本件不開示部分④は、本件獣医学部を設置するための審査の過程において、Ａ学園が文部科学省からの提出の依頼を受けて任意に提出した議事録であるところ、Ａ学園の事業運営に係る様々な内容が記載されており、その中には民間企業としてのＡ学園の運営上の意思決定の形成過程や経営戦略等の内部情報等が記録されているものと推認することができる。これらの情報を公にした場合、他の学校法人等には知られたくない運営上の意思決定の形成過程や経営戦略等の内部情報が明らかになり、Ａ学園の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であると認められ、情報公開法５条２号イ所定の不開示情報に該当する。また、当該議事録が公開された場合には、今後、学校法人の関係資料の提出等の情報提供への協力をちゅうちょさせるおそれがあり、学校の設置や学部の新設に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、情報公開法５条６号柱書きの不開示情報に該当する。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、本件不開示部分④について判断を改めたほかは、１審の判断を維持した。

（本件不開示部分④について）開示請求書（Ａ学園とＣ市との間で結ばれた本件獣医学部新設に関する基本協定書に基づいてされたＡ学園理事会の議決書

等の開示を請求するもの）の文言に照らせば、対象文書には基本協定書の締結についての審議の情報に限らず、基本協定書の条項に基づく理事会の議決の審議情報も含むものと解すべきであり、本件不開示部分④のうちＡ学園理事会決議録については、本件開示請求の対象文書に該当する。また、同決議録は、別件開示請求において文部科学大臣により全部開示済みの文書であり、情報公開法５条２号イの不開示情報に該当しないことは明らかであることから、本件一部開示決定のうち同決議録を開示しなかった部分は違法である（確定）。

ウ　行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件（東京高裁令和２年（行コ）第225号、令和４年11月30日判決）

本件は、平成23年３月11日東北地方太平洋沖地震及び同地震に伴う津波により、東京電力福島原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）の発生後政府が設置した「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」が作成した聴取結果書（771名分）について、X_1（原告・控訴人）ら６名が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき、それぞれ開示請求をしたが、その全部又は一部を不開示とする旨の各決定を受けたため、これらの各決定（ただし、変更決定により開示することとされた文書に係る部分を除く。）の一部の取消しを求めるとともに、同部分の開示決定の義務付けを求めたものである。

１審判決（東京地裁令和２年10月１日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの取消請求をいずれも棄却し、義務付けの訴えに係る部分は不適法であるとして却下した。

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」という。）は、本件事故の原因等の調査、検証を目的として設置された機関であるが、本件事故の関係者等からの資料の収集やヒアリング等の調査を強制的に実施する権限はなく、上記目的を達成するためには、本件事故の関係者等の任意の協力を確保する必要があったことから、第１回会合において、政府事故調が責任追及を目的とした調査や検証は行わない旨を明確に打ち出し、その旨がヒアリング開始前に報道等により周知され、さらに、ヒアリングを原則として非公開で行うことや、ヒアリングで得た供述内容を責任追及の目的で使用しないこと等を内容とするヒアリング方針について第２回会合において異論なく申合せがされ、被聴取者772名に対するヒアリングのほぼ全てが、当該申合せ後に実施されたものであること等からすれば、被聴取者は、被聴取者の特定につながる部分や、被聴取者が非開示を希望する部分（以下「本件不開示希望情報」という。）を除き、必要な範囲に限って聴取結果書を開示することがあることを前提としてヒアリングに応じていたものと認めることができ、このことは、各ヒアリングの冒頭にその旨の説明が明示的に行われたか否かにかかわらない。仮にこの前提に反して不開示希望情報を公開すると、将来における

重大事故調査等において、関係者の協力を得るために本件ヒアリング方針と同様の方針を定めたとしても、これが遵守されることに対する信頼を得られないことから、関係者の任意の協力を十分に確保することができなくなるおそれが生じ、同種の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえ、本件不開示希望情報は情報公開法５条６号所定の不開示情報に該当する。また、本件事故直後の時期において、東京電力や国の施設に対する犯罪行為、東京電力役職員に対する差別、中傷及びプライバシー侵害、原子力発電所行政に関わる公務員に対する批判等が行われていたこと、本件事故以降、原子力発電の維持継続の是非等が大きな政治的争点となっていること、本件事故への対応等に関して東京電力役員に対する強制起訴が行われたほか、国、東京電力に対して損害賠償請求を求める民事訴訟が提起されていること等から、被聴取者は、ヒアリングの実施時点において、東京電力関係者を中心として民事上又は刑事上の責任追及の対象とされるおそれや、被聴取者が本件事故に関与した者であるということのみをもって、本人や家族等の関係者が嫌がらせを受けるおそれ等もあったといえるところ、本件不開示希望情報が公になれば、本件事故の関係者であること等が公になることにより上記のおそれが顕在化し、そのようなおそれは客観的に認められることから、本件不開示希望情報を開示することは、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるといえ、本件不開示希望情報は情報公開法５条５号所定の不開示情報に該当する。

本判決は、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、１審の判断を維持して、X_1らの控訴を棄却した。

本件不開示希望情報は、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議及び検討等に関する情報を公にすることにより、将来行われることがあり得る同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合（将来行われることがあり得る同種の意思決定のための資料の収集に支障を生じることを含む。）には、情報公開法５条５号に該当すると解されるところ、本件不開示希望情報を公にした場合には、本件ヒアリング方針が遵守されることに対する信頼が損なわれ、将来における重大事故等の調査において関係者の任意の協力を得られなくなり、調査事務のための資料の収集に支障を生ずるおそれがあるといえる。また、政府事故調が任務を終えているか否かで特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるか否かの事情が変わるものではない（上告・上告受理申立て）。

⑵　法務行政関係

台湾で出生し戦後日本国籍を喪失した者からの国籍確認請求上告受理申立て事件（東京高裁令和４年（行ノ）第102号、令和４年10月27日決定）

本件は、第二次世界大戦前、日本の領土であった台湾において、日本国籍を有していた台湾出身の両親の間に出生して日本国籍を取得したX_1（原告・控訴人・

上告人兼申立人）らが、日本国との平和条約（昭和27年条約第５号。いわゆるサンフランシスコ平和条約。以下「対日平和条約」という。）又は日本国と中華民国との間の平和条約（昭和27年条約第10号。以下「日華平和条約」という。）の発効に伴い、日本国籍を喪失したとする扱いを受けてきたところ、かかる扱いは上記各平和条約の解釈を誤ったものであると主張して、日本国籍を有していることの確認を求めたものである。

１審判決（東京地裁令和４年１月11日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

平和条約の発効による日本国籍の喪失について、対日平和条約は、台湾に属する領土に対する主権を放棄することに伴い、台湾に属すべき人の日本国籍を喪失させて日本の対人主権に服すべき法律関係を消滅させる趣旨であると解することが、同条約２条（b）項の合理的な解釈であるというべきであるが、対日平和条約の発効と同時期に締結された日華平和条約において、中華民国の国民には、台湾及び澎湖諸島の全ての住民及び以前にそこの住民であった者並びにそれらの子孫で、台湾等において中華民国が現に施行し、又は今後施行する法令によって中国の国籍を有するものを含むものとみなす旨が定められたことに照らして、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有していたX_1らは、日華平和条約の発効日において、いずれも日本国籍を喪失したものといえる。また、日中共同声明により日華平和条約が破棄され、日本国政府が中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認したとしても、台湾が日本の領土に属しないことを承認する点では日本国政府の立場は一貫している。したがって、日中共同声明によっても、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有していた人が日本国籍を喪失したとする解釈に変更は生じない。

領土の変更に伴ってその領土に属すべき人の国籍が変動することに関して、国際法において確定した原則はなく、個別の事情に応じ、関係国間の条約によって明示的または黙示的に定められるのを通例とするから、憲法は、領土の変更に伴う国籍の変動について条約で定めることを認めた趣旨と解するのが相当である。そして、前記のとおり、日華平和条約の発効により、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有していた人が日本国籍を喪失したものと解釈することが関係する対日平和条約及び日華平和条約の合理的な解釈といえるから、かかる日本国籍の喪失がX_1らの同意なく生じたものであるとしても、そうした事態は憲法自体が認めているものであり、X_1らが、上記平和条約の発効により日本国籍を喪失したと扱うことは憲法10条及び13条に反しない。また、日本国憲法施行後において、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有する者が内地人としての法的地位を有する者とは異なる扱いを受けることになったとしても、上記のとおり、関係する平和条約の合理的な解釈に基づく区別であるから、憲法14条に反することにもならない。

２審判決（東京高裁令和４年８月18日判決）は、要旨以下のとおり判示して、平和条約の発効による日本国籍の喪失についての判断を変更したほか、１審の判断を維持し、X_1らの控訴を棄却した。台湾は、実質的にみると、日華平和条約によって、台湾を割譲した清国の後継国家である中華民国に譲渡されたものとみるべきであるから、日本が台湾を領有しなかったならば日本国籍を取得せず、中華民国の国籍を保有したであろう全ての者に対する主権は中華民国に譲渡されたものと解釈するのが合理的であり、同主権を日本においてその後も継続させる趣旨のものと対日平和条約２条（b）及び日華平和条約２条を解釈することはできない。したがって、台湾に属すべき者については、日華平和条約の発効により日本国籍を喪失したものと解するのが相当であるから、台湾において台湾人の両親から生まれたことにより台湾に属すべき者であることが明らかであるX_1らは、日華平和条約の発効により、いずれも日本国籍を喪失している。

東京高等裁判所は、X_1らの上告受理申立書には上告受理申立ての理由の記載がなく、X_1らが、法定期間内に上告受理申立理由書を提出しなかったとして、上告受理の申立てを却下した（上告）。

⑶　選挙関係

ア　在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求上告・上告受理事件、在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求附帯上告・上告受理事件（最高裁令和２年（行ツ）第254号、同第255号、同第256号、同年（行ヒ）第290号、同第291号、同第292号、 254号と256号は令和３年６月23日第一小法廷決定、その他は令和４年５月25日大法廷判決）

本件は、平成29年10月22日に行われた第48回衆議院議員総選挙の際、日本国外に居住していたX_1（原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人・被上告人兼相手方・附帯上告人兼附帯申立人）ら５名（うち３名は現在も日本国外に居住、うち２名は日本に帰国済み）が、国外に住所を有することを理由に最高裁判所裁判官の国民審査権を行使できないのは、日本国憲法及び最高裁判所裁判官国民審査法に反し、また、国会が在外国民に国民審査権行使を認める立法をしなかったことなどによって、精神的苦痛を被ったなどと主張し、現在も日本国外に居住する３名が、Y（国、被告・被控訴人兼被控訴人・被上告人兼相手方・上告人兼申立人・附帯被上告人兼附帯相手方）に対して、主位的に次回の最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査において、審査権を行使することができる地位にあることの確認、予備的に日本国外に住所を有することをもって、次回の最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査における審査権の行使をさせないことは違法であることの確認を求めるとともに、上記X_1ら５名がYに損害賠償の支払を求めたものである。

１審判決（東京地裁令和元年５月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求につき、一部却下、一部認容、一部棄却した。

（地位確認の訴えの適法性）「次回の国民審査において審査権を行使することができる地位」は、在外国民について審査権の行使を可能とする立法を新たに行わなければ、具体的に認めることのできない法的地位であるといわざるを得ず、本件地位確認の訴えに係る係争は、法令の適用により終局的に解決できるものではなく、裁判所法３条１項にいう法律上の争訟には当たらず、不適法である。

（違法確認の訴えの適法性）違法確認の訴えは、具体的な紛争を離れ、国民審査法が在外国民に国民審査権の行使を認めていない点が違法であることについて抽象的に確認を求めるものと解され、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を対象とするものとはいえないから、裁判所法３条１項にいう法律上の争訟に当たらず、不適法である。

（在外国民に対する国民審査権の行使制限が違憲であるか否か）憲法の趣旨に鑑みれば、国民の審査権又はその行使を制限することは原則として許されず、これを制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない。憲法は、国民審査権の行使につきどのような方法を用いるかについて、法律に委ねており（79条４項）、現行の記号式投票以外の方法を採用することも可能である。実際に、点字による審査につき自書式投票を採用しているところ、現行の記号式投票を維持することにより審査権の行使が技術的に不能ないし著しく困難となるような場合において、他の合理的な投票方法を用いることにより審査権の行使が可能となるときには、その方法を採用している例が存在しており、国民審査の実施を可能とする立法措置を執ることが事実上不能ないし著しく困難であったとは言い難い。以上によれば、前回国民審査において在外国民が審査権を行使することを認めないことについて、やむを得ない事由があったとは到底いうことができないから、国民審査法が、前回国民審査当時、在外国民であったX_1らの審査権の行使を認めていなかったことは、国民に対して審査権を認めた憲法15条１項並びに79条２項及び３項に違反するものであったというべきである。

（X_1らの国家賠償請求の成否について）在外選挙制度を認めないことを違憲とする最高裁判所平成17年９月14日大法廷判決が言い渡され、その後、東京地方裁判所平成23年４月26日判決において、在外審査制度が認められないことの憲法適合性について「重大な疑義があった」旨判示する司法判断が示されたことにより、遅くとも同判決が言い渡された平成23年４月26日の時点においては、在外審査制度を創設しないことが憲法に違反するに至っていたことは明白となっていたものということができる。そうすると、このような長期間にわたる立法不作為は、例外的に、国賠法１条１項の適用上違法の評価を受けるというべきであり、また、この立法不作為について、過失が認められることも明らかである。

２審判決（東京高裁令和２年６月25日判決）は、要旨以下のとおり判断を変更したほかは、１審の判断を維持して、X_1らの控訴を一部却下、一部認容、一部棄却とした。

（在外国民に対する国民審査権の行使制限の憲法適合性）Ｙが主張する記号式による投票以外の方法を採用できないとする理由も、在外国民の審査権の行使を制限することを正当化するに足りるものではなく、記号式による投票以外の方法によることに著しく合理性を欠くような事情もなく、国民審査法が在外国民の審査権の行使を一切認めずこれを制限していることについては、遅くとも平成29年国民審査の時点においては、やむを得ないと認められる事由があったとはいい難く、同法は、憲法15条１項並びに79条２項及び３項に違反する。

（本件違法確認の訴えの適法性）国民審査権は、選挙権と同様、その権利を行使することができなければ意味がなく、侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものであり、立法的措置が全くされていないという全面的な立法の不作為と立法的措置が部分的にはされているという一部の立法の不作為の場合とを比較して、前者の方が立法の不作為による権利侵害の程度が深刻であるにもかかわらず、後者には積極的な地位の確認を認めることによって救済を図る方法がありながら、前者については司法的救済が拒否されなければならないとする理由はない。このように、救済を図るために他に適切な方法がなく、即時確定の利益もあるから、予備的請求に係るX_1らの本件違法確認の訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法である。

（国家賠償請求の成否）在外国民審査をめぐる議論の状況等に照らすと、企業活動等が世界的規模に及び、社会のグローバル化も進み、海外に居住する在外国民も増加していることから、その権利の擁護の重要性も認識され、平成22年に施行された国民投票法においても在外投票制度が認められているなどの事情を踏まえても、平成29年国民審査の時点で、国会において、在外審査を認めていない国民審査法の違憲性が明白になったものということはできない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、２審判決を一部破棄し、X_1らの請求につき、一部棄却、一部認容した。

（国民審査法が在外国民に審査権の行使を認めていないことの憲法適合性）国民審査の公正を確保しつつ、在外国民の審査権の行使を可能にするための立法措置を執ることが、事実上ないし著しく困難であるとは解されず、在外国民に審査権の行使を認める制度（在外審査制度）の創設に当たり検討すべき課題があったとしても、そのための立法措置が何ら執られていないことについて、やむを得ない事由があるとは到底いうことができない。したがって、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは、憲法15条１項、79条２項、３項に違反する。

（本件違法確認の訴えの適否）国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことによって、在外国民につき、具体的な国民審査の機会に審査権を行使することができないという事態が生ずる場合には、個々の在外国民が有する憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じているということができ、審査権は侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものである。加えて、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことが違憲であることを理由として、国が個々の在外国民に対して次回の国民審査の機会に審査権の行使をさせないことが違法であることを確認する判決が確定したときには、国会において、裁判所がした違憲である旨の判断が尊重されるものと解され、当該確認判決を求める訴えは、当事者間の争いを解決するために有効適切な手段であると認められる。このように解しても、国会の立法における裁量権等に不当に影響を及ぼすことになるとは考え難い。したがって、現に在外国民であるX_1らに係る本件違法確認の訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法である。そして、本件違法確認の訴えに係る請求は理由があり、これを認容すべきものである。

（立法不作為の国賠法上の違法性）X_1らの損害賠償請求についてみると、在外国民であったX_1らも審査権を行使する機会を与えられることを憲法上保障されていたのであり、国会においてその権利行使の機会を確保するための立法措置を執ることが必要であった。そして、在外審査制度の創設に当たり検討すべき課題を解決することが事実上不可能ないし著しく困難であったとまでは考え難いことに加え、国会は、長きにわたって、在外審査制度の創設について所要の立法措置を何ら執らなかったというのである。これらの事情を考慮すれば、遅くとも平成29年10月22日施行された国民審査の当時においては、在外審査制度を創設する立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠ったものといえる。そうするとこの立法不作為は、その当時において、国賠法１条１項の適用上違法の評価を受けるものである。

イ　障害者投票権確認等請求上告・上告受理事件（最高裁令和３年（行ツ）第258号・同年（行ヒ）第335号、令和４年２月３日第一小法廷決定）

本件は、脳性麻痺により両上肢機能の障害を有し、大阪府豊中市に居住するX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号。以下「平成25年改正法」という。）による改正前の公職選挙法（以下、改正前のものを「改正前公選法」、改正後のものを「改正後公選法」という。）48条２項が改正されたことにより、選挙人の投票を補助すべき者（以下「補助者」という。）を投票所の事務に従事する者（以下「投票事務従事者」という。）から選ぶ方法に変更され、自らの希望しない者を補助者として投票せざるを得なくなったもの

であるから、改正後公選法48条２項は、憲法15条１項、４項、43条、44条及び14条１項（以下、これらを併せて「憲法15条４項等」という。）に違反するとして、（ア）次回の衆議院議員、参議院議員並びに豊中市及び大阪府の議会の議員及び長の選挙において、投票事務従事者に限らず、Ｘが投票の補助を希望する者を、投票管理者から補助者として選任を受けた上で投票をすることができる地位にあることの確認を求める（以下「本件確認請求」という。）とともに、（イ）国会議員が平成25年改正法を制定して改正前公選法48条２項を改正後公選法48条２項に改正した行為（以下「本件立法行為」という。）及び第24回参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）までに平成25年改正法を改正しなかった不作為（以下「本件立法不作為」という。）は、国賠法１条１項の適用上違法であり、本件選挙において、自らの希望する補助者の協力の下で投票をできなかったことにより精神的苦痛を被った旨を主張して、同項に基づき損害賠償金110万円の支払を求めたものである。

１審判決（大阪地裁令和２年２月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を棄却した。

選挙人が代理投票によって選挙権を行使する際にその希望する者を補助者として選任することとした場合、投票管理者において、当該者について、真に当該選挙人の自由な意思に基づき選任されていることや、当該選挙人に不当な圧力や干渉を加えるおそれがないかといった補助者としての適格性、中立性等を有することに加えて、その資質、属性等の観点から、選挙人の投票した被選挙人の氏名等の表示を行わないことが期待できるか否かを正確に確認することは困難であるといわざるを得ないことに鑑みると、代理投票制度における補助者を投票事務従事者に一律に限定する改正後公選法48条２項が、憲法15条４項、14条１項に反するということはできない。したがって、Ｘが憲法15条４項等に基づき、自らの希望する者を投票管理者から投票の補助者として選任を受けた上で投票をすることができる地位にあるということはできず、本件立法行為や本件立法不作為が国賠法上違法であるということはできない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、１審判決を変更し、Ｘの本件確認請求に係る訴えのうち、豊中市及び大阪府の選挙に係る訴えを却下し、Ｘのその余の請求を棄却した。

（①確認の利益について）本件確認請求に係る訴えのうち、Ｙ（国、被告・被控訴人）との間で豊中市及び大阪府の議会の議員及び長の選挙においてＸが投票の補助を希望する者を投票管理者から投票を補助すべき者として選任を受けた上で投票をすることができる地位にあることの確認を求める部分は、当該選挙に係る事務はＹの事務ではないから、確認の利益を欠き、不適法である。

（②改正後公選法48条２項が憲法15条４項等に違反するか）改正後公選法48条２項の下においては、心身の故障その他の事由により自書することができな

い選挙人は、投票事務従事者を補助者とする代理投票によってしかその選挙権を行使することができず、その選挙権の行使においていずれの候補者又は政党等に投票したかについて補助者である投票事務従事者に必然的に知られてしまうことになり、投票事務従事者は公務員であるから、同項は、その限りにおいて、憲法15条４項の保障する秘密投票制度の例外を成すとともに、上記選挙人の投票の秘密に係る主観的権利を制約するものである。改正後公選法48条２項において、補助者を投票事務従事者に限定することとした目的は、補助者を中立的な立場にある者に限定することにより、補助者に対して投票意思を表示する方法によって選挙権を行使する選挙人が、当該補助者を含む他者から不当な圧力や干渉を受け、自由な意思の表明ができなくなるおそれが生じる結果の発生を回避することにあるものと解され、上記の立法目的それ自体には合理的な根拠がある。もっとも、同項による投票の秘密の保障に対する制約が憲法上許容されるためには、憲法の要求する選挙の公正を確保する見地からやむを得ないと認められる事由がなければならないところ、改正後公選法は、投票事務従事者が公務員として政治的中立性が制度的に確保された地位を有することに鑑み、代理投票において選挙人の補助者となり選挙人から投票内容の開示を受ける権限を付与するとともに、投票事務従事者が、職務上代理投票に係る選挙人の投票内容を知り得る立場にあることに鑑み、公務員としての守秘義務に加え、刑罰の制裁をもって選挙人の投票した被選挙人の氏名等を表示することを禁止する等し、投票事務従事者が職務上知り得た代理投票に係る選挙人の投票内容が、投票事務従事者の属する行政機関等において共有されることはもとより、当該投票事務従事者以外の何人に対しても知られることがないよう、制度的な手当をしているのであって、選挙人の投票の秘密の保障に対する制約を必要最小限度にとどめようとするものということができ、また、上記の制度的手当が実効性を失って形骸化するなど現実に機能していないことをうかがわせるような事情も見当たらない。そうすると、同項の規定による投票の秘密の保障に対する制約は、憲法の要求する選挙の公正を確保する見地からやむを得ないものとして、憲法15条４項の許容するところというべきであるから、改正後公選法48条２項は、憲法15条４項に違反するということはできず、憲法15条１項、43条又は44条に違反するということもできない。

（③改正後公選法48条２項が憲法14条１項に違反するか）上記②のとおり、改正後公選法48条２項による投票の秘密の保障に対する制約は、憲法の要求する選挙の公正を確保する見地からやむを得ないものとして、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる。したがって、同項が心身の故障その他の事由により自書することができない選挙人につき投票を補助すべき者を投票事務従事者に限定したことにより、自書することができる選挙人との間に生じた、投票の秘密に対する制約に係る区別は、合理的理由のない差

別に当たるとはいえない。また、代理記載制度が投票内容を表示して候補者の氏名等を記載させる者を選択することができるものとしている点において、代理投票における選挙人との間に区別が生じているが、代理記載制度については、選挙の公正を確保する観点から、対象者を公的書類等によって障害の程度が証明された者に限定し、代理記載人について事前の届出を行わせる等の不正防止手段を講じたものであるのに対し、代理投票制度においては、政治的中立性が確保された投票事務従事者の地位に鑑み、選挙の公正を確保する目的から、代理投票における選挙人の投票を補助すべき者を投票事務従事者に限定したものであり、上記の区別の立法目的には合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が立法目的との関連において不合理なものではなく、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないため、上記区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいえない。したがって、改正後公選法48条２項が憲法14条１項に違反するということはできない。

（④Ｘは、投票の補助を希望する者を、投票管理者から投票を補助すべき者として選任を受けた上で投票することができる地位にあるか）前記②及び③のとおり、改正後公選法48条２項の規定自体は、憲法15条４項等に違反するとは認められず、その効力は否定されないから、Ｘは、投票の補助を希望する者を投票管理者から投票を補助すべき者として選任を受けた上で投票することができる地位を有するとは認められない。

（⑤本件立法行為に係る国賠法上の違法の有無）前記②及び③のとおり、改正後公選法48条２項は、憲法15条４項等に違反するとは認められず、障害者基本法28条に整合しないということはできないから、本件立法行為について、国賠法１条１項の適用上違法があるとはいえない。

（⑥本件立法不作為に係る国賠法上の違法の有無）前記②及び③のとおり、改正後公選法48条２項は、憲法15条４項等に違反するとは認められない。また、Ｘは、改正後公選法48条２項は本件選挙時までに施行された障害者権利条約３条及び29条（ａ）（ⅲ）に違反する状態となっていた旨主張するが、これら各規定から、投票所に行くことができるものの心身の故障その他の事由により候補者の氏名等を自書することができない選挙人に対してその選択する者を補助者として当該選挙人が指示する候補者の氏名等を記載することを認めなければならない旨の規範的解釈を一義的に導き出すことはできず、当該選挙人が代理投票を行うに当たり、選挙の公正を確保する観点から、職務上知り得た代理投票に係る選挙人の投票内容の漏洩を防止するための制度的手当を講じた上で、代理投票における補助者となるべき者を政治的中立性が制度的に確保された投票事務従事者に限定することが、障害者権利条約の上記各規定の趣旨に明らかに抵触するということもできない。したがって、本件立法不作為につき、国賠法１条１項の適用上違法があるとはいえない。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告理由申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ　選挙無効請求事件（東京高裁令和３年（行ケ）第28号ほか、令和４年２月２日判決）

本件は、令和３年10月31日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、東京都第１区ないし第25区、茨城県第１区ないし第７区、栃木県第１区ないし第５区、群馬県第１区ないし第５区、埼玉県第１区ないし第15区、千葉県第１区ないし第13区、神奈川県第１区ないし第18区、新潟県第１区ないし第６区、山梨県第１区及び第２区、長野県第１区ないし第５区並びに静岡県第１区ないし第８区の選挙人であるX_1（原告）らが、本件選挙の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法の規定が人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき施行された本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、本件選挙のうち上記各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した（なお、同種訴訟８件（東京高裁令和３年（行ケ）第29号ほか）も、いずれも本判決と同旨の判決がされた。）。

本件選挙区割りは、それ以前の各最高裁大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正が図られていたものであり、平成32年（令和２年）見込人口においても最大較差が２倍未満となっていた。また、平成32年（令和２年）以降において、アダムズ方式により各都道府県の区域内の選挙区の数を配分することによって、一人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられ、選挙区間の最大較差が２倍未満となることが見込まれており、投票価値の平等を安定的に持続させ、最大較差が２倍を大きく超える較差を生じさせず、かつ、それが恒常化することのないように、その是正する方途を講じ、選挙制度の安定性を確保しつつ、漸進的な是正を図ったものと評価することができる。

本件選挙当日における選挙区間の較差が２倍を超えたのは、平成28年改正法及び平成29年改正法が前提とした平成32年（令和２年）見込人口を算出した際に想定したところと異なる人口移動に起因するものであることに加え、令和２年の大規模国勢調査の結果により、最大較差（人口）が１対2.096である旨が確定値として公表されたのが本件選挙後であり、速報値が公表されたのが本件選挙の約５か月前であったことも併せ考慮すると、本件選挙の当時、本件選挙区割りの下での選挙区間における投票価値の不均衡は、未だ違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件選挙区割りが憲法に違反するに至っていたとはいえない（上告）。

エ　選挙無効請求事件（大阪高裁令和３年（行ケ）第２号ほか、令和４年２月３日判決）

本件は、令和３年10月31日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、滋賀県第１区ないし第４区、京都府第１区ないし第６区、大阪府第１区ないし第19区、兵庫県第１区ないし第12区、奈良県第１区ないし第３区及び和歌山県第１区ないし第３区の選挙人であるX_1（原告）らが、本件選挙の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法の規定が人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき施行された本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、本件選挙のうち上記各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した（なお、同種訴訟６件（名古屋高裁令和３年（行ケ）第３号ほか）は、いずれも本判決と同旨の判決がされた。）。

議員１人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることが最も重要な基準であることに照らすと、令和３年10月31日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りの下で、相当数の選挙区において、ある選挙区の２票の投票価値が別の選挙区の１票の投票価値に及ばないという較差が生じていることは、国会の合理的な裁量の範囲の限界を超えるものというべきである。そうすると、本件選挙時点での区割規定（公職選挙法13条１項、別表第１）及びこれに基づく選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する、是正すべき状態にあるものといわざるを得ない。しかし、選挙区割りの是正は国会の立法によって行われるものであるところ、国会において前記のとおりの投票価値の不平等状態が認識し得るようになったのは、令和２年国勢調査の結果が判明した以降と認められ、それから本件選挙までに、その是正をすることは事実上不可能であるというべきであるから、上記区割規定が憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったということはできない。

以上によると、本訴に係る各小選挙区選挙をそれぞれ違憲無効ということはできない（上告）。

オ　選挙無効請求事件（大阪高裁令和４年（行ケ）第５号、令和４年10月14日判決ほか）

本件は、令和４年７月10日施行の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙（以下「本件選挙」という。）について、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県選挙区の選挙人であるX_1（原告）らが、本件選挙の議員定数配分を定めた公職選挙法の規定は、人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき行われた本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条の規定に基づき、本件選挙のうち上記各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した（なお、同種訴訟７件（東京高裁令和４年（行ケ）第13号ほか）は、いずれも本判決と同

旨の判決がされた。）。

本件選挙当時の選挙区間の投票価値の不均衡については、約３倍という最大較差が約７年間継続していることを十分正当化し得る事情がないこと、較差の是正を指向する立法府の姿勢が弱まっていること等を考慮すれば、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったといえる。

しかし、今回と同じ定数配分規定（平成30年の改正後のもの）につき前回の令和元年７月選挙当時は違憲とはいえないとした令和２年の最高裁判決の判示等を考慮すれば、本件選挙までに、国会が上記の不平等状態にあったことを具体的に認識し得たとはいい難く、その是正をしなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえず、上記定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない（上告）。

カ　選挙無効請求事件（名古屋高裁令和４年（行ケ）第１号ほか、令和４年10月25日判決）

本件は、令和４年７月10日施行の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙（以下「本件選挙」という。）について、愛知県、岐阜県及び三重県の各選挙区の選挙人であるX_1（原告）らが、本件選挙の議員定数配分を定めた公職選挙法の規定は、人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき行われた本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条の規定に基づき、本件選挙のうち上記各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した（なお、同種訴訟６件（東京高裁令和４年（行ケ）第15号ほか）は、いずれも本判決と同旨の判決がされた。）。

平成30年法律第75号による改正（以下「平成30年改正」という。）は、その改正の経緯及び内容等を踏まえると、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持してではあるが較差を是正しており、平成28年選挙当時の最大較差3.08倍を、令和元年選挙及び本件選挙において、いずれも僅かながら縮小させており、数十年にわたって５倍前後で推移してきた最大較差を縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということができる。

そして、立法府において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するために参議院改革協議会が設置され、各会派からの協議員によって参議院の在り方、参議院議員選挙制度の改革、議員の身分保障等について議論が重ねられ、最終的に各会派の意見の一致には至らなかったものの、本件選挙後には、参議院選挙制度の在り方や参議院の組織及び運営について速やかに協議を開始し、更に議論を継続することが確認された上、参議院憲法審査会において

も、二院制を採用した憲法の趣旨を踏まえ、いかなる具体的な選挙制度によって、その趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させるかについて議論が行われており、立法府において、未だ、較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。

以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない（上告）。

キ　選挙無効請求事件（仙台高裁令和４年（行ケ）第１号、令和４年11月１日判決）

本件は、令和４年７月10日施行の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙（以下「本件選挙」という。）について、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び山形県選挙区の選挙人であるX_1（原告）らが、本件選挙の議員定数配分を定めた公職選挙法の規定は、人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき行われた本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条の規定に基づき、本件各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

本判決は、本件各選挙区の選挙が違法であることを主文で宣言した上で、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

令和２年10月の国勢調査による日本国民人口に基づく議員１人当たり人口の較差が３倍を超える選挙区が３選挙区に上り、それら選挙区の人口が日本国民の２割を超える状態となったことは、憲法上の国会の裁量権の範囲を逸脱し、投票価値の平等という憲法の要求に反する著しい投票価値の不平等状態に至っていたものと判断する。

このような憲法の要求に反する投票価値の著しい不平等状態が国勢調査により令和３年11月に明らかになったのに、その不平等を全く是正することなく本件選挙に至ったことは、憲法の要求する投票価値の平等という議会制民主主義の根幹をなす重要な要請について、国会が必要な考慮をしなかったものといわざるを得ず、国会が裁量権を逸脱して憲法上要求される合理的期間内に是正をしなかったものであって、本件選挙の時点における参議院選挙区選出議員選挙の選挙区と議員定数に関する公職選挙法の定めは、投票価値の平等という憲法の要求に違反し、無効であったものと判断する。

しかし、そのことを理由に選挙を無効とする判決をしても、これによって直ちに憲法に違反する状態が是正されるわけではなく、その是正は法律を改正しなければできないことを考慮し、本件各選挙区の選挙が違法であることを主文で宣言した上で、これらの選挙を無効とすることを求めるX_1らの請求は棄却する（上告）。

⑷　外事関係

一般旅券発給拒否処分取消等請求事件（東京地裁令和２年（行ウ）第131号、令和４年11月24日判決）

本件は、「よど号」で朝鮮民主主義人民共和国に渡った訴外Ａの妻であり、外務大臣から一般旅券発給拒否処分（以下「本件処分」という。）を受けたＸ（原告）が、本件処分は、Ｘが旅券法13条１項７号に規定する「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当すること等を理由とするが、Ｘはこれに該当しない上、理由付記も不十分であるから本件処分は違憲・違法であるなどと主張して、国に対し、本件処分の取消しを求めるとともに、国賠法１条１項に基づき損害賠償の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を棄却した。

（旅券法13条１項７号の憲法適合性について）同号は、憲法22条２項が保障する海外渡航の自由に対し、公共の福祉のための合理的な制限を定めたものとみることができ、これが不明確で文面上違憲・無効であるということはできない。

（本件処分における裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について）Ｘに対して一般旅券を発給し、北朝鮮への渡航を許容することは、日本政府の拉致問題やよど号事件の解決を始めとする北朝鮮政策やテロ対策に具体的な支障を生じさせる可能性があり、取り分け拉致問題の解決が日本政府にとって喫緊の重要問題と位置付けられていることに照らせば、外務大臣において、Ｘの北朝鮮への渡航それ自体によって、著しく、かつ、直接に日本国の利益を害するおそれがあると認定してされた本件処分は、旅券法13条１項７号の目的に従ったものであったというべく、その判断の過程に特段不合理な点があるとはいえない。

（本件処分における理由付記を欠く違法性の有無について）本件処分通知書は、Ｘについて、欧州日本人拉致事件に関与したとして国際手配中の者を含むよど号グループと密接な関係を維持している旨を主たる事情として摘示しているものと解されるのであり、本件処分通知書の記載から、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたかは、Ｘのみならず誰によってもその記載自体から了知し得るものと認められることから、同法14条に違反するものということはできず、したがって、本件処分に理由付記を欠く違法があるとは認められない。

（本件処分における国賠法１条１項所定の違法性の有無について）本件処分は適法であるから、本件処分に同項所定の違法性があるとの主張は、その前提を欠くことに帰する（控訴）。

⑸　厚生行政関係

ア　各非認定処分取消請求上告事件（最高裁令和３年（行ツ）第242号、令和４年２月７日第二小法廷判決）

本件は、学校法人であるＸ（原告・控訴人・上告人）が、あん摩マッサージ

指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）２条２項に基づき、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設及び視覚障害者に限らないあん摩マッサージ指圧師学校に係る同条１項の各認定申請をそれぞれしたところ、厚生労働大臣があはき法附則19条１項の規定により同各申請を認定しない旨の各処分を行ったため、同項の規定は憲法22条１項（職業選択の自由）等に違反し無効であるなどと主張して、各処分の取消しを求めたものである。

Ｘは、控訴審において、Ｘの設置する大学の学科に係る認定申請に対する認定しない旨の処分に関して、あはき法附則19条１項が大学における教育の自由（憲法23条）や晴眼者の大学教育を受ける権利（憲法26条１項）を侵害していることから無効であるという主張を追加した。

１審判決（大阪地裁令和２年２月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を棄却した。

（あはき法附則19条１項が憲法22条１項に反し無効であるか否かについて）
あはき法附則19条１項による職業選択の自由に対する規制については、それが重要な公益のために必要かつ合理的な措置であることについての立法府の判断が、その政策的・技術的な裁量の範囲を逸脱するもので著しく不合理である場合に限り、憲法22条１項に違反するものと解するのが相当である。視覚障害者は、その障害のため、従事できる職種が限られ、転業することも容易でないところ、その就業率は現在も低水準となっており、重度の視覚障害がある有職者のうち７割を超える者があん摩・マッサージ・はり・きゅう関係業務に就いており、現在においても、あん摩マッサージ指圧師業に依存している状況にあることからすれば、あはき法附則19条１項による制限がなくなれば、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の数が急激に増加することも想定され、このことは、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の業務を圧迫することになる。以上によれば、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の職域を優先し、その生計の維持が著しく困難とならないようにするという目的を達成するため、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師の養成施設等の設置及び定員の増加を抑制する必要性の存在を認めることができる。また、上記の目的を達成するために必要な規制の手段として、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認められる場合に限り視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師の養成施設等の設置の認定及び定員増加の承認をしないことができるという手段を採用することは、合理的なものということができる。したがって、あはき法附則19条１項を定め、これを今なお維持している立法府の判断が、その政策的・技術的な裁量の範囲を逸脱するもので著しく不合理であるとはいえず、憲法22条１項に違反するということはできない。

（あはき法附則19条１項が憲法31条、 13条に反し無効であるか否かについて）Ｘは、あはき法附則19条１項の規定は、認定等しない処分の要件・基準が曖昧不明確であるため、憲法31条、13条に違反する旨主張する。しかし、あはき法附則19条１項の規定については、処分の要件や勘案すべき事情をあらかじめ詳細に規定することができない立法技術上の制約があり、そのような制約の中でも、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「文部科学大臣等」という。）の裁量判断の際の考慮要素の一つとして有資格者中割合及び生徒中割合が明記されており、文部科学大臣等により恣意的な判断がされることを回避するための措置が講じられていることからも、同項の規定が、処分要件等の曖昧不明確さゆえに憲法31条、13条に違反するということはできない。

２審判決（大阪高裁令和３年７月９日判決）は、控訴審におけるＸの追加主張について要旨以下のとおり判断を付加したほかは、１審の判断を維持し、Ｘの控訴を棄却した。

（あはき法附則19条１項の規定が憲法23条、26条１項に反して無効であるかについて）あはき法附則19条１項の規定は、Ｘが設置する大学において、あん摩、マッサージ及び指圧に関して研究し、その成果を発表することを禁止したものではなく、Ｘの学問の自由を制約するものではないし、大学において、あん摩、マッサージ及び指圧について、教育を受ける権利を侵害するものでもないことは明らかであるから、憲法23条、26条１項に反するところはない。また、このことは、あはき法附則19条１項に基づいてされた処分についても同様であるから、処分により大学の自由も教育を受ける権利も侵害されることはない。

最高裁判所は、Ｘの上告理由のうち、憲法22条１項違反をいう部分について、あはき法附則19条１項の規定が憲法22条１項に違反するものとはいえず、その余の上告理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告を棄却した。

イ　原爆症認定申請却下処分取消等請求上告・上告受理事件（最高裁令和４年（行ツ）第182号、同年（行ヒ）第195号、令和４年９月29日第一小法廷決定）

本件は、被爆者であるX_1（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、厚生労働大臣に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律11条１項に基づき、原爆症認定申請を行ったところ、同申請を却下する処分を受けたことから、同処分には法の解釈適用を誤った違法があるとして、国（被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、その取消しを求めたものである。

１審判決（大阪地裁令和２年１月31日判決）は要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を一部認容・一部棄却した（X_1及びX_2のみ控訴）。

（放射線起因性について）亡Ａ（X_1の被承継人）申請疾病（食道がん）について、亡Ａの放射線被曝量がどの程度かを具体的・定量的に確認することができず、食道がんが発見された時点で、その危険因子である加齢（年齢）及び性差、飲酒歴並びに喫煙歴を有しており、各危険因子が重畳的に作用して、食

道がんが発症したと考えても何ら不自然・不合理はないことから、亡Aの申請疾病である食道がんについて放射線起因性が認められず、原爆症認定要件に該当しない。

X_2の申請疾病（心筋梗塞）について、X_2の放射線被曝量がどの程度かを具体的・定量的に確認することができず、心筋梗塞発症時点で、喫煙及び加齢（年齢）という危険因子を有しており、その程度も高く、これらが重畳的に作用して、心筋梗塞が発症したと考えても何ら不自然・不合理はないことから、X_2の申請疾病である心筋梗塞について放射線起因性が認められず、原爆症認定要件に該当しない。

亡B（X_3の被承継人）の申請疾病（大腸がん及び胆管がん）について、亡Bは誘導放射化物質から発せられる放射線による外部被曝及び内部被曝の可能性が十分にあり、当該可能性は相当程度具体的なものであり、亡Bは大腸がんの診断を受けた時点で、大腸がんに係る危険因子としての加齢（年齢）を有するとともに、胆管がんに係る危険因子としての加齢（年齢）及び性差を有していたといえるものの、他に程度の高い危険因子があるということはできず、幼齢での被爆であったことも併せ考慮すると、原爆の放射線が亡Bの大腸がん及び胆管がんを招来したことについて、高度の蓋然性が証明されたものということができ、放射線起因性を認めることができる。また、亡Bは、原爆症認定申請当時、大腸がんにつき切除手術を受ける一方、胆管がんについては全身化学療法が開始され、その後も抗がん剤治療を継続していたことから、要医療性についても認められる。

（国賠法１条１項に基づく損害賠償の成否について）亡Aの申請疾病（食道がん）、X_2の申請疾病（心筋梗塞）は放射線起因性が認められないため、両名に対する各処分は適法であるので、国賠法上違法であると認めることはできない。X_3に対する処分は、厚生労働大臣が疾病・障害認定審査会（医療分科会）の意見を聞いた上でその意見に従って処分をしたところ、同審査会の当該意見や関係資料に照らして明らかに誤りであるなど答申された意見を尊重すべきでない特段の事情が存在したということはできないから、国賠法上違法とは認められない。

２審判決（大阪高裁令和４年３月18日判決）は、１審の判断を維持し、X_1及びX_2の控訴を棄却した。

最高裁判所は、X_1及びX_2の上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ　生活保護変更決定処分取消請求事件（東京地裁平成27年（行ウ）第379号ほか、令和４年６月24日判決）

本件は、東京都内において生活保護法に基づく生活扶助費の支給を受けているX_1（原告）らが、各処分行政庁から、平成25年５月16日付け同年厚生労働

省告示第174号等による「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）の改定（以下「本件改定」という。）に基づき生活扶助費を変更する旨の各保護変更決定（以下「本件各変更決定」という。）を受けたことから、本件各変更決定は、憲法25条並びに生活保護法３条及び８条に反する違法なものであるとして、本件各変更決定の取消しを求めるとともに国賠法１条１項に基づく損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示してX_1らの請求を一部認容した。

（本件各変更決定の適法性）生活扶助基準の引下げを内容とする保護基準の改定は、①当該改定の時点において、改定前の生活扶助基準が最低限度の生活の需要を満たすに足りる程度を超えるものとなっており、改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、あるいは、②生活扶助基準の引下げに際し激変緩和措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められる場合には、生活保護法３条、８条２項の規定に違反し、同条１項による委任の範囲を逸脱するものとして違法となるものというべきであって、当該改定が上記①又は②の場合に当たるか否かを判断するに当たっては、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等の観点から審理判断するのが相当である。

また、当該改定が社会保障審議会の下に置かれた生活保護基準部会による審議検討を経ないで行われたものである場合には、当該改定が専門的知見に基づく高度の専門技術的な考察を経て合理的に行われたものであることについて、被告側で十分な説明をすることを要し、その説明の内容に基づき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無が審理判断されるべきである。

本件改定のうちデフレ調整に関する厚生労働大臣の判断は、その必要性及び相当性の両面において、これらに関する被告らの説明を踏まえても、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性を有しないものであり、本件改定の結果として及ぼされる影響は重大である。したがって、本件改定に係る厚生労働大臣の判断には、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程に過誤、欠落があると認められるから、本件改定は、同大臣の裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用するものとして、生活保護法３条、８条２項の規定に違反し、同条１項による委任の範囲を逸脱し違法であり、本件各変更決定の取消しを求めるX_1らの請求は理由がある。

（国賠法１条１項に基づく損害の成否について）本件改定又はこれに基づく

本件各変更決定により被る損害は、本件各変更決定の取消し又はその取消判決の拘束力により回復される性質のものというべきであり、X_1らが、本件各変更決定が判決により取り消されることによっては回復することができない損害賠償の対象となり得る精神的苦痛を被っていると認めることはできないことから、国家賠償請求は理由がない（双方控訴）。

エ　年金減額処分等取消請求控訴事件（東京高裁令和２年（行コ）第126号、令和４年９月21日判決）

本件は、平成25年12月４日付けで厚生労働大臣から、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号。以下「平成24年改正法」という。）等に基づき国民年金及び厚生年金保険の各年金額改定（減額）決定（以下「本件各処分」という。）を受けたX_1（原告・控訴人）らが、本件各処分の根拠となった平成24年改正法は憲法25条、13条及び29条等に違反し、又は本件各処分は厚生労働大臣に認められた裁量を逸脱するものと主張して、本件各処分の取消しを求めたものである。

１審判決（宇都宮地裁令和２年４月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

（平成24年改正法の憲法25条適合性について）憲法25条１項が定める「健康で文化的な最低限度の生活」は極めて抽象的・相対的な概念であり、その具体的内容はその時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、具体化に当たっては、国の財政状況を無視できず、また、複雑多様で高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とすることから、立法措置の選択決定については立法府の広い裁量に委ねられており、著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用に該当しない限り裁判所の審査判断に適さない。国民年金法及び厚生年金保険法の目的規定と生活保護法の目的規定の対比から、公的年金制度は同制度のみによっては国民の最低限度の生活を保障する制度であることを前提としておらず、他の社会保障制度との整合性を含めて検討することを基本とし、他の社会保障制度と相まって高齢者世帯の生活につき現役時の水準維持を目的としたものであるから、平成24年改正法等が著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用があるとはいえず、平成24年改正法等は憲法25条に違反しない。

（平成24年改正法の憲法29条適合性について）平成24年改正法等は年金額等の減額を内容とするもので、年金受給権の価値を低下させるから、憲法29条１項が保障する財産権の規制に該当するが、財産権に対する規制には種々の態様のものがあり得ることからすれば、財産権に対する規制が公共の福祉に適合するか否かは、規制の目的、必要性、内容、制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである。平成24年改正法の立法目

的は、特例水準の解消を主としたものと認められるところ、保険者の公的年金制度への信頼を回復し、保険料納付への意欲を増加させ、公的年金制度の存続のための措置として、その目的は正当である。そして、年金制度の構築には様々な態様があり、その専門性及び政策性は極めて高度である上に、平成24年改正法の目的、特例水準に基づく年金受給権の性質、平成24年改正法が定める段階的な減額措置等を踏まえれば、平成24年改正等法は、憲法29条１項に違反しない。

本判決は、控訴審におけるX_1らの補充主張について、以下のとおり判示したほか、原審の判断を維持し、X_1らの控訴を棄却した。

（平成24年改正法の憲法25条適合性について）生活保護は、自己責任の原則に基づき、生活に困窮する者が自己の力でその最低限度の生活を維持することができない場合に初めて補足的に行われるものであり、生活保護を受けようとする者が、実施機関から、資産の有無、扶養義務者による扶養の可否等について調査を受けるなどしても、これをもって個人の生活に対する過度の干渉に当たるということはできず、憲法13条の趣旨に反するとはいえないし、また、最低限度の生活を維持するために生活保護の申請を余儀なくされることになったからといって、そのことが個人の自己決定権を違法に侵害するものであるとも認められない。

（判断過程統制審査について）行政と立法では裁量を有する主体も判断過程も異なるものであり、行政機関による基準策定に係る裁量は、立法機関で定められた法律により限界づけられる関係にあるものであって、国民の権利義務の内容を定立する立法の裁量と、それを前提として具体的な施策の細目を定め、実施する行政の裁量は、自ずから質量ともに異なるのであるから、このような差異を無視して、行政裁量における「判断過程統制審査」の考え方を立法裁量にも妥当するものと解するのは相当でない（上告・上告受理申立て）。

オ　新型コロナウイルスワクチン特例承認取消等請求事件（東京地裁令和３年（行ウ）第301号、令和４年８月２日判決）

本件は、新型コロナウイルスワクチンの接種等を拒否している日本国民であるというX_1（原告）らが、Y（国、被告）が新型コロナウイルス対策として行ってきた政策がいずれも違法であるなどとして、行政事件訴訟法３条６項所定の義務付けの訴え又は同法４条所定の実質的当事者訴訟として、当該政策に係る処分の取消し、被告が行っている当該政策を行わないこと、X_1らには予防接種法９条の義務やマスクの着用義務がないことの確認等を求めるとともに、上記政策は被告の機関である国会と内閣の連携と共謀により、それぞれに属する公務員の共同によりされた国賠法又は民法上の共同不法行為に該当するとして原告１人につき各30万円の損害賠償の支払等を求めたものである。

本判決は、要旨、X_1らの各訴えである①新型コロナウイルス感染症につき、ⅰ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症

法」という。）の指定感染症として指定した処分の取消し及び無効確認、ⅱ感染症法６条７項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されている「新型コロナウイルス感染症」として指定した処分の取消し及び無効確認、ⅲ同項の「新型インフルエンザ等感染症」として行う感染症対策の実行の禁止、②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律14条の３に基づいてした各ワクチンの特例承認の取消し、③新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「本件ワクチン」という。）につき予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律に基づいて締結した損失補償契約の無効確認、④ＰＣＲ検査を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定する目的で医療機関等の実施期間において使用させることの禁止、⑤ワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書の発行交付及びＰＣＲ検査で陰性となった者に新型コロナウイルスに感染していないとすることを証明する文書の発行交付の禁止、⑥新型インフルエンザ対策特別措置法施行令に係る規定の無効確認、⑦特例承認された本件ワクチンにつき予防接種法９条の義務がないことの確認、⑧マスク着用義務がないことの確認について、法律上の争訟に該当せず又は確認の利益がないとして、いずれも不適法であるとして却下するとともに、国賠法に基づく請求については、X_1らのいかなる具体的な権利や法的利益の侵害があったとするのか判然としないといわざるを得ず、X_1らの国賠法１条１項に基づく損害賠償請求に係る主張はいずれも失当であるから、理由がないとして請求を棄却した（控訴）。

⑹ 環境行政関係

ア 水俣病特措法救済対象者からの損害賠償請求上告・上告受理事件（最高裁令和２年（オ）第919号、同年（受）第1155号、令和４年１月25日第三小法廷決定）

本件は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法を受けて閣議決定された、いわゆる「救済措置の方針」に基づく救済対象者（療養費のみ）であるＸ（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、Y_1（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対しては、いわゆる水質二法に基づく規制権限の不行使を、Y_2（熊本県、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対しては、熊本県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使を理由として国家賠償を求めるとともに、Y_3（Ａ株式会社、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対して、民法709条に基づき損害賠償を求めたものである。

１審判決（東京地裁令和元年５月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求をいずれも棄却した。

感覚検査の結果等を検討してもＸに四肢末梢優位の感覚障害が生じているとは認められないし、その他魚介類の摂取状況等一切の事情を考慮しても、Ｘが水俣病に罹患しているとは認められない。

また、Xは、Y_1又はY_2が、①公害健康被害の補償等に関する法律１条及び46条、②公共用水域の水質の保全に関する法律10条１項及び同条２項、③地方自治法150条１項、④食品衛生法１条、２条及び14条１項及び⑤国賠法に基づく各種調査義務を負っていたと主張するが、その法令の趣旨目的に照らし、いずれもY_1又はY_2が各種調査義務を負う法的根拠とはなり得ず、Y_1又はY_2にかかる義務の履行を怠った国賠法上の違法は認められない。

２審判決（東京高裁令和２年２月27日判決）は、１審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ　水俣病に係る損害賠償等請求上告・上告受理事件（最高裁令和２年（オ）第1191号、同年（受）第1464号、令和４年３月８日第三小法廷決定）

本件は、胎児性ないし小児水俣病の患者であるとするX_1（原告・被控訴人兼控訴人・上告人兼申立人）らが、Y_1（国、被告・控訴人兼被控訴人・被上告人兼相手方）には、いわゆる水質二法に基づく規制権限の不行使等、Y_2（熊本県、被告・控訴人兼被控訴人・被上告人兼相手方）には、熊本県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使を理由に、Y_1、Y_2及びY_3（A株式会社、被告・控訴人兼被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、約３億1,238万円の損害賠償等を求めたものである。

１審判決（熊本地裁平成26年３月31日判決）は、X_1ら８名のうち、３名について、その四肢末端優位の感覚障害を始めとする症候はメチル水銀曝露に起因するとして水俣病の罹患を認め、また、損害賠償請求権は除斥期間により消滅していないとして、請求の一部を認容した。

２審判決（福岡高裁令和２年３月13日判決）は、要旨以下のとおり判示して、１審判決中、Y_1らの上記敗訴部分を取り消し、X_1らの請求をいずれも棄却した。

水俣病罹患の個別的な因果関係については、個々の患者の病状等についての医学的判断のみならず、患者のメチル水銀に対する曝露歴や生活歴及び種々の疫学的な知見や調査の結果等を十分に考慮した上で総合的に判断されるものである。水俣病に見られる各症候の組合せが認められない場合の水俣病の判断に当たっては、メチル水銀中毒症における曝露停止から発症までの潜伏期間が数か月から数年であることや、長期にわたって微量のメチル水銀に曝露することによって症候が発現することは考え難いこと等現在における一般的な医学的知見を前提とすべきであり、また、各症候が他疾患によるものである可能性がある場合には、当該症候がメチル水銀曝露によるものである可能性は減殺される。他方で、X_1ら全員を水俣病と診断した医師の各種感覚検査には、感覚障害の一般的な留意事項等を十分踏まえず、検査結果の正確性の確保に対する配慮を欠くこと等種々の問題があるため、その検査結果及び診断をそのまま採用する

ことはできない。

そして、X_1らが水俣病に罹患しているかについて個別の事情を総合的に検討しても、X_1ら８名については、いずれも水俣病に罹患しているとは認められない。

最高裁判所は、X_1らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(7) 原子力行政関係

バックフィット命令に伴う使用停止命令義務付け請求事件（名古屋地裁令和２年（行ウ）第92号、令和４年３月10日判決）

本件は、Ａ株式会社（参加人）の設置、運転する高浜原子力発電所３号機及び４号機（以下「本件各原子炉」という。）及びその附属施設（以下「本件各原子炉施設」という。）の敷地から一定の距離に定住するX_1（原告）らが、令和元年６月19日、原子力規制委員会が、本件各原子炉の運用期間中に想定し得る大山の噴火の噴出規模を増大する見直しを行い、参加人に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）43条の３の23第１項の規定に基づき、本件各原子炉施設の位置、構造及び設備が発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するよう原子炉等規制法43条の３の８第１項の設置変更許可に係る申請をすることを命ずるバックフィット命令（以下「本件バックフィット命令」という。）を発出したことから、当該噴出規模の見直しのような従来の想定を大きく上回る規模の自然災害が想定される場合には、原則として本件各原子炉施設の使用停止を命ずるべきであり、また、同見直しがされた噴出規模を前提とすれば、本件各原子炉施設は安全性が欠如しているから、原子力規制委員会は、参加人に対し、設置変更許可処分、設計工事計画認可処分、保安規定変更認可処分及び使用前事業者検査がされるまでの間、原子炉等規制法43条の３の23第１項に基づき、本件各原子炉施設の使用停止を命ずるべきであるとして、行政事件訴訟法３条６項１号所定の非申請型義務付けの訴えとして、本件各原子炉施設の使用停止命令の義務付けを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

（X_1らの本件訴えにおける原告適格の有無について）発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法の規定は、単に公衆の生命、身体の安全、健康、財産、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、発電用原子炉施設から一定の範囲内に居住し、事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全、財産等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解される。

発電用原子炉施設から一定の範囲内に居住し、上記の被害を受けることが想定される範囲の住民は、原子炉等規制法43条の３の23第１項に基づく発電用原子炉

施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉施設の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることの義務付けの訴えについて原告適格を有する。そして、「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」（以下「本件資料」という。）によれば、本件各原子炉施設並びにこれと同一の敷地内に設置されている高浜原子力発電所１号機及び２号機について、これらが福島第一原発と比べて、原子炉施設の事故時における放射性物質の放出量が特段低いというべき事情はうかがわれず、その放射性物質の放出量を別異に解すべきものとは言い難く、本件各原子炉施設において事故が起き、本件資料のような事態となった場合、本件各原子炉施設の敷地から約３キロメートルから約140キロメートルの範囲に居住するX$_1$らは、年間実効線量20ミリシーベルト以上の被ばくをするおそれがあり、本件訴えの原告適格を有する。

（重大な損害を生ずるおそれの有無について）発電用原子炉施設の安全性に欠ける現実的な可能性があるときには、本件訴えの原告適格を有する住民の生命、身体等に直接的かつ重大な損害が生ずる具体的な危険性が存在するというべきであり、これらの損害は、いずれも事後的な金銭賠償によって回復することが不可能又は著しく困難なものであって、生命、身体等に対する不可逆的かつ重大な危害となるものであり、他方、本件訴えにより義務付けが求められている本件各原子炉施設の使用停止は、地域の電力供給等に影響を及ぼすことは否定し得ないものの、他の発電供給の手段が存在しないものではないことから、行政事件訴訟法37条の２第１項の「重大な損害を生ずるおそれ」があると認めるのが相当である。

（原子力規制委員会が参加人に対し本件各原子炉施設の使用停止を命じないことの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について）原子力規制委員会において新知見等により発電用原子炉施設の基本設計又は基本的設計方針が想定される自然現象に対して安全機能を損なわないものであるとはいえないと判断された場合において、当該発電用原子炉施設の使用停止を命じないことがその裁量権の範囲を超え又はその濫用と認められるか否かを判断するに当たっては、原子力規制委員会による上記の判断を前提として、新知見等により発電用原子炉施設に対する危険性が現実化する蓋然性や、当該発電用原子炉施設の安全機能の欠如の現実的な可能性がもたらす危険性の程度、当該安全機能の確保のために想定される対策の内容及びこれに要する期間等を踏まえて、個別具体的に検討するのが相当である。大山は活火山に分類されておらず、地球物理学的調査においても、大山生竹テフラ（以下「ＤＮＰ」という。）と同規模の噴火の可能性は低いとされており、大山起源の各噴火の噴出物の化学組成の分析・比較の結果においても、本件バックフィット命令の発出時点における大山の活動性の低下が示されているのであり、これらを踏まえて、原子力規制委員会において、大山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえないとした判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。また、原子力規制委員会においては、参加人の説明や

参加人から平成31年３月29日に提出された報告書を受けて、ＤＮＰの噴出規模の噴火による降下火砕物により本件各原子炉施設が大きな影響を受けるおそれのある切迫した状況にはないと判断したものであるが、参加人の上記説明やこれを受けた原子力規制委員会の検討に直ちに合理性に欠ける点があったとはいえず、本件バックフィット命令の発出時点において、ＤＮＰの噴出規模の噴火による降下火砕物により本件各原子炉施設が大きな影響を受ける危険性が高いとはいえないとした原子力規制委員会の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。また、本件バックフィット命令の後、ＤＮＰの噴火規模の噴火の可能性が高まっていることはうかがわれず、さらに、設計工事計画認可、保安規定変更認可並びに使用前事業者検査及び使用前確認（以下「設工認等」という。）の手続を完了させるべき期限が設工認等の手続に要する時間等に照らしても不合理なものであるとはいえない。以上によれば、本件口頭弁論終結時において、原子力規制委員会が参加人に対し本件各原子炉施設の使用停止を命じないことが裁量権の範囲を超え又はその濫用となるとは認められない（確定）。

⑻　その他

ア　元号制定差止請求上告事件（最高裁令和４年（行ツ）第54号、令和４年５月25日第二小法廷決定）

本件は、Ｘ（原告・控訴人・上告人）が、新天皇の即位に伴い元号が令和と改められたことにつき、元号の制定は憲法13条が保障する国民の人格権を侵害するもので違憲であるなどと主張して、元号制定の差止めを求めるとともに、元号を「令和」に改める政令（以下「本件政令」という。）及び元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いに関して法務省民事局長が定めた通達（以下「本件通達」という。）の無効確認を求めたものである。

１審判決（東京地裁令和２年10月５日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの訴えを却下した。

本件政令は、元号を令和に改めるというものにすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するような規定はなく、他の法令にも、元号を定めることにより直接国民の権利義務が形成され又はその範囲が確定されるような規定はない。また、本件政令によって国民が元号の使用を強制されることとなるものではなく、本件政令の制定は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、行政処分に当たらない。

また、本件通達については、法務省民事局長が下級行政機関である法務局長・地方法務局長に対し、元号法施行後の戸籍事務の取扱いについて示したものにすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではなく、仮に本件通達に従った事務処理によって国民の権利義務に影響があったとしても、その影響は当該事務処理によって生じるもので、本件通達の発出によって

直接国民の権利義務が影響を受けることになるものではない。本件通達の発出は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、行政処分に当たらない。以上のとおり、Xの訴えは、いずれも処分性のない行為の差止め及び無効確認を求めるものであるから、不適法である。

２審判決（東京高裁令和３年９月30日判決）も１審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの上告理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却決定をした。

イ　憲法53条違憲国家賠償等請求控訴事件（東京高裁令和３年（行コ）第91号、令和４年２月21日判決）

本件は、衆議院及び参議院の各総議員の４分の１以上の議員が平成29年６月22日付けで憲法53条後段及び国会法３条に基づいてした臨時会召集の要求（以下、総称して「本件召集要求」という。）に対し、内閣が同日これらを受理したが、臨時会の召集決定が同年９月22日、召集が同月28日に行われたことから、本件召集要求をした参議院議員の１人であるX（原告・控訴人）が、内閣がした本件臨時会の召集の決定又は内閣が少なくとも92日間にわたって本件召集要求に対応する臨時会の召集をしなかったこと（以下「本件不作為」といい、上記の臨時会の召集の決定と総称して「本件不作為等」という。）が憲法53条後段に違反するものであると主張して、次にXが参議院の総議員の４分の１以上の一人として内閣に臨時会の召集を要求した場合に、主位的には、内閣が20日以内に臨時会を召集できるようにその召集を決定する義務を負うことの、予備的には、Xが20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの各確認を求める（以下「本件確認訴訟部分」という。）とともに、本件不作為等により、Xの臨時会の召集の決定を要求する権能だけでなく、Xの参議院議員として有する諸権能を長期間にわたり行使することができなかったという損害を受けたとして、国賠法１条１項に基づき、損害賠償（100万円）の支払等を求めたものである。

１審判決（東京地裁令和３年３月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの本件確認訴訟部分を却下し、Xのその余の請求を棄却した。

（本件確認訴訟部分の適法性について）裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法３条１項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和56年４月７日第三小法廷判決参照）から、個人が提起した訴訟であっても、当該個人が有する法律上の権利又は利益の保護救済を求めるのではなく、当該個人が国又は地方公共団体の機関として有する権限の侵害を理

由としてその保護救済を求めるような場合は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律が内部的解決に委ねることを不適当とするなどの理由により特別の規定を設けた場合に限り、提起することが許されるものと解するのが相当である（最高裁平成14年７月９日第三小法廷判決、最高裁昭和28年６月12日第二小法廷判決参照）。国会は、国の唯一の立法機関であって（憲法41条）、国民の間に存する多元的な意見及び諸々の利益を立法過程に公正に反映させ、議員の自由な討論を通してこれらを調整し、究極的には多数決原理により統一的な国家意思を形成すべき役割を担うものであり、国会を構成する国会議員も、多様な国民の意向又は意見をくみ、これを立法過程に反映させることを通じて上記の統一的な国家意思を形成することに向けた職務上の権限（立法行為に係る権限）を有する立場（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決参照）にある。このような国会及び国会議員の役割及び立場を前提とした上で、国の立法機関である国会の召集の決定を要求するという臨時会の召集の決定の要求の内容及び性質にも照らすと、臨時会の召集の決定を要求することは、国会議員という国の機関が、憲法及び国会法の規定に基づいて有する権限（なお、当該権限が個々の国会議員に帰属する権限であるか否かについては、ひとまずおき、個々の国会議員に帰属する権限であるとの仮定に基づいて論ずるものとする。）を行使するものと解すべきである。そうすると、Ｘは、本件において、内閣という国の機関を主体とする本件不作為等により、Ｘが参議院議員という国の機関としての地位に基づいて有する臨時会の召集の決定を要求する権限を侵害されたとして、その保護救済を求める趣旨で、内閣が当該権限に基づく行為に対応して一定の期間内に臨時会を召集することができるようにその召集を決定する義務を負うこと又はＸが当該権限に基づいて内閣が上記の決定をすることを享受することができる地位にあることの確認を求める趣旨の訴え（本件確認訴訟部分）を提起したものと解するのが相当である。したがって、国会議員としての地位を有する者が、その有する権限の侵害を理由として、内閣が国会議員に対して負う義務又は内閣が一定の意思決定をすることを享受することができる地位を有することの確認を求める趣旨の訴え（本件確認訴訟部分）は、裁判所法３条１項にいう「法律上の争訟」には該当しない。そして、本件確認訴訟部分は、内閣と国会議員という国の機関相互間における権限の行使に関する紛争についての訴訟であると解するのが相当であるから、行政事件訴訟法６条が規定する機関訴訟に該当するものと解すべきであり、機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができるところ（行政事件訴訟法42条）、我が国の法制上、国会議員と内閣との間の権限の行使に関する紛争について、訴えの提起を許す法令の規定は見当たらず、本件確認訴訟部分はいずれも不適法なものである。

（国賠法１条１項に基づく損害賠償請求の成否について）Ｘが侵害された旨

主張するXが参議院議員として有する権限（国会の召集の決定の要求権のほか、召集されるべき臨時会において行使することが可能であった議案発議権、動議提出権、質問権、質疑権、討論権及び表決権）は、いずれも、国会議員という国の機関が、憲法、国会法並びに衆議院規則及び参議院規則の規定に基づき、国会議員としての職務の遂行に当たって行使し得るものとして付与されたものであり、国会議員が多様な国民の意向又は意見をくみ、これを立法過程に反映させることを通じて統一的な国家意思を形成することに向けた職務上の権限（立法行為に係る権限）を有する立場にあることに照らすと、当該権限自体は、直接的には、公益を図ることを目的とするものであり、国賠法１条１項の規定に基づく損害賠償請求権の存在を基礎づけるに足りる法律上保護された利益とは認められない。

本判決も、１審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（上告）。

ウ　療養補償給付支給処分（不支給決定の変更決定）の取消、休業補償給付支給処分の取消請求控訴事件（東京高裁令和４年（行コ）第130号、令和４年11月29日判決）

本件は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「労働保険徴収法」という。）12条３項のいわゆるメリット制（事業主の保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の一層の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内で労働保険徴収法12条２項所定の労災保険率を増減させる制度）の適用を受ける事業の事業主（以下「特定事業主」という。）であるX（原告・控訴人）が、Xの支局に勤務していたAが精神疾患を発症したことについて、札幌中央労働基準監督署長（処分行政庁）が労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づき療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分（以下「本件各処分」という。）をしたことにつき、特定事業主は、自らの事業について業務災害保険給付等に係る支給処分（以下「業務災害支給処分」という。）がされた場合、同処分の法的効果により労働保険の保険料（以下「労働保険料」という。）の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、同処分の取消しを求めるにつき、行政事件訴訟法９条１項が規定する「法律上の利益を有する者」に当たると主張して、本件各処分の取消しを求めたものである。

１審判決（東京地裁令和４年４月15日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

労災保険法は、専ら、被災労働者等の法的利益の保護を図ることのみを目的とし、事業主の利益を考慮しないことを前提としていると解するのが相当であり、労災保険法及び労働保険徴収法並びにこれの下位法令を通覧しても、業務災害支給処分の根拠法令である労災保険法が、業務災害支給処分との関係で、特定事業主の労働保険料に係る法律上の利益を保護していると解する法律上の

根拠は見出せない。そうすると、根拠法令が、特定事業主の労働保険料に係る法律上の利益を個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むものとは解されず、当該特定事業主の利益は、行政事件訴訟法９条１項にいう法律上保護された利益には当たらず、特定事業主は、業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないと解するのが相当である。

この点、確かに、特定事業について、当該事業につき業務災害支給処分がされると、当該処分に係る保険給付額の増加に応じて、労働保険徴収法12条３項柱書きに規定する計算割合であるメリット収支率が上昇し、これに伴いメリット増減率（労働保険の保険料の徴収に関する法律施行規則20条、別表第３及び第３の２が定める、労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合）が上昇する可能性があり、その場合、次々年度以降の労働保険料に当該メリット増減率が適用されれば、労働保険料額が増額するおそれがあることから、特定事業主が、労働保険料の認定処分との関係で、労働保険料に係る法律上の利益を有することは、否定できない。しかしながら、メリット制におけるメリット収支率の計算は、労働保険料に関する事業主間の公平と特定事業主における災害防止努力の促進というメリット制の目的に対する手段として収支の均衡を指向するものであり、当該手段として、労働保険徴収法が個別の保険給付の額に着目して労働保険料を算出することで、初めて労災保険料に係る特定事業主の法律上の利益が生ずるのであって、労災保険法による保険給付それ自体には、事業主の利益を侵害する要素は含まれないこと、業務災害支給処分の根拠法令である労災保険法が、被災労働者等の法的利益の保護を図ることを目的とし、これに反する事業主の利益を保護の対象としていないと解するのが相当であることなどからすれば、特定事業主について、業務災害支給処分の取消訴訟における原告適格を認めることは、労災保険法の趣旨、目的に反する結果となるといわざるを得ず、特定事業主について、業務災害支給処分の名宛人である被災労働者等と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を認めることはできない。

以上のとおり、本件では、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受け、あるいは、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果により直接具体的な不利益を被るおそれがある場合に、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分の取消訴訟における原告適格を有すると解される場合には当たらず、行政事件訴訟法９条２項に従い、処分の根拠法令である労災保険法及び関係法令である労働保険徴収法の趣旨目的等を勘案しても、原告が処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるとはいえないことから、本件訴えは、原告適格を欠き、不適法なものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、１審判決を取り消し、原審に差し戻した。

特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分がされると、当該処分に係る業務災害保険給付等の額の増加に応じて当然にメリット収支率が上昇し、これによって当該特定事業主のメリット増減率も上昇するおそれがあり、これに応じて次々年度の労働保険料が増額されるおそれが生ずることとなる。したがって、特定事業主は、自らの業務に係る業務災害支給処分がされた場合、同処分の名宛人以外の者ではあるものの、同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、他方、同処分がその違法を理由に取り消されれば、当該処分は効力を失い、当該処分に係る特定事業主の次々年度以降の労働保険料の額を算定するに当たって、当該処分に係る業務災害保険給付等の額はその基礎とならず、これに応じた労働保険料の納付義務を免れ得る関係にあるのであるから、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有する者(行政事件訴訟法９条１項)というべきである。

以上からすると、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を有するものと解するのが相当である（上告受理申立て)。

エ　特別地方交付税の額の決定取消請求事件（大阪地裁令和２年（行ウ）第66号、令和４年３月10日判決）

本件は、X（大阪府泉佐野市、原告）が、総務大臣から、令和元年度の特別交付税の額の決定（以下、併せて「本件決定」という。）を受けたことから、令和元年度における市町村に係る特別交付税の額の算定方法を定めた、特別交付税に関する省令附則５条21項（令和２年総務省令第111号による改正前のもの。以下同じ。）及び同附則７条15項（令和２年総務省令第12号による改正前のもの。特に断らない限り、以下同じ。以下「本件各特例規定」という。）は、いわゆるふるさと納税として地方税法37条の２及び同法314条の７の規定により個人の都道府県民税及び市町村民税（以下「個人住民税」という。）の特例控除の対象となる寄附金（以下「ふるさと納税寄附金」という。）に係る収入が多額であることをもって、特別交付税の額を減額するものであって、地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるから、本件各特例規定に基づいてXに対して交付する令和元年度の特別交付税の額を算定した本件決定は違法であるなどと主張して、本件各決定の取消しを求めたものである。

なお、大阪地方裁判所は、令和３年４月22日、本件訴えは、裁判所法３条１項にいう「法律上の争訟」に当たるとする中間判決を言い渡した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

（本件訴えが裁判所法３条１項にいう「法律上の争訟」に当たるか否かにつ

いて）中間判決で判断したとおり（注：地方交付税は、国の地方団体に対する支出金の性格を持ち、また、その額の算定方法等が地方交付税法によって定められているものであることから、地方団体が法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、地方団体と国との間の具体的な権利ないし法律関係の存否に関するものといえ、かつ、特別交付税の額の決定が適法か否かは、地方交付税法その他の関係法令を適用することによって判断することが可能であるから、法令の適用により終局的に解決することができるものである。そのため、地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法３条１項の「法律上の争訟」に当たる。）、本件訴えは裁判所法３条１項にいう「法律上の争訟」に当たる。

（地方交付税法15条２項に基づき総務大臣が行う特別交付税の額の決定が、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるか否かについて）総務大臣が行う特別交付税の額の決定は、地方交付税法を根拠として優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、地方団体に当該決定に係る地方交付税の額の交付を受ける具体的権利ないし法律上の利益を取得させるものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

（本件各決定の取消しを求める訴えの利益の有無について）特別交付税の額の決定は、決定に係る特別交付税の額の交付を受ける具体的権利ないし法律上の利益に直接影響を及ぼす法的効果を有するところ、決定を受けた地方団体は、その取消しによって法的効果を排除できることから、本件各決定の取消しを求める訴えの利益はある。

（本件各特例規定が地方交付税法15条１項の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるか否かについて）地方交付税法15条１項の文理上、特別交付税の交付事由と減額事由（「基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる（中略）基準財政収入額の算定過少」）を規定し、交付事由及び減額事由に係る具体的事情を定めることを総務省令に委任しているところ、交付事由と異なり減額事由に「その他特別の事情があること」という包括的な定めが存在しないことや、同法14条が定める基準財政収入額の算定方法の内容等に照らせば、同法15条１項に規定する減額事由とは、普通交付税の算定の基礎に用いられる基準財政収入額が画一的な方法で算定されることに起因して、基準財政収入額の算定の基礎となる収入項目に係る現実の収入額と基準財政収入額中の当該収入項目に係る基準税額とに差異が生じ、そのために当該基準税額の算定過少が生じていることをいうものと解される。したがって、基準財政収入額の算定の基礎とならない収入項目に係る収入が存在すること又はこれが一定額に及ぶことを特別交付税の減額要因となる事情として定めることにつき、総務省令に委任しているものと解することはできない。そして、ふるさと納税寄付金は基準財政収入額の算定の基礎となる収入項目に当たらないから、同項の文理上、本

件各特例規定が同項の委任の範囲内の事項を定めるものということはできない。次に、地方交付税法の委任の趣旨からみても、ふるさと納税寄付金に係る収入が一定額に及ぶことについて、地方団体間の公平性を確保しその納得を得るという観点から、これを特別交付税の減額要因となる事情とするか否かは、立法者において政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄であり、総務大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当であるとは言い難く、本件各特例規定は、地方交付税法15条１項の委任の範囲を逸脱した違法なものである（控訴）。

オ　持続化給付金等支払請求事件（東京地裁令和２年（行ウ）第455号、令和４年６月30日判決）

本件は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律２条５項に定める性風俗関連特殊営業を行うＸ（原告）が、持続化給付金給付規程（中小法人等向け）に基づく給付金及び家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）に基づく給付金（以下、各規程を併せて「本件各規程」といい、各給付金を併せて「本件各給付金」という。）について、性風俗関連特殊営業を行う事業者に支給しない旨の上記各規程の定め（以下「本件各不給付規程」という。）は憲法14条１項に違反しており無効であるなどと主張して、Ｙ（被告、国）に対し、主位的に、①Ｘがした本件各給付金の申請により国との間に成立した本件各給付金の贈与契約（以下「本件各贈与契約」という。）に基づく本件各給付金等の支払及び②Ｙが本件各不給付規程を定めるなどしたことが違法であるとして、国賠法に基づく損害賠償等の支払を求め、予備的に、①本件各贈与契約に基づき、Ｘに対する本件各給付金の給付額の決定、②Ｘが本件各贈与契約上の地位を有することの確認及び③Ｘが本件各不給付規程により本件各給付金を不給付とされない地位にあることの確認（以下、併せて「本件各確認の訴え」という。）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示し、Ｘの確認請求に係る訴えを却下し、その余の請求を棄却した。

（本件各不支給規程の合理性について）本件各給付金は、いずれも、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う訪日観光客需要の蒸発や営業自粛等により売上の急減に直面する事業者に対して、その事業の継続を下支えすることを目的として給付されるものである。そして、本件各規程は、本件各不支給規程を定め、性風俗関連特殊営業を行う事業者を給付対象者から除外しているところ、これは、性風俗関連特殊営業は、人間の本来的欲望に根差した享楽性・歓楽性を有する上、その本来的に備える特徴自体において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上も国が許可という形で公的に認知することが相当でないものとされていることに鑑み、本件各給付金の給付対象とすること、すなわち、国庫からの支出により廃業や転業を可及的に防止して国が事業の継続を下支えする対象とすることもまた、大多数の国民が共有する性的道義観念に照ら

し相当でないとの理由によるものと解される。給付行政における給付基準の策定に当たっては、他の施策との整合性に加え、当該給付をすることについて大多数の国民の理解を得られるかどうかや給付の費用対効果その他の点について考慮することが必要であることからすると、本件各不給付規程の目的には、合理的な根拠があると認められ、性風俗関連特殊営業を行う事業者を一律に本件各給付金の給付対象から除外することは目的との関連において不合理なものではなく、行政庁の合理的な裁量判断の範囲を超えるものでもない。

（本件各贈与契約に基づく請求の当否）本件各不支給規程は有効であり、Xは本件各給付金の給付対象者ではないから、XとYとの間に本件各贈与契約が成立したとは認められない。

（国賠請求の当否）本件各不支給規程を定めたことが違憲・違法であるとは認められず、Xが本件各給付金の給付対象とされなかったことも違憲・違法であるとは認められない。

（本件各確認の訴えの適法性）Xは、Yに対して、本件各贈与契約に基づく本件各給付金の給付の訴えを提起することができ、現にこれを提起しているのであり、それとは別に又は当該訴えが棄却された場合に備えて、本件各贈与契約上の地位を有することや本件各不支給規程により不支給とされない地位にあることの確認を求めることがXとYとの間の紛争の解決にとって有効・適切であるというべき事情は見当たらず、本件各確認の訴えは、その確認の利益を欠き不適法である（控訴）。

租税訟務課

法務省組織令第48条、第52条

令和４年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

１　新たに提起された事件

移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の適否を争う法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁令和４年（行ウ）第221号）

本件は、コネクタ、ハウジング、コンタクト及び圧着端子（以下、これらを併せて「コネクタ等」という。）の設計・開発及び販売を主たる事業とする内国法人であるX（原告）が行っていた、①シンガポール、香港及び中国に所在する国外関連者３社にコネクタ等を輸出する取引、②中国に所在する国外関連者であるAから、コネクタ等を輸入する取引、③AへX向けのコネクタ等の製造に用いる技術・ノウハウ等の無形資産を提供した取引、④Aへ上記①の国外関連者３社向けのコネクタ等の製造に係る技術・ノウハウ等の無形資産を提供した取引について、税務署長が、これらの取引はXが国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たない、あるいはXが国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えているとして、租

税特別措置法66条の４に規定するいわゆる移転価格税制の推定課税規定を適用して独立企業間価格を算定し、これに基づき法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った後、異議決定において、①の取引、②・③を一体とした取引及び④の取引の各取引について取引単位営業利益法に準ずる方法等を適用して実額により各独立企業間価格が算出され、原処分の一部が取り消されたＸが、異議決定により一部取消し後の各処分の取消しを求めるものである。

２　判決・決定等があった事件

賦課関係

⑴　評価通達の定める方法により評価した額を上回る額を相続財産の価額としてされた更正処分の適否が問題となった相続税更正処分等取消請求上告事件（最高裁令和２年（行ヒ）第283号、令和４年４月19日第三小法廷判決）

本件は、被相続人Ａの共同相続人であるX_1ら（原告・控訴人・上告人）が、Ａの相続（以下「本件相続」という。）により取得した財産の価額を財産評価通達（ただし、平成25年５月16日付け課評２－18による改正前のもの。以下「評価通達」という。）の定める評価方法により評価して本件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）の申告をしたところ、税務署長から、相続財産のうちの一部の土地及び建物の価額につき評価通達の定めにより評価することが著しく不適当と認められるとして、本件相続税の更正処分等を受けたため、これらの処分の取消しを求めたものである。

１審判決（東京地裁令和元年８月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X_1らの請求を棄却した。

評価対象の財産に適用される評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有する場合においては、評価通達に定める評価方法が形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価に用いられることによって、基本的には、租税負担の実質的な公平を実現できるものと解されるのであって、相続税法22条の規定もいわゆる租税法の基本原則の一つである租税公平主義を当然の前提としているものと考えられることに照らせば、特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、評価通達の定める方法以外の評価方法によってその価額を評価することは、原則として許されないというべきである。しかし、他方、評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができないなど、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、法の趣旨及び評価通達の趣旨に反することになるなど、評価通達に定められた方法によることが不当な結果を招来すると認められるような特別の事情がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるものと解すべきである。

評価通達の定める評価方法による本件相続における相続財産（以下「本件各不

動産」という。）の評価額は、本件相続税の更正処分等において不動産鑑定士が本件各不動産について行った鑑定評価の約４分の１の額にとどまっている。そして、実際にX1らが本件各不動産を売買した際の価格をみると、本件相続開始時から約３年半前の取引であるとはいえ、同鑑定評価額とのかい離の程度は、更に大きいものであった。さらに、A及びX1らは、本件各不動産の購入及びAのB信託銀行からの借入れを、A及びC社の事業承継の過程の一つと位置づけつつも、それらが近い将来発生することが予想されるAの相続においてX1らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、それを期待して、あえてそれを企画し実行したと認められる。

本件相続における本件各不動産については、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くと、本件各不動産の購入及び本件各借入れに相当する行為を行わなかった他の納税者との間で、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、法の趣旨及び評価通達の趣旨に反することになるなど、評価通達に定められた方法によることが不当な結果を招来すると認められるような特別な事情がある場合に当たるものと認められるから、評価通達の定める方法以外の他の合理的な方法によって評価することが許されるものと解される。

２審判決（東京高裁令和２年６月24日判決）は、１審の判断を維持し、X1らの控訴を棄却した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、２審の判断を維持し、X1らの上告を棄却した。

相続税法22条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。そして、評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないというべきである。

他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、税務署長がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、税務署長が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等

原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが、上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。

これを本件各不動産についてみると、通達評価額と鑑定評価額との間には大きなかい離があるということができるものの、このことをもって上記事情があるということはできない。

もっとも、本件各不動産の購入及びその購入資金の借入れ（以下「本件購入・借入れ」という。）が行われなければ本件相続に係る課税価格の合計額は６億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は2,826万1,000円にとどまり、基礎控除の結果、相続税の総額が０円になるというのであるから、X_1らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。そして、A及びX_1らは、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想されるAからの相続においてX_1らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。そうすると、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者とX_1らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものということができる。

したがって、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するということはできない。

⑵　国際的な企業グループの組織再編成に係る一連の取引の一環として行われた金銭の借入れが租税回避行為であるとして否認した課税処分の適否が争われた法人税更正処分等取消請求上告事件（最高裁令和２年（行ヒ）第303号、令和４年４月21日第一小法廷判決）

本件は、国際企業グループAの日本国内における組織再編として設立された内国法人X（原告・被控訴人・被上告人）が、完全親法人Bからの増資及びAグループ内のフランス法人Cからの借入れ（本件借入れ）により調達した資金で、Aグループ内の内国法人Dの発行済株式の全部を取得した上で、Dを吸収合併し、本件借入れに係る支払利息（本件利息）を損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、税務署長から、上記一連の行為には経済的合理性が認められず、本

件借入れ及び本件利息の額を損金の額に算入することを容認した場合にはＸの法人税の負担を不当に減少させる結果となるものと認められることから、法人税法132条１項（同族会社等の行為又は計算の否認）の規定を適用し、本件利息は損金の額に算入できず国外関連者に対する寄附金に該当するなどとする更正処分等を受けたため、本件借入れはＸを含むＡグループの組織再編成の一環として行われたもので経済的合理性を有する取引であり、正当な事業目的に基づくものであるとして、これらの処分の取消しを求めたものである。

１審判決（東京地裁令和元年６月27日判決）は、要旨以下のとおり判示してＸの請求を認容した。

法人税法132条１項１号は、同族会社の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該同族会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものと解され、このような同号の規定の趣旨に照らせば、当該同族会社の行為又は計算が、同項柱書にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否かは、専ら経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される。そして、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである。

Ｘによる本件借入れが行われる原因となった、Ｘを含む企業グループが設定した８つの目的（以下「本件８つの目的」という。）は、日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務体制の強化等の観点からいずれも経済的合理性を有するものであり、かつ、これらの目的を同時に達成しようとしたことも経済的合理性を有するものであったと認められ、日本の関連会社の組織再編等を行うための計画に基づいて行われた本件の組織再編取引等は、これらの目的を達成する手段として相当であったと認められる。そして、本件の組織再編取引等によるこれらの目的の達成はＸにとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れがＸに不当な経済的不利益をもたらすものであったとはいえない。そうすると、Ｘによる本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということはできないから、専ら経済的、実質的見地において、純粋経済人として不自然、不合理なものとはいえず、したがって、経済的合理性を欠くものと認めることはできない。

２審判決（東京高裁令和２年６月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、１審の判断を維持し、Ｙ（国、被告・控訴人・上告人）の控訴を棄却した。

同族会社が当該同族会社の株主等又はその関連会社からした金銭の無担保借入れが法人税法132条１項の不当性要件に該当するか否かについては、当該借入れの目的、金額、期間等の融資条件、無担保としたことの理由等を踏まえた個別、具体的な事案に即した検討を要するものというべきであり、具体的には、当該借入れを伴う同族会社の属する企業集団の再編等（以下「企業再編等」という。）が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうかなどの事情も考慮した上で、当該借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断すべきである。

本件の組織再編取引等は、本件８つの目的を日本の関連会社の経営の合理化、Ｘを含むグループ法人のうち、音楽事業を担当する部門のオランダ法人の負債軽減及び日本の関連会社の財務の合理化という観点から分けて検討してみても、不自然なものではなく、税負担の減少以外にこれを行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するといえ、Ｘに税負担の減少以外の経済的利益をもたらすものといえるのであるから、本件８つの目的を同時に達成しようとしたものという観点からみれば、より一層、不自然なものではなく、税負担の減少以外にこれを行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在し、Ｘに税負担の減少以外の経済的利益をもたらすものであるということができる。また、本件借入れに関する事情を個別に検討したところに照らしてみても、本件借入れが専ら経済的、実質的見地において純粋経済人として不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであるというべき事情は見当たらない。

本判決は、要旨以下のとおり判示した上で、２審の判断を維持し、Ｙの上告を棄却した。

同族会社等による金銭の借入れが経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきものであるところ、本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる。そして、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うこと

の合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうかなどの事情を考慮するのが相当である。

本件の日本の関連会社について組織再編成等を行うための計画に基づく組織再編成に係る取引や本件の追加出資、借入れ及び内国法人の買収についての資金面に関する取引は、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるとまではいえず、また、税負担の減少以外にこれらの取引を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものということができる。そうすると、これらの取引は、全体としてみたときには、経済的合理性を欠くものであるとまでいうことはできず、本件借入れは、その目的において不合理と評価されるものではないから、法人税法132条１項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」には当たらないというべきである。

⑶　外国子会社合算税制の適用除外規定の適否が争われた法人税更正処分等取消請求上告・上告受理事件（最高裁令和４年（行ツ）第100号、同年（行ヒ）第104号、令和４年８月８日第一小法廷決定）

本件は、X（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、Xの香港に所在する租税特別措置法（以下「法」という。）上の特定外国子会社等について、税務署長から、当該特定外国子会社等が行っている事業は著作権の提供に係るものであり、外国子会社合算税制における適用除外要件の一つである事業基準を満たさないとして同税制を適用し法人税等の更正処分を受けたため、これらの処分の取消しを求めたものである。

１審判決（東京地裁令和３年２月26日判決）は、当該特定外国子会社等が行っている事業が著作権の提供に係るものか否かの判断をすることなく、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部却下し、一部棄却した。

法66条の６第７項（平成27年法律第９号による改正前のもの。以下同じ。）及び法68条の90第７項（平成27年法律第９号による改正前のもの及び平成29年法律第４号による改正前のもの。以下同じ。）は、法66条の６第３項（平成27年法律第９号による改正前のもの。）及び法68条の90第３項（平成27年法律第９号による改正前のもの。）の規定（以下「本件各適用除外規定」といい、本件各適用除外規定に設けられている要件を「本件適用除外要件」という。）は、政令で定めるところにより、確定申告書に法66条の６第７項の規定の適用がある旨を記載した書面（以下、法68条の90第７項に規定された書面と併せて「適用除外記載書面」という。）を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用する旨定めるところ、かかる規定は、ある特定外国子会社等が本件適用除外要件を満たすかどうかを判断するに際し、その事業内容、事業に係る取引相手などを適正に審査することが必要になることを受け、法66条の６第１項（平成27年法律第９号による改正前のもの。）に掲げる内国法

人又は法68条の90第１項（平成29年法律第４号による改正前のもの。）に掲げる連結法人に確定申告書への適用除外記載書面の添付等を義務付けることによって、当該内国法人又は連結法人に適用除外規定の適用を受ける旨の意思を明らかにさせ、税務署長が本件適用除外要件該当性の判断の根拠となる資料を当該内国法人又は連結法人から早期かつ確実に収集し、本件適用除外要件について適正かつ迅速に判断することを可能にするために設けられたものと解される。

このような規定の文言及び本件適用除外要件の判断における当該内国法人又は連結法人からの資料収集等の必要性、重要性に鑑みれば、法66条の６第７項及び法68条の90第７項は、本件各適用除外規定の適用要件を定めたものと解するのが相当である。

Ｘは、法人税等の確定申告書に適用除外記載書面を添付していないことから、本件適用除外規定の適用を受けることはできない。

２審判決（東京高裁令和３年11月24日判決）は、１審の判断を維持し、Ｘの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Ｘの上告及び上告受理申立てにつき、上告棄却及び上告不受理決定をした。

⑷　外国子会社から支払を受けた対価の額が独立企業間価格に満たないとして移転価格税制を適用した法人税更正処分等取消請求控訴事件、同附帯控訴事件（東京高裁令和３年（行コ）第25号、令和４年３月10日判決）

本件は、セラミックス製品の製造を主たる事業とするＸ（原告・被控訴人兼附帯控訴人）が、ポーランド所在の子会社（租税特別措置法上の国外関連者）との間で行った自動車排ガスフィルターに関するライセンス取引について、税務署長から、当該取引においてＸが支払を受けたロイヤルティの金額が租税特別措置法に規定する独立企業間価格に満たないなどとして、当該取引が独立企業間価格により行われたものとみなして計算した所得金額を基に法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、これらの処分の取消しを求めたものである。

１審判決（東京地裁令和２年11月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Ｘの請求を一部認容した。

残余利益分割法の適用に当たり、基本的利益の算定においては重要な無形資産の影響が排除されているから、分割対象利益から基本的利益を控除して得られる残余利益は重要な無形資産に起因して得られる利益であることとなるが、残余利益（超過利益）をもたらした利益発生要因は必ずしも一つに限られるものではなく、重要な無形資産以外の利益発生要因が寄与していることも十分に想定し得るのであり、本件国外関連取引に係る超過利益（以下「本件超過利益」という。）については、Ｘ及び本件国外関連者が保有する重要な無形資産とともに、他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって得られている

ものである。そして、このような他の利益発生要因の中には、法人又は国外関連者のいずれかが超過利益の発生に寄与したものとして、独立企業間価格の算定においてその寄与の程度に応じた利益を当該法人又は当該国外関連者に帰属させることが相当であると評価すべきものが含まれている可能性がある。

そうすると、重要な無形資産とともに他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって得られた超過利益（残余利益）について、法人及び国外関連者に合理的に配分するためには、重要な無形資産以外の利益発生要因に関しても、当該法人又は当該国外関連者が支出した人件費の額や投下資本の額など、その寄与の程度の推測にふさわしい要素（分割要因）を適切に考慮すべきである。

したがって、一般に、残余利益の分割において重要な無形資産以外の利益発生要因を分割要因として考慮することは許されるものというべきである。

Ｘが開発した製品（以下「本件製品」という。）の製造に係る重要な無形資産は、ＸグループにおけるＥＵ市場以外での本件製品の製造にも用いられていることからすると、ＥＵ市場での本件超過利益の発生に貢献した研究開発費の額は、Ｘが支出した本件製品に係る研究開発費の総額に、Ｘグループ全体の本件製品に係る売上高に占める本件国外関連者の売上高の割合を乗じて計算した金額と認めるのが相当である。また、本件国外関連者による本件製品を量産することができる生産設備の整備及びこれに係る投資は、本件超過利益をもたらした複数の利益発生要因に関して重要な貢献をしているものと認められるから、これらの整備及び投資に係る減価償却費につき、Ｘの研究開発費及び本件国外関連者のＡ部門費と同等のウエイトにより、残余利益の分割要因とするのが相当である。

本判決は、控訴審におけるＹ（被告・控訴人兼附帯被控訴人）の補充主張について、要旨以下のとおり判断したほかは、１審の判断を維持し、Ｙの控訴及びＸの附帯控訴を棄却した。

残余利益の分割要因について、我が国の法令においてはもちろんのこと、ＯＥＣＤガイドラインをみても、基本的には重要な無形資産のみをもって考慮されることが想定されているとか、重要な無形資産に匹敵する程度の価値（重要性）を備えたものでなければ分割要因として考慮しないなどといったことをうかがわせる条項ないし記載はなく、ＯＥＣＤガイドラインでは、残余利益の分割要因が無形資産に限定されるとか、基本的に無形資産であるとかという考え方を採用してはいないものと解することができる。租税特別措置法（平成22年法律第６号による改正前のもの。以下同じ。）通達66の４⑷－５は、分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因（分割要因）に応じて計算するという租税特別措置法施行令（平成22年政令第58号による改正前のもの。以下同じ。）39条の12第８項１号の規定を具体化するものとして定められた通達にすぎず、国外関連取引に係る独立企業間価格の算出方法の一つである残余利益分割法を定める租税特

別措置法66条の４第２項１号ニ及び租税特別措置法施行令39条の12第８項１号の解釈として、重要な無形資産以外にも分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因があると認められる場合であってもこれを考慮しなくてよいとする趣旨であるなどと解することはできない。そうすると、残余利益の分割要因について、基本的には重要な無形資産のみをもって考慮されることが想定されており、重要な無形資産の価値に応じて残余利益を分割しさえすれば、合理的な独立企業間価格を算定することができるなどということができないのはもちろんのこと、重要な無形資産とは全く無関係な別個の要因について残余利益の分割要因と認めるには、同要因が重要な無形資産に匹敵する程度の価値（重要性）を備え、超過利益獲得に寄与する（相関関係のある）ものと認められる必要があるということもできない（確定）。

なお、本件の争点と同様の争点について争われた、本件と同一の原告の後続事業年度に係る事案（東京地裁令和元年（行ウ）第646号、同令和２年（行ウ）第492号）について、本判決の内容を踏まえて、税務署長が法人税更正処分等の金額を変更する再更正処分を行ったところ、原告は、令和４年10月14日付けで訴えの全部を取り下げた（確定）。

訟務支援課

法務省組織令第48条、第53条

予防司法支援については、各行政機関からの相談実績が多数積み重ねられており、相談内容も、政治・経済・外交問題といった我が国の重要な施策に関わるものから、国民全体の日常生活に重大な影響を与えるもの等様々な分野に及んでいる。また、国際的な法的紛争についても、日常的に国際法等に関する調査研究・分析を行うとともに、国際機関や、他の国の裁判所で行われる裁判等において十分な主張立証が行われ、適正かつ妥当な判断を得るよう、日頃から国際的な法的紛争の発生に備え、関係省庁と連携・協力をして対応を行っており、関係省庁に対しては、法的側面から実質的かつ積極的な支援を行っている。

参事官

法務省組織令第12条

重要事件の処理及び指導

原子力発電所等の安全性に関する事件、戦後処理に関する事件、医療・薬害に関する事件等、国の政治、行政、経済等の根幹に重大な影響を及ぼす重要大型事件を処理するとともに国の行政機関の情報公開に関する訴訟等の訴訟追行の指導に当たった。

第２　審議会等

Ⅰ　司法試験委員会

法務省設置法第５条、第５条の２　司法試験法（昭和24年法律第140号）　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）　昭和36年司法試験管理委員会規則第２号　昭和50年司法試験管理委員会規則第１号　平成15年法務省令第77号　司法試験受験手数料令（平成17年政令第325号）　司法試験委員会令（平成15年政令第513号）

司法試験委員会は、司法試験の実施等を所掌する国家行政組織法第８条の機関である。

なお、司法試験委員会は、平成16年１月１日に司法試験管理委員会を改組して設置された。

司法試験　令和４年司法試験は、同年５月11日から15日まで（13日を除く。）の４日間の日程で、全国７試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）で実施され、令和４年９月６日に合格者が発表された。

出願者数は3,367人、合格者数は1,403人であった。

なお、平成18年以降の司法試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験	
	出願者	合格者
平成18年	2,137	1,009
19	5,401	1,851
20	7,842	2,065
21	9,734	2,043
22	11,127	2,074
23	11,891	2,063
24	11,265	2,102
25	10,315	2,049
26	9,255	1,810
27	9,072	1,850
28	7,730	1,583
29	6,716	1,543
30	5,811	1,525
令和元年	4,930	1,502
2	4,226	1,450
3	3,754	1,421
4	**3,367**	**1,403**

司法試験予備試験　令和４年司法試験予備試験は、短答式試験が同年５月15日に全国７試験地（北海道、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府又はその周辺、広島市及び福岡市）で、論文式試験が７月９日、10日の２日間、全国４試験地（札幌市、東京都、大阪市及び福岡市）でそれぞれ実施された。

また、口述試験が令和４年11月５日、６日の２日間、法務省浦安総合センター（千葉県浦安市）で実施され、同年11月17日に最終合格者を発表し、全日程を終えた。

出願者数は16,145人、合格者数は472人であった。

なお、平成23年以降の司法試験予備試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験予備試験	
	出願者	合格者
平成23年	8,971	116
24	9,118	219
25	11,255	351
26	12,622	356
27	12,543	394
28	12,767	405
29	13,178	444
30	13,746	433
令和元年	14,494	476
2	15,318	442
3	14,317	467
4	**16,145**	**472**

Ⅱ　検察官適格審査会

法務省設置法第５条、第６条　検察庁法（昭和22年法律第61号）第23条　検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）

検察庁法第23条の規定により、検察官としての適格性につき、３年ごとの定時審査及び法務大臣の請求又は職権による随時審査を行うために設置されたものである。

国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された合計11人の委員をもって組織し、委員１名につきそれぞれ１名の予備委員が置かれている。

令和４年においては、６月16日に定時審査のための審査会が開催された。

Ⅲ　中央更生保護審査会

法務省設置法第５条、第７条　更生保護法（平成19年法律第88号）第４条～第15条

1　令和４年中に処理した恩赦事件数は、常時恩赦37件（恩赦相当12件、恩赦不相当25件）である。

2　令和４年中に新たに受理した審査請求の件数は10件であり、請求が認容されたものはなかった（188～189ページ参照）。

Ⅳ　日本司法支援センター評価委員会

法務省設置法第５条、第７条の２　総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条　総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号）　総合法律支援法施行規則（平成27年法務省令第11号）

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自立性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされており、日本司法支援センターについても、基本的には独立行政法人の枠組みを使用していることから、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条により、法務省に日本司法支援センター評価委員会を置くこととされている。当評価委員会は、委員10名で組織され、総合法律支援に関し学識経験のある者（少なくとも１名は、最高裁判所の推薦する裁判官）のうちから法務大臣が任命する。

令和４年中における審議状況は、以下のとおり。

第69回（２月16日）
- 日本司法支援センターの第５期中期目標（案）について
- 日本司法支援センターの第５期中期計画（案）について
- 日本司法支援センターの役員退職手当規程の変更について

第70回（３月16日）
- 日本司法支援センターの第５期中期計画（案）に関する法務大臣認可に当たっての意見について
- 日本司法支援センター業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について

第71回（６月27日）
- 積立金の処分に関する法務大臣の承認に当たっての意見について

第72回（７月６日）
- 令和３年度に係る業務実績評価について
- 第４期中期目標期間に係る業務実績評価について
- 令和３事業年度財務諸表に関する法務大臣承認に当たっての意見について

第73回（８月３日）
- 日本司法支援センターの令和３年度に係る業務実績評価について
- 日本司法支援センターの第４期中期目標期間に係る業務実績評価について
- 法務大臣による財務諸表の承認に当たっての意見について
- 日本司法支援センターの退職役員の業績勘案率の決定について

Ⅴ　法制審議会

法務省組織令第54条、第55条　法制審議会令（昭和24年政令第134号）

1　諮問事項

昭和24年に法制審議会が発足してから令和４年12月末日までの間に法務大臣から諮問された事項は124項目であり、そのうち115項目については審議を完了した。

令和４年中に審議された諮問事項及び審議結果は、次の表のとおりである。

諮問番号	諮　問　事　項	諮問された年　月　日	審議結果
第51号	第三者が提供する配偶子等による生殖補助医療技術によって出生した子についての民法上の親子関係を規律するための法整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	13．２.16	令和５年に継続審議
第108号	児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。	元．６.20	令和４年２月14日答申
第111号	近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	２．２.21	令和４年２月14日答申
第112号	経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢に鑑み、仲裁手続における暫定措置又は保全措置に基づく強制執行のための規律を整備するなど、仲裁法等の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示された	２．９.17	令和４年２月14日答申

	い。		
第113号	父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	３．２.10	令和５年に継続審議
第114号	動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	３．２.10	令和５年に継続審議
第116号	個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする規定を整備するなど、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。	３．９.16	令和５年に継続審議
第117号	近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要があると思われるので、左記の事項を始め、法整備の在り方について、御意見を承りたい。 記 第一　相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備 一　刑法第百七十六条前段及び第百七十七条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第百七十八条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること。	３．９.16	令和５年に継続審議

二　刑法第百七十六条後段及び第百七十七条後段に規定する年齢を引き上げること。

三　相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること。

四　刑法第百七十六条の罪に係るわいせつな挿入行為の同法における取扱いを見直すこと。

五　配偶者間において刑法第百七十七条の罪等が成立することを明確化すること。

六　性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪を新設すること。

第二　性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備

一　より長期間にわたって訴追の機会を確保するため公訴時効を見直すこと。

二　被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設すること。

第三　相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する適切な処罰を確保し、その画像等を確実に剝奪できるようにするための実体法及び手続法の整備

一　性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪を新設すること。

二　性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みを導入すること。

第119号	近年におけるマネー・ローンダリング対策に関する国際的動向等に鑑み、早急にマネー・ローンダリング行為に係る罰則の法定刑を改正する必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。	４．１.17	令和４年２月14日答申
第120号	近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続といった民事・家事関係の裁判手続をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、これらの手続に係る申立書等のオンライン提出、事件記録の電子化、情報通信技術を活用した各種期日の実現など法制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	４．２.14	令和５年に継続審議
第121号	商取引において電子的な手段の利用が拡大するなどの社会経済情勢の変化への対応等の観点から、商法の船荷証券に関する規定等の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	４．２.14	令和５年に継続審議
第122号	近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、左記の事項に関して刑事法の見直しをする必要があると思われるので、その法整備の在り方について、御意見を承りたい。 記 一　刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。	４．６.27	令和５年に継続審議

	二　刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。 三　一及び二の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること。		
第123号	近年における犯罪収益等の実情等に鑑み、犯罪収益等として没収することができる財産の範囲を早急に改める必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。	４．６.27	令和４年９月12日答申
第124号	老朽化した区分所有建物の増加等の近年の社会情勢に鑑み、区分所有建物の管理の円滑化及び建替えの実施を始めとする区分所有建物の再生の円滑化を図るとともに、今後想定される大規模な災害に備え、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の再生の円滑化を図る等の観点から、区分所有法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	４．９.12	令和５年に継続審議

２　答　申

⑴　令和４年２月14日、諮問第108号に関し、「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」として答申

⑵　同日、諮問第111号に関し、「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する要綱」として答申

⑶　同日、諮問第112号に関し、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」として答申

⑷　同日、諮問第119号に関し、「要綱（骨子）」として答申

⑸　同年９月12日、諮問第123号に関し、「要綱（骨子）」として答申

３　審議状況

令和４年中に法制審議会（総会）及び同部会において調査審議された事項は、次のとおりである。

⑴　法制審議会（総会）（会長井田良ほか委員19人、幹事３人）

諮問第108号（民法（親子法制）の見直し）について審議

諮問第111号（民事訴訟法等（ＩＴ化関係）の改正）について審議
諮問第112号（仲裁法制の見直し）について審議
諮問第119号（マネー・ローンダリング罪の法定刑）について審議
諮問第120号（家事事件手続法・民事保全法・民事執行法・倒産法等（ＩＴ化関係）の改正）について審議
諮問第121号（船荷証券等の電子化）について審議
諮問第122号（情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備）について審議
諮問第123号（犯罪収益等の没収）について審議
諮問第124号（区分所有法制の見直し）について審議

⑵ 民法（親子法制）部会（部会長大村敦志ほか委員15人、幹事12人）（令元．６．20設置）
諮問第108号（民法（親子法制）の見直し）について審議

⑶ 民事訴訟法（IT 化関係）部会（部会長山本和彦ほか委員19人、幹事９人）（令２．２.21設置）
諮問第111号（民事訴訟法等（ＩＴ化関係）の改正）について審議

⑷ 仲裁法制部会（部会長山本和彦ほか委員19人、幹事10人）（令２．９.17設置）
諮問第112号（仲裁法制の見直し）について審議

⑸ 家族法制部会（部会長大村敦志ほか委員23人、幹事13人）（令３．２.10設置）
諮問第113号（離婚及びこれに関連する家族法制の見直し）について審議

⑹ 担保法制部会（部会長道垣内弘人ほか委員19人、幹事15人）（令３．２.10設置）
諮問第114号（担保法制の見直し）について審議

⑺ 戸籍法部会（部会長窪田充見ほか委員16人、幹事11人）（令３．９.16設置）
諮問第116号（氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正）について審議

⑻ 刑事法（性犯罪関係）部会（部会長井田良ほか委員16人、幹事12人）（令３．９．16設置）
諮問第117号（性犯罪に対処するための法整備）について審議

⑼ 刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会（部会長今井猛嘉ほか委員８人、幹事８人）（令４．１.17設置）
諮問第119号（マネー・ローンダリング罪の法定刑）について審議

⑽ 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会（部会長山本和彦ほか委員22人、幹事10人）（令４．２.14設置）
諮問第120号（家事事件手続法・民事保全法・民事執行法・倒産法等（ＩＴ化関係）の改正）について審議

⑾ 商法（船荷証券等関係）部会（部会長藤田友敬ほか委員11人、幹事11人）（令４．２.14設置）
諮問第121号（船荷証券等の電子化）について審議

⑿　刑事法（情報通信技術関係）部会（部会長酒巻匡ほか委員10人、幹事９人）（令４．６.27設置）

諮問第122号（情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備）について審議

⒀　刑事法（犯罪収益等の没収関係）部会（部会長今井猛嘉ほか委員８人、幹事８人）（令４．６.27設置）

諮問第123号（犯罪収益等の没収）について審議

⒁　区分所有法制部会（部会長佐久間毅ほか委員17人、幹事13人）（令４．９.12設置）

諮問第124号（区分所有法制の見直し）について審議

Ⅵ　検察官・公証人特別任用等審査会

検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条　公証人法（明治41年法律第53号）第13条ノ２　検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）第１条の２　法務省組織令（平成12年政令第248号）第54条、第56条　検察官・公証人特別任用等審査会令（平成15年政令第477号）　検察官特別考試令（昭和25年政令第349号）

本審査会は、平成16年１月１日に検察官特別任用審査会と公証人審査会が統合して設立されたものである。

○　検察官特別任用分科会

令和４年においては、９月６日（令和４年度検察官特別考試筆記試験及び副検事の選考第１次選考及落決定会議）及び10月21日（令和４年度検察官特別考試及び副検事の選考最終及落決定会議）に分科会が開催され、副検事の選考について23人が合格とされた。

○　公証人分科会

公証人分科会は、令和４年中に、公証人法第13条ノ２に規定する公証人の選考等のために開催され、18人を公証人に選考した。

第３　施設等機関

Ⅰ　刑務所等

法務省設置法第８条、第９条　法務省組織規則第19条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）　刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成13年法務省令第３号）

１　刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

（令和４年12月31日現在）

刑務所	少年刑務所	拘置所	刑務支所	拘置支所	合計
59	6	8	8	97	178

２　刑務所の名称（令和４年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌刑務所	旭川刑務所	月形刑務所
札幌刑務支所	名寄拘置支所	
札幌拘置支所	帯広刑務所	
小樽拘置支所	釧路刑務支所	
室蘭拘置支所	網走刑務所	

仙台矯正管区

青森刑務所	秋田刑務所	福島刑務所
弘前拘置支所	横手拘置支所	福島刑務支所
八戸拘置支所	大館拘置支所	会津若松拘置支所
宮城刑務所	山形刑務所	郡山拘置支所
仙台拘置支所	米沢拘置支所	いわき拘置支所
石巻拘置支所	酒田拘置支所	白河拘置支所
古川拘置支所		

東京矯正管区

水戸刑務所	前橋刑務所	府中刑務所	甲府刑務所
水戸拘置支所	足利拘置支所	横浜刑務所	長野刑務所
土浦拘置支所	高崎拘置支所	横須賀刑務支所	上田拘置支所
下妻拘置支所	太田拘置支所	横浜拘置支所	静岡刑務所
栃木刑務所	千葉刑務所	小田原拘置支所	浜松拘置支所
喜連川社会復帰促進センター	木更津拘置支所	相模原拘置支所	沼津拘置支所
宇都宮拘置支所	八日市場拘置支所	新潟刑務所	
大田原拘置支所	市原刑務所	長岡拘置支所	
	東日本成人矯正医療センター	上越拘置支所	
		佐渡拘置支所	

名古屋矯正管区

富山刑務所	岐阜刑務所	名古屋刑務所
高岡拘置支所	岐阜拘置支所	豊橋刑務支所
金沢刑務所	高山拘置支所	岡崎拘置支所
七尾拘置支所	御嵩拘置支所	三重刑務所
福井刑務所	笠松刑務所	四日市拘置支所
	岡崎医療刑務所	伊勢拘置支所

大阪矯正管区

京都刑務所	大阪刑務所	大阪医療刑務所	加古川刑務所
滋賀拘置支所	堺拘置支所	神戸刑務所	播磨社会復帰促進センター
舞鶴拘置支所	岸和田拘置支所	洲本拘置支所	和歌山刑務所
	丸の内拘置支所	豊岡拘置支所	
	田辺拘置支所		
	新宮拘置支所		

広島矯正管区

鳥取刑務所	広島刑務所	山口刑務所	岩国刑務所
松江刑務所	尾道刑務支所	下関拘置支所	美祢社会復帰促進センター
米子拘置支所	呉拘置支所	宇部拘置支所	
島根あさひ社会復帰促進センター	福山拘置支所	周南拘置支所	
岡山刑務所	三次拘置支所		
津山拘置支所			

高松矯正管区

徳島刑務所	松山刑務所	高知刑務所
高松刑務所	西条刑務支所	中村拘置支所
丸亀拘置支所	今治拘置支所	
	宇和島拘置支所	
	大洲拘置支所	

福岡矯正管区

北九州医療刑務所	長崎刑務所	大分刑務所	沖縄刑務所
福岡刑務所	長崎拘置支所	中津拘置支所	八重山刑務支所
大牟田拘置支所	佐世保拘置支所	宮崎刑務所	那覇拘置支所
久留米拘置支所	島原拘置支所	都城拘置支所	宮古拘置支所
飯塚拘置支所	五島拘置支所	延岡拘置支所	
厳原拘置支所	熊本刑務所	鹿児島刑務所	
麓刑務所	京町拘置支所	鹿児島拘置支所	
	八代拘置支所	大島拘置支所	
	天草拘置支所		

3　少年刑務所の名称（令和４年12月31日現在）

札幌矯正管区

函館少年刑務所

仙台矯正管区

盛岡少年刑務所
一関拘置支所

東京矯正管区

川越少年刑務所	松本少年刑務所
さいたま拘置支所	飯田拘置支所
熊谷拘置支所	上諏訪拘置支所

大阪矯正管区

姫路少年刑務所
姫路拘置支所

福岡矯正管区

佐賀少年刑務所

4　拘置所の名称（令和４年12月31日現在）

東京矯正管区

東京拘置所
松戸拘置支所
立川拘置所

名古屋矯正管区

名古屋拘置所
一宮拘置支所
半田拘置支所

大阪矯正管区

京都拘置所	大阪拘置所
奈良拘置支所	尼崎拘置支所
葛城拘置支所	神戸拘置所

広島矯正管区

広島拘置所

福岡矯正管区

福岡拘置所
小倉拘置支所

Ⅱ　少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第８条、第10条、第11条　法務省組織規則第20条　少年院法（平成26年法律第58号）　少年鑑別所法（平成26年法律第59号）少年院及び少年鑑別所組織規則（平成13年法務省令第４号）

1　少年院及び少年鑑別所の数

（令和４年12月31日現在）

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
40	6	44	8	98

2　少年院の名称（令和４年12月31日現在）

札幌矯正管区

北海少年院
紫明女子学院

仙台矯正管区

盛岡少年院	東北少年院
	青葉女子学園

東京矯正管区

茨城農芸学院	榛名女子学園	東日本少年矯正医	新潟少年学院
水府学院	市原学園	療・教育センター	有明高原寮
喜連川少年院	八街少年院	愛光女子学園	駿府学園
赤城少年院	多摩少年院	久里浜少年院	

名古屋矯正管区

湖南学院	豊ケ岡学園
瀬戸少年院	宮川医療少年院
愛知少年院	

大阪矯正管区

京都医療少年院	和泉学園	加古川学園
浪速少年院	泉南学寮	播磨学園
交野女子学院		奈良少年院

広島矯正管区

岡山少年院	広島少年院
	貴船原少女苑

高松矯正管区

丸亀少女の家	松山学園
四国少年院	

福岡矯正管区

筑紫少女苑	人吉農芸学院	沖縄少年院
福岡少年院	中津少年学院	沖縄女子学園
佐世保学園	大分少年院	

3　少年鑑別所の名称（令和４年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌少年鑑別所	旭川少年鑑別所
函館少年鑑別支所	
釧路少年鑑別支所	

仙台矯正管区

青森少年鑑別所	秋田少年鑑別所
仙台少年鑑別所	福島少年鑑別所
盛岡少年鑑別支所	
山形少年鑑別支所	

東京矯正管区

水戸少年鑑別所	さいたま少年鑑別所	東京西少年鑑別所	甲府少年鑑別所
宇都宮少年鑑別所	千葉少年鑑別所	横浜少年鑑別所	長野少年鑑別所
前橋少年鑑別所	東京少年鑑別所	新潟少年鑑別所	静岡少年鑑別所

名古屋矯正管区

金沢少年鑑別所	名古屋少年鑑別所
岐阜少年鑑別所	富山少年鑑別支所
	福井少年鑑別支所
	津少年鑑別所

大阪矯正管区

大津少年鑑別所	神戸少年鑑別所
京都少年鑑別所	奈良少年鑑別所
大阪少年鑑別所	和歌山少年鑑別所

広島矯正管区

松江少年鑑別所	広島少年鑑別所
岡山少年鑑別所	鳥取少年鑑別支所
	山口少年鑑別所

高松矯正管区

徳島少年鑑別所	松山少年鑑別所
高松少年鑑別所	高知少年鑑別所

福岡矯正管区

福岡少年鑑別所	長崎少年鑑別所	宮崎少年鑑別所
小倉少年鑑別支所	熊本少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所
佐賀少年鑑別所	大分少年鑑別所	那覇少年鑑別所

Ⅲ　婦人補導院

法務省設置法第８条、第12条　法務省組織規則第21条　婦人補導院法（昭和33年法律第17号）　婦人補導院組織規則（平成13年法務省令第５号）

1　婦人補導院の数

（令和４年12月31日現在）

婦　人　補　導　院	1

2　婦人補導院の名称（令和４年12月31日現在）

東京矯正管区

東 京 婦 人 補 導 院

Ⅳ　法務総合研究所

法務省設置法第３条、第４条　法務省組織令第57条、第58条、第60条　法務省組織規則第22条　法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第７号）

〈重要施策の概要〉

研究部においては、平成24年７月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」、 28年12月に成立・施行された再犯防止推進法の規定等を踏まえ、再犯防止に関する調査研究のなお一層の充実を図るため、「非行少年と生育環境」、「女性と犯罪」等に関連した研究を重点的に実施した。令和４年版犯罪白書においては、令和３年を中心とした犯罪の動向及び犯罪者の処遇等を概観したほか、「新型コロナウイルス感染症と刑事政策」と「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」と題した特集を組み、一つ目の特集「新型コロナウイルス感染症と刑事政策」では、刑法犯や注目すべき犯罪について、月別の犯罪動向や関係する指標との対比を見るなどして同感染症感染拡大下における犯罪動向を分析するとともに、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における処遇の現状や各施設の感染症対策を概観するなどした上で、新型コロナウイルス感染症が我が国の犯罪動向・犯罪者処遇に与えた影響等について考察し、二つ目の特集「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」では、犯罪や非行に至った原因やその再発にまつわる要因等に焦点を当て、関連する社会情勢の変化や犯罪者等の動向などを概観するとともに、犯罪者・非行少年の生活意識や価値観に関する特別調査の結果を分析して、その特徴を明らかにし、今後の指導や支援の在り方、再発防止対策の在り方等について考察した。

研修各部においては、行財政改革に伴い、職員に対する各種研修についても、合理化・効率化が強く要請されており、また、近時、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指すほか、司法制度改革等に伴う諸制度の変化に対応するため、従来の研修要綱を見直し、効果的な研修を実施すべく鋭意努力するとともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化に努めた。令和４年にお

いては、当省職員２人の約６か月間にわたる法務研究を始め、本所及び支所において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し、検察庁、法務局、保護局の各関係職員に対する各種研修を非集合のリモート方式、リモート方式及び集合方式の併用又は感染症対策を十分に講じた集合方式により実施した。本所では、中央研修として検事、副検事に対する研修のほか、検察事務官、法務局職員、保護局関係職員に対して管理科、高等科等の研修を実施し、支所では、地方研修として新規採用者に対する初等科、中堅職員に対する中等科等の研修を実施して、それぞれの研修において法律知識、実務技能の修得及び能力の向上を図った。

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）においては、従前から、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国における刑事司法制度の発展と有効適切な犯罪防止政策の策定・実施を目的として、各国において刑事政策の決定に携わる高官を対象とする国際高官セミナー、主に警察・検察・裁判関係の幹部職員や犯罪者の処遇に携わる矯正・保護関係の幹部職員を対象とする国際研修及び地域別支援や二国間支援を実施してきた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による渡航制限措置等に伴い、令和３年度は京都コングレスの成果として立ち上げた「第１回再犯防止・被害者保護研修」（令和４年３月実施）を含め、全日程オンライン形式による研修の実施となり、令和４年度も７月までは、全日程オンライン形式の研修であった。しかし、令和４年８月第１週に実施した「ユース国際研修」は対面とオンラインを併用したハイブリッド形式、同年８月下旬に実施したカンボジアの二国間研修は久しぶりに全日程来日による対面形式で実施し、国際研修も独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）東京での宿泊という体制の下、令和４年11月の汚職防止刑事司法研修から来日による対面実施を再開した。さらに、令和４年は国連アジア極東犯罪防止研修所60周年の年であったため、10月に「再犯防止及び包摂的社会の構築のための技術支援の強化」を主題とする国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（ＰＮＩ）専門家会合及び「包摂的社会に向けた再犯防止の取組」を主題とした記念講演会をハイブリッド形式で実施した。また、12月にも「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を対面形式で実施した。海外出張も令和４年５月から再開し、カンボジア、フィリピン、東ティモールなど二国間支援を行っている国で現地セミナーを実施するとともに、欧州等で開催の各種国際会議に参加し、国連を始めとする連携機関との対面協議も再開した。

国際協力部においては、ＪＩＣＡ等と協力して、アジアの開発途上国等に対する法制度整備支援として、基本法令の起草のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成に関する支援を実施している。令和２年度及び３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により海外渡航が制限されていたため、従前実施していた日本での研修や共同研究、支援対象国でのセミナー等の多くを延期又は中止したが、オンラインでの研修や共同研究、セミナー、シンポジウム等の活動を積極的に実施し、活動を継続した。令和４年４月以降は、海外渡航制限の緩和に伴い、支援対象

国の事情に応じオンラインセミナー等も活用しつつ、職員の海外出張を徐々に再開し、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ネパール、ウズベキスタン、東ティモール、モンゴル、スリランカにおいて、現地セミナーや現地調査等を実施した。また、海外の研修員等を招へいして行う日本での共同研究等の対面での活動も一部再開し、同年10月から11月にかけて日韓双方の研究員が両国を往来する形で日韓パートナーシップ共同研究（第23回）を実施したほか、同年12月には日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演を対面及びオンラインの併用で実施するなどした。

総務企画部においては、令和４年12月現在で38校となっている法科大学院に対し、派遣検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力を行うために、法科大学院向けの刑事実務科目用教材の作成・提供、派遣に伴う法科大学院との連絡調整、派遣検察官に対するバックアップなどの各種法科大学院支援事務を行った。

〈刊行物〉

１　定期刊行物

題　　目	刊行頻度	号　　数	ページ	規 格	所　　管
犯　罪　白　書	年　刊	令和４年版	466	Ａ４	研究部
ニューズレター（英文）	年４回	163 164 165 166	24 25 24 23	Ａ４	国際連合研修協力部
リソース・マテリアル・シリーズ（英文）	年２回	113 114	90 182	Ａ４	国際連合研修協力部
年次報告（英文）	年１回	2021年版	24	Ａ４	国際連合研修協力部
国際協力部報「ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -」	年４回	90 91 92 93	219 142 126 178	Ａ４	国際協力部
ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-（英文）	年　刊	2022年版	208	Ａ４	国際協力部

２　不定期刊行物

題　　目	号　数	刊行年月	ページ	規 格	所　管
犯罪白書（英文）	2021年版	4.8	136	Ａ４	研究部
FIFTEENTH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES（英文）	－	4.10	189	Ａ４	国際連合研修協力部

〈業務の実施状況〉

【総務企画部】

1　法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催

現在法科大学院に派遣されている検察官を対象として法科大学院派遣検察官連絡協議会を開催し、法科大学院における派遣検察官の役割等をテーマとして意見交換等を行った。

2　法科大学院派遣前研修の実施

法科大学院へ派遣される予定の検察官を対象として、法科大学院での講義の在り方や法実務の講義に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

【研究部】

1　非行少年と生育環境に関する研究

非行少年の生育環境の実態を明らかにし、生育環境に困難を抱える非行少年への効果的な処遇・支援の在り方を検討するため、少年院在院者とその保護者並びに保護観察処分少年とその保護者への質問紙調査等を実施した。

2　女性と犯罪に関する研究

女性に係る犯罪の実態や、女性犯罪・女性犯罪者の特徴を明らかにし、犯罪・非行をした女性に対する有効な指導・支援を検討するため、受刑者等に対する質問紙調査等を実施した。

【研修第一部】

1　研究

⑴　法務研究

法務省各部局の実務経験の豊かな職員を選定し、法務全般にわたる内外の法制及びその運用に関する諸問題につき、それぞれのテーマに基づいて研究を行うものである。令和４年は、６月中旬から約６か月間にわたり、当省職員２人により、それぞれの研究が行われた。

⑵　検事研究

令和４年２月に、「電子決済・インターネット等を利用した犯罪をめぐる諸問題」を研究テーマに、具体的事例を素材とし、事例の分析・研究を中心として、教官と研究員による共同研究を実施した。

2　研修

⑴　検事専門研修

任官後おおむね７年ないし10年の経験を有する検事を対象として、検察官の使命と役割を改めて自覚するとともに、検察の理念を再確認させ、中堅検事として必要な捜査・処理及び裁判員裁判を中心とした公判運営に関する高度の専門的・

実践的知識を修得させ、能力を向上させるとともに、検察組織内で中堅検事として果たすべき役割についても検討させ、組織運営に関する認識を深めさせることを目的として実施した。

⑵　検事一般研修

任官後おおむね３年前後の検事を対象として、上記同様、検察の理念を再確認させる等し、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

⑶　新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察官の使命と役割、検察の理念を確認させ、検事としての基礎的知識を習得させ、能力を向上させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的として実施した。

【研修第二部】

1　中央研修

⑴　副検事第３次研修

任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力をかん養することを目的として実施した。

⑵　副検事第２次研修

任官後おおむね４年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、主として交通事犯、特別法犯、財産犯等の捜査・処理及び公訴維持に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を習得させることを目的として実施した。

⑶　副検事第１次研修（新任副検事実務教育）

新たに任官した副検事全員を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させることを目的として実施した。

⑷　検察事務官管理研究科研修

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者のうちから選定された者を対象とし、地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者として必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

⑸　検察事務官管理科研修

高等検察庁支部又は地方検察庁（支部、区検察庁含む。）の課長、統括捜査官、統括検務官（検察事務官統括捜査科研修の対象者を除く。）、検察広報官又は情報解析官の職に就いた者のうちから選定された者を対象とし、課長又はこれに準ずる者として必要な管理、監督等に関する知識及び技能を修得させて、管理能力を

高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑹　検察事務官統括捜査科研修

捜査に専従する統括捜査官、統括検務官又はこれに準ずる公安職（二）４級以上の主任捜査官で、単独捜査の経験を相当期間有する者のうちから選定された者を対象とし、捜査に専従する上級の検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、捜査能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑺　検察事務官高等科研修

公安職（二）３級以上又はこれと同等の行政職（一）の検察事務官で専修科研修を修了した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、将来の幹部検察事務官育成のため、高度の知識及び技能を修得させ、管理・指導能力の育成を図るとともに、捜査・公判部門、事務局部門、検務部門、企画調査部門に関する能力と素養をかん養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑻　検察事務官特別専攻科研修

公安職（二）３級以上の検察事務官又は２級で検察官事務取扱検察事務官の発令を受けている検察事務官のうちから選定された者を対象とし､将来検察事務(捜査・公判）に専従する志望を有している者に対し、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑼　裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修

裁判員裁判対象事件担当中核事務官又はその候補者のうちから選定された者を対象とし、検察事務官の中核として、同裁判対象事件の捜査・公判等において重要度や裁量性の高い業務を遂行するための専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑽　保護局関係職員管理研究科研修

地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

⑾　保護局関係職員管理科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する統括保護観察官又はこれに準ずる職にある者のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における中間監督者として、職務の遂行に必要な管理監督等に関する高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑿　保護局関係職員高等科研修

保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）

３級から５級までの保護観察官、社会復帰調整官又はこれらに準ずる職にあり、指導的立場となることが見込まれる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、指導的立場にある保護観察官又は社会復帰調整官として、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学、職場管理等についての高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑬　保護観察官専修科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）２級及び３級の保護観察官で、原則として、中等科研修修了後１年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

⑭　保護観察官中等科研修

原則として、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）２級から３級までの新任保護観察官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な更生保護関係法令、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

⑮　保護局関係職員処遇強化特別研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）２級から５級までの専修科研修を修了した保護観察官のうちからふさわしい者として選定された者を対象とし、保護観察官の専門的処遇能力の向上を図るため、処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

⑯　保護局関係企画調整特別研修

地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長としての職務遂行に必要な人事、会計、情報公開、広報、組織管理、業務管理等の総務課又は企画調整課関係事項の知識を修得させ、その管理能力を向上させることを目的として実施した。

⑰　社会復帰調整官専修科研修

おおむね行政職（一）２級及び３級の社会復帰調整官で、原則として、社会復帰調整官初任研修修了後１年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

⑱　社会復帰調整官初任研修

保護観察所に勤務する新任の社会復帰調整官のうちから選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

⑲ 組織間人事交流等研修

法務省内組織間人事交流対象者を対象とし、組織間人事交流等を前に当省の各組織の所掌事務及び各組織間の関連についての基礎的知識を修得させるとともに、研修員の相互理解を通じて当省職員としての一体感を培うことによって、人事交流対象者等の士気を高揚させ、もって当省内組織間人事交流等の円滑な導入・運営に資することを目的として実施した。

2 地方研修

⑴ 検察事務官特別科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官専修科研修を修了又は任官後ほぼ10年を経過した検察事務官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察行政事務、検務事務及び捜査・公判事務に関し、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑵ 検察事務官専修科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官中等科研修を修了後ほぼ４年ないし７年を経過した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、職務の遂行に不可欠な実務的で高度な執務能力をかん養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑶ 検察事務官中等科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官初等科研修を修了後ほぼ５年を経過した者若しくは国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者で採用後ほぼ２年を経過した者又はこれらに準ずる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な比較的高度の知識及び技能を修得させて、事務能率の向上を図るとともに捜査・公判の実務能力を育成し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑷ 検察事務官初等科研修

高等検察庁に委嘱し、新規採用者で、行政職（一）の適用を受ける者を対象とし、検察事務官として必要な基礎的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

⑸ 保護局関係職員初等科研修

関東地方更生保護委員会に委嘱し、保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に新規に採用された行政職（一）の適用を受ける職員（国家公務員採用総合職

試験合格者を除く。）のうちから選定された者を対象とし、保護局関係職員として、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるとともに、その教養の向上を図ることを目的として実施した。

【研修第三部】

1　中央研修

⑴　法務局・地方法務局職員管理研究科研修

法務局の部長及び地方法務局長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

⑵　法務局・地方法務局職員管理科研修

法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的として実施した。

⑶　法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修

法務局・地方法務局の人権擁護部門における課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

⑷　法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修

法務局・地方法務局の訟務部門における上席訟務官等課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

⑸　法務局・地方法務局新任課長（戸籍・国籍）研修

法務局・地方法務局の新任の戸籍課長及び国籍課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

⑹　法務局・地方法務局新任課長（供託）研修

法務局・地方法務局の新任の供託課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

⑺　法務局・地方法務局新任統括登記官研修

法務局・地方法務局の新任の統括登記官を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

⑻　法務局・地方法務局職員登記専攻科研修

法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、その社会的識見をかん養することを目的として実施した。

⑼　法務局・地方法務局職員高等科研修

将来、法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし、高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに、その社会的識見をかん養することを目的として実施した。

2　地方研修

⑴　法務局・地方法務局職員専修科研修

東京、大阪、名古屋、広島、福岡及び仙台法務局に委嘱し、行政職（一）１級から３級までの法務事務官で、中等科研修を修了後ほぼ５年を経過した者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者で法務局・地方法務局の指導的立場の中堅職員を対象とし、その職務を遂行するために必要な法律知識及び技能を専門的に修得させるとともに、その社会的識見をかん養することを目的として実施した。

⑵　法務局・地方法務局職員中等科研修

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台及び高松法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者及び初等科研修を修了後ほぼ４年を経過した者並びに障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、中堅係員として職務を遂行するために必要な基本的な法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

⑶　法務局・地方法務局職員初等科研修

札幌法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、新任職員として日常の業務を遂行するのに必要な基礎的法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

【国際連合研修協力部】

1　国際研修等

⑴　課題別研修

ア　国際高官セミナー

アジア・アフリカ諸国等の刑事司法機関の高官職員を対象に、「再犯防止のための多機関連携と官民協働」を主要課題とするセミナーをオンライン形式で実施した。

イ　包摂的社会研修

アジア・アフリカ諸国等の警察、検察及び矯正職員等を対象に、「児童を含む犯罪被害者の権利保護」を主要課題とする研修をオンライン形式で実施した。

ウ　国際研修（刑事司法）

アジア・アフリカ諸国等の警察、検察及び裁判所職員等を対象に、「サイバー犯罪－電子証拠が問題となるあらゆる形態の犯罪」を主要課題とする研修をオンライン形式で実施した。

エ　国際研修（犯罪者処遇）

アジア・アフリカ諸国等の裁判官、検察、矯正及び保護職員等を対象に、「少年司法とその展開－非行少年及び若年犯罪者に対する効果的な諸方策」を主要課題とする研修をオンライン形式で実施した。

オ　汚職防止刑事司法支援研修

アジア・アフリカ諸国等の汚職捜査官、検察官及び裁判官等を対象に、「汚職犯罪収益の特定、追跡、保全、没収及び財産回復における課題と対処」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

⑵　地域別研修等

ア　東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー

東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を図るため、同諸国の刑事司法実務家を対象に、「汚職を巡る新たな犯罪類型及びその効果的な対策について」を主要課題とするセミナーを対面形式で実施した。

イ　仏語圏アフリカ刑事司法研修

仏語圏アフリカ７か国（ブルキナファソ、チャド、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール及びセネガル）の裁判官、検察官及び警察官等を対象に、「薬物犯罪における捜査公判上の課題及びその対処について」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

⑶　国別研修等

ア　フィリピン研修（矯正保護）

国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）との共同により、同国保護観察所職員等を対象に、「フィリピンにおける社会内処遇」を主要課題とする研修をオンライン形式及び現地で実施した。

イ　日本・ネパール司法制度比較共同研究

同国裁判官、警察及び検察職員を対象に、「ネパール改正法における刑事手続運用上の諸問題」を主要課題とする共同研究をオンライン形式で実施した。

ウ　日本・ベトナム司法制度共同研究

ベトナム最高人民検察院との共同により「ベトナム最高人民検察院における司法制度改革について」を主要課題とする共同研究を対面形式で実施した。

エ　ケニア非行少年処遇制度研修フォローアップ

同国児童局職員及び刑事司法機関の職員を対象に、「ケニアにおける少年保護関連職員研修の講師の育成」を主要課題とする研修をオンライン形式で実施した。

オ　カンボジア研修（矯正保護）

ＵＮＯＤＣとの共同により、同国司法省及び内務省職員並びに裁判官及び検察官等を対象に、「カンボジアにおける犯罪者の社会内処遇の導入に向けて」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

2　出席した国際会議等

オンライン参加又は現地出張の方法によって、以下に記載する各種の国際会議等に積極的に出席した。

⑴　第１回アジア太平洋刑事司法フォーラム（Ｃｒｉｍ - ＡＰ）
⑵　第31会期国連犯罪防止・刑事司法委員会会期間会合
⑶　第65会期国連麻薬委員会
⑷　第31会期国連犯罪防止・刑事司法委員会
⑸　第40回アジア太平洋矯正局長等会議
⑹　第２回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム
⑺　第31会期国連犯罪防止・刑事司法委員会再会会期会合
⑻　第５回世界保護観察会議

3　その他の活動

⑴　刑事政策公開講演会

毎年１回、一般財団法人日本刑事政策研究会及び公益財団法人アジア刑政財団との共催により、海外の専門家による刑事政策に関する公開講演会を開催しているところ、令和４年は、「受刑者の人権と司法～ポルトガルの実践～」をテーマとするポルトガル・次長検事による講演及び「犯罪学における『当事者の経験』の研究、そして犯罪からの離脱」をテーマとする北アイルランド・クイーンズ大学教授による講演が、それぞれオンライン形式で行われた。

⑵　第２回ユース国際研修の実施

国内の大学生や大学院生、海外からの留学生が、刑事司法や犯罪者処遇に関連したテーマについて、国内外の取組や課題を学び、研修員同士でディスカッション等を行う取組であり、第２回となる令和４年は、「児童虐待のない社会に向けて～若者の討議による対応策の模索～」を主要課題とする研修をハイブリッド形式で実施した。

⑶　再犯防止のためのＰＮＩ専門家会合

「再犯防止及び包摂的社会構築のための技術支援の強化」を主要課題に、開発途上国の再犯防止に関する取組の状況や課題を聴取すると共に、他のＰＮＩと協力して、ベストプラクティスに関する情報を交換することを通じ、再犯防止に関する有効な技術支援のあり方を議論した。

⑷　国連アジア極東犯罪防止研修所創立60周年記念講演会

国連アジア極東犯罪防止研修所の創立60周年を記念し、「包摂的社会の構築に向けた再犯防止の取組」をテーマとする講演会をハイブリッド形式で開催した。

また、講演会後に開催した式典では、法務大臣、ＵＮＯＤＣ事務局長、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）所長等から祝辞やビデオメッセージを受領した。

⑸　キティポン・キタヤラク博士による記念講演会

タイ法務研究所及びアジア刑政財団との共催により、「タイ王国の司法制度を

新たに思い描く～協働と人間中心のアプローチを目指して～」をテーマとして、令和４年秋の叙勲において旭日重光章を受賞したキタヤラク博士による講演会をハイブリッド形式で開催した。

【国際協力部】

1　研修、共同研究及びセミナー

⑴　ベトナム

ア　同国最高人民裁判所とＪＩＣＡプロジェクトが共催した「証拠の提出等の民事訴訟法の規定」を主要課題とするワークショップにおいて、同国裁判官等を対象に、講義をオンライン形式で実施した。

イ　同国最高人民裁判所とＪＩＣＡプロジェクトが共催した、「日本の裁判員制度を含むベトナム及び各国国民の司法参加」を主要課題とするワークショップにおいて、同国裁判官等を対象に、講義をオンライン形式で実施した。

ウ　同国首相府とＪＩＣＡプロジェクトが共催した、「法の適用関係（一般法と特別法の関係等）」を主要課題とするセミナーにおいて、首相府職員等を対象に、講義をオンライン形式で実施した。

エ　同国最高人民裁判所とＪＩＣＡプロジェクトが共催した、「裁判所における調停対話法施行の展開支援」を主要課題とするセミナーにおいて、同国裁判官等を対象に、講義をオンライン形式及び現地出張の方法で実施した。

⑵　カンボジア

同国王立司法学院との協力覚書に基づくものとして、同学院教官等を対象に、「売買代金支払請求事件の要件事実／法曹養成」及び「人事訴訟法等について」をそれぞれ主要課題とするセミナーをオンライン形式及び現地出張の方法で複数回実施した。

⑶　ラオス

ア　ＪＩＣＡプロジェクトが実施した「民事判決書マニュアル検討」を主要課題とするセミナーにおいて、同国最高人民裁判所、司法省、最高人民検察院及び国立大学職員等を対象に、講義をオンライン形式で実施した。

イ　同国国立司法研修所との協力覚書に基づくものとして、同研修所職員等を対象に、「未遂犯／量刑」及び「犯罪の客体的要素」をそれぞれ主要課題とするセミナーをオンライン形式で定期的に実施した。

⑷　インドネシア

ア　本邦研修の代替となるものとして、同国法務人権省、労働省、環境林業省職員等を対象に、「法令の整合性確保のための方策」を主要課題とする令和３年度第２回セミナーをオンライン形式で実施した。

イ　同国地方政府の条例及び地方首長規則等の起草・審査に係る執務参考資料である『法制執務資料条例・地方首長規則編』の完成御披露目会が開催された機

会を捉えて、同国の法案起草・法案審査担当者等を対象に、京都大学名誉教授を講師に招き、「国の法令と自治立法の関係」をテーマとする講演をオンライン形式で実施した。

ウ　同国地方政府の法案起草・法案審査担当者等を対象に、「日本における条例案の作成」を主要課題とする講義をオンライン形式で実施した。

⑸　モンゴル

同国国立法律研究所との協力覚書に基づくものとして、同研究所及び国立大学職員等を対象に、「日・モンゴルにおける検察官の役割の比較」を主要課題とするワークショップをオンライン形式で実施した。

⑹　ウズベキスタン

ア　同国司法省、最高裁判所及び国立法科大学職員等を対象に、「契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定－契約を中心に－」を主要課題とする令和３年度第２回ＪＩＣＡ国別研修をオンライン形式で実施した。

イ　同国司法省職員等を対象に、「デジタル時代の契約（電子契約、デジタルデータを対象とする契約）」を主要課題とするセミナーをオンライン形式で実施した。

ウ　司法省、最高検察庁アカデミー、最高裁判所アカデミー等職員との間で、行政法解説書の作成に向けて、行政法（手続法・訴訟法）の主要論点に関する日本の判例紹介、ウズベキスタン側の考察、事例紹介等について理解を深めることを目的とした共同研究を実施するとともに、勉強会をオンライン形式で定期的に実施した。

エ　主に最高検察庁アカデミー職員との間で、ウズベキスタンにおける犯罪白書作成に向けた支援を開始し、研究部の協力も得て、犯罪白書に関する勉強会をオンライン形式及び現地出張の方法で定期的に実施した。

⑺　ネパール

同国司法省及び最高裁判所職員等を対象に、「ネパール民法改正に向けた検討」を主要課題とするＪＩＣＡ国別研修をオンライン形式で実施した。

⑻　東ティモール

同国司法省職員等を対象に、「不動産登記法、市民登録法」を主要課題とするセミナーをオンライン形式で実施した。

２　連絡会・研究会・シンポジウム等

⑴　ＵＮＤＰとのビジネスと人権セミナー

国連開発計画（ＵＮＤＰ）のスペシャリストを講師として招き、国際協力部職員のほか、ＵＮＤＰの各国事務所、国内の関係者（ＪＩＣＡ、ＩＣＣＬＣ、ＪＥＴＲＯ、法務省大臣官房国際課、法務総合研究所、ＵＮＡＦＥＩ等）が参加する形で、ビジネスと人権に関するセミナーをオンライン形式で開催した。

⑵　第２回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマのもと、

参加者のユース（若者）達が、①「インターネット上の誹謗中傷のない社会を目指して」、②「組織的な犯罪への若者の関与と組織からの離脱・更生、組織的な犯罪への対処のための若者の役割」という個別テーマが定められた２つの分科会に分かれ、グループディスカッション等が行われたところ、国際協力部教官がモデレーターとして参加し、分科会を運営した。

⑶　法整備支援連絡会

法制度整備支援に携わる関係者相互間の情報及び意見交換、課題の検討等を目的として、「法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割～実務家養成の在り方を中心に～」をテーマとする第23回法整備支援連絡会をハイブリッド形式で開催し、早稲田大学特命教授・東京大学名誉教授による基調講演及び法学教育に造詣の深い弁護士、大学教授等の有識者によるパネルディスカッション等をハイブリッド形式で実施した。

⑷　国際協力人材育成研修

将来、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法務・検察職員に対して実施している。令和４年は、まず初めに国内研修を３日間行い、法制度整備支援の概要や訪問するベトナムを始めとする各国における支援の現状や課題、長期派遣専門家の業務等についての講義を実施して支援に関する基本的な知識を提供した後、法制度整備支援対象国であるベトナムに赴き、同国に対する活動を実際に見て学ぶ国外研修を実施した。

⑸　アジア・太平洋不動産法制研究会

公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ラオスの不動産法制に関する比較研究を行う場として、アジア・太平洋不動産法制研究会をハイブリッド形式で定期的に開催した。

⑹　法整備支援へのいざない

主に法制度整備支援に関心のある大学生・大学院生等の若手人材を対象に、ＪＩＣＡ長期専門家を始めとする法律実務家等による、法制度整備支援の魅力等に関するプレゼンテーション、パネルディスカッション及び質疑応答をハイブリッド形式で実施した。

⑺　国際知財司法シンポジウムフォローアップセミナー

最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットとの共催により令和３年に開催した国際知財司法シンポジウムのフォローアップを目的として、ベトナム及びカンボジアにおける「商標権侵害における救済制度の実務」をテーマとするセミナーをオンライン形式で実施した。

⑻　日韓パートナーシップ共同研究

公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、不動産登記、商業法人登記、供託、民事執行の制度上及び実務上の諸問題を主要課題とする共同研究を対面形式で実施した。

⑼　国際民商事法金沢セミナー

石川国際民商事法センター、公益財団法人国際民商事法センター及び北國新聞社との共催により、企業関係者等を対象に、「東南アジア進出成功の秘けつ～魅力を知り、課題と向き合う～」をテーマとするセミナーを対面形式で開催した。

⑽　日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演

令和４年に日本・モンゴル外交関係樹立50周年を迎えたことを記念し、これまでの法制度整備支援の成果を広報しつつ、両国の友好関係の更なる発展を図ることを目的として、同国国立大学法学部学部長や同国の調停制度に造詣の深い弁護士等の関係者・有識者を登壇者として招き、「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」をテーマとする記念講演をハイブリッド形式で開催した。

⑾　プロジェクト横断ミーティング

国を超えて、法制度整備支援関係者がコミュニケーションを密にし、共に新型コロナウイルス感染症の困難を乗り越える必要があるため、各国の長期専門家、ＪＩＣＡ本部、法務省（大臣官房国際課、当所総務企画部、ＵＮＡＦＥＩ及び国際協力部）職員が参加するオンラインミーティングを定期的に開催した。

Ⅴ　矯正研修所

法務省組織令第57条、第59条、第60条　法務省組織規則第23条　矯正研修所組織規則（平成13年法務省令第８号）

1　令和４年の研修実施状況

⑴　初任研修課程

新たに矯正職員に採用された者に対し、矯正職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行うもの。

ア　刑務官等初等科

新たに刑務官等に採用された者（国家公務員採用総合職試験に合格したことにより採用された者を除く。）に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所、７支所、17コース、研修期間８月、543人）。

イ　法務教官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務教官又は新たに少年院等に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官に採用された者に対し、法務教官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務教官基礎科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、２支所、６コース、研修期間８月、99人）。

ウ　法務技官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務技官（被

収容者の資質及び環境の調査に従事する法務技官に限る。）又は少年鑑別所に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務技官に任用された者に対し、法務技官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所、１コース、研修期間８月、15人）。

⑵　任用研修課程

一定以上の官職への任用（一定以上の階級への昇進を含む。）が予定されている矯正職員に対し、その官職等に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うもの。

ア　中等科

刑務官等に対し、初級幹部として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、５支所、６コース、研修期間2.5月、179人）。

イ　法務教官応用科

刑事施設の教育専門官又は少年院等の専門官として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、３支所、４コース、研修期間2.5月、74人）。

ウ　法務技官応用科

刑事施設の調査専門官又は少年鑑別所の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、１コース、研修期間2.5月、16人）。

エ　中級管理科第１部・第２部

矯正施設の中級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、１コース、研修期間５週間、69人）。

オ　高等科第１部・第２部

矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、１コース、研修期間４月、94人）。

カ　上級管理科

矯正施設の部長、次長又は課長の職（相当職を含む。）にあり、かつ、上級管理科が修了する日の属する年度の翌年度において、矯正施設の長（相当職を含む。）への任用が予定されている職員に対し、必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、１コース、研修期間１週間、36人）。

⑶　専門研修課程

専門研修課程は、矯正職員に対し、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うものであり、次に掲げる科を置いてい

る（本所92コース、支所221コース、5,003人）。

ア　刑務作業科

刑事施設における作業に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

イ　処遇調査科

刑事施設における資質及び環境の調査に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。ただし、法務技官は除く。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ウ　改善指導科

刑事施設における改善指導及び教科指導に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

エ　矯正教育科

少年院における矯正教育に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

オ　観護処遇科

少年鑑別所における観護に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

カ　矯正医療科

矯正施設における医療に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

キ　処遇特修科

刑務官に対し、刑事施設の被収容者の処遇に必要な知識及び技能を再確認させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ク　調査鑑別科

調査鑑別科に、基礎、応用及び特別の３つの課程を置き、刑事施設における資質及び環境の調査並びに少年鑑別所における資質鑑別に関する職務に必要な高度の知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ケ　専攻科

アからクまでに掲げる科において行うものを除き、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

(4)　研究研修課程

矯正職員に対し、矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行わせるもの。

研究科

本所の長が法務大臣の承認を得て定める研究課題について、調査研究を行わせた（本所、１コース、研修期間３月、14人）。

なお、研究題目は、次のとおりである。

ア　矯正総合情報通信ネットワークシステムに関する規程類の整備に向けた研究

イ　保安事故事例の研究及び「保安展示場」の設置の在り方について

ウ　刑事施設における処遇調査の充実方策について

エ　重点的就労支援等の各種就労支援施策の各施設における取組状況に関する実態調査

オ　官民協働施設における執務手引きの改訂

カ　第５種少年院における関係機関との連携用機器の整備に関する研究

キ　学校等の教育機関と連携した地域援助に関する研究

ク　少年法等の一部改正に伴う各種執務参考資料策定に向けた基礎研究

２　令和４年に実施した研修の特色

令和３年に引き続き、新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、従来実施していた集合研修に代わって通信研修を実施した。併せて、通信研修のみで実施した初任研修課程及び任用研修課程については、その後に短期間の集合研修を実施し、フォローアップを図った。

３　令和４年に実施した協議会及び事務打合せ会

⑴　矯正研修所支所教頭等協議会

ア　次年度以降の研修体系について

イ　実務研修の充実について

ウ　その他当面する諸問題について

⑵　矯正研修所支所等主任教官事務打合せ会

ア　初等科・基礎科実務研修の試行について

イ　ブレンディット・ラーニングについて

ウ　その他当面する諸問題について

第４　地方支分部局

Ⅰ　矯正管区

法務省設置法第15条、第16条　法務省組織令第61条、第62条　法務省組織規則第24条　矯正管区組織規則（平成25年法務省令第８号）

矯正管区の名称及び管轄区域

（令和４年12月31日現在）

名　称	管　轄　区　域
札幌矯正管区	北海道
仙台矯正管区	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
東京矯正管区	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県 新潟県　山梨県　長野県　静岡県
名古屋矯正管区	富山県　石川県　福井県　岐阜県　愛知県　三重県
大阪矯正管区	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
広島矯正管区	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
高松矯正管区	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
福岡矯正管区	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県 沖縄県

Ⅱ　地方更生保護委員会

法務省設置法第15条、第17条　法務省組織令第63条　更生保護法第16条～20条　地方更生保護委員会事務局組織規則（平成20年法務省令第36号）

1　地方更生保護委員会の概況

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国８か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市。ただし、九州地方委員会には那覇市に那覇分室が置かれている。）に置かれ、⑴仮釈放の許可又はその処分の取消し、⑵仮出場の許可、⑶少年院からの仮退院又は退院の許可、⑷少年院から仮退院中の者についての少年院に戻して収容する旨の決定の申請又は仮退院を許す処分を取り消す処分、⑸不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、⑹保護観察の仮解除又はその処分の取消し、⑺婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し、⑻保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。さらに、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

なお、前記地方委員会の権限のうち、決定をもって行う処分については、委員３人で構成する合議体が行うが、各地方委員会には、この合議体が１部ないし５部置かれている。また、地方委員会には事務局が設けられ、仮釈放等の審理のための調査に従事する保護観察官等が配属されている。

2　地方更生保護委員会の名称及び管轄区域

（令和４年12月31日現在）

名　　称	合議体の数	管　轄　区　域
北海道地方更生保護委員会	２部	札幌高裁の管轄区域
東北　〃	２部	仙台　〃
関東　〃	５部	東京　〃
中部　〃	２部	名古屋　〃
近畿　〃	４部	大阪　〃
中国　〃	３部	広島　〃
四国　〃	１部	高松　〃
九州　〃	３部	福岡　〃

3　地方更生保護委員会事件取扱状況

(1)　仮釈放等審理等の開始及び終了人員

（令和４年）

事件の種別			審理の開始等				審理の終結等							年末現在審理中	開始のうち申出によらないもの	審理再開
			総数	前年繰越	開始	移送	総数	許可		許可しない		移送	その他			
								特別遵守事項あり	特別遵守事項なし	取下げなし	取下げあり					
総数			**15,170**	**2,311**	**12,838**	**21**	**12,997**	**11,510**	**527**	**500**	**434**	**20**	**6**	**2,173**	**88**	**548**
仮釈放等	仮釈放	計	13,744	2,205	11,523	16	11,658	10,190	522	499	426	15	6	2,086	88	506
		全部実刑	12,604	2,017	10,571	16	10,649	9,206	521	494	407	15	6	1,955	78	466
		一部猶予	1,140	188	952	－	1,009	984	1	5	19	－	－	131	10	40
	仮出場		1	－	1	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－
	少年院	計	1,425	106	1,314	5	1,338	1,320	5	－	8	5	－	87	－	42
		ＳＥ・ＳＡ対象者以外 特定少年を除く	1,251	97	1,149	5	1,177	1,162	4	－	6	5	－	74	－	41
		ＳＥ・ＳＡ対象者以外 特定少年	9	－	9	－	3	2	－	－	1	－	－	6	－	－
		ＳＥ・ＳＡ対象者 特定少年を除く	141	9	132	－	137	135	1	－	1	－	－	4	－	1
		ＳＥ・ＳＡ対象者 特定少年	24	－	24	－	21	21	－	－	－	－	－	3	－	－
	婦人補導院仮退院		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
少年院在院中の退院			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
収容中の特定１号の退院			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

（注）１　「ＳＥ・ＳＡ対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程（ＳＥ）及び短期社会適応課程（ＳＡ）以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。
２　「ＳＥ・ＳＡ対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程（ＳＥ）又は短期社会適応課程（ＳＡ）に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。

(2) 仮釈放等の取消し等の審理の開始及び終了人員

(令和４年)

事件の種別			審理の開始等				審理の終結等					年末現在審理中
			総数	前年繰越	開始	移送	総数	理由あり	理由なし	移送	その他	
総数			797	18	779	－	782	762	20	－	－	15
仮釈放取消し	申出	計	351	1	350	－	349	349	－	－	－	2
		全部実刑	330	1	329	－	328	328	－	－	－	2
		一部猶予	21	－	21	－	21	21	－	－	－	－
	取消事由通知	計	10	－	10	－	9	1	8	－	－	1
		全部実刑	8	－	8	－	7	1	6	－	－	1
		一部猶予	2	－	2	－	2	－	2	－	－	－
保護観察停止			146	－	146	－	146	142	4	－	－	－
保護観察停止解除			59	－	59	－	59	59	－	－	－	－
保護観察停止取消し			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
仮釈放中の不定期刑終了			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
戻し収容	計		6	－	6	－	6	5	1	－	－	－
	ＳＥ・ＳＡ対象者以外		5	－	5	－	5	4	1	－	－	－
	ＳＥ・ＳＡ対象者		1	－	1	－	1	1	－	－	－	－
特定少年の仮退院取消し			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
少年院仮退院中の退院	計		133	9	124	－	129	127	2	－	－	4
	ＳＥ・ＳＡ対象者以外	特定少年を除く	90	8	82	－	87	86	1	－	－	3
		特定少年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ＳＥ・ＳＡ対象者	特定少年を除く	43	1	42	－	42	41	1	－	－	1
		特定少年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
婦人補導院仮退院取消し			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
保護観察仮解除			91	8	83	－	83	78	5	－	－	8
保護観察仮解除取消し			1	－	1	－	1	1	－	－	－	－

(注) １ 「ＳＥ・ＳＡ対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程（ＳＥ）及び短期社会適応課程（ＳＡ）以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。
２ 「ＳＥ・ＳＡ対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程（ＳＥ）又は短期社会適応課程（ＳＡ）に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。

Ⅲ　法務局及び地方法務局

法務省設置法第15条、第18条～第20条　法務省組織令第64条～第67条　法務省組織規則第25条　法務局及び地方法務局組織規則（平成13年法務省令第11号）

1　法務局・地方法務局の管轄区域

（令和４年12月31日現在）

名　称	所　在　地	管　轄
東　京	東京都千代田区九段南1-1-15	注）北海道を除く都府県については、名称により管轄区域の都府県名が判明するので、記載を省略する。
横　浜	横浜市中区北仲通5-57	
さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1	
千　葉	千葉市中央区中央港1-11-3	
水　戸	水戸市北見町1-1	
宇都宮	宇都宮市小幡2-1-11	
前　橋	前橋市大手町2-3-1	
静　岡	静岡市葵区追手町9-50	
甲　府	甲府市丸の内1-1-18	
長　野	長野市旭町1108	
新　潟	新潟市中央区西大畑町5191	
大　阪	大阪市中央区谷町2-1-17	
京　都	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	
神　戸	神戸市中央区波止場町1-1	
奈　良	奈良市高畑町552	
大　津	大津市京町3-1-1	
和歌山	和歌山市二番丁3	
名古屋	名古屋市中区三の丸2-2-1	
津	津市丸之内26-8	
岐　阜	岐阜市金竜町5-13	
福　井	福井市春山1-1-54	
金　沢	金沢市新神田4-3-10	
富　山	富山市牛島新町11-7	
広　島	広島市中区上八丁堀6-30	
山　口	山口市中河原町6-16	
岡　山	岡山市北区南方1-3-58	
鳥　取	鳥取市東町2-302	
松　江	松江市東朝日町192-3	
福　岡	福岡市中央区舞鶴3-5-25	
佐　賀	佐賀市城内2-10-20	
長　崎	長崎市万才町8-16	

名　称	所　在　地	管　轄
大　分	大分市荷揚町7-5	
熊　本	熊本市中央区大江3-1-53	
鹿 児 島	鹿児島市鴨池新町1-2	
宮　崎	宮崎市別府町1-1	
那　覇	那覇市樋川1-15-15	
仙　台	仙台市青葉区春日町7-25	
福　島	福島市霞町1-46	
山　形	山形市緑町1-5-48	
盛　岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15	北海道の内
秋　田	秋田市山王7-1-3	札幌市　江別市　千歳市
青　森	青森市長島1-3-5	夕張市　岩見沢市　三笠市
		美唄市　芦別市　赤平市
		滝川市　砂川市　歌志内市
		室蘭市　小樽市　苫小牧市
		登別市　恵庭市　伊達市
		北広島市　石狩市
		石狩郡　夕張郡　樺戸郡
札　幌	札幌市北区北８条西2-1-1	有珠郡　白老郡　虻田郡
		浦河郡　沙流郡　新冠郡
		様似郡　幌泉郡　余市郡
		古平郡　積丹郡　岩内郡
		古宇郡　磯谷郡　日高郡
		空知郡の内
		南幌町　上砂川町　奈井江町
		雨竜郡の内
		雨竜町
		勇払郡の内
		厚真町　安平町　むかわ町
		北海道の内
		函館市　北斗市　松前郡
		上磯郡　亀田郡　茅部郡
函　館	函館市新川町25-18	山越郡　瀬棚郡　檜山郡
		爾志郡　久遠郡　奥尻郡
		寿都郡　島牧郡　二海郡

名　称	所　在　地	管　轄
旭　川	旭川市宮前１条3-3-15	北海道の内 旭川市　名寄市　士別市 紋別市　留萌市　稚内市 深川市　富良野市 上川郡(石狩国)上川郡(天塩国) 中川郡（天塩国） 枝幸郡　増毛郡　留萌郡 苫前郡　宗谷郡　利尻郡 礼文郡　天塩郡 空知郡の内 上富良野町　中富良野町 南富良野町 雨竜郡の内 妹背牛町　秩父別町 北竜町　沼田町　幌加内町 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町　興部町　西興部村 雄武町
釧　路	釧路市幸町10-3	北海道の内 釧路市　帯広市　北見市 網走市　根室市　釧路郡 厚岸郡　川上郡　阿寒郡 白糠郡　河西郡 上川郡（十勝国）　河東郡 中川郡（十勝国）　十勝郡 広尾郡　足寄郡　網走郡 斜里郡　常呂郡　野付郡 標津郡　目梨郡 紋別郡の内 遠軽町　湧別町
高　松	高松市丸の内1-1	
徳　島	徳島市徳島町城内6-6	
高　知	高知市栄田町2-2-10	
松　山	松山市宮田町188-6	

2　法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数（令和４年12月31日現在）

（注）ゴシック体は支局
（　）内の数字は管内支局数、［　］内の数字は管内出張所数

法務局・地方法務局	支局及び出張所
東京（3）［19］	**港** **台東** **墨田** **品川** **城南** **世田谷** **渋谷** **新宿** **中野** **杉並** **板橋** **豊島** **北** **練馬** **江戸川** **城北** **八王子** **町田** **立川** **西多摩** **府中** **田無**
横浜（6）［9］	**神奈川** **金沢** **青葉** **港北** **戸塚** **栄** **旭** **湘南** **川崎** **麻生** **横須賀** **西湘二宮** **厚木** 大和 **相模原**
さいたま（7）［9］	**川口** **志木** **鴻巣** **上尾** **久喜** **越谷** **春日部** **草加** **川越** **坂戸** **所沢** **飯能** **熊谷** **本庄** **東松山** **秩父**
千葉（10）［4］	**市原** **東金** **佐倉** **成田** **茂原** **いすみ** **松戸** **柏** **木更津** **館山** **匝瑳** **香取** **船橋** **市川**
水戸（6）［3］	**日立** **常陸太田** **土浦** **つくば** **龍ケ崎** **取手** **鹿嶋** **下妻** **筑西**
宇都宮（5）［1］	**日光** **真岡** **大田原** **栃木** **小山** **足利**
前橋（7）［1］	**渋川** **伊勢崎** **沼田** **太田** **桐生** **高崎** **中之条** **富岡**
静岡（7）［3］	**清水** **藤枝** **沼津** **熱海** **富士** **下田** **浜松** **磐田** **掛川** **袋井**
甲府（2）［2］	**韮崎** **鰍沢** **大月** **吉田**
長野（9）	**飯山** **上田** **佐久** **松本** **木曽** **大町** **諏訪** **飯田** **伊那**

法務局・地方法務局	支局及び出張所	法務局・地方法務局	支局及び出張所
新潟（11）	新津　三条　新発田　村上 長岡　十日町　柏崎　南魚沼 上越　糸魚川　佐渡	和歌山（4）	橋本　田辺　御坊　新宮
大阪（5）［5］	北　天王寺　北大阪　池田 枚方　守口　東大阪　堺 富田林　岸和田	名古屋（10）［3］	熱田　名東　春日井　津島 一宮　半田　岡崎　刈谷 豊田　西尾　豊橋　豊川 新城
京都（6）［3］	嵯峨　伏見　宇治　木津 園部　宮津　京丹後　舞鶴 福知山	津（6）［2］	鈴鹿　松阪　伊賀　四日市 桑名　伊勢　熊野　尾鷲
神戸（11）［5］	須磨　北　東神戸　西宮 伊丹　三田　尼崎　明石 柏原　姫路　加古川　社 龍野　豊岡　八鹿　洲本	岐阜（6）	八幡　大垣　美濃加茂 多治見　中津川　高山
奈良（3）［1］	桜井　葛城　橿原　五條	福井（3）	武生　敦賀　小浜
大津（3）［2］	高島　甲賀　彦根　東近江 長浜	金沢（3）	小松　七尾　輪島

法務局・地方法務局	支局及び出張所
富山（3）	魚津　高岡　砺波
広島（6）［1］	可部　廿日市　東広島　呉 尾道　福山　三次
山口（5）［1］	周南　萩　岩国　柳井 下関　宇部
岡山（5）［1］	岡山西　備前　倉敷　笠岡 高梁　津山
鳥取（2）	倉吉　米子
松江（4）	出雲　浜田　益田　西郷
福岡（10）［4］	西新　粕屋　福間　筑紫 朝倉　飯塚　直方　久留米 柳川　八女　北九州　八幡 行橋　田川

法務局・地方法務局	支局及び出張所
佐賀（3）［1］	鳥栖　武雄　伊万里　唐津
長崎（7）	諫早　島原　佐世保　平戸 壱岐　五島　対馬
大分（6）	杵築　佐伯　竹田　中津 宇佐　日田
熊本（7）	阿蘇大津　宇土　玉名 山鹿　八代　人吉　天草
鹿児島（5）［5］	種子島　屋久島　霧島　知覧 南さつま　川内　出水 鹿屋　曽於　奄美
宮崎（3）［2］	高鍋　日南　都城　小林 延岡
那覇（4）［1］	沖縄　宜野湾　名護　宮古島 石垣

法務局・地方法務局	支局及び出張所	法務局・地方法務局	支局及び出張所
仙台（6）［1］	名取 塩竈 大河原 古川 石巻 登米 気仙沼	函館（2）	江差 八雲
福島（5）［3］	二本松 相馬 郡山 白河 若松 田島 いわき 富岡	旭川（4）	名寄 紋別 留萌 稚内
山形（5）［1］	村山 寒河江 新庄 米沢 鶴岡 酒田	釧路（3）［1］	帯広 北見 根室 中標津
盛岡（4）［1］	花巻 二戸 大船渡 宮古 水沢	高松（2）［1］	寒川 丸亀 観音寺
秋田（4）	能代 本荘 大館 大曲	徳島（2）	阿南 美馬
青森（5）	むつ 五所川原 弘前 八戸 十和田	高知（4）	香美 須崎 安芸 四万十
札幌（7）［6］	南 北 西 白石 江別 恵庭 岩見沢 滝川 室蘭 苫小牧 小樽 倶知安 日高	松山（5）［1］	砥部 大洲 西条 四国中央 今治 宇和島

支局	261庁
計 出張所	103庁

3　戸籍事件表（一）

第１表　本籍・人口・世帯数

本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
		計	男	女	
52,042,054	123,953,421	**122,423,038**	59,691,294	62,731,744	58,493,428

（注）本籍数及び本籍人口は令和5年3月31日現在のものである。住民基本台帳に基づく人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、令和5年1月1日現在のものである。

内訳

法務局 地方法務局 管内	本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
			計	男	女	
総数	**52,042,054**	**123,953,421**	**122,423,038**	**59,691,294**	**62,731,744**	**58,493,428**
札幌法務局管内	**2,412,788**	**5,453,264**	**5,095,703**	**2,409,275**	**2,686,428**	**2,771,039**
札幌	1,437,247	3,281,554	3,215,825	1,517,915	1,697,910	1,762,349
函館	230,058	490,738	407,901	189,047	218,854	225,413
旭川	327,996	730,605	630,033	297,988	332,045	337,921
釧路	417,487	950,367	841,944	404,325	437,619	445,356
仙台法務局管内	**4,063,669**	**9,553,583**	**8,407,662**	**4,071,522**	**4,336,140**	**3,764,796**
仙台	934,685	2,261,606	2,233,374	1,089,470	1,143,904	1,019,575
青森	628,492	1,432,181	1,218,922	578,570	640,352	589,886
盛岡	592,455	1,387,169	1,181,439	570,891	610,548	528,476
秋田	506,747	1,168,829	936,509	443,467	493,042	422,848
山形	513,013	1,205,358	1,034,444	502,074	532,370	416,834
福島	888,277	2,098,440	1,802,974	887,050	915,924	787,177
東京法務局管内	**19,746,585**	**47,188,626**	**50,562,979**	**25,044,090**	**25,518,889**	**24,416,217**
東京	5,405,276	12,614,555	13,260,553	6,509,894	6,750,659	7,109,053
水戸	1,164,726	2,795,491	2,800,238	1,402,585	1,397,653	1,250,081
宇都宮	803,485	1,919,858	1,884,693	942,920	941,773	834,727
前橋	821,800	1,964,491	1,865,650	924,243	941,407	836,005
さいたま	2,431,379	5,946,872	7,172,701	3,579,034	3,593,667	3,359,685
千葉	2,106,132	5,085,478	6,131,705	3,054,469	3,077,236	2,926,233
横浜	3,158,150	7,647,624	8,972,702	4,466,931	4,505,771	4,389,940
新潟	1,023,193	2,434,831	2,145,151	1,044,577	1,100,574	902,991
甲府	368,382	870,290	793,192	390,101	403,091	360,736
長野	932,495	2,238,266	2,005,647	983,096	1,022,551	870,191
静岡	1,531,567	3,670,870	3,530,747	1,746,240	1,784,507	1,576,575
名古屋法務局管内	**5,726,828**	**13,977,361**	**13,724,751**	**6,783,674**	**6,941,077**	**6,056,154**
名古屋	2,759,602	6,839,967	7,234,587	3,620,308	3,614,279	3,270,089
富山	470,301	1,115,839	1,008,804	490,721	518,083	419,085
金沢	496,159	1,195,855	1,100,686	533,005	567,681	485,463
福井	351,985	852,136	744,065	363,025	381,040	291,739
岐阜	868,130	2,110,363	1,921,494	936,886	984,608	810,535
津	780,651	1,863,201	1,715,115	839,729	875,386	779,243

法務局 地方法務局 管内	本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
			計	男	女	
大阪法務局管内	**8,105,634**	**19,412,347**	**19,893,773**	**9,544,423**	**10,349,350**	**9,653,850**
大阪	3,311,089	7,831,477	8,516,503	4,093,724	4,422,779	4,298,939
大津	533,549	1,335,058	1,377,812	679,007	698,805	588,698
京都	1,076,522	2,614,152	2,433,882	1,163,371	1,270,511	1,200,992
神戸	2,175,563	5,247,429	5,338,902	2,552,989	2,785,913	2,528,836
奈良	524,617	1,270,181	1,310,077	620,885	689,192	597,869
和歌山	484,294	1,114,050	916,597	434,447	482,150	438,516
広島法務局管内	**3,387,897**	**8,042,573**	**7,050,558**	**3,401,021**	**3,649,537**	**3,315,904**
広島	1,199,880	2,870,673	2,715,875	1,317,979	1,397,896	1,298,277
鳥取	272,877	645,003	541,587	260,027	281,560	237,408
松江	359,755	851,522	649,691	313,028	336,663	288,135
岡山	851,347	2,043,977	1,834,223	886,422	947,801	844,319
山口	704,038	1,631,398	1,309,182	623,565	685,617	647,765
高松法務局管内	**1,903,172**	**4,399,283**	**3,647,664**	**1,742,995**	**1,904,669**	**1,763,086**
高松	457,042	1,070,187	942,034	455,613	486,421	436,998
徳島	377,458	872,904	711,985	341,631	370,354	333,543
松山	695,005	1,611,515	1,313,876	624,312	689,564	646,227
高知	373,667	844,677	679,769	321,439	358,330	346,318
福岡法務局管内	**6,695,481**	**15,926,384**	**14,039,948**	**6,694,294**	**7,345,654**	**6,752,382**
福岡	2,074,584	4,936,278	5,016,870	2,384,203	2,632,667	2,457,859
佐賀	407,750	979,558	799,092	380,923	418,169	337,568
長崎	708,553	1,672,224	1,295,076	611,465	683,611	624,672
熊本	869,028	2,053,193	1,717,716	817,250	900,466	788,363
大分	571,494	1,339,891	1,108,239	528,335	579,904	534,811
宮崎	538,190	1,259,596	1,060,679	503,311	557,368	525,928
鹿児島	885,493	2,080,445	1,577,975	748,033	829,942	802,294
那覇	640,389	1,605,199	1,464,301	720,774	743,527	680,887

（注） 第１表「本籍・人口・世帯数」の（注）参照

第２表　届出事件数

種別	総数		届出						他市町村から送付	
			計		本籍人届出		非本籍人届出			
	取消＊		取消＊		取消＊		取消＊		取消＊	
総数	**323**	**5,997,084**	**188**	**3,887,893**	**67**	**2,808,911**	**121**	**1,078,982**	**135**	**2,109,191**
出生	－	1,134,179	－	789,640	－	428,617	－	361,023	－	344,539
国籍留保	－	19,317	－	10,200	－	1,114	－	9,086	－	9,117
認知	－	19,853	－	11,095	－	8,660	－	2,435	－	8,758
養子縁組	3	88,326	－	55,958	1	49,528	－	6,430	2	32,368
養子離縁	1	30,011	－	19,686	－	17,718	－	1,968	1	10,325
戸籍法第69条の２、第73条の２	－	2,611	－	1,724	－	1,581	－	143	－	887
婚姻	15	1,207,395	7	496,225	7	351,640	1	144,585	7	711,170
離婚	6	302,680	3	184,343	3	157,245	－	27,098	3	118,337
戸籍法第75条の２、第77条の２	－	128,225	－	83,775	－	75,456	－	8,319	－	44,450
親権・後見・後見監督・保佐	－	8,813	－	7,345	－	6,511	－	834	－	1,468
届出	－	7,264	－	5,796	－	4,962	－	834	－	1,468
嘱託(別表第一審判の確定)	－	1,484	－	1,484	－	1,484	－	－	－	－
嘱託(審判前の保全処分)	－	65	－	65	－	65	－	－	－	－
死亡	－	2,071,351	－	1,605,945	－	1,130,418	－	475,527	－	465,406
失踪	296	2,049	187	1,540	54	1,002	120	538	122	509
復氏	－	2,482	－	1,601	－	1,459	－	142	－	881
姻族関係終了	－	3,780	－	3,065	－	2,348	－	717	－	715
相続人廃除	2	41	1	32	2	21	－	11	－	9
入籍	－	212,087	－	136,054	－	125,218	－	10,836	－	76,033
分籍	－	33,330	－	18,816	－	17,652	－	1,164	－	14,514
国籍取得	－	1,352	－	905	－	478	－	427	－	447
帰化	－	8,765	－	7,562	－	6,361	－	1,201	－	1,203
国籍喪失	－	8,417	－	5,001	－	1,655	－	3,346	－	3,416
国籍選択	－	6,571	－	4,514	－	2,462	－	2,052	－	2,057
外国国籍喪失	－	212	－	163	－	113	－	50	－	49
氏の変更	－	16,972	－	13,497	－	10,223	－	3,274	－	3,475
戸籍法第107条第１項	－	11,113	－	9,479	－	7,876	－	1,603	－	1,634
同　法第107条第２項	－	4,617	－	3,145	－	1,715	－	1,430	－	1,472
同　法第107条第３項	－	786	－	557	－	370	－	187	－	229
同　法第107条第４項	－	456	－	316	－	262	－	54	－	140
名の変更	－	5,212	－	4,027	－	2,865	－	1,162	－	1,185
転籍	－	565,431	－	326,067	－	320,903	－	5,164	－	239,364
就籍	－	79	－	74	－	69	－	5	－	5
訂正・更正	－	74,915	－	69,562	－	69,269	－	293	－	5,353
市町村長職権	－	65,222	－	61,799	－	61,680	－	119	－	3,423
戸籍法第24条第２項・第44条第３項	－	5,060	－	4,329	－	4,314	－	15	－	731
同　法第113条、第114条	－	1,056	－	671	－	606	－	65	－	385
同　法第116条	－	1,123	－	691	－	597	－	94	－	432
続柄の記載更正（嘱託）	－	924	－	924	－	924	－	－	－	－
続柄の記載更正（申出）	－	1,530	－	1,148	－	1,148	－	－	－	382
追完	－	2,000	－	1,840	－	601	－	1,239	－	160
その他	－	5,601	－	1,849	－	895	－	954	－	3,752
離婚届等不受理申出	－	35,027	－	25,788	－	16,829	－	8,959	－	9,239

（注）「取消＊」の数は、取消事件を示し、内数である。

第３表　処理事件数

（自　令和４年４月１日
至　令和５年３月31日）

事　　項	件　　数
1　新戸籍編製	827,121
2　戸籍全部消除	1,030,758
3　違反通知	6,419
4　戸籍の再製・補完	819
5　その他	6,838
計	**1,871,955**

（注）　「その他」は届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知及び管轄法務局に対する許可の申請である。

第４表　処理事件数

（自　令和４年４月１日
至　令和５年３月31日）

種類＼件数			件数 有料		件数 無料		金額	
記録事項証明	全部	戸籍		14,527,328		3,739,363		6,542,708,410
		除籍		3,142,156		1,472,984		2,356,343,850
		計		17,669,484		5,212,347		8,899,052,260
	個人	戸籍		2,978,147		674,304		1,314,927,690
		除籍		65,244		22,250		48,935,260
		計		3,043,391		696,554		1,363,862,950
	一部	戸籍		4,721		12,951		2,095,050
		除籍		1,267		674		944,250
		計		5,988		13,625		3,039,300
小計　a				**20,718,863**		**5,922,526**		**10,265,954,510**
謄本		戸籍		63,693		43,612		42,834,750
		除籍		8,538,524		4,562,828		6,403,091,250
		計		8,602,217		4,606,440		6,445,926,000
抄本		戸籍		1,227		1,191		644,550
		除籍		61,511		31,154		46,134,300
		計		62,738		32,345		46,778,850
証明		戸籍		7,403		7,641		2,588,250
		除籍		328		259		135,700
		計		7,731		7,900		2,723,950
受理等の証明			(12,029)	563,735	(2,932)	37,078	(16,848,800)	209,829,780
閲覧				712		35,330		235,500
小計　b			**(12,029)**	**9,237,133**	**(2,932)**	**4,719,093**	**(16,848,800)**	**6,705,494,080**
合計(a＋b)			**(12,029)**	**29,955,996**	**(2,932)**	**10,641,619**	**(16,848,800)**	**16,971,448,590**

（注）　（　）内は、戸籍法施行規則第66条第２項に基づく証明の内数である。

第５表　市区町村数及び戸籍事務を取り扱う事務所数（令和５年４月1日現在）

(1)　市区町村数

	市	区	町	村	計
総　　数	772	198	743	183	1,896
コンピュータ庁	772	198	743	183	1,896

（注）　市の数には、政令指定都市を含まない。また、コンピュータ庁は、市区町村数の内数である。

(2)　事務所数

	本　庁	支　所	出張所	計
総　　数	1,896 (1,896)	1,720 (2,322)	1,203 (2,062)	4,819 (6,280)
コンピュータ庁	1,896	1,619	877	4,392

（注）　（　）内は、総事務所数である。また、コンピュータ庁は、戸籍事務を処理する事務所数の内数である。

第６表　職員数（令和５年４月１日現在）

経験年数	３年未満	３年以上	10年以上	計
戸籍事務担当者数	19,201 (16,508)	16,128 (13,750)	6,294 (5,264)	41,623 (35,522)

（注）　（　）内は、兼任者で内数である。

4　戸籍事件表（二）　　年別比較表

第１表　本籍、人口及び世帯数10年比較

区　　分	令和５年	令和４年	令和３年	令和２年
本籍数	52,042,054	52,263,682	52,378,331	52,492,074
本籍人口	123,953,421	124,752,224	125,429,437	125,994,955
住民基本台帳に基づく世帯数	58,493,428	58,226,982	57,854,887	57,380,526
住民基本台帳に基づく人口	122,423,038	123,223,561	123,842,701	124,271,318
男	59,691,294	60,093,419	60,408,305	60,624,340
女	62,731,744	63,130,142	63,434,396	63,646,978

（注）　本籍数及び本籍人口は全て各年３月31日現在のものである。また、住民基本台帳に基づく世帯数及び人口は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、平成25年は３月31日現在、平成26年からは各年１月１日現在のものである。

第２表　種類別届出事件10年比較（会計年度）

種　　別	令和４年度	令和３年度	令和２年度	平成31年度
総数	3,887,893	3,879,521	3,854,335	4,061,150
出生	789,640	842,516	852,817	894,501
国籍留保	10,200	10,633	10,891	11,944
認知	11,095	11,538	11,981	13,131
養子縁組	55,958	60,229	65,105	72,737
養子離縁	19,686	20,504	21,856	22,912
戸籍法第69条の２・第73条の２	1,724	1,804	1,777	1,782
婚姻	496,225	524,448	527,576	627,449
離婚	184,343	183,981	191,691	212,463
戸籍法第75条の２・第77条の２	83,775	82,472	85,806	92,857
親権・後見・後見監督・保佐	5,796	5,301	5,388	5,686
同上嘱託	1,549	2,088	2,420	2,476
死亡	1,605,945	1,498,553	1,404,975	1,386,141
失踪	1,540	1,637	1,730	1,663
復氏	1,601	1,553	1,610	1,834
姻族関係終了	3,065	2,934	3,022	3,551
相続人廃除	32	34	45	25
入籍	136,054	145,956	157,905	166,692
分籍	18,816	16,549	16,471	17,451
国籍取得	905	804	736	898
帰化	7,562	8,076	9,336	8,399
国籍喪失	5,001	2,838	1,689	2,176
国籍選択	4,514	3,551	3,172	3,677
外国国籍喪失	163	144	92	151
氏の変更	13,497	14,034	13,906	15,689
名の変更	4,027	4,218	4,183	4,546
転籍	326,067	330,985	342,146	385,893
就籍	74	85	127	95
訂正・更正	69,562	74,427	87,049	72,818
追完	1,840	1,787	1,617	2,256
その他	1,849	1,834	1,808	1,928
離婚届等不受理申出	25,788	24,008	25,408	27,329

（注）　この表は、本籍人届出及び非本籍人届出に関するものである。

平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
52,355,170	52,502,230	52,487,410	52,443,938	52,363,707	52,274,725
126,489,539	126,957,585	127,359,552	127,659,960	127,940,865	128,254,692
56,996,515	56,613,999	56,221,568	55,811,969	55,364,285	54,952,108
124,776,364	125,209,603	125,583,658	125,891,742	126,163,576	126,434,964
60,878,859	61,098,245	61,290,165	61,444,444	61,584,613	61,727,584
63,897,505	64,111,358	64,293,493	64,447,298	64,578,963	64,707,380

平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
4,041,126	4,114,756	4,161,433	4,247,875	4,284,124	4,318,790
934,054	969,887	1,000,936	1,035,783	1,042,695	1,054,678
12,529	13,013	13,855	14,562	15,295	14,963
13,678	13,890	14,742	14,875	14,940	14,690
72,858	75,111	78,910	82,592	83,611	83,647
23,259	23,605	24,010	25,085	24,917	25,480
1,686	1,667	1,635	1,728	1,693	1,758
586,937	614,603	631,819	652,560	651,063	681,482
212,507	213,882	219,358	229,084	228,218	234,349
91,625	90,307	91,273	93,499	92,576	93,575
5,848	5,975	6,313	6,625	7,098	7,327
2,682	2,827	3,267	3,502	2,971	3,173
1,375,839	1,369,225	1,342,618	1,304,269	1,299,480	1,288,419
1,881	2,036	1,941	1,982	2,031	2,628
2,009	2,075	2,014	2,101	1,961	2,073
4,124	4,895	4,032	2,783	2,202	2,167
43	39	56	43	44	61
168,280	171,743	177,192	185,179	186,036	191,267
16,140	15,990	16,405	17,173	16,555	15,966
968	961	1,065	1,069	1,163	1,120
8,725	10,338	9,476	9,266	9,660	8,392
2,165	2,010	2,016	1,679	1,488	1,409
3,539	3,401	3,368	2,847	2,986	2,780
161	125	150	69	65	56
15,072	16,019	15,818	16,711	17,002	17,463
4,178	4,369	4,539	4,990	4,870	5,172
374,079	375,957	375,781	396,486	390,225	394,892
71	87	82	128	144	160
75,148	79,176	86,873	111,002	150,920	140,489
2,045	2,070	2,065	1,934	2,128	2,003
1,936	1,802	1,736	1,614	1,661	1,704
27,060	27,671	28,088	26,655	28,426	25,447

5　供託金年計表（令和４年度）

区分 / 庁名	前年度越高		受高		払高		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	内渡
総数	**3,167,946**	**1,440,999,758,664**	**222,124**	**336,927,810,595**	**246,461**	**253,638,805,828**	**25,626**
東京管内	**1,721,908**	**996,748,503,822**	**104,659**	**247,763,277,618**	**129,611**	**131,915,567,815**	**11,554**
東京	1,236,485	880,148,634,366	55,047	224,660,278,524	79,945	113,908,948,102	6,276
横浜	145,698	38,296,248,511	15,264	6,291,766,940	15,012	6,053,389,028	1,216
さいたま	78,413	17,494,519,474	8,300	4,841,728,891	7,843	3,242,733,611	689
千葉	81,712	13,666,946,934	6,840	4,331,145,410	7,519	3,012,387,528	598
水戸	30,095	4,713,029,774	3,720	1,152,111,612	3,886	1,146,871,118	690
宇都宮	34,757	4,867,664,265	2,857	886,788,186	2,542	842,424,242	254
前橋	20,319	5,446,630,208	2,551	860,776,586	3,275	620,601,173	175
静岡	40,729	10,408,456,844	3,638	1,406,848,929	3,694	1,459,157,272	648
甲府	13,744	2,160,830,770	1,507	754,836,940	1,446	621,569,576	295
長野	23,577	4,375,733,042	2,615	1,849,576,204	2,461	683,180,938	272
新潟	16,379	15,169,809,634	2,320	727,419,396	1,988	324,305,227	441
大阪管内	**565,776**	**216,479,363,870**	**37,806**	**28,398,230,035**	**32,576**	**45,112,799,256**	**3,674**
大阪	303,424	175,286,712,778	20,792	20,315,771,339	18,338	35,088,768,804	1,743
京都	118,034	17,692,198,109	7,072	2,555,687,458	5,172	4,610,264,635	832
神戸	100,055	18,056,999,372	6,114	3,445,879,738	5,874	3,993,043,053	819
奈良	14,506	1,903,025,375	1,414	966,957,360	1,067	714,944,351	70
大津	8,093	1,716,080,571	1,231	695,962,143	1,043	377,615,905	129
和歌山	21,664	1,824,347,665	1,183	417,971,997	1,082	328,162,508	81
名古屋管内	**125,302**	**86,590,467,354**	**16,525**	**35,099,938,033**	**18,047**	**40,548,525,163**	**2,640**
名古屋	67,894	73,914,655,578	8,828	31,591,042,970	9,387	35,929,425,376	1,598
津	15,046	2,756,069,742	1,799	701,840,352	1,745	614,784,144	288
岐阜	15,126	2,558,592,240	2,337	554,274,771	1,944	321,572,359	313
福井	9,007	1,135,253,697	1,029	267,446,939	925	489,704,650	102
金沢	11,084	4,243,256,747	1,460	1,505,664,386	2,950	2,727,752,997	126
富山	7,145	1,982,639,350	1,072	479,668,615	1,096	465,285,637	213
広島管内	**126,349**	**23,787,857,555**	**9,352**	**5,004,729,518**	**8,759**	**2,998,138,307**	**1,067**
広島	38,750	7,091,171,059	3,563	1,251,620,527	3,379	1,499,376,360	437
山口	30,954	9,389,209,116	1,792	1,855,899,829	1,684	503,979,344	136
岡山	41,137	5,481,691,803	2,262	1,116,551,563	1,989	663,456,559	208
鳥取	7,496	654,494,312	871	141,644,739	924	235,977,366	129
松江	8,012	1,171,291,265	864	639,012,860	783	95,348,678	157
福岡管内	**341,843**	**65,880,665,531**	**29,451**	**9,337,009,616**	**35,646**	**24,148,653,363**	**2,803**
福岡	66,383	18,943,890,068	7,660	4,460,604,414	6,585	2,921,797,977	880
佐賀	9,211	1,403,396,692	886	328,070,369	918	321,085,840	189
長崎	33,269	3,131,998,841	2,405	472,201,046	1,404	270,389,475	223
大分	26,386	5,586,129,386	1,760	717,784,976	1,146	764,662,958	163
熊本	59,477	4,980,323,590	2,518	636,952,689	2,178	473,370,988	242
鹿児島	27,203	3,806,976,211	2,287	424,671,163	2,198	563,362,308	408
宮崎	20,945	1,622,471,218	1,831	467,870,887	1,392	566,244,591	175
那覇	98,969	26,405,479,525	10,104	1,828,854,072	19,825	18,267,739,226	523
仙台管内	**95,727**	**22,728,291,815**	**11,754**	**5,945,702,779**	**10,272**	**5,617,882,032**	**1,857**
仙台	33,461	7,398,836,937	2,699	908,936,762	2,766	705,246,295	398
福島	20,100	7,744,208,653	3,333	3,631,546,259	2,427	3,790,957,822	388
山形	8,656	1,697,779,027	1,290	274,309,065	980	138,002,019	248
盛岡	10,848	2,848,313,031	1,341	395,659,900	1,219	483,334,235	186
秋田	13,755	932,045,129	1,423	246,294,048	1,382	176,792,345	369
青森	8,907	2,107,109,038	1,668	488,956,745	1,498	323,549,316	268
札幌管内	**123,161**	**14,469,618,729**	**6,715**	**3,497,797,757**	**6,461**	**2,134,337,458**	**1,151**
札幌	105,768	11,176,931,842	3,925	2,682,510,909	3,988	1,534,312,478	737
函館	6,777	1,361,378,961	880	175,233,491	844	248,041,262	77
旭川	4,254	1,105,365,084	822	314,174,785	716	238,663,650	206
釧路	6,362	825,942,842	1,088	325,878,572	913	113,320,068	131
高松管内	**67,880**	**14,314,989,988**	**5,862**	**1,881,125,239**	**5,089**	**1,162,902,434**	**880**
高松	12,501	7,245,903,011	1,662	938,992,740	1,296	351,807,675	225
徳島	13,692	1,253,555,873	1,022	221,712,911	997	186,017,390	117
高知	24,736	2,936,731,187	1,398	315,313,380	1,282	252,432,018	332
松山	16,951	2,878,799,917	1,780	405,106,208	1,514	372,645,351	206

（注）　「内渡」は、払高件数の内数であり、「時効回復高」の件数・金額は、払高件数・金額の外数である。

（金額単位　円）

時効回復高		現在高		利息払渡認可高		時効歳入高			
						件数		金額	
件数	金額	件数	金額	件数	金額		うち便宜時効		うち便宜時効
3,169	41,990,563	3,169,235	1,524,288,763,431	64,765	29,901,042	2,015		118,301,743	
2,357	19,004,115	1,708,510	1,112,596,213,625	41,789	15,356,072	1,144		56,303,853	
834	12,366,030	1,217,863	990,899,964,788	29,413	12,941,954	408		28,470,252	
424	3,386,945	147,166	38,534,626,423	4,683	798,565	139		5,247,484	
0	0	79,559	19,093,514,754	1,906	367,771	66		3,598,326	
899	1,115,140	81,631	14,985,704,816	1,484	347,827	89		6,464,917	
6	180,000	30,619	4,718,270,268	863	97,363	37		2,066,266	
1	500,000	35,326	4,912,028,209	633	99,111	11		546,731	
189	1,116,000	19,770	5,686,805,621	1,287	99,609	17		460,477	
4	340,000	41,321	10,356,148,501	616	216,863	13		2,621,429	
0	0	14,100	2,294,098,134	395	154,366	89		2,177,823	
0	0	24,003	5,542,128,308	337	63,247	208		3,026,216	
0	0	17,152	15,572,923,803	172	169,396	67		1,623,932	
659	11,108,681	574,680	199,764,794,649	11,396	8,804,627	249		25,469,409	
72	6,334,444	307,621	160,513,715,313	6,787	7,692,283	152		20,509,618	
473	3,033,199	120,766	15,637,620,932	1,975	400,829	35		2,200,877	
98	1,709,038	101,114	17,509,836,057	1,853	570,926	44		1,272,524	
0	0	14,923	2,155,038,384	396	58,906	7		308,632	
0	0	8,410	2,034,426,809	238	29,365	2		104,000	
16	32,000	21,846	1,914,157,154	147	52,318	9		1,073,758	
1	600,000	126,420	81,141,880,224	3,088	1,653,489	127		8,047,005	
1	600,000	68,933	69,576,273,172	1,976	1,360,992	74		4,274,482	
0	0	15,388	2,843,125,950	449	100,312	19		692,070	
0	0	15,832	2,791,294,652	221	14,701	3		460,897	
0	0	9,213	912,995,986	168	48,637	9		1,666,040	
0	0	9,720	3,021,168,136	93	35,904	9		777,197	
0	0	7,334	1,997,022,328	181	92,943	13		176,319	
7	70,000	128,009	25,794,448,766	1,893	411,556	77		2,772,079	
0	0	39,371	6,843,415,226	643	152,939	34		904,025	
0	0	31,198	10,741,129,601	586	144,751	20		1,190,916	
7	70,000	41,618	5,934,786,807	426	95,919	10		425,482	
0	0	7,572	560,161,685	214	13,934	0		0	
0	0	8,250	1,714,955,447	24	4,013	13		251,656	
13	6,474,800	338,451	51,069,021,784	3,617	1,266,729	145		6,518,633	
7	4,550,000	68,338	20,482,696,505	947	581,884	50		3,855,153	
0	0	9,368	1,410,381,221	106	66,836	7		206,111	
0	0	34,493	3,333,810,412	196	68,691	15		198,430	
1	1,500,000	27,163	5,539,251,404	101	206,403	18		360,223	
1	300,000	60,059	5,143,905,291	597	84,436	13		464,348	
0	0	27,700	3,668,285,066	310	105,531	10		433,764	
0	0	21,559	1,524,097,514	176	9,213	13		668,207	
4	124,800	89,771	9,966,594,371	1,184	143,735	19		332,397	
0	0	99,066	23,056,112,562	1,194	736,761	116		12,176,039	
0	0	33,792	7,602,527,404	327	74,570	14		559,491	
0	0	21,394	7,584,797,090	442	336,629	53		2,687,694	
0	0	9,214	1,834,086,073	100	26,108	11		657,458	
0	0	11,156	2,760,638,696	114	107,289	12		2,396,766	
0	0	14,165	1,001,546,832	52	10,551	2		384,265	
0	0	9,345	2,272,516,467	159	181,614	24		5,490,365	
0	0	124,566	15,833,079,028	1,030	183,149	121		5,879,674	
0	0	106,442	12,325,130,273	716	137,315	109		4,632,873	
0	0	6,890	1,288,571,190	81	24,081	0		0	
0	0	4,566	1,180,876,219	67	1,461	6		1,058,967	
0	0	6,668	1,038,501,346	166	20,292	6		187,834	
132	4,732,967	69,533	15,033,212,793	758	1,488,659	36		1,135,051	
2	2,092,967	13,092	7,833,088,076	91	356,603	14		217,938	
130	2,640,000	13,834	1,289,251,394	341	239,584	10		597,109	
0	0	25,184	2,999,612,549	152	883,132	5		205,015	
0	0	17,423	2,911,260,774	174	9,340	7		114,989	

6　供託有価証券年計表（令和４年度）

区分 / 庁名	前年度越高			受高		
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額
総数	**29,105**	**217,658**	**30,034,781,339.5**	**242**	**7,537**	**781,663,100.0**
東京管内	**12,811**	**103,193**	**24,042,181,671.5**	**100**	**4,217**	**429,526,500.0**
東京	8,547	68,442	21,658,048,350.0	52	2,543	274,677,500.0
横浜	984	9,709	696,270,350.0	8	160	500,000.0
さいたま	602	4,941	233,309,160.0	6	59	250,000.0
千葉	716	5,252	336,820,100.0	7	7	1,500,000.0
水戸	201	2,028	178,711,467.5	1	1	250,000.0
宇都宮	111	1,737	220,047,500.0	2	3	10,250,000.0
前橋	224	1,965	136,114,500.0	3	67	4,000,000.0
静岡	533	4,366	179,298,250.0	14	1,082	109,299,000.0
甲府	87	377	50,510,000.0	0	0	0.0
長野	440	2,385	127,177,350.0	3	259	23,300,000.0
新潟	366	1,991	225,874,644.0	4	36	5,500,000.0
大阪管内	**5,156**	**37,255**	**1,872,807,900.0**	**76**	**1,063**	**138,535,000.0**
大阪	2,974	21,412	976,747,700.0	21	603	84,910,000.0
京都	643	3,959	146,074,600.0	2	50	4,000,000.0
神戸	1,036	6,978	371,304,500.0	48	361	48,575,000.0
奈良	107	902	43,920,700.0	2	2	650,000.0
大津	144	1,373	107,509,000.0	0	0	0.0
和歌山	252	2,631	227,251,400.0	3	47	400,000.0
名古屋管内	**2,343**	**17,229**	**1,249,398,950.0**	**18**	**589**	**56,884,000.0**
名古屋	1,441	10,122	691,745,450.0	12	450	39,684,000.0
津	59	331	17,047,700.0	0	0	0.0
岐阜	225	2,384	95,347,750.0	1	33	0.0
福井	163	804	68,694,950.0	1	30	15,000,000.0
金沢	246	1,596	152,298,250.0	1	3	0.0
富山	209	1,992	224,264,850.0	3	73	2,200,000.0
広島管内	**1,299**	**8,766**	**682,886,903.0**	**7**	**61**	**750,000.0**
広島	593	3,638	243,820,810.0	5	11	750,000.0
山口	197	1,820	98,555,000.0	0	0	0.0
岡山	421	2,327	140,115,893.0	2	50	0.0
鳥取	34	364	43,223,550.0	0	0	0.0
松江	54	617	157,171,650.0	0	0	0.0
福岡管内	**2,488**	**25,523**	**693,546,145.0**	**16**	**554**	**66,302,600.0**
福岡	984	19,190	377,825,197.5	6	441	45,262,000.0
佐賀	77	211	14,769,500.0	0	0	0.0
長崎	251	1,453	22,551,847.5	0	0	0.0
大分	259	705	56,761,500.0	1	1	250,000.0
熊本	337	1,445	71,067,600.0	5	5	2,200,000.0
鹿児島	293	1,622	41,846,000.0	2	3	750,000.0
宮崎	177	666	28,725,000.0	1	75	14,940,600.0
那覇	110	231	79,999,500.0	1	29	2,900,000.0
仙台管内	**1,554**	**7,963**	**638,610,070.0**	**11**	**533**	**58,315,000.0**
仙台	472	1,776	87,652,100.0	4	341	7,565,000.0
福島	351	1,962	155,182,650.0	2	69	44,250,000.0
山形	179	1,138	120,570,000.0	0	0	0.0
盛岡	204	901	131,363,770.0	0	0	0.0
秋田	249	1,303	47,742,550.0	2	120	6,000,000.0
青森	99	883	96,099,000.0	3	3	500,000.0
札幌管内	**2,728**	**12,868**	**587,320,350.0**	**5**	**356**	**25,200,000.0**
札幌	1,608	7,109	261,115,950.0	3	201	9,900,000.0
函館	360	954	45,607,850.0	2	155	15,300,000.0
旭川	465	2,086	179,342,650.0	0	0	0.0
釧路	295	2,719	101,253,900.0	0	0	0.0
高松管内	**726**	**4,861**	**268,029,350.0**	**9**	**164**	**6,150,000.0**
高松	316	1,690	24,952,650.0	1	9	0.0
徳島	110	1,093	53,246,500.0	0	0	0.0
高知	70	643	70,251,000.0	7	154	5,900,000.0
松山	230	1,435	119,579,200.0	1	1	250,000.0

（注）　「内渡件数」は、払高件数の内数である。

（金額単位　円）

払高				現在高			利札払渡認可件数
件数	枚数	券面額	内渡件数	件数	枚数	券面額	
88	4,182	497,603,750.0	0	29,259	221,013	30,318,840,689.5	0
44	2,010	263,609,000.0	0	12,867	105,400	24,208,099,171.5	0
21	1,705	112,225,000.0	0	8,578	69,280	21,820,500,850.0	0
5	71	10,000,000.0	0	987	9,798	686,770,350.0	0
6	84	12,500,000.0	0	602	4,916	221,059,160.0	0
3	7	0.0	0	720	5,252	338,320,100.0	0
2	49	14,240,000.0	0	200	1,980	164,721,467.5	0
2	20	100,144,000.0	0	111	1,720	130,153,500.0	0
3	51	4,150,000.0	0	224	1,981	135,964,500.0	0
1	16	800,000.0	0	546	5,432	287,797,250.0	0
0	0	0.0	0	87	377	50,510,000.0	0
1	7	9,550,000.0	0	442	2,637	140,927,350.0	0
0	0	0.0	0	370	2,027	231,374,644.0	0
16	357	22,360,000.0	0	5,216	37,961	1,988,982,900.0	0
6	171	21,860,000.0	0	2,989	21,844	1,039,797,700.0	0
0	0	0.0	0	645	4,009	150,074,600.0	0
10	186	500,000.0	0	1,074	7,153	419,379,500.0	0
0	0	0.0	0	109	904	44,570,700.0	0
0	0	0.0	0	144	1,373	107,509,000.0	0
0	0	0.0	0	255	2,678	227,651,400.0	0
9	150	5,700,000.0	0	2,352	17,668	1,300,582,950.0	0
8	147	2,700,000.0	0	1,445	10,425	728,729,450.0	0
0	0	0.0	0	59	331	17,047,700.0	0
0	0	0.0	0	226	2,417	95,347,750.0	0
1	3	3,000,000.0	0	163	831	80,694,950.0	0
0	0	0.0	0	247	1,599	152,298,250.0	0
0	0	0.0	0	212	2,065	226,464,850.0	0
5	746	26,044,750.0	0	1,301	8,081	657,592,153.0	0
2	695	26,044,750.0	0	596	2,954	218,526,060.0	0
0	0	0.0	0	197	1,820	98,555,000.0	0
3	51	0.0	0	420	2,326	140,115,893.0	0
0	0	0.0	0	34	364	43,223,550.0	0
0	0	0.0	0	54	617	157,171,650.0	0
7	101	0.0	0	2,497	25,976	759,848,745.0	0
4	50	0.0	0	986	19,581	423,087,197.5	0
0	0	0.0	0	77	211	14,769,500.0	0
0	0	0.0	0	251	1,453	22,551,847.5	0
0	0	0.0	0	260	706	57,011,500.0	0
1	16	0.0	0	341	1,434	73,267,600.0	0
1	12	0.0	0	294	1,613	42,596,000.0	0
1	23	0.0	0	177	718	43,665,600.0	0
0	0	0.0	0	111	260	82,899,500.0	0
5	689	159,890,000.0	0	1,560	7,807	537,035,070.0	0
0	0	0.0	0	476	2,117	95,217,100.0	0
3	91	53,850,000.0	0	350	1,940	145,582,650.0	0
1	538	103,040,000.0	0	178	600	17,530,000.0	0
0	0	0.0	0	204	901	131,363,770.0	0
1	60	3,000,000.0	0	250	1,363	50,742,550.0	0
0	0	0.0	0	102	886	96,599,000.0	0
1	32	10,000,000.0	0	2,732	13,192	602,520,350.0	0
0	0	0.0	0	1,611	7,310	271,015,950.0	0
0	0	0.0	0	362	1,109	60,907,850.0	0
1	32	10,000,000.0	0	464	2,054	169,342,650.0	0
0	0	0.0	0	295	2,719	101,253,900.0	0
1	97	10,000,000.0	0	734	4,928	264,179,350.0	0
0	0	0.0	0	317	1,699	24,952,650.0	0
0	0	0.0	0	110	1,093	53,246,500.0	0
0	0	0.0	0	77	797	76,151,000.0	0
1	97	10,000,000.0	0	230	1,339	109,829,200.0	0

7　供託振替国債年計表（令和４年度）

区分 / 庁名	前年度越高		受高	
	件数	金額	件数	金額
総数	1,629	323,280,520,000	101	31,148,050,000
東京管内	883	201,047,750,000	63	11,663,350,000
東京	651	191,644,150,000	47	11,033,350,000
横浜	71	4,335,300,000	7	290,000,000
さいたま	22	2,007,500,000	1	200,000,000
千葉	21	492,800,000	1	10,000,000
水戸	1	100,000,000	0	0
宇都宮	3	200,000,000	2	20,000,000
前橋	27	287,300,000	2	20,000,000
静岡	19	541,200,000	1	10,000,000
甲府	5	36,000,000	0	0
長野	27	180,200,000	2	80,000,000
新潟	36	1,223,300,000	0	0
大阪管内	240	60,595,870,000	11	10,285,300,000
大阪	177	46,795,900,000	4	41,000,000
京都	16	370,400,000	1	10,000,000
神戸	25	13,152,620,000	6	10,234,300,000
奈良	17	107,950,000	0	0
大津	0	0	0	0
和歌山	5	169,000,000	0	0
名古屋管内	193	31,168,650,000	11	6,312,000,000
名古屋	121	16,604,650,000	6	5,015,000,000
津	23	2,814,900,000	0	0
岐阜	7	745,000,000	0	0
福井	30	10,674,100,000	5	1,297,000,000
金沢	10	220,000,000	0	0
富山	2	110,000,000	0	0
広島管内	70	14,902,200,000	2	154,500,000
広島	22	210,100,000	1	28,500,000
山口	16	14,249,000,000	0	0
岡山	20	356,600,000	0	0
鳥取	11	76,500,000	1	126,000,000
松江	1	10,000,000	0	0
福岡管内	72	4,079,150,000	4	2,299,600,000
福岡	38	3,190,550,000	1	100,000,000
佐賀	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0
大分	1	10,000,000	0	0
熊本	14	64,000,000	1	2,000,000,000
鹿児島	18	794,600,000	2	199,600,000
宮崎	1	20,000,000	0	0
那覇	0	0	0	0
仙台管内	86	3,746,600,000	6	346,100,000
仙台	2	200,000,000	0	0
福島	45	1,622,700,000	5	321,800,000
山形	10	1,319,950,000	0	0
盛岡	19	254,900,000	1	24,300,000
秋田	1	24,000,000	0	0
青森	9	325,050,000	0	0
札幌管内	62	2,908,800,000	4	87,200,000
札幌	42	412,800,000	4	87,200,000
函館	18	2,416,000,000	0	0
旭川	2	80,000,000	0	0
釧路	0	0	0	0
高松管内	23	4,831,500,000	0	0
高松	6	2,020,000,000	0	0
徳島	1	10,000,000	0	0
高知	0	0	0	0
松山	16	2,801,500,000	0	0

（金額単位　円）

払高			償還		現在高	
件数	金額	内渡	件数	金額	件数	金額
342	50,669,020,000	29	273	25,291,420,000	1,417	303,759,550,000
197	21,322,250,000	23	155	18,330,750,000	772	191,388,850,000
151	20,717,500,000	15	115	17,758,500,000	562	181,960,000,000
10	296,700,000	3	8	286,700,000	71	4,328,600,000
1	10,000,000	0	1	10,000,000	22	2,197,500,000
6	48,000,000	0	6	48,000,000	16	454,800,000
0	0	0	0	0	1	100,000,000
0	0	0	0	0	5	220,000,000
8	90,650,000	4	7	80,650,000	25	216,650,000
4	56,500,000	0	4	56,500,000	16	494,700,000
0	0	0	0	0	5	36,000,000
8	42,400,000	0	8	42,400,000	21	217,800,000
9	60,500,000	1	6	48,000,000	28	1,162,800,000
54	13,205,370,000	2	46	3,041,270,000	199	57,675,800,000
45	3,136,750,000	2	41	2,992,750,000	138	43,700,150,000
2	20,000,000	0	2	20,000,000	15	360,400,000
7	10,048,620,000	0	3	28,520,000	24	13,338,300,000
0	0	0	0	0	17	107,950,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	5	169,000,000
39	2,720,800,000	0	30	1,360,800,000	165	34,759,850,000
31	1,967,900,000	0	25	1,327,900,000	96	19,651,750,000
3	157,900,000	0	2	7,900,000	20	2,657,000,000
1	10,000,000	0	1	10,000,000	6	735,000,000
2	570,000,000	0	0	0	33	11,401,100,000
2	15,000,000	0	2	15,000,000	8	205,000,000
0	0	0	0	0	2	110,000,000
21	11,866,200,000	1	14	1,504,200,000	52	3,190,500,000
4	28,100,000	0	4	28,100,000	19	210,500,000
10	11,698,000,000	1	3	1,336,000,000	7	2,551,000,000
5	121,100,000	0	5	121,100,000	15	235,500,000
2	19,000,000	0	2	19,000,000	10	183,500,000
0	0	0	0	0	1	10,000,000
10	686,200,000	1	10	686,200,000	67	5,692,550,000
6	670,300,000	1	6	670,300,000	34	2,620,250,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	10,000,000
2	7,500,000	0	2	7,500,000	13	2,056,500,000
2	8,400,000	0	2	8,400,000	18	985,800,000
0	0	0	0	0	1	20,000,000
0	0	0	0	0	0	0
12	230,200,000	0	12	230,200,000	80	3,862,500,000
0	0	0	0	0	2	200,000,000
7	73,000,000	0	7	73,000,000	43	1,871,500,000
0	0	0	0	0	10	1,319,950,000
2	17,200,000	0	2	17,200,000	18	262,000,000
0	0	0	0	0	1	24,000,000
3	140,000,000	0	3	140,000,000	6	185,050,000
6	138,000,000	0	6	138,000,000	60	2,858,000,000
5	68,000,000	0	5	68,000,000	41	432,000,000
0	0	0	0	0	18	2,416,000,000
1	70,000,000	0	1	70,000,000	1	10,000,000
0	0	0	0	0	0	0
3	500,000,000	2	0	0	22	4,331,500,000
3	500,000,000	2	0	0	5	1,520,000,000
0	0	0	0	0	1	10,000,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	16	2,801,500,000

Ⅳ　保護観察所

法務省設置法第15条、第24条、第25条　法務省組織令第68条　法務省組織規則第26条　更生保護法第29条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条、第20条　保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）

1　保護観察所の概況

保護観察所は、全国50か所（地方裁判所所在地）に設置され、⑴保護観察の実施、⑵懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生緊急保護等の措置の実施、⑶矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整、⑷犯罪の予防を図るための世論啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進、⑸更生保護法人の指導、監督等、⑹心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察その他の地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整の事務をつかさどっている。

2　保護観察所の名称及び管轄区域

（令和４年12月31日現在）

名　称	管轄区域	名　称	管轄区域
札幌保護観察所	札幌地裁の管轄区域	静岡保護観察所	静岡地裁の管轄区域
函館保護観察所	函館　〃	富山保護観察所	富山　〃
旭川保護観察所	旭川　〃	金沢保護観察所	金沢　〃
釧路保護観察所	釧路　〃	福井保護観察所	福井　〃
青森保護観察所	青森　〃	岐阜保護観察所	岐阜　〃
盛岡保護観察所	盛岡　〃	名古屋保護観察所	名古屋　〃
仙台保護観察所	仙台　〃	津保護観察所	津　〃
秋田保護観察所	秋田　〃	大津保護観察所	大津　〃
山形保護観察所	山形　〃	京都保護観察所	京都　〃
福島保護観察所	福島　〃	大阪保護観察所	大阪　〃
水戸保護観察所	水戸　〃	堺支部	大阪地裁堺支部、同岸和田支部の管轄区域
宇都宮保護観察所	宇都宮　〃		
前橋保護観察所	前橋　〃	神戸保護観察所	神戸地裁の管轄区域
さいたま保護観察所	さいたま　〃	奈良保護観察所	奈良　〃
千葉保護観察所	千葉　〃	和歌山保護観察所	和歌山　〃
東京保護観察所	東京　〃	鳥取保護観察所	鳥取　〃
立川支部	東京地裁立川支部の管轄区域	松江保護観察所	松江　〃
		岡山保護観察所	岡山　〃
横浜保護観察所	横浜地裁の管轄区域	広島保護観察所	広島　〃
新潟保護観察所	新潟　〃	山口保護観察所	山口　〃
甲府保護観察所	甲府　〃	徳島保護観察所	徳島　〃
長野保護観察所	長野　〃	高松保護観察所	高松　〃
		松山保護観察所	松山　〃

名　　称	管　轄　区　域	名　　称	管　轄　区　域
高知保護観察所	高知地裁の管轄区域	熊本保護観察所	熊本　　〃
福岡保護観察所	福岡　　〃	大分保護観察所	大分　　〃
北九州支部	福岡地裁小倉支部、同	宮崎保護観察所	宮崎　　〃
	行橋支部の管轄区域	鹿児島保護観察所	鹿児島　　〃
佐賀保護観察所	佐賀地裁の管轄区域	那覇保護観察所	那覇　　〃
長崎保護観察所	長崎　　〃		

3　駐在官事務所の名称

（令和４年12月31日現在）

名　　称	
札幌保護観察所室蘭駐在官事務所	津保護観察所四日市駐在官事務所
旭川保護観察所稚内駐在官事務所	神戸保護観察所姫路駐在官事務所
旭川保護観察所沼田駐在官事務所	神戸保護観察所尼崎駐在官事務所
釧路保護観察所帯広駐在官事務所	鳥取保護観察所米子駐在官事務所
釧路保護観察所北見駐在官事務所	岡山保護観察所津山駐在官事務所
釧路保護観察所網走駐在官事務所	広島保護観察所福山駐在官事務所
福島保護観察所いわき駐在官事務所	山口保護観察所下関駐在官事務所
水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所	松山保護観察所宇和島駐在官事務所
横浜保護観察所小田原駐在官事務所	福岡保護観察所飯塚駐在官事務所
新潟保護観察所上越駐在官事務所	長崎保護観察所佐世保駐在官事務所
長野保護観察所飯田駐在官事務所	熊本保護観察所八代駐在官事務所
静岡保護観察所浜松駐在官事務所	鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所
静岡保護観察所沼津駐在官事務所	那覇保護観察所石垣駐在官事務所
金沢保護観察所七尾駐在官事務所	那覇保護観察所宮古島駐在官事務所
名古屋保護観察所豊橋駐在官事務所	

4　保護観察所事件取扱状況

(1)　保護観察の開始及び終了（令和４年）

保護観察の種別 保護観察所	前年からの繰越し	開始等			終了等		
		総数	開始	移送	総数	保護観察終了	移送
総数	**24,645**	**25,434**	**23,996**	**1,438**	**27,568**	**26,128**	**1,440**
1号観察	9,062	9,593	9,108	485	10,267	9,779	488
一般	5,777	2,781	2,440	341	4,288	3,947	341
交通	1,533	946	871	75	1,614	1,540	74
短期	659	697	675	22	1,011	989	22
交通短期	1,094	1,274	1,272	2	2,219	2,216	3
特定1号(一般)	－	1,328	1,298	30	48	16	32
特定1号(交通)	－	542	535	7	55	47	8
特定1号(短期)	－	159	154	5	32	27	5
特定1号(交通短期)	－	727	725	2	374	372	2
更生指導	－	1,139	1,138	1	626	625	1
2号観察	1,797	1,492	1,359	133	1,812	1,677	135
SE･SA対象者以外特定2号を除く	1,500	1,320	1,201	119	1,568	1,447	121
SE･SA対象者以外特定2号	－	－	－	－	－	－	－
SE･SA対象者特定2号を除く	297	154	140	14	244	230	14
SE･SA対象者特定2号	－	18	18	－	－	－	－
3号観察	4,205	10,853	10,636	217	11,085	10,868	217
全部実刑	…	…	9,635	…	…	9,800	…
一部猶予	…	…	1,001	…	…	1,068	…
4号観察	9,580	3,496	2,893	603	4,404	3,804	600
一部猶予	…	…	1,233	…	…	1,485	…
全部猶予	…	…	1,660	…	…	2,319	…
5号観察	―	―	―	―	―	―	―
北海道地方委員会管内	**1,027**	**1,142**	**1,094**	**48**	**1,309**	**1,246**	**63**
札幌	650	645	614	31	753	728	25
函館	82	126	123	3	119	114	5
旭川	118	162	155	7	183	171	12
釧路	177	209	202	7	254	233	21
東北地方委員会管内	**1,087**	**1,153**	**1,111**	**42**	**1,229**	**1,168**	**61**
青森	118	132	126	6	129	119	10
盛岡	154	109	102	7	142	139	3
仙台	314	388	371	17	392	376	16
秋田	112	108	108	－	113	105	8
山形	123	134	131	3	131	126	5
福島	266	282	273	9	322	303	19
関東地方委員会管内	**9,641**	**9,293**	**8,636**	**657**	**10,317**	**9,735**	**582**
水戸	619	635	593	42	683	636	47
宇都宮	438	421	392	29	454	420	34
前橋	409	403	376	27	462	436	26
さいたま	1,348	1,309	1,220	89	1,417	1,346	71
千葉	1,212	1,123	1,047	76	1,248	1,195	53
東京	2,487	2,679	2,459	220	2,938	2,739	199
（本庁）	1,678	1,945	1,793	152	2,086	1,948	138
（立川支部）	809	734	666	68	852	791	61
横浜	1,883	1,490	1,379	111	1,775	1,686	89
新潟	277	263	253	10	325	309	16
甲府	184	173	162	11	194	181	13
長野	213	234	220	14	251	240	11
静岡	571	563	535	28	570	547	23

年末現在保護観察中の人員	本年新たに一時解除	本年新たに仮解除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
			一時解除	仮解除	所在不明	法77条第1項の停止	法令による身柄拘束
22,511	2	78	1	60	199	92	453
8,388	2	1	34	—	34	—	126
4,270	1	−	21	−	21	−	89
865	1	1	9	−	9	−	16
345	−	−	1	−	1	−	5
149	−	−	−	−	−	−	3
1,280	−	−	1	−	1	−	10
487	−	−	−	−	−	−	2
127	−	−	−	−	−	−	−
353	−	−	2	−	2	−	−
513	−	−	−	−	−	−	1
1,477	—	—	—	—	14	—	31
1,252	−	−	−	−	13	−	25
−					−		1
207	−	−	−	−	1	−	5
18					−		−
3,973	—	—	—	—	94	92	25
3,692	−	−	−	−	88	86	25
281	−	−	−	−	6	6	−
8,672	—	78	—	60	57	—	271
2,359	−	2	−	−	3	−	94
6,313	−	76	−	60	54	−	177
—	—	—	—	—	—	—	—
860	—	6	—	4	13	5	14
542	−	5	−	3	7	1	9
89	−	−	−	−	1	1	1
97	−	1	−	−	3	2	3
132	−	−	−	1	2	1	1
1,011	—	2	—	3	11	4	13
121	−	1	−	1	1	1	2
121	−	1	−	1	1	−	3
310	−	−	−	−	1	−	4
107	−	−	−	−	−	−	2
126	−	−	−	1	−	−	−
226	−	−	−	−	8	3	2
8,617	−	26	—	18	82	36	203
571	−	1	−	−	3	−	19
405	−	1	−	1	3	−	10
350	−	1	−	1	3	−	14
1,240	−	4	−	2	11	2	31
1,087	−	3	−	3	6	2	21
2,228	−	8	−	4	27	24	41
1,537	−	6	−	3	25	24	23
691	−	2	−	1	2	−	18
1,598	−	4	−	4	24	8	47
215	−	1	−	−	2	−	6
163	−	1	−	1	−	−	4
196	−	1	−	1	−	−	2
564	−	1	−	1	3	−	8

保護観察の種別 保護観察所	前年からの繰越し	開始等			終了等		
		総数	開始	移送	総数	保護観察終了	移送
中部地方委員会管内	**2,574**	**2,631**	**2,504**	**127**	**2,756**	**2,620**	**136**
富山	100	126	121	5	112	109	3
金沢	151	206	200	6	179	165	14
福井	123	117	112	5	142	136	6
岐阜	317	340	320	20	342	317	25
名古屋	1,548	1,514	1,447	67	1,629	1,562	67
津	335	328	304	24	352	331	21
近畿地方委員会管内	**5,031**	**5,512**	**5,204**	**308**	**5,852**	**5,539**	**313**
大津	231	235	207	28	255	238	17
京都	549	686	662	24	746	700	46
大阪	2,530	2,730	2,550	180	2,875	2,732	143
（本庁）	1,778	1,899	1,767	132	1,976	1,889	87
（堺支部）	752	831	783	48	899	843	56
神戸	1,259	1,343	1,293	50	1,441	1,369	72
奈良	247	254	239	15	267	250	17
和歌山	215	264	253	11	268	250	18
中国地方委員会管内	**1,501**	**1,538**	**1,471**	**67**	**1,787**	**1,716**	**71**
鳥取	103	113	109	4	125	118	7
松江	110	124	120	4	130	121	9
岡山	509	505	481	24	602	582	20
広島	527	546	521	25	629	606	23
山口	252	250	240	10	301	289	12
四国地方委員会管内	**926**	**934**	**906**	**28**	**989**	**937**	**52**
徳島	123	140	136	4	148	141	7
高松	305	287	276	11	304	288	16
松山	321	310	302	8	341	323	18
高知	177	197	192	5	196	185	11
九州地方委員会管内	**2,858**	**3,231**	**3,070**	**161**	**3,329**	**3,167**	**162**
福岡	1,232	1,508	1,434	74	1,538	1,476	62
（本庁）	867	1,099	1,043	56	1,090	1,047	43
（北九州支部）	365	409	391	18	448	429	19
佐賀	139	171	165	6	177	165	12
長崎	198	223	215	8	213	199	14
熊本	311	303	284	19	310	287	23
大分	151	149	132	17	168	157	11
宮崎	180	187	181	6	213	206	7
鹿児島	227	226	217	9	244	230	14
那覇	420	464	442	22	466	447	19

（注）１　「１号観察」は、保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）に対
２　「２号観察」は、少年院仮退院者（地方委員会（地方更生保護委員会の略。以下同じ。）の決定に
３　「３号観察」は、仮釈放者（地方委員会の決定により仮釈放を許されて保護観察に付されている者）
４　「４号観察」は、保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に
５　「５号観察」は、婦人補導院仮退院者（地方委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許さ
６　３号観察及び４号観察の内訳において、統計資料がない数値については「…」と示した。

年末現在保護観察中の人員	本年新たに一時解除	本年新たに仮解除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
			一時解除	仮解除	所在不明	法77条第1項の停止	法令による身柄拘束
2,449	**—**	**4**	**—**	**2**	**15**	**11**	**30**
114	−	−	−	−	1	1	3
178	−	−	−	−	−	−	2
98	−	−	−	−	2	1	2
315	−	3	−	1	6	6	1
1,433	−	1	−	1	3	3	17
311	−	−	−	−	3	−	5
4,691	**−**	**22**	**−**	**19**	**33**	**19**	**93**
211	−	4	−	5	1	−	8
489	−	3	−	2	5	2	15
2,385	−	12	−	10	15	9	52
1,701	−	6	−	5	14	9	41
684	−	6	−	5	1	−	11
1,161	−	2	−	1	7	4	16
234	−	1	−	1	2	1	−
211	−	−	−	−	3	3	2
1,252	**−**	**6**	**—**	**4**	**12**	**6**	**31**
91	−	2	−	2	2	1	2
104	−	2	−	2	2	2	4
412	−	−	−	−	2	1	13
444	−	2	−	−	6	2	10
201	−	−	−	−	−	−	2
871	**—**	**3**	**—**	**2**	**3**	**1**	**10**
115	−	1	−	−	−	−	−
288	−	1	−	1	1	1	2
290	−	−	−	−	2	−	2
178	−	1	−	1	−	−	6
2,760	**2**	**9**	**1**	**8**	**30**	**10**	**59**
1,202	2	6	1	5	14	7	29
876	2	5	1	5	10	5	18
326	−	1	−	−	4	2	11
133	−	1	−	1	2	−	2
208	−	−	−	−	4	2	3
304	−	−	−	−	1	−	9
132	−	−	−	−	−	−	2
154	−	−	−	−	2	1	3
209	−	−	−	1	4	−	6
418	−	2	−	1	3	−	5

する保護観察をいう。
より少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。
に対する保護観察をいう。
付されている者）に対する保護観察をいう。
れて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。

(2) 生活環境調整の開始及び終了人員

（令和４年）

事件の種別	前年からの繰越	開始					終了等			年末現在係属中
		総数	身上調査書	求生活環境調整	要調整事項等通知書	短期又は長期処遇からの移行	総数	終了	短期又は長期処遇への移行	
総数	**38,321**	**30,735**	**29,796**	**17**	**922**	…	**33,407**	**33,407**	…	**35,649**
刑事施設収容者	36,836	28,648	27,725	17	906	…	31,251	31,251	…	34,233
少年院在院者	1,485	2,087	2,071	－	16	－	2,156	2,156	－	1,416
婦人補導院在院者	－	－	－	－	－	…	－	－	…	－

（注） …は、本来該当事項の生じないことを示す。

保護司選考会

保護司法（昭和25年法律第204号）第５条
保護司の選考に関する規則（平成13年法務省令第15号）

令和４年中の保護司選考会の開催状況は、次のとおりである。

区分 / 庁名	開催回数	選考人員		保護司法第12条による解嘱	委嘱人員			退任人員			
		承認	否決		新任	再任	計	任期満了	死亡	辞任	計
札幌	2	620	0	0	74	546	620	38	7	16	61
函館	2	240	0	0	23	217	240	5	2	5	12
旭川	2	328	0	0	31	297	328	13	3	5	21
釧路	2	436	0	0	50	386	436	26	6	9	41
小計	**8**	**1,624**	**0**	**0**	**178**	**1,446**	**1,624**	**82**	**18**	**35**	**135**
青森	2	315	0	0	37	278	315	24	1	3	28
盛岡	2	359	0	0	33	326	359	15	3	11	29
仙台	2	198	0	0	34	164	198	15	3	13	31
秋田	2	381	0	0	35	346	381	23	3	8	34
山形	2	324	0	0	35	289	324	27	1	10	38
福島	2	476	0	0	51	425	476	40	3	5	48
小計	**12**	**2,053**	**0**	**0**	**225**	**1,828**	**2,053**	**144**	**14**	**50**	**208**
水戸	2	470	0	0	74	396	470	31	5	13	49
宇都宮	2	422	0	0	32	390	422	26	5	16	47
前橋	2	430	0	0	37	393	430	36	0	5	41
さいたま	2	723	0	0	64	659	723	54	6	13	73
千葉	3	641	0	0	63	578	641	38	4	6	48
東京	4	2,161	0	0	235	1,925	2,160	111	19	85	215
横浜	2	920	0	0	91	829	920	76	10	11	97
新潟	2	508	0	0	64	444	508	28	4	12	44
甲府	2	235	0	0	23	212	235	14	4	1	19
長野	2	474	0	0	41	433	474	40	1	4	45
静岡	2	754	0	0	100	654	754	54	6	14	74
小計	**25**	**7,738**	**0**	**0**	**824**	**6,913**	**7,737**	**508**	**64**	**180**	**752**
富山	2	290	0	0	28	262	290	22	4	9	35
金沢	2	240	0	0	19	221	240	14	1	4	19
福井	2	215	0	0	17	197	214	18	0	6	24
岐阜	2	409	0	0	34	375	409	26	5	8	39
名古屋	2	1,205	0	0	128	1,077	1,205	80	8	20	108
津	2	339	0	0	39	300	339	35	5	5	45
小計	**12**	**2,698**	**0**	**0**	**265**	**2,432**	**2,697**	**195**	**23**	**52**	**270**
大津	2	258	0	0	28	230	258	16	3	5	24
京都	2	518	0	0	39	478	517	35	4	20	59
大阪	3	1,422	0	0	105	1,309	1,414	66	16	30	112
神戸	2	980	0	0	120	859	979	63	10	17	90
奈良	2	261	0	0	27	233	260	19	4	5	28
和歌山	2	286	0	0	23	263	286	22	1	1	24
小計	**13**	**3,725**	**0**	**0**	**342**	**3,372**	**3,714**	**221**	**38**	**78**	**337**
鳥取	2	204	0	0	24	180	204	26	1	3	30
松江	2	257	0	0	33	224	257	16	0	5	21
岡山	2	497	0	0	52	444	496	34	3	9	46
広島	2	641	0	0	73	566	639	45	7	21	73
山口	2	462	0	0	34	428	462	23	2	3	28
小計	**10**	**2,061**	**0**	**0**	**216**	**1,842**	**2,058**	**144**	**13**	**41**	**198**
徳島	2	264	0	0	27	237	264	10	2	2	14
高松	2	298	0	0	32	266	298	14	1	7	22
松山	2	370	0	0	31	339	370	23	3	5	31
高知	2	283	0	0	34	249	283	12	3	5	20
小計	**8**	**1,215**	**0**	**0**	**124**	**1,091**	**1,215**	**59**	**9**	**19**	**87**
福岡	2	1,019	0	0	118	901	1,019	47	16	24	87
佐賀	2	301	0	0	34	267	301	17	1	1	19
長崎	2	401	0	0	33	368	401	23	6	5	34
熊本	2	518	0	0	53	465	518	31	5	7	43
大分	2	314	0	0	29	285	314	36	2	5	43
宮崎	2	281	0	0	20	261	281	13	2	5	20
鹿児島	3	553	0	0	49	362	411	31	3	15	49
那覇	1	242	0	0	57	368	425	30	3	1	34
小計	**16**	**3,629**	**0**	**0**	**393**	**3,277**	**3,670**	**228**	**38**	**63**	**329**
合計	**104**	**24,743**	**0**	**0**	**2,567**	**22,201**	**24,768**	**1,581**	**217**	**518**	**2,316**

特別の機関

検　察　庁

法務省設置法第14条　検察庁法（昭和22年４月16日法律第61号）

検察庁の組織及び職員

1　検察庁の組織

(1)　検察庁の数

（令和４年12月31日現在）

区分		高等検察庁	同支部	管内地方検察庁	同支部	管内区検察庁
区分	最高検察庁	東京高等検察庁	－	11	46	107
		大阪高等検察庁	－	6	22	57
		名古屋高等検察庁	1	6	20	42
		広島高等検察庁	2	5	18	41
		福岡高等検察庁	2	8	41	82
		仙台高等検察庁	1	6	29	51
		札幌高等検察庁	－	4	16	33
		高松高等検察庁	－	4	11	25
	1	8	6	50	203	438

(2)　検察庁の名称

ア　最高検察庁

イ　高等検察庁（８庁）　（令和４年12月31日現在）

東京高等検察庁	福岡高等検察庁
大阪高等検察庁	仙台高等検察庁
名古屋高等検察庁	札幌高等検察庁
広島高等検察庁	高松高等検察庁

ウ　高等検察庁支部（６庁）　（令和４年12月31日現在）

名古屋高等検察庁金沢支部	福岡高等検察庁宮崎支部
広島高等検察庁岡山支部	福岡高等検察庁那覇支部
広島高等検察庁松江支部	仙台高等検察庁秋田支部

エ　地方検察庁（50庁）

（令和４年12月31日現在）

高検名	名称	高検名	名称
東京	東京地方検察庁		岡山地方検察庁
11	横浜地方検察庁		鳥取地方検察庁
	さいたま地方検察庁		松江地方検察庁
	千葉地方検察庁	福岡	福岡地方検察庁
	水戸地方検察庁	8	佐賀地方検察庁
	宇都宮地方検察庁		長崎地方検察庁
	前橋地方検察庁		大分地方検察庁
	静岡地方検察庁		熊本地方検察庁
	甲府地方検察庁		鹿児島地方検察庁
	長野地方検察庁		宮崎地方検察庁
	新潟地方検察庁		那覇地方検察庁
大阪	大阪地方検察庁	仙台	仙台地方検察庁
6	京都地方検察庁	6	福島地方検察庁
	神戸地方検察庁		山形地方検察庁
	奈良地方検察庁		盛岡地方検察庁
	大津地方検察庁		秋田地方検察庁
	和歌山地方検察庁		青森地方検察庁
名古屋	名古屋地方検察庁	札幌	札幌地方検察庁
6	津地方検察庁	4	函館地方検察庁
	岐阜地方検察庁		旭川地方検察庁
	福井地方検察庁		釧路地方検察庁
	金沢地方検察庁	高松	高松地方検察庁
	富山地方検察庁	4	徳島地方検察庁
広島	広島地方検察庁		高知地方検察庁
5	山口地方検察庁		松山地方検察庁

（注）　高検名の下の数字は、管内地方検察庁の数を示す。

オ　地方検察庁支部（203庁）

（令和４年12月31日現在）

地検名	支部名	裁判所
東京	立川	合議
1		
横浜	川崎	合議

地検名	支部名	裁判所
4	相模原	
	横須賀	合議
	小田原	合議

地検名	支部名	裁判所
さいたま	越谷	
4	川越	合議
	熊谷	合議

地検名	支部名	裁判所
	秩父	
千葉	佐倉	
7	一宮	
	松戸	合議
	木更津	合議
	館山	
	八日市場	合議
	佐原	
水戸	日立	
5	土浦	合議
	龍ヶ崎	
	麻生	
	下妻	合議
宇都宮	真岡	
4	大田原	
	栃木	合議
	足利	
前橋	沼田	
4	太田	
	桐生	
	高崎	合議
静岡	沼津	合議
5	富士	
	下田	
	浜松	合議
	掛川	
甲府	都留	
1		
長野	上田	合議
6	佐久	
	松本	合議
	諏訪	
	飯田	合議
	伊那	
新潟	三条	

地検名	支部名	裁判所
5	新発田	
	長岡	合議
	高田	合議
	佐渡	
大阪	堺	合議
2	岸和田	
京都	園部	
4	宮津	
	舞鶴	合議
	福知山	
神戸	伊丹	
9	尼崎	合議
	明石	
	柏原	
	姫路	合議
	社	
	龍野	
	豊岡	合議
	洲本	
奈良	葛城	合議
2	五條	
大津	彦根	
2	長浜	
和歌山	田辺	合議
3	御坊	
	新宮	
名古屋	一宮	合議
4	半田	
	岡崎	合議
	豊橋	合議
津	松阪	
5	伊賀	
	四日市	合議
	伊勢	
	熊野	

地検名	支部名	裁判所
岐阜	大垣	
4	多治見	
	御嵩	
	高山	
福井	武生	
2	敦賀	
金沢	小松	
3	七尾	
	輪島	
富山	魚津	
2	高岡	合議
広島	呉	合議
4	尾道	
	福山	合議
	三次	
山口	周南	
5	萩	
	岩国	合議
	下関	合議
	宇部	
岡山	倉敷	
3	新見	
	津山	
鳥取	倉吉	
2	米子	合議
松江	出雲	
4	浜田	
	益田	
	西郷	
福岡	飯塚	合議
9	直方	
	久留米	合議
	柳川	
	大牟田	
	八女	

地検名	支部名	裁判所
	小倉	合議
	行橋	
	田川	
佐賀	武雄	
2	唐津	
長崎	大村	
7	島原	
	佐世保	合議
	平戸	
	壱岐	
	五島	
	厳原	
大分	杵築	
5	佐伯	
	竹田	
	中津	合議
	日田	
熊本	玉名	
6	山鹿	
	阿蘇	
	八代	
	人吉	
	天草	
鹿児島	名瀬	合議
5	加治木	
	知覧	
	川内	
	鹿屋	
宮崎	日南	
3	都城	
	延岡	合議
那覇	沖縄	合議
4	名護	
	平良	合議

地検名	支部名	裁判所
	石垣	合議
仙台	大河原	
5	古川	
	石巻	
	登米	
	気仙沼	
福島	相馬	
5	郡山	合議
	白河	
	会津若松	合議
	いわき	合議
山形	新庄	
4	米沢	
	鶴岡	合議
	酒田	
盛岡	花巻	
6	二戸	
	遠野	
	宮古	
	一関	
	水沢	
秋田	能代	
5	本荘	
	大館	合議
	横手	
	大曲	合議
青森	五所川原	
4	弘前	合議
	八戸	合議
	十和田	
札幌	岩見沢	合議
7	滝川	
	室蘭	合議
	苫小牧	

地検名	支部名	裁判所
	浦河	
	小樽	合議
	岩内	
函館	江差	
1		
旭川	名寄	
4	紋別	
	留萌	
	稚内	
釧路	帯広	合議
4	網走	
	北見	合議
	根室	
高松	丸亀	合議
2	観音寺	
徳島	阿南	
2	美馬	
高知	須崎	
3	安芸	
	中村	
松山	大洲	
4	西条	合議
	今治	
	宇和島	合議

（注）1　地検名の下の数字は、管内の支部の数を示す。
2　裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方検察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

カ　区　検　察　庁（438庁）

（令和４年12月31日現在）

地検名	区検察庁	地検名	区検察庁
東京 9	東京 八丈島 伊豆大島 新島 八王子 立川 武蔵野 青梅 町田	長野 11	長野 飯山 上田 佐久 松本 木曽福島 大町 諏訪 岡谷 飯田 伊那
横浜 11	横浜 神奈川 保土ケ谷 川崎 鎌倉 藤沢 相模原 横須賀 平塚 小田原 厚木	新潟 12	新潟 新津 三条 新発田 村上 長岡 十日町 柏崎 南魚沼 高田 糸魚川 佐渡
さいたま 11	さいたま 川口 大宮 久喜 越谷 川越 飯能 所沢 熊谷 本庄 秩父	大阪 12	大阪 大阪池田 豊中 吹田 茨木 東大阪 枚方 堺 富田林 羽曳野 岸和田 佐野
千葉 11	千葉 佐倉 千葉一宮 松戸 市川 木更津 館山 銚子 東金 八日市場 佐原	京都 12	京都 伏見 右京 向日町 木津 宇治 園部 亀岡 宮津 京丹後 舞鶴 福知山
水戸 12	水戸 笠間 日立 常陸太田 土浦 石岡 龍ケ崎 取手 麻生 下妻 下館 古河	神戸 14	神戸 西宮 伊丹 尼崎 明石 篠山 柏原 姫路 加古川 社 龍野 豊岡 浜坂 洲本
宇都宮 6	宇都宮 真岡 大田原 栃木 小山 足利	奈良 5	奈良 葛城 宇陀 五條 吉野
前橋 10	前橋 高崎 太田 館林 伊勢崎 桐生 沼田 中之条 藤岡 群馬富岡	大津 6	大津 高島 甲賀 彦根 東近江 長浜
静岡 10	静岡 清水 熱海 三島 沼津 下田 富士 島田 掛川 浜松	和歌山 8	和歌山 湯浅 妙寺 橋本 田辺 串本 御坊 新宮
甲府 4	甲府 鰍沢 都留 富士吉田	名古屋 12	名古屋 春日井 瀬戸 津島 一宮 犬山 半田 岡崎 安城 豊田 豊橋 新城

地検名	区検察庁
津 9	津 鈴鹿 松阪 伊賀 四日市 桑名 伊勢 熊野 尾鷲
岐阜 7	岐阜 郡上 大垣 御嵩 多治見 中津川 高山
福井 5	福井 武生 大野 敦賀 小浜
金沢 5	金沢 小松 七尾 輪島 珠洲
富山 4	富山 魚津 高岡 砺波
広島 11	広島 東広島 可部 大竹 呉 竹原 尾道 福山 府中 三次 庄原
山口 10	山口 防府 周南 萩 長門 岩国 柳井 下関 船木 宇部
岡山 10	岡山 玉野 児島 玉島 倉敷 笠岡 高梁 新見 津山 勝山
鳥取 3	鳥取 倉吉 米子
松江 7	松江 雲南 出雲 浜田 益田 川本 西郷

地検名	区検察庁
福岡 14	福岡 宗像 甘木 飯塚 直方 小倉 折尾 久留米 うきは 柳川 大牟田 八女 行橋 田川
佐賀 6	佐賀 鳥栖 武雄 鹿島 伊万里 唐津
長崎 11	長崎 大村 諫早 島原 佐世保 平戸 壱岐 五島 新上五島 厳原 上県
大分 9	大分 別府 杵築 中津 豊後高田 日田 竹田 佐伯 臼杵
熊本 13	熊本 宇城 荒尾 玉名 山鹿 阿蘇 高森 御船 八代 水俣 人吉 天草 牛深
鹿児島 16	鹿児島 伊集院 種子島 屋久島 名瀬 徳之島 加治木 大口 大隅 知覧 加世田 指宿 川内 出水 甑島 鹿屋
宮崎 8	宮崎 西都 日南 都城 小林 延岡 日向 高千穂
那覇 5	那覇 沖縄 名護 平良 石垣
仙台 7	仙台 大河原 古川 築館 石巻 登米 気仙沼

地検名	区検察庁
福島 9	福島 郡山 白河 棚倉 会津若松 田島 いわき 福島富岡 相馬
山形 7	山形 新庄 米沢 赤湯 長井 鶴岡 酒田
盛岡 10	盛岡 花巻 二戸 久慈 遠野 釜石 大船渡 宮古 一関 水沢
秋田 10	秋田 男鹿 能代 本荘 大館 鹿角 横手 湯沢 大曲 角館
青森 8	青森 むつ 野辺地 五所川原 弘前 鰺ヶ沢 八戸 十和田
札幌 11	札幌 岩見沢 夕張 滝川 室蘭 伊達 苫小牧 浦河 静内 小樽 岩内
函館 5	函館 松前 八雲 江差 寿都

地検名	区検察庁
旭川 9	旭川 深川 富良野 名寄 紋別 中頓別 留萌 稚内 天塩
釧路 8	釧路 帯広 本別 網走 北見 遠軽 根室 標津
高松 5	高松 土庄 丸亀 善通寺 観音寺
徳島 7	徳島 鳴門 阿南 牟岐 美馬 徳島池田 吉野川
高知 4	高知 須崎 安芸 中村
松山 9	松山 大洲 八幡浜 西条 新居浜 四国中央 今治 宇和島 愛南

（注） 地検名の下の数字は、管内区検察庁の数を示す。

2　検察官定員沿革（昭和19年以前は抄録）

区　分	大審院検事局			控訴院検事局			地方・区裁判所検事局				合計
	総長	検事	計	検事長	検事	計	検事正	地方検事	区検事	計	
明治 23. 8 勅令 158号	1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
明治 27. 2 勅令 17号	1	5	6	7	17	24	49	210	95	354	384
明治 31. 6 勅令 122号	1	416	－	7	－	－	49	－	－	－	473
明治 35. 3 勅令 93号	1	7	8	7	30	37	49	174	59	282	327
明治 40. 3 勅令 79号	1	7	8	7	29	36	50	201	92	343	387
明治 43. 3 勅令 152号	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
大正 2. 6 勅令 171号	1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
大正 6. 8 勅令 122号	1	7	8	7	22	29	51	300		351	388
大正 8. 6 勅令 292号	1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
大正 12. 4 勅令 150号	1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
昭和 3. 7 勅令 163号	1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
昭和 7. 9 勅令 280号	1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
昭和 12.10 勅令 575号	1	13	14	7	37	44	51	558		609	667
昭和 13. 8 勅令 572号	1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
昭和 14. 8 勅令 564号	1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
昭和 16. 1 勅令 12号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭和 16. 3 勅令 190号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭和 17.11 勅令 747号	1	11	12	7	41	48	51	514		565	625
昭和 18.11 勅令 811号	1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
昭和 20. 1.15 勅令 15号	1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
昭和 20. 5.21 勅令 319号	1	11	12	7	41	48	51	546		597	657
昭和 20. 8. 1 勅令 444号	1	11	12	7	41	49	51	546		597	658
昭和 21. 1.29 勅令 47号	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
昭和 21. 4.15 勅令 230号	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
昭和 21. 6. 1 勅令 295号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
昭和 21. 9. 5 勅令 419号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

区　　分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事１級	検事２級	副 検 事	合　計
昭　和　22．5．3 政　令　36号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭　和　22．7．5 政　令　125号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭　和　22.12.27 政　令　297号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭　和　23．6.24 政　令　137号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭　和　23．9.17 政　令　293号	1	1	8	73	778	530	1,391
昭　和　24．5.31 法　律　126号	1	1	8	920		737	1,667
昭　和　25.12.13 法　律　260号	1	1	8	920		743	1,673
昭　和　26．3.31 法　律　81号	1	1	8	920		787	1,717
昭　和　28．7.31 法　律　95号	1	1	8	970		737	1,717
昭　和　29．6.17 法　律　186号	1	1	8	970		737	1,717
昭　和　30．6.30 法　律　29号	1	1	8	990		717	1,717
昭　和　31．3.31 法　律　48号	1	1	8	990		717	1,717
昭　和　32．4.10 法　律　59号	1	1	8	990		717	1,717
昭　和　33．5．1 法　律　111号	1	1	8	990		717	1,717
昭　和　34．7．9 法　律　167号	1	1	8	1,024		717	1,751
昭　和　35.12.26 法　律　162号	1	1	8	1,034		717	1,761
昭　和　36．6．2 法　律　111号	1	1	8	1,049		717	1,776
昭　和　37．3.31 法　律　54号	1	1	8	1,049		737	1,796
昭　和　38．7.10 法　律　127号	1	1	8	1,052		752	1,814
昭　和　39.12.21 法　律　182号	1	1	8	1,057		762	1,829
昭和40年度予算上 定員昭和40．4．1	1	1	8	1,067		762	1,839
昭和41年度予算上 定員昭和41．4．1	1	1	8	1,072		762	1,844
昭和42年度予算上 定員昭和42．4．1	1	1	8	1,077		784	1,871
昭和43年度予算上 定員昭和43．4．1	1	1	8	1,087		804	1,901
昭和44年度予算上 定員昭和44．4．1	1	1	8	1,122		814	1,946
昭和45年度予算上 定員昭和45．4．1	1	1	8	1,122		851	1,983
昭和46年度予算上 定員昭和46．4．1	1	1	8	1,122		887	2,019
昭和47年度予算上 定員昭和47．4．1	1	1	8	(41) 1,122		898	(41) 2,030
昭和48年度予算上 定員昭和48．4．1	1	1	8	(41) 1,122		903	(41) 2,035
昭和49年度予算上 定員昭和49．4．1	1	1	8	(41) 1,122		908	(41) 2,040

区　　分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事１級 | 検事２級	副 検 事	合　計
昭和50年度予算上 定員昭和50．4．1	1	1	8	(41) 1,122	913	(41) 2,045
昭和51年度予算上 定員昭和51．4．1	1	1	8	(41) 1,122	916	(41) 2,048
昭和52年度予算上 定員昭和52．4．1	1	1	8	(41) 1,122	919	(41) 2,051
昭和53年度予算上 定員昭和53．4．1	1	1	8	(41) 1,122	919	(41) 2,051
昭和54年度予算上 定員昭和54．4．1	1	1	8	(33) 1,130	919	(33) 2,059
昭和55年度予算上 定員昭和55．4．1	1	1	8	(26) 1,137	919	(26) 2,066
昭和56年度予算上 定員昭和56．4．1	1	1	8	(22) 1,141	919	(22) 2,070
昭和57年度予算上 定員昭和57．4．1	1	1	8	(22) 1,141	919	(22) 2,070
昭和58年度予算上 定員昭和58．4．1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070
昭和59年度予算上 定員昭和59．4．1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070
昭和60年度予算上 定員昭和60．4．1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070
昭和61年度予算上 定員昭和61．4．1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070
昭和62年度予算上 定員昭和62．4．1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070
昭和63年度予算上 定員昭和63．4．1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070
平成元年度予算上 定員平成元．4．1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070
平成２年度予算上 定員平成２．4．1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070
平成３年度予算上 定員平成３．4．1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070
平成４年度予算上 定員平成４．4．1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070
平成５年度予算上 定員平成５．4．1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070
平成６年度予算上 定員平成６．4．1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070
平成７年度予算上 定員平成７．4．1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070
平成８年度予算上 定員平成８．4．1	1	1	8	(16) 1,182	(6) 913	(22) 2,105
平成９年度予算上 定員平成９．4．1	1	1	8	(16) 1,216	(6) 913	(22) 2,139
平成10年度予算上 定員平成10．4．1	1	1	8	(16) 1,248	(6) 913	(22) 2,171
平成11年度予算上 定員平成11．4．1	1	1	8	(16) 1,278	(6) 913	(22) 2,201
平成12年度予算上 定員平成12．4．1	1	1	8	(16) 1,319	(6) 913	(22) 2,242
平成13年度予算上 定員平成13．4．1	1	1	8	1,365	919	2,294
平成14年度予算上 定員平成14．4．1	1	1	8	1,404	899	2,313
平成15年度予算上 定員平成15．4．1	1	1	8	1,443	899	2,352
平成16年度予算上 定員平成16．4．1	1	1	8	1,495	899	2,404

区　　分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事１級	検事２級	副 検 事	合　計
平成17年度予算上 定員平成17．4．1	1	1	8	1,538		899	2,447
平成18年度予算上 定員平成18．4．1	1	1	8	1,581		899	2,490
平成19年度予算上 定員平成19．4．1	1	1	8	1,624		899	2,533
平成20年度予算上 定員平成20．4．1	1	1	8	1,669		899	2,578
平成21年度予算上 定員平成21．4．1	1	1	8	1,713		899	2,622
平成22年度予算上 定員平成22．4．1	1	1	8	1,758		899	2,667
平成23年度予算上 定員平成23．4．1	1	1	8	1,781		899	2,690
平成24年度予算上 定員平成24．4．1	1	1	8	1,800		899	2,709
平成25年度予算上 定員平成25．4．1	1	1	8	1,812		899	2,721
平成26年度予算上 定員平成26．4．1	1	1	8	1,825		899	2,734
平成27年度予算上 定員平成27．4．1	1	1	8	1,835		899	2,744
平成28年度予算上 定員平成28．4．1	1	1	8	1,845		899	2,754
平成29年度予算上 定員平成29．4．1	1	1	8	1,855		899	2,764
平成30年度予算上 定員平成30．4．1	1	1	8	1,858		899	2,767
令和元年度予算上 定員平成31．4．1	1	1	8	1,867		879	2,756
令和２年度予算上 定員令和２．4．1	1	1	8	1,869		879	2,758
令和３年度予算上 定員令和３．4．1	1	1	8	1,870		879	2,759
令和4年度予算上 定員令和４．4．1	1	1	8	1,876		879	2,765

（注）１（　）内の数は、福岡高等検察庁那覇支部及び那覇地方検察庁の定員を示し、外数である。
２　本表のほか、予算上定員の検事１級及び２級欄については、採用のための調整定員（平成８年度10、平成９年度９、平成10年度４、平成11年度９、平成12年度17、平成13年度～平成19年度16）、判事補の行政研修のための検事調整定員（昭和62年度５、昭和63年度～平成２年度10、平成３年度11、平成４年度12、平成５年度～平成６年度13、平成７年度～平成30年度14、令和元年度13、令和２年度10、令和３年度８、令和４年度７）がある。

３　検察庁の定員

（令和４年度末）

職　　種	最　高　検	高　　検	地検及び区検	計
検　事　総　長	1	—	—	1
次　長　検　事	1	—	—	1
検　事　長	—	8	—	8
検　　事	16	122	1,738	1,876
副　検　事	—	—	879	879
検事総長秘書官	1	—	—	1
事務官・技官・事務員	85	485	8,408	8,978
技能員・庁務員	7	23	89	119
計	**111**	**638**	**11,114**	**11,863**

4　検察官の俸給（昭和23年法律第76号）

令和４年11月28日法律第91号による改正

区　　分	俸　給　月　額
検事総長	1,466,000
次長検事	1,199,000
東京高等検察庁検事長	1,302,000
その他の検事長	1,199,000

区　分	号　俸	俸　給　月　額
検　事	1　号	1,175,000
	2　号	1,035,000
	3　号	965,000
	4　号	818,000
	5　号	706,000
	6　号	634,000
	7　号	574,000
	8　号	516,000
	9　号	421,500
	10　号	387,800
	11　号	364,900
	12　号	341,600
	13　号	319,800
	14　号	304,700
	15　号	287,500
	16　号	278,000
	17　号	258,000
	18　号	249,200
	19　号	243,400
	20　号	237,700
副検事	附則第３条に定める俸給月額	634,000
	1　号	574,000
	2　号	516,000
	3　号	438,900
	4　号	421,500
	5　号	387,800
	6　号	364,900
	7　号	341,600
	8　号	319,800
	9　号	304,700
	10　号	287,500
	11　号	278,000
	12　号	258,000
	13　号	249,200
	14　号	243,400
	15　号	237,700
	16　号	226,500
	17　号	218,800

外　　局

Ⅰ　出入国在留管理庁

法務省設置法第26条～第29条　法務省組織令第69条～第86条　法務省組織規則第27条～第33条

出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るほか、任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする行政機関である。

〈業務の実施状況〉

1　出入国在留管理庁におけるウクライナ避難民への対応

⑴　ウクライナ避難民の受入れ

令和４年２月、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、ウクライナから多数の避難民が周辺国に避難を強いられた。このような情勢の下、同年３月２日、総理大臣がウクライナから第三国に避難した方々の、我が国への受入れを今後進めていくことを表明した。

同年３月16日、ウクライナから来日する避難民に対する支援を適時適切に行うため、官房長官を議長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」が設置された。

また、この会議を司令塔として、その下に設置されたウクライナ避難民の対応に関するタスクフォースでは、関係省庁が連携して避難民の方々が安心して日本に滞在できるよう、ウクライナ避難民と受入先のマッチングなど、支援の運用の在り方を議論・調整していくこととし、こうした支援を実施していくため、ウクライナ避難民受入支援事業に係る経費として同年３月25日に約５億２千万円、同年６月28日に約19億円の予備費の使用が閣議決定された。

さらに、同年４月１日から５日間の日程で、当時約260万人ものウクライナ避難民を受け入れ、積極的な支援を行っていたポーランドにおいて現地のニーズを的確に把握するため、外務大臣及び法務副大臣が同国に赴き、ポーランド政府要人との会談や、現地の避難民受入状況の視察等を行うとともに、帰国時にはウクライナ避難民20名が政府専用機に搭乗し、来日した。

その後も、人道的観点から、日本への避難を切に希望しているものの、自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々に対し、商用機の座席を一定数確保する形で、来日するための渡航支援を行った。

⑵　ウクライナ避難民への支援

ア　相談対応窓口の拡充や各官署におけるウクライナ避難民受入支援担当の配置

外国人在留支援センターの「ＦＲＥＳＣヘルプデスク」では、今般のウクライナ情勢を受けたウクライナ避難民に関する電話相談にも応じていたところ、令和４年６月１日に、同相談専用の窓口として「ウクライナ避難民ヘルプデスク」を設置し、土日祝日を含めた相談対応を開始した。同ヘルプデスクでは、ウクライナ語、ロシア語、英語及び日本語に対応している。

また、地方出入国在留管理局、支局、出張所においてもウクライナ避難民や

地方自治体などからの相談等に対応できるよう、「ウクライナ避難民受入支援担当」を配置した。

イ　行政サービス等を受けるための迅速な在留資格の変更

本邦に在留するウクライナ人から、ウクライナ情勢を理由に本邦への在留を希望する場合や避難を目的として本邦に「短期滞在」の在留資格で入国したウクライナ避難民が本邦への在留を希望する場合の在留資格変更許可申請について、在留資格「特定活動」への変更を迅速に許可することにより、速やかにウクライナ避難民が在留カードの交付を受け、住民登録をした上で、地方自治体による行政サービス等の提供を受けることを可能とした。

ウ　ウクライナ避難民であることの証明書の発行

ウクライナ避難民が地方自治体等から支援を受けたり、行政手続を行うときや金融機関で口座を開設するときに在留カード等の本人確認書類とあわせて提示することにより、手続を円滑に進められるよう、当庁からウクライナ避難民に対して証明書を発行した。

エ　ウクライナ避難民支援サイトの開設

ウクライナ避難民が日本の企業等から支援の申出があった物資（洋服、家具、食料、通信機器等）やサービス（通訳、送迎、行政手続援助、メンタルケア等）の提供を受けられるよう、令和４年５月９日、「ウクライナ避難民支援サイト」を開設した。

オ　ウクライナ避難民や地方自治体への情報提供

当庁からウクライナ避難民に対して、累次にわたりウクライナ語に翻訳した案内文書を送付し、相談窓口、各種行政手続、日本語教育、就労支援等に関する情報提供を行ったほか、地方自治体にもウクライナ避難民への支援や情報提供の内容を周知した。

また、令和４年５月14日には「ウクライナ避難民情報登録サイト」を開設し、国や地方自治体などの支援情報を迅速に提供した。

カ　身元引受先のない避難民への支援

本邦に身元引受先のないウクライナ避難民に対しては、当面の居住先として国が借り上げた一時滞在施設を提供した上で、生活費、医療費などを支援しているほか、日本語教育、警察による防犯講習会、労働局による就労支援説明会を実施した。

また、避難民の個々のニーズを踏まえ、支援の申出のあった地方自治体や民間団体とのマッチングを行っている。

２　出入国在留管理庁の組織・業務改革に向けた取組

令和３年３月に名古屋出入国在留管理局で発生した被収容者死亡事案を受け、同年８月10日に「令和３年３月６日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」を公表した。同報告書には、このような事案を二度と起こさない

ための12の改善策が示されており、この改善策を着実に実現していくため、同日、出入国在留管理庁にプロジェクトチームが設置された。

同プロジェクトチームを中心に、「出入国在留管理庁職員の使命と心得」の策定、医療体制の強化のため有識者会議における提言の取りまとめ、体調不良者の仮放免の判断に係る新たな運用指針の策定等、上記改善策に基づく出入国在留管理庁の組織・業務改革に向けた取組が進められた。

⑴　職員の意識改革のための取組

「出入国在留管理庁職員の使命と心得」は、職員の意識改革のため、職員が自らの力で策定するべく、全地方出入国在留管理官署職員の意見を集約し、また、外部有識者からの意見も聴取して、令和４年１月14日に策定された。出入国在留管理庁職員と現場職員による意見交換会では、若手職員から幹部職員までが参加して闊達な議論が交わされ、職員の意見が幅広く取り入れられた。

出入国在留管理行政に携わる全ての職員が、国民から負託された使命を見失うことなく、自信と誇りを持って職務に当たるとともに、出入国在留管理行政が適正に行われ、国民の信頼と期待に応えることができるよう、出入国在留管理庁職員が果たすべき使命と心得を示すものである。

⑵　収容施設における医療体制の強化に向けた取組

調査報告書で指摘された改善策のうち、「収容施設の性質等を踏まえた計画的で着実な医療体制の強化」のため、令和３年10月、出入国在留管理庁において、医療関係者、学識経験者及び法曹関係者で構成された「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」が開催された。

その後、有識者会議では、関係者ヒアリング及び現場の視察を実施し、収容施設で勤務する医療従事者からアンケートを行うなどして現場の実情の把握に努めながら、収容施設における医療体制の強化のための方策についての議論・検討が行われた。その検討結果は、報告書「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」として取りまとめられ、令和４年２月28日、出入国在留管理庁長官に提出されるとともに、法務大臣に報告された。

提言では、

・常勤医師を中心とした複数医師による勤務体制の構築等、庁内診療体制の強化
・地域医療機関との協議会の開催等、外部医療機関との連携体制の構築・強化
・必要な医療用機器の整備・更新
・医療カンファレンスの実施、各官署の診療室間の連携等、その他医療提供上の改善策

等、収容施設における医療体制を強化するための多層的な方策が示された。

提言を踏まえ、常勤医師や常勤看護師等の確保、全国診療室連絡会や各官署における医療カンファレンスを開催し情報共有体制を構築するなど、医療体制の強化に取り組んでいる。

(3) その他改革に向けた取組

新規入所者の原則全員に対する健康診断の実施、医師の診療時における通訳人の手配、体調不良者の仮放免の判断に係る新たな運用指針の策定、救急対応事案が発生した際の救急対応マニュアルの策定など、被収容者の体調等を確実に把握して適切な対応を行うための取組も進められた。

また、令和４年４月、広く国民の方々や被収容者から職員等の職務上の違法又は不適正な行為に関する情報を受け付け、事実を調査し、必要な措置を行う監察を所掌事務とする出入国在留監査指導室が設置された。

3 出入国在留管理行政における新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 水際対策

令和元年以降、感染が国際的に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症に関し、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、政府全体として、水際対策を講じてきた。

出入国在留管理庁においては、令和２年１月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、上陸の申請日前14日以内に新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域（以下「上陸拒否対象地域」という。）に滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法第５条第１項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしてきたが、令和４年４月８日以降、現地の感染状況等を踏まえて、段階的に上陸拒否対象地域の指定を解除し、同年９月４日、全ての上陸拒否対象地域について、指定を解除した。

また、従前から、日本人と外国人とを問わず、本邦に到着した旅客が入国審査ブースにおいて体調不良等を訴えた場合には、再度検疫手続に戻って症状について相談するよう案内するなど検疫手続に協力してきたところ、このような従前からの協力に加え、検疫所との連携を一層強化し、上陸拒否対象地域での滞在歴を厚生労働省（検疫所）と出入国在留管理庁で二重にチェックする体制を構築するなど、関係機関とも緊密に連携し、水際対策に万全を期した。

さらに、出入国在留管理庁においては、審査場等にアクリル板等の飛沫防止設備を設置するとともに、個人識別情報取得機器（バイオカート及び自動化ゲートを含む。）周辺に消毒液を配備し、同機器使用後の手指消毒の案内を徹底するなどしている。加えて、職員については、感染防止用品（マスク、手袋、ゴーグル等）の着用の徹底、感染防止用品の正しい付け方・外し方の周知、使用済み感染防止用品の廃棄ボックスの設置等の措置を徹底し、感染の防止に努めた。

(2) 在留諸手続

ア 本邦在留中の外国人

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本国等への帰国が困難な外国人に対して、在留を認める等の特例措置を講じてきたが、国内外における感染

状況や、本邦からの外国人出国者が増加している状況等を踏まえて、令和４年５月31日付けで当該措置を見直し、同日以降順次、帰国困難を理由とする在留許可は今後認められないこととする等、帰国に向けた措置を実施することとした。

イ　本邦へ入国予定の外国人

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期間内に日本へ再入国することができなかった外国人に対して講じていた特例措置について、令和４年10月11日に水際措置が緩和されたことに伴い、同措置に係る申請期限の終期を定めた。

⑶　在留外国人の支援

ア　外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供

在留外国人や支援者に対して有用な情報を提供するため、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に多言語化された各府省庁の外国人への生活支援等の情報や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項について、カテゴリ別に分けるなどして掲載し、情報提供を行っている。

イ　一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体に対する財政支援

在留外国人が、新型コロナウイルス感染症に関する事柄を含む生活全般に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が多言語で情報提供及び相談を行う一元的相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」（以下「交付金」という。）により財政的に支援している。

また、一元的相談窓口において新型コロナウイルス感染症に関する情報提供・相談対応のための特別な対応をする場合に、交付金の交付限度額を通常の運営費と合わせて交付限度額の倍額まで認める特例措置を講じた。

ウ　ＦＲＥＳＣヘルプデスクにおける相談対応

新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失うなど、生活に困っている外国人等からの電話相談に多言語かつ無料で対応するＦＲＥＳＣヘルプデスクを令和２年９月に外国人在留支援センター（フレスク／ＦＲＥＳＣ）に設置した。

ＦＲＥＳＣヘルプデスクでは、必要に応じてＦＲＥＳＣの入居機関と連携しながら、外国人等からの相談に対応していた。

⑷　入管施設における新型コロナウイルス感染症への対策

入管施設の特性に応じた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインである、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」について、「入管施設感染防止タスクフォース」において各分野に精通した専門家の意見や国内の感染状況等を踏まえながら、改訂を行った。

令和４年２月10日、新たな変異株に係る濃厚接触者の取扱い等、政府の方針が

逐次見直される中で、これらに機動的に対応するため、マニュアル第５版を策定した。

さらに、同年６月30日、マニュアル策定目的に、新たな変異株が出現する可能性を想定しつつも、ポストコロナの時代において、出入国管理行政と感染対策を両立していく必要があること等を追記したマニュアル第６版を策定した。

４　観光立国の実現に向けた取組

観光立国の実現に貢献するため、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしており、人的・物的体制の充実・強化を図ってきたほか、これまでに、空港における審査待ち時間短縮のための自動化ゲートの利用促進や、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人も自動化ゲートを利用できるようにするトラスティド・トラベラー・プログラム（ＴＴＰ）、航空機の到着前に要注意外国人を把握するための事前審査システム（ＡＰＩＳ）の活用、クルーズ船乗客を対象とした特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）の創設、外国人富裕層を対象とする観光・保養のための最長１年間の在留資格「特定活動」の付与等の措置をとってきた。

これらの措置に加えて、平成28年10月以降、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器（通称「バイオカート」）を全国20空海港に導入し、また、平成29年10月の羽田空港における先行導入以降、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図る顔認証ゲートを全国７空港に本格導入するなどしている。

さらに、令和元年７月24日の羽田空港を皮切りに、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用を開始し、令和３年12月から、新規入国する外国人に対して従来紙で提出を求めていた外国人入国記録の電子的な提出を可能とするなど、出入国審査手続の一層の迅速化・円滑化を図っている。

５　厳格な出入国審査等の水際対策の実施

外国人の適正・円滑な受入れ施策等を進める一方で、我が国の治安や国民の安全等を守るため、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国する者、テロリスト、密航者等の入国を水際で確実に阻止するとともに、これらの者が既に国内に滞在している場合には、これを着実かつ速やかに国外退去させる必要がある。

指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査は、上陸拒否事由に該当する者が偽変造旅券を行使するなどして身分事項を偽って入国を企てる事案の発見に大きな効果を上げているほか、ＩＣＰＯ紛失・盗難旅券情報、航空会社等から報告を受けたＡＰＩ及びＰＮＲ等の情報を分析・活用し、テロリスト等の要注意人物の水際での入国阻止を行っている。

６　在留資格手続のオンライン化

「未来投資戦略2018」（平成30年６月15日閣議決定）において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、外国人を適正に雇用し、外国人雇用状況届出等を履行して

いる所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を平成30年度から開始することとされた。

これを受けて、一定の要件を満たす所属機関の職員や当該機関から依頼を受けた弁護士、行政書士等が、申請人からの依頼に基づき、在留期間更新許可申請並びにこれと同時に行う再入国許可申請及び資格外活動許可申請をオンラインで行うことを可能とし、平成31年３月に利用申出の受付を、令和元年７月に申請の受付を開始した。

その後、更なる利便性の向上のため、令和２年３月に、対象とする手続に在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請及び就労資格証明書交付申請を、対象となる在留資格に特定技能を追加した。また、同年４月には、一部の就労資格について、中小企業に所属する外国人に係る申請を、同年７月には、専門学校や日本語学校などに在籍する外国人に係る申請を、それぞれオンラインで行うことを可能とした。

さらに、令和４年３月にマイナンバーカードの電子証明書と個人認証機能を活用した外国人本人などによるオンライン申請を可能とするとともに、「日本人の配偶者等」を含めた入管法別表第２の在留資格をオンライン申請の対象に追加するなどの見直しを行った。

7　技能実習制度・特定技能制度

⑴　技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた取組

ア　技能実習生の失踪を減少させるための施策

平成30年11月16日、法務大臣の指示により、法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習法の施行状況の検証、運用の改善方策の検討等が行われた。

具体的には、技能実習生の失踪事案に係る実習実施者等に対する実地検査等、失踪技能実習生に係る聴取票の在り方の検討等が行われ、平成31年３月29日、調査結果等の報告書を公表し、令和元年11月12日には、失踪技能実習生の減少に向けた施策を法務大臣から発表した。

また、技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する多言語の動画の作成や失踪防止のためのリーフレットの作成、失踪者の発生が著しい送出機関からの技能実習生新規受入れ停止といった取組を行っている。

イ　技能実習に関する二国間取決め

送出機関の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、技能実習制度を所管する厚生労働省とともに、順次、各送出国政府との協議を行い、令和４年末において、14か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア）との間で作成した。また、同取決めに基づく意見交換を順次実施し、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理

解の醸成、送出機関の適正化のための要請に努めた。

また、技能実習生の失踪等の背景として、技能実習生が送出機関等から不当に費用徴収されている実態があるとの指摘がなされていたことを踏まえ、令和３年12月から令和４年４月にかけて、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生約2,000人に対して実態調査を実施した結果、多くの技能実習生が母国の送出機関や仲介者に多額の費用を支払っていることやその支払のために多額の借金をしている実態が明らかになった。

本調査により認められた不適正事案については、実習実施者や監理団体への調査を実施し、事案に応じて行政処分等を検討するとともに、送出国政府に対しても、上記二国間取決めに基づき、通報等を行っている。

ウ　その他の取組

妊娠・出産等に関しては、一部の技能実習生が監理団体等から不適正な取扱いを受けている実態があるとの指摘がなされていたことを踏まえ、令和４年８月から同年11月にかけて、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生650名に対し実態調査を行った結果、不適正な取扱いを受けたことがあると回答した技能実習生が一定数存在していたことのほか、妊娠・出産に関する制度や各種支援策が技能実習生に十分認知されていないことが明らかになった。

出入国在留管理庁では、厚生労働省や外国人技能実習機構とともに、これまでも累次にわたり妊娠・出産に関する制度等の周知や、不利益取扱いの禁止に係る注意喚起に努めてきたところであるが、当該調査結果を踏まえて、令和４年12月に改めて注意喚起文を発出し、定期監査時に監理団体等から技能実習生への説明を求めることとするなど、引き続き、妊娠・出産に関する取扱いの適正化に向けた取組を進めている。

⑵　特定技能制度の運用に関する方針等

ア　政府基本方針の見直し

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定した。

基本方針には、①特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項、②人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項、③当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑤特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項が定められている。

制度開始当初から３年間の運用実態等を踏まえ、製造３分野（素形材産業分

野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）を統合し、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野とする政府基本方針の一部変更を行った（令和４年４月26日閣議決定）。統合した新たな分野は、法務省及び経済産業省の関連省令等の改正を経て、令和４年５月25日から運用を開始した。

イ　分野別運用方針の見直し

法務大臣は、各産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、各産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、各産業上の分野における「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）を分野ごとに策定している。

分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）、②特定産業分野における人材の不足の状況（特定産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、③特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項、④在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、⑤その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められている。

このうち、各特定産業分野における受入れ見込数は、政府基本方針に基づき、大きな経済情勢の変化が生じない限り、令和６年３月末までの１号特定技能外国人の受入れの上限として運用されることとなっているところ、令和４年、コロナ禍が全ての特定産業分野における特定技能外国人の受入れに影響を与えている可能性があることから、全分野の受入れ見込数を精査し、その検討を踏まえて、受入れ見込数を見直した（令和４年８月30日閣議決定）。

ウ　特定技能に関する二国間取決め

悪質な仲介業者の排除等を目的とし、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れに資する情報の共有の枠組み構築等を内容とする二国間取決めについて、外務省、厚生労働省及び警察庁とともに、令和４年末までに、15か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア及びラオス）との間での協議を経て作成した。

エ　特定技能制度の活用促進に係る取組

特定技能制度の更なる活用を促進するため、令和２年度から、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベントを開催している。

また、特定技能総合支援サイトを運営し、特定技能制度の周知を行っている。

⑶　技能実習制度及び特定技能制度の見直し

技能実習制度及び特定技能制度については、外国人の技能実習の適正な実施及

び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の附則第２条及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）の附則第18条第２項において、それぞれ求められている検討の時期に差し掛かっていたことから、古川法務大臣（当時）が、各界の有識者から御意見を幅広く伺い、問題点を把握するために「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を令和４年２月から同年７月までに11回開催し、同年７月29日の閣議後記者会見において、同勉強会を通じて把握した課題・論点、今後の検討に当たっての基本的な考え方等を所感として発表した。

また、令和４年11月22日には、内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）の下に、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上で、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設け、同年12月から有識者会議における議論が開始された。

８　外国人との共生社会の実現に向けた取組

(1)　外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定した。その後、総合的対応策は、毎年改訂を重ねながら内容の充実が図られており、外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして、我が国に定着しつつあるが、短期的な課題への対応にとどまっていた。また、外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要があった。

そこで、関係閣僚会議において、総合的対応策を改訂していくという短期的な課題への対応にとどまらず、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、令和３年１月29日、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が同年11月29日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

令和４年６月14日、関係閣僚会議において、当該意見書を踏まえ、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン及び取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。

ロードマップでは、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき外国人との

共生社会の三つのビジョン、当該ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的課題としての四つの重点事項及び具体的施策を示すとともに、各施策に係る工程表を示している。

ロードマップの計画期間は令和８年度までの５年間とし、施策の着実な実施を図るため、ロードマップの実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこととしている。

⑵　外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

政府においては、これまで、平成18年に取りまとめた「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、新たな在留資格である「特定技能１号」及び「特定技能２号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成30年12月25日、関係閣僚会議において、総合的対応策が決定された。この総合的対応策には、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面を想定して、合計126の施策が盛り込まれた。

総合的対応策は以降４回の改訂がなされているところ、令和４年６月には、受け入れた外国人に対する受入れ環境整備を更に充実させる観点とともに、ロードマップも踏まえ、総合的対応策（令和４年度改訂）が策定された。総合的対応策（令和４年度改訂）には、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」、「外国人材の円滑かつ適正な受入れ」及び「共生社会の基盤整備に向けた取組」の項目に係る218の施策が盛り込まれている。

今後、更に来日する外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていくほか、国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していくこととしている。

⑶　交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援

交付金については、令和４年度は、228の地方公共団体に交付決定を行った。交付決定を受けた一元的相談窓口においては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切に情報提供を行うことが期待される。

⑷　受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

平成31年４月から、地方出入国在留管理局・支局において、「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口等に地方出入国在留管理局・支局職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地

方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を実施している。

また、受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体等との連携・協力、地域における情報収集等を充実・強化すること等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組等を通じて得た好事例等の有益な情報を地方公共団体等に展開している。

⑸ 生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、 16言語（注）で公開している。

（注）日本語（やさしい日本語含む。）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピノ語、タイ語、ネパール語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語

⑹ 在留支援のためのやさしい日本語の普及促進

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、令和２年２月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年８月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成した。

また、令和３年度に開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」による報告結果を踏まえ、令和４年度に開催した「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」において「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」及び「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン別冊『やさしい日本語の研修のための手引』」を作成した。

これらのガイドライン等については、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において公開している。

そのほか、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及・活用を推進している。

⑺ 外国人在留支援センターにおける相談対応等の取組

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年７月24日閣議決定）において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、令和２年７月に外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）を開所した。同センターには、外国人の在留支援に関連する４省庁８機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居している。

同センターにおいては、入居機関が連携し、在留期間の更新及び在留資格の変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元

的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当職員への研修、情報提供等の支援を行っている。さらに、東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク）や日本貿易振興機構（ジェトロ）が、外国人留学生や中堅・中小企業向けの説明会等を開催し、高度外国人材の雇用の促進を図っている。また、複数機関が連携・協力して相談等に対応するＦＲＥＳＣの取組を参考に、関係省庁等の地方支部局等間においても連携・協力体制を強化するとともに、一体的かつ効果的な支援を実施できるように連携して業務を行うため、ＦＲＥＳＣの関係省庁間で「外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）の取組の地域への展開について」（令和４年８月８日）の申合せを行った。

９　不法滞在・偽装滞在者への対策等

⑴　不法滞在者対策の実施

不法残留者数は、令和４年は、新型コロナウイルス感染症下においても、感染防止対策を講じながら、摘発を促進し、前年度を大幅に上回る実績を得た。また、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告案件の処理促進に努めており、令和５年１月１日現在の不法残留者数は７万491人となっている。

⑵　偽装滞在者対策の実施

出入国在留管理庁では、偽造在留カードの所持、使用や留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化等に努めている。また、在留資格取消事由に該当することが判明した場合には在留資格の取消手続を執るなどしており、令和４年の在留資格取消件数は1,125件となった。

⑶　処遇の適正化に向けた取組

「入国者収容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。

また、「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」において示された改善策や「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」における指摘事項を踏まえ、被収容者の処遇状況改善や入管収容施設における医療体制の強化等に取り組んでいる。

⑷　被退去強制者の送還促進

退去強制令書が発付された被退去強制者であっても、本邦における生活の継続等を理由に送還を忌避する者の存在が問題となっている。

このような送還忌避者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する者には、護送官を付した上、定期就航便で送還するほか、チャーター機を利用した集団送還を実施している。

また、送還を忌避する者の中には、帰国後の生活不安を理由に送還を忌避する者もいるところ、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、ＩＯＭ（国際移

住機関）駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを活用し送還促進に努めている。

このほか、送還を忌避している者が自国の国民であったとしても、その受入れに非協力的な国との間では、外務省の協力を得ながら、受入れに向けた交渉を推進している。

(5) 送還忌避・長期収容の解決に向けた取組

この送還忌避、これに伴う収容の長期化などの出入国管理行政にとっての喫緊の課題を解決するため、法務大臣の私的懇談会である第７次出入国管理政策懇談会の下に設置された収容・送還に関する専門部会によって、令和２年６月に取りまとめられた「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」を踏まえ、令和３年２月に、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」が閣議決定され第204回国会に提出された。

同法律案は成立に至らなかったが、送還忌避、収容の長期化の解決及び人道上の危機に直面し、真に庇護すべき方々を確実に保護する制度の整備は、出入国管理行政における喫緊の課題であることに変わりはなく、入管制度全体を適正に機能させ、保護すべき者を確実に保護しつつ、ルールに違反した者には厳正な対処ができる制度とするため、こうした現行入管法下の課題を一体的に解決する法整備の早期実現に向け、引き続き検討を進めていくこととなった。（注）

（注）令和５年の第211回国会に修正の上、再提出された同法律案は、同年６月９日に成立し、同年６月16日に公布されている。

10 難民の適正かつ迅速な保護の推進

(1) 難民認定制度の運用の見直し

我が国では、これまでも難民と認定すべき者を適正に認定し、また、難民とは認定できない場合であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上配慮が必要な者には我が国への在留を認めてきた。他方、近年、我が国での就労等を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることを要因として、難民認定申請者数が急増した結果、難民認定手続の処理期間が長期化し、難民を迅速に保護する上で支障が生じる事態となっていた。

そこで、法務大臣の私的懇談会である「第６次出入国管理政策懇談会」の下に、「難民認定制度に関する専門部会」を設け、平成26年12月に同専門部会から提出された報告書の提言を踏まえ、累次難民認定制度の運用の見直しを行ってきた。

具体的には、平成30年１月から、①振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②難民である可能性が高い申請者など、真に庇護が必要な者に対する更なる配慮、③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とするなどの見直しを行った。

これらの取組の結果、平成29年に１万9,629人と過去最高を記録した難民認定

申請者数は、平成30年には１万493人とほぼ半減した。なお、令和２年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、新規入国者数が大幅に減少したことにより、難民認定申請者数は２千から３千人台と低水準で推移した。

一方で、難民認定者数は、平成30年は42人と前年から倍増し、令和４年には202人で過去最高となるなど、これまでのところ、濫用・誤用的な申請を抑制し、難民の迅速な保護を図るという目的に適う一定程度の効果を上げている。

しかしながら、濫用・誤用的な申請は依然として見受けられる上、近年では既に退去強制処分が決定しているにもかかわらず、送還を忌避するために申請を繰り返す者も一定数いることから、問題の抜本的解決に向け、これまでの取組の効果を踏まえつつ、法制度と運用の両面から検討を進めることとしている。

⑵　難民認定制度の運用の一層の適正化

我が国の難民認定制度に関しては、難民該当性についてどのように判断しているかが不透明であるなどの指摘を受けており、制度の透明性の向上が求められている。加えて、近年における申立内容の多様化への対応も求められている。この点、出入国在留管理庁では、国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を３つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでいる。

また、これらの取組を加速させるため、令和３年７月には、ＵＮＨＣＲとの間で協力覚書（ＭＯＣ）を交換した。

①　難民該当性に関する規範的要素の明確化

難民認定制度の透明性・信頼性の向上を目的として、これまでの我が国の実務等を踏まえ、ＵＮＨＣＲが発行する諸文書等も参考としつつ、また、ＵＮＨＣＲと意見交換も行いながら、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを明確化する検討を行っている。

②　難民調査官の能力向上

ＵＮＨＣＲ、外務省、国際情勢に関する専門知識を有する大学教授等の協力を得ながら、難民調査官等に対する研修を実施している。また、難民調査官に対し、難民認定手続における事実認定の留意事項を共有するなど、的確な事実認定に資する取組を進めることとしている。

③　出身国情報の充実

難民認定審査の際に参照するため、外務省、ＵＮＨＣＲ等の関係機関と適切に連携しながら、申請者の出身国における情報や国際情勢に関する情報を幅広く収集している。さらに、難民を多数受け入れている諸外国当局と出身国情報に関する情報交換等を積極的に行っており、出身国情報の一層の充実に努めている。

⑶　第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的に滞在し

ている難民を、その他の国（第三国）が新たに受け入れて定住を認めるものであり、「出身国への自発的帰還」及び「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。ＵＮＨＣＲは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援を実施し、その後、「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年１月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年１月24日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成27年度からマレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とした。

そして、平成30年10月22日、引き続き第三国定住による難民の受入れを実施していくに当たり、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行うため、関係省庁及び有識者から成る「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会」が設置され、同検討会による検討結果の取りまとめ内容を踏まえ、令和元年６月28日、平成26年１月の閣議了解を一部変更し、これにより、令和２年度以降、第三国定住による難民の受入れ人数を年１回約30人から年１回から２回約60人に拡大し、その対象も、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）とするなどの決定がなされた。

令和２年及び３年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、第三国定住による難民を受け入れるには至らなかったものの、令和４年は、年２回計35名を受け入れた。

出入国在留管理庁は、主に受入れ難民の選考手続を担当し、面接調査を行うなどしており、同難民の円滑な受入れに努めている。

〈会　同〉

月　日	件　　名	協　議　・　報　告　事　項
2. 25	地方出入国在留管理局長・入国者収容所長年度末協議会	今後の出入国在留管理行政の課題について
6. 29	地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同	1　地方出入国在留管理局及び入国者収容所において本年度重点的に取り組む事項について 2　「ウクライナ情勢に係る対応」について 3　「今後の在留管理の在り方」について

〈出入国在留管理庁統計表〉

1　分野別　特定技能１号在留外国人数

（1）　主な国籍・地域別

（令和４年12月末現在）

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
総数	**130,915**	**16,081**	**1,867**	**27,725**	**12,768**	**4,602**	**1,738**	**167**	**206**	**16,459**	**1,638**	**42,505**	**5,159**
ベトナム	77,135	5,958	1,034	18,454	8,847	791	827	32	83	6,869	285	30,714	3,241
インドネシア	16,327	3,286	182	3,390	1,003	469	123	0	22	3,436	1,268	2,940	208
フィリピン	13,214	2,049	215	2,570	1,293	2,615	614	89	3	1,831	9	1,741	185
中国	8,882	682	48	1,719	695	604	8	1	10	1,494	76	3,233	312
ミャンマー	5,956	1,927	226	449	238	14	87	1	37	256	0	2,332	389
カンボジア	2,666	182	47	95	328	7	14	0	2	1,389	0	584	18
タイ	2,580	99	10	907	136	101	7	0	2	595	0	674	49
ネパール	2,340	1,381	63	11	74	0	4	21	21	302	0	89	374
その他	1,815	517	42	130	154	1	54	23	26	287	0	198	383

注）　本表の数値は速報値である。

(2) 国籍・地域別割合

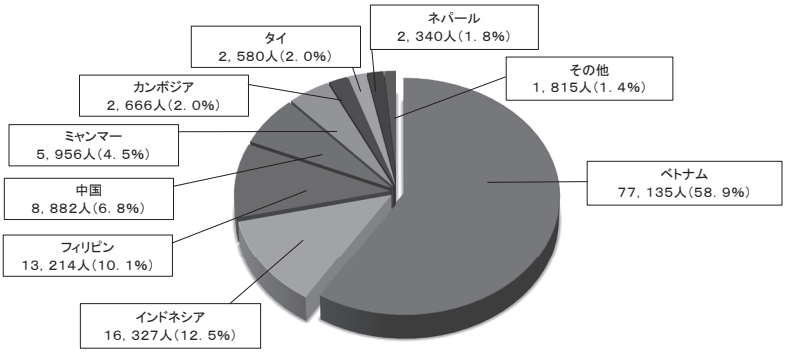

(注) 小数点第二位で四捨五入。

2 出入国者数 (平成30年～令和４年)

年次	外国人入国者数	外国人 (特例上陸許可数) 総数	寄港地	通過	船舶観光	乗員	緊急	遭難	一時庇護	日本人出国者数
平成30年	30,102,102	5,364,421	13,331	5,235	2,337,803	3,007,588	444	18	2	18,954,031
令和元年	31,187,179	4,961,505	13,861	7,760	2,026,307	2,913,001	483	92	1	20,080,669
2	4,307,257	919,311	7,462	3,003	119,960	788,305	556	24	1	3,174,219
3	353,119	421,925	182	6	0	421,279	415	42	1	512,244
4	**4,198,045**	**482,569**	**2,085**	**869**	**0**	**479,152**	**398**	**63**	**2**	**2,771,770**
対前年増減率(%)	**1,088.8**	**14.4**	**1,045.6**	**14,383.3**	**－**	**13.7**	**－4.1**	**50.0**	**100.0**	**441.1**

(注) 乗員上陸許可には、数次乗員上陸許可を含む。

3　在留審査業務処理件数（平成30年～令和４年）

区　　分	平成30年	令和元年	2	3	4	対前年増減率（%）
総　　数	1,394,780	1,485,769	1,658,257	1,616,256	1,636,973	1.3
在留資格取得	14,051	15,275	16,479	16,831	15,345	-8.8
在留期間更新	619,555	761,091	889,177	861,902	768,920	-10.8
在留資格変更	348,108	290,496	413,461	388,849	384,930	-1.0
資格外活動	314,980	323,741	252,820	242,856	358,214	47.5
再入国許可	37,059	38,264	28,750	41,669	50,637	21.5
永住許可	61,027	56,902	57,570	64,149	58,927	-8.1

（注）　再入国許可には、数次再入国許可を含む。

4　外国人の上陸についての口頭審理件数

（人　員）

	平成30年	令和元年	2	3	4
受理件数	11,756	13,402	25,056	4,419	7,802
上陸許可	1,260	1,197	22,353	1,484	553

（注１）　本表は、口頭審理の受理件数である（前年未処理分を含まない。）。
（注２）　上陸許可は、口頭審理の結果、上陸の条件に適合すると認定された件数である。

5　外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

（人　員）

年　次	異議の申出			裁決の結果				取下終止等	未処理
	総　数	旧　受	新　受	総　数	退　去	上陸特別許可	理由あり		
平成30年	1,919	8	1,911	1,742	404	1,333	5	160	17
令和元年	2,120	17	2,103	1,961	375	1,584	2	152	7
2	935	7	928	885	70	812	3	49	1
3	2,792	1	2,791	2,786	5	2,780	1	6	0
4	5,790	0	5,790	5,744	105	5,636	3	38	8

6　違反審査件数

（人　員）

平成30年	令和元年	2	3	4
16,827	19,853	16,410	20,202	11,105

（注）　本表は、違反審査の受理件数である。

7　外国人の退去強制についての口頭審理件数

（人　員）

平成30年	令和元年	2	3	4
2,946	3,040	2,631	10,433	3,004

（注）　本表は、口頭審理の受理件数である。

8　外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

（人　員）

年　次	異議の申出			裁決の結果				取下終止等	未処理
	総　数	旧　受	新　受	総　数	退　去	在留特別許可	理由あり		
平成30年	2,966	822	2,128	2,331	960	1,371	0	91	544
令和元年	2,819	544	2,256	2,211	763	1,448	0	90	518
2	2,368	518	1,832	1,916	438	1,478	0	81	371
3	10,126	371	9,697	9,174	381	8,793	0	63	889
4	**3,570**	**889**	**2,644**	**2,403**	**878**	**1,525**	**0**	**179**	**988**

9　収容令書の発付状況

（人　員）

区　分		平成30年	令和元年	2	3	4
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	31	23	19	24	**14**
	中　国	104	98	43	52	**34**
	その他	389	335	205	159	**192**
	計	524	456	267	235	**240**
不法残留	韓国・朝鮮	181	183	149	97	**91**
	中　国	1,788	1,640	1,183	894	**808**
	その他	5,703	6,627	5,948	11,158	**4,286**
	計	7,672	8,450	7,280	12,149	**5,185**
刑罰法令違反等	韓国・朝鮮	38	17	13	16	**10**
	中　国	407	451	319	239	**200**
	その他	1,206	1,100	1,121	1,148	**784**
	計	1,651	1,568	1,453	1,403	**994**
合　計		9,847	10,474	9,000	13,787	**6,419**

10　退去強制令書の発付状況

（人　員）

区分		平成30年	令和元年	2	3	4
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	37	24	16	16	11
	中国	103	89	29	48	31
	フィリピン	93	63	24	29	35
	タイ	25	13	7	8	7
	その他	200	194	97	72	77
	計	458	383	173	173	161
不法残留	韓国・朝鮮	96	105	76	56	41
	中国	1,558	1,502	818	841	624
	フィリピン	527	484	292	278	233
	タイ	1,060	957	380	509	360
	その他	3,417	4,386	3,038	2,322	2,710
	計	6,658	7,434	4,604	4,006	3,968
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	37	11	9	24	7
	中国	472	414	250	281	251
	フィリピン	126	57	69	52	53
	タイ	54	15	18	29	21
	その他	1,060	904	780	1,001	673
	計	1,749	1,401	1,126	1,387	1,005
合計		8,865	9,218	5,903	5,566	5,134

（注１）「不法入国・不法上陸」とは、入管法第24条第１号、第２号、第５号及び第５号の２に該当するもの（旧外国人登録令第16条第１項第１号に該当するものを含む。）である。
（注２）「不法残留」とは、入管法第24条第２号の４（旧入管法第24条第２号の３）、第４号（ロ）、第６号、第６号の２、第６号の３、第６号の４、第７号及び第８号に該当するものである。
（注３）「刑罰法令違反等」とは、入管法第24条第２号の２、第２号の３、第３号、第３号の２、第３号の３、第３号の４（イ）から（ハ）、第３号の５（イ）から（ニ）、第４号（イ）及び（ハ）から（ヨ）まで、第４号の２、第４号の３、第４号の４、第９号及び第10号に該当するもの（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第１項に該当するものを含む。）である。

11　出国命令書の交付（入管法第55条の２～第55条の６）

（人　員）

国籍	平成30年	令和元年	2	3	4
韓国・朝鮮	86	84	54	63	56
中国	1,888	2,100	1,645	1,750	956
フィリピン	671	562	377	215	224
タイ	894	1,233	749	582	389
その他	2,684	4,723	4,073	1,800	2,256
計	6,223	8,702	6,898	4,410	3,881

（注）出国命令とは、不法残留者のうち、自ら出入国在留管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を１年にすることによりそれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

12　違反調査適条別・端緒別立件数

（令和４年）

適条＼国籍・地域／端緒	総数	国籍・地域 韓国	中国	その他	端緒別 通報 矯正施設	警察	海上保安庁	検察庁	市区町村	その他の官庁	不法残留者リスト	自庁探知 本人出頭の申告	一般人の申告	本庁から指示通知	警備官探知	他職員探知
総数	17,159	346	3,005	13,808	322	361	1	3,837	7	21	141	7,284	33	9	1,548	3,595
登16－１－１																
法 24－１	350	22	44	284	1			23		1	1	134		4	148	38
２	89	2	16	71				10		10		32			3	34
２の２	58	2	27	29		2		9				15			4	28
２の３	305		33	272	1	4		44				113	1		7	135
２の４	1,774		241	1,533		13		84				540			84	1,053
３	32		12	20				16				1			10	5
３の２																
３の３																
３の４－イ	55	2	30	23				28					1		26	
ロ																
ハ	4			4				1							3	
３の５－イ	139		44	95		5		109							24	1
ロ	19			19	1			11					1		5	1
ハ	154		17	137		6		103		1		2			39	3
ニ																
４－イ	257		31	226		11	1	23				2	3		210	7
ロ	12,269	205	2,219	9,845	102	307		2,635	6	8	138	6,202	26	3	746	2,096
ハ																
ニ																
ホ																
ヘ																
ト	1			1	1											
チ	569	45	36	488	80	4		378				6		1	93	7
リ	325	42	80	203	120	2		167							34	2
ヌ	14		7	7				11							3	
ル(1)																
ル(2)																
その他																
４の２	232	3	66	163	3	4		163				26			33	3
４の３																
４の４																
５																
５の２	26			26												26
６	123		38	85		1		8	1	1		32			35	45
６の２	2		2			2										
６の３																
６の４	2			2												2
７	227	4	21	202				2			2	147	1	1	35	39
８	114		41	73				8				32			4	70
９																
10																
旧２の３																
法附則24																
特例法22	19	19			13			4							2	
送出要請	8			8				8								

（注１）「登16－１－１」は，外国人登録令第16条第１項第１号に該当するものである。
（注２）「法附則24」は，出入国管理及び難民認定法の一部改正附則（平成21年７月15日法律第79号）第24条第１項に該当するものである。
（注３）「特例法22」は，日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第１項各号に該当するものである。
（注４）送出要請の件数は立件総数に含まれない。

13　違反調査の処理状況

区　　分	平成30年	令和元年	2	3	4
受　　理	28,598	32,212	34,224	31,243	20,617
旧　　受	4,004	4,861	4,872	9,649	3,458
新　　受	24,594	27,351	29,352	21,594	17,159
処　　理	23,737	27,340	24,574	27,785	17,198
未　処　理	4,861	4,872	9,650	3,458	3,419

14　不法就労事件の退去強制手続状況

国籍・地域	平成30年	令和元年	2	3	4
総　　数	10,086 (6,754)	12,816 (8,903)	10,993 (7,923)	13,255 (9,634)	6,355 (4,664)
ベトナム	3,035 (2,259)	4,941 (3,766)	4,943 (3,801)	7,845 (5,893)	2,522 (2,101)
中国　中国	3,112 (2,170)	3,155 (2,188)	2,361 (1,693)	2,425 (1,745)	1,360 (909)
中国　台湾	9 (5)	23 (11)	23 (11)	13 (4)	8 (2)
中国　香港・その他	3 (2)	－ －	－ －	1 (0)	－ －
タ　　イ	1,868 (903)	2,047 (1,035)	1,254 (631)	975 (513)	751 (392)
インドネシア	594 (498)	1,014 (827)	933 (780)	678 (555)	535 (451)
フィリピン	660 (369)	764 (398)	649 (331)	480 (264)	442 (232)
カンボジア	33 (14)	31 (25)	51 (35)	66 (52)	142 (113)
ネパール	71 (52)	111 (92)	162 (126)	176 (138)	103 (78)
スリランカ	42 (41)	87 (81)	71 (65)	98 (96)	93 (92)
韓　　国	169 (69)	163 (76)	109 (56)	118 (42)	91 (40)
モンゴル	117 (70)	91 (61)	65 (53)	90 (63)	65 (41)
そ　の　他	373 (302)	389 (343)	372 (341)	290 (269)	243 (213)

（注１）　本表は、出入国在留管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員のうち、不法就労が認められた者を示す。
（注２）　（　）内は、男性の数で内数である。

15　収容状況

（平成30年～令和４年）

区　分	平成30年			令和元年			2			3			4		
	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
入所															
総数	20,647	335	20,982	21,077	301	21,378	12,978	238	13,216	17,214	42	17,256	10,400	149	10,549
韓国・朝鮮	398	1	399	314	0	314	218	0	218	183	1	184	148	0	148
中国	4,968	18	4,986	4,559	14	4,573	2,414	16	2,430	2,103	7	2,110	1,707	13	1,720
その他	15,281	316	15,597	16,204	287	16,491	10,346	222	10,568	14,928	34	14,962	8,545	136	8,681
出所															
総数	20,731	356	21,087	21,159	411	21,570	13,499	425	13,924	17,339	139	17,478	10,317	127	10,444
韓国・朝鮮	404	4	408	319	0	319	224	0	224	180	1	181	150	0	150
中国	4,988	28	5,016	4,576	18	4,594	2,470	22	2,492	2,118	9	2,127	1,706	11	1,717
その他	15,339	324	15,663	16,264	393	16,657	10,805	403	11,208	15,041	129	15,170	8,461	116	8,577
延人数															
総数	376,746	159,324	536,070	324,834	147,690	472,524	186,038	76,427	262,465	73,511	26,207	99,718	64,563	14,133	78,696
韓国・朝鮮	7,323	678	8,001	3,530	0	3,530	1,194	0	1,194	547	81	628	361	0	361
中国	51,479	7,208	58,687	44,528	5,327	49,855	22,690	2,317	25,007	9,642	1,123	10,765	10,492	1,623	12,115
その他	317,944	151,438	469,382	276,776	142,363	419,139	162,154	74,110	236,264	63,322	25,003	88,325	53,710	12,510	66,220
年末人員															
総数	821	425	1,246	739	315	1,054	218	128	346	93	31	124	176	53	229
韓国・朝鮮	11	0	11	6	0	6	0	0	0	3	0	3	1	0	1
中国	107	16	123	90	12	102	33	6	39	18	4	22	19	6	25
その他	703	409	1,112	643	303	946	185	122	307	72	27	99	156	47	203

16　送還状況

国籍・地域別	平成30年	令和元年	2	3	4
総　　数	9,369	9,597	5,450	4,122	4,795
（集　団）	（　47）	（　 0）	（　44）	（　 0）	（　 0）
（単　独）	（9,322）	（9,597）	（5,406）	（4,122）	（4,795）
ベトナム	2,698	3,185	2,206	1,781	2,014
中　　国	2,172	2,019	980	832	784
タ　　イ	1,167	1,003	382	224	448
フィリピン	893	737	382	214	321
インドネシア	532	639	295	191	238
ネパール	198	275	197	170	172
スリランカ	148	212	141	103	122
カンボジア	45	47	49	35	86
トルコ	116	195	111	87	77
韓　　国	219	162	106	82	74
そ の 他	1,181	1,123	601	403	459

17　被収容者の新規仮放免件数（入管法第54条）

区　　分	平成30年	令和元年	2	3	4
被収令発付者	812	1,052	3,375	3,506	2,226
韓国・朝鮮	47	49	47	37	25
中　　国	127	159	623	645	395
そ の 他	638	844	2,705	2,824	1,806
被退令発付者	523	725	3,013	4,275	2,638
韓国・朝鮮	20	7	22	37	24
中　　国	67	72	478	839	545
そ の 他	436	646	2,513	3,399	2,069

18　難民認定申請及び処理数の推移（過去５年間）

年　次	申請数	認　定	不認定	その他の庇護
平成30年	10,493	42（ 4）	10,541	40
令和元年	10,375	44（ 1）	4,936	37
2	3,936	47（ 1）	3,477	44
3	2,413	74（ 9）	4,196	580
4	3,772	202（15）	5,418	1,760

（注１）　認定の括弧内は、難民の認定をしない処分をされた者の中から不服申立ての結果認定された数であり、内数として計上されている。

（注２）　「その他の庇護」とは、難民とは認定しなかったものの、人道的な配慮を理由に在留を認めた者の数である。なお、令和3年5月28日に開始した本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置に基づき、難民認定手続の結果が出る前に、当該措置に係る在留を先行して認めたものが存在する。

19　在留外国人数の推移

（各年末現在）

区　分	平成30年	令和元年	2	3	4	増減率
総　数	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	**3,075,213**	**11.4**
中　国	764,720	813,675	778,112	716,606	**761,563**	**6.3**
ベトナム	330,835	411,968	448,053	432,934	**489,312**	**13.0**
韓　国	449,634	446,364	426,908	409,855	**411,312**	**0.4**
フィリピン	271,289	282,798	279,660	276,615	**298,740**	**8.0**
ブラジル	201,865	211,677	208,538	204,879	**209,430**	**2.2**
その他	712,750	766,655	745,845	719,746	**904,856**	**25.7**
在留外国人の国籍・地域数	195	195	194	194	**195**	

（注）「中国」は、国籍・地域欄に「台湾」と記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除く数である。

20　主要都道府県別、国籍・地域別在留外国人数

（令和４年末現在）

都道府県名	総　数	中　国	ベトナム	韓　国	フィリピン	ブラジル	その他
総　数	**3,075,213**	**761,563**	**489,312**	**411,312**	**298,740**	**209,430**	**904,856**
東京都	596,148	235,165	37,958	87,761	34,425	4,094	196,745
愛知県	286,604	43,918	49,719	27,083	41,918	60,397	63,569
大阪府	272,449	69,101	47,577	89,305	10,173	2,731	53,562
神奈川県	245,790	72,158	30,049	27,232	24,778	9,080	82,493
埼玉県	212,624	75,277	34,702	15,585	22,560	7,283	57,217
千葉県	182,189	54,190	27,393	15,383	20,795	3,568	60,860
兵庫県	123,125	22,411	26,023	35,928	5,657	2,493	30,613
静岡県	106,345	9,978	15,609	4,293	18,397	31,777	26,291
福岡県	89,518	19,443	19,840	14,179	6,143	367	29,546
茨城県	81,478	11,971	15,250	4,105	10,730	6,126	33,296
その他	878,943	147,951	185,192	90,458	103,164	81,514	270,664

〈施設機関等〉

入国者収容所の名称及び所在地

（令和４年12月31日現在）

入国者収容所東日本入国管理センター	茨城県牛久市久野町1766-1
入国者収容所大村入国管理センター	長崎県大村市古賀島町644-3

〈地方支分部局〉

1　地方出入国在留管理局・支局所在地

（令和４年12月31日現在）

名　　称	位　置	管　轄　区　域
札幌出入国在留管理局	札　幌　市	北海道
仙台出入国在留管理局	仙　台　市	青森県　岩手県　宮城県　秋田県 山形県　福島県
東京出入国在留管理局	東　京　都	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県 千葉県　東京都　神奈川県　新潟県 山梨県　長野県
東京出入国在留管理局成田空港支局	成　田　市	千葉県のうち成田国際空港の区域
東京出入国在留管理局羽田空港支局	東京都大田区	東京都のうち東京国際空港の区域
東京出入国在留管理局横浜支局	横　浜　市	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	名古屋市	富山県　石川県　福井県　岐阜県 静岡県　愛知県　三重県
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	常　滑　市	愛知県のうち中部国際空港の区域
大阪出入国在留管理局	大　阪　市	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県 奈良県　和歌山県
大阪出入国在留管理局関西空港支局	大阪府泉南郡 田尻町	大阪府のうち関西国際空港の区域
大阪出入国在留管理局神戸支局	神　戸　市	兵庫県（大阪国際空港の区域を除く。）
広島出入国在留管理局	広　島　市	鳥取県　島根県　岡山県　広島県 山口県
高松出入国在留管理局	高　松　市	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
福岡出入国在留管理局	福　岡　市	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県 大分県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県
福岡出入国在留管理局那覇支局	那　覇　市	沖縄県

2　地方出入国在留管理局・支局出張所所在地

（令和４年12月31日現在）

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
札幌出入国在留管理局	函館	函館市
	旭川	旭川市
	釧路港	釧路市
	稚内港	稚内市
	千歳苫小牧	千歳市
仙台出入国在留管理局	青森	青森市
	盛岡	盛岡市
	仙台空港	名取市
	秋田	秋田市
	酒田港	酒田市
	郡山	郡山市
東京出入国在留管理局	水戸	水戸市
	宇都宮	宇都宮市
	高崎	高崎市
	さいたま	さいたま市
	千葉	千葉市
	松戸	松戸市
	新宿	東京都新宿区
	立川	国立市
	新潟	新潟市
	甲府	甲府市
	長野	長野市
※　成田空港支局に出張所なし		
※　羽田空港支局に出張所なし		
横浜支局	川崎	川崎市

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
名古屋出入国在留管理局	富山	富山市
	金沢	金沢市
	福井	福井市
	岐阜	岐阜市
	静岡	静岡市
	浜松	浜松市
	豊橋港	豊橋市
	四日市港	四日市市
※　中部空港支局に出張所なし		
大阪出入国在留管理局	大津	大津市
	京都	京都市
	舞鶴港	舞鶴市
	奈良	奈良市
	和歌山	和歌山市
※　関西空港支局に出張所なし		
神戸支局	姫路港	姫路市
広島出入国在留管理局	境港	境港市
	松江	松江市
	岡山	岡山市
	福山	福山市
	広島空港	三原市
	下関	下関市
	周南	周南市

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
高松出入国在留管理局	小松島港	小松島市
	松山	松山市
	高知	高知市
福岡出入国在留管理局	北九州	北九州市
	博多港	福岡市
	福岡空港	福岡市
	佐賀	佐賀市
	長崎	長崎市
	対馬	対馬市
	熊本	熊本市
	大分	大分市
	宮崎	宮崎市
	鹿児島	鹿児島市
那覇支局	那覇空港	那覇市
	石垣港	石垣市
	嘉手納	沖縄県中頭郡嘉手納町
	宮古島	宮古島市

3　出入国港指定一覧表

海　港　　（令和４年12月31日現在）

都道府県	港名
北海道	紋別
	網走
	花咲
	釧路
	苫小牧
	室蘭
	函館
	小樽
	留萌
	稚内
	石狩湾新
青森	青森
	八戸
岩手	宮古
	釜石
	大船渡
宮城	気仙沼
	石巻
	仙台塩釜
秋田	秋田船川
	能代
山形	酒田
福島	小名浜
	相馬
茨城	日立
	常陸那珂
	鹿島
千葉	木更津
	千葉
東京	東京
	二見
神奈川	川崎
	横浜
	横須賀

都道府県	港名
神奈川	三崎
新潟	直江津
	新潟
	両津
富山	伏木富山
石川	七尾
	金沢
福井	内浦
	敦賀
静岡	田子の浦
	清水
	焼津
	御前崎
愛知	三河
	衣浦
	名古屋
三重	四日市
	尾鷲
京都	宮津
	舞鶴
大阪	大阪
	阪南
兵庫	尼崎西宮芦屋
	神戸
	東播磨
	姫路
	相生
和歌山	田辺
	由良
	和歌山下津
	新宮
鳥取・島根	境
島根	浜田
岡山	宇野

都道府県	港名
岡山	水島
広島	福山
	常石
	尾道糸崎
	土生
	呉
	鹿川
	広島
山口	岩国
	平生
	徳山下松
	三田尻中関
	宇部
	萩
山口・福岡	関門
徳島	徳島小松島
	橘
香川	高松
	直島
	坂出
	丸亀
	詫間
愛媛	三島川之江
	新居浜
	今治
	菊間
	松山
	宇和島
高知	須崎
	高知
福岡	苅田
	博多
	三池
佐賀	唐津

空　港

都道府県	港　名
佐賀・長崎	伊万里
長崎	長崎
	佐世保
	比田勝
	厳原
熊本	水俣
	八代
	三角
大分	大分
	佐賀関
	津久見
	佐伯
宮崎	細島
	油津
鹿児島	鹿児島
	川内
	枕崎
	志布志
	喜入
	名瀬
沖縄	運天
	金武中城
	那覇
	平良
	石垣

都道府県	港　名
北海道	新千歳
	函館
	旭川
青森	青森
岩手	花巻
宮城	仙台
秋田	秋田
福島	福島
茨城	百里(茨城)
千葉	成田国際
東京	東京国際(羽田)
新潟	新潟
富山	富山
石川	小松
静岡	静岡
愛知	中部国際
大阪	関西国際
鳥取	美保(米子)
岡山	岡山
広島	広島
香川	高松
愛媛	松山
福岡	福岡
	北九州
佐賀	佐賀
長崎	長崎
熊本	熊本
大分	大分
宮崎	宮崎
鹿児島	鹿児島
沖縄	那覇
	新石垣

Ⅱ　公安審査委員会

法務省設置法第26条、第34条　公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）

公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどる行政機関である。

〈業務の実施状況〉

令和２年10月26日、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第１項後段の規定に基づき、平成12年１月28日付け当委員会決定（平成15年１月23日付け、18年１月23日付け、21年１月23日付け、24年１月23日付け、27年１月23日付け及び平成30年１月22日付け各期間更新決定）に係る被請求団体「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する同法第５条第４項の処分の請求があった。

令和３年１月６日、当委員会は、審査を遂げた上、「被請求団体を、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する」旨決定（令和３年２月１日期間更新、令和６年１月31日期間満了）した。

Ⅲ　公安調査庁

法務省設置法第26条、第35条　法務省組織令第87条～第97条　法務省組織規則第34条　公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）　公安調査庁組織規則（平成13年法務省令第２号）

公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である。

また、公安調査庁は、我が国の情報コミュニティ構成庁として、北朝鮮・中国・ロシアの情勢や国際テロ、経済安全保障上の懸念動向、サイバー攻撃事案など、我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の公安情勢について幅広く情報を収集・分析しており、これらの情報については、公共の安全の確保、安全保障・危機管理等の政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて、情報コミュニティ内で共有するほか、官邸、国家安全保障局等の関係機関に提供している。

〈重要施策の概要〉

１　我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集・分析機能の強化

北朝鮮関係では、日本人拉致や核・ミサイル開発等の我が国及び国民の安全に関わる重大な問題について、これらをめぐる北朝鮮の動向及び意図、大量破壊兵器等関連物資・技術の調達・拡散の実態等に関する情報収集に努めた。また、北朝鮮の

内部事情や対日関係を含む対外動向、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯の組織・活動の解明に取り組んだ。

中国関係では、中国の我が国各界各層に対する働き掛けや偽情報流布など中国の諸動向について情報収集に努めた。

ロシア関係では、ロシアが、ウクライナ侵略開始を受けた我が国を含む西側諸国の対露制裁を捉えて、対決姿勢をあらわにする中、北方領土をめぐる対応などロシアの我が国に対する諸動向を中心に情報収集に努めた。

国際テロ情勢については、世界各地で「イラク・レバントのイスラム国」（ＩＳＩＬ）や「アルカイダ」等の国際テロ組織に関係したテロが発生しており、国際社会は依然としてテロの脅威にさらされている。

こうした情勢の中、我が国に関しては、ＩＳＩＬ等からテロの対象として位置付けられているほか、近年、不特定多数の人々が集まる場所等を標的としたテロ事件の巻き添えとして、邦人が海外でテロの被害に遭う事案が度々発生している。我が国では、令和５年にＧ７広島サミット及び関係閣僚会合、令和７年に日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を控えているところ、過去の大規模国際行事を通じて得た経験・教訓も踏まえ、テロを未然に防止するため、国内外の関係機関との連携を緊密にしつつ、国際テロ組織との関わりが疑われる不審人物や組織の有無及びその動向等の実態解明に向け、関連情報の収集・分析を一層推進した。

経済安全保障上の懸念動向については、国外への先端技術等の流出や外国資本等による重要施設周辺の不動産取得事案などについて、関連情報の収集・分析を推進した。また、官民連携に向けた取組として、我が国の経済団体、民間企業等に対し、講演会やパンフレット・動画などを通じ、重要情報の流出防止等に向けた情報発信を行った。

このほか、サイバー攻撃が国内外で常態化し、サイバー空間の社会への拡大・浸透がより一層進む中にあって、サイバー空間における悪意ある主体の活動は、社会・経済の持続的な発展や国民生活の安全・安心に対する深刻な脅威となっており、その予兆の早期把握、実行主体の解明等に向け、関連情報の収集・分析を推進した。

２　オウム真理教対策の推進

いわゆるオウム真理教（「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」を中心に活動）については、麻原彰晃こと松本智津夫がその活動に影響力を有するなど、依然として無差別大量殺人行為に及ぶ本質的な危険性が認められることから、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（団体規制法）に基づく観察処分に付されている（令和３年１月に公安審査委員会が同処分の期間を３年間更新することを決定（７回目））。当該団体に対しては、同処分に基づき、組織や活動に関する報告徴取及び団体施設に対する立入検査（27か所）を実施した。

このうち、「Aleph」に対しては、令和３年10月に公安審査委員会に行った再発防止処分請求の撤回（11月）後も、報告すべき事項の一部を報告しなかったことか

ら、報告の是正を求める指導を繰り返し行った。

また、団体施設周辺に居住する住民の恐怖感・不安感を解消・緩和するため、延べ40（実数20）の関係地方公共団体の長に対して調査結果を提供するとともに、18回にわたり地域住民との意見交換会を行った。

付　　録

1 会　計

(1) 予　算

ア 一般会計

(ア) 法務省所管　令和５年度　政府職員予算定員及び俸給額表

法 務 省 所 管 総 表

区分	適用を受ける俸給表	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
特別職		8												58,506
一般職		外 7(9箇月) 内 606(6箇月) 55,214												218,613,748
	指定職俸給表	59												626,640
	行政職俸給表(一)	内 157(6箇月) 16,733		21	88	159	251	1,352	1,999	内 7 4,523	内 23 5,068	内 127 2,777	495	62,073,725
	行政職俸給表(二)	183							9	55	91	28	—	503,605
	公安職俸給表(一)	内 219(6箇月) 20,722	3	38	74	138	472	555	731	2,163	内 118 4,572	内 62 9,436	内 39 2,540	75,896,353
	公安職俸給表(二)	内 210(6箇月) 13,695		4	51	115	253	1,007	1,088	3,925	内 9 3,855	内 171 2,840	内 30 557	55,344,125
	研究職俸給表	16						—	5	2	5	4	—	82,988
	医療職俸給表(一)	334							1	22	136	131	44	1,663,666
	医療職俸給表(二)	内 1(6箇月) 181				—	—	—	20	4	87	内 1 70	—	597,353
	医療職俸給表(三)	内 18(6箇月) 522					—	—	7	7	104	内 18 404	—	1,740,480
	専門スタッフ職俸給表	3								—	—	3	—	15,960
	検察官	外 7(9箇月) 内 1(6箇月) 2,766												20,068,853
合計		55,222												218,672,254

組織別等内訳

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
法務本省														
法務本省共通費		(95) 837												4,143,268
特別職		8												58,506
	大臣	1												
	副大臣	1												
	大臣政務官	1												
	大臣補佐官	1												
	中央更生保護審査会委員長	1												
	中央更生保護審査会委員	2												
	秘書官	1												
一般職		(95) 829												4,084,762
	指定職俸給表	(8) 12												148,260
	事務次官	1												
	官房長、局長	(7) 7												
	部長	(1) 1												
	公文書監理官	1												
	審議官	2												
	行政職俸給表(一)	(87) 785		(12) 12	(4) 14	(28) 55	(1) 50	(42) 137	131	130	216	33	7	3,817,955
	課長	(40) 52		(9) 9	(4) 14	(27) 29								
	室長	(1) 36				(1) 26	10							
	課長補佐	148					25	62	61					
	係長	297								112	185			
	主任	28									10	18		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	審議官	(3) 3		(3) 3										
	専門職	113					10	24	67	1	11			
	法規専門職	(43) 43					(1) 1	(42) 42						
	技術専門職	43					4	9	3	17	10			
	一般職員	22										15	7	
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	24							2	6	12	4	—	83,292
	医療職俸給表(二)													
	薬剤師	1				—	—	—	—	—	1	—	—	4,003
	医療職俸給表(三)	4					—	—	—	—	2	2	—	15,292
	看護師長	2									2			
	看護師	2										2		
	専門スタッフ職俸給表													
	専門職	3								—	—	3	—	15,960
法務総合研究所														
法務総合研究所共通費														
一般職		(11) 84												432,445
	指定職俸給表													
	所長	(1) 1												14,100
	行政職俸給表(一)	(8) 66		—	(3) 3	(2) 3	(3) 6	9	13	7	14	11	—	331,746
	部長	(5) 6			(3) 3	(2) 3								
	課長	2					1	1						
	課長補佐	1							1					
	係長	4								3	1			

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	主任	1									1			
	教官	(3) 15					(3) 4	5	6					
	首席専門官	3					1	2						
	統括専門官	7						1	6					
	専門官	26								4	12	10		
	一般職員	1										1		
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	1							—	—	1	—	—	3,611
	研究職俸給表	(2) 16						—	(1) 5	2	(1) 5	4	—	82,988
	部長等研究員	(2) 12							(1) 5	2	(1) 5			
	研究員	4										4		
検察庁														
検察官署共通費														
一般職		外　7(9箇月) 内　124(6箇月) 11,865												56,118,196
	指定職俸給表	6												56,160
	〔最高検察庁〕													
	事務局長	1												
	〔高等検察庁〕													
	事務局長	5												
	行政職俸給表(一)	280		—	—	1	—	—	—	—	—	21	258	821,090
	〔最高検察庁〕	12				1							11	
	秘書官	1				1								
	一般職員	11											11	
	〔高等検察庁〕													

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	一般職員	89										4	85	
	〔地方検察庁及び区検察庁〕													
	一般職員	179										17	162	
	行政職俸給表(二)	119							5	22	68	24	—	339,711
	〔最高検察庁〕													
	技能労務職員	7							1	2	4			
	〔高等検察庁〕													
	技能労務職員	23							1	8	14			
	〔地方検察庁及び区検察庁〕													
	技能労務職員	89							3	12	50	24		
	公安職俸給表(二)	内 123 8,694		1	15	52	118	714	759	2,576	2,459	内 123 1,794	206	34,832,382
	〔最高検察庁〕	73			2	7	3	5	5	12	22	12	5	
	課長	8			2	6								
	室長	1				1								
	課長補佐	10					3	5	2					
	係長	26								12	14			
	主任	14									8	6		
	翻訳職	1							1					
	専門職	2							2					
	一般職員	11										6	5	
	〔高等検察庁〕	391		1	1	6	31	39	32	122	105	38	16	
	事務局長	3		1	1	1								
	事務局次長	7				5	2							
	課長	59					29	30						

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳												俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		
	支部課長	6							3	3					
	課長補佐	31							20	11					
	係長	157								89	68				
	主任	47									28	19			
	専門職	19							7	12					
	検察監査官	11						9	2						
	監査専門官	16								7	9				
	一般職員	35										19	16		
	地方検察庁及び区検察庁	内 123 8,230			12	39	84	670	722	2,442	2,332	内 123 1,744	185		
	事務局長	50			12	34	4								
	事務局次長	13					12	1							
	地検課長	183						134	49						
	支部課長	36						4	20	12					
	区検課長	6							3	3					
	課長補佐	87							16	71					
	係長	550								204	346				
	主任	118									74	44			
	専門職	64								64					
	首席捜査官	52				5	37	10							
	次席捜査官	90					11	79							
	統括捜査官	688						321	285	82					
	主任捜査官	内 71 3,170								976	1,481	内 71 713			
	検務監理官	50					20	30							
	統括検務官	640						72	302	266					

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	検務専門官	内 52 2,180							15	760	431	内 52 974		
	調査官	55						19	32	4				
	一般職員	198										13	185	
	検察官	外 7 内 1 2,766												20,068,853
	〔最高検察庁〕	18												
	検事総長	1												
	次長検事	1												
	検事	16												
	〔高等検察庁〕	130												
	検事長	8												
	検事	122												
	〔地方検察庁及び区検察庁〕	外 7 内 1 2,618												
	検事	外 7 内 1 1,739												
	副検事	879												
矯正官署														
矯正官署共通費														
一般職		内 263(6箇月) 23,595												88,554,612
	指定職俸給表	9												82,872
	〔矯正研修所〕													
	所長	1												
	〔矯正管区〕													
	管区長	7												
	〔刑務所〕													

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	所長	1												
	行政職俸給表(一)	188		1	1	－	1	2	2	3	88	69	21	682,146
	〔矯正研修所〕	15			1		1	2	2	3	5		1	
	副所長	1			1									
	課長	4						2	2					
	課長補佐	3								3				
	係長	4									4			
	主任	1									1			
	センター長	1					1							
	一般職員	1											1	
	〔矯正管区〕	12		1							2	5	4	
	管区長	1		1										
	主任	2									2			
	一般職員	9										5	4	
	〔刑務所〕	146									71	61	14	
	専門職	113									71	42		
	一般職員	33										19	14	
	〔少年院〕	9									6	1	2	
	専門職	6									6			
	一般職員	3										1	2	
	〔少年鑑別所〕	6									4	2		
	専門職	5									4	1		
	一般職員	1										1		
	行政職俸給表(二)	10							－	5	5	－	－	16,309

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	〔刑務所〕													
	技能労務職員	5								4	1			
	〔少年院〕													
	技能労務職員	5								1	4			
	公安職俸給表(一)	内 202 19,063	3	38	71	121	461	526	673	1,794	内 112 4,103	内 51 9,035	内 39 2,238	70,183,836
	〔矯正研修所〕	71				3	6	24	9	25	4			
	部長	2				2								
	教官	25					5	9	3	8				
	統括効果検証官	1					1							
	効果検証官	19						2	1	12	4			
	支所教頭	1				1								
	同教官	23						13	5	5				
	〔矯正管区〕	295		15	9	21	64	58	37	70		16	5	
	部長	24		15	9									
	部次長	2				2								
	課長	103				11	64	28						
	係長	64							8	56				
	首席管区監査官	8				8								
	矯正専門職	73						30	29	14				
	一般職員	21										16	5	
	〔刑務所〕	内 202 18,697	3	23	62	97	391	444	627	1,699	内 112 4,099	内 51 9,019	内 39 2,233	
	所長	69	3	23	30	13								
	部長	190			32	65	93							
	課長	217					76	96	45					

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	支所長	102				11	20	31	40					
	支所次長	10					10							
	同課長	31						4	17	10				
	課長補佐	44							4	40				
	係長	411								306	105			
	調査官	25					18	7						
	首席矯正処遇官	207				8	152	47						
	次席矯正処遇官	15					15							
	統括矯正処遇官	642					1	178	340	123				
	矯正処遇官	内 125 11,437								861	内 74 3,350	内 51 7,226		
	専門官	内 38 1,271					6	81	181	359	内 38 644			
	一般職員	内 39 4,026										1,793	内 39 2,233	
	公安職俸給表(二)	内 42 3,318		3	21	39	57	164	142	1,048	970	内 42 727	147	13,702,023
	〔少年院〕	内 38 2,207		2	11	19	31	99	71	671	693	内 38 496	114	
	院長	35		2	11	15	7							
	分院長	6					6							
	次長	38				4	15	19						
	課長	38						18	13	7				
	課長補佐	16							1	11	4			
	係長	143									99	44		
	調査官	5						5						
	首席専門官	53					3	46	4					
	統括専門官	139						11	51	77				
	専門官	内 38 1,617							2	576	590	内 38 449		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	一般職員	117										3	114	
	〔少年鑑別所〕	内 4 1,109		1	10	20	25	64	71	377	277	内 4 231	33	
	所長	44		1	10	18	15							
	次長	15				2	6	7						
	課長	66						13	22	31				
	課長補佐	8								2	6			
	分所長	8					1	7						
	分所課長	1								1				
	係長	82									65	17		
	首席専門官	40					3	30	7					
	次席専門官	1						1						
	統括専門官	112						6	41	65				
	専門官	内 4 697							1	278	206	内 4 212		
	一般職員	35										2	33	
	〔婦人補導院〕	2					1	1						
	院長	1					1							
	課長	1						1						
	医療職俸給表(一)	328							1	22	135	126	44	1,630,347
	〔刑務所〕	246							1	18	94	97	36	
	所長	4							1	3				
	医務部長	23								15	8			
	医務課長	128									84	44		
	支所医務課長	17										16	1	
	医長	12									2	10		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	医師	62										27	35	
	〔少年院〕	62								4	30	22	6	
	院長	3								3				
	医務部長	1								1				
	医務課長	39									30	9		
	医長	2										2		
	医師	17										11	6	
	〔少年鑑別所〕	20									11	7	2	
	医務課長	14									11	3		
	分所医務課長	1										1		
	医師	5										3	2	
	医療職俸給表(二)	内 1 174				—	—	—	20	4	85	内 1 65	—	574,282
	〔刑務所〕	内 1 167							18	3	82	内 1 64		
	薬剤師	88							18	2	40	28		
	栄養士	19									12	7		
	診療エックス線技師	22									15	7		
	医療技術職員	内 1 38								1	15	内 1 22		
	〔少年院〕	7							2	1	3	1		
	薬剤師	6							2	1	3			
	栄養士	1										1		
	医療職俸給表(三)	内 18 505					—	—	7	7	97	内 18 394	—	1,682,797
	〔刑務所〕	内 18 488							7	7	94	内 18 380		
	総看護師長	7							7					
	看護師長	101								7	94			

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	看護師	内 18 380										内 18 380		
	〔少年院〕	16									3	13		
	看護師長	3									3			
	看護師	13										13		
	〔少年鑑別所〕													
	看護師	1										1		
更生保護官署														
更生保護官署共通費														
一般職		内 19(6箇月) 1,829												7,435,463
	指定職俸給表													
	〔地方更生保護委員会〕													
	委員長	4												37,896
	行政職俸給表(一)	内 19 1,824		3	21	38	63	143	210	477	内 1 499	内 18 344	26	7,393,956
	〔地方更生保護委員会〕	内 4 317		3	13	24	25	43	26	49	57	内 4 65	12	
	委員長	4		3	1									
	委員	49			10	18	21							
	事務局長	8			2	5	1							
	事務局次長	2				1	1							
	課長	11					1	8	2					
	課長補佐	16							9	7				
	係長	19								3	7	9		
	主任	1										1		
	首席審査官	13					1	12						
	統括審査官	24						11	13					

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	更生保護管理官	12						12						
	保護観察官	内 4 145							2	39	50	内 4 54		
	一般職員	13										1	12	
	〔保護観察所〕	内 15 1,507			8	14	38	100	184	428	内 1 442	内 14 279	14	
	所長	50			8	11	31							
	次長	12				3	4	5						
	課長	50						50						
	課長補佐	2							1	1				
	係長	63								23	40			
	主任	5									2	3		
	支部長	3					3							
	首席保護観察官	30						30						
	統括保護観察官	161						6	152	3				
	保護観察官	内 14 891							7	256	353	内 14 275		
	首席社会復帰調整官	11						9	2					
	統括社会復帰調整官	39							22	17				
	社会復帰調整官	内 1 176								128	内 1 47	1		
	一般職員	14											14	
	行政職俸給表(二)													
	〔保護観察所〕													
	技能労務職員	1							—	—	1	—	—	3,611
法務局														
法務局共通費														
一般職		(13) 内 20(6箇月) 8,926												34,469,067

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	指定職俸給表													
	法務局長	(5) 7												72,948
	行政職俸給表(一)	内 (8) 20 8,896		—	20	42	(8) 98	971	1,445	内 7 3,113	内 13 2,601	516	90	34,356,461
	法務局長	1			1									
	部長	(8) 26			10	7	(8) 9							
	部次長	1				1								
	課長	74					2	66	6					
	課長補佐	85							72	13				
	地方法務局長	42			9	32	1							
	地方法務局次長	42					41	1						
	同課長	212						168	43	1				
	支局長	261					5	218	38					
	支局課長	105							90	15				
	支局長補佐	61								59	2			
	係長	872								292	580			
	主任	48									19	29		
	総務管理官	6				2	4							
	訟務管理官	8						8						
	上席訟務官	124						85	30	9				
	訟務官	内 2 322								171	内 2 151			
	民事行政調査官	8						8						
	首席登記官	81					36	45						
	次席登記官	22						22						
	統括登記官	850						261	587	2				

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	登記官	内 11 3,989							238	2,055	内 11 1,696			
	復興事業対策官	2						2						
	電子認証管理官	1						1						
	登記情報システム管理官	50						30	20					
	表示登記専門官	577						48	277	252				
	監査専門官	81						8	17	42	14			
	遺言書保管官	154							19	135				
	人権擁護専門官	内 7 22							8	内 7 14				
	民事専門官	93								51	42			
	戸籍国籍相談官	16								2	14			
	登記専門職	328									64	264		
	供託専門職	131									19	112		
	一般職員	201										111	90	
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	23							1	20	2	—	—	39,658
出入国在留管理庁														
出入国在留管理庁共通費														
一般職		(6) 内 135(6箇月) 6,314												20,352,099
	指定職俸給表	(3) 10												108,648
	長官	(1) 1												
	次長	(1) 1												
	部長	2												
	審議官	(1) 2												
	地方出入国在留管理局長	4												

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	行政職俸給表(一)	(3) 内 118 4,620		(1) 2	18	(2) 17	33	89	197	786	内 9 1,632	内 109 1,767	79	14,436,156
	課長	(3) 11		(1) 1	5	(2) 5								
	室長	7				5	2							
	課長補佐	34					4	14	16					
	係長	133								45	88			
	主任	53									15	38		
	専門職	29					1	4	7	17				
	地方出入国在留管理局長	4		1	3									
	地方出入国在留管理局次長	3			3									
	同課長	15					3	12						
	同課長補佐	25							7	18				
	同係長	54								23	31			
	同監理官	13					13							
	同首席審査官	86					1	39	46					
	同統括審査官	242							60	182				
	同入国審査官	内 105 1,381								181	内 9 443	内 96 757		
	支局長	7			5	2								
	支局次長	4				4								
	同課長	7						7						
	同室長	4							4					
	同課長補佐	11							2	9				
	同係長	25								6	19			
	同監理官	8					8							
	同首席審査官	54						10	44					

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳												俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		
	支局統括審査官	144							9	135					
	同入国審査官	内 13 2,123								161	1,031	内 13 931			
	入国者収容所長	2			2										
	入国者収容所次長	2				1	1								
	同課長	4						3	1						
	同課長補佐	5							1	4					
	同係長	10								5	5				
	一般職員	120										41	79		
	公安職俸給表(一)	内 17 1,659	—	—	3	17	11	29	58	369	内 6 469	内 11 401	302		5,712,517
	地方出入国在留管理局警備監理官	4			3	1									
	同首席入国警備官	34				13	11	10							
	同統括入国警備官	141						15	52	74					
	同入国警備専門官	内 17 1,021								257	内 6 405	内 11 359			
	入国者収容所首席入国警備官	4				3		1							
	同統括入国警備官	16						3	6	7					
	同入国警備専門官	130								31	64	35			
	一般職員	309										7	302		
	医療職俸給表(一)	6							—	—	1	5	—		33,319
	室長	1									1				
	医師	5										5			
	医療職俸給表(二)														
	薬剤師	6				—	—	—	—	—	1	5	—		19,068
	医療職俸給表(三)	13					—	—	—	—	5	8	—		42,391
	看護師長	5									5				

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	看護師	8										8		
公安審査委員会														
公安審査委員会														
一般職	行政職俸給表(一)	4		－	－	1	－	1	1	－	1	－	－	17,980
	事務局長	1				1								
	主任	1									1			
	専門職	2						1	1					
公安調査庁														
公安調査庁共通費														
一般職		(8) 内 45(6箇月) 1,768												7,149,124
	指定職俸給表	(3) 10												105,756
	長官	(1) 1												
	次長	(1) 1												
	部長	(1) 3												
	公安調査局長	5												
	行政職俸給表(一)	(3) 70		3	(2) 11	(1) 2	－	－	－	7	17	16	14	216,235
	課長	(3) 12		1	(2) 9	(1) 2								
	係長	9								4	5			
	主任	9									3	6		
	研修所長	1			1									
	公安調査局長	3		2	1									
	公安調査局係長	8								3	5			
	同主任	12									4	8		
	一般職員	16										2	14	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員（人）	級別内訳											俸給額（千円）
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	5							1	2	2	—	—	17,413
	公安職俸給表(二)	(2) 内 45 1,683		—	15	24	(1) 78	(1) 129	187	301	内 9 426	内 6 319	内 30 204	6,809,720
	調整官	2				2								
	課長補佐	28					9	18	1					
	統括調査官	56					11	8	25	12				
	調査官	219								57	79	61	22	
	専門職	37					14	8	13		2			
	法規専門職	(2) 2					(1) 1	(1) 1						
	研修所員	5					1	1	1	1	1			
	公安調査局部長	24			9	15								
	同管理官	16					16							
	同首席調査官	46					23	22	1					
	同統括調査官	184					2	11	94	77				
	同調査官	内 41 652								84	内 7 219	内 4 208	内 30 141	
	同専門職	62						25	26	11				
	公安調査事務所長	14			6	7	1							
	公安調査事務所首席調査官	28						26	2					
	同統括調査官	54						9	6	39				
	同調査官	内 4 231								15	内 2 125	内 2 50	41	
	同専門職	23							18	5				

（備考） 1 予算定員及び級別内訳は、年度末の人員を記載している。
2 予算定員の外数は、年度首から年度途中までの間に置かれている人員及び月数であり、内数は、年度途中から年度末までの間に置かれている人員及び月数である。
3 予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条第1項の俸給表を適用する特定任期付職員及び「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項又は第2項の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる。
4 職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。
5 （ ）の数字は、検事をもって充てることができる人員で内数である。

(イ) 法務省主管　　令和５年度歳入予算額表

法務省主管　　（単位：千円）

部・款・項・目	令和５年度予算額	前年度予算額	対前年度比較増△減額
雑　収　入	92,703,643	92,782,357	△ 78,714
国有財産利用収入	799,823	760,616	39,207
国有財産貸付収入	799,304	759,584	39,720
土地及水面貸付料	238,746	231,808	6,938
建物及物件貸付料	344,189	305,107	39,082
公務員宿舎貸付料	216,369	222,669	△ 6,300
利子収入			
延納利子収入	519	1,032	△ 513
納　付　金			
雑納付金			
日本司法支援センター納付金	0	3,605,177	△ 3,605,177
諸　収　入	91,903,820	88,416,564	3,487,256
許可及手数料			
手数料	52,950,245	47,096,277	5,853,968
懲罰及没収金	34,644,124	36,949,584	△ 2,305,460
過料	1,799,760	1,789,101	10,659
没収金	947,846	652,347	295,499
罰金及科料	31,896,518	34,508,136	△ 2,611,618
弁償及返納金	1,103,016	958,997	144,019
弁償及違約金	423,727	451,197	△ 27,470
返納金	679,289	507,800	171,489
物品売払収入			
不用物品売払代	411,666	172,318	239,348
矯正官署作業収入	2,238,806	2,821,246	△ 582,440
刑務所作業収入	2,234,716	2,817,464	△ 582,748
少年院職業指導収入	4,090	3,782	308
雑入	555,963	418,142	137,821
労働保険料被保険者負担金	97,546	57,658	39,888
小切手支払未済金収入	13,855	4,855	9,000
延滞金	7,573	2,366	5,207
期満後収入	142,395	95,855	46,540
相続土地国庫帰属負担金	110,332	0	110,332
雑収	184,262	257,408	△ 73,146
法　務　省　主　管　合　計	**92,703,643**	**92,782,357**	**△ 78,714**

(ウ) 法務省所管　令和５年度歳出予算項目別表　（単位：千円）

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
法務本省共通費	113,117,914	128,368,493	△ 15,250,579
職員基本給	5,115,299	5,003,719	111,580
職員諸手当	2,563,994	2,415,079	148,915
超過勤務手当	863,685	846,043	17,642
委員手当	51,686	46,703	4,983
非常勤職員手当	19,663	19,591	72
休職者給与	931,098	857,324	73,774
国際機関等派遣職員給与	205,558	216,878	△ 11,320
公務災害補償費	487,708	498,251	△ 10,543
退職手当	18,229,412	33,913,293	△ 15,683,881
児童手当	56,670	53,895	2,775
諸謝金	37,587	36,973	614
報償費	1,691	1,691	0
職員旅費	243,208	253,722	△ 10,514
外国留学旅費	78,948	66,370	12,578
赴任旅費	14,935	14,935	0
委員等旅費	6,423	11,787	△ 5,364
外国人招へい旅費	3,784	0	3,784
参考人等旅費	62	62	0
庁費	1,418,873	1,408,001	10,872
国会図書館支部庁費	3,538	3,538	0
情報処理業務庁費	294,970	287,171	7,799
各所修繕	1,300,651	1,320,128	△ 19,477
招へい外国人滞在費	139	0	139
自動車重量税	218	317	△ 99
司法国際化業務庁費	636,413	317,328	319,085
国家公務員共済組合負担金	63,222,082	63,601,781	△ 379,699
基礎年金等国家公務員共済組合負担金	16,426,761	16,296,352	130,409
育児休業手当金国家公務員共済組合負担金	16,498	15,513	985
国有資産所在市町村交付金	188,200	179,964	8,236
国際私法会議等分担金	74,989	63,858	11,131
国際機関拠出金	133,113	142,995	△ 9,882
政府開発援助国際連合薬物犯罪事務所拠出金	69,569	54,842	14,727

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
交際費	1,989	1,989	0
賠償償還及払戻金	418,500	418,400	100
基本法制整備費	128,644	129,248	△ 604
諸謝金	3,618	4,473	△ 855
職員旅費	11,206	11,705	△ 499
委員等旅費	924	924	0
庁費	112,896	112,146	750
司法制度改革推進費	17,414,746	17,679,727	△ 264,981
委員手当	64,452	41,819	22,633
諸謝金	133,397	79,637	53,760
職員旅費	10,583	9,921	662
委員等旅費	23,293	19,827	3,466
庁費	28,398	34,083	△ 5,685
情報処理業務庁費	3,350	3,350	0
司法試験業務庁費	690,069	580,918	109,151
国際仲裁活性化調査委託費	69,943	118,325	△ 48,382
国選弁護人確保業務等委託費	16,391,261	16,791,847	△ 400,586
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費交付金	16,623,059	15,663,505	959,554
再犯防止等企画調整推進費	113,850	82,961	30,889
諸謝金	1,858	1,858	0
職員旅費	3,208	3,208	0
庁費	21,665	21,665	0
再犯防止等推進業務庁費	37,619	56,230	△ 18,611
地域再犯防止等推進事業交付金	49,500	0	49,500
検察企画調整費	57,493	59,865	△ 2,372
諸謝金	1,845	2,700	△ 855
証人等被害給付金	100	100	0
職員旅費	14,702	18,188	△ 3,486
外国人招へい旅費	1,822	1,505	317
庁費	37,389	35,737	1,652
招へい外国人滞在費	89	89	0
調査活動費	1,546	1,546	0
矯正企画調整費	169,140	135,798	33,342
委員手当	67,934	68,217	△ 283

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対　前　年　度 比較増△減額
諸謝金	4,263	3,252	1,011
褒賞品費	977	977	0
職員旅費	4,355	4,355	0
委員等旅費	4,550	3,595	955
庁費	14,176	9,544	4,632
民間資金等活用事業調査費	65,685	38,658	27,027
貸費生貸与金	7,200	7,200	0
更生保護企画調整推進費	240,773	372,472	△ 131,699
諸謝金	2,131	2,406	△ 275
褒賞品費	5,011	5,044	△ 33
職員旅費	7,058	4,204	2,854
委員等旅費	1,924	1,924	0
外国人招へい旅費	4,157	1,238	2,919
庁費	18,058	15,244	2,814
招へい外国人滞在費	518	283	235
更生保護事業費補助金	201,916	342,129	△ 140,213
債権管理回収業審査監督費	10,305	10,301	4
職員旅費	313	313	0
債権回収会社検査旅費	3,729	3,729	0
庁費	6,263	6,259	4
人権擁護推進費	1,260,665	1,308,684	△ 48,019
人権啓発活動等委託費	1,218,197	1,266,216	△ 48,019
人権啓発活動等補助金	42,468	42,468	0
訟務費	1,689,005	1,743,599	△ 54,594
諸謝金	252,405	252,405	0
訟務旅費	115,078	165,230	△ 50,152
委員等旅費	6,831	6,831	0
訴訟用印紙類購入費	67,285	67,285	0
訟務庁費	613,906	618,348	△ 4,442
賠償償還及払戻金	33,500	33,500	0
保証金	600,000	600,000	0
法務省施設費	18,899,714	24,272,665	△ 5,372,951
施設施工旅費	37,041	49,984	△ 12,943
施設施工庁費	54,109	76,665	△ 22,556
施設整備費	16,619,360	21,810,508	△ 5,191,148
不動産購入費	2,189,204	2,335,508	△ 146,304

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
法務行政情報化推進費			
情報処理業務庁費	380,980	397,725	△ 16,745
（組織）法務本省 計	170,106,288	190,225,043	△ 20,118,755
法務総合研究所共通費	1,817,024	1,834,582	△ 17,558
職員基本給	518,693	516,841	1,852
職員諸手当	258,957	247,019	11,938
超過勤務手当	16,948	12,156	4,792
非常勤職員手当	3,645	3,597	48
児童手当	3,985	4,285	△ 300
諸謝金	14,627	14,222	405
職員旅費	193,116	214,835	△ 21,719
赴任旅費	4,329	4,214	115
庁費	558,924	577,883	△ 18,959
情報処理業務庁費	6,737	6,864	△ 127
研修所庁費	151,399	146,982	4,417
公共施設等維持管理運営費	85,411	85,411	0
自動車重量税	0	20	△ 20
交際費	253	253	0
法務調査研究費	73,679	33,609	40,070
諸謝金	3,410	1,302	2,108
職員旅費	4,294	3,325	969
委員等旅費	72	72	0
試験研究費	65,903	28,910	36,993
国際協力推進費	275,535	312,878	△ 37,343
政府開発援助諸謝金	46,029	61,516	△ 15,487
政府開発援助職員旅費	62,277	68,792	△ 6,515
政府開発援助研修生旅費	9,345	9,345	0
政府開発援助外国人招へい旅費	52,190	69,310	△ 17,120
政府開発援助庁費	76,942	84,311	△ 7,369
政府開発援助情報処理業務庁費	981	1,268	△ 287
政府開発援助招へい外国人滞在費	10,231	15,711	△ 5,480
政府開発援助国際機関等拠出金	17,540	2,625	14,915
（組織）法務総合研究所 計	2,166,238	2,181,069	△ 14,831
検察官署共通費	107,277,612	104,226,480	3,051,132
職員基本給	63,829,365	63,401,584	427,781
職員諸手当	32,005,365	30,403,608	1,601,757

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対　前　年　度 比較増△減額
超過勤務手当	2,362,070	2,360,683	1,387
短時間勤務職員給与	2,337,740	2,006,404	331,336
児童手当	549,835	575,905	△ 26,070
職員旅費	5,021	4,934	87
赴任旅費	390,048	390,048	0
庁費	5,455,803	4,987,018	468,785
情報処理業務庁費	30,701	47,492	△ 16,791
庁舎等撤去費	228,470	0	228,470
公共施設等維持管理運営費	27,283	0	27,283
土地建物借料	33,392	23,915	9,477
自動車重量税	2,620	3,245	△ 625
国有資産所在市町村交付金	16,358	18,103	△ 1,745
交際費	3,541	3,541	0
検察費	5,310,971	5,379,844	△ 68,873
諸謝金	960,196	958,988	1,208
検察旅費	526,404	549,327	△ 22,923
選挙取締旅費	2,347	2,611	△ 264
参考人等旅費	263,382	283,224	△ 19,842
選挙取締庁費	3,801	10,472	△ 6,671
検察業務庁費	3,552,959	3,573,340	△ 20,381
予納金	200	200	0
刑事補償金	1,682	1,682	0
検察運営費	913,755	1,682,564	△ 768,809
諸謝金	7,329	12,464	△ 5,135
報償費	5,100	5,100	0
職員旅費	139,813	158,286	△ 18,473
委員等旅費	1,335	1,335	0
司法修習生旅費	3,907	4,070	△ 163
司法警察職員修習旅費	3,955	3,985	△ 30
調査活動費	40,370	40,370	0
検察業務庁費	711,946	1,456,954	△ 745,008
（組織）検察庁 計	113,502,338	111,288,888	2,213,450
矯正官署共通費	170,208,521	167,755,079	2,453,442
職員基本給	98,511,259	98,379,888	131,371
職員諸手当	44,987,128	42,776,771	2,210,357
超過勤務手当	19,005,941	19,191,677	△ 185,736

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対　前　年　度 比較増△減額
非常勤職員手当	1,112,853	1,067,023	45,830
短時間勤務職員給与	1,465,299	1,231,804	233,495
児童手当	1,963,265	1,948,995	14,270
諸謝金	32,065	30,454	1,611
褒賞品費	1,889	1,889	0
職員旅費	247,249	290,191	△ 42,942
赴任旅費	372,097	372,097	0
庁費	2,429,872	2,385,435	44,437
情報処理業務庁費	30,694	30,890	△ 196
土地建物借料	348	344	4
自動車重量税	20,757	21,488	△ 731
国有資産所在市町村交付金	27,637	25,965	1,672
交際費	168	168	0
矯正管理業務費	6,540,563	6,454,242	86,321
諸謝金	51,989	42,912	9,077
職員旅費	203,389	170,285	33,104
赴任旅費	201,756	195,020	6,736
委員等旅費	53,559	46,325	7,234
矯正管理業務庁費	5,193,104	5,165,897	27,207
看守等被服費	836,354	833,391	2,963
調査活動費	412	412	0
矯正収容費	43,053,960	44,326,920	△ 1,272,960
諸謝金	940,187	935,211	4,976
被収容者作業報奨金	1,563,489	1,568,401	△ 4,912
職業補導賞与金	45	45	0
職業能力習得報奨金	4,934	5,705	△ 771
被収容者作業死傷手当	11,156	11,071	85
職業補導死傷手当	49	49	0
矯正教育死傷手当	993	985	8
作業業務旅費	119,313	117,618	1,695
収容業務旅費	474,047	484,464	△ 10,417
護送旅費	365,134	379,617	△ 14,483
帰住旅費	19,729	20,986	△ 1,257
被収容者旅費	95,576	99,514	△ 3,938
収容諸費	23,067,877	23,893,958	△ 826,081
作業諸費	3,169,828	3,208,981	△ 39,153

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対　前　年　度 比較増△減額
被収容者被服費	370,858	394,201	△ 23,343
作業場等借料	10,301	10,301	0
被収容者食糧費	8,185,162	8,352,430	△ 167,268
原材料費	175,447	170,420	5,027
賠償償還及払戻金	100	100	0
都道府県警察実費弁償金	4,479,735	4,672,863	△ 193,128
矯正施設民間開放推進費	15,299,129	15,373,130	△ 74,001
職員旅費	330	330	0
矯正管理業務庁費	2,496,189	2,587,240	△ 91,051
公共施設等維持管理運営費	12,802,610	12,785,560	17,050
（組織）矯正官署 計	235,102,173	233,909,371	1,192,802
更生保護官署共通費	14,625,233	14,091,481	533,752
職員基本給	8,447,933	8,294,925	153,008
職員諸手当	4,426,666	4,183,577	243,089
超過勤務手当	329,586	328,535	1,051
委員手当	27,496	27,495	1
短時間勤務職員給与	390,460	342,911	47,549
児童手当	97,000	99,720	△ 2,720
職員旅費	16,159	15,959	200
赴任旅費	70,637	62,215	8,422
委員旅費	1,535	1,535	0
庁費	779,519	729,040	50,479
情報処理業務庁費	4,817	3,625	1,192
公共施設等維持管理運営費	31,790	0	31,790
土地建物借料	633	633	0
自動車重量税	0	307	△ 307
国有資産所在市町村交付金	22	24	△ 2
交際費	980	980	0
更生保護活動費	12,580,440	12,604,919	△ 24,479
諸謝金	82,852	85,711	△ 2,859
保護観察対象者等職業補導給付金	577,738	574,519	3,219
食事費給与金	582	702	△ 120
褒賞品費	19,208	19,848	△ 640
更生保護業務旅費	170,476	186,751	△ 16,275
研修生旅費	35,528	31,701	3,827
参考人等旅費	117	117	0

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対　前　年　度 比較増△減額
帰住援護旅費	3,378	3,378	0
更生保護業務庁費	1,924,057	1,915,486	8,571
被保護者被服費	6,263	6,748	△ 485
土地建物借料	0	13,161	△ 13,161
保護観察所入所者食糧費	12,551	12,551	0
更生保護委託費	5,372,765	5,341,737	31,028
保護司実費弁償金	4,374,925	4,412,509	△ 37,584
（組織）更生保護官署 計	27,205,673	26,696,400	509,273
法務局共通費	70,817,068	69,997,896	819,172
職員基本給	38,368,478	38,312,971	55,507
職員諸手当	19,720,458	18,832,158	888,300
超過勤務手当	3,409,033	3,265,504	143,529
短時間勤務職員給与	2,571,294	2,544,199	27,095
児童手当	339,215	376,510	△ 37,295
諸謝金	16,537	16,517	20
褒賞品費	44	44	0
職員旅費	177,312	179,443	△ 2,131
赴任旅費	257,192	257,192	0
庁費	4,868,411	5,120,765	△ 252,354
情報処理業務庁費	716,996	686,006	30,990
庁舎等撤去費	35,273	53,892	△ 18,619
公共施設等維持管理運営費	60,387	30,946	29,441
土地建物借料	266,296	311,125	△ 44,829
自動車重量税	1,013	1,197	△ 184
国有資産所在市町村交付金	7,885	8,183	△ 298
交際費	1,244	1,244	0
登記事務処理費	22,968,068	23,217,738	△ 249,670
委員手当	549,555	538,590	10,965
諸謝金	1,235	1,258	△ 23
登記業務旅費	105,091	137,726	△ 32,635
委員等旅費	27,885	28,058	△ 173
土地建物借料	119,675	119,675	0
登記業務庁費	14,305,612	14,536,246	△ 230,634
登記事項証明書交付事務等委託費	7,859,015	7,856,185	2,830
国籍等事務処理費	9,780,250	16,462,936	△ 6,682,686
民事業務旅費	21,907	22,244	△ 337

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対　前　年　度 比較増△減額
民事業務庁費	916,035	656,967	259,068
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	8,792,308	15,690,044	△ 6,897,736
供託金利子	50,000	93,681	△ 43,681
人権擁護活動費	2,225,188	2,175,725	49,463
人権擁護業務旅費	25,461	25,461	0
人権擁護業務庁費	874,878	826,713	48,165
人権擁護委員実費弁償金	1,324,849	1,323,551	1,298
（組織）法務局 計	105,790,574	111,854,295	△ 6,063,721
出入国在留管理庁共通費	40,844,488	39,140,310	1,704,178
職員基本給	23,911,287	23,164,316	746,971
職員諸手当	11,586,606	10,606,328	980,278
超過勤務手当	3,473,276	3,369,408	103,868
短時間勤務職員給与	79,918	85,121	△ 5,203
児童手当	216,045	227,555	△ 11,510
諸謝金	2,826	2,826	0
報償費	106	106	0
職員旅費	131,772	126,501	5,271
赴任旅費	204,906	200,525	4,381
庁費	1,185,632	1,320,945	△ 135,313
情報処理業務庁費	15,352	13,781	1,571
公共施設等維持管理運営費	14,999	0	14,999
土地建物借料	17,144	18,070	△ 926
自動車重量税	4,084	4,302	△ 218
国有資産所在市町村交付金	367	358	9
交際費	168	168	0
出入国管理企画調整推進費	3,674,712	3,176,728	497,984
委員手当	127,378	127,133	245
諸謝金	115,614	114,976	638
職員旅費	25,523	19,548	5,975
委員等旅費	12,490	12,418	72
外国人招へい旅費	574	574	0
出入国管理業務庁費	534,918	510,659	24,259
招へい外国人滞在費	144	144	0
調査活動費	547	547	0

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対　前　年　度 比較増△減額
中長期在留者住居地届出等事務委託費	1,160,271	1,203,323	△ 43,052
政府開発援助難民等救援業務委託費	509,847	0	509,847
特定技能試験実施費補助金	47,409	47,409	0
外国人技能実習機構交付金	39,997	39,997	0
外国人受入環境整備交付金	1,100,000	1,100,000	0
出入国管理業務費	10,110,830	9,297,442	813,388
非常勤職員手当	28,839	28,704	135
諸謝金	385,980	362,567	23,413
出入国管理業務旅費	176,360	159,563	16,797
護送旅費	151,461	151,461	0
証人等旅費	56	56	0
被収容者旅費	95,496	73,713	21,783
出入国管理業務庁費	7,023,656	6,378,330	645,326
収容諸費	949,813	936,568	13,245
審査官等被服費	77,076	76,303	773
被収容者被服費	885	885	0
土地建物借料	887,803	741,389	146,414
調査活動費	2,494	2,494	0
被護送収容者食糧費	308,823	363,321	△ 54,498
被収容者帰国支援事業委託費	22,088	22,088	0
（組織）出入国在留管理庁 計	54,630,030	51,614,480	3,015,550
公安審査委員会	62,704	66,160	△ 3,456
職員基本給	22,406	23,279	△ 873
職員諸手当	13,011	13,716	△ 705
超過勤務手当	1,033	801	232
委員手当	15,540	18,172	△ 2,632
児童手当	480	480	0
諸謝金	132	132	0
職員旅費	260	260	0
委員旅費	437	437	0
庁費	9,296	8,794	502
自動車重量税	20	0	20
交際費	89	89	0
公安調査庁共通費	13,889,594	13,453,760	435,834

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
職員基本給	8,465,902	8,279,088	186,814
職員諸手当	4,081,432	3,867,610	213,822
超過勤務手当	500,331	402,388	97,943
短時間勤務職員給与	53,555	53,955	△ 400
児童手当	100,080	101,480	△ 1,400
諸謝金	833	833	0
職員旅費	30,204	30,204	0
赴任旅費	44,813	42,286	2,527
庁費	458,672	591,008	△ 132,336
情報処理業務庁費	1,579	14,222	△ 12,643
庁舎等撤去費	74,800	0	74,800
公共施設等維持管理運営費	71,453	61,646	9,807
土地建物借料	3,296	3,296	0
自動車重量税	1,618	4,718	△ 3,100
交際費	1,026	1,026	0
破壊的団体等調査費	2,548,531	2,495,747	52,784
諸謝金	4,393	4,393	0
団体等調査旅費	118,031	122,455	△ 4,424
参考人等旅費	60	60	0
団体等調査業務庁費	509,368	426,338	83,030
公安調査官調査活動費	1,916,679	1,942,501	△ 25,822
（組織）公安調査庁 計	16,438,125	15,949,507	488,618
法務省所管 合計	725,004,143	743,785,213	△ 18,781,070

（参考）　デジタル庁所管（デジタル庁一括計上）（政府情報システム経費）
及び国土交通省所管 (観光庁一括計上)(国際観光旅客税財源充当事業)

（単位：千円）

項　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
情報通信技術調達等適正・効率化推進費			
情報処理業務庁費	63,058,359	60,093,320	2,965,039
（組織）デジタル庁 計	63,058,359	60,093,320	2,965,039
国際観光旅客税財源観光振興費			
出入国管理業務庁費	3,647,920	2,904,840	743,080
（組織）観光庁 計	3,647,920	2,904,840	743,080

イ　東日本大震災復興特別会計

(ア)　令和５年度　　政府職員予算定員及び俸給額表

職　名　別　等　内　訳

適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級別内訳											俸給額(千円)
		11　級	10　級	9　級	8　級	7　級	6　級	5　級	4　級	3　級	2　級	1　級	
法　務　省　共　通　費													
〔法　　務　　局〕													
一　　般　　職													
行 政 職 俸 給 表 (一)													
登　　記　　官	9		－	－	－	－	－	－	－	9	－	－	25,689

(備考)　1　予算定員及び級別内訳は、年度末の人員を記載している。
　　2　予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第７条第１項の俸給表を適用する特定任期付職員が含まれる。
　　3　職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ)　令和５年度　歳入予算額表

復興庁その他の各省各庁所管（法務省）　　（単位：千円）

款　・　項　・　目	令和５年度予算額	前年度予算額	対前年度比較増△減額
雑　収　入	110	270,173	△ 270,063
雑　納　付　金			
日本司法支援センター納付金	0	270,053	△ 270,053
雑　収　入			
労働保険料被保険者負担金	110	120	△ 10
合　計	**110**	**270,173**	△ **270,063**

(ウ) 令和５年度　歳出予算額科目別表　　（単位：千円）

科　　目	令和５年度 当初予算額	前　年　度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
法務省共通費	53,601	86,840	△ 33,239
職員基本給	26,354	47,464	△ 21,110
職員諸手当	15,709	22,996	△ 7,287
超過勤務手当	2,921	5,000	△ 2,079
児童手当	460	520	△ 60
庁費	156	207	△ 51
国家公務員共済組合負担金	8,001	10,653	△ 2,652
法務行政復興政策費	22,296	84,836	△ 62,540
登記業務旅費	656	656	0
登記業務庁費	21,640	84,180	△ 62,540
（組織）復興庁 計	75,897	171,676	△ 95,779

※　東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(2) 決　　算

令和４年度　法務省主管　一般会計歳入決算報告書

法務省主管　一般会計

歳入予算額			徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）
当初予算額（円）	予算補正追加額 予算補正修正減少額（△）（円）	合計（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）
89,177,180,000	3,605,177,000	92,782,357,000	118,023,845,208	117,916,777,016	71,869,738	35,198,454	25,134,420,016

部・款・項・目別区分及び各目の増減理由

部・款・項・目	歳入予算額（円）	徴収決定済額（円）	収納済歳入額（円）	不納欠損額（円）	収納未済歳入額（円）	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）（円）	増減理由
政府資産整理収入							
国有財産処分収入							
国有財産売払収入							
土地売払代	0	57,065	57,065	0	0	57,065	土地区画整理事業に伴う換地清算金があったため
雑収入	92,782,357,000	118,023,788,143	117,916,719,951	71,869,738	35,198,454	25,134,362,951	
国有財産利用収入	760,616,000	816,602,362	791,592,502	24,863,491	146,369	30,976,502	
国有財産貸付収入	759,584,000	790,638,271	790,494,518	0	143,753	30,910,518	
土地及水面貸付料	231,808,000	248,662,188	248,662,188	0	0	16,854,188	土地の貸付面積が予定より多かったこと等のため
建物及物件貸付料	305,107,000	318,230,221	318,230,004	0	217	13,123,004	建物の貸付面積が予定より多かったこと等のため
公務員宿舎貸付料	222,669,000	223,745,862	223,602,326	0	143,536	933,326	
利子収入							
延納利子収入	1,032,000	25,964,091	1,097,984	24,863,491	2,616	65,984	
納付金							
雑納付金							
日本司法支援センター納付金	3,605,177,000	3,605,176,544	3,605,176,544	0	0	△ 456	
諸収入	88,416,564,000	113,602,009,237	113,519,950,905	47,006,247	35,052,085	25,103,386,905	
許可及手数料							
手数料	47,096,277,000	54,029,335,450	54,029,335,450	0	0	6,933,058,450	電気通信回線による登記情報提供手数料が予定より多かったこと等のため
懲罰及没収金	36,949,584,000	34,249,350,401	34,248,894,401	0	456,000	△ 2,700,689,599	
過料	1,789,101,000	1,641,319,944	1,641,319,944	0	0	△ 147,781,056	会社法（平成17年法律第86号）の違反による過料が予定より少なかったこと等のため
没収金	652,347,000	896,776,427	896,320,427	0	456,000	243,973,427	没収刑の執行に代わる追徴による収入が予定より多かったこと等のため
罰金及科料	34,508,136,000	31,711,254,030	31,711,254,030	0	0	△ 2,796,881,970	道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による罰金が予定より少なかったこと等のため
弁償及返納金	958,997,000	22,451,541,237	22,373,458,793	43,855,630	34,226,814	21,414,461,793	
弁償及違約金	451,197,000	453,826,560	377,610,711	43,649,335	32,566,514	△ 73,586,289	訴訟費用弁償金が予定より少なかったこと等のため
返納金	507,800,000	21,997,714,677	21,995,848,082	206,295	1,660,300	21,488,048,082	民事訴訟保証金の返納金が予定より多かったこと等のため
物品売払収入							
不用物品売払代	172,318,000	359,382,494	359,382,494	0	0	187,064,494	没収品の売払いが予定より多かったこと等のため
矯正官署作業収入	2,821,246,000	2,150,339,124	2,150,339,124	0	0	△ 670,906,876	
刑務所作業収入	2,817,464,000	2,145,897,041	2,145,897,041	0	0	△ 671,566,959	賃金収入が予定より少なかったこと等のため
少年院職業指導収入	3,782,000	4,442,083	4,442,083	0	0	660,083	
雑入	418,142,000	362,060,531	358,540,643	3,150,617	369,271	△ 59,601,357	
労働保険料被保険者負担金	57,658,000	81,350,861	81,350,861	0	0	23,692,861	１人当たり保険料が予定より多かったこと等のため
小切手支払未済金収入	4,855,000	9,539,703	9,539,703	0	0	4,684,703	供託金の払渡しに係る小切手支払未済金が予定より多かったこと等のため
延滞金	2,366,000	6,955,173	3,507,585	3,150,617	296,971	1,141,585	損害賠償金に係る延滞金が予定より多かったこと等のため
期満後収入	95,855,000	120,794,107	120,794,107	0	0	24,939,107	供託金の払渡請求に係る法定期限経過による国庫帰属が予定より多かったこと等のため
雑収	257,408,000	143,420,687	143,348,387	0	72,300	△ 114,059,613	還付不能による刑事領置金が予定より少なかったこと等のため
法務省主管計	**92,782,357,000**	**118,023,845,208**	**117,916,777,016**	**71,869,738**	**35,198,454**	**25,134,420,016**	

令和４年度　復興庁その他の各省各庁所管（法務省）　東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書

復興庁その他の各省各庁所管（法務省）　東日本大震災復興特別会計

歳入予算額			徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）
当初予算額（円）	予算補正追加額（△）予算補正修正減少額（円）	合計（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）
120,000	270,053,000	270,173,000	270,157,890	270,157,890	0	0	△ 15,110

款・項・目別区分及び各目の増減理由

款・項・目	歳入予算額（円）	徴収決定済額（円）	収納済歳入額（円）	不納欠損額（円）	収納未済歳入額（円）	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）（円）	増減理由
雑収入	270,173,000	270,157,890	270,157,890	0	0	△ 15,110	
雑納付金							
日本司法支援センター納付金	270,053,000	270,053,333	270,053,333	0	0	333	
雑収入	120,000	104,557	104,557	0	0	△ 15,443	
労働保険料被保険者負担金	120,000	82,622	82,622	0	0	△ 37,378	被保険者数が予定より少なかったこと等のため
雑入	0	21,935	21,935	0	0	21,935	法務省共済組合介護国庫負担金の返納があったため
合計	270,173,000	270,157,890	270,157,890	0	0	△ 15,110	

2　令和４年公布法務省主管法律一覧

法　　律　　名	公布月日	法律番号	施行年月日
1　裁判所職員定員法の一部を改正する法律	4.22	30	公布の日
2　裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律	4.22	31	令和４年10月１日
3　民事訴訟法等の一部を改正する法律	5.25	48	一部の規定を除き、公布の日から起算して４年を超えない範囲内において政令で定める日
4　刑法等の一部を改正する法律	6.17	67	一部の規定を除き、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日
5　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	6.17	68	一部の規定を除き、刑法等の一部を改正する法律の施行の日
6　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	11.28	90	公布の日
7　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	11.28	91	公布の日
8　民法等の一部を改正する法律	12.16	102	一部の規定を除き、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日

3　令和４年公布法務省主管政令一覧

政　　令　　名	公布月日	政令番号	施行年月日
1　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令	1.4	2	令和４年４月１日
2　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	2.18	41	公布の日
3　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	2.18	42	令和４年11月１日
4　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令	3.24	71	令和４年４月１日
5　最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令	3.24	72	令和４年４月１日
6　証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令	3.25	82	令和４年４月１日
7　法務省組織令の一部を改正する政令	3.25	94	令和４年４月１日
8　土地区画整理登記令及び不動産登記令の一部を改正する政令	4.27	182	令和４年５月18日
9　借地借家法施行令	5.2	187	令和４年５月18日

政　　令　　名	公布月日	政令番号	施行年月日
10　裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	6.24	239	公布の日
11　会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令	7.21	249	令和４年９月１日
12　検察官特別考試令の一部を改正する政令	9.14	301	令和４年10月１日
13　不動産登記令等の一部を改正する政令	9.29	315	令和５年４月１日
14　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令	9.29	316	令和５年４月27日
15　民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	12.16	384	公布の日
16　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令	12.23	395	令和５年４月１日
17　国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	12.23	399	令和４年12月29日

4　令和４年公布法務省令等一覧

省令番号	省　　令　　名	公布月日	施行年月日
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第45条の２第１項の法務省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令	1.11	令和４年１月11日
2	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第１条第２項において準用する不動産登記令第９条の情報を定める省令の一部を改正する省令	1.31	令和４年４月１日
3	後見登記等に関する省令の一部を改正する省令	1.31	公布の日
4	少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令	2．1	少年法等の一部を改正する法律の施行の日（令和４年４月１日）
5	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	2.17	公布の日（この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和３年12月20日から適用）
6	商業登記規則の一部を改正する省令	3．7	公布の日
7	戸籍法施行規則の一部を改正する省令	3．8	令和４年４月１日
8	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	3．9	公布の日 ただし、第２条の規定は、令和４年３月16日
9	刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令	3.11	令和４年４月１日
10	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.15	令和４年４月１日

省令番号	省　　令　　名	公布月日	施行年月日
11	不動産登記令第４条の特例等を定める省令の一部を改正する省令	3.24	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（令和４年政令第２号）の施行の日（令和４年４月１日）
12	不動産登記規則の一部を改正する省令	3.24	令和４年４月１日
13	法務省組織規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
14	法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日 ただし、第２表に係る改正規定は、同年10月１日
15	刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
16	少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
17	矯正管区組織規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
18	保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
19	入国者収容所組織規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
20	地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
21	法務省定員規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
22	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日
23	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	3.25	令和４年４月１日

省令番号	省　　令　　名	公布月日	施行年月日
24	司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令	3.29	令和５年３月31日
25	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部を改正する省令	4．1	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第71号）の施行の日（令和４年４月１日）
26	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令	4．1	公布の日
27	総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令	4．1	公布の日
28	供託規則の一部を改正する省令	4.28	令和４年９月１日
29	借地借家法施行規則	5.18	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第35条の規定の施行の日（令和４年５月18日）
30	出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令	5.25	公布の日
31	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	5.25	公布の日（この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和４年４月１日から適用）
32	商業登記規則の一部を改正する省令	6．2	公布の日
33	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	6.14	令和４年12月31日

省令番号	省　　令　　名	公布月日	施行年月日
34	商業登記規則等の一部を改正する省令	8．3	会社法の一部を改正する法律附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日（令和４年９月１日）
35	商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令	8.18	令和４年９月１日
36	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	9.30	道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日 ただし、第２表に係る改正規定は同法の施行の日、第３表に係る改正規定は同条第３号に掲げる規定の施行の日
37	地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令	9.30	令和４年10月１日
38	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の一部を改正する省令	9.30	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第46号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日
39	手形法第83条及び小切手法第69条の規定による手形交換所を指定する省令	10.27	令和４年11月４日

省令番号	省　　令　　名	公布月日	施行年月日
40	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令	10.27	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和４年11月１日）
41	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部を改正する省令	11．1	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和４年11月１日）
42	非訟事件手続法第90条第８項及び第91条第５項並びに家事事件手続法第146条の２第２項の規定による公告の方法等を定める省令	11.30	令和５年４月１日
43	会社法施行規則等の一部を改正する省令	12.26	公布の日 ただし、第１条中会社法施行規則第133条の改正規定及び第２条中会社計算規則第133条の改正規定は、令和５年３月１日
（共同府・省令）			
内閣府1 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令	1.19	法の施行の日（令和４年４月１日）

省令番号	省　　令　　名	公布月日	施行年月日
環境省 防衛省			
内閣府1 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令	3.24	令和４年４月１日
内閣府1 法務省	金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令	3.29	公布の日
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第22条第３項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令	3.31	令和４年４月１日
内閣府1 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	3.31	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和４年４月１日）ただし、第３条第８号の改正規定は、改正法附則第１条第７号に掲げる規

省令番号	省令名	公布月日	施行年月日
			定の施行の日（同年５月１日）
デジタル庁1 法務省	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令	4．1	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（令和４年４月１日）
法務省1 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	4.25	公布の日
内閣官房1 内閣府 カジノ管理委員会 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令	7.22	公布の日
内閣府2 法務省	前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令	7.29	令和４年９月１日
法務省1 経済産業省	鉱害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令	7.29	令和４年９月１日

省令番号	省令名	公布月日	施行年月日
法務省1 国土交通省	積立式宅地建物販売業者営業保証金規則等の一部を改正する省令	7.29	令和４年９月１日
内閣府2 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	8．5	令和５年４月１日
法務省2 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	8.16	公布の日
法務省2 経済産業省	産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部を改正する省令	8.31	令和４年９月１日
法務省3 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	9.30	令和４年10月１日
内閣府2 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令	10.26	令和４年11月１日

省令番号	省　　令　　名	公布月日	施行年月日
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令	11.28	公布の日

5　令和４年主要訓令等一覧

（法務省訓令）

訓令番号	題　　名	月 日	施行年月日
1	検察庁事務章程の一部を改正する訓令	3.25	4．4．1

（法務大臣訓令）

題　名　又　は　件　名	月日	記号番号	施行年月日
（秘書課）			
1　法務省の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務の委任に関する訓令	3.16	秘個訓　1	4．4．1
2　法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令	3.28	秘文訓　1	4．4．1
3　法務省公印規程の一部を改正する訓令	3.30	秘文訓　2	4．4．1
4　個人情報の保護に関する法律第147条第１項の規定により法務大臣に委任された権限に関する訓令	3.30	秘個訓　2	4．4．1
5　法務省本省個人情報保護窓口設置要綱の一部を改正する訓令	3.30	秘個訓　3	4．4．1
6　法務省保有個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令	3.30	秘個訓　4	4．4．1
7　法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	3.31	秘法訓　1	4．4．1
8　法務省公益通報等対応規則の一部を改正する訓令	5.20	秘総訓　1	4．6．1
9　法務省法令適用事前確認手続規則の一部を改正する訓令	9.16	秘法訓　2	4.11．1
10　法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	10.26	秘法訓　3	4.11．1

題　名　又　は　件　名	月日	記号番号	施行年月日
（人事課）			
1　法務省人事評価実施規程の一部を改正する訓令	3.25	人服訓　1	4．4．1
2　法務省に勤務する職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令	3.28	人服訓　2	4．3.28
3　法務省定員細則の一部を改正する訓令	3.30	人定訓　1	4．4．1
4　法務省人事評価実施規則の一部を改正する訓令	8.25	人服訓　3	4.10．1
（会計課）			
1　出入国在留管理庁会計事務章程等の一部を改正する訓令	3.25	会　訓　1	4．4．1
（刑事局）			
1　証拠品事務規程の一部を改正する訓令	3．1	刑総訓　1	4．3.15
2　事件事務規程の一部を改正する訓令	3.18	刑総訓　2	4．4．1
3　犯歴事務規程の一部を改正する訓令	3.18	刑総訓　3	4．4．1
4　統括捜査官の配置に関する規則の一部を改正する訓令	3.25	刑総訓　5	4．4．1
5　事件事務規程の一部を改正する訓令	10.12	刑総訓　6	4.11．1
（矯正局）			
1　少年院及び少年鑑別所における規律及び秩序の維持等に関する訓令の一部を改正する訓令	1．6	矯少訓　2	4．1．6
2　刑事施設の保安表彰に関する訓令の一部を改正する訓令	3.14	矯成訓　1	4．4．1

題　名　又　は　件　名	月日	記号番号	施行年月日
3　婦人補導院在院者又はその遺族に対する死亡手当金等の支給に関する訓令の一部を改正する訓令	3.25	矯成訓　4	4．4．1
4　在院者の死亡手当金等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.25	矯少訓　1	4．4．1
5　少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令	3.28	矯総訓　2	4．4．1
6　受刑者の集団編成に関する訓令の一部を改正する訓令	3.28	矯成訓　2	4．4．1 4．9．1
7　受刑者の処遇要領に関する訓令の一部を改正する訓令	3.28	矯成訓　3	4．4．1
8　統括矯正処遇官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯総訓　3	4．4．1
9　少年院及び少年鑑別所における統括専門官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯総訓　4	4．4．1
10　矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	6.16	矯少訓　3	4．7．1
11　矯正定期報告規程の一部を改正する訓令	9.26	矯少訓　6	4．9.26
12　矯正定期報告規程の一部を改正する訓令	12.23	矯成訓　5	4.12.23

6　令和４年主要通達等一覧

題　名　又　は　件　名	月　日	記号番号	備　考
（秘書課）			
1　法務省行政文書管理規則運用細則の一部改正について	3.29	秘文　18	官房長通達
2　法務省行政文書ファイル保存要領の一部改正について	3.29	秘文　19	官房長通達
3　法務省秘密文書管理要領の一部改正について	3.29	秘文　20	官房長通達
4　保存期間を１年未満とする行政文書の廃棄に係る記録の期間及び公表について	3.29	秘文　21	官房長通知
5　集中管理実施要領について	3.29	秘文　22	秘書課長依命通達
6　行政文書ファイル等の紛失等が発生した場合の報告について	3.30	秘文　24	秘書課長依命通知
7　「法務省本省情報公開審査基準について」の一部改正について	3.30	秘公　65	秘書課長依命通達
8　法務省本省における個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準について	3.30	秘個　7	秘書課長依命通達
9　法務省本省における保有個人情報の開示方法に関する要領について	3.30	秘個　8	秘書課長依命通達
10　保有個人情報等の漏えい等事案の報告について	3.30	秘個　9	秘書課長依命通知
11　個人情報保護法開示請求等事務処理の手引の送付について	3.30	秘個　10	秘書課長通知
12　法務省における行政機関等匿名加工情報の提供に関する手引について	3.30	秘個　11	秘書課長通知
（人事課）			
1　「検察庁に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について」の一部改正について	1.11	人検　7	事務次官依命通達
2　「検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について」の一部改正について	1.11	人検　8	事務次官依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
3　「検察庁に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成に当たっての留意事項について」の一部改正について	1.11	人検　9	人事課長通知
4　「検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等に当たっての留意事項について」の一部改正について	1.11	人検　10	人事課長通知
5　人事院規則（人事評価見直しに伴う任用・給与制度関係）等の改正について	1.13	人任　2	人事課長通知
6　人事院事務総長通知の発出について	2.18	人服　62	人事課長依命通知
7　「人事統計報告の取扱いについて」の一部改正について	3．4	人給　45	人事課長依命通達
8　「併任されている官職に基づき手当を支給する場合の職員への通知等について」の一部改正について	3.16	人給　51	人事課長依命通達
9　「地方検察庁における宿直勤務について」の一部改正について	3.22	人服　132	人事課長依命通達
10　「検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について」の一部改正について	3.28	人検　55	事務次官依命通達
11　「育児又は介護を行う法務省に勤務する職員の早出遅出勤務について」の一部改正について	3.28	人服　144	人事課長依命通達
12　「超過勤務による疲労蓄積防止、業務の都合及びその他ワークライフバランス推進のための早出遅出勤務について」の一部改正について	3.28	人服　145	人事課長依命通達
13　「修学等のために早出遅出勤務をさせる職員の早出遅出勤務について」の一部改正について	3.28	人服　146	人事課長依命通達
14　「法務省に勤務する障害者である職員の早出遅出勤務について」の一部改正について	3.28	人服　147	人事課長依命通達
15　「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」の決定について	3.29	人企　33	人事課長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
16　本省内部部局の職員の配置定員について	3.30	人定　5	人事課長通達
17　法務局及び地方法務局の職員の配置定員について	3.30	人定　6	人事課長通達
18　検察庁の職員の配置定員について	3.30	人定　7	人事課長通達
19　矯正管区の職員の配置定員について	3.30	人定　8	人事課長通達
20　刑務所、少年刑務所及び拘置所の職員の配置定員について	3.30	人定　9	人事課長通達
21　少年院の職員の配置定員について	3.30	人定　10	人事課長通達
22　少年鑑別所の職員の配置定員について	3.30	人定　11	人事課長通達
23　地方更生保護委員会の職員の配置定員について	3.30	人定　12	人事課長通達
24　保護観察所の職員の配置定員について	3.30	人定　13	人事課長通達
25　「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について	4．1	人企　31	事務次官通達
26　「研修による昇給について」の一部改正について	4．5	人給　78	人事課長通知
27　「研修による昇給について」の一部改正について	4．5	人給　79	人事課長通知
28　「定年制度の運用について」の一部改正等について	4．7	人企　56	人事課長通知
29　「人事院規則８－12（職員の任免）の運用について」の一部改正について	4.11	人任　34	人事課長通知
30　デジタル庁設置法の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正等について	4.11	人企　62	人事課長通知
31　国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使について	4.22	人企　70	人事課長通知
32　「参議院議員通常選挙における国家公務員の服務規律の確保について」及び「参議院議員の通常選挙に際しての職員の政治的行為の制限に関する違反防止について」について	6．1	人服　274	人事課長依命通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
33 「正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることについて」の一部改正について	6.10	人服 292	人事課長依命通達
34 人事院事務総長通知等の発出について	6.23	人服 300	人事課長依命通知
35 人事院事務総長通知の発出について	7. 4	人服 317	人事課長依命通知
36 「職員の育児休業等について」の一部改正について	7. 4	人服 318	人事課長依命通達
37 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会解散及び令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う人事院規則の制定等について	7.14	人企 117	人事課長通知
38 「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の一部改正について	8. 2	人任 182	人事課長通知
39 「職員の配偶者同行休業について」の一部改正について	9.20	人服 435	人事課長依命通達
40 「検察庁に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について」の一部改正について	9.29	人検 247	事務次官依命通達
41 「検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について」の一部改正について	9.29	人検 248	事務次官依命通達
42 「検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等に当たっての留意事項について」の一部改正について	9.29	人検 250	人事課長通知
43 「検察庁に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等に当たっての留意事項について」の一部改正について	10. 4	人検 252	人事課長通知
44 「研修による昇給について」の一部改正について	10.21	人給 191	人事課長通知
45 「研修による昇給について」の一部改正について	10.21	人給 192	人事課長通知
46 「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」の一部改正について	11. 9	人服 506	人事課長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
47 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	11.18	人給 203	人事課長依命通達
48 給与法等の改正に伴う差額の支給等について	11.28	人給 206	人事課長依命通達
49 「人事院規則８－12（職員の任免）の運用について」の一部改正等について	12.12	人任 245	人事課長通知
50 年末年始における綱紀の厳正な保持等について	12.15	人服 553	事務次官通知
（会計課）			
1 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る得点配分等について	1.19	会 96	会計課長依命通知
2 スーパーコンピューター等に関する一般競争入札に係る総合評価落札方式について	1.28	会 140	会計課長依命通知
3 研究開発の業務委託等に関する入札に係る総合評価落札方式について	1.28	会 141	会計課長依命通知
4 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」等に関する一般競争入札に係る総合評価落札方式について	1.28	会 142	会計課長・施設課長依命通知
5 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について	2.10	会 332	会計課長依命通知
6 「国家公務員等の旅費に関する法律」第46条第２項の規定に基づく協議について	2.25	会 488	会計課長依命通達
7 「移転料の対象外経費について」の全部改正について	2.25	会 489	会計課長通知
8 「会計経理に係る行政文書の保存期間基準例」の一部改正について	3.10	会 651	会計課長・施設課長通達
9 令和４年度歳入・歳出予算科目区分の説明について	3.23	会 864	会計課長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
10 「令和４年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の策定及び同方針の運用について	5.31	会 1477	会計課長依命通知
11 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払について	6.16	会 1534	会計課長依命通知
12 「片道100キロメートル未満の区間の鉄道旅行における特別急行料金等の支給について」の一部改正について	11.24	会 2491	会計課長依命通知
13 長時間労働につながる商慣行改善に向けた要請について	12.26	会 2791	会計課長通知
14 「会計事務職員研修及び会計事務職員契約管理研修の研修生候補者の推薦について」の一部改正について	12.27	会 2795	会計課長通達
（施設課）			
1 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いについて」の一部改正について	3.18	施 386	会計課長・施設課長依命通達
2 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いの運用について」の一部改正について	3.18	施 387	会計課長・施設課長通知
3 「工事請負契約における債権譲渡の承諾について」の一部改正について	10. 4	施 1691	会計課長・施設課長通達
4 「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について	11. 7	施 1871	会計課長・施設課長通達
5 「工事請負契約書第25条第５項（単品スライド条項）の運用について」の一部改正について	11.29	施 2125	施設課長通知
（司法法制部）			
1 保護統計調査要領の一部改正について	3.28	司司 191	司法法制部長依命通達
2 「保護統計符号表の制定について」の一部改正について	3.28	司司 192	司法法制部長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
3　刑事統計調査要領の一部改正について	3.28	司司　216	司法法制部長依命通達
4　刑事統計符号表の一部改正について	3.28	司司　217	司法法制部長通知
5　「少年矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	3.31	司司　186	司法法制部長依命通達
6　「少年矯正統計符号表の制定について」の一部改正について	3.31	司司　187	司法法制部長通知
7　「矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	3.31	司司　221	司法法制部長依命通達
8　矯正統計符号表の一部改正について	3.31	司司　222	司法法制部長通知
9　刑事統計調査要領の一部改正について	7．6	司司　407	司法法制部長依命通達
10　商業・法人登記統計要領の一部改正について	8.29	司司　474	司法法制部長依命通達
11　商業・法人登記統計要領の一部改正について	10.21	司司　589	司法法制部長依命通達
12　保護統計調査要領の一部改正について	12.15	司司　668	司法法制部長依命通達
13　「矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	12.26	司司　717	司法法制部長依命通達
14　「少年矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	12.26	司司　718	司法法制部長依命通達
（民事局）			
1　民法の一部を改正する法律の施行に伴う国籍事務の取扱いについて（通達）	2．9	民一　284	民事局長通達
2　商業登記オンライン申請等事務取扱規程の一部改正について（通達）	3．7	民商　84	民事局長通達
3　「法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施後の商業・法人登記事務に関する取扱要綱」の一部改正について（通達）	3.18	民商　101	民事局長通達
4　不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）	3.24	民二　458	民事局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
5　「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）	3.31	民二　480	民事局長通達
6　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）	3.31	民二　512	民事局長通達
7　所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（租税特別措置法第84条の２の３関係）（通知）	3.31	民二　513	民事第二課長通知
8　特定不能土地等管理者等から売買等により所有権を取得した者による自己を表題部所有者とする表題登記の取扱いについて（通達）	4．1	民二　523	民事局長通達
9　表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて（通達）	4.14	民二　535	民事局長通達
10　供託規則の一部を改正する省令等の施行に伴う供託事務の取扱いについて（通達）	8．1	民商　376	民事局長通達
11　会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）	8．3	民商　378	民事局長通達
12　商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）	8.25	民商　411	民事局長通達
13　商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）	8.25	民商　412	民事局長通達
14　商業登記オンライン申請等事務取扱規定の一部改正について（通達）	8.25	民商　413	民事局長通達
15　「休眠会社及び休眠一般法人整理等作業実施要領」の一部改正について	9.15	民商　437	民事局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
16 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）	10.31	民二 947	民事局長通達
（刑事局）			
1 証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について	3. 1	刑総 145	刑事局長依命通達
2 「少年法等の一部を改正する法律」の施行に伴う事件事務規程及び犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について	3.18	刑総 274	刑事局長依命通達
3 令和２年７月10日付け法務省刑総第699号通達「検察運営に関する報告について」の一部改正について	3.28	刑総 318	刑事局長依命通達
4 「刑法等の一部を改正する法律」の施行について	6.29	刑制 43	刑事局長依命通達
5 「刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約」の発効について	8. 8	刑国 255	刑事局長依命通達
6 事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について	10.12	刑総 955	刑事局長依命通達
7 令和２年７月10日付け法務省刑総第699号通達「検察運営に関する報告について」の一部改正について	12.12	刑総 1181	刑事局長依命通達
8 「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の一部の施行について	12.22	刑公 132	刑事局長依命通達
9 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第５条の罪について	12.22	刑公 136	刑事局長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
（矯正局）			
1　「少年院及び少年鑑別所における規律及び秩序の維持等に関する訓令の運用について」の一部改正について	1．6	矯少　3	矯正局長依命通達
2　「少年院及び少年鑑別所に勤務する法務教官及び法務技官手帳の制式等について」の一部改正について	1．6	矯少　4	矯正局長通達
3　「子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報の警察への提供について」の一部改正について	1.27	矯成　107	矯正局長依命通達
4　「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の一部改正について	3.11	矯成　332	矯正局長通達
5　「刑事施設の保安表彰に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.14	矯成　337	矯正局長依命通達
6　「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.28	矯成　351	矯正局長依命通達
7　「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.28	矯成　352	矯正局長依命通達
8　少年受刑者に対する処遇及び若年受刑者に対するユニット型処遇等の充実について	3.28	矯成　353	矯正局長通達
9　「矯正施設警備救援規程の運用について」の一部改正について	3.28	矯成　409	矯正局長依命通達
10　「特別機動警備隊の運用について」の一部改正について	3.28	矯成　410	矯正局長依命通達
11　「矯正就労支援情報センター室における就労支援等の実施について」の一部改正について	3.28	矯成　411	矯正局長通達
12　「受刑者の移送について」の一部改正について	3.29	矯成　429	矯正局長依命通達
13　「矯正施設における通訳、翻訳等の業務及びその共助について」の一部改正について	3.29	矯成　432	矯正局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
14　少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の整備について	3.29	矯少　41	矯正局長通達
15　「矯正施設被収容者食料給与規程の運用について」の一部改正について	3.30	矯医　46	矯正局長依命通達
16　「被収容者に対する通常と異なる食事及び湯茶以外の飲料の支給について」の一部改正について	3.30	矯医　47	矯正局長通達
17　「被収容者に対するパンの給与について」の一部改正について	3.30	矯医　48	矯正局長通達
18　「被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿の取扱いについて」の一部改正について	3.31	矯成　468	矯正局長通達
19　「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」の一部改正について	7．5	矯成　904	矯正局長依命通達
20　駿府学園の被災に伴う管区外の少年院の指定に係る特例措置について	9.27	矯少　156	矯正局長通達
21　「駿府学園の被災に伴う管区外の少年院の指定に係る特例措置について」の廃止について	10．6	矯少　158	矯正局長通達
22　岡山少年院における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う管区外の少年院の指定に係る特例措置について	10.18	矯少　165	矯正局長通達
23　「岡山少年院における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う管区外の少年院の指定に係る特例措置について」の廃止について	11．4	矯少　168	矯正局長通達
24　矯正局及び矯正施設等における法務省情報セキュリティ対策基準運用細則について	12.26	矯総 4298	矯正局長通達
（保護局）			
1　「保護観察対象者が行う被害弁償等に関する法的支援における留意事項について」の一部改正について	3．8	保総　60	総務課長・観察課長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
2　「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の運用について」の一部改正について	3.10	保総　64	総務課長・観察課長通知
3　「更生保護における犯罪被害者等施策の実施状況の報告について」の一部改正について	3.22	保総　71	総務課長通知
4　「被害者等の意見等の聴取及び被害者等の心情等の伝達に関する事務の運用について」の一部改正について	3.22	保総　80	保護局長通達
5　「保護局長依命通達「被害者等の意見等の聴取及び被害者等の心情等の伝達に関する事務の運用について」の実施について」の一部改正について	3.22	保総　81	総務課長・観察課長通知
6　「更生保護就労支援事業の実施について」の一部改正について	3.25	保更　16	保護局長通達
7　「協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度の実施について」の一部改正について	3.28	保更　25	保護局長通達
8　「刑務所出所者等就労支援事業の推進について」の一部改正について	3.29	保更　24	保護局長通達
9　「アセスメントに基づく保護観察の実施について」の一部改正について	4．1	保観　75	保護局長通達
10　「「アセスメントに基づく保護観察実施要領」の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について	4．1	保観　76	保護局長通知
11　保護司セミナーを活用した保護司適任者確保の推進について	4.28	保更　49	保護局長通達
12　しょく罪指導プログラムを活用した保護観察の実施について	7．4	保観　101	保護局長通達
13　更生保護地域連携拠点事業の実施について	7.19	保更　68	保護局長通達
14　「恩赦事務処理要領の制定について」の一部改正について	9.30	保総　289	保護局長通達

題　名　又　は　件　名	月　日	記号番号	備　考
（人権擁護局）			
1　令和４年度の啓発活動重点目標及び啓発活動強調事項について	1.26	権啓　6	人権擁護局長通達
2　令和４年度における人権相談対応を支援する研修の実施について	3．4	権総　19	総務課長依命通知
3　「人権相談対応指針【総論】（第１版）」の策定について	3.10	権調　19	調査救済課長依命通知
4　令和４年度「子どもの人権ＳＯＳミニレター」事業の実施について	3.15	権調　20	調査救済課長通知
5　令和４年度における人権相談活動を強化するための取組の実施について	3.15	権調　22	人権擁護局長・全国人権擁護委員連合会会長通知
6　「人権相談対応指針【各論・ＤＶ】（第１版）」及び「人権相談対応指針【各論・新型コロナウイルス感染症】（第１版）」の策定について	4.15	権調　32	調査救済課長依命通知
7　「旧統一教会」問題・相談集中強化期間の実施について	9．2	権調　65	調査救済課長依命通知
8　「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について	10．6	権調　71	調査救済課長・人権啓発課長依命通知
9　「第74回人権週間」について	10．6	権啓　57	人権擁護局長通達
10　令和４年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について	10．6	権啓　60	人権擁護局長通達
11　「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の取りまとめを踏まえた今後の相談対応について	11.10	権調　85	調査救済課長依命通知

7　令和４年法務省主要行事等一覧

行　事　等　の　名　称	実　施　月　日
（秘書課）	
（会　同）	
検察長官会同	3.24・25、9.29
検事長会同	2.15、7.5、12.7
（人事課）	
司法試験	5.11・12・14・15
司法試験予備試験短答式試験	5.15
法務省専門職員（人間科学）採用試験	6.5、7.4～7
副検事の選考筆記試験	7.4
検察官特別考試筆記試験	7.5～7
司法試験予備試験論文式試験	7.9・10
刑務官採用試験	9.18、10.20～26
検察官特別考試口述試験	10.3・4
副検事の選考口述試験	10.6・7
司法試験予備試験口述試験	11.5・6
（会計課）	
矯正施設予算担当課長等会同	5.24
法務局・地方法務局会計課長会同	5.26
検察庁会計課長会同	5.27
地方更生保護委員会事務局総務課長及び会計課長会同	6.7
（施設課）	
矯正施設技官等協議会（Ｗｅｂ会議システム利用）	10.7
（民事局）	
法務局長事務打合せ会	1.12・13
法務局職員課長・新任地方法務局総務課長事務打合せ会	4.8
法務局総務部長・民事行政部長事務打合せ会	4.20
法務局長・地方法務局長会同	6.9・10
法務局・地方法務局首席登記官会同	9.26
法務局総務部長・民事行政部長会同	9.28・29

行　事　等　の　名　称	実　施　月　日
法務局民事行政調査官・統括監査専門官事務打合せ会	10.18
法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	10.28
法務局・地方法務局登記情報システム管理官事務打合せ会	11.22
法務局長事務打合せ会	12.1・2
法務局・地方法務局供託課長会同	12.15
（刑事局）	
司法修習生指導担当検事協議会	2.28
副検事会同	3.4
検察庁事務局長会同	6.14
令和４年度検察官・国税査察官合同中央協議会	9.7・8
全国次席検事会同	10.26・27
令和４年度検察官・国税査察官合同地方協議会	11.8～30
組織犯罪担当検事会同	11.21
公判担当検事会同	11.24
検務実務家会同	12.1
高等検察庁事務局長協議会	12.13
（矯正局）	
（会　同）	
矯正管区長等協議会	1.11
矯正管区長等協議会	5.31
少年院長会同	6.2
矯正施設自治体会議設立総会	6.12
刑事施設長会同	6.22
少年鑑別所長会同	7.14
女子刑事施設協議会	7.20
少年院処遇問題協議会	10.5
矯正管区長等協議会	10.11
鑑別・観護処遇・地域援助協議会	10.13
矯正医療対策協議会	10.23
被収容者処遇対策協議会	11.1
矯正管区第三部長等協議会	11.21・22
矯正管区首席管区監査官等協議会	11.24・25

行　事　等　の　名　称	実　施　月　日
矯正管区第二部長等協議会	11.30
矯正管区第一部長等協議会	12.5・6
（保護局）	
（会　同）	
地方更生保護委員会事務局長協議会	4.22
地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	6.16
地方更生保護委員会委員長会同	6.17
地方更生保護委員会委員長会同	10.12・13
地方更生保護委員会事務局長会同	11.24・25
地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官等会同	11.2・4・8・21・22
（その他）	
令和３年度医療観察制度中央連絡協議会	1.20
令和３年度更生保護女性会員中央研修	2.9・10
令和３年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会	3.1
令和４年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会	5.17
第59回“日本更生保護女性の集い”	6.20
第63回ＢＢＳ会員中央研修会	10.15・16
令和４年度保護司等中央研修会	10.18
令和４年度更生保護女性会員中央研修	10.19・20
令和４年度保護観察所首席社会復帰調整官等会議	12.21
（人権擁護局）	
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間	8.26～9.1
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	11.18～24
第74回人権週間	12.4～10
令和４年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間	12.10～16
政府主催国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」（東京都千代田区）	12.10
（出入国在留管理庁）	
第１回東京イミグレーション・フォーラム	3.2・3
中央協議会	5.31

行　事　等　の　名　称	実　施　月　日
地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同	6.29
第２回東京イミグレーション・フォーラム	12.12～14

8　令和４年法務省主要人事一覧

職　　名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
本　　省		
法　務　大　臣	古　川　禎　久	葉　梨　康　弘（4. 8.10）
		齋　藤　　健（4.11.11）
法　務　副　大　臣	津　島　　淳	門　山　宏　哲（4. 8.12）
大　臣　政　務　官	加　田　裕　之	高　見　康　裕（4. 8.12）
事　務　次　官	髙　嶋　智　光	
官　房　長	松　本　　裕	
官房政策立案総括審議官	吉　川　　崇	
官房公文書監理官	佐　藤　眞　琴	橋　本　洋　子（4. 4. 1）
官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	佐　竹　　毅	押　切　久　遠（4. 6.24）
官　房　審　議　官	柴　田　紀　子	
官　房　審　議　官	堂　薗　幹一郎	松　井　信　憲（4. 7.25）
官　房　審　議　官	保　坂　和　人	
官　房　審　議　官	花　村　博　文	小　山　定　明（4. 8. 1）
官　房　審　議　官	菊　池　憲　久	小　原　一　人（4. 4. 1）
官　房　審　議　官	福　原　道　雄	古　宮　久　枝（4. 1.17）
官　房　参　事　官	早　渕　宏　毅	小　林　隼　人（4. 7.25）
官　房　参　事　官	杉　原　隆　之	
官　房　参　事　官	大　谷　　太	
官　房　参　事　官	大　塚　雄　毅	神　渡　史　仁（4. 4. 1）
官　房　参　事　官	田　原　浩　子	岡　村　佳　明（4. 1.17）
官　房　参　事　官	新　谷　貴　昭	谷　中　文　彦（4. 4. 1）
官　房　参　事　官	森　田　強　司	
官　房　参　事　官	石　垣　智　子	

職名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
秘書課長	丸山嘉代	内野宗揮（4. 8.10）
人事課長	佐藤剛	
会計課長	松井信憲	民野健治（4. 7.25）
国際課長	渡部直希	松本剛（4. 6.24）
施設課長	松本麗	
厚生管理官	臺孝一	池田仁（4. 4. 1）
司法法制部長	竹内努	
司法法制課長	加藤経将	
審査監督課長	山上淳一	本多康昭（4. 3.31）
民事局長	金子修	
総務課長	村松秀樹	
民事第一課長	土手敏行	櫻庭倫（4. 4. 1）
民事第二課長	藤田正人	
商事課長	篠原辰夫	土手敏行（4. 4. 1）
民事法制管理官	内野宗揮	竹林俊憲（4. 9. 1）
刑事局長	川原隆司	
総務課長	大原義宏	
刑事課長	是木誠	
公安課長	岡本章	
刑事法制管理官	吉田雅之	
国際刑事管理官	関善貴	隄良行（4. 1.17）
矯正局長	佐伯紀男	花村博文（4. 8. 1）
総務課長	小山定明	細川隆夫（4. 8. 1）
成人矯正課長	細川隆夫	大竹宏明（4. 8. 1）
少年矯正課長	面岡潔子	
更生支援管理官	西岡慎介	谷口哲也（4. 4. 1）
矯正医療管理官	宮本哲也	
保護局長	宮田祐良	
総務課長	押切久遠	瀧澤千都子（4. 6.24）
更生保護振興課長	瀧澤千都子	杉山弘晃（4. 6.24）
観察課長	生駒貴弘	滝田裕士（4. 4. 1）

職名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
人権擁護局長	松下裕子	
総務課長	杉浦直紀	
調査救済課長	江口幹太	
人権啓発課長	鳥丸忠彦	高橋史典（4．4．1）
訟務局長	武笠圭志	春名茂（4．9．1）
訟務企画課長	小原一人	松本真（4．4．1）
民事訟務課長	松本真	澁谷勝海（4．4．1）
行政訟務課長	澁谷勝海	新谷貴昭（4．4．1）
租税訟務課長	小山綾子	吉田俊介（4．4．1）
訟務支援課長	古宮久枝	田原浩子（4．1.17）
（施設等機関）		
法務総合研究所長	上冨敏伸	
矯正研修所長	嶋﨑公弘	紀恵理子（4．4．1）

職　　名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
（地方支分部局）		
（法務局長）		
東　　京	坂　本　佳　胤	
大　　阪	末　永　雅　之	山　地　　修（4．4．1）
名古屋	鈴　木　裕　治	加　藤　　裕（4．7．1）
広　　島	數　原　裕　一	篠　原　辰　夫（4．4．1）
福　　岡	大　橋　光　典	大　手　昭　宏（4．4．1）
仙　　台	岩　崎　琢　治	菅　原　武　志（4．4．1）
札　　幌	冨　澤　清　治	伊　藤　敏　治（4．4．1）
高　　松	大　手　昭　宏	中　村　　誠（4．4．1）
（矯正管区長）		
東　　京	中　川　忠　昭	松　村　憲　一（4．4．1）
大　　阪	宮　地　重　光	平　床　隆　二（4．4．1）
名古屋	森　　伸　子	高　橋　昌　博（4．4．1）
広　　島	前　澤　幸　喜	南　部　和　彦（4．4．1）
福　　岡	宮　本　祐　康	水　元　伸　一（4．4．1）
仙　　台	岡　本　昌　之	大　串　　建（4．4．1）
札　　幌	中　島　　学	木　村　寛　一（4．4．1）
高　　松	水　元　伸　一	日　向　正　己（4．4．1）
（地方更生保護委員会委員長）		
関　　東	幸　島　　聡	古　田　康　輔（4．4．1）
近　　畿	田　中　一　哉	
中　　部	古　田　康　輔	西　岡　総一郎（4．4．1）
中　　国	西　岡　総一郎	三本松　　篤（4．4．1）
九　　州	岡　坂　吉　朗	大　塲　玲　子（4．4．1）
東　　北	大　塲　玲　子	杉　山　多　恵（4．4．1）
北海道	伊　達　泰　裕	
四　　国	三本松　　篤	古　川　芳　昭（4．4．1）

職　　名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
外　　局		
出入国在留管理庁長官	佐々木　聖　子	菊　池　　浩（4．8．2）
出入国在留管理庁次長	西　山　卓　爾	
審　　議　　官	佐　藤　　淳	福　原　道　雄（4．1.17）
審　　議　　官	中　川　　勉	
総　務　課　長	上　原　　龍	
政　策　課　長	近　江　愛　子	礒　部　哲　郎（4．4．1）
参　　事　　官	猪　股　正　貴	
参　　事　　官	藤　田　小　織	
出入国管理部長	丸　山　秀　治	
出入国管理課長	市　村　信　之	西　山　　良（4．4．1）
審　判　課　長	片　山　真　人	堀　越　健　二（4．7.25）
警　備　課　長	宮　尾　芳　彰	
在留管理支援部長	君　塚　　宏	
在留管理課長	本　針　和　幸	
在留支援課長	田　平　浩　二	渡　邉　浩　司（4．6.28）
情　報　分　析　官	簾　内　友　之	
（地方出入国在留管理局長）		
東　　京	石　岡　邦　章	
大　　阪	小　出　賢　三	
名　古　屋	北　村　晃　彦	
広　　島	吉　村　真　弘	中　山　昌　秋（4．4．1）
福　　岡	木　村　久　義	
仙　　台	菅　野　典　子	
札　　幌	石　崎　勇　一	
高　　松	中　山　昌　秋	市　村　信　之（4．4．1）
（公安審査委員会）		
公安審査委員会委員長	貝阿彌　　誠	
（公安調査庁）		
公安調査庁長官	和　田　雅　樹	
公安調査庁次長	横　尾　洋　一	田野尻　　猛（4．8．1）
公安調査庁研修所長	丸　谷　明　彦	赤　木　俊　則（4．7.25）

職名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
（公安調査局長）		
関東	井上滋文	
近畿	猪股浩司	
中部	浅野栄二	
中国	岡村雅弘	
九州	平石積明	
東北	井上雅登	
北海道	黒木章秀	
四国	下石畑厚	

職名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
検察庁		
（最高検察庁）		
検事総長	林　眞琴	甲斐行夫（4. 6.24）
次長検事	落合義和	山上秀明（4. 6.24）
事務局長	中山敏之	大西忠広（4. 4. 1）
（高等検察庁）		
（検事長）		
東京	甲斐行夫	落合義和（4. 6.24）
大阪	曽木徹也	
名古屋	大塲亮太郎	
広島	畝本直美	
福岡	中原亮一	田辺泰弘（4. 6.24）
仙台	辻　裕教	
札幌	田辺泰弘	小山太士（4. 6.24）
高松	山上秀明	畝本　毅（4. 6.24）
（事務局長）		
東京	髙澤弘幸	岩田伸雅（4. 4. 1）
大阪	岩坂敏光	舟川勝美（4. 4. 1）
名古屋	武藤久夫	鈴石勝彦（4. 4. 1）
広島	大西忠広	石川　彰（4. 4. 1）
福岡	岩田伸雅	黒川琢朗（4. 4. 1）
仙台	黒川琢朗	川鍋　奨（4. 4. 1）
札幌	鈴石勝彦	渡辺　浩（4. 4. 1）
高松	舟川勝美	臺　孝一（4. 4. 1）
（地方検察庁）		
（検事正）		
東京	久木元　伸	
横浜	小山太士	齋藤隆博（4. 6.24）
さいたま	吉田安志	林　秀行（4. 6.24）
千葉	森本和明	
水戸	長谷川　保	
宇都宮	佐藤隆文	保坂直樹（4. 4.11）
前橋	山口英幸	清野憲一（4.11. 1）

職名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
静岡	伊藤栄二	
甲府	野下智之	岸毅（4. 4.11）
長野	古谷伸彦	勝山浩嗣（4. 4.11）
新潟	永幡無二雄	
大阪	畝本毅	山本真千子（4. 6.24）
京都	秋山実	宇川春彦（4. 4.11）
神戸	岩山伸二	山口英幸（4.11. 1）
奈良	工藤恭裕	伊藤伸次（4.11. 1）
大津	森本加奈	花﨑政之（4. 6.24）
和歌山	飯島泰	宮地佐都季（4. 4.11）
名古屋	河瀬由美子	
津	北岡克哉	
岐阜	保坂直樹	横田希代子（4. 4.11）
福井	金木秀文	築雅子（4. 4.11）
金沢	小沢正明	吉田克久（4. 6.24）
富山	田野尻猛	佐藤淳（4. 1.17）
広島	宇川春彦	瀬戸毅（4. 4.11）
山口	石山宏樹	安藤浄人（4. 6.24）
岡山	木村匡良	竹中理比古（4. 4.11）
鳥取	花﨑政之	山下裕之（4. 6.24）
松江	林享男	
福岡	林秀行	髙橋久志（4. 6.24）
佐賀	松井洋	
長崎	木下雅博	川北哲義（4. 6.24）
大分	中澤康夫	新河隆志（4. 1.17）
熊本	石﨑功二	
鹿児島	内藤秀男	
宮崎	竹中理比古	眞田寿彦（4. 4.11）
那覇	平光信隆	
仙台	髙橋久志	飯島泰（4. 6.24）
福島	山田英夫	
山形	友添太郎	佐久間佳枝（4. 6.24）
盛岡	岡田博之	鎌田隆志（4. 4.11）
秋田	小橋常和	馬場浩一（4. 1.17）

職名	令和４年１月１日現在	令和４年12月31日までの異動
青森	織田武士	
札幌	恒川由理子	鈴木眞理子（4. 6.24）
函館	和田澄男	菱沼　洋（4. 6.24）
旭川	澁谷博之	山内由光（4. 6.24）
釧路	作原大成	
高松	山西宏紀	
徳島	北　佳子	
高知	横田希代子	堀内伸浩（4. 4.11）
松山	小池　隆	

9　第208回通常国会提出法律案審議経過一覧

（R4.1.17～R4.6.15 150日間）

区分／件名	閣議	国会 提出月日	国会 番号	衆議院 委員会 付託月日	衆議院 委員会 提案理由	衆議院 委員会 審議日	衆議院 委員会 採決月日	衆議院 本会議 採決月日	参議院 委員会 付託月日	参議院 委員会 趣旨説明	参議院 委員会 審議日	参議院 委員会 採決月日	参議院 本会議 採決月日	公布月日	法律番号	施行月日	備考
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	2/1	2/1 衆17:00 参17:02	12	3/1	3/2	3/4、3/9	3/9	3/10	3/30	3/31	4/14	4/14	4/15	4/22	30	令和４年４月22日	附帯決議（衆） 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	2/1	2/1 衆17:00 参17:02	13	3/1	3/2	3/4、3/9	3/9	3/10	3/30	3/31	4/14	4/14	4/15	4/22	31	令和４年10月１日	趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
民事訴訟法等の一部を改正する法律案	3/8	3/8 衆17:00 参17:02	54	3/22	3/23	3/25、4/13、4/15、4/20	4/20	4/21	4/25	4/26	4/28、5/10、5/12、5/17	5/17	5/18	5/25	48	一部の規定を除き、公布の日から起算して４年を超えない範囲内において政令で定める日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
刑法等の一部を改正する法律案	3/8	3/8 衆17:00 参17:02	57	4/21	4/22	4/26、4/27、5/11、5/13、5/18	5/18	5/19	5/20	5/24	5/24、6/2、6/7、6/10	6/10	6/13	6/17	67	一部の規定を除き、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日	本会議登壇：４/21（衆）５/20（参） 附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	3/8	3/8 衆17:00 参17:02	58	4/21	4/22	4/26、4/27、5/11、5/13、5/18	5/18	5/19	5/20	5/24	5/24、6/2、6/7、6/10	6/10	6/13	6/17	68	一部の規定を除き、刑法等の一部を改正する法律の施行の日	本会議登壇：４/21（衆）５/20（参） 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
（議員立法）																	
戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案		3/29	衆22	6/14													提出者：鈴木庸介（衆・立）外５名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産

区分 / 件名	閣議	国会 提出月日	国会 番号	衆議院 委員会 付託月日	衆議院 委員会 提案理由	衆議院 委員会 審議日	衆議院 委員会 採決月日	衆議院 本会議 採決月日	参議院 委員会 付託月日	参議院 委員会 趣旨説明	参議院 委員会 審議日	参議院 委員会 採決月日	参議院 本会議 採決月日	公布月日	法律番号	施行月日	備考
刑法等の一部を改正する法律案		4/20	衆31	4/21	4/22	4/26、4/27、5/11、5/13、5/18	5/18										提出者：米山隆一（衆・立）外２名 否決 趣旨説明要求：維新、国民、共産
国家賠償法の一部を改正する法律案		6/7	衆52	6/14													提出者：階猛（衆・立）外５名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産
民法の一部を改正する法律案		6/8	衆53	6/14													提出者：枝野幸男（衆・立）外10名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新
難民等の保護に関する法律案		5/12	参11														提出者：石橋通宏（参・立）外４名 廃案 趣旨説明要求：自民、維新、公明、国民
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案		5/12	参12														提出者：石橋通宏（参・立）外４名 廃案 趣旨説明要求：自民、維新、公明、国民
刑法等の一部を改正する法律案		6/6	参28														提出者：有田芳生（参・立）外２名 廃案 趣旨説明要求：自民、維新、公明、国民、共産

10　第210回臨時国会提出法律案審議経過一覧

（R4.10.3～R4.12.10 69日間）

区分／件名	閣議	国会 提出月日	国会 番号	衆議院 委員会 付託月日	衆議院 委員会 提案理由	衆議院 委員会 審議日	衆議院 委員会 採決月日	衆議院 本会議 採決月日	参議院 委員会 付託月日	参議院 委員会 趣旨説明	参議院 委員会 審議日	参議院 委員会 採決月日	参議院 本会議 採決月日	公布月日	法律番号	施行月日	備考
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	10/7	10/7 衆17:00 参17:02	3	10/25	10/26	10/28	11/2	11/4	11/7	11/8	11/10、 11/17	11/17	11/18	11/28	90	令和４年11月28日	趣旨説明要求：立憲、維新、国民、共産
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	10/7	10/7 衆17:00 参17:02	4	10/25	10/26	10/28	11/2	11/4	11/7	11/8	11/10、 11/17	11/17	11/18	11/28	91	令和４年11月28日	趣旨説明要求：立憲、維新、国民、共産
民法等の一部を改正する法律案	10/14	10/14 衆17:00 参17:02	12	11/1	11/2	11/8、11/9	11/9	11/17	11/18	11/22	12/6、12/8	12/8	12/10	12/16	102	令和６年４月１日（懲戒権に関する規定等については令和４年12月16日施行）	本会議登壇：11/1（衆）11/18（参） 附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立憲、維新、国民、共産
（議員立法）																	
戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案		(208) 3/29	(208) 衆22	(208) 6/14 (209) 8/3 (210) 10/3													提出者：鈴木庸介（衆・立）外５名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産
国家賠償法の一部を改正する法律案		(208) 6/7	(208) 衆52	(208) 6/14 (209) 8/3 (210) 10/3													提出者：階猛（衆・立）外５名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産
民法の一部を改正する法律案		(208) 6/8	(208) 衆53	(208) 6/14 (209) 8/3 (210) 10/3													提出者：枝野幸男（衆・立）外10名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新

11 年 表

（令和４年１月１日～令和４年12月31日）

月　日	事　　項
2月 8日	駐日米国大使が法務大臣を表敬訪問
2月28日	駐日トルコ大使が法務大臣を表敬訪問
3月11日	駐日ウクライナ大使が法務大臣を表敬訪問
3月15日	駐日フランス大使が法務大臣を表敬訪問
3月25日	駐日オーストラリア大使が法務大臣を表敬訪問
3月30日	駐日ポーランド大使が法務大臣を表敬訪問
6月26日 ～30日	法務大臣が政府要人との意見交換等のためタイ及びベトナムに出張
7月25日	国連薬物・犯罪事務所事務局長が法務大臣を表敬訪問
8月25日	駐日米国大使が法務大臣を表敬訪問
9月 6日	ベトナム労働・傷病兵・社会問題大臣が法務大臣を表敬訪問
9月 7日	駐日英国大使が法務大臣を表敬訪問
9月15日	ウズベキスタン汚職対策庁長官が法務大臣を表敬訪問
10月 1日 ～ 7日	法の日週間
10月14日	ウズベキスタン雇用・労働関係大臣が法務大臣を表敬訪問
10月21日	国際刑事裁判所所長が法務大臣を表敬訪問
10月24日	ウズベキスタン司法大臣が法務大臣を表敬訪問
11月 8日	国連難民高等弁務官が法務大臣を表敬訪問
12月 5日	欧州評議会事務局長が法務大臣を表敬訪問
12月12日	駐日英国大使が法務大臣を表敬訪問
12月13日	駐日オーストラリア臨時代理大使が法務大臣を表敬訪問
12月16日	韓国大法院量刑委員会委員長が法務大臣を表敬訪問
12月20日	駐日米国大使が法務大臣を表敬訪問
12月23日	ウズベキスタン外務大臣が法務大臣を表敬訪問

法 務 年 鑑　令和４年　　【非売品】

令和 5 年 11 月発行

法務省大臣官房司法法制部司法法制課
〒100-8977　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
電話　03（3580）4111 内線 2366
https://www.moj.go.jp/ （法務省ホームページ）

法 務 省 機 構 図

（令和４年１月１日現在）
〔備考　令和４年12月31日現在の機構図は、巻頭見返しを参照〕

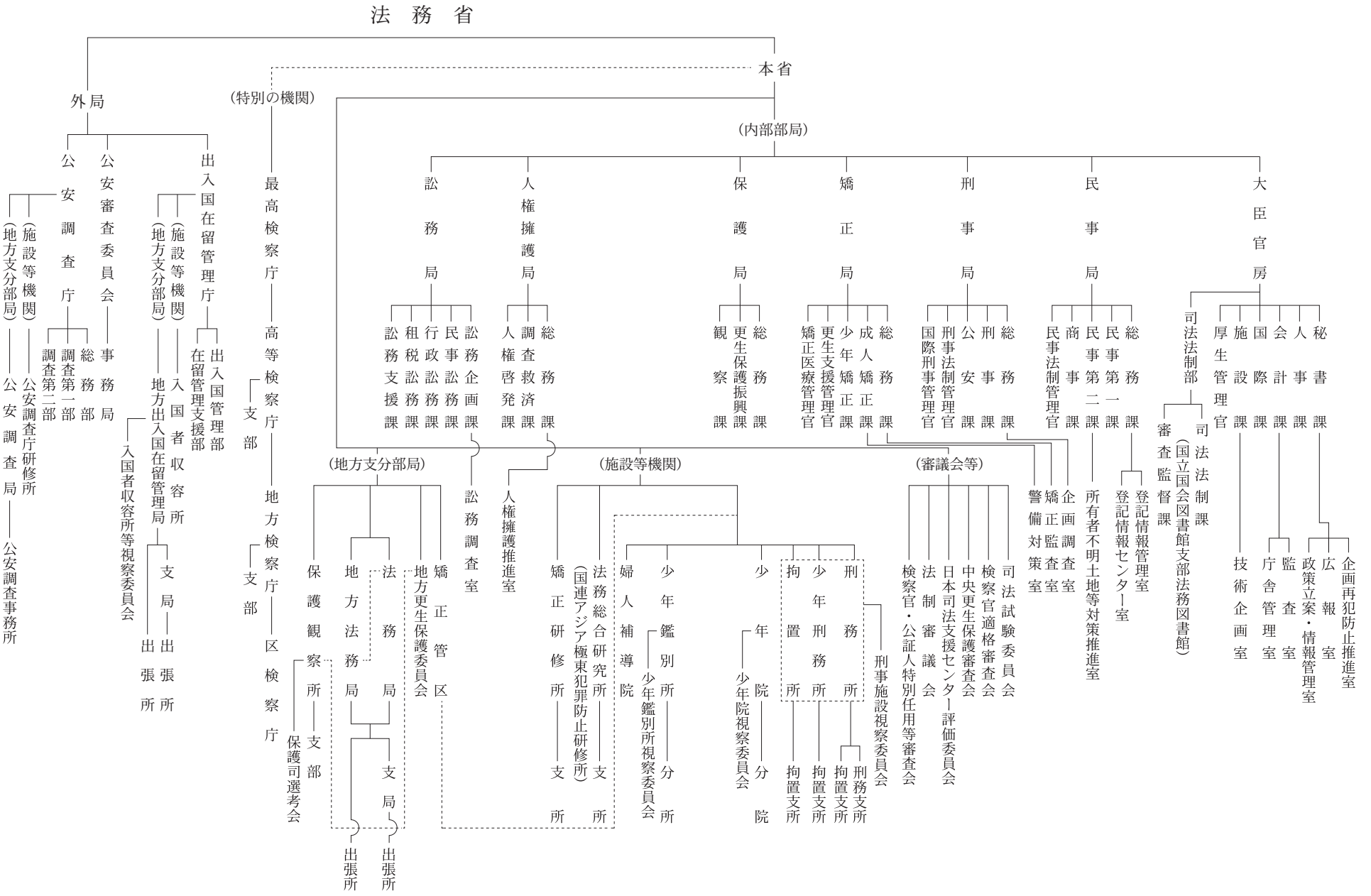

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。